

第368回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月21日	木	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（23日間） 議案の上程38件（予算4、条例3、その他8、報告23） 提出者の説明 濱田知事 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙 議席の一部変更
22日	金	休 会	議案精査
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	議案精査
26日	火	休 会	議案精査
27日	水	本会議	質疑並びに一般質問 土居議員 細木議員 岡田(竜)議員
28日	木	本会議	質疑並びに一般質問 武石議員 寺内議員 槇尾議員
29日	金	本会議	質疑並びに一般質問 土森議員 下村議員
30日	土	休 会	
10月1日	日	休 会	
2日	月	休 会	議案精査
3日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 桑鶴議員 岡本議員 田所議員 大石議員 西森(美)議員 樋口議員 久保議員
4日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 中根議員 橋本議員 依光議員 金岡議員 上田議員 田中議員 西内議員 加藤議員 決算特別委員会の設置 委員会付託
5日	木	休 会	委員会審査
6日	金	休 会	委員会審査
7日	土	休 会	

8日	日	休 会	
9日	月	休 会	(祝日)
10日	火	休 会	委員会審査
11日	水	休 会	委員会審査
12日	木	休 会	
13日	金	本会議	委員長報告 修正動議 (議発第2号) 提出者の説明 はた議員 討論 西内議員 採決 議案の追加上程 (第16号) 提出者の説明 濱田知事 採決 議員派遣に関する件 (議発第1号) 採決 議案の上程 (議発第3号—議発第6号) 採決 継続審査の件 閉会

第368回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6
高知県競馬組合議会議員の補欠選挙	19
議席の一部変更	19

第2日（9月27日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	21
議事日程	22
諸般の報告	23
質疑並びに一般質問	
土居議員	23
1 政治姿勢（1期4年間の総括及び2期目への目標と決意）について	23
2 県経済の基本的課題への対応（事業者支援の方針、ゼロゼロ融資の元利返済への支援、人手不足解消への対応、外国人材の継続的な確保、最低賃金改定への評価及び県経済の成長と好循環につなげる取組）について	24

3	新型コロナウイルス感染症への対応（現下の認識と医療体制・ワクチン接種体制確保の備え、内閣感染症危機管理統括庁などへの期待と今後の対策）について	27
4	マイナンバー制度への不安払拭に向けた取組について	27
5	少子化・人口減少対策及び中山間地域再興ビジョン（人口減少対策の位置づけと抜本強化の方向性、出会い・結婚支援政策の抜本強化、産科の現状認識と今後の対応、県内で安心して妊娠・出産ができる体制確保、年間移住者数の目標の考え方と取組手段）について	28
6	農林水産業支援策（農産物の適正価格形成の実現、化学肥料の輸入依存からの転換、再造林の促進、中国による日本産水産物輸入の全面停止措置の影響についての受け止めと今後の対応）について	29
7	商工・観光政策（台湾定期チャーター便を活用した交流と高知龍馬空港の機能強化、台湾からの観光客の満足度を高める取組、らんまんの効果を生かした取組と次期観光戦略の狙いや取組、県内での精米体制の維持と効果、精米事業の持続可能性の展望）について	31
8	教職員の不祥事（第三者委員会の設置意図と会議での議論、今後の対応、今後の防止対策と決意）について	32
9	市街化調整区域における開発規制の緩和について	33
	濱田知事	33
	松岡商工労働部長	40
	家保健康政策部長	41
	山地子ども・福祉政策部長	42
	中村中山間振興・交通部長	43
	杉村農業振興部長	44
	武藤林業振興・環境部長	44
	山脇観光振興部長	45
	沖本産業振興推進部長	45
	長岡教育長	46
	荻野土木部長	48
	土居議員	48
	濱田知事	48
	土居議員	49
	細木議員	49
1	政治姿勢（ALPS汚染水の影響に対する水産業者を対象とした相談窓口の状況と支援、国の対応、県事業実施への影響、IAEA報告書への認識と説明のない現状、海洋放出の中止と解決方法の検討、マイナ保険証をめぐる混乱、保険証廃止撤回、脱炭素社会推進アクションプランの取組の進捗と充実、	

クールビズ期間中の上着の着用、若い世代が社会を動かす取組、県立学校や公的施設の断熱化と再生可能エネルギーの導入、民間住宅の断熱リフォーム制度拡充強化、気候変動に関する子供たちへの情報提供や意見表明の場づくり、有機農業の取組状況、子供の医療費無料化、学校給食の効果と意義及び無償化への支援) について……………	49
2 防災（関東大震災に関する歴史認識、災害時のデマへの対応、避難所の環境整備改善、子供の福祉避難所の現状と指定促進、予測情報提供の実用化準備、指定暑熱避難施設の指定と開放、生活福祉資金によるエアコン購入の周知）について……………	54
3 教育行政（標準時数超過の状況、改善、長時間労働の改善状況、給特法の改正、教職員の未配置解決策、定数の見直し、採用審査日程と受審者確保の手だて）について……………	56
4 インボイス制度（導入の延期）について……………	58
5 電気代の引き下げについて……………	59
濱田知事……………	59
長岡教育長……………	65
荻野土木部長……………	67
杉村農業振興部長……………	67
中岡危機管理部長……………	68
山地子ども・福祉政策部長……………	69
武藤林業振興・環境部長……………	70
細木議員……………	71
濱田知事……………	72
長岡教育長……………	73
細木議員……………	73
岡田(竜)議員……………	74
1 政治姿勢（リーダーとしての姿勢に関する4年間の総括、少子化対策と子育て環境の充実）について……………	74
2 人と動物の共生社会（動物愛護センター設置への決意、猫の不妊・去勢手術の助成状況、助成制度の改善、専業としての狩猟者育成、ニホンカモシカ捕獲に向けた管理計画策定、アニマルウエルフェア普及に向けた畜産試験場の環境改善、畜産物のEU向け輸出に向けた施設整備）について……………	74
3 林業振興（ウッドショックの総括、木材需要に応じた原木供給、原木生産量の目標値の根拠と実現可能性、皆伐と更新に関する指針の規律性、再造林への補助、再造林推進プランの継続、環境と経済のバランス）について……………	78
4 スポーツの機会確保と拡充（全ての子供のスポーツ機会と関わる指導者の確保、障害者スポーツセンターを利用する精神障害者への取組、職員の増員、	

オンラインによるスポーツ活動、県内遠方在住者のスポーツ科学センターによる競技力向上、指導者育成、健常者と障害者が共に活動する施設への運用、スポーツ課の位置づけ) について	81
濱田知事	84
家保健康政策部長	87
中村中山間振興・交通部長	87
杉村農業振興部長	88
武藤林業振興・環境部長	89
岡村文化生活スポーツ部長	91
岡田(竜)議員	93
家保健康政策部長	94
中村中山間振興・交通部長	95
岡田(竜)議員	95

第3日(9月28日)

出席議員	97
欠席議員	97
説明のため出席した者	97
事務局職員出席者	98
議事日程	98
諸般の報告	99
質疑並びに一般質問	
武石議員	99
1 知事の所信(1期目の点数、評価する点と道半ばの点及び支持を得ていると考える点、職員の仕事ぶりや組織マネジメント)について	99
2 県職員の働き方改革(公務員のなり手不足と働き方の現状、県庁ワークスタイル変革プロジェクトに期待する成果と留意点、効率的かつ健康的に働く取組)について	100
3 デジタル化(自治体DXの現状評価と市町村支援、マイナンバーカード保有率と保有の意義、生成AIの利活用、知事の業務や個人での利用、教育分野での活用)について	101
4 物流の2024年問題(影響と対策)について	102
5 ヘルスケアモビリティ(現状と課題への対応、医療DXの推進)について	103
6 ICT活用工事(現状把握と今後の展開及び人手不足への対応)について	104
7 将来を見据えた農林水産分野における基本計画の策定(10年後・20年後を見	

据えた計画、現状と振興策) について……………	105
8 畜産・酪農 (DX活用の成果と課題、飼料自給率の向上と遊休農地の利活用) について……………	106
9 観光振興 (インバウンド対策のコンテンツづくり、宿泊施設の人手不足対応とDX活用、事業承継) について……………	106
10 ユニバーサルツーリズムについて……………	107
11 高齢者の就業支援について……………	108
濱田知事……………	109
長岡教育長……………	119
武石議員……………	120
寺内議員……………	121
1 行政経営 (見解、今後の経済対策) について……………	121
2 県職員などが築いた人脈の継承について……………	121
3 ふるさと納税 (学校を指定したふるさと納税の導入) について……………	122
4 鏡川工業用水道 (内部留保資金を含めた直近の経営状況、管路の法定耐用年数超過率と耐震化率、財源も含めた今後の管路耐震化計画) について……………	122
5 水道施設の耐震化 (受皿組織づくりの推進と活用、水道事業耐震化計画書の策定状況と施設・基幹管路の耐震化率、高知市の協力) について……………	123
6 盛土規制法 (改正内容と県民への周知、高知市と足並みを合わせた計画、ストックヤードの所有) について……………	123
7 足摺宇和海国立公園 (鶴来島第1防波堤施設機能強化工事とサンゴやウミヒルモなどへの配慮、事前の情報収集、黒潮生物研究所の捉え方、研究所との連携強化、公設試験研究機関の役割と評価) について……………	124
8 漁業情報提供システムNABRAS (海況予測の精度向上) について……………	125
9 乳幼児医療費助成制度 (子供医療費助成制度に改め対象年齢を拡大すること) について……………	126
10 手話言語条例 (障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の成立と附帯決議の意義、高知県手話言語条例の制定) について……………	126
11 若年がん患者の在宅療養支援制度について……………	127
12 よさこい祭り (第70回よさこい祭りの感想、よさこいアンバサダー認定制度の内容と成果) について……………	128
濱田知事……………	128
徳重総務部長……………	133
笹岡公営企業局長……………	133
家保健康政策部長……………	134
荻野土木部長……………	135

松村水産振興部長	136
山脇観光振興部長	138
寺内議員	138
濱田知事	139
武藤林業振興・環境部長	140
寺内議員	140
濱田知事	141
槇尾議員	141
1 少子化対策（安心して子育てできる環境づくり、産婦人科医の確保、妊婦の 通院に要する移動費等への支援、男性の家事・子育て参画を高める取組）に ついて	141
2 女性活躍推進（助成金メニューの中小企業への浸透、誰もが働きやすい職場 環境の推進）について	143
3 農業振興（女性が農業を職業の一つとして捉えられるような県の取組、受入 れ体制側の意識醸成、ビール麦栽培の可能性）について	145
4 教育（農業を学べる高校への起業家教育の導入、教育現場での女性管理職の 登用）について	146
5 工業振興（製造業のデジタル化推進）について	147
6 医療（慢性腎臓病対策の推進、薬剤師の現状と確保）について	147
濱田知事	148
家保健康政策部長	149
山地子ども・福祉政策部長	150
松岡商工労働部長	151
杉村農業振興部長	152
長岡教育長	154
槇尾議員	154

第4日（9月29日）

出席議員	157
欠席議員	157
説明のため出席した者	157
事務局職員出席者	158
議事日程	158
諸般の報告	159
質疑並びに一般質問	

土森議員	159
1 中山間地域再興ビジョン（ビジョン策定にかける決意、20歳から34歳までの年齢層における女性の割合に関する目標、地域の伝統的な祭りや民俗芸能の位置づけ）について	159
2 県庁のDXの効果を県民が実感できる取組（デジタル技術を活用した未来の県庁の姿、情報化統括監の配置、職員に対する人材育成支援）について	161
3 メガクライシス後の復興（民間団体と行政の力を合わせた取組、施設の建て替え支援）について	162
4 経営指導員の在り方（商工会議所における設置基準の見直し）について	163
5 教員の働き方改革（改革の状況と今後の取組、個人に配慮した人事異動の在り方、教員の能力評価、ハラスメントの抜本的対策）について	163
6 家族（学校での価値や意義の教育、在宅育児家庭への支援制度導入）について	165
7 国旗・国歌（理解を深める教育）について	165
8 主権者教育（若者世代の投票率向上）について	166
9 国土強靱化（3か年緊急対策と5か年加速化対策の効果及び継続への取組）について	167
濱田知事	168
中村中山間振興・交通部長	170
徳重総務部長	170
松岡商工労働部長	171
長岡教育長	172
山地子ども・福祉政策部長	175
荻野土木部長	175
土森議員	176
下村議員	177
1 少子化対策（出生数の目標設定や取組の方向性）について	177
2 DXの推進（ガバメントクラウド接続に係る市町村負担、統一したデータ連携基盤の構築と活用に関する市町村支援、市町村職員の意識変革を促す支援、地域医療システム統合の時期）について	178
3 農業振興（食料安全保障の観点から見た現状認識、適正な価格形成に向けた取組状況）について	179
4 林業振興（外国人材の受入れ状況、今後の取組）について	180
5 水産業振興（現状認識、持続的に守り育てる取組）について	180
6 グローバル化の取組（南米移住地への訪問と市町村長への参加要請、拠点整備に必要な資金援助の仕組みの構築、日本人移民の歴史に触れる教材作成）について	181

7 学校事務職員の不祥事（前学校長の管理力や組織マネジメント、学校長に求められる資質能力と今後の育成、異動先の管理職への申し送り、学校事務へのサポート体制の必要性）について……………	183
8 公正取引委員会による処分への対応について……………	185
濱田知事……………	185
徳重総務部長……………	189
家保健康政策部長……………	190
杉村農業振興部長……………	191
武藤林業振興・環境部長……………	191
岡村文化・生活スポーツ部長……………	192
長岡教育長……………	192
下村議員……………	193

第5日（10月3日）

出席議員……………	195
欠席議員……………	195
説明のため出席した者……………	195
事務局職員出席者……………	196
議事日程……………	196
諸般の報告……………	197
質疑並びに一般質問（一問一答）	
桑鶴議員―（濱田知事、杉村農業振興部長、沖本産業振興推進部長、長岡教育長、武藤林業振興・環境部長）……………	197
1 農業振興（本県農業の魅力の若者への発信、産学官連携のこれまでの取組、今後の取組、環境制御技術の露地栽培への活用、農業分野のイノベーション、直売所への支援策、6次産業化の相談窓口、取組への支援、新商品づくりへの支援、高知農業高校畜産総合科の魅力化、家畜感染症の危機管理、環境負荷軽減の取組、家畜の排せつ物等から発生するメタンガスの活用）について……………	197
2 再生可能エネルギー（市町村の脱炭素化へのサポート、小水力発電の取組状況）について……………	204
岡本議員―（濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、荻野土木部長、徳重総務部長、長岡教育長、家保健康政策部長）……………	206
1 中山間地域再興ビジョン（寂れた根本的原因、若者が活躍するための林業の取組、農業参入しやすい制度の政策提言、学校存続、婚活サポーターが活動しやすい環境づくり）について……………	206

2	四万十市下田の看護大学誘致問題と今後（四万十市長から知事への報告時の認識、空き家対策総合支援事業への県の助言、学生確保の課題、地方創生拠点整備交付金申請に係る現地調査と審査、誘致の頓挫に係る県の責任、子供たちが提案する小中一貫校設立への県の支援）について……………	208
3	食料自給率向上と四万十市新食肉センター整備の意義（食料自給率向上、畜産振興の取組、整備への支援、高知県食肉センターとの一体的な整備）について……………	211
4	野良猫の保護活動の支援（収容数と殺処分数の推移の分析、集中的手術の予算上限枠が増えた理由と効果、今後の取組）について……………	214
田所議員一（濱田知事、山脇観光振興部長、山地子ども・福祉政策部長、杉村農業振興部長、松村水産振興部長、松岡商工労働部長）……………		
1	観光振興（関西連携による活性化、収益力の高い産業への転換、MICEの誘致、地域DMOに期待する役割、増やすための支援や連携、消費を促すためのブランディングと付加価値、レスポンシブルツーリズムの取り入れ、ツアーウエーツーリズムの促進）について……………	216
2	貿易（人権デューデリジェンスの進捗、2024年問題の農産物輸送への影響、水産物輸送への影響、運送業者・生産者の声を農産物の政策に生かすこと、水産物の政策に生かすこと、特定地域に偏らない販路の確保）について……………	220
大石議員一（濱田知事、長岡教育長、中村中山間振興・交通部長、岡村文化生活スポーツ部長、家保健康政策部長）……………		
1	県経済の成長力（インバウンド観光客の消費拡大に向けた戦略構築、事業者支援、一次産業や観光にかかわる県立高等学校の取組の総括、今後の目標、具体的な取組、地域みらい留学の拡大、運転手の減少を踏まえたタクシーの位置づけ）について……………	224
2	グローバル化（友好交流先との若者世代同士の交流、県史編さんに関する海外資料の調査）について……………	230
3	高知ユナイテッドスポーツクラブと高知ファイティングドッグス（社会的意義、今後の支援）について……………	232
4	高知南中・高校跡地（現状の取扱い、今後の方向性）について……………	233
5	ハンセン病（記録と伝承の必要性、学びの機会の提供、知事によるハンセン病療養所への訪問）について……………	234
西森(美)議員一（濱田知事、中岡危機管理部長、山地子ども・福祉政策部長、荻野土木部長、長岡教育長）……………		
1	風水害対策（南海トラフ地震対策推進地域本部の見直し、風水害発生時の災害対策支部としての機能強化、平常時の対策、市町村への情報共有、配備体制の実績、気象防災アドバイザーの現状、活用、高知県防災アプリの周知、視覚障害者への情報取得支援、高知ろう学校への雨水貯留施設設置の検討結	

果、紅水川流域浸水被害への総合的対策) について……………	235
2 いじめ重大事態への対応 (国からのチェックリストの配布、発生後の対応、 調査結果の公表、再発防止の取組、市町村教育委員会への働きかけ) につい て……………	245
樋口議員— (濱田知事、杉村農業振興部長、長岡教育長、松村水産振興部長、中村中 山間振興・交通部長) ……………	247
1 県の政策と長期課題 (戦後の政策、30年・50年スパンのビックプロジェクト) について……………	247
2 国に対して農村子育てモデル地区の指定を求めることについて……………	249
3 学校での重大事故 (農業大学校の事故報告時期、事故の対応、公立学校での 速やかな事故報告) について……………	250
4 沿岸漁業の軽油引取税の免税対象者でない者への救済について……………	250
5 移住者数と同時に定住者数を示すことについて……………	251
久保議員— (山地子ども・福祉政策部長、家保健康政策部長、濱田知事、杉村農業振 興部長、井上副知事、山脇観光振興部長、高清水警察本部長) ……………	252
1 介護予防 (現在の高齢化率、10年前の率、本年度の高齢者医療・介護予算、 10年前の予算、男性の健康寿命、女性の健康寿命、延伸のヒント、専門的見 地からの内容、県・市町村の取組、健康寿命延伸のための効用、一元的に取 り扱う課室の創設) について……………	252
2 農業 (過去30年間の農業従事者数の推移、世代の推移、農業産出額の推移、 農地面積の推移、新たな交換留学制度、適正な価格形成に関する協議会の内 容、価格形成の考え方、食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討の最終 答申、地方意見交換会で最も多かった意見、見解、本県の実情に合った生産 コスト指標採用に向けた提言を行う決意) について……………	256
3 観光 (国際線ターミナル完成までのスケジュール、外国航空会社との接触、 夜の観光の充実、違法な客引き対策、台湾で連続テレビ小説らんまんが字幕 放送された場合の本県のPR) について……………	261

第6日 (10月4日)

出席議員……………	265
欠席議員……………	265
説明のため出席した者……………	265
事務局職員出席者……………	266
議事日程……………	266
質疑並びに一般質問 (一問一答)	

中根議員一（長岡教育長）	267
1 パワハラ・セクハラ問題（県教育委員会の被害者への姿勢に対する反省、第2の加害者としての検証、第三者委員会での被害者への聞き取り、ハラスメント事案と認識した時点、認定後の被害者への対応、当然の対応がなされなかった原因と責任、教育委員会の身内意識、適切な対応への認識、現場の意識改善、被害者を守るためにすべきだったこと、納得できる対応、被害者の声に基づく検証を行える専門機関の設置、第三者委員会を原則非公開としていること、会議の公開に関する指針の認識、対応マニュアルの見直し、外部相談員の追加配置、課題見直しにおける具体的な日程）について	267
2 特別支援教育の体制（医療的ケア看護職員数及び正規雇用と会計年度任用職員の人数、必要数の配置、勤務時間に対する現場の声の受け止め、看護職員を全て正規職員として採用すること、特別支援学校修学旅行介助者取扱要綱、介助者不在により修学旅行に行けなかった事例、介助者は保護者を原則とする規定の削除、引率教員の見直し）について	275
橋本議員一（沖本産業振興推進部長、濱田知事、清水警察本部長、松村水産振興部長）	278
1 人口激減社会（高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる将来展望の算定根拠、実現可能性、出生率向上に向けた取組の総括、目標実現に向けた新たな対策、国よりも先取りした政策の決断）について	278
2 県警察でのドローン活用（必要性の認識、利用実績、保有数と操縦技術者数、全警察署への配備、来年度予算要求）について	282
3 共同漁業権の適切な運用について	284
依光議員一（徳重総務部長、濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、武藤林業振興・環境部長、中岡危機管理部長）	284
1 県内市町村の今後（職員の確保が困難な実態、役場機能が果たせなくなるおそれ）について	284
2 富山型デイサービスのような地域密着の新しい福祉スタイルの検討について	286
3 脱炭素社会を目指した取組（2030年度の温室効果ガス排出量削減目標及び2050年のゼロカーボン達成の見込み、意識して行動できる県民運動、生ごみを堆肥にして楽しみに変える取組を広げること）について	287
4 防災対策（防災士を増やすための取組、資格取得者の質の向上を図る研修、防災士連絡協議会の令和4年度の設置状況を踏まえた課題と対策）について	288
金岡議員一（長岡教育長、家保健康政策部長、濱田知事、中村中山間振興・交通部長、岡村文化生活スポーツ部長、沖本産業振興推進部長）	290
1 教育（部活動地域連携・地域移行の現状、効果、課題、生成AIの導入、人間力の向上、臨時教員経験者に対する採用審査の工夫、市内校と郡部校の差、学校や地域を中心とした考え方、学力、教育の在り方を見直し）について	290

2	周産期医療（現在の状況、遠隔医療システムの導入）について……………	296
3	中山間対策（若者が地域にとどまるための就労対策、技術の継承）について……………	297
4	地域の歴史や文化を掘り起こし未来に伝えることについて……………	299
5	地域アクションプランの目標達成（事業への投資）について……………	300
上田議員―（濱田知事、井上副知事、沖本産業振興推進部長、山地子ども・福祉政策		
	部長、山脇観光振興部長、長岡教育長、岡村文化生活スポーツ部長）……………	301
1	政治姿勢（次期産業振興計画）について……………	301
2	順天湾国際庭園博覧会（感想を踏まえた全羅南道との今後の交流、絆を示す 催し）について……………	302
3	人口減少問題（若年層の収入拡大、不妊に悩む方への支援）について……………	304
4	アニメプロジェクト（クリエイターや関連企業誘致の手応え、立地企業の状 況）について……………	305
5	観光振興（ロケ誘致活動の活発化、よさこい祭りの観光資源としての位置づ け、本気のよさこい改革、本部競演場の在り方の見直し、若者を対象とした よさこいイベントへの支援、アドベンチャーツーリズムのBツーCへの取組、 言葉の壁を乗り越える手段、独自のインバウンダー入り込み策、オナガドリ の保存）について……………	307
田中議員―（濱田知事、家保健康政策部長、中村中山間振興・交通部長、山脇観光振		
	興部長、杉村農業振興部長、山地子ども・福祉政策部長）……………	315
1	原油価格や物価高騰による影響と対策（ガソリン価格高騰に対する県民負担 感、今後の対策）について……………	316
2	中山間地域の振興（キッチンカーの許可状況、地域のコミュニティーの再構 築を含めた活用、具体的な取組、観光振興に向けた活用）について……………	317
3	お米（県産米の現状、売れる米作り支援、消費拡大に向けた取組、観光を通 じた消費拡大）について……………	319
4	こども食堂（設置状況、支援の目的、貧困対策を進める上での役割、取組へ の期待）について……………	321
西内議員―（長岡教育長、濱田知事、武藤林業振興・環境部長、岡村文化生活スポー		
	ツ部長）……………	323
1	教育において結婚して出産することの意義を学ぶ機会について……………	324
2	現下のインフレの日本経済への影響の評価について……………	325
3	林業（カーボンプライシング導入を念頭に置いた政策展開、二酸化炭素固定 量の多い早生樹による再造林、林業適地に指定されない区域の取扱い）につ いて……………	326
4	地震に見舞われた場合の高知城の石垣に影響を与える樹木の状況について……………	329
加藤議員―（濱田知事、荻野土木部長、松岡商工労働部長）……………		
		330
1	女性活躍の推進（拡大に向けた取組、建設産業での取組）について……………	331

2 企業誘致（IT関連企業や事務系企業などのさらなる誘致、工業団地の用地 ストックの現状、安定供給の取組、誘致に対する考え）について……………	332
3 四国新幹線の整備実現に向けた考えについて……………	336
決算特別委員会の設置……………	337
議案の付託……………	338

第7日（10月13日）

出席議員……………	339
欠席議員……………	339
説明のため出席した者……………	339
事務局職員出席者……………	340
議事日程……………	340
諸般の報告……………	340
委員長報告	
金岡危機管理文化厚生委員長……………	341
下村商工農林水産委員長……………	343
上治産業振興土木委員長……………	345
明神総務委員長……………	348
修正動議、提出者の説明（議発第2号）……………	350
はた議員……………	350
討論……………	352
西内議員……………	352
採決……………	354
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第16号）……………	354
濱田知事……………	354
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）……………	355
議案の上程、採決（議発第3号—議発第6号 意見書議案）……………	355
継続審査の件……………	356
閉会の挨拶	
弘田議長……………	356
濱田知事……………	357

委員会報告書	359
意見書に関する結果について	364
議案の提出について	369
議席の一部変更（案）	371
監査委員回答書	372
議案付託表	373
修正動議の提出について	
議発第2号 第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	377
議案の追加提出について	379
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	380
意見書議案の提出について	
議発第3号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案	382
議発第4号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の 評価等を求める意見書議案	385
議発第5号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の 推進を求める意見書議案	388
議発第6号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書議案	391
継続審査調査の申出書	393
委員会審査結果一覧表	395
議決一覧表	396

招 集 告 示

高知県告示第607号

高知県議会定例会を、令和5年9月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和5年9月14日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	戸 田 宗 崇 君	2番	上 治 堂 司 君
3番	桑 鶴 太 朗 君	4番	土 森 正 一 君
5番	榎 尾 絢 子 君	6番	上 田 貢 太 郎 君
7番	今 城 誠 司 君	8番	金 岡 佳 時 君
9番	下 村 勝 幸 君	10番	田 中 徹 君
11番	土 居 央 君	12番	横 山 文 人 君
13番	西 内 隆 純 君	14番	加 藤 漠 君
16番	弘 田 兼 一 君	17番	明 神 健 夫 君
18番	三 石 文 隆 君	19番	畠 中 拓 馬 君
20番	依 光 美 代 子 君	21番	大 石 宗 君
22番	武 石 利 彦 君	23番	西 森 美 和 君
24番	寺 内 憲 資 君	25番	西 森 雅 和 君
26番	久 保 博 道 君	27番	樋 口 秀 洋 君
28番	岡 田 竜 平 君	29番	田 所 裕 介 君
30番	橋 本 敏 男 君	31番	坂 本 茂 雄 君
32番	は た 愛 君	33番	細 木 良 君
34番	岡 田 芳 秀 君	35番	岡 本 和 也 君
36番	中 根 佐 知 君	37番	塚 地 佐 智 君

第368回高知県議会定例会会議録

令和5年9月21日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 戸田宗崇君
 2番 上治堂司君
 3番 桑鶴太朗君
 4番 土森正一君
 5番 榎尾絢子君
 6番 上田貢太郎君
 7番 今城誠司君
 8番 金岡佳時君
 9番 下村勝幸君
 10番 田中徹君
 11番 土居央君
 12番 横山文人君
 13番 西内隆純君
 14番 加藤漠君
 16番 弘田兼一君
 17番 明神健夫君
 18番 三石文隆君
 19番 畠中拓馬君
 20番 依光美代子君
 21番 大石宗君
 22番 武石利彦君
 23番 西森美和君
 24番 寺内憲資君
 25番 西森雅和君
 26番 久保博道君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君

35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総務部長 徳重覚君
 危機管理部長 中岡誠二君
 健康政策部長 家保英隆君
 子ども・福祉政策部長 山地和君
 文化生活スポーツ部長 岡村昭一君
 産業振興推進部長 沖本健二君
 中山間振興・交通部長 中村剛君
 商工労働部長 松岡孝和君
 観光振興部長 山脇深君
 農業振興部長 杉村充孝君
 林業振興・環境部長 武藤信之君
 水産振興部長 松村晃充君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 池上香君
 公営企業局長 笹岡浩君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 澤田博睦君
 公安委員長 小田切泰禎君
 警察本部長 高清水善弘君

代表監査委員 五百藏 誠 一 君
監査委員 高橋 慎 一 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 山本 和 弘 君
事務局次長 中島 勝 海 君
議事課長 吉岡 正 勝 君
政策調査課長 飯田 志 保 君
議事課長補佐 杉本 健 治 君
主 幹 大川 美 千 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年9月21日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
 - 第 3 号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第 4 号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第 5 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 6 号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
 - 第 7 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 8 号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
 - 第 9 号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上

- 部工) 道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第 10 号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 11 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 12 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第 13 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 14 号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 15 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別

会計歳入歳出決算

- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算

第4 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

第5 議席の一部変更の件



午前10時開会 開議

○議長（弘田兼一君） ただいまから令和5年9月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

去る8月22日、西内健議員から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日8月31日付の辞職を許可いたしましたので御報告いたします。

次に、議会運営委員会西内健委員の議員辞職に伴い、9月1日、後任の委員に、委員会条例第5条第1項ただし書により土居央議員を指名いたしましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第150条第6項の規定に基づく内部統制評価報告書及び審査意見書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づく公立大学法人の令和4年度における業務実績評価の結果及び第2期中

期目標期間業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月3日に四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項及び8月22日に中国四国九県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末359、364ページに掲載〕

新任職員の紹介

○議長（弘田兼一君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

清水善弘警察本部長。

（警察本部長清水善弘君演壇前に進む）

○議長（弘田兼一君） それでは、自己紹介願います。

○警察本部長（清水善弘君） 8月の人事異動により警察本部長に着任いたしました清水善弘でございます。よろしく願います。（拍手）

会議録署名議員の指名

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

1番 戸田宗崇 議員
10番 田中徹 議員
23番 西森美和 議員

会期の決定

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月13日までの23日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月13日までの23日間と決しました。

議案の上程、提出者の説明

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末369ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員各位の御出席をいただき、令和5年9月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明

を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

私を生み育ててくれたふるさと高知に恩返しをしたいという強い思いを胸に、私が知事として県政のかじ取り役の任に当たることとなつてから、間もなく4年がたとうとしています。この間、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、課題解決に向けて確実に前進していくという共感と前進を基本姿勢として、県政運営に邁進してきました。

この4年間における最大の県政課題は、世界中で猛威を振った新型コロナウイルス感染症への対応でした。未知のウイルスを前に、確たる知見がない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立という難題に対して、臨機応変に決断を下しながら全力で取り組んできました。

中でも、県民の皆さんの安全・安心を最優先とし、医療提供体制の確保に尽力しました。誰もが不安なく検査や診療を受けられるよう、検査協力医療機関を全国に先駆けて公表し、その拡充を図りました。また、必要となる入院病床及び宿泊療養施設のほか、人工呼吸器や陰圧装置といった医療資機材の整備に取り組みました。その結果、検査協力医療機関は最大275機関にまで拡大し、入院病床も最大444床を確保するなど、全県的な医療提供体制を構築することができました。

また、感染急拡大時には、県民や事業者の皆さんに対して不要不急の外出やイベントの開催を差し控え、飲食店の営業時間を短縮することなどを呼びかけ、感染の拡大防止と医療の逼迫の回避を図りました。

さらに、感染防止の切り札となるワクチンの接種促進にも全力で取り組みました。円滑な接種に向けた市町村への支援のほか、県営の大規模接種会場の設置などにより、これまでに県内で延べ226万回余りの接種が行われ、感染予防や

重症化予防に大きく寄与しました。加えて、全国知事会において私自身がワクチンチームのリーダーに就任し、国への提言活動などを通じて現場の課題をしっかりと訴え、全国におけるワクチン接種が円滑に進むよう取り組みました。

このほか、無症状者を対象とする無料検査を全県的に実施し、感染拡大の防止と日常生活の回復を図り、加えて高齢者施設などにおいて集中的検査を行い、集団感染の抑止に努めました。

このように感染拡大防止に取り組むと同時に、影響を受けた事業者や県民の皆さんに対して、状況に応じて様々な支援策を展開してきました。

まずは、感染拡大による社会経済活動の停滞がもたらした県経済への影響を最小限にとどめるため、国に先駆けて民間金融機関と連携した県独自の融資制度を創設し、事業者の資金繰りを強力かつ迅速に支援しました。また、感染拡大によって影響を受けた事業者に対する幅広い給付金制度を創設するなど、感染状況に応じてきめ細かな支援を行いました。その結果、コロナ禍にあっても、県内事業者の倒産件数を極めて低い水準に抑えることができました。あわせて、生活福祉資金の特例貸付を継続的に実施したほか、国への政策提言を通じて特例貸付の償還免除要件を緩和するなど、生活が困窮している方への支援も進めました。

また、感染拡大により落ち込んだ経済活動の回復を図るため、オール高知による高知家応援プロジェクトをはじめ、県内での消費喚起に向けた様々な施策を実施しました。加えて、交通費の助成を行う観光リカバリーキャンペーンを全国に先駆けて展開するなど、本県観光の一刻も早い回復を目指して取り組みました。

さらに、アフターコロナを見据え、新製品の開発や新サービスの提供といった新たな事業展開への支援のほか、デジタル技術の導入に対する支援など、事業者の構造転換を促す取組を積

極的に進めました。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月から感染症法上の位置づけが5類感染症となりました。町なかには人通りが戻り、コロナ禍で中止となった多くのイベントが再開されるなど、ようやく日常を取り戻しつつあります。また、県経済についても、一連の支援策の効果もあり、順調に回復を続けています。これまでの間、県民の皆さんをはじめ、事業者や医療・福祉関係者の方々には、様々な取組に御理解と御協力をいただき、改めて心から感謝を申し上げます。

この4年間繰り返し訪れた感染拡大への対応を通じて、経験のない感染症に対しては、科学的根拠に基づいた感染防止対策をしっかりと講じた上で、できるだけ社会経済活動は止めないよう臨機応変に施策を展開することが必要であるとの教訓を得ました。また、その際、県民の皆さんの気持ちに常に寄り添い、感染状況を踏まえたメッセージや県の対策について、私自身が前面に立って積極的に情報発信や説明を行うことの重要性も改めて痛感しました。

こうした知見を次なる感染症への対応に生かすため、一連の県の対応について記録を整理し、先日公表しました。加えて、年度内には感染症予防計画を改定し、次なる感染症に備えた体制をより強固にしたいと考えています。

また、ウクライナ情勢などを背景とした原油価格や物価の高騰は、コロナ禍からの回復途上にある県経済に影響を及ぼし続けています。影響の軽減に向けては、これまで事業者に対する給付金の支給や資金繰りへの支援を行ったほか、生活者支援としてLPガス代の負担軽減にも取り組みました。あわせて、中長期的な負担軽減を見据え、家庭や事業者の省エネルギー対策への支援を行ってきました。しかしながら、本年7月の高知市の消費者物価指数が前年同月比で3.4%上昇するなど、収束の兆しは見ていませ

ん。

こうした中、国において、ガソリン代や電気代などの上昇を抑制する措置が一定期間継続されるほか、来月中を目途に物価高騰対策を含めた経済対策が取りまとめられる予定です。引き続き、国の動向について情報収集し、全国知事会とも連携した政策提言を通じて必要な財源を確保した上で、県内における的確な経済対策の立案と実施に努めます。

このように、コロナ禍や物価高騰といった社会経済活動全般に関わる厳しい事態に対処しながらも、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの基本政策について、PDCAサイクルを回しながら着実に進めてきました。

その結果、様々な分野で成果が見えてきました。例えば、経済の活性化については食品分野やものづくり分野の外商実績が輸出の拡大を含めて順調に伸び、観光面では台湾からの定期チャーター便の就航が実現しました。また、日本一の健康長寿県づくりについてはこれまで重点的に進めてきた糖尿病性腎症対策が効果を見せ始め、インフラの整備については四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護といった大規模事業が着実に進んできました。改めてこの4年間を振り返り、この間いただきました多くの皆さんの御指導、御鞭撻に対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

一方、今最も早急に取り組まなければならないのは、本県の将来を大きく左右する人口減少への対応です。本県の人口は昭和60年をピークに減少の一途をたどっており、今年1日時点の推計人口は、国勢調査の開始以降最少の66万6,000人余りとなりました。また、昨年の県内の出生数が47都道府県で最少という衝撃的な結果が示されました。これは、長年にわたる若年層の県外への転出超過によって若年人口、とりわけ女性の若年人口が減少し続けたことが大きな

要因となっています。

特に中山間地域においてこうした傾向がより顕著であることから、抜本的な人口減少対策を講じるに当たって、中山間対策と少子化対策を一体的に捉え、全庁を挙げて取り組むこととしました。本年7月には庁内にプロジェクトチームを設置し、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上の3つの観点から、若者にとって魅力のある仕事の確保、出会いの機会の拡充、子育て支援の充実といった幅広い施策を総合的に展開するべく検討を進めています。

また、こうした施策をより実効性のあるものとするためには、市町村との連携が何より重要です。このため、市町村が地域の実情に応じて総合的な対策に取り組めるよう、新たな財政支援のスキームについても検討します。

今後、現在の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に続き、年度内に策定する次期戦略や、中山間地域再興ビジョンに具体的な施策を盛り込み、市町村、事業者も含めたオール高知で施策を展開していきます。

こうした人口減少対策をはじめ、県勢浮揚に向けて取り組むべき課題は山積しています。県民の皆さんの御支持をいただけるのであれば、次の4年間も私自身が先頭に立ち、これまでの取組をより一層力強く発展させ、県勢浮揚をぜひとも成し遂げたい。その上で、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を次の世代に引き継ぎたい。知事としての1期目の任期満了を控え、改めてそうした思いを強くしています。

今議会では、経済の活性化をはじめとする基本政策などを着実に推進するため、総額31億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額3億円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しています。

このうち経済の活性化に関しては、大阪市梅田におけるアンテナショップの開設準備や、観

光博覧会、牧野博士の新休日終了後の新たな観光キャンペーンの展開に取り組みます。加えて、土佐酒の輸出拡大や県産酒米の生産拡大に向けて精米施設の整備を支援するほか、台湾からの定期チャーター便の継続運航に必要な取組を進めます。

また、教育の充実と子育て支援に関しては、学習支援プラットフォーム高知家まなびばこの機能拡充を図ることに加え、県西部で唯一の日本陸上競技連盟の公認施設である宿毛市総合運動公園陸上競技場の改修を支援します。

このほか、新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者施設や障害者施設での集中的検査の実施などに係る予算を計上しています。

県の財政運営については、常に中期的な展望の下、財政規律を維持しながら、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要です。この4年間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応しながらも、経済の活性化やインフラ整備といった取組を着実に進めてきました。その一方で、国の有利な財源を活用するなど一般財源の負担軽減を図ったことにより、災害や景気悪化といった不測の事態に一定対応できる程度の財政調整的基金を確保できました。加えて、県債残高については、国の5か年加速化対策の活用による一時的な増加にとどめることができています。

今般、昨年度の決算状況や今後の歳入の見込みなどを踏まえ、今後6年間の中期的な財政収支について試算を行いました。その結果、今後想定される大規模事業などを加味しても、事業の効率化や平準化を図る取組を行うことで安定的な財政運営に一定の見通しをつけることができました。

しかしながら、物価高騰による県経済への影響の長期化も懸念され、当面は予断を許さない財政状況が続くものと考えられます。加えて、

本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されます。このため、引き続きこうした動向を注視しながら、国に対して地方交付税などの一般財源の確保について積極的に政策提言を行います。また、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドと行政のデジタル化を一層推進し、施策の有効性や効率性をさらに高めます。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。

令和2年度からの第4期産業振興計画の取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。この間、各分野において事業者への影響軽減策を講じたことで、コロナ禍により減少していた観光総消費額や製造品出荷額等が上昇に転じるなど、回復傾向がより鮮明になってきました。

このようにコロナ禍による影響に対応しながらも、計画に基づく取組を着実に進めてきました。その結果、第3期計画の最終年度である令和元年度と比較すると、地産外商公社の活動を契機とした成約金額は1.2倍となる57億円に達し、防災関連産業の売上額は2倍となる120億円を超えるなど、着実に成果が現れています。また、関西戦略の核となるアンテナショップのオープンに向けた準備や、関西と高知を結ぶ旅行商品の造成をはじめ、さらなる外商拡大と観光誘客に向けた仕込みが進みました。

今後は、急速な人口減少、デジタル化やグリーン化の進展、さらには長期化する物価高騰といった社会経済情勢の変化にスピード感を持って対応していく必要があります。加えて、深刻さを増す各産業分野の人手不足は、今後の持続的な経済成長の足かせとなりかねません。

こうした状況を踏まえ、次期計画では「地域

における新しい挑戦により、持続的に経済が発展する高知県」を将来像として掲げ、その戦略の柱には、これまでの地産外商に加えて、新たな価値を生み出すイノベーションを据えたいと考えています。この2つの柱の下、デジタル化やグリーン化の取組を通じた新しい技術の導入により生産性の向上や環境負荷の軽減を図るほか、国内外への外商拡大に向けた施策を質・量ともに充実させます。また、こうした取組を支える人材を積極的に育成することに加え、人手不足の解消に向けて、U・Iターンの促進や外国人材の確保などの取組をさらに強化します。

観光分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受け、順調に推移していた県外観光客入り込み数がかつてない水準にまで落ち込みました。これを受け、国の支援策も活用しながら、観光トク割キャンペーンといった需要喚起策を継続的に講じてきました。さらに、アフターコロナを見据え、アウトドア施設の整備を進めたほか、無線LANなどの受入れ環境の充実を図りました。その結果、昨年の県外観光客入り込み数は、感染拡大前である令和元年の8割を超える水準まで回復しました。

さらに本年は、連続テレビ小説らんまんの放送という絶好の追い風を生かして、3月から観光博覧会を開催してきました。加えて、先月には4年ぶりの通常開催となるよさこい祭りが、70回目の節目の大会として盛況のうちに行われました。こうした効果もあり、先月末までの県内の主要観光施設の利用者数がコロナ禍前の同時期を上回るなど、本県観光は大変好調に推移しています。この勢いをらんまんの放送終了後も持続させることが重要であり、本年度の下半期においても、高知城での冬のナイトイベントや県内の周遊キャンペーンを切れ目なく実施します。

さらに、観光博覧会が終了する来年4月以降

の誘客策について、これまで有識者や観光事業者の方々の御意見をいただきながら検討を重ねてきました。その結果、来年度から4年間、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとする新たな観光キャンペーン、どっぷり高知旅を展開して、観光客の皆さんに長期滞在を促し、本県の魅力を深く、たっぷりと味わっていただくよう準備を進めることとしました。今後は、官民一体でキャンペーンの推進組織を立ち上げ、県外へのプロモーションやセールス活動に着手したいと考えており、今議会に関連する補正予算案を提出しています。

関西圏との経済連携については、令和7年開催の大阪・関西万博に向けて高まる関西圏の経済活力を呼び込み、県経済の底上げを図るため、関西・高知経済連携強化戦略を策定し、3つのプロジェクトに取り組んできました。

このうち、観光推進プロジェクトでは、大阪観光局と連携して関西と高知を結ぶモデルルートを作成し、積極的なプロモーションを展開してきました。その結果、シンガポールからのツアーが継続的に実施されるなど、本県を訪れる外国人観光客数はコロナ禍前の水準まで回復してきています。

食品等外商拡大プロジェクトでは、関西の卸売市場関係者と連携した販売促進活動の強化により、量販店などのフェアにおける農水産物の販売が順調に推移し、継続的な取引にもつながっています。また、本年7月には、関西有数の集客力を誇るあべのハルカスにおいて、県産品の販売を行う期間限定の店舗を開設しました。オープニングセレモニーには数多くのメディアが訪れ、広くPRしていただいたこともあり、これまでの来店者は2万人を超え、予想を上回るにぎわいを見せています。

こうした取組の成果も生かして、来年7月には大阪市梅田にアンテナショップを設置するこ

ととしています。このアンテナショップは、極上の田舎、高知の豊かさやすばらしさを存分に味わっていただける店舗にしたいと考えています。今後、オープンに向けて店舗名称の公募や商品選定を行うほか、内装工事などの準備を進めます。

加えて、万博・IR連携プロジェクトでは、万博に自治体が積極的に参加できるよう、全国知事会を通じた働きかけや日本博覧会協会へのトップセールスを精力的に行ってきました。そうした中、自治体向けのイベント枠が設定されることとなり、本県からはよさこいの演舞と街路市を柱とする内容で参加を申請しました。

今後は、こうした一連の取組をオール高知で展開し、県産品の販売拡大や観光誘客にしっかりと結びつけていきます。

新たな時代の潮流を指し示すデジタル化、グリーン化、グローバル化の取組については、関連施策を絶えず進化させてきました。

このうち、デジタル化については、令和3年3月に策定した推進計画に基づき、デジタル化の恩恵により暮らしや働き方が一変する社会の実現を目指して、産業、生活、行政の3つの切り口で取り組んできました。

産業分野のうち、1次産業においては、園芸農業に係る情報基盤S A W A C H I や森林クラウドClowood、漁業情報提供システムN A B R A S の運用が相次いで本格化し、多くの事業者にも業務効率化やコスト削減といった効果を実感していただいています。また、産業振興センターや商工会連合会の専門家によるきめ細かな支援により、商工業をはじめ、建設業や宿泊業など幅広い業種において事業者のデジタル化が進んできました。

生活分野のうち、医療においては、通信・医療機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティを活用したオンライン診療を新たに開

始しました。また、教育においては、中山間地域の小規模な高等学校などにおいて、遠隔授業の実施校や配信科目の拡充を図りました。

行政分野では、県庁における3,000を超える手続で電子申請の導入が進んだほか、電子契約の締結件数も公共工事を中心に昨年度3,000件以上に上りました。さらに、本年度から、職員の働き方の変革を目指した県庁ワークスタイル変革プロジェクトを進めており、今月、庁内のモデル職場においてペーパーレスでどこでも仕事ができる環境を整備しました。今後も様々な分野の生産性向上や住民の利便性向上を図るため、デジタル化の取組をより一層加速します。

また、デジタル社会の基盤となるマイナンバーについては、全国でのひもづけ誤りを受け、現在国による総点検が進められています。本県でも、先月設置したマイナンバー情報総点検本部が中心となって点検作業を進め、情報連携の正確性の確保に万全を期すこととしています。引き続き、マイナンバー制度に対する県民の皆さんの信頼回復に向け、国や市町村とも連携してしっかりと取り組みます。

グリーン化については、本県として2050年のカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言し、脱炭素社会推進アクションプランによる取組を進めてきました。

CO₂の削減に向けた取組のうち、事業者については、県の補助制度も活用して、農業用ハウスにおけるヒートポンプの導入や事業所における太陽光発電設備の設置が進むなど、具体的な動きが広がっています。その結果、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で47%以上削減するという当面の目標達成に向け、産業部門では目標を上回るペースで進捗しています。

一方で、家庭やオフィス部門は、コロナ禍による換気の徹底などを背景にエネルギー使用量が増加しており、現時点では排出量削減のペー

スが目標を下回っています。このため、次期アクションプランでは、目標達成に向け、県民や事業者の皆さんのさらなる意識醸成を図ることに加え、本県の豊かな自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を一層後押ししていきます。

また、森林吸収源対策では、持続可能な林業の実現に向けて重要となる再造林率が近年4割程度にとどまっています。このため、今月策定した再造林推進プランに基づき、林業適地への集中投資や林業収支のプラス転換、造林の担い手の育成・確保という3つの柱の下、令和9年度の再造林率7割という目標達成に向けて関連施策の抜本強化を図ります。

こうした一連の取組を通じ、脱炭素社会の実現に向けて着実に前進していきます。加えて、プラスチック代替素材やグリーンLPガスの開発といった、本県の特色を生かした脱炭素化に資する新たな産業の育成などにより、経済と環境の好循環の実現を目指します。

グローバル化については、人口減少の進展に伴う国内市場の縮小が避けられない中、海外に目を向けた施策の充実に向けて取組を進めてきました。

このうち、輸出拡大の取組について、食品分野では、基幹品目であるユズや土佐酒、水産物を中心に、ヨーロッパ、アメリカといった重点市場において外商活動を強化してきました。その結果、昨年の食品の輸出額は令和元年と比較して1.6倍となる23億円と過去最高を記録しました。

防災関連製品をはじめとするものづくり分野においても、産業振興センターの支援による昨年度の輸出の成約額は、令和元年度と比較して1.5倍となる15億1,000万円と着実に伸びてきました。加えて、本年度は、県内事業者が業種を問わず情報交換を行う場として海外ビジネス交

流会を立ち上げたほか、タイとベトナムにビジネスサポートデスクを新たに設置し、現地における支援体制を強化しています。

引き続き、関係機関と連携し、海外展開に挑戦する事業者の拡大と、海外における成約額の増加に向けて取り組みます。

インバウンド観光については、令和2年度以降、訪日入国制限の強化により本県を訪れる外国人観光客が激減していましたが、昨年10月に制限が大幅に緩和されて以降、回復傾向にあります。

こうした中、本年5月、台湾からの定期チャーター便の就航がようやく実現しました。これまでに6,000人を超える観光客にお越しいただくなど、搭乗実績は好調を維持しています。こうした状況を背景に、今月にはチャーター便の運航会社、旅行会社、空港関係者との協議が調い、来月末までの運航期間を来年3月末まで延長することとなりました。延長に際しては、本県から台湾への渡航も可能となるよう、一般客向けの座席販売が予定されています。このたびの一般販売を今後の定期便化の弾みとするべく、台湾と本県の往来を活発化させ、経済や文化面での交流の拡大を図ります。

また、本年3月に再開された外国客船の高知新港への寄港は、本年度、過去最高の54回となる見込みです。寄港日には多くの乗船客に県内の日帰りツアーや市街地での滞在を満喫していただくなど好評を博しています。

今後もこうしたインバウンド観光需要を確実に取り込むことができるよう、本県を訪れる観光客が多い東アジアからの誘客に向けたPRや、多言語対応をはじめとする受入れ環境の整備を一層進めます。

県内の様々な分野で人手不足が深刻化する中、外国人材に活躍していただくことがますます重要となっています。このため、外国人材確

保・活躍戦略に基づき、優秀な人材の確保や就労、相談体制の充実といった観点から取組を進めてきました。その結果、昨年度、新たにインドからの技能実習生の受入れを開始し、さらに先日、これまで関係構築に取り組んできた東ティモールから日本初となる技能実習生の受入れを始めました。加えて、先月にはベトナムのラムドン省と人材交流に関する覚書を締結し、現在人材の受入れに向けた準備を進めています。

今後は、県内における外国人の雇用実態なども踏まえて、受入れ体制のさらなる充実を図り、より多くの人材確保に向けて取り組みます。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想では、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向け、3つの柱の下、各施策に数値目標を掲げて全力で取組を進めてきました。

1つ目の柱では、健康寿命の延伸を目標に掲げ、重症化のリスク要因を持つ人、いわゆるハイリスク層に対するアプローチと、県民全体の健康増進を図るポピュレーションアプローチの強化に取り組んできました。

このうち、ハイリスクアプローチについては、糖尿病の重症化予防対策として、透析予防強化プログラムの取組を重点的に進めてきた結果、糖尿病性腎症患者の透析導入時期を5年程度遅らせる可能性が見えてきました。また、ポピュレーションアプローチについては、高知家健康パスポートを活用した健康づくりを推進してきた結果、アプリのダウンロード数は先月末時点で4万6,000件を超え、県民の健康意識の向上につながっています。

こうした取組をはじめ、様々な施策を展開してきたことにより、健康寿命が男女ともに着実に延伸しつつあります。しかしながら、男性の

壮年期の死亡率は依然として全国に比べて高い状況にあります。このため、次期構想に向けては、特に男性の健康寿命の延伸に重点を置き、壮年期をターゲットにした対策の強化に向けて検討を進めます。

国民健康保険については、人口減少と高齢化が進む中、制度の持続可能性と加入者間における負担の公平性の確保に向けて、市町村と共に保険料水準の統一を目指した議論を重ねてきました。その結果、昨年8月には県内全市町村との間で、令和12年度に保険料水準を統一することについて合意に至り、本年6月には統一保険料の賦課方式や激変緩和措置の実施に関する方針を取りまとめました。今後はこの方針に基づき、医療費の適正化によって保険料負担の抑制を図るなど、円滑な統一に向けて市町村と一丸となって取り組みます。

2つ目の柱では、地域における医療・介護・福祉のインフラの確保や高知版地域包括ケアシステムの構築といった取組を進めてきました。その結果、訪問看護サービスの拡充などにより在宅療養体制の充実が図られ、在宅での介護サービスの利用者の平均要介護度が、令和元年の2.095から昨年には2.117となるなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備が進みつつあります。

一方で、高齢化が加速する中、中山間地域における脆弱な医療・介護・福祉サービス基盤の底上げに加え、担い手不足へのさらなる対応が求められています。このため、次期構想では、中山間地域においても在宅など身近な場所で必要なサービスが受け続けられるよう、オンライン診療の推進や小規模事業所の経営の効率化といった取組を重点的に進めたいと考えています。

高知型地域共生社会の推進については、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体のたて糸として、人と人とのつな

がりの再生に向けたネットワークづくりを地域主体のよこ糸として取組を進めてきました。このうち、たて糸については、昨年10月の高知家地域共生社会推進宣言による機運の高まりなどから、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が19にまで拡大してきました。また、よこ糸については、郵便局などの民間事業者と連携した地域の見守り活動や、NPOと連携した高齢者の生きがいづくりといった取組が着実に広がってきています。加えて、こうした取組の拠点となるあったかふれあいセンターは、現在県内309か所で設置され、幅広い世代に様々な用途で活用されています。

引き続き、全市町村における包括的な支援体制の整備と地域の支援ネットワークの拡大に向けた取組を進めることにより、制度や分野を超え、相互につながり支え合う高知型地域共生社会の実現を目指します。

3つ目の柱では、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を目指して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援の充実に取り組んできました。

その結果、妊娠期からの総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターが全市町村で開設されたことに加え、妊婦への支援プランの策定率が9割近くになるなど、子育て支援の環境整備が大きく前進しました。

一方、核家族化や地域の支え合いの力の弱まりによって子育て家庭の孤立化が進んでおり、それぞれの家庭に寄り添った支援が一層求められています。

次期構想では、母子保健部門と児童福祉部門の機能を一体化したこども家庭センターの設置や、住民参加型の子育て支援といった施策の強化を図ります。こうした取組により、子供たちを守り育てる環境をさらに充実させ、出生数の増加につなげたいと考えています。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

この4年間、教育分野においては、学校の臨時休業や部活動の制限など、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきました。そうした中でも、第2期教育大綱に基づき、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育むため、小中学校全学年への35人以下学級の導入や不登校担当教員の配置をはじめ、様々な施策を展開してきました。

こうした一連の取組を通じて、着実に成果が現れてきました。学力向上の面では、本年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校は引き続き全国上位に位置し、また中学校は全国平均に達していないものの、着実に全国平均に近づきつつあります。加えて、全小・中・高等学校への1人1台端末の配備や遠隔授業の配信拡充などにより、教育現場におけるデジタル化が大きく前進しました。

また、不登校対策の面では、不登校の児童生徒が学校内外の関係機関から支援を受けている割合が全国を大きく上回る約9割に達するなど、手厚い支援体制を構築することができました。こうしたことにより、昨年度の公立小中学校の不登校児童生徒数が10年ぶりに前年度を下回るという明るい兆しも見えてきました。加えて、不登校の未然防止などに向けて進めてきた保・幼・小連携の取組は、県内全域に広がりつつあります。

一方で、全国平均を下回る中学校の英語をはじめとする学力の底上げのほか、1人1台端末の家庭学習での日常的な活用を図る必要があります。また、不登校の児童生徒に対する支援体制のさらなる充実や多様な教育機会の確保が求められています。

こうした中、先日、県内の高等学校や特別支援学校の生徒の皆さんと意見交換を行う次世代

総合教育会議を初めて開催し、理想的な教育や学校の姿について貴重な御意見をいただきました。次期教育大綱の策定に向けては、これまでの取組の成果と課題を検証した上で、関係者の御意見なども踏まえ、総合教育会議においてさらに議論を深めます。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震による死者数を限りなくゼロに近づけるため、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策をハード・ソフトの両面で全力で進めてきました。

命を守る対策のうち、住宅の耐震化については、市町村と連携して様々な支援策を講じた結果、昨年度末時点の耐震化率は88%に達しました。また、126基に上る津波避難タワーの整備計画に対してこれまでに124基が完成するなど、津波避難空間の確保が大きく前進しました。さらに、以前から大きな課題となっていた要配慮者の個別避難計画の作成については、福祉専門職の参画を促進するなど、市町村の取組を強力に後押ししました。その結果、作成率は令和元年度末の19%から昨年度末には54%にまで大きく上昇しました。

命をつなぐ対策については、発災時に県外からの支援を円滑に受け入れるための受援計画の策定を進めてきました。その結果、昨年度末時点で40計画のうち37計画が完成し、残りの計画についても本年度末に完成する見込みです。加えて、避難所の確保にも取り組み、想定される最大避難者数を上回る21万9,000人分を確保しています。

生活を立ち上げる対策については、令和3年度に事前復興まちづくり計画の策定指針を作成し、市町村がスムーズに計画を策定できるよう技術的・財政的支援を行ってきました。その結

果、沿岸19市町村のうち7市町が既に計画策定に着手しています。

こうしたこれまでの取組により、県内の想定死者数は、東日本大震災後に想定した約4万2,000人から、令和3年度末には約8,800人へと8割減少させることができました。今後は、来年度末に約4,300人にまで半減させるべく、課題となっている津波からの早期避難意識の向上を含め、行動計画に掲げる目標達成に向けて取組を強化します。

加えて、津波浸水予測区域にある住居や事業所の高台移転を促進するに当たり、市街化調整区域における開発規制の緩和に向けた検討を進めています。先月には、県と市街化調整区域を有する高知市など4市町で構成する協議会を開催し、民間事業者の方々の御意見をお聞きした上で、規制緩和の方針の素案を決定しました。今後、パブリックコメントの結果も踏まえて関係市町と共に検討を深め、年内に方針を取りまとめる予定です。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

地域の経済活動を支え、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備えるため、道路や堤防、港湾などのインフラ整備を加速してきました。この4年間で、四国8の字ネットワークについては高知南国道路の全線開通などにより、県内の整備率が61%に達したほか、浦戸湾の三重防護事業については海岸堤防の耐震化などが進み、整備率が69%に上りました。加えて、日下川・宇治川流域の浸水対策や河川のしゅんせつといった治水対策も着実に進みました。

しかしながら、依然として整備を急ぐべき箇所は数多くあります。このため、国の5か年加速化対策も最大限に活用して、地域の実情に応じたインフラ整備を引き続きしっかりと進めます。あわせて、こうした整備がさらに加速する

よう、関係市町村や全国知事会とも連携し、また全国高速道路建設協議会の副会長として、国などに対して積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

中山間対策については、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現を目指し、暮らしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの3つを柱として全庁を挙げて取り組んできました。

その結果、集落活動センターが32市町村、66か所で設置され、中山間地域の暮らしや経済活動を支える拠点として県内に着実に広がっています。また、移住相談体制の充実や空き家対策の強化を図ったことにより、県外からの移住者数は令和元年度から昨年度までの合計で6,237人に上り、6年連続で全市町村において移住者を迎え入れています。

加えて、地域おこし協力隊については、昨年度の隊員数が令和元年度から約3割増となる270人となり、中山間地域の担い手として活躍していただいています。このほか、安定的な雇用環境づくりに資する特定地域づくり事業協同組合が県内2か所で立ち上がり、さらに12か所で設立に向けた検討が進んでいます。

こうした成果が現れる一方、中山間地域では若い世代、中でも若い女性の流出が進むことで婚姻数や出生数が大幅に減少しており、人口減少がさらなる若者の流出を招き、人口減少につながるという負の連鎖が加速しています。この負の連鎖を断ち切るためには、若者を増加させることによって人口の若返りを図ること、すなわち持続可能な人口構造へと転換することが何より重要です。県土の約9割を占め、県民の約4割が暮らす中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ません。

このため、今月公表した中山間地域再興ビジョンの骨格案では、目指す姿の中心に若者の人口増加を置き、10年後の若者の人口と出生数を現状より増加させることを数値目標として掲げました。この目標の達成に向けて、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進します。

今後は、市町村長や有識者の方々の御意見も踏まえて具体的な施策の検討を進め、12月上旬には外部委員会でビジョンの素案をお示した上で、新たな財政支援制度と併せて、年度内に最終決定を行いたいと考えています。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

少子化対策の充実強化については、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる高知県を目指して、出会いから子育てまでのライフステージに応じた取組を進めてきました。その効果もあり、本県の合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しています。

また、女性の活躍の場の拡大については、女性が働きやすい環境づくりや就労支援といった取組を進めてきました。具体的には、ワークライフバランス推進企業の認証数は令和元年度から倍増し、高知家の女性しごと応援室においてはこの4年間で500人近くの就職支援を行ってきました。

一方、本県においては若い女性の人口流出が続き、このことが出生数の減少を招いています。より多くの女性に本県へ残り、あるいは本県に戻ってきてもらうためには、中山間地域を含め、若い女性が生き生きと仕事ができ、生き生きと生活できる環境の整備をさらに踏み込んで、不転の決意で進めなければなりません。このため、建設業や1次産業といったこれまで男性中心とされてきた職場において、女性の進出を強力に後押しします。こうした職場においてこそ、デジタル技術の導入などを通じて女性や若者が

就業しやすい環境を重点的に整備し、事業の持続的発展を支える人材の確保と女性の活躍の場の拡大という2つの課題の同時解決を図ることを促してまいります。

あわせて、若い女性に高知を選んでもらうためには、地域に根強く残る男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識の解消が急務です。このため、まずは隗より始めよとの考えの下、県庁の男性職員の育児休業取得の取組を進めた結果、昨年度の取得率は70%を超えました。本年7月には来年度末の目標を85%に引き上げ、男性の育休取得が当たり前という社会の実現をリードしてまいりたいと考えています。こうした取組を県内の市町村や民間事業所にも波及させ、職場や地域における意識改革を進める県民運動の原動力としたいと考えます。

このように、男女が共に家事、育児を分担し合う、いわゆる共働き・共育ての生活スタイルを本県が率先して推進することで、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会への転換に向けて挑戦していきます。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興については、コロナ禍で多くの活動が縮小を余儀なくされる中であっても、県民が文化芸術に触れる機会の創出などに取り組んできました。昨年度の県芸術祭では80を超える行事が開催され、その参加者数は14万人近くに達しました。

また、本年度からは、中山間地域に伝わる民俗芸能の保存と活性化に向けて補助制度を拡充し、これまでに県内28団体に活用いただいています。加えて、来月8日には県内各地の民俗芸能団体が高知市中心部で公演し、商店街を練り歩くイベントを開催します。こうした取組を通じて、広く県民の皆さんに伝統芸能の価値を周知することに加え、中山間地域における保存、

伝承活動のさらなる振興につなげたいと考えています。

そして、本県の文化資源をアピールする場として、令和8年度の国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭を本県で開催するよう国に申し出ることとしました。全国から注目を集めるこの大会を機に、本県における文化芸術のさらなる振興と、中山間地域に伝わる民俗芸能の次世代への継承と発展につなげるべく、市町村や関係団体とも協力して取組を進めます。

スポーツの振興については、第2期スポーツ推進計画において、スポーツ参加の拡大、競技力の向上、スポーツを通じた活力ある県づくりの3つを施策の柱として取り組んできました。その結果、小中学生の運動習慣と体力が全国平均にまで改善したことに加え、成人のスポーツの実施率は県内全ての地域において上昇傾向にあります。また、全国や世界で活躍する選手が着実に育成されてきたほか、ホストタウン相手国や国内トップチームの合宿の受入れなども進んでいます。

今後は、本年3月に策定した第3期計画に基づき、県内各地域において、子供たちが身近な場所でスポーツが続けられる環境の整備や、競技力の底上げ、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化などの取組をさらに強化していきます。

動物愛護に関する取組については、不幸な犬や猫を少しでも減らすため、これまで各種の普及啓発や不妊手術費用への助成などを進めてきました。

一方、県と高知市が共同運営している中央小動物管理センターは、施設の老朽化が進行しているほか、敷地が狭隘なため、動物との触れ合いといった動物愛護の役割が果たせていない状況にあります。このため、新たな動物愛護の推進拠点となる動物愛護センターの設置に向けて、

平成30年に基本構想を策定し、敷地面積の広さや住宅地からの距離といった要件にかなう設置場所の選定を進めてきました。

その結果、このたび高知市にある高須浄化センターの敷地の一部を最終候補地として検討することとしました。今後は、具体的な整備内容、費用負担などについて市や関係者と協議を進め、早期の整備を目指します。

本県から地質調査業務を受注している測量業者などによる談合が疑われた事案について、本年7月、公正取引委員会からいわゆる事前通知が行われました。この通知は、独占禁止法違反による処分を行う際に事前にその処分案を示すものです。

県では、こうした事前通知を受けた事業者と契約を締結することは適当ではないとの考えから、現在入札・契約手続を保留しています。今後、公正取引委員会からの正式な処分が決定された場合は、速やかに指名停止措置を行うなど厳正に対処します。

また、有識者から成る検討委員会において、入札・契約制度の改正やペナルティーの強化などの議論が進められており、処分内容を踏まえて最終的な取りまとめが行われる予定です。この取りまとめを踏まえ、県として再発防止に向けてしっかりと取り組みます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和5年度高知県一般会計補正予算など4件です。

条例議案は、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案など3件です。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など8件です。

報告議案は、令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算など23件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

○議長（弘田兼一君） 日程第4、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

西内隆純議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました西内隆純議員を、高知県競馬組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、西内隆純議員が高知県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました西内隆純議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



議席の一部変更

○議長（弘田兼一君） 次に、日程第5、議席の一部変更の件を議題といたします。

議員の辞職及び所属会派の変更に伴い、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 巻末371ページ〕
に掲載

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席につきましては、9月27日の質問初日からということで、御了承願います。



○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から26日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月27日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分散会

令和5年9月27日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和5年9月27日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する

議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第13号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

門田純一人事委員長から、澤田博睦人事委員会事務局長が病気のため、本日より9月29日までの3日間、会議を欠席させたい旨の届出がありました。

次に、第5号議案については、地方自治法第

243条の2第2項の規定に基づき監査委員に意見を求めてありましたところ、異議はない旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔監査委員回答書 巻末372ページに掲載〕

質疑並びに一般質問

○議長(弘田兼一君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。
12番土居央議員。

(12番土居央君登壇)

○12番(土居央君) 皆様おはようございます。自由民主党の土居央でございます。自民党会派を代表いたしまして、質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。濱田知事は、任期最後の定例会となる本議会冒頭の所信表明で、この4年間を振り返り、これまでの総括と今後の県勢浮揚に向けての抱負を述べられました。我が会派といたしましては、この4年間、コロナ禍という全世界に及ぶ未曾有の有事の中で、知事の打ち出されました感染拡大防止対策と社会経済への影響対策は時宜を得た迅速かつ適切な対応だったと評価をいたしますとともに、危機的状況下における知事としての管理能力の高さが遺憾なく発揮された結果

だと感じております。

さらに、この1年半は、原油価格・物価高騰という新たな事態に直面しつつも、関西圏との経済連携強化や、デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進など将来を見据えた攻めの政策、また一方で、日本一の健康長寿県構想やインフラ整備、南海トラフ地震対策など県民生活を守る政策にもしっかり目を向けてこられましたことも、地元新聞社の直近の県民世論調査における68.6%という高い県民満足度に、県民の総合的な評価として表れたものと思っております。

この5月、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類へと移行し、コロナ対応はひとまずの節目を迎えましたが、今なお終息に向けての過程であり、さらに県政課題が山積する中で、濱田知事には課題解決に向けて引き続き共感と前進の政治手法とそのリーダーシップを大いに発揮していただきたいと期待しています。

そこでまず、知事にとって1期目最後の議会となりますが、1期4年間の総括を踏まえ、2期目に臨んでの目標と決意をお聞きいたします。

次に、県経済の基本的課題への対応についてです。

県経済については、高知財務事務所によりますと、今年7月から9月期の県内企業の景況判断指数は前期から2期連続でプラスとなり、新型コロナウイルス感染症の5類移行などを背景とした県経済の回復基調も国同様に確かなものとなりつつあります。

しかしながら、好調な観光関連等、非製造業とは異なり、製造業に関する景況判断は、原材料やエネルギー価格の上昇に加えて、価格転嫁が十分に進まず利益が圧迫されていることなどからマイナスとなっていますし、好調な観光関連でも人手不足による機会損失が生じています。さらには、ガソリン価格の高騰は事業活動も県

民生活も直撃しており、消費の減退と経済活動の停滞、ひいては景気の減速への懸念は消えていません。経済の回復基調が持続できるかどうかは、現下の県経済が直面する課題にいかにかの確に対応できるかが問われているものと考えます。

まずは、原油価格・物価高騰に対する事業者支援について質問します。当対策につきましては、令和4年6月補正予算から、原油価格や物価の高騰による各産業分野への影響を軽減するため、農林水産業や交通運輸業、飲食業、医療・福祉サービス業など特に影響を受けていると思われる業種に対して事業継続への支援を実施するほか、幅広い業種に対応するため中小企業の資金繰りに係る支援を行うとともに、影響の長期化を見据えて、全産業分野の構造転換が進むよう、デジタル化や省エネルギー設備の導入、新分野への事業展開に取り組む事業者を支援するなど、成果を上げてこられたことと評価しています。

今回の補正予算では、原油価格・物価高騰対策としては計上されていませんが、濱田知事は提案説明において、この問題に対して、引き続き国の動向について情報収集し、全国知事会とも連携した政策提言を通じて必要な財源を確保した上で、県内における的確な経済対策の立案と実施に努めると述べられました。そして、一昨日は岸田首相が、物価高に苦しむ国民に対して、成長の成果について適切に還元を行うとして、10月中をめどに取りまとめられる経済対策の柱を発表されたところです。

今後も原油高、物価高の影響の長期化が予想される中で、県内の経済状況の変化に的確に対応していかなくてはなりません。長期化に伴い、求められる支援もさらに多様化するのではないかと懸念します。

そこで、原油価格・物価高騰の長期化による

影響を踏まえ、今後どのような方針で事業者支援を行っていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、ゼロゼロ融資の元利返済の本格化への対応についてお聞きします。コロナ禍により我が県の経済は大きく傷ついたものの、コロナ関連倒産が20社ほどにとどまったことは、全国に先駆けて導入した本県のゼロゼロ融資をはじめとした国、県、市の様々なコロナ経済対策の成果として評価するところです。

当融資については、県内では、国、県合わせて約8,900件、総額1,830億円もの融資が実施され、令和5年3月末で約1,500億円の残額が出ていると承知していますが、そのうち国制度の918億9,100万円は既に今年5月から、県制度の580億8,200万円は来年、令和6年3月から順次、据置期間が終了し、元利返済が始まります。

現下の状況について、ゼロゼロ融資を保証した高知県信用保証協会が調査しましたところ、当融資が始まった令和2年度には過去最高の1,908億2,500万円に上った保証承諾額は、令和3年度には資金繰り支援の浸透とともに約82%減少したものの、昨年、令和4年度には再び対前年度比13%増となっています。その理由は、燃油高、物価高など新たな経営環境の悪化などにより資金繰りが厳しくなったことから、国、県が創設した伴走型の借換え制度を活用し、月々の返済負担の軽減や返済の先延ばしを目的とした借換えが増加したとのこと。また、事業継続が厳しくなり、保証協会が債務を肩代わりする代位弁済は、令和4年度7億4,300万円で、前年度比で38.9%増加しています。

まだ本格的な返済が始まっていなかったこともあり、急激に増加したという状況ではありませんが、全国的にも確実に増加していますし、特に特徴的な点は、返済期日を延期するなど条件変更をしていない、いわゆる正常先からの突然破綻が確実に増加しているとお聞きしました。

本年度に入ってから、正常先からの突然破綻の増加傾向は続いているとともに、大口案件も徐々に増加しており、また5月には国制度の元利償還が始まるとともに破産手続に入った事業者もいるとのことですが、まだまだ危機感の薄い事業者も多いと聞いております。現下の県経済の状況から、今後、返済を悲観しての諦め倒産の増加が懸念されるところです。

以上を踏まえ、県はゼロゼロ融資の元利返済が本格化する事業者への支援にどう対応していくのか、知事にお聞きいたします。

次に、現下の人手不足への対応についてお聞きいたします。現在、国内景気は回復傾向にあります。しかしながら、産業現場では、需要の急激な回復に人手不足で対応できていない実態が明らかになってきています。

今年7月の帝国データバンクの、人手不足に対する企業の動向調査によりますと、正社員の人手不足企業の割合は全業種のトータルで51.4%と、7月としては過去最高値となり、前回の4月調査からは横ばいで高止まりをしています。業種別では、情報サービスが74%でトップ、続いて旅館・ホテル72.6%と、この2業種が4月に引き続いて7割超えとなり、次に建設、メンテナンス・警備・検査、飲食店、運輸・倉庫と60%台が続き、上位10業種全て前年同月を上回る結果となっています。非正社員では、飲食店が83.5%と突出しており、続く旅館・ホテルは正社員、非正社員ともに人手不足が高水準で推移しています。

本県でもその影響は深刻化しており、例えば交通運輸業のとさでん交通は、慢性的な運転士不足により、路面電車や路線バスのダイヤの減便に踏み切り、旅館・ホテル業では、夕食など主要サービスの廃止や縮小など、本来のサービスを提供できない事態も増えてきています。

今、県内では各分野で需要が着実に回復する

中で、このような機会損失により失う利益は計り知れません。また、こうした状況が今なお続いていることから、事業者が新たな雇用を諦め、従業員数に合わせて業務を縮小する、人手不足と経済縮小の負の連鎖が生まれつつあるものと懸念いたします。当面は、人手不足は産業現場の多方面で高い水準で推移すると考えられ、県としても景気の回復基調が今後も見込めるだけに、解消に向けての支援の強化が求められているものと考えます。

そこでまずは、現に直面する事業者の人手不足の解消にどのように対応するのか、知事にお聞きいたします。

次に、外国人材の確保についてお聞きします。外国人材は、既に各地の産業の担い手として欠かせない存在になっております。今月報道されました共同通信社の全国自治体アンケートでは、外国人材の受入れについて、回答した高知県と県内32市町村全てが必要と答え、少子化、人口減少が進む中で外国人材への期待がより高まっていることが調査からも示されています。

こうした状況の中、国の有識者会議により、外国人材確保を主眼として技能実習制度の抜本的な見直しと新制度創設が提案されたことを踏まえ、政府は6月、熟練外国人労働者として家族帯同や永住が可能となる在留資格、特定技能2号の受入れを促進するため、対象を現在の2分野から11分野に拡大する方針を閣議決定しました。建設と造船・船用工業に、農業や漁業、宿泊など9分野を追加する方針を固めています。拡大予定の対象分野は、いずれも本県の現場でも人手不足に直面しており、外国人材は各分野が求めております。

しかしながら、国際的な労働市場として日本の優位性が低下し、かつ国内でも地域間の人材獲得競争も激化する中で、優秀な外国人材を確保することは容易ではありません。労働市場と

して外国人材から選ばれる地域になるためには、待遇など労働環境の改善や人権尊重、安心・安全で共生できる地域社会の実現が必要です。

県では外国人材確保・活躍戦略に基づいた取組を進めていますが、今後さらなる人口減少を見据え、より多くの外国人材に継続的に来ていただけるよう施策を充実していくことが必要だと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞きいたします。

次に、最低賃金の大幅引上げへの対応についてお聞きいたします。今夏、高知地方最低賃金審議会が答申した2023年、令和5年度の本県の最低賃金の改定額は、44円の大幅な上昇となる897円とし、10月8日から適用される見込みとなっています。

岸田首相がこれまで表明してきたとおり、改定額の全国加重平均は1,004円となり、初めて1,000円の大台を超えました。首相はさらに、最賃の全国平均を2030年代半ばまでに1,500円とする新たな目標を表明し、一過性でなく構造的な賃上げが可能となる経済の実現に向けて、賃上げ促進税制だけでなく業務改善助成金などの様々な支援策を講じています。

昨年も過去最高となる全国加重平均を31円引き上げたことに加え、今年は43円と連年の大幅引上げには、持続的な賃上げにより物価高に苦しむ家計を支える狙いがありますが、一方で企業としては、原材料高、エネルギー高、コロナ融資の返済などに加えて人件費の増加によるさらなる経営悪化を懸念する声も強く、本県の審議会でも、経営者側の代表は大幅な上昇改定には難色を示したとお聞きをしています。この点につき、日本商工会議所的小林健会頭は、支払い能力の面では原材料費やエネルギー価格の高騰により厳しい状況にある中小企業も多く、今回の最低賃金引上げ分を含め、労務費の価格転嫁の一層の推進が極めて重要であると指摘をさ

れています。

本県は、体力の弱い中小・小規模企業が多く、こうした企業が最賃引上げによる人件費の増加を販売価格に転嫁できるかどうかが肝であり、また県としても、その実現があつてこそ県経済の成長と好循環が生まれるものと考えます。

そこで、2023年、令和5年度の本県の最低賃金改定額の大幅な上昇をどう評価しているのか、また賃上げを本県経済の成長と好循環につなげるために県はどのような取組を進めていくのか、知事にお聞きいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、これまでの行政の積極的関与を前提とした特別な対応から季節性インフルエンザ同等の通常の対応に移行して4か月が過ぎました。この間、引き続き基本的な感染症対策を講じながらも、医療体制、ワクチン接種体制など幾つかの変更点を経て今日に至っています。

現在、定点当たりの感染者数の状況から、本県のコロナ感染者は減少傾向にあるものと認識していますが、確保病床における重症者の割合は増加傾向にあり、クラスターも発生しています。また、インフルエンザ感染者が急増傾向にあることも合わせ、コロナ医療の現場は予断を許しません。

そこで、現下の状況をどう認識し、医療体制や今後のワクチンの接種体制の確保など、どのように備えているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

また、厚生労働省は、10月から新型コロナウイルス感染症の医療支援体制を縮小し、来春には廃止する方針を表明しています。一方で、今後の感染症の発生に備え、内閣官房に感染症対応の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁が発足し、また厚労省には感染症対策部が設

置されました。さらに、今後設立予定の専門家組織を合わせた3者が今後の感染症危機に一体的に対応するものと期待されています。

そこで、内閣感染症危機管理統括庁などへの期待と、今後県として感染症危機管理対策をどのように進めていくのか、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、マイナンバー制度への不安払拭に向けた取組についてお聞きいたします。

マイナンバーカードは、自身のマイナンバーを確認するための身分証明書にとどまらず、各種行政手続のオンライン申請をはじめ、コンビニエンスストアでの証明書の交付や民間のオンラインサービスなど幅広いサービスで利用が可能であり、県民の利便性の向上や行政の効率化など、今後の日本社会を支える重要なデジタル基盤です。また、さきの通常国会において成立した、いわゆる改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化やマイナンバーの利用範囲の拡大などが盛り込まれたところです。

一方で、様々なトラブルも発生しており、本県においても、身体障害者手帳を交付する事務処理の中で114件のひもづけ誤りが判明しました。手帳システムにマイナンバーを登録する入力作業を担当者が一人で行っており、複数人でのチェック体制が取られていなかったことが主な原因とお聞きしました。これらの一連のトラブルが、マイナンバーカードに対する県民の不安を招き、その取得や利用をちゅうちょさせる結果につながったことは大変遺憾に思います。

この間、政府においては、マイナンバーに関する省庁横断のマイナンバー情報総点検本部を設置し、姓名、住所、生年月日、性別の4情報による正確な情報照会の上でひもづけが行われているかを確認し、そうでない場合は11月末終了をめどに総点検を実施することとし、作業を

行っているところです。また、県においても、先月独自に設置した高知県マイナンバー情報総点検本部が中心となってこれらの点検作業を進めることとしております。マイナンバー制度は、今後の住民サービスの利便性向上や行政の効率化と質の向上になくてはならないものであり、このためにも県民の信頼を一日でも早く回復する必要があります。

デジタル社会にとって重要なマイナンバー制度に対する県民の不安払拭に向けた本県の取組について知事にお伺いいたします。

次に、少子化・人口減少対策及び中山間地域再興ビジョンについて順次お聞きします。

昨年、我が国の出生数は統計開始後初めて80万人を割り込み77万人となり、特に本県では全国最少の3,721人という衝撃的な結果となりました。

今、国では、こども未来戦略方針を決定し、来年度から3年間を集中期間として、年3兆円台半ばを追加投入する次元の異なる少子化対策を実施する方針を表明しています。また、濱田知事は、さきの6月議会そして今議会と、若者、特に若い女性の人口流出の継続が出生数の減少を招いているとして、女性に焦点を当てた人口減少対策の抜本強化について不退転の決意を述べられております。

知事の決意は、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略や先日公表されました中山間地域再興ビジョン骨格案にも反映されているところですが、まず県政が目指すべき将来像の実現に向けての人口減少対策の位置づけと抜本強化の方向性について知事にお聞きをいたします。

昨年末、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2020年、令和2年の50歳未婚率の全国平均が男性28%、女性17%に達し、1990年の男性5%、女性4%と比較して衝撃的に上昇していることが明らかになっています。

本県でも、特に女性の未婚率が21%と高く、東京に次いで全国2番目の高さとなっています。県の中山間地域再興ビジョン検討委員会では、1組当たりの子供の数は減ってはならず、出生数の減少は婚姻数の激減が要因との指摘がされています。

こうした状況には、価値観の多様化や経済的な理由、そして出会いの場の減少など様々な背景があると思いますが、高知県が結婚を支援する出会い・結婚支援事業なども重要性が高まっているものと思います。一方で、県の外部監査では、マッチングシステムを含むこうち出会いサポートセンターの運営委託料に対しての成婚実績について厳しい指摘がなされ、民間サービス活用の可能性の検討が提案されています。

このたび中山間地域再興ビジョン骨格案では、中山間地域の婚姻件数の増加を主な目標として掲げ、4年後のKPIとして、県のマッチング事業での県全体の成婚数50件を目指しています。

そこで、こうした状況を踏まえ、県としても、より成婚までを意識した取組が求められますが、どのように出会い・結婚支援政策の抜本強化を図るべきだと考えておられるのか、子ども・福祉政策部長の見解をお聞きいたします。

次に、少子化・人口減少対策には、女性に焦点を当てた多面的な支援の継続が重要であり、女性の出産の希望をかなえる環境整備も重要な施策にならうかと思えます。

先日、我が会派は、高知県医師会常任理事で高知県産婦人科医会の坂本康紀会長より、高知県の周産期医療の現状と課題について御講義をいただきました。その中での御指摘によりますと、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間の市町村別出生数では、馬路村の0を筆頭に、三原村、大川村が2人、安田町4人、北川村6人、東洋町7人、樗原町、田野町が9人と、8町村が1桁台、特に安芸医療圏内では9

市町村中5町村が1桁台と、危機的な状況となっています。

その背景には、県内の分娩取扱医療機関の減少と偏在があり、公的病院、個人医院合わせて1998年に34施設あった医療機関は、今年公的病院7施設、個人医院3施設の10施設まで激減しています。また、ほとんどが中央圏域に集中するなど、偏在性も進行し、幡多圏域では幡多けんみん病院と個人病院の2施設、安芸圏域では県立あき総合病院の1施設、高幡圏域には立地していないという状況です。

その結果、分娩割合も、中央圏が86.6%、幡多圏が10.5%、安芸圏では僅か2.9%しかなく、ほとんど中央と幡多でカバーしているという状況になっており、加えて産科医の育成・確保も厳しく、現場での医師の高齢化も進んでいることから、本県の周産期医療がこの2圏域へ集約される傾向が今後さらに加速されるのではないかと予想されます。

このように、出生数の減少により産科の維持が難しくなる中で、中山間部の妊産婦のケアをどうしていくのか、出産をどうするのか、中山間地域で子供を産めない状況をどう解決するかは、本県の中山間地域の再興ということだけではなく、本県の少子化・人口減少対策の土台というべき極めて重要な課題であり、県がより一層関与すべき問題だと実感した次第です。

そこでまず、出生数の減少により産科の維持が難しくなっていますが、県の現状認識と今後の対応について健康政策部長にお聞きいたします。

また、分娩取扱医療機関の減少と偏在が進む中、県内で安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための取組について健康政策部長にお聞きいたします。

本県は、人口の自然減対策は総合戦略で、社会減対策は産業振興計画に位置づけて取組を続

けており、将来展望として2060年人口55万7,000人を目標に掲げています。昨年の実績では、自然減が7,751人と過去最大であったことに対して、社会減は324人と、令和5年の社会減の均衡に一歩近づいた結果となっています。その要因は、外国人の転入や移住者の増加、または新卒者の県内定着の増加だとお聞きしましたが、これらの促進は、今後の本県の人口動態において大きな鍵を握る施策になるものと考えます。

このうち、移住につきましては、昨年度は過去最多の1,185組、1,730人に上りました。この結果は、移住コンシェルジュによるきめ細やかなフォローや市町村との連携強化、また住宅と仕事の確保に力を入れてきた施策の成果として評価をしています。

こうしたこれまでの成果に加えて、今般県が示しました中山間地域再興ビジョンでは、地域に若者が増えた持続可能な人口構造を10年後のビジョンとして描き、県外からの年間移住者数を5,000人以上とする高い目標を掲げています。大変挑戦的な目標で、県の強い決意を感じていますが、目標が高いだけに、施策の大幅な強化が不可欠だと感じます。

そこで、県は年間移住者数5,000人以上という目標をどのような考えで設定し、どのような手段で取り組もうとしているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、農林水産業政策についてお聞きします。

まず、農産物の適正な価格形成の実現についてです。先月29日、農水省の第1回適正な価格形成に関する協議会が開催されました。この会は、生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議することを目的としています。

そこで示された資料によりますと、農家が購入する肥料と飼料の価格が令和2年6月比でそれぞれ約1.5倍も上昇しており、光熱動力費や農

業生産資材費も約2割値上がりしています。その一方で、農産物価格は、米が84.3%、野菜は96.7%、花卉が98.9%、総合でも101.7%と、逆に低下あるいは横ばい状態が続いています。生産者側からは、生産コストの高騰が継続する中で今後二、三年で離農者、また廃業や倒産の増加も見込まれるほど苦しい状況だとの声が寄せられているように、多くの農業者にとって生産コストの上昇が農業経営を強く圧迫している実態が明らかになりました。

これらの状況は、個々の生産者の経営努力で解決できる問題ではなく、生産者がコスト上昇分を転嫁しづらい状況を改善できるか否かは、今後の国内農業の存続をも左右する極めて重要な課題となっているものと認識をしています。濱田知事は、この問題に関して、今年5月、国に対して政策提言をされていますが、今後の仕組みづくりも含めて、実現への道のりは険しいものがあると考えます。

そこで改めて、この農産物の適正な価格形成の実現に向けての知事の御所見をお聞きいたします。

次に、化学肥料の輸入依存の脱却についてお聞きいたします。高騰の続く化学肥料については、原料の大半を輸入に頼っておりますが、昨年12月に国が示した食料安全保障強化政策大綱において、2030年までに化学肥料の使用量を20%低減すること、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し肥料の使用量に占める国産資源の利用割合を40%まで拡大することなどを目標として、国産資源で代替し輸入依存からの転換を図る方針を明確にしています。

既に全国各地で、堆肥化や下水汚泥など地域の資源を活用する官民の取組が進んでいると承知しています。こうした国の動きや肥料価格高騰が続く状況を踏まえ、県としましても、地域資源の有効活用など、取り組めるところか

ら取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、化学肥料の輸入依存からの転換に向けて県ではどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、林業に関して、再造林推進プランの実行についてお聞きいたします。森林は、国土保全や水源涵養などの機能に加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、大気中の温室効果ガスの吸収源として大きな役割が期待されています。また、林業・木材産業は、地域の経済社会の維持・発展に重要な役割を果たすとともに、木材を利用することによるCO₂の排出抑制及び炭素貯蔵を通じ、循環型社会の実現に大きく寄与するものと考えております。

県においては、森林率84%を有する全国一の森林県として、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指し、第4期産業振興計画の下、取組を推進しており、令和4年の原木生産量は産業振興計画が始まって以来最大となる73万6,000立方メートルまで拡大するなど、森林資源の利用が進んでいると考えております。こうした原木生産量の拡大には、育った木を全て伐採して収穫する皆伐の増加によるものが大きいと考えておりますが、伐採後に植栽を行う再造林面積は増加しているものの、再造林率は4割程度にとどまっているとお聞きしています。

今後も、産業振興計画の推進による原木生産量が拡大する中で、将来的な人工林資源の確保を含め、持続可能な林業振興を進めていくことが必要です。県では先頃、再造林率を70%まで引き上げていくための再造林推進プランを公表しましたが、プランの着実な推進が求められます。

今後どのように再造林の促進に取り組むのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、中国による日本産水産物輸入の全面停止への対応についてお聞きをいたします。8月

24日、中国は、福島第一原子力発電所処理水の海洋放出への対応として、日本産の水産物輸入を全面的に停止しました。昨年の水産物輸出3,873億円のうち、中国向けは871億円で1位、香港を含めると1,626億円で全体の42%を占めるという実績からも、その経済的な影響は甚大であり、政府は即時撤廃を求めるとともに、国内消費拡大・生産維持対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策などを柱とした1,007億円規模の水産支援対策を発表しています。

中国の措置は、中国を有力市場として令和3年の本県の輸出実績3.1億円から、今年、令和5年は7.2億円を目標に水産物の輸出拡大を図ろうとしていた本県にとりましても甚大な影響があるかと思えます。本県としましても、影響調査をした上で、国の支援策も活用し、水産物の継続支援並びに風評被害対策を講じるとともに、産業振興計画の水産物輸出戦略の見直しも図る必要があると考えます。

そこで、中国による日本産水産物輸入の全面停止措置の影響についての受け止めと今後の対応について知事にお聞きいたします。

次に、商工観光政策についてお聞きします。

まずは、観光政策です。令和2年、3年と新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた本県の観光ですが、昨年度から徐々に回復し、今年度は、朝ドラらんまんの放送や、台湾の航空会社による初の定期チャーター便の就航、クルーズ客船寄港の復活など力強い動きを見せており、コロナ前の水準に戻りつつあるとお聞きをしています。

特に、週2便、全50便を運航している台湾からの定期チャーター便は、本県を中心にした滞在型のインバウンドであり、結果、本年度の本県の外国人の延べ宿泊者数は過去最多水準になるものと期待されるなど、インバウンドのV字

回復に大きく貢献しています。このたび来年3月まで延長される見通しとなり、延長期間については一部の座席を一般に販売する方針とのことで、これにより双方向の往来が可能となり、今後の展開に大きな期待を感じています。

そこで、将来的な定期便化に向けては、こうした便をフル活用して、台湾と高知の間で経済、文化など複層的な交流を進めていくことや、高知龍馬空港の機能強化を進めていくことが必要になるものと思えますが、知事のお考えをお聞きいたします。

また、県では、今議会で定期チャーター便の継続に向けた施設整備などの取組を推進する予算を計上していますが、今後の台湾からの観光客に向けた観光資源の効果的な情報発信やおもてなしのさらなる充実など、台湾からの観光客の満足度を高める県の取組について観光振興部長にお聞きをいたします。

高知県では、これまで2012年から2022年度にかけてリョーマの休日キャンペーンを展開し、本年度は朝ドラらんまんを契機とした観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」を実施してきました。来年度からは、どっぷり高知旅を掲げて、「極上の田舎、高知。」をコンセプトに観光戦略を展開するとお聞きしています。

今週末、今年度の本県観光の起爆剤となりましたらんまんの放送が終了いたしますが、放送終了後も少しでも長くらんまんの効果を持続させ、またこの1年で磨き上げてきた牧野博士とらんまん関連の観光資源を今後の観光戦略にも効果的に生かしていく必要があると考えます。

県としてはどのように取り組んでいくのか、また次期観光戦略「極上の田舎、高知。」では従来の観光戦略をどう引き上げ充実させていこうと考えているのか、その狙いと今後の取組について、併せて知事にお聞きいたします。

次に、土佐酒のさらなる振興に向けてお聞きいたします。日本の農林水産物・食品の輸出額は近年順調に伸びており、令和3年に初めて1兆円を超え、令和4年は前年比14.3%増の1兆4,148億円と過去最高を記録しました。このうち、日本酒をはじめとする酒類の輸出額は、前年比21.4%増の1,392億円と大幅に伸びております。

本県の土佐酒についても、世界的な日本酒人気の高まりを背景に年々輸出額を伸ばしており、毎年県が9月に発表している貿易実態調査において、令和3年の輸出額は前年比85.2%増の5億1,200万円と大幅に伸び、輸出品目としてはユズを抜いてトップになりました。また、令和4年の輸出額においても25.2%増の6億4,000万円と、引き続き好調に伸びているところです。

輸出額が伸びている要因の一つは、土佐酒の評価が高いことにあり、昨年度の全国新酒鑑評会において金賞率、入賞率ともに全国1位になるなど、本県の酒造りのレベルの高さが認められていることは、昨年9月議会で申し述べさせていただいたところです。さらに、海外においても、さきの8月末にハワイで開かれた本年度の全米日本酒歓評会で、本県の蔵元は金賞率61.1%で全国トップに輝いたとのニュースをお聞きしました。国内外で土佐酒の評価が高まっていることを非常にうれしく思いますし、今後、海外での土佐酒の評価をさらに高め、輸出を拡大していくためには、ワインの世界で用いられるテロワールの面からも、高知県産酒米で造った土佐酒のブランド化が重要になってくると考えております。

このように、土佐酒のさらなる輸出の拡大が期待される中、本年3月、JA高知県が運営する酒米の精米工場が赤字と施設の老朽化を理由に事業継続を断念されるという残念なお知らせがありました。こうなりますと、土佐酒としては致命的な事態になると大変懸念をしております

ですが、先日、知事から、株式会社地域商社こうちが引き継ぐことになり、県内の精米体制を維持するスキームができたため、県として設備投資に対して財政的な支援を行うこととしたとの発表がありました。これをお聞きしまして、ひとまず安堵したところであります。

そこで、さらなる土佐酒の輸出拡大を目指す中、県内精米体制を維持する必要性と期待する効果について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

私としましても、県内で酒米の精米事業が継続されることは大変望ましいことだと考えておりますが、一方でJA高知県が不採算部門としてやむなく精米事業を断念したことを考えますと、新たに事業を引き継ぐのが民間企業であることから、採算が取れなければ事業の継続が困難ではないかと懸念されるところです。また、多額の公金を投入して整備される事業であることから、今後長期にわたって事業を継続させることが求められます。

そこで、当精米事業の持続可能性についてどのような展望をお持ちなのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、教職員の不祥事についてお聞きします。

現在、全国的にも教職員の不祥事が発生しており、報道されることも多くございますが、本県においても昨年度来、教職員の不祥事が相次いでおります。度重なる不祥事の発生により、県民の皆様の本県の教育に対する信頼が大きく損なわれている状況は大変危惧しております。

その中で、旧県立高知南高等学校での教育実習生に対するハラスメント事案や、土佐清水市の小学校での講師に対するハラスメント事案については、結果として、被害に遭われた方がいずれも教職を諦めざるを得ない事態に至っており、大変深刻に受け止める必要があると考えております。また、2つのハラスメント事案につ

いては、学校や教育委員会の対応に様々な面で課題があったと指摘する声もごございます。

そうした中、県教育委員会は、弁護士や医師、臨床心理士などの有識者で構成する高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会を設置し、今月4日に第1回目の会議を開催しています。また、同会議では、今申し上げた2つのハラスメント事案における県教育委員会等の対応について協議がなされたと承知しています。

そこで、この第三者委員会はどのような意図で設置し、先般の会議ではどのような議論がなされたのか、教育長にお尋ねいたします。

また、第三者委員会での議論を受けて今後どのように対応していくのか、教育長にお尋ねいたします。

ハラスメントも含め教職員の不祥事は、児童生徒や他の教職者に多大な影響を及ぼし、県民の教育に対する信頼を著しく損なうものであり、決してあってはなりません。加えて、学校、教職のイメージを大きく傷つける行為であり、教員の人材不足が言われている中で、それに拍車をかけることにもつながるものと考えます。教職員が不祥事を起こすことのないよう、県教育委員会、市町村教育委員会、学校にはそれぞれ徹底的な対策を行っていく必要があると考えます。

県教育委員会は今後どのように取り組んでいくつもりか、決意とともに教育長にお尋ねをいたします。

最後に、市街化調整区域における開発規制の緩和について質問いたします。

本県におきましては、高知市、南国市、香美市、いの町の4市町の一部で構成されている高知広域都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域に分ける、いわゆる線引きが定められています。この線引きにより、これまで無秩序な市街化をコントロールしながら効率的な

都市基盤整備が行われてきたものと承知をしています。

しかしながら、現在、社会経済情勢が大きく変化し、人口減少や少子高齢化の進展、さらには発生の切迫度が高まっている南海トラフ地震や、近年頻発化、激甚化する自然災害への対応が大きな課題となっています。

このような中で、県や市町においては、これまでの線引きを維持しながら、津波浸水予測区域からの高台移転の促進や、空き家を賃貸住宅として利用できるようにするなど、市街化調整区域における開発規制の緩和を行ってきたところですが、さらに今後の急激な人口減少の予測を踏まえ、特に、土地利用規制が厳しい市街化調整区域における空き家や空き地などの増加、ひいては地域コミュニティ存続の危機に陥るのではないかと危惧しております。

知事の提案説明にもありましたとおり、現在、さらなる開発規制の緩和を行うため、高知広域都市計画区域を有する高知市など4市町で構成する協議会において、市街化調整区域における規制緩和に向けた検討をされており、年内には方針をまとめるとのことをごまいます。今回の規制緩和は、市町の御意見や民間事業者の方々の御意見をお聞きした上で規制緩和の方針を作成されていることから、より地域の実態に即した規制緩和になるのではないかと期待をしているところです。

そこで、これらの現状を踏まえた上での、どのような規制緩和を考えられておられるのか、土木部長にお聞きをいたします。

以上で1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1期4年間の総括を踏まえまして2期目に臨んでの目標と決意についてお尋ねがござ

いました。

私は4年前、大切なふるさとをもっと元気にしたいとの強い思いを胸に知事に就任いたしまして、共感と前進を基本姿勢として県政運営に当たってまいりました。この4年間で最も注力いたしましたのは、何といたしましても新型コロナウイルス感染症への対応でありました。感染拡大防止と社会経済活動の両立という難題に対しまして、時に試行錯誤を重ねながらも、県民の皆さんの気持ちに寄り添い、臨機応変に決断を下し、全力で対策を進めてまいりました。

中でも、県民の皆さんの安全・安心を守ることを最優先とし、全国に先駆けて検査協力医療機関を公表し、その拡大を図りました。同時に、事業の継続を何としても支えるという覚悟で、国に先んじて、民間金融機関と連携した県独自のいわゆるゼロゼロ融資制度を創設いたしまして、事業者の資金繰りを強力に支援してまいりました。

このように、コロナ禍に全力で対応しながらも、いわゆる5つの基本政策、そして3つの横断的な政策を着実に進めてまいりました。その結果、例えば基本政策の一つであります経済の活性化につきましては、国内外への外商が好調に推移しておりますほか、御紹介もいただきましたような定期チャーター便の就航、観光博覧会の開催などによりまして、より多くの観光客が本県を訪れるといった成果を得ております。

こうした成果の一方で、県政の課題は依然として山積しております。このため、県民の皆さんの御支持をいただけるのであれば、次の4年間も県政のかじ取り役として課題解決の先頭に立たせていただきたい。人口減少社会への挑戦に不退転の覚悟で臨み、中山間地域の再興と少子化対策に一体的に取り組むということによりまして、若年人口、とりわけ女性の若年人口を増加させたい。そういう思いであります。

そのために、第1には、いきいきと仕事ができる高知、第2に、いきいきと生活ができる高知、第3に、安全・安心な高知という、高知県の目指す3つの姿の実現を目指したいという思いを改めて強くいたしております。

このうち、いきいきと仕事ができる高知に向けましては、大阪・関西万博の開催を見据えまして、アンテナショップの開設などの関西圏との経済連携の取組を本格化させ、成果につなげます。さらに、イノベーションを産業振興計画の大きな柱に据えまして、デジタル化とグリーン化の取組などを通じて地域における新しい挑戦を促し、各産業分野の高付加価値化を図ります。また、大きな可能性を秘めました本県の地域資源を生かして観光振興などの取組を進めます。

いきいきと生活ができる高知に向けましては、いわゆる8050問題やヤングケアラーといった新たな課題を解決するため、相互につながり支え合う高知型地域共生社会の実現を図ります。また、未来を担う子供たちを育むために、子育て支援あるいは教育の充実などの取組を一層進化させます。

そして、安全・安心な高知に向けましては、想定死者数ゼロを目指して、南海トラフ地震対策の強化に取り組みます。あわせて、道路、河川、港湾などのインフラ整備を通じまして、災害に強い県土づくりをさらに加速いたします。

こうした一連の取組は、県のみでは実現をすることはできません。市町村との連携、民間事業者との協力、そして何よりも県民の皆様と心を一つにして取り組んでいく、このことが不可欠だと考えます。

引き続き、共感と前進を基本姿勢としながら、県民の皆さんに寄り添い、そして県民の皆さんと共に歩んでいく、そうした県政を展開いたしまして、この共感と前進を通じて県政を絶えず

進化させていく、そうした展開を目指していきたくと考えております。それによりまして、元気で豊かな、そしてあったかい高知を実現し、次世代にしっかり引き継いでいけますように全力を尽くしていきたいと考えております。

次に、原油価格・物価高騰の長期化による影響を踏まえた今後の事業者支援の方針についてお尋ねがございました。

物価に関しましては、原油価格が高止まりしていること、あるいは円安が続いていることなどから、依然としてその先行きは不透明な状況にあります。また、本年8月の国内企業物価指数は前年同月比で30か月連続のプラスとなりまして、事業者の事業活動へのさらなる影響が懸念をされます。

こうした中、国におきましては、来月中旬に、物価高騰への対応や、持続的賃上げと地方の成長、あるいは国内投資促進などを柱とした経済対策を取りまとめることを表明されております。県としましては、こうした国の動きも踏まえまして、全国知事会とも連携をし、地方の実情に合った対策となりますように、事業者の声も幅広くお聞きをいたしました上で提言を行ってまいりたいと考えております。

また、この物価高騰を乗り越えるためには、こうした影響を受けにくい足腰の強い産業への構造転換を力強く進めていくことが何よりも重要であると考えています。そのため、さきの6月補正予算におきましても、各産業における省エネルギー設備の導入や新たな分野へのチャレンジなどを一層後押しする、そうした施策を講じてきたところであります。

さらに、今後は国の対策も見ながら、例えばグリーン化関連産業あるいはヘルスケア産業といった成長分野への投資、そして生産性向上への支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

こうした取組を進めてまいることによりまして、事業者が付加価値や生産性を高めて収益を増大させるということによりまして、結果として賃上げにつながるといった好循環をつくり出してまいりたいと考えております。そのためにも、次期の産業振興計画におきまして、持続可能な産業への構造転換を図ることを戦略として明確に位置づけまして、取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、いわゆるゼロゼロ融資の元利返済が本格化する事業者への支援についてお尋ねがございました。

事業者が円滑に返済を進めていくためには、収益力を回復させることが重要であります。県では、これまでも様々な需要喚起策あるいは新分野への進出支援などを実施してまいりましたところであり、あわせて、売上げがコロナ禍前ほどには回復をしていない事業者の借換え需要に対応するために、事業計画策定を要件とした経営改善支援融資、いわゆる借換えの融資の制度であります。これを本年1月に創設いたしました。

ゼロゼロ融資返済の本格化が迫る中で、事業者の中には、日々の業務に追われ、資金繰りの検証がまだまだ十分にできていない方もおられるというふうにご心配のところでもあります。こうしたこともありますので、現在、金融機関あるいは商工会などの経営指導員が事業者を訪問いたしまして経営状況の確認をするという取組を行っていただいております。これによりまして、業況が回復していない方には、販路拡大あるいはデジタル技術の活用、こういった点も含めました事業計画の策定をいただくように支援をしまして、借換えの融資につなげてまいりたいと考えております。その上で、融資実行後のフォローにつきましても、関係機関と連携を密にして丁寧な伴走支援を行っていくということによりま

して、県内企業の事業の継続を今後もしっかりと下支えをしてまいる考えであります。

次に、直面をいたします各事業分野におきまます人手不足の対応につきましてお尋ねがございました。

現在、県内のあらゆる産業分野におきまして深刻化しております人手不足につきましては、私自身、多くの経営者の方などから切実な声をお聞きいたしているところであります。

本県の生産年齢人口は、産業振興計画をスタートした平成20年の47万2,000人から、令和2年には37万1,000人となっております。この12年間で実に10万1,000人、率にして21%減少しているということがございます。一方、この間の県内総生産は、名目ではありますが、3.9%の成長となっているということでありまして、本県経済はこの間、人口減少下におきましても拡大の方向に向かうという状況になっております。このことが、県内の労働需給の逼迫、すなわち人手不足の大きな要因の背景になっているというふうに考えております。

こうした状況に対応していきますためには、まずデジタル技術を活用して省力化などを行っていくということが何より大切であります。そのため、本県においては、デジタル化を大きな柱と位置づけまして、各種の施策を推進しております。

また、女性や高齢者など多様な方々が様々な働き方ができますように、環境整備や働き方改革を強力に進めていくことも必要であると考えます。この点で申しますと、いわゆるパートタイマーの方々の年収の壁問題が人手不足の要因の一つとなっているという指摘もございます。この点は、来月から国におきましてその対策が実施されるといった報道にも接しているところでございます。

その上で、県外からの移住者を呼び込むこと、

あるいは外国人材の受入れ、これらの取組もさらに進めていく必要があると考えております。特に外国人材につきましては、これまで以上に多くの方々に安定的に高知に来ていただけますように、本年度、第2期目の外国人材確保・活躍戦略の策定を行っていく考えであります。

こうした一連の取組によりまして、人口減少下の中でもしっかりと県経済が成長軌道を歩めるように取組を進めてまいります。

次に、最低賃金の改定への評価、賃上げを県経済の成長と好循環につなげるための取組についてお尋ねがございました。

まず、本年度の最低賃金の改定は、引上げの額、率ともに全国でも上位となっております。地域間格差の是正という観点におきましても着実に改善の方向に向かっているということで、評価をいたしております。一方で、原材料費の高騰など、事業者の経営環境は厳しいものがございます。業績の順調でない事業者が賃上げについていくのは大変難しいという声もあったというふうにお聞きをしているところでございます。

こうしたことから、今回の答申におきましては、国に対しまして、法整備も含めた下請取引の適正化や中小企業支援についての要望がなされたものと承知をいたしております。県といたしましても、中小企業支援の施策がさらに充実されますように、全国知事会とも連携して、こうした地方の声を国に届けたところでございます。

このほか、議員のお話にございましたように、上昇した労務費などの適切な価格転嫁は大変重要な課題だと考えております。このため、国が進めます下請取引の適正化を促すパートナーシップ構築宣言につきまして、事業者の訪問をしながら、県内でその機運の醸成に努めております。

こうした取組に加えまして、今後の継続的な賃上げにつなげていきますためには、何よりも県内事業者の収益力の向上を図っていくということが重要であります。このため、これまでも、設備投資を伴います新分野へのチャレンジに対する支援、デジタル技術の活用促進などに取り組んでまいりました。

今後も、一連の対策を充実強化してまいりますことで、継続的な賃上げの実現と県経済の成長の好循環を目指して取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度に対する不安の払拭に向けました本県の取組についてお尋ねがございました。

本県の身体障害者手帳の交付事務におきまして、ひもづけに、いわゆる人為的なミス、誤りが発生をいたしました。このことを受けまして、本県では、国の点検作業に加えて県独自の点検作業を行おうと考えまして、県としてのマイナンバー情報総点検本部を設置いたしました。

この本部は、2つの役割を持つこととしております。1つは、国の総点検基準に基づきまして、いわゆる4情報の一部のみでひもづけを行っていた事務などを対象として、国の主導します点検を抜かりがないように点検作業の進捗管理を行うということであります。

2つ目は、この国の点検対象とは別に、県庁内のひもづけ作業の手順を改めて確認するということでもあります。これは、身体障害者手帳の事務と同様に担当者一人で入力作業を行う、複数でのチェックが行われていなかったといったような、ヒューマンエラーの可能性が完全に否定できない事務を県独自に洗い出しまして点検をするものであります。この点につきましては、手入力でひもづけを行い、かつチェック体制が整っていませんでした9つの事務を洗い出しまして、11月末終了をめどに県独自の追加の点検を行うように指示をいたしました。

デジタル社会の基盤としてのマイナンバーカードを活用して、コンビニ交付サービスあるいは税関係などの行政手続のオンライン申請といった取組が始まっております。さらに、来年秋にはマイナ保険証への移行が予定をされているなど、今後ますますカードの利活用が進んでまいると考えます。

こうしたカードの利活用を進めます上で、マイナンバー制度に対する不安の払拭は焦眉の急であると考えます。安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現のため、県本部が中心となりまして点検作業を進めるといったことなどにより、県と市町村が連携をして県民の皆さんの信頼の回復に取り組んでまいります。

次に、県政が目指すべき将来像の実現に向けました人口減少対策の位置づけ、そして抜本強化の方向性についてお尋ねがございました。

本県では、御紹介もいただきましたように、2060年の人口を55万7,000人に踏みとどまらせて将来的な人口構造の若返りを目指すという高知県人口の将来展望という方針を平成27年に策定いたしまして、その実現に向けて取り組んでまいったところであります。その結果、令和4年度におきましては移住者が過去最高となりますとともに、これも御紹介をいただきましたように、人口の社会減は324人まで改善をし、社会増減の均衡に肉薄をするといった形で、一定の成果につながっていると考えております。

一方で、昨年の出生数は前年より369人減少をし、過去最少となる3,721人という大変衝撃的な結果となったわけであります。この要因といたしましては、多くの若者、特に女性が進学や就職を契機として県外に流出をしている、そして、ある程度しても高知県に帰ってきてもらっていないというようなことに加えまして、婚姻数の減少、出生率が低下をしたこと、こういった複合的な要因によるものと考えております。この

ことがさらなる若年人口の減少を招くという悪循環に陥っていると見え、人口減少対策は県政において喫緊に取り組むべき最重要課題だというふうに認識をいたしております。

そこで、次期総合戦略におきましては、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、この3つの観点から施策を抜本強化してまいりたいと考えています。

まず、若年人口の増加に向けましては、県内に魅力のある仕事を創出することによりまして、若者、とりわけ女性の県内就職を促進いたしますとともに、県外からも数多くのUターン、Iターンを呼び込むことが重要であります。このため、IT・コンテンツ関連や事務系などの企業誘致をさらに進めますほか、県内企業の継続的な賃上げの促進、男性の育児休業の取得促進といったワーク・ライフ・バランスの推進の取組をさらに強化してまいります。あわせて、これまで男性中心の職場とされてまいりました第1次産業や建設業などの分野でも、デジタル技術を活用することなどによりまして女性の進出を後押しする、こうした取組を抜本的に強化したいと考えています。

次に、婚姻数の増加に向けましては、本県では50歳時の未婚割合が全国に比べて高いという傾向がございますので、これまでより一歩踏み込んだ対策が必要だと考えます。このため、出会いの機会の大幅な拡充、結婚支援の取組を強化したいと考えています。さらに、出生率の向上に向けましては、既婚者の理想の出生数をかなえるために、不妊治療、産後ケアの利用拡大に向けた施策でございますとか、企業が行います子育て支援サービスのさらなる充実を図ってまいります。

こうした取組が最大限に効果を上げていくためには、市町村と連携をし、ベクトルを合わせて対策を講じていくということが何より重要と

なります。このため、市町村がそれぞれの地域の実情に合わせて総合的に実施をする人口減少対策に対しまして、新たな財政支援のスキームを構築することを検討いたします。

今後、こうした取組を市町村や県内事業者の皆さんと共に推進をいたしますことで、人口減少の負の連鎖を克服し、若者の希望がかなう、魅力あふれる高知県の実現を目指してまいります。

次に、農産物の適正な価格形成についてお尋ねがございました。

国際情勢の混乱などを要因といたしまして、燃油や肥料、飼料といった農業資材の価格は急激に高騰し、今もなお高止まりの状況が続いております。一方、農産物の価格は、市場の需給バランスで主として形成をされておられ、生産者はコストの増加分を価格に転嫁できず、農業経営は非常に厳しい状況に置かれていると考えます。

農産物の適正な価格形成の実現は、本県農業におきます今最も重要な課題の一つであると認識をしておきまして、御紹介いただきましたように、本年5月には私からも国に対し政策提言の活動を行いました。現在、国におきまして、適正な価格形成についての検討が行われておりますけれども、その実現には消費者の理解醸成が不可欠でございますので、実現にはまだ多くの時間を要するものというふう感じております。

一方、国におきましては、令和6年度予算の概算要求におきまして、生産コストの指標化の可能性、そしてその効果の検証などを行います適正な取引推進に向けた調査を行う、このための費用を計上しているというふうにお聞きをしております。

この生産コストを指標化していくという取組は、消費者理解の醸成に向けての第一歩として

必要不可欠であるというふうに考えております。県といたしましても、JAと連携の上、早期の指標化に協力をしてまいる考えであります。また、国による調査結果や適正な価格形成に係ります議論を踏まえまして、本県の実情にも合った仕組みとなりますように、今後も機会あるごとに国に対して政策提言を行ってまいる考えであります。

次に、中国によります日本産水産物輸入の全面停止措置の影響についての受け止め、そして今後の対応についてお尋ねがございました。

中国は、市場の規模が大きいこと、そして日本食に対する関心が高いことなどから、本県水産物の輸出を進める上で重要なマーケットと考えまして取組を進めてまいったところでありませう。

本年上半期におきましては、中国向けの輸出も、中国国内の新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、それに合わせた輸出拡大の取組の強化により、順調に推移をしてきたところでありました。しかしながら、今回の日本産水産物の輸入全面停止措置によりまして、県内でも養殖クロマグロの取引が止まるなどの影響が出ておりまして、大変残念に思っているところがあります。国におきましては、引き続き、中国政府に対しまして科学的根拠に基づく正確な情報を示し、粘り強く説明を行うこと、そして一刻も早い輸入停止措置の解除に向けて対応いただきたいと考えております。

また、国におきましては、海洋放出による影響に対しまして、販路拡大や輸出先の転換など、水産業を守る政策パッケージを策定し、全国の水産業支援に万全を期すことといたしております。県では、これらの支援策について、漁業者や加工・流通・販売事業者に周知をいたしますとともに、事業者の方々の不安や困り事についての相談に対応いたしますため、相談窓口を設

置いたしました。影響を受けました県内事業者には、国の支援策を速やかに活用できますよう、事業者に寄り添った対応を行ってまいる考えであります。

あわせまして、本年度配置をいたしました水産物輸出促進コーディネーターなどのネットワークを活用いたしまして、中国以外の国への販路の開拓、拡大を図ってまいります。これまで輸出実績のあります米国や東南アジアに加えまして、中東や台湾など新たな輸出先の確保に向けまして、国内外の商社とのマッチングや見本市への出展支援などを行ってまいります。

引き続き、海洋放出によります本県水産業への影響の把握に努めますとともに、必要に応じまして全国知事会などを通じて国への提言を行うなど、対策を講じてまいります。こうした取組を、スピード感を持って取り組んでいくことによりまして、県産水産物の輸出の拡大を図ってまいる考えであります。

次に、台湾定期チャーター便を活用いたしました台湾との交流と、高知龍馬空港の機能強化についてお尋ねがございました。

台湾との定期便化を実現し、安定した航路として維持していくためには、お話もありましたように、台湾と高知の交流のパイプをより太くし、双方の往来の活性化を図っていかねばならないと考えます。

本県はこれまで、工業製品や食品の輸出などによります経済交流、あるいはよさこい、漫画を通じた文化交流などによりまして、台湾との関係を築いてまいりました。今後は、これらの関係をより深めますと同時に、相互の教育旅行の促進あるいはスポーツ合宿の誘致、さらには高知龍馬マラソンへの参加促進、経済団体の相互交流など、より幅広い分野で交流を深めていきたいと考えております。このため、近く庁内の関係部局で台湾交流促進プロジェクトチーム

を結成し、立ち上げまして、全庁を挙げて台湾との交流拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

また、高知龍馬空港の機能強化についてでございますが、定期便化に必要となります恒久的な国際線ターミナル施設の整備に向けまして、県が設置をいたしました高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議において検討をお願いしているところであります。本年6月の会議におきましては、大阪・関西万博が開催されます令和7年の供用開始を目指しまして、既存施設の改修も含めて国際線の受入れに必要な最小限の施設整備を行うとの方向性が示されております。

現在、具体的な整備手法の検討を進めておりまして、10月末には整備案を取りまとめる予定としております。県といたしましては、この検討会議の案に沿いまして、関係者との協議を進め、できるだけ早期に国際線ターミナル施設の供用が開始できますように取り組んでまいります。

最後に、連続テレビ小説らんまん放送終了後の取組と、次期観光戦略の狙いや取組についてのお尋ねがございました。

連続テレビ小説らんまんの放送は、今週いよいよ最終回を迎えることとなります。寂しいというのが正直な気持ちでありますけれども、本当に素晴らしい内容の作品でありまして、制作をいただきましたことに改めて感謝の気持ちを強くしております。

そして、放送終了後は、この盛り上がりをいかに継続させていくかが重要となります。このため、現在開催中の観光博覧会の後半は、メディアでの情報発信あるいは県内の周遊促進策など、効果的なプロモーション活動にこれまで以上に意を用いて取り組んでまいります。また、博覧会を通じて整備した草花スポットでありますと

か、県民の皆さんによります地域の草花ガイドなどは、言わば博覧会の大事なレガシーであります。今後もしっかりと情報発信を継続してまいります。

博覧会終了後の観光戦略につきましては、本県の強みであります食や歴史文化、自然体験や草花を本県観光の柱として引き続き活用をしてまいります。その上で、地元の方々との触れ合いなどを通じまして、その地域ならではの魅力をじっくりと感じていただける要素を組み込みまして、新たな本県の魅力として打ち出していきたいと考えています。

この方向性は、コロナ後ということもありまして、改めて世の中からその価値が見直されております地方ならではの豊かさなど、大切に守り育てていくべき資源が多く残されております本県が観光振興を図ります上で、大きな強みを生かすものとなると考えております。例えば沈下橋のように、地域にとっては当たり前と思われがちな素材の価値を深く知り、体感していただくということが、本県でしか味わえない旅となるわけでありまして。そして、こうした体験は、長期滞在やリピーターの獲得にも結びついていくと考えております。

次期の観光戦略は、こうした考え方を長期的に持ちながら、中山間地域の振興、そして若者が希望と誇りを持って暮らし続けることができる元気な高知県づくりにもつなげてまいる考えであります。そして、貴重な独自の文化や伝統、豊かな自然環境などといった高知のよさをしっかりと未来に残していきたいと考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) より多くの外国人材に本県に来ていただくための施策の充実についてお尋ねがございました。

今後ますます人口減少が進み、人手不足が深

刻化する中、県経済を持続、発展させていくためには、これまで以上に外国人材の受入れを進めていくことが重要となってきます。このため県では、令和3年3月に高知県外国人材確保・活躍戦略を策定し、優秀な人材の確保や就労、相談体制の充実といった戦略の柱を定め、外国人材の確保に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

こうした結果、本県で就労する外国人労働者は、令和元年の3,141人から、令和4年は3,783人へと増加しております。また、ベトナム・ラムドン省との人材交流に関する覚書締結や、インドや東ティモールから初めてとなる技能実習生を受け入れるなど、今後の受入れ拡大に向けた道筋をつけることもできました。

しかしながら、議員のお話にありましたように、今後一層人口減少が進むことを考えますと、より多くの外国人材を継続的かつ安定的に受け入れるための仕組みづくりが大変重要となります。そのため、現在3年ぶりに実施しております外国人雇用実態調査の結果などを踏まえまして、第2期となる戦略を策定してまいります。第2期戦略においては、市町村とも連携を図りながら、外国人にとっての住みやすさや働きやすさ、学びやすさといった点を中心に、施策を充実強化してまいりたいと考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、新型コロナウイルス感染症について、医療体制やワクチン接種体制の確保など、備えについてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、入院措置などの行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常診療に移行されました。このため県としまして、医療機関の協力の下、5類移行前

と比較して20%ほど拡大した約330の外来対応医療機関を確保するとともに、重症・中等症患者を受け入れるための病床を178床確保いたしました。本年7月以降の第9波においては、確保病床の使用率が一時50%を超えたり、搬送先の選定に困難を来すケースが発生するなど、医療提供体制への一定の負荷は生じたものの、大きな医療逼迫を来すことなく対応できたと考えております。

10月1日からは、医療機関への助成策などが見直されますが、引き続き、医師会や医療機関と連携し、冬の感染拡大に備え、病床の確保や外来対応体制を確保しつつ、通常の医療提供体制への段階的な移行を図ってまいります。

また、9月20日から開始された新型コロナワクチンの秋接種については、高齢者や障害者の施設などに対して早期接種の取組を文書で依頼することと併せて、希望する方が円滑に接種できるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、内閣感染症危機管理統括庁などへの期待と今後の感染症危機管理対策の方向性についてお尋ねがございました。

9月1日の内閣感染症危機管理統括庁の設置により、感染症危機管理に関する国の指揮命令系統が一元化され、官邸をトップとする対策の迅速な立案と実行を期待しているところでございます。厚生労働省においても、感染症対策部の設置により、意思決定が強化され、加えて来年度以降の国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、科学的知見に基づいた的確な政策の実施を期待しております。

県としましては、今回の国の組織見直しを大いに評価するものですが、施策の立案、実施に当たっては、平時、有事を問わず、地方の意見を十分に酌み取る体制が必要と考えております。そのため、全国知事会からは、国と地方が効果

的、効率的に連携できる仕組みの導入を提案しているところです。

県では、現在、感染症対策連携協議会において、改正感染症法に基づく予防計画の見直しを行っており、平時からの対策の検討と医療機関との協定締結を進め、新興感染症に備えた医療提供体制の構築に取り組むこととしております。あわせて、本年度中に保健所と衛生環境研究所における感染症分野の健康危機管理対処計画を策定し、保健医療行政のレジリエンスの強化を目指すこととしております。

引き続き、国と連携し、平時、有事の感染症を含めた健康危機管理体制の構築を図ってまいります。

最後に、産科の維持に関する現状認識と今後の対応、また県内で安心して妊娠・出産ができる体制の確保の取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

本県の周産期医療体制は、分娩件数の減少や年配の産婦人科医師の引退に伴い、分娩や妊婦健診を行う施設の減少と、その結果として地域偏在という課題を抱えております。また、産婦人科医師は近年増加傾向にありますものの、充足しているとは言えません。

このような状況下にあって、分娩を取り扱う施設の減少をカバーするために、産婦人科医師が複数勤務する高次の分娩取扱施設において正常分娩を取り扱う割合が高まるなど、分娩取扱施設の役割は徐々に変化しております。県では、このような周産期医療体制の変化に対応するため、正常分娩などに対し安全な医療を提供するための周産期医療施設間の連携や、産婦人科医師に加えて助産師の育成などを行ってきたところです。

こうした中、先日開催されました県周産期医療協議会では、次期保健医療計画の策定に当た

り、先般国から示された周産期医療の見直しのポイントである医療機関・機能の集約化や重点化に向けた検討を盛り込むとされたところです。今後の周産期医療の体制を考える上では、県の周産期医療協議会などの場において、地域における妊娠・出産の安全と維持を最優先としながらも、周産期医療の現状や医師の働き方改革との整合なども意識した議論を深めていく必要があると考えております。

このほか、分娩施設のない地域などにおいて、陣痛発来や病院外での妊産婦救急に突然遭遇する可能性がある救急救命士などを対象とした妊産婦救急救命基礎研修の充実や、分娩を取り扱う医療機関から離れた地域にお住まいの妊婦への支援方策を推進するなど、安全・安心な出産環境づくりを総合的に進めてまいります。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 出会い・結婚支援政策の抜本強化についてお尋ねがございました。

出会い・結婚は、少子化対策の第1ステージであり、大変重要なポイントです。県内全域で出会い・結婚支援の取組が一層活性化するように、市町村や関係団体、ボランティアの方々と連携し、官民一体となって支援策の強化を図ってまいります。

具体的には、出会いの機会の大幅な拡充では、社会人交流など交流の機会の拡充を図るとともに、移住対策や地域おこし活動と連携した新しいイベントを実施してまいります。あわせて、今年度からスタートした、顧客との接点が多い企業、団体等から婚活イベントなどの周知に協力いただく団体サポーターの拡大や広報活動の強化に取り組んでまいります。

結婚支援の抜本強化では、お話のありましたこうち出会いサポートセンターの機能を拡充させ、令和9年度の年間成婚件数50組を目標に取

り組んでまいります。具体的には、民間の結婚相談所と連携した交際の後押しや、企業同士のイベント調整を行うコンシェルジュの新たな配置、交際成立から成婚に至るまでの支援の強化などを検討してまいります。

また、中山間地域対策として、東部地域や西部地域へのサポートセンターのサテライトの設置や、成婚時のインセンティブ制度の検討を行ってまいります。

これらの取組によりまして、婚姻数につきましては、令和4年の2,189組から、令和9年2,500組以上を目指してまいります。また、一人でも多くの方の結婚の希望をかなえるため、成婚まで相談者に寄り添った、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 中山間地域再興ビジョンにおける年間移住者数の目標の考え方と取組の手段についてお尋ねがございました。

今月4日に公表した中山間地域再興ビジョン骨格案では、地域に若者が増えた持続的な人口構造を目指す将来像としてお示しし、そのために挑戦すべき重要な目標として、中山間地域の10年後の若者の人口を現状よりも増加させることを掲げております。

この達成に向けては、Uターンを含む移住施策や定住施策をさらに強化し、今以上の成果を出していくことが必要となります。県全体の人口ビジョンの検討状況も踏まえ、さらに精査する必要がありますが、現時点での移住施策における目標としては、現在1,700人余りの移住者数を、10年後には5,000人以上とすることとしております。

まず、この目標設定の考え方についてでございますが、具体的には、中山間地域における34歳以下の若者人口が、今後10年間、現在のトレ

ンドで毎年減少が続き、かつ出生数も増加しないと仮定した場合に、10年間累計で減少する若者人口、これを1万8,000人ほどと試算し、この減少分を主に県外からの移住と県外への転出抑制でカバーすると仮定いたしまして、移住でカバーすべき人数として定めたものでございます。

例えば、5,000人を達成するためには、過去6年間の移住者数の年間平均伸び率9%弱、これをさらに上回る10%以上の伸びが必要であり、御指摘のように大変挑戦的なものではありませんが、仮に10年後に5,000人の移住者が獲得できれば、人口1万人未満の県内19町村全てで若者が増加するという見通しが立てられることとなります。その上で、さらに多くの移住者の確保や少子化対策の充実強化、各市町村独自の取組の推進などにより、中山間地域の全ての市町村での若者増加、これを目指していきたいと考えております。

次に、移住目標達成に向けた手段につきまして、今年度から新たに取り入れているデジタルマーケティングの手法をより効果的に活用し、Uターン候補者や若者、女性へのアプローチを強化してまいりたいと考えております。

今年度の取組として、スマートフォンの位置情報から把握した、帰省時期に本県を訪れた方約9万4,000人、こちらを本県出身者と想定して情報発信を行いました。その結果、移住サイトを周知する動画広告が約1か月間で延べ3万2,000人以上に視聴され、また就職・転職フェアのサイトも1か月半で延べ4,000人超が閲覧するなど、新たな関心層の獲得に向けまして確かな手応えを感じているところでございます。

今後は、ビッグデータ分析ツールを活用して抽出した若者や女性、Uターン候補者などのターゲット層の興味、関心事に合わせた配信を行い、加えまして、配信する広告の誘導先、ウェブサイトやイベントなどとの連動もさらに強めるな

ど、取組を強化してまいりたいと考えております。

年間移住者数5,000人以上という目標は、地域間の移住者獲得競争が一層激しくなる中、大変高い目標であるとは認識しておりますが、お隣愛媛県では令和元年度からデジタルマーケティングの手法を取り入れまして、昨年度、7,000人を超える方の移住を達成したと聞いております。本県としましても、この手法を継続的に活用しまして、さらなる工夫を凝らしながら、そして市町村との連携を強化しながら、移住者の獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 化学肥料の輸入依存からの転換に向けた取組についてお尋ねがございました。

肥料価格は、世界情勢の混乱などを背景に急激に高騰し、今もなお高止まりの状況であり、農業者の経営を圧迫しております。県としましては、化学肥料の輸入依存からの転換に向けまして、積極的に地域資源の活用を図ることが重要であると考えているところでございます。

すぐにでも化学肥料の代替資材となり得る県内の地域資源としましては家畜ふん堆肥が考えられますが、現在、家畜ふん堆肥は十分に活用されていない状況も見受けられます。その理由としましては、堆肥では、化学肥料と同等の効果を得るためには施用量が非常に多くなるため労力負担が大きいこと、利用時期に偏りがあり需要と供給にアンバランスがあることなどの課題が挙げられます。

このため、労力負担の軽減に向けましては、6月補正におきまして、堆肥散布機の導入を支援する補助事業を予算化したところでございます。また、需給のアンバランスの解消に向けましては、家畜ふん堆肥の使用に前向きな農業者が各地域にいらっしゃいますので、家畜ふんを

無駄なく堆肥化し、農業者が利用したいときにいつでも堆肥が手に入るよう、県としましても、地域地域への堆肥舎の設置を支援してまいりたいと考えております。

こうした家畜ふん堆肥の利用による化学肥料の低減の取組は、農業分野におけるグリーン化に資する取組でもありますので、こうした観点からも積極的に推進してまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○**林業振興・環境部長(武藤信之君)** 今後どのように再造林の促進に取り組むのかとのお尋ねがございました。

再造林は、森林の有する公益的機能の発揮や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献、また将来の人工林資源の確保に向けて重要なものと考えております。これまで、再造林推進員による森林所有者への働きかけなどに取り組み、再造林面積は令和元年度の250ヘクタールから令和4年度には約340ヘクタールへと拡大しました。

一方、皆伐面積に対する再造林面積の割合である再造林率は4割程度にとどまっております。そのため、先頃公表した再造林推進プランにおきまして、3つの基本方針を示し、これにより施策を展開していくこととしております。具体的には、1つ目の基本方針である、林業適地への集中投資に関わる取組として、森林クラウドなどデジタル情報を活用し、年度内に、効率的な施業が行える森林を林業適地として設定することとしております。

また、2つ目の、林業収支のプラス転換の取組として、例えば苗木の植栽本数を少なくした低密度植栽のような低コスト造林の推進などによりまして、再造林に係る経費の縮減などを進めてまいります。さらに、3つ目の、造林の担い手の育成・確保の取組として、林業大学校などによる人材育成のほか、事業地の確保や資機材の導入への支援などを通じ、造林に取り組む

事業者の起業などを支援してまいります。

こうした取組を着実に進めるためには、林業や木材産業をはじめとする関係者の連携が重要と考えております。このため、官民が一体となった再造林の推進体制を早期に構築いたしまして、持続可能な林業振興をしっかりと進めてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 台湾からの観光客の満足度を高める県の取組などにつきましてお尋ねがございました。

台湾からの定期チャーター便を継続していくためには、現在の高い搭乗率を今後も維持していく必要があります。そのためには、多くの台湾の方にこの便での旅行に参加していただき、またリピーターとなっていただきますように、より効果的な情報発信を行っていく必要があります。

台湾の旅行会社の方に旅行者の感想などをお伺いしますと、自然では、四万十川や仁淀川といった川の美しさ、そして台湾でも人気のある坂本龍馬のゆかりの地や牧野植物園、そのほか、ひろめ市場や隈研吾建築群、観光列車などの人気がとても高いとお聞きしております。このような台湾の旅行者のニーズに合った本県の魅力を旅行商品づくりに生かして、そして、より前面に出して情報発信をしていきたいと思っております。

また、台湾の方々からは、高知県民の人柄のよさが印象的だったというお声も多くいただいております。今後も、歓迎の意がしっかりと伝わるようなおもてなしに取り組みますとともに、台湾の言語での表記など、受入れ体制の充実を図ってまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、県内の精米体制を維持する必要性と期待する効果に

ついてお尋ねがございました。

初めに、維持する必要性について御説明申し上げます。県内のほとんどの酒蔵は、精米機を所有しておりません。このたびJA高知県の精米工場が操業停止されたことによりまして、県外での精米を余儀なくされております。その結果、物流費といった様々なコストが増大をしております。このコスト上昇分を商品価格に転嫁すると割高となりますことから、売上げの減少が危惧されますし、価格転嫁しない場合には利益が減少することから、いずれも酒蔵の経営を圧迫することになります。

そうなりますと、酒蔵は物流コストを抑えやすいため、精米工場に近い産地あるいは大量発注が可能な産地の酒米への切替えを進め、県産酒米の使用が減少しますことから、県内の酒米生産者の経営が成り立たなくなります。また、県外の精米所は地元酒蔵の精米を優先しますことから、混み合った時期には後回しとなり、県内の酒蔵は希望する時期に仕込みができなくなるというリスクを抱えることになります。

県内での精米体制を維持することは、こうした様々なリスクを回避し、酒米生産者と酒蔵の経営を守るために必要だと考えております。

次に、期待する効果について御説明申し上げます。議員のお話にもございましたように、土佐酒は海外での評価、人気とも年々高まっておりますことから、県産酒米を使用し、本県の気候や風土に根差した土佐酒を生産することは、テロワールの観点からも大変重要となります。そうすることでブランド力の向上につながり、一層の輸出の拡大が期待できますし、海外の土佐酒ファンが増え、酒蔵が注目されることになれば、酒蔵を巡る旅行商品の造成といったことも期待をされます。

また、精米過程で生じますぬかといった副産物につきましても、四万十豚や土佐あかうし、

さらには、はちきん地鶏の飼料としての活用が期待できますことから、高騰しております飼料の代替品として、県の畜産農家のコスト削減が期待できます。

今回の取組は、ほとんどが中山間地域にございます酒蔵の雇用の拡大や酒米生産者の所得の向上につながりますことから、今後重点的に取り組みます中山間地域再興ビジョンの推進にも寄与するものと考えております。

次に、精米事業の持続可能性の展望についてお尋ねがございました。

今回の精米事業を持続的に運営してまいりますためには、事業の採算を確保できる適正な精米料金の設定と安定的な精米量の確保が重要となります。まず、適正な精米料金の設定では、高知県酒造協同組合と民間企業が協議を重ねた結果、一定の精米料金の引上げに関して合意に至ったと伺っております。次に、安定的な精米量の確保では、最新の精米機を導入することで、新たな精米加工が可能となりますことから、これまで県外で精米していた酒蔵も利用を希望しており、精米量は確実に拡大をされます。

さらに、精米量を拡大するためには、先ほど申し上げた県産酒米を増産し、その利用拡大を図ることも必要となります。そのためには、酒蔵が求める酒米の品質や生産量の確保が重要となりますことから、JA高知県の協力が必須となります。こうしたことから、事業主体となる民間企業、高知県酒造協同組合、JA高知県及び県によります4者での協定を締結いたしまして、酒米の品質の向上と生産量を確保するための連携を図りたいというふうに考えております。

また、事業を引き継ぐ民間企業は、日頃から県内におきまして事業承継や経営の支援を行っております地元金融機関の子会社でございまして、現在のスキームで経営シミュレーションを

した結果、当該事業の継続は可能と判断されたと伺っております。

本事業は、こうした多くの関係者の協力の下、実施されますことから、将来にわたって持続的かつ安定的に運営されるものと考えております。県といたしましても、関係部局一丸となりまして積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会を設置した意図と第1回会議での議論についてお尋ねがございました。

第三者委員会は、学校で発生したハラスメント事案等における事実認定の客観性をより高めること、そしてハラスメント対策を適切に進めることなどを目的に、学術、法律、医療、心理、福祉の各分野の専門家の方々から御意見、御助言などをいただくために設置をしたものであります。

第1回会議につきましては、議員のお話にありました2つのハラスメント事案について、既に事実認定は行われているものの、今後のハラスメント対策をより適切に進めるため、県教育委員会の対応などの検証を議題として開催をいたしました。会議では、まず県教育委員会として整理した対応の問題点について説明を行い、各委員から御意見等をいただきました。

その中で、例えば旧高知南高校の事案では、対応の初期段階から県教育委員会が関わり、被害者への対応を行うべきであったとの説明に対し、委員から、訴えがあった時点で、事実かどうかは別にして、権限を持つ県教育委員会にすぐに報告するべきとの御指摘がありました。また、被害者からの訴えに適時に対応し、調査結果をしっかりと回答することが必要といった御指摘や、教育実習の実施体制、教職員の相談窓

口の機能強化などについても御意見をいただきました。

土佐清水市の事案では、市町村教育委員会との連携体制に問題があったとの説明に対し、委員からは、市町村教育委員会の対応を厳しく指摘することと併せて、市町村の自立性は必要だが、県教育委員会がもっと関わることを考えるべきとの御意見がございました。その他、被害者側からの聞き取りの際に配慮すべき事柄や、加害者の人事配置上の速やかな対応、学校長の労務管理能力の向上などについて御指摘をいただきました。

このたびの第三者委員会では、私どもが提示した論点はもとより、多岐にわたって厳しい御指摘も含め様々な御意見、御助言をいただき、県教育委員会の対応を検証していただいたものと考えております。

次に、第三者委員会の議論を受けた今後の対応についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたように、今回の第三者委員会では、2つのハラスメント事案における県教育委員会の対応等について検証いただきました。その中で、初動対応の重要性や被害者側への配慮、市町村教育委員会とのさらなる連携の必要性など、今後の対策につながる数多くの御指摘、御意見等をいただいたところであります。

したがって、事案の検証と今後の対策は不可分であることから、これらを一体的に検討してまいります。その過程においては、対策の実効性をより高める観点から、被害者の方からの御意見を伺うことや、改めて第三者委員会を開催することも含めて対応を検討したいと考えております。

最後に、県教育委員会における今後の不祥事防止対策について、私の決意も含めてお尋ねがございました。

昨年来続く教職員の不祥事の発生により、県民の皆様の本県教育に対する信頼が著しく損なわれ、まさに危機的な状況にあると捉えております。子供たちや県民の皆様には大変申し訳なく思っております。

不祥事の防止対策につきましては、議員のお話にもありましたように、県教育委員会、市町村教育委員会、学校がそれぞれの責務を改めて自覚しつつ、一丸となって、これまで以上に徹底した取組を行っていく必要があると考えております。中でも、市町村立学校の教職員につきましては、市町村教育委員会が服務監督権限を有していることから、不祥事防止に向けては、県教育委員会と市町村教育委員会との連携・協働体制をさらに強固なものにしていくことが特に重要だと認識しております。また、この点につきましては、先日の第三者委員会において厳しい御指摘もいただいているところであります。

こうした状況も踏まえ、現在、私の指示の下、県教育委員会事務局内に教育次長をトップとする不祥事防止対策プロジェクトチームを設置し、ハラスメントの防止対策も含めた今後の対策について検討を始めております。この中で、市町村教育委員会の対応力の向上や県教育委員会とのさらなる連携強化に向けた対策、学校における不祥事防止の取組の強化に向けた対策、教職員に対する不祥事防止の啓発の充実に向けた対策、さらに教職員の相談窓口の充実に向けた対策などにつきまして、新たな取組も含め精力的に協議を行っているところであります。

今後、スピード感を持って対策を取りまとめ、2件のハラスメント事案の検証と併せて公表をしてまいりたいと考えております。

繰り返しとなりますが、教職員の不祥事は、県民の皆様の本県教育に対する信頼を著しく損なうものであり、決してあってはならないものです。今回取りまとめようとしております不祥

事防止対策につきましても、これで終わりではなく、必要に応じて不断に見直しながら、私自身が先頭に立って、不祥事が起こることのない、児童生徒や教職員が生き生きと活動できる学校づくりを行っていく、そのような決意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 市街化調整区域における開発について、社会経済情勢の変化を踏まえた上でどのような規制緩和を考えているのかとのお尋ねがございました。

市街化調整区域では、開発許可制度または地区計画制度を活用することにより、市街化を促進するおそれがない範囲で計画的に開発を行うことが可能です。この2つの制度について、津波浸水予測区域からの住居や事業所の高台移転などを促進するため、これまでも規制緩和を進めてまいりましたが、地区計画制度については基準が厳格であることなどから、十分に活用されていない状況です。

このため、現在、高知広域都市計画協議会において、市町や民間事業者の方々の御意見をお聞きしながら、地区計画制度について規制緩和の検討を進めているところです。具体的には、地区計画の策定可能な区域に旧役場が所在していた集落を追加するほか、計画区域に接する道路の幅員に関する基準の緩和や、卸売業と運送業など複数の業種の組合せを可能とするなど、基準に柔軟性を持たせる見直しを進めております。

引き続き、市町が目指すまちづくりが進められるよう、協議会において検討を進めてまいります。

○12番(土居央君) 御答弁ありがとうございました。

代表質問ということもありまして、かなり幅広く、ほぼ第1問で時間を使わせていただいて

おるんですけども、知事から御答弁いただきました点で1点だけ追加、時間の関係もありますので、1点だけ追加質問をさせていただきたいと思います。

まず、人口減少対策の抜本強化についてお聞きしましたところ、大変詳細な御答弁をいただきましてありがとうございます。

総じてさらに一步踏み込んだ対策をこれからまた期待できるような御答弁だったと思うんですが、そのうち、その知事答弁で、市町村が行う人口減少対策への新たな財政支援スキームについて御答弁、言及されたと思うんですけども、これは本当に市町村も大変期待するところだと考えますけれども、これにつきまして現在どのような支援内容を検討しているのか、もしその方向性についてお示しいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○知事(濱田省司君) 土居議員からの再質問にお答えいたします。

お話いただきましたように、来年度から、市町村が地域の実情を踏まえた総合的な人口減少対策を実施する際に、新たな財政的支援の枠組みを導入したいというふうに考えております。

制度設計はこれからでございますけれども、一つの支援のイメージといたしましては、ただいま答弁いたしました県の人口減少対策の強化の方向性の柱となります、第1に若者の人口増加、第2に婚姻数の増加、第3に出生率の向上、こういった目的に資するという観点から、例えば若者のUターンや定住の促進、婚活支援、こういった分野におきまして先駆的、先行的な、他の市町村のモデルになるような、そうした取組をされるという場合に従来よりも手厚い支援を考えるとといったイメージを持っております。

一方で、これとは別に、市町村の皆さんからは、ある程度自由に市町村の判断で事業を選択して実施できるような、そんな支援策も考えて

もらいたいというような御意見もお聞きしておりますので、こういった御要望に対応できる枠組みも別途設けたいというふうに考えているところでございます。これによりまして、例えば市町村から要望の多い子供医療費助成の拡充を図る取組などにつきましても、新たな制度の中でどのような形で支援できるか、今から今後検討していきたいというふうに考えております。

○12番（土居央君） ありがとうございます。具体的なことも御答弁いただきまして、ありがとうございました。大変市町村も喜ばしい方向性ではないかと考えるところです。

先ほどの答弁だけではなくて、本当に大変力強い前向きな姿勢を知事はじめ執行部の皆様の御答弁から感じた次第です。今のこの難局に立ち向かう執行部の皆様の気概といいますか決意を示していただいたものと感じております。

また、マイナンバーに対するトラブルの対応にいたしましても、また教育委員会に関します不祥事に対して、大変厳しい御指摘に対して真摯に受け止めて対応されると、そのような教育長の決意もいただいたところでありまして、ぜひとも頑張っていたきたいと思うところであります。

最後にいたしますが、質問ではありません。私の思い、意見だけちょっとお伝えさせていただきたいんですけども、今回、農業問題の適正な価格形成の仕組みづくりにつきまして質問しましたが、この問題は本当に今後数十年を見据えて——農業政策の最重要課題だと私は捉えております。我が国全体で目指していくべき賃上げと価格転嫁と物価高による構造的な経済の好循環、このサプライチェーンの中で生産者だけが取り残されてしまう、生産者だけにしわ寄せが来るというようなことは断じて解消しなければならないと思っております。

今、具体的な手法に関する議論はこれからだ

と思うんですけども、先ほど知事答弁の中で、生産コストの指標化とその評価について、そういう議論もされているとお聞きしました。そういったことがより市場価格にしっかりと反映される仕組みづくりということを目指していただきたいと思います。

知事には知事会等でごくぐれもよろしく願いをいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 日本共産党の細木良です。

日本共産党議員団を代表して質問いたします。

今春の県議選において初当選いたしました。今年3月までの高知市議時代は、ライフワークとして質問で登壇する際は必ず取り上げてきた防災問題、医療機関で20年間勤務してきた経験から医療や健康づくり、文化あふれるまちづくりなどを取り上げることが多かったわけですが、市議4期の経験を生かしながら、住民こそ主人公の立場で、命、暮らし、平和最優先の県政を目指し、全力で頑張っておりまして、執行部の皆さん、同僚議員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、濱田知事1期目4年の県政評価についてですが、未曾有のコロナ禍、物価高など厳しい県政運営となった中、私たち県議団は数度に

わたって緊急のコロナ・物価高騰対策を知事に申し入れ、提案に基づく検査体制の充実や暮らし、事業者支援などの施策が実現した点は評価できるものです。しかしながら、今年度予算案への討論でも申し上げたとおり、産業振興の面では域内経済循環の施策の弱さ、教育行政では不登校全国一、学力テスト偏重、深刻な教員不足、ハラスメントなど課題が山積しているながら解決する姿勢が弱いこと、子育て支援については市町村任せで、医療費助成など全国最低レベルにとどまっていること、トラブル続きのマイナンバー偏重など、国追随、無批判な姿勢があります。

政府は、物価高対策そっちのけで軍備増大に猛進しています。このままでは、地方切捨て、社会保障改悪や税負担など、国民への負担増は明白です。こうした政治に対し、地方から県民の声を発信し、悪政の防波堤としての役割が地方政治に求められているのではないのでしょうか。県民の命と暮らしを守りたい、その思いを込めて質問に入ります。

政府と東京電力は、8月24日、福島原発から発生するALPS処理汚染水の海洋放出を強行しました。全漁連や福島県漁連は、放出に対し、反対であることはいささかも変わりはないと表明しています。福島県いわき市議会や宮城県議会など、漁業者との約束の履行、海洋放出以外の処分方法の検討を求める意見書決議も数多く上がっています。2015年、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとの約束をほごにしたのは明白です。

県内の漁業関係者からも、今回の海洋放出により輸出など風評被害について影響を懸念する声が、7日に行われた産業振興計画フォローアップ委員会水産業部会でも出されています。県内の漁業は、燃油高騰や魚価の低迷、黒潮大蛇行、海水温上昇による漁獲量の減少など、厳しい状

況に置かれています。

県は9月4日、水産業関係者を対象に相談窓口を設置して対応していますが、どのような相談が寄せられているのか、県内の水産業を守るための施策について知事に伺います。

政府が関係者、国民との約束をほごにすることは決してあってはなりません。今回の国の対応に対する知事の所見を伺います。

また、こういう手法が容認されるならば、例えば県の事業実施に当たっても県民の理解と協力を得ることが困難になるなど、重大な負の影響をもたらすと思うが、知事の認識をお聞きします。

今回の処理汚染水は、通常運転している原発から出る2次冷却水ではなく、溶け落ちた核燃料に直接接触したものです。ALPSで処理したとはいえ、セシウム、ストロンチウム、ヨウ素等が残存しているものを海洋放出するのは世界で初めての試みです。核汚染された水を大量に長期間流出させた場合の影響は予見し難いものです。放出されるトリチウム以外の様々な核種とその総量は明らかにされておらず、生物濃縮することでの影響などは分かっていません。

しかも、IAEAの報告書は、30年に及ぶ放出による環境影響評価を実施していないし、東電も政府にそれを求めています。海洋放出以外の他の方法との比較検討も行っていない。

放射性物質を扱う際の原則に、行為の正当化があります。メリットがリスクを上回る必要があるというもので、医療の放射線治療、また原発に伴うトリチウムの放出も、この原則の下で実施されています。今回の海洋放出について、IAEAの報告書は、社会、経済、環境などの影響を考慮した正当化については評価していないことをわざわざ指摘しており、計画の承認も推奨もしていないと明言しているのです。

IAEAの報告書は海洋放出を正当化してい

ない、承認も推奨もしていない、このことをどう認識しているか、またこのことが正しく説明、報道されていない現状はリスクコミュニケーションにとってゆゆしき事態ではないか、知事にお聞きします。

廃炉作業の促進のためといいますが、溶け落ちた880トンと試算されるデブリのうち、この12年間で取り出されたのは1グラムにも達しておらず、廃炉の見通しは全く立っていません。海洋放出しないための大型タンクの設置、モルタル固化などの方法が存在します。

何より重大なのは、地下水の流入で、現在も日に100トンもの汚染水が発生し続けていることです。専門家、市民団体からは、地下ダムと称される原発を取り巻く広域遮水壁の建設が提案されています。費用も凍土壁の約半分とのことですが、しかし、この提案もまともに検討されず、海洋放出ありきで突き進んだことで、問題を深刻化させています。放射線防護の鉄則の一つは、放射性物質は閉じ込める、環境中に拡散させないことです。

関係者との約束をほごにした海洋放出は中止するとともに、地下水の流入を防ぐ抜本対策、海洋放出以外の解決方法を、東電任せでなく、国際的な知見を結集して検討すべきと思うが、知事にお聞きします。

次に、マイナ保険証の混乱は、現場の実務の実態を知らない者がシステムを構築したことにあるのではないのでしょうか。マイナンバーカード、住民票、戸籍の名前には、読み仮名は義務づけられていません。銀行口座は片仮名、パスポートはローマ字です。また、名前や住所の異体字の扱い、何丁目何番地何号をどう表記するかという住所表示の揺れなど、ここが統一されていないために突合できないデータが多数発生した問題など、そもそもデジタルの前提である仕事の仕組みの統一が不十分なままデジタル化

を推し進めた結果です。だから、検索しても一致するデータが出てこない事態が生まれており、混乱の原因となっています。協会けんぽ、健康保険組合で71万人分の保険証とマイナンバーがひもづけできていないのは、その表れです。デジタル化の前に、様々な仕事の内容をどう標準化するかという基本の取組が必要だったのです。

マイナ保険証も5年ごとに役所に行って更新手続が必要なのですが、政府は保険証廃止を決め資格確認書の発行を決めたものの、申請が困難な人はどうするのかの声に押され、当面の間、プッシュ型の送付を決めました。しかし、誰がマイナ保険証を保持しているのかりアルタイムで把握するシステムはなく、どう資格確認書を届けるのか、自治体は困惑しています。

また、被用者保険では、定期的に資格確認書を発行する手間とコストが新たに発生する問題もあります。その上、オンライン資格確認システムの義務づけを免除された医療機関が存在することから、新たにマイナ保険証の保持者に資格情報のお知らせを届けなければならないという事業も追加されることになりました。最も弱い立場の人たちの現状とそれに寄り添った制度設計がなされていなかったことも混乱の原因です。

マイナ保険証をめぐる混乱は、現場の実態、国民の実態を軽視し、マイナンバーカード普及が自己目的化したことに原因があるのではないかと、知事の認識をお聞きします。

そもそもマイナンバーカードの普及、利用が進まない最大の原因は、利便性の実感ができていないこと、そして個人情報保護への信頼が欠如しているからです。

保険証廃止は撤回し、スタートラインに戻って、改めて国民の納得と合意の下、一歩ずつ進んでいくべきと思うが、知事にお聞きします。

次に、気候危機について。世界各地で、干ば

つ、熱波、山火事、豪雨など異常気象による災害が頻発しています。南極、北極の氷の減少、氷河の後退、異常な海水温などが記録されています。我が国において、酷暑や豪雨が各地を襲いました。人間の健康や生態系、経済、農業などに大きな影響を与えており、気候危機の様々な症状が噴出しています。

グテーレス国連事務総長は、7月に、地球温暖化の時代は終わり地球沸騰化の時代が到来したと警告を発しました。そして、パリ協定の目標達成はまだ可能だとし、特に温室効果ガス排出の8割に責任を負っている日本を含む20か国・地域、G20が気候危機対策と気候正義の実現へさらに力を入れねばならないと強調しました。

国連は、既に2年前に、各国が定めた温室効果ガスの削減目標を達成しても今世紀末には産業革命前から気温が2.7度上がると公表しており、目標の上積みを含んだ取組の強化は未来の世代への責任であり、一刻も猶予はできない状況です。

2022年3月に策定した高知県脱炭素社会推進アクションプランは、カーボンニュートラル実現に向けて重要となる2030年度の温暖化ガス削減目標、2013年度比を47%以上に引き上げ、排出量の削減に向けた取組を強化すると掲げています。

策定から1年半たちましたが、現在の削減目標の達成度、主立った省エネルギー化と再生可能エネルギー普及の取組の進捗はどのようになっているのでしょうか。さらなる目標、取組の充実が必要ではないか、知事のお考えをお聞きします。

脱炭素アクションプラン重点施策には、県民や事業者に向けた多方面からの普及啓発施策として、クールビズ、ウオームビズが取り上げられ、知事は議会初日、排出量削減ペースが目標を下回っている、県民にさらなる意識醸成を図

ると話されました。

現在、四国4県連携事業としてクールビズ四国キャンペーンも実施されています。しかし、先日行われた議会運営委員会において、意見の一致を見ない場合は現行どおりという原則がありながらも、本会議に入室する際、上着、議員バッジを着用することが強行されました。

脱炭素を進めるため率先垂範する立場の議員が、施策推進ではなく後退するようなことでよいのでしょうか。知事のお考えを伺います。

これまでも質問してきたように、気候危機に対する取組は、より質の高い暮らしと経済をつくっていく取組です。しかし、断熱住宅支援50戸とか、本気で取り組んでいるとはとても思えません。現状は、未来を生きる子供たちに胸を張れる取組なのか、私たちも真剣に考える必要があります。

その未来を生きる子供、若い世代が社会を動かす事例が各地で生まれています。神奈川県は、今年度、全ての県立高校で使う電力を再生可能エネルギーで発電した電力に変えました。きっかけは、地球温暖化を止めたいと願う高校1年生が一人で始めた運動でした。

2021年3月、学校で地球に優しい電力を使いたいと、ネット署名を開始、署名は4か月間で2万名を超えました。高校の生物の授業で、化石燃料を使うことが地球温暖化の大きな要因となっているメカニズムを学び、自分が使っている電力が化石燃料を使う火力発電でつくられ、自分も温暖化に加担していると感じたことが行動の原点です。一人で行動することにちゅうちょもあったとのことですが、環境アクティビストのグレッタ・トゥンベリさんが一人でデモに立ち上がったことに勇気をもらい、行動したとも語っています。

神奈川県の担当者は、この活動が高校への再生可能エネルギー導入を加速するきっかけに

なつたと述べており、2030年までに全県有施設で使用する電力の再エネ100%利用を目指しています。

2つ目は、スノーリゾートで知られる長野県白馬村の白馬高等学校の高校生の取組です。教室を断熱改修すれば、暖くなるだけではなく省エネルギーも実現できることを知り、2020年初めに学校に断熱改修の提案を行い、学校、教育委員会の許可も得て、プロの建築家の指導で、自分たちで資金も集め、断熱改修に取り組みました。この経験は、白馬村、長野県のゼロカーボン計画の中にも位置づけられています。

3つ目は、さいたま市芝川小学校の取組です。暑過ぎてエアコンが利かないと、断熱工事に取り組んだ例です。工事は地元の工務店が担い、保護者や子供も参加。天井と壁を断熱し、窓の内側をアルミホイルを貼った板で遮熱。換気扇を修理し、基準の1,500ppm以下を維持できる装置——デマンド換気をつけたとのことでした。

同事業に携わった東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授の前真之さんは、断熱後はとても涼しくなり集中できると述べており、教室が健康で快適な学びの場が変わったことが分かりました。さらに、全ての教室で天井の断熱、窓の遮熱、デマンド換気だけは行ってほしい、1教室当たり100万円から150万円程度で可能です、そうすれば冬も暖かくなり、小型のエアコンで済むようになり、電気代も安くなります、換気がよくなり感染症の蔓延を防ぎますと語っています。

これらの取組に学ぶべきものがあるのではないか、この点は教育長にお聞きします。

こうした取組に学ぶとともに、県立学校や公的施設の断熱化、再生可能エネルギーの導入に目標を持って本格的に取り組むべきではないか、知事と教育長にお聞きします。

また、民間住宅の断熱リフォーム制度を拡充

強化すべきと思うが、この点については土木部長にお聞きします。

国連の子どもの権利委員会は、8月末、気候変動によって、子どもの権利条約で定められた権利が脅威にさらされているとして、各国政府に対し、気候変動がもたらす現在及び将来の危害から子供の権利を保護する措置を取るよう求める指針を発表しています。指針は、子供が清潔で健康で持続可能な環境に暮らす権利がある、環境政策や気候変動対策に子供の意見を反映させる重要性、子供が気候変動問題を理解し行動を起こせるようにするために情報を得て法的手段に訴える権利を保障する責任を各国政府が負っていることとしています。ここには、2018年にスウェーデンでグreta・トゥンベリさんが始めた学校ストライキや、そこから世界中に広がった未来のための金曜日のデモの取組、ドイツやアメリカ・モンタナ州で若者が原告となり、若者の未来を奪っていると、温暖化対策の加速を求めた裁判でともに勝訴したことなど、若者の行動が反映をしています。

子どもの権利委員会の指針に基づき、子供たち自身が権利の主体者となって取り組めるよう、県としても、全国各地の気候変動に対する取組の情報提供や子供の意見表明の場づくりなどを進めるべきではないか、知事にお聞きします。

みどりの食料システム戦略において、有機農業の推進が位置づけられています。有機農業は、温暖化ガス削減にとっても重要であるとともに、輸入に頼っている化学肥料の使用を減少させる点で、食料の安全保障に資する取組です。

四国内には、愛媛県の今治市や東とくしま農業協同組合の取組など先進的な事例が存在していますが、多くの自治体では、有機農業の普及は学校給食への米をはじめとした食材提供と一体で進められています。これらの地域では、移住した若者が力を発揮しているのも特徴です。

県においても、学校給食への有機農産物の使用を含め、有機農業を本格的に進めるべきだと思うが、取組の状況について、この点は農業振興部長にお聞きします。

県政における子育て支援の拡充、充実が進んだのか、これからどう支援拡大を図るのか、子供の医療費の助成と学校給食の無償化への支援についてお聞きします。

子供の医療費助成は、本県では平成13年3月から乳児の入院と通院に対し医療費助成をスタートし、現在、ゼロ歳から6歳までの無料化に対して、県は2分の1の補助を市町村に行っています。この支援の下、県内で多くの市町村が独自の上乗せ支援に取り組むなどして、現在、中学校卒業までの無料化は高知市を除く全ての市町村で実施され、さらに高校卒業まで無料とする取組も行われています。

しかし、県の医療費助成には所得制限が残っている点や、平成21年7月の改正以降、県による子供の医療費助成の進展はなく、この14年間、県の子供の医療費助成は改善されずに来ました。結果、全国的にも最低レベルの水準となり、県内での無料化も自治体間の格差解消も進みにくい状況となっています。

全国的には、県レベルで高校卒業まで無料化または助成支援を行う流れが広がっています。例えば東京都は、2023年から子供の医療費助成の対象を中学生から高校生まで拡大、23区は独自制度として、所得制限や自己負担なしとしました。県のレベルでは、岩手県、群馬県、奈良県でも今年から高校生まで拡大しています。

まず、本県の子供の医療費無料化の実態を知事にお聞きします。

あわせて、子供医療費助成の対象年齢や県負担金の引上げで市町村支援を強化し、県内市町村が足並みをそろえて高校卒業までの子供の医療費無料化へ取り組めるように予算確保をすべ

きではないでしょうか、知事にお聞きします。

同じく、学校給食の無償化についても県の支援が問われています。全国では269の自治体、県内では今年7月の時点で土佐町、佐川町、本山町、三原村、大豊町、中土佐町、仁淀川町、四万十町、室戸市、大川村など、県内で10か所の市町村が独自の努力、財源で学校給食の無償化が行われています。

義務教育は無償との憲法第26条の原則に照らし、また保護者負担分の軽減につながる公費投入はできるとの国会答弁でも、無償化は行政が積極的に行わなければならない問題だと言えます。さらに、学校給食の充実の子育ての負担を軽減するだけでなく、子供たちの成長に欠かせないバランスの取れた栄養を保障し、また地産地消を通じて地元農家や漁業者など地域経済にも大きく貢献しています。

学校給食は子供たちにとって幾重にも効果と意義がありますが、その認識と、県として市町村任せにせずリーダーシップを果たす立場から、学校給食費の無償化に向けた県独自の支援が必要ではないか、知事にお聞きします。

今年に関東大震災からちょうど100年の節目を迎えました。9月1日に発生し関東一円を襲った巨大地震は、家屋倒壊や火災による甚大な被害をもたらしました。10万5,000人超えの死者には、数千人もの虐殺犠牲者が含まれます。殺されたのは、当時日本の植民地だった朝鮮人はじめ中国人、関東地域でなじみの薄い方言を使う人、発語の不自由な人、加えて若き社会主義者や労働運動の指導者も含まれています。

震災直後、朝鮮人が井戸に毒を入れたなどのデマが流され、各地で住民が自警団を組織し、虐殺の担い手となりました。軍隊や警察組織も関与、内務省がデマを拡散したことも明らかになっています。しかし、8月末、松野官房長官は、調査した限り政府内に事実関係を把握する

ことのできる記録は見当たらないと述べました。

自民党政権下の2009年、内閣府中央防災会議がまとめた報告書1923関東大震災第2編でも、また東京都公文書館所蔵の関東戒厳司令部詳細にも、虐殺について記録されています。中央防災会議の報告書では、軍隊や警察、新聞も一時は流言の伝達に寄与し、混乱を増幅したと総括しています。歴史の隠蔽は許されません。歴史事実に対して謙虚で真摯であるべきではないでしょうか。

関東大震災での朝鮮人など虐殺に関する歴史認識について知事に伺います。

高知新聞で連載された「流言禍 関東大震災から高知へ」では、県内の朝鮮人労働者が大阪に向かう際、「上阪を企て逮捕さる」の見出しで、市内南宝永町にありました水上警察署で厳重に取調べされたと、当時の土陽新聞は伝えています。また、近年では、熊本地震の折、合成映像によるライオン脱走がSNSで拡散されました。これから発生する災害などで社会が混乱に陥る事態が発生したとき、AI生成等のフェイクニュースが流布されるおそれがあります。

災害時において流布されるおそれのあるデマなどへの対応について、危機管理部長に伺います。

避難所である体育館での雑魚寝の状況は、100年前とほとんど変わっていません。憲法第25条に基づく避難所の生活環境、命をつなぐ取組の抜本的な改善が必要です。

災害対策基本法第86条の6では、災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に

必要な措置を講ずるよう努めなければならないと示しています。

避難所の生活環境改善については、国際的な、人道憲章と人道対応に関する最低基準、スフィア基準があります。災害や紛争の影響を受けた人々には尊厳ある生活を営む権利があり、したがって支援を受ける権利があるとされ、特に災害関連死を防ぐためにも、避難所でのTKB、トイレ、快適で十分な数のトイレ、キッチン、温かい食事の提供、ベッド、簡易ベッドの改善が急務です。この間、改善された課題もありますが、諸外国の避難所の状況、被災後の支援と比較して、日本の現状はまだ遅れています。

避難所環境整備について抜本的に改善すべきと思いますが、進捗状況について危機管理部長に伺います。

日本小児神経学会が、特別支援学校を子供福祉避難所として指定を促進するよう、文科省に要望書を提出しています。発達に障害のある子供たちは環境の変化に弱く、災害時には問題行動が目立ちやすくなること、医療的ケア児は人工呼吸器や吸引器など電源の確保が必要なため、こうした災害弱者と言える子供たちの家族は避難をためらいがちになります。学会の調査では、福祉避難所に指定されている特別支援学校は30%、子供の福祉避難所指定は僅か2%だったそうです。

子供福祉避難所の開設について、県内の現状及び指定促進に向けた取組について、子ども・福祉政策部長に伺います。

千葉県では、避難後の住民の支援、救助等を迅速に行うため、防災科学技術研究所が整備した日本海溝海底地震津波観測網、S-netのデータを独自に解析し、九十九里・外房地域の津波高、津波浸水域等を予測しています。気象庁長官による津波の予報業務の許可を取得し、昨年より、対象市町への最大津波高、津波高の20セ

ンチ超過時刻、津波浸水域、津波浸水深などの予測情報の配信を開始しています。

また、和歌山県や三重県においても、こうしたシステムによる津波浸水域の予測結果を用い、孤立エリア、被災エリア、避難者数、建物被害数等を推定し、救助活動等の体制整備、避難所の受入れ準備、物資支援の準備等に活用しています。

南海トラフ地震発生後の対応を早めるため、紹介した千葉県や和歌山県、三重県などの取組を参考に、D O N E T及び来年度四国から日向灘沖に設置予定のN-netの運用と併せ、予測情報提供の実用化準備を関係機関と共に連携して進めるべきと考えますが、危機管理部長にお聞きします。

今年の夏から秋にかけて大変な猛暑に見舞われ、熱中症警戒アラートが連日のように発出、熱中症で救急搬送される方が増加、救急搬送業務にも負荷がかかる状況となっています。我が国における熱中症による救急搬送者数は数万人を超え、また熱中症による死亡者数は年間1,000人を超える高い水準で推移しています。地球温暖化の進行に伴い、今後、顕著な高温の頻度、強度がますます高まっていくことが予測されていますが、まさに熱中症も災害であり、特に室内や夜間に熱中症にかかるリスクのある高齢者対策を強めなければなりません。

あわせて、屋外での対策として、環境省は、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定、開放などの施策を進めています。一例を挙げると、まちなかオアシス事業として、一部公共施設を一時的な休息所として開放、経口補水液等を配備し、薬局や商業施設等、民間施設の指定、開放も広がっています。

県内の施設を対象に、指定暑熱避難施設の指定、開放を進める考えはないか、林業振興・環境部長に伺います。

社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金については、社会福祉協議会に問い合わせたところ、低所得者がエアコンを購入する際、基本的には対象になるとのことですが、他県では対象となっていないところもあるなど、周知徹底されていません。

県民の命に関わる問題であり、改めて生活福祉資金の使途としてエアコン購入も対象である旨の周知徹底を図るべきではないか、子ども・福祉政策部長に伺います。

教員不足、長時間過密労働、先生の成り手の減少は深刻な問題です。今年8月、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会が、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策を発表、9月に入って、各県の知事、教育長に通知が出されています。取組の具体策として、1、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、2、学校における働き方改革の実効性の向上等、3、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実が掲げられています。

1では、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しが求められていますが、全ての学校において授業時数について点検、来年度以降の教育課程の編成に臨むこと、可能な学校においては今年度から改善を進めること、特に年間1,086単位時間以上の標準時数を大幅に上回っている学校については指導体制や教育課程の編成工夫、改善計画をつくるよう強調されています。

県内のある自治体、三原村ですが、小学校での授業時数は、1年生で1,059時間、1年生の標準時数は850時間です。同2年生1,115時間、同910時間、3年生1,188時間、同980時間、4年生1,229時間、同1,015時間、5、6年生1,231時間、同1,015時間などの実態となっています。

ある小学校2年生の作文を御紹介します。「6時間授業が2日あって疲れて姿勢が崩れます。

疲れて姿勢が崩れても、姿勢を保つと言われて無理に姿勢を保とうとすると背中が痛くなります。2年生から6時間授業は早過ぎます。3年生くらいからがいいです」疲れて6時間目にあった好きな図工の授業を休んだときは、「6時間も授業すると脳みそが疲れるがよ、図工ってアイデアとか発想が大事やき。疲れた脳みそではアイデアとか浮かばんがよ」先生も大変ですが、子供も標準時数を超えた状況で疲れ果てています。

標準時数を超える県内小中学校の状況について、教育長に伺います。

文科省は、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないとしています。

提言に基づき、来年度の教育課程編成に向け、標準時数超過の現状をどのように改善していくのか、教育長に伺います。

2、学校における働き方改革の実効性の向上等では、勤務時間の上限等を定めた令和2年の公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示等について、実効性向上が求められています。

ある大学生は、教材研究もいじめ指導も保護者対応もしなければならぬのに、働かせ放題で残業代ゼロ、民間で許されないことがまかり通るのはおかしいと話すなど、学校現場のブラックな働かせ方は学生の教職離れの要因となっています。

2022年度に文科省が実施した勤務実態調査の集計が発表されました。前回調査と比較して在校等時間が30分程度減ったと言っていますが、今なお多くの教員が、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、1か月45時間、

そして1年間は360時間以内や、厚労省の定める過労死ライン、月80時間を超えて働かざるを得ない実態があります。

この間の取組によって県内教職員の長時間過密労働の実態がどの程度改善されてきたのか、教育長に伺います。

勤務実態調査の結果を受け、文科省は、給特法改正の検討を行うとしています。給特法とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、1971年制定のことで、日本における公立学校の教育職員の給与や労働条件を定めた法律です。教育職員には原則的に時間外勤務手当や休日勤務を支給しない代わりに、給料の月額4%に相当する額を教職調整額として支給することが定められています。

給特法の労働時間規制も、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときと限定されていますが、実際には法を無視し、長時間の残業をさせる一方、残業代も支払わない、過労死ライン超えの残業も当たり前という最悪の状態に陥っているのが教員の現状です。政府や自民党内では、学級担任や部活顧問への手当支給、教職調整額を増額する案も出されているようですが、まさに固定残業代と同種で、働かせ放題、長時間残業の温床となるものです。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正について教育長の所見を伺います。

全日本教職員組合は、昨年、教職員勤務実態調査を実施。時間外勤務が月平均92.5時間と、過労死ラインを超えています。1日の休息は平均10分、今日も初トイレは夕方だったという先生も多かったそうです。

この調査結果からは、1、教職員の苛酷な勤務実態はもう限界であり、一刻も早く改善しなければならないこと、2、長時間勤務の要因は、今の教職員数ではカバーできないほどたくさん

の業務が押しつけられていること、3、そのような中でも教職員は授業の準備や子供たちへの指導、触れ合いに時間をかけて、よりよい教育をしたいと願っていることが明らかになったとのことです。長時間勤務の解消には、小手先の対応ではなく、教職員大幅増員が求められているのは明白です。

県内での教員不足の実態は危機的です。この2学期冒頭、室戸市では産休の代替が着任できず、栄養教員が不在となりました。アレルギー対応など命に関わる教員が不在というゆゆしき事態です。産休中でのしんどい時期、やむなく現場に出向くという事態もあったようです。現在も未配置が続いているようです。

現在の採用状況で、若い栄養教諭が多くなっています。少子化で人口減少の中、学校現場では妊娠が喜ばれない、妊娠することで迷惑をかけるのではないかという思いを抱かせる現場は、健全とは到底言えません。県教委の臨時教職員の配置に責任を持つ姿勢、責任感や危機感欠如がこのような事態を招いたのではないかと。

教職員の今後の未配置解決策について教育長に伺います。

3の持続可能な勤務環境整備等の支援の充実では、教職員定数の改善として、小学校高学年の教科担任制の強化、教職員定数の改善を求めています。

県独自措置として教職員定数の見直しをするべきではないか、教育長に伺います。

採用審査について、現在、高知県は全国トップクラスの日程、今年は6月17日で第1次審査を行っていますが、文科省は、民間企業の採用日程に後れを取らないよう、来年は全国共通の日程で6月16日に実施されるとのことです。今年の採用審査の応募状況は、小中学校の応募は昨年比較で317名減少、特に県内受審者は185名減少しており、来年度は臨時教員に登録する人が

100名以上も減少するのではないかと、臨時教員不足を懸念する声が現場から出されています。

長岡教育長は新聞取材に答え、少子化により優秀な人材は民間を含め奪い合い、本県も新たな方策を考えると話されました。10月に遅らせて審査を実施し、他県からの受審者を確保することや、県内の臨時教員の1次審査の全面免除、奨学金返済支援など、県独自の施策をすべきではないでしょうか。

来年度の採用審査日程設定及び受審者確保の手だてについて教育長に伺います。

次に、来月からインボイス制度が導入されます。世界では100を超える国が消費税や付加価値税などを減税していますが、日本はあろうことか逆行し、税率を変更しない消費税の大増税を行います。その規模は1兆円、業者1人当たり年15万円の増税とされています。フリーランスなど免税業者の皆さんがインボイス反対の声を上げ続けていますが、脱税、ピンハネなど、誹謗中傷が後を絶ちません。

しかし、財務省は、消費税に預り金、益税はないという見解を国会で出していますし、元財務省主税局課長は、益税が存在しないどころか、価格転嫁できず損税が生じていると分析しています。インボイスを機に廃業を考えると答えた事業者は、アニメ、漫画といったエンターテインメント業界で2割、建設業界では1割に上っています。

インボイス登録しないと10%値引きすると言われたなど、一方的な値引き通告は優越的地位の乱用であり、独占禁止法に抵触するおそれがあります。また、2026年9月までの8割控除といった経過措置などを知らない業者も多いようです。コロナ禍から立ち直り切れていない状況の中、コロナ対策の融資返済や物価・資材高騰にインボイスが追い打ちをかけることになりま

県経済を担う中小零細業者を守るため、せめてインボイス制度の導入延期を国に対し発信すべきではないか、知事に伺います。

次に、インボイスの副作用として問題なのは、電気代の値上げにもつながることです。太陽光発電などを行う個人がFITを使って売電している場合、個人からインボイスをもらえない電力会社は消費税負担が増え、年間影響額は今後580億円にも上るため、経産省は、賦課金として電気代に上乘せすることを認めており、さらに高くなることが予想されます。

総務省が今月22日に発表した消費者物価指数は、ガソリン、食料の上昇幅が大きく、前年同月比3.1%上昇しました。家計は大変です。政府の電気・ガス代の負担軽減策は、9月使用分から半額となります。四国電力の2023年4月－6月期連結決算は、純利益118億400万円、前年同期の5倍超えとなっています。

四国電力の大株主である県は、県民の暮らしを守るため、電気代引下げを求めるべきではないでしょうか、知事に伺います。

以上、1問とします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 細木議員の御質問にお答えいたします。

まず、いわゆるALPS処理水の影響に対する相談窓口の状況、今後の水産業への支援についてお尋ねがございました。

県におきましては、今回の海洋放出によりまして売上げの減少などの影響を受けます漁業者や加工・流通・販売事業者からの相談に対応いたしますため、9月4日に相談窓口を設置いたしました。窓口には、現在までに、海洋放出により魚価が下がった場合の支援策の有無あるいは支援の対象者についてなど4件の問合せがございました。

県内の漁協や流通・販売事業者、関西や関東

の卸売市場関係者に聞き取りを行いましたところ、現時点では国内において価格の下落等の影響は生じていないというふうに伺っております。一方で、中国の日本産水産物の輸入停止措置によりまして、県内でも養殖クロマグロの取引が止まるなどの影響が出ております。

海洋放出による影響に対しまして、国では、販路拡大や輸出先の転換など、水産業を守る政策パッケージを策定されています。県では、これらの支援策を漁業者や加工・流通・販売事業者に周知をいたしますとともに、影響を受けた方が速やかに活用できますよう、事業者に寄り添った対応を行ってまいります。あわせて、今年度配置をいたしました水産物輸出促進コーディネーターなどが持つネットワークも活用いたしまして、中国以外の国への販路の開拓に向けた事業者支援を行ってまいります。

引き続き、海洋放出によります本県水産業への影響の把握に努めまして、必要に応じて全国知事会などを通じて国への提言を行うなど、対策を講じてまいります。

次に、処理水の海洋放出に係ります国の対応についてどう考えるかとお尋ねがございました。

国は、処理水の海洋放出の実施に当たりましては、平成27年の夏に、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとの方針を示しまして、関係者との意見交換を重ねてまいりました。また、東京電力及び国において安全性について確認を行い、IAEA——国際原子力機関でございますが——も安全性に関する技術的な検証を行ったところであります。そうした取組の結果、国は、漁業者の声を踏まえ、一定の理解を得たという判断に立って、海洋放出の開始を決定したというふうに説明をされているところであります。

一方、風評被害への懸念などから、依然として今回の放出に不安を感じておられる方もおら

れます。この点につきましては、岸田総理自らが、政府を挙げて風評被害対策や漁業のなりわいの継続支援に努力を続けていくというふうに述べられています。

もとより、国が関係者、国民との約束をほごにするようなことがあってはなりません。引き続き、国の責任において、漁業者をはじめとして関係者や不安を感じられている方々の安心が得られますように努力をいただくということが必要であるというふうに考えております。

次に、県の事業の実施に当たって県民の理解と協力を得ることが必要ではないのかというお尋ねがございました。

県の事業につきまして、県民の皆さんをはじめ関係者の理解と協力なくして進めることはできません。このため、事業の実施に当たりましては、関係者の方々にしっかりと説明を行いまして、理解を得た上で進めるように心がけております。引き続き、こうした丁寧な対応に努めてまいります。

次に、今回のIAEA——国際原子力機関の報告書の位置づけと国からの説明についてお尋ねがございました。

IAEAは、原子力分野について専門的な知識を持ち、安全基準を策定、適用する権限を持つ国連の関連機関であります。公表された報告書は、海洋放出の是非について判断したものではありませんけれども、IAEAが第三者として、国際的な安全基準を満たしていることを検証したものであるというふうに認識をいたしております。

処理水の海洋放出につきましては、福島第一原発の着実な廃炉を進めるため、国の責任において決定をされたものであります。このため、国は、放出の必要性や安全対策などにつきまして、様々な機会を通じて説明をされてきたものと承知をしております。

一方で、今回の報告書が海洋放出の方針を推奨や支持するものではないという御指摘がありました。この点につきましては、風評被害などに世論が集中をし、それらに比べますと、ただいま申し上げました推奨や支持するものではないという点についてはあまり大きく報道されなかったというふうに考えます。

こうしたことを踏まえまして、国におきましては引き続き、関係者や不安を感じられている方の状況や思いに寄り添われまして、科学的な根拠に基づいて丁寧な説明が行われるということを期待いたしております。

次に、海洋放出の中止と海洋放出以外の解決策の検討をすべきではないかというお尋ねがございました。

処理水の処分につきましては、平成25年から議論が重ねられてまいっております。海洋放出以外にも、水蒸気放出ですとか地層注入、地下埋設など様々な方法が検討されてきたものと承知をしております。そして、専門家により構成された委員会におきましては、令和2年、海洋放出と水蒸気放出、この2つが現実的な方法であると発表されたというふうに承知をしております。

その後、地元自治体など様々な関係者へのヒアリングも行われ、書面での意見の募集も行われたところでございます。令和3年、国におきまして、2年後をめどに海洋放出をするという基本方針が決定をされるに至りました。海洋放出のこの方針決定に当たりましては、国内で放出実績があるという点、またもう一つの選択肢でありました水蒸気放出に比べましてモニタリングなどを確実かつ安定的に実施が可能であるという点、こういった点が評価されたものと考えております。あわせて、IAEAから、今回の処理水の海洋放出の実施は国際安全基準に合致している旨の報告が出されているということ

でございます。

こうした検討から決定に至る経緯、そして科学的な安全性の評価などを踏まえ、現時点で、海洋放出の中止や新たな方法の検討を改めて行う必要があるというふうには思っておりません。引き続き、国の責任において、福島第一原発の着実な廃炉に向けた取組を進めますとともに、国民の皆さんに対します丁寧な説明を行っていただきたいというふうに考えております。

次に、いわゆるマイナ保険証をめぐる混乱と保険証廃止の撤回についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

今後、医療分野でのデジタル化を進めることにより、例えば過去の治療歴のほか、重複する検査あるいは投薬がないかどうかといったことを速やかに確認をすることができるようになります。よりよい医療を効率的に提供することが期待をされていると考えます。この実現に向けて、マイナ保険証への移行は避けて通れない道であるというふうに考えています。

そうした意味で、マイナ保険証への移行は、国民にとってよりよい医療の提供を実現するという意味を持つわけでございますので、私としましては、様々な条件さえ整えば、できるだけ早くこの移行が行われることが望ましいのではないかという思いを持っております。

ただ一方で、現状どうかといいますと、御指摘もありましたように、マイナ保険証をめぐる際には様々なトラブルが相次いでおります。国民の皆さんからの不信感、現場での混乱が生じていることは事実でありますので、このため、現在国におきましてひもづきの総点検の作業などを進めているというところだと考えております。

現段階で、国のほうは、来年秋に保険証を廃

止してマイナ保険証に切り替えていくという方針ではありますけれども、経過的な措置といたしまして、廃止後も最大1年間は保険証を引き続き利用できるということ、あるいは御指摘もありましたように、保険証に代わります資格確認書の発行も準備するというようなお考えを示されております。

マイナ保険証へ完全に移行するという点に関しましては、国民の信頼回復が大前提となるというふうに考えますが、こうした経過的な措置も準備をされているということから、こうした経過的な措置も活用いただきながら、実質的に段階的な移行を目指していくということが私としては望ましい方向ではないかというふうに考えているところであります。

次に、脱炭素社会の推進アクションプランの取組状況についてお尋ねがございました。

この県のアクションプランは、2050年カーボンニュートラルの実現と、経済と環境の好循環の創出に向けました行動計画であります。このプランでは、その中間目標といたしまして、2030年度までの温室効果ガス排出量を2013年度比で47%以上削減という目標を掲げますとともに、170のKPI、指標によりまして各施策の進捗を把握いたしているところでございます。

本年8月末時点の進捗度といたしましては、例えば園芸用A重油の使用量の削減、太陽光発電の累計導入量など、省エネルギーあるいは再生可能エネルギー普及の取組を含めまして、この目標を掲げました実行に関しまして約8割が達成見込みとなっております。また、そうした結果の温室効果ガスの排出量という点で見ましても、本年度末時点で2030年度の目標削減量までの進捗率が約61%になるというふうに予測をいたしてございまして、全体としては順調に削減が進んでいると評価をいたしてございます。

一方、個別の部門で見ますと、例えば家庭や

オフィスなど、目標のペースを下回る部門もあるわけであります。さらに、進んでまいっております産業部門などに関して見ましても、アフターコロナによります今後の需要回復ということも考えますと、今後より一層の取組の強化が必要だと考えられる状況だと思っております。

第1期アクションプランの計画期間は令和4年度、5年度の2か年間といたしております、現在、外部委員会の御意見も伺いながら、次の第2期の計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。委員会からは、それに際しまして、例えば脱炭素化に向けた将来イメージをより分かりやすく示してはどうかといった御意見もいただいております、次期計画にこの中身も反映をしていきたいと考えております。

加えまして、ICT技術の活用によります生産性の向上、本県の豊かな自然資源を活用した太陽光発電設備への支援、さらには県内各業界団体の課題などに対応いたしました施策の充実を図り、さらなる排出削減につなげてまいります。

引き続き、温室効果ガス排出量の現状やアクションプランの各施策の進捗を的確に把握をいたしまして、進捗の管理をしながら、目標達成に向けて必要な施策を講じてまいる考えです。

次に、クールビズ期間中におきます県議会議員の上着の着用の問題についてお尋ねがございました。

いわゆるクールビズは、室温の適正化、そしてその温度に適した軽装の取組を通じまして省エネとCO₂の削減を図るというものであり、県のアクションプランにも位置づけて推進をしているところであります。一方で、この軽装が具体的にどの程度のものをいうのかというのは一律に定まるものではございませんで、いわゆるTPOや仕事環境などに応じて柔軟に対応すべき、ある程度の幅を持って考えられるべきもの

だというふうに考えます。

議会におきます夏季の服装の在り方に関しましては、議会において自律的に決定されると、そうした方向が筋であるというふうに私としては考えております。したがって、この問題について、私といたしましては先日の議会運営委員会での決定を尊重したいというふうに考えているところであります。

次に、県立学校や公的施設の断熱化、再生可能エネルギーの導入の取組についてお尋ねがございました。

学校や庁舎などの断熱化、再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現を目指します本県におきまして、自らの率先垂範の観点から重要な取組だと考えております。このため、学校も含みます県有施設から排出する温室効果ガスを2025年度までに2019年度比で6.0%削減すると、こうした数値目標を掲げまして、省エネ化あるいは再エネ導入の取組を進めております。

このうち、省エネ化につきましては、施設の長寿命化改修などに併せました断熱化あるいはLEDへの改修を行うことにしております、今年度は北庁舎などで改修工事を進めております。また、再エネの導入につきましては、今年度、県庁本庁舎のほか5施設への太陽光発電設備導入に向けて設計や工事を進めることとしております。来年度以降も順次整備を行いまして、2030年度には、設置可能な施設の50%以上に太陽光発電設備を導入するという目標を掲げて取り組みます。

今後とも、県自らが率先して脱炭素社会の実現に貢献をするという考え方に立ちまして、省エネ化あるいは再エネの導入促進などを行うことにより、公共施設の脱炭素化を着実に進めてまいる考えであります。

次に、気候変動に関します子供たちへの情報提供、そして子供たちの意見表明の場づくりに

についてお尋ねがございました。

気候変動の問題は、将来世代に密接に関わる課題でございまして、そのリスクを背負う子供たちへのアプローチは大変重要な視点であります。このため、県の地球温暖化対策の取組におきましても、子供たちへの積極的な情報発信を行いますとともに、子供たち自らの主体的な活動を後押ししてまいりました。

具体的には、子供向けのパンフレットの配布、イベントの開催によりまして、地球温暖化の現状、そして私たち一人一人ができる取組など、気候変動に関する様々な情報提供を行っております。また、学生の皆さんに地球温暖化防止県民会議の活動に参画をいただいておりますほか、SDGsに関する出前講座の企画及び運営を若者世代が中心となって実施するといった取組を進めておるところであります。

本県が目指します2050年のカーボンニュートラル実現には、あらゆる世代の県民が一体となって脱炭素化の取組を推進していくことが大事であります。こうした視点に立ちまして、今後も、未来を担う子供たちが地球温暖化の問題について理解を深め、主体的な活動が行えるように、環境教育の機会の充実に取り組みます。あわせて、ホームページや県民会議の活動を通じて子供たちの意見を広く発信する場の拡大に引き続き努めてまいります。

次に、子供の医療費のいわゆる無料化、無償化についてのお尋ねがございました。

県におきましては、乳幼児の保健の向上そして福祉の増進を目的として、病気や発熱などで受診機会が特に多い6歳までの乳幼児期の医療費につきまして、無償化に取り組みます市町村に2分の1の財政支援を行っているところあります。これに加えて、主として子育て支援といった観点から、各市町村が上乘せの助成を行う、独自に助成対象の年齢を拡大しているとい

うのが現状だということでございまして、具体的な範囲としましては、高校生までが18市町村、中学生までが15市町村、小学生までが1市といった分布となっているところであります。

こうした形で市町村ごとに差がついているという現状でございすけれども、本来、子供の医療費は、住む地域や市町村の財政力に左右されることなく安心して医療が受けられますように、国の責任において全国一律に助成を実施すべきものというふうに考えております。このため、全国知事会とも連携いたしまして、私自身が積極的に政策提言も行い、全国一律の助成制度の創設を強く働きかけているところでございます。

ただ一方で、多くの市町村長からは、そうした方向が筋ではあるけれども、現状を見ると、この国の措置が取られるまでの間、子供医療費の助成に対しまして県も何らかの財政支援を拡大できないのかというお声は多くいただいているところでございます。こうしたこともございますので、来年度からの人口減少対策に対しまして新たな財政支援制度の枠組みの中で、市町村が子供医療費助成の拡充を図る取組については今後検討をしまっている考えであります。

次に、学校給食の効果と意義についての認識、そして給食費の無償化に向けた県独自の支援の必要性の点についてお尋ねがございました。

学校給食は、子供たちの健康の保持増進、食育の充実などの観点から、我が国の教育の中で大変重要な役割を担っているというふうに認識しております。その中で、現在、本県の一部の市町村におきまして、独自の判断により学校給食費の無償化を実施していることは承知をいたしております。

しかしながら、学校給食の役割は全国共通のものでありまして、その無償化につきましては、

地域によって、あるいは自治体の財政力によって差が生じることがないように、国の責任によって行われるべきものというふうに考えます。

こうした考えに基づきまして、まず本年3月と5月に、学校給食費の負担軽減について、本県独自で国に対して政策提言を行いました。また、7月には全国知事会として、学校給食費の無償化について国の責任と財源による制度設計を行うということを求めたところであります。

現在、文部科学省におきましては、この3月に策定をされましたこども未来戦略方針を踏まえまして、学校給食費の無償化の実現に向けての実態調査あるいは課題の整理などが行われている段階だというふうに承知をしております。

今後は、こうした国の動向を注視しながら、引き続き全国知事会とも連携をし、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、関東大震災に関します歴史認識についてお尋ねがございました。

御指摘がありましたような関東大震災時に発生をしたとされます虐殺につきまして、様々な証言あるいは言い伝えがあるということは、私も報道で承知をしているところであります。ただ、この虐殺に関します現在の政府の公式の見解は、政府内において事実関係を把握できる記録が見当たらないという形で整理をされております。

したがって、事実関係が明確になっていない状況だというふうに判断をされますので、私といたしましては、県行政の長にあります立場として、この問題についてのお答えは差し控えさせていただくのが適当であるというふうに考えます。

次に、いわゆる消費税のインボイス制度の導入の延期を国に対して発信すべきではないかという点のお尋ねがございました。

インボイス制度の開始が直前に迫りまして、

税理士などの支援により事業者の登録が進みまず一方、個人事業主や免税事業者の方々の中には登録を迷っているの方々がおられるということは承知をしております。

このインボイス制度の導入に当たりましては、制度の開始まで4年間の準備期間が置かれ、また制度開始後も6年間の経過措置が設けられまして、段階的に移行するという配慮が行われております。また、特に小規模事業者に対します負担軽減措置として、3年間は納税額を売上税額の2割とする緩和措置も設けられているところでございます。

また、このインボイス導入に関しましての本県独自の支援策として、本年2月にインボイス対応IT導入補助金を創設いたしまして、中小企業などがインボイス制度に対応するための費用を手厚く支援させていただいております。

インボイス制度そのものは、消費税の複数税率の制度の下で適正な課税を確保するために必要な措置だというふうに考えております。県内の事業者の皆さんがスムーズに新制度に移行できますように、周知、広報などの支援を引き続き継続してまいりたいと考えております。

最後に、四国電力の株主として電気代の引下げを求めるべきではないかというお尋ねがございました。

電気料金につきましては、電力の安定供給を維持し、持続可能な事業運営を図るという観点から、電力会社の経営判断として設定をされているものというふうに認識しております。また、多くを占めますいわゆる規制料金に関して申しますと、国において、安定供給の要請と国民生活の安定という要請、このバランスを考慮されて認可も行われている水準で設定をされているというふうに認識をしております。

したがって、現時点において、県が株主として電気料金の引下げを求めるという考えは

ございません。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、若い世代が自治体や社会を動かした取組について学ぶべきものがあるのではないかとのお尋ねがございました。

お話にありました他県の取組は、児童生徒が社会的な課題を自分事として捉え、できることは何かを考え、実際に行動したという点、またその行動に周囲も共感し、共に動いたという点において、価値あるものと考えます。

本県におきましても、総合的な探究の時間等を活用し、高校生が地域や社会の課題を探究し、その解決策を考える取組が多く学校の行われております。例えば環境問題に関しましては、ソーラーパネルの発電効率を高める研究や、マイクロプラスチックの海洋汚染の実態把握などを行い、各校の学習成果発表会やフォーラムなどを通じて地域や関係機関の方々に発信も行っているところであります。

ただ、こうした研究や取組を学校全体あるいは社会の動きにまで高めていくためには、これまで以上に生徒が自ら主体的に考え行動したり、自分たちの意見や主張を多くの人々に伝えたりする力を育むことが大切であると考えます。また、その際には、生徒たちの意見や活動を学校や周囲の大人がしっかりと受け止めることも必要だと思えます。

今後、こうした観点も踏まえまして、日々の学習等の充実を図り、人材育成に努めてまいります。

次に、県立学校施設における断熱化及び再生可能エネルギーの導入についてお尋ねがございました。

学校施設における断熱化や再生可能エネルギーの導入については、令和4年3月に、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方とし

て、国の報告書にもまとめられております。学校施設の整備に当たっては、この点を考慮する必要があるものと認識をしております。

また、現在、本県では多くの学校で老朽化が進んでおりますことから、長寿命化計画を策定し、順次改修に着手をしております。その中で、外壁や屋根などへの断熱材の施工や、断熱性能の高い窓への取替えなど、学校施設の断熱化にも取り組んでいるところであります。

また、再生可能エネルギーの導入につきましては、現在、県立学校10校に太陽光発電設備が設置をされております。今後、県の脱炭素社会推進アクションプランに沿いまして、令和12年度には、設置可能な施設の50%以上に太陽光発電設備を設置するよう整備を進めていくこととしております。

県教育委員会としましては、このように達成目標を持って計画的に進めているところであり、引き続き、学校が児童生徒にとって安全・安心で快適な環境となるよう、施設の改善、充実に取り組んでまいります。

次に、県内の小中学校における授業時数超過の状況とその改善についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

県教育委員会では、授業時数について、これまで、平成31年度の中央教育審議会の答申を踏まえまして、標準授業時数から105時間を超える場合は児童の負担過重になるものと捉えてきたところであります。これに沿いまして、市町村教育委員会に対し、令和4年度の実績についての聞き取り調査を行ったところ、105時間を超えている学校があると回答した市町村が51%、学校数では小中281校のうちの61校、22%という状況でありました。

こうした中、文部科学省が本年8月の中央教育審議会特別部会からの提言を受け発出した通

知に基づきますと、先ほど申し上げた105時間の超過という目安は、さらに70時間程度になるものと捉えられます。このため、県教育委員会では、これまで以上に授業時数や学校行事の在り方等を見直す必要があると捉え、この目安と必要な対応について、速やかに市町村教育委員会に対して通知をしたところであります。

さらに今後は、この通知内容を直接市町村教育委員会に説明する機会を設け、各学校で適切に授業時数が設定されるよう、指導の徹底を要請していくこととしております。

次に、本県教員の長時間労働の改善状況についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで、教育大綱や教育振興基本計画に働き方改革の推進を位置づけ、取組を進めてきたところであります。具体的には、勤務時間管理の徹底や、統合型校務支援システムなどのICTの活用促進、研修のオンライン化といった業務の効率化のほか、教員業務支援員など外部人材の配置などにも取り組んでまいりました。

その結果、例えば、教員業務支援員を配置している小中学校等における月平均の時間外在校等時間は、平成30年度の配置校20校で約53時間であったものが、令和4年度の配置校85校では約41時間となるなど、改善傾向が見られております。

次に、給特法の改正についてお尋ねがございました。

本年5月に文部科学大臣から中央教育審議会に対し、質の高い教員を確保するための総合的な方策について諮問がなされ、その中で、教員の処遇改善の在り方についても現在検討されているものと承知をしております。また、本年6月の政府の骨太の方針では、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直すことと示されたこと

ところであります。

私としましては、国において、現在の教員の状況を踏まえた処遇について、給特法の改正も含め適切な結論が出されるものと考えており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、教員の未配置に関する解決策についてお尋ねがございました。

教員の配置につきましては、年度途中の対応も含めて、県教育委員会の責任の下、計画的に人材を確保し実施すべきものと考えております。しかしながら、全国と同様に、本県も大量退職に伴う採用数の拡大により、新卒者や臨時教員の多くが正規教員として採用されていることから、特に年度途中の欠員に対応する臨時教員の確保が極めて困難な状況となっております。

本県では、本年度4月当初の時点での教員の未配置はございませんでしたが、しかしその後、急な病休取得や途中退職、また産休取得などによって、9月1日時点で小学校10校、中学校6校において臨時教員が未配置となっております。

未配置の解消に向けて、県教育委員会では、市町村教育委員会と連携し、退職教員等への働きかけを積極的に行ってきました。また、新聞広告や市町村の広報ルートなどを通じて臨時教員を募集し、教員免許状保有者の掘り起こしにも努めてきたところです。さらに、SNS等を活用した県内外への発信や、本県採用審査を受審された他県出身者に対する呼びかけも行っております。

今後も引き続き、様々な手だてを用いて未配置の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、県独自措置としての教職員定数の見直しについてお尋ねがございました。

まず、議員のお話にもありました小学校教科担任制に係る教員の配置につきましては、今年度、国の加配を55名確保し、兼務校を含めて69

校で実施をしております。本県では、このほかにも、国の加配にさらに県独自で加配を上乗せし、小中学校の全学年において35人以下の少人数学級編制を実現しています。

こうしたことから、本県の教員1人が受け持つ平均児童生徒数は小中学校ともに全国で少ない状況にあり、これ以上県独自で定数改善を行うことは大変厳しいものと考えております。

しかしながら、各校には様々な教育課題も見られ、加配教員の配置を望む声が多くあることも承知をしており、引き続き、国に対して、必要な教職員定数について要望を行っていきたいと考えております。

最後に、来年度の採用審査日程及び受審者確保の手だてについてお尋ねがございました。

これまで本県では、採用審査の早期化や関西会場での実施、現職教員等特別選考の導入など、教員確保に向けて様々な取組を行ってまいりました。本年度におきましても、社会人採用の年齢制限の緩和や、特別選考の受審教科の拡大のほか、中学校教諭と小学校教諭の併願を可能にするなどの制度改善を行ったところであります。しかしながら、全国的に教員不足が課題となっており、本県においては特に小学校の教員採用における志願者の減少や辞退者の増加が続いている状況にあります。

このため、教員確保に向けた対策の強化が必要だと考えており、現在、来年度に向けまして、採用審査の日程変更や一部受審者の年齢制限のさらなる緩和、大学推薦枠の拡大などを検討しております。加えまして、臨時教員の経験をより生かせるような審査方法への見直しにも取り組んでいきたいと考えております。

教育委員会としましては、他県の対応も参考にしながら引き続き検討を進め、より多くの方に本県教員を目指していただけるよう取り組んでまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長（荻野宏之君） 民間住宅の断熱リフォーム制度の拡充強化についてお尋ねがございました。

カーボンニュートラル実現に向けて、住宅の断熱化の促進は重要な施策の一つであると考えております。このため、県では、断熱リフォームを行う住宅の所有者に対して市町村が補助する場合に、その費用を支援する制度を今年度創設いたしました。さらに、高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて、この補助制度により支援する件数を2030年度までに計3,400件とする目標を設定しました。取組の初年度となる今年度は、市町村への周知や制度化の準備に時間を要することから、50件を支援する目標としております。

しかしながら、審査における技術的な点に不安を感じている市町村が多いこともあり、現在のところ、この制度を活用している市町村は安芸市、津野町、日高村の3市町村にとどまっております。このため、担当者説明会において制度を周知するとともに、この制度を活用していない市町村に対して、個別訪問により、制度の導入を働きかけているところです。

また、民間住宅の断熱リフォームに向けた県民の皆様意識醸成を図るため、県のホームページやリーフレット、関係団体の講習会など様々な機会を通して、断熱リフォームによるメリットについて広く周知・啓発を行っております。

今後は、市町村の御意見もお聞きしながら、技術的な面での支援の仕組みを検討するなど、より一層、民間住宅の断熱リフォームの普及促進に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長（杉村充孝君） 有機農業の取組状況についてお尋ねがございました。

有機農業のさらなる拡大に向けまして、県で

は昨年度、有機農業者の方々に対し、課題や要望について聞き取り調査を実施いたしました。生産者からは、病虫害に苦勞しているといった栽培技術の課題や、販売先の確保が難しいといった販路拡大に向けての課題が多く挙げられましたことから、本年度はこうした課題を解決すべく取組を進めているところでございます。

まず、栽培技術の向上に向けましては、4月に各農業振興センターに相談窓口を設置し、生育不良や病虫害対策についてのアドバイスや堆肥に関する情報提供などを行っております。また、県域で課題を検討する場を設け、多くの有機農業者の参加の下、生産者間における栽培技術に関する情報共有なども行っております。

また、販路を拡大していく上では、実需者に求められる品目を生産すると同時に、ロットも確保しなければなりません。これには個々の取組では限界がありますことから、生産者がグループとなり、組織的な対応を図っていく必要があります。

このため、県では、グループ化の後押しもを行い、新たに組織化されました約30名の生産者グループに対しまして、商談会の実施や直販所などにおける販売コーナーの確保といった販路拡大に向けた支援を実施しているところでございます。さらに、学校給食での使用拡大に向けましては、教育委員会と連携の下、市町村と生産者のマッチングを目的とした協議の場づくりなどにも取り組んでおります。

こうした既に有機で栽培されている生産者への支援に加えまして、今後は、需要の期待できる水稲やユズなどを戦略的品目と位置づけた上で、新たな生産者の確保も図るなど、さらなる有機農業の拡大を目指して取り組んでまいります。

(危機管理部長中岡誠二君登壇)

○危機管理部長(中岡誠二君) まず、災害時に

おけるデマなどへの対応についてお尋ねがございました。

大規模な地震や風水害などの災害発生時には、行政に加え一般の方からも、被災状況や被災者支援に関する事など様々な情報が大量に発信されます。県としては、命を守り、命をつなぐため、さらには生活を立ち上げるための情報を県民の皆様に適時的確に提供することが大変重要であると考えています。

一方、一般の方から発信される情報には、有益なものもありますが、事実と異なっていたり、必ずしも正確ではないなど、いわゆるデマが含まれていることがあります。災害時は精神的に不安な状況が続き、情報が錯綜し、デマや誤った情報が拡散しやすくなります。また、モバイル端末の普及により、インターネットやメール、SNSを使い、デマが爆発的に拡散される状況も見受けられます。

デマは、社会全体に混乱を引き起こしたり、被災者の不安を拡大させてしまうおそれがあります。また、内容によっては救助活動に支障を来す場合や、災害時の限られた通信環境を圧迫することで、本当に必要な情報が行き届かない状況にもつながりかねません。

このため、災害時に悪質なデマが拡散している場合には、信頼できる情報源で真偽を確かめることや、不確定な情報をSNSなどで拡散しないこと、そういった情報に惑わされることなく冷静に対処することといった、社会秩序を維持するための広報を県警察とも連携しながら実施するなど、県民に対して注意喚起を行ってまいります。

次に、避難所の環境整備についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、避難所には多くの避難者が長期間にわたり滞在することになります。このため、少しでもストレスを減ら

し、心身ともに健康で避難生活を送ることができるよう、避難所の規模や地域性を踏まえた環境整備が必要であると考えています。

本県では、国の指針や、お話のあったスフィア基準、専門家の意見も参考に、避難所運営マニュアル作成の手引や、避難所における要配慮者の支援ガイドなどを作成しています。こうした手引などを活用し、県内に約1,200か所あるほぼ全ての避難所で運営マニュアルが作成されており、避難生活に必要な簡易なトイレやベッドなどの資機材整備も進められています。

一方、熊本地震や西日本豪雨など、避難生活が長期化した災害では、避難生活における精神的・肉体的な負担や、エコノミークラス症候群などを原因とする災害関連死が大きな課題となりました。こうした教訓を踏まえ、本県では、避難所生活における困り事などについて相談を受ける仕組みづくりや、エコノミークラス症候群を予防するための注意喚起など、避難者の健康を守る取組を進めています。

引き続き、避難者がより良好な環境の下で避難生活を送ることができるよう、避難所の運営訓練を重ねるとともに、訓練で明らかになった課題について、市町村と連携し、改善に向けて取り組んでまいります。

最後に、海底地震津波観測網のデータを活用した予測情報の提供についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震をはじめとする太平洋沖合で発生する地震や津波を観測するため、国において海底地震津波観測網の整備が進められています。これらの観測網のうち、南海トラフに関連するものは、熊野灘沖と室戸岬沖で既に運用されているDONETと、足摺岬沖から日向灘沖にかけ来年度に整備を終える予定のN-netがあります。

千葉県や和歌山県、三重県では、こうした観

測データを活用し、各県独自で被害予測システムを運用していますが、気象業務の許可取得や専門職員の育成、配置のほか、機器類の整備、運用に多額の経費を要するなど、課題があると伺っております。

一方、本県では、南海トラフ地震発生直後の津波浸水被害などを推測するため、東北大学と企業が国の実証事業で共同開発し内閣府も導入している津波浸水被害予測システムを活用することとしています。このシステムは、気象庁から配信される震源や規模などのデータを用いて、津波到達時刻や浸水エリア、浸水による被災人口や建物被害をスーパーコンピュータで予測し、地震発生から30分程度で本県に提供されるものです。南海トラフ地震発生時には、このシステムによる被害予測が迅速な初動活動に役立つものと考えており、既に県の災害対策本部事務局訓練などで活用しています。

今後、国の海底地震津波観測網の整備が完了すれば、気象庁の緊急地震速報や津波情報の迅速な配信が行えるようになるとともに、より精度の高い被害予測にもつながることになります。引き続き、関係機関と連携しながら、予測システムの高度化や効果的な運用方法の検討に取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、子供の福祉避難所の現状と指定促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

災害時における障害のある子供や御家族の避難につきましても、他県では避難所での生活にちゅうちょし避難できなかった事例があるなど、障害の特性に応じた安全・安心な避難先の確保は大変重要な問題です。

そのため、一般の避難所では、配慮が必要な方のためのスペースの確保を進めるとともに、厚生労働省が示した、避難所等で生活する障害

児者への配慮に関する取扱いに基づき、安心した避難生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいるところです。また、一般の避難所では避難所生活を送ることが困難な方のための福祉避難所の指定を進めており、令和5年3月末時点で243施設が指定されています。

現在、障害のある子供に特化した福祉避難所はありませんが、議員からお話のありました特別支援学校は、バリアフリー化した施設であり、障害に対する専門性を有していることから、17校中8校が福祉避難所に指定されています。この8校では、在校生に加え、卒業生やその御家族などの受入れも想定されております。

未指定の9校のうち、2校は病院の中にあり、別の1校は災害警戒区域内に立地していることから、福祉避難所の指定は困難な状況となっています。残りの6校につきましては、現時点では指定に至っておりませんが、県としましては、市町村と連携し、指定に向けて取り組んでまいります。また、医療的ケア児の避難には人工呼吸器などの電源の確保等が必要となることから、医療機関等との連携を密にし、一人一人の安全・安心な避難先の確保を進めてまいります。

引き続き、障害の特性に応じた避難先が確保できるよう、一般の避難所での要配慮者スペースの確保や、新たな福祉避難所の指定に向けた市町村の取組を後押ししてまいります。

次に、生活福祉資金にエアコンの購入が対象であることの周知についてお尋ねがございました。

高知県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと同時に、必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることを目的とする国の貸付制度です。

エアコン設置費用につきましては、相談者の

収入状況等を総合的に判断し、エアコン購入費の一時的な出費が困難な方を貸付けの対象としています。今年4月から8月末までのエアコン設置費用に関する貸付けは19件となっており、全て生活保護世帯への貸付けとなっています。

生活保護世帯への周知につきましては、担当のケースワーカーを通じて、必要に応じて貸付制度の案内を行っているところです。一方で、生活保護世帯以外の方への周知につきましては、コロナ禍で生活に困窮した方への支援として、生活福祉資金貸付制度は広く周知を行ってまいりましたが、エアコン設置費用の貸付けに関しては、個別相談の中での紹介にとどまっています。

今後は、エアコン購入費の一時的な出費が困難な方も、必要な相談支援につながっていくよう、エアコン設置費用の貸付けについて、生活福祉資金貸付制度のリーフレットに記載するなど、必要な方へ情報が届くよう工夫してまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 県内の施設を対象とした指定暑熱避難施設の指定、開放についてお尋ねがございました。

国においては、昨今の気候変動の影響により、今後、極端な高温の発生リスクが増加することを見据えて、熱中症対策を強化することとしております。具体的には、本年度、気候変動適応法を改正し、法的裏づけのある、より積極的な対策を進めることとしており、主なものとしては、国における熱中症対策実行計画の策定、現在の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報とし、より深刻な健康被害が発生し得る場合に一段上の熱中症特別警戒情報を発表すること、市町村による指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定制度化などが挙げられます。中でもクーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報発表期間中の暑さをしのぐ場として、

極端な高温時における重大な被害の発生防止につながることを期待されます。

このため、県としましては、改正法が全面施行される令和6年春に向け、各市町村に対し制度の周知を行うなどして、クーリングシェルターの指定、開放に向けた検討を後押ししてまいります。

○33番（細木良君） それぞれ御答弁ありがとうございます。2問を行います。

マイナンバーについては、この間トラブル続きということで、デジタル庁は個人情報保護委員会から指摘も受けました。個人情報保護をないがしろにして、マイナンバーの利用拡大、マイナンバーカードのどんどん押し付けをこれ以上してはならないと思います。

日本はデジタルの後進国で主要先進国に比べて大きく後れを取っているということで、国民をあおって、マイナンバーカードを様々なポイントも付与するという取組をしましたが、同一の個人識別番号を複数の行政機関で利用して各行政機関が持つ個人情報を1枚のカードにひもづけしているのはG7で日本だけです。こうしたことも問題として上げられるのではないかとということで、指摘をしておきます。

気候危機の問題では、この20日、ニューヨークの国連本部で気候野心サミットが行われました。日本政府は、岸田首相が出席してスピーチをする準備をしていたものの、国連側が断つたと報じられています。気候変動対策に後ろ向きな日本に対する国際的な厳しい視線が浮き彫りになったのではないかとということです。

このサミットで、グテーレス氏は冒頭演説で、人類は地獄の門を開けてしまったということで、強い言葉で警告をしています。特に、先進国の排出量の削減については前倒しでどんどん頑張れということで、決断すべきということで、かなり迫っています。

排出量については、このアクションプランで、8割方おおむね減少で、取組は進んでいると言われていますが、一段の削減、攻めの姿勢をとということで報告書をまとめられています。そういうことでいえば、もっともっとやっぱりできることもあるんじゃないかなというふうに思います。

今月行いました危機管理文化厚生委員会で、視察で富山に行っていました。富山での小水力、これもやっぱり高知県はかなり同様にポテンシャルがあるのではないかと思いますので、ぜひこうした調査もやってほしいと思いますし、県有施設の新規の建設時には再生可能エネルギーの必置を義務づけるなど行ってほしいと思います。これは指摘をしておきます。

あと、子育て支援についてちょっと質問したいと思いますが、昨年度令和4年度の県の子供医療費の助成は、補助金額は3億1,070万4,000円、対象人数は2万6,044人ということで、おおむね10年前と比較して、県の出すお金が1億円減っています。対象人数も、子供さんが減っていますので、1万4,000人も減っています。現行の県の助成制度同様な形で半分ということで、小学校卒業まで拡充するにはあと3億円でできます。一般会計ですと0.1%未満です。

県人口の半数を占める高知市の9月定例会で、岡崎市長は重い腰を上げてやっとな中学校卒業まで医療費助成をやるというふうな明言をされましたので、県が小学校卒業まで拡充したら、県内足並みそろえて、お隣の徳島もやるそうですが、高校卒業まで無料化が展望できると思います。

知事選挙が目前になっていますが、ぜひ決断を求めたいと思いますので、濱田知事にこの医療費助成のさらなる拡充、もう一度聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、子供の福祉避難所については、前向き

に6つの避難所指定に向けて努力するという御答弁をいただきました。

現行の子供福祉避難所についても、今後の課題として小児神経学会が言っているのは、人材の確保や備蓄についても支援を行うことが必要、子供のための福祉避難所の施設基準を作成して、建物の老朽化、自家発電、エアコン、物資の保管スペースなどに関して予算をつけて改善を図ること、また医療的ケア児に関して看護師の配置、病院との連携なども求められていますので、ぜひこの点、これからも課題として取り組んでいただきたいと思います。

教育の問題では、これもちょっと質問したいと思えますけれど、やっぱりこの働き方改革というのが、外部人材の配置によってかなり10時間以上の時間が減少されたということで、これをさらに進めていただきたいと思いますけれど、大本の持ち時数の上限の設定であるとか、全国でも突出している充て指導主事の現場復帰、これは断トツに高知が多いです。さらなる少人数学級の推進や県版学テ廃止など、県独自施策の見直しもしながら働き方改革をしていっていただきたいなというふうに思います。

教育については、さらなる改善について、まだできることはあるのではないかと思いますので、その点、教育長にお伺いします。

インボイスについては、オンラインの署名の「STOP！インボイス」署名の到達ですが、24日50万、オンライン署名の過去最高を突破して、現在52万になっているそうです。

物価高による倒産件数も増加傾向であります。私たち共産党は、ゼロゼロ融資返済を別枠の債務として支援融資が受けられるように求めていますし、県内でもイラストレーターの方が契約先から解除されたという事例なども発生しているようです。高知県中小企業・小規模企業振興条例を制定する県の責務として、相談窓口設置

など、中小企業の支援などを求めていると思います。

以上、2問です。

○知事（濱田省司君） 細木議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる子供医療費助成についての考え方でございます。

ただいま答弁申し上げましたように、子供医療費の助成は、地域によって、あるいは自治体の財政力によって差がつくという状態は好ましくないと思っております。基本的に国の責任におきまして全国一律の制度をつくっていく、そして充実をしていくというのがあるべき姿だというふうに考えているところでございます。

県としまして、今、小学校就学前までの医療費につきまして2分の1助成をしております考え方は、先ほど申しましたように、小学校就学前はよくお子さんは熱を出しますから、やはり子供の健康確保ということを考えたときに、就学前という線引きで県としても支援をしよう。また、国全体の制度といたしましても、この就学前につきましては、一般の自己負担3割に対して就学前は2割ということで、これはまさしく全国一律で自己負担の軽減が図られていることでもありますから、いわゆる健康政策的な観点からの助成をしていくということに関しまして、就学前ということは根拠があってやっているということだと考えております。

それに加えて、各市町村の判断で、健康的な政策というよりは、むしろ子育て支援、経済負担の軽減という観点から、小学、中学、高校までの無償化の年齢の拡大ということが行われている状態だと思っております。これはよく市長会議あるいは町村長との意見交換の場でも議題なり話題になるところでございますが、各市町村長さんとの意見交換の中では、確かにこれは国として統一して制度を行うべきだということ

はありながらも、現実にできる限り、それができるまでの間は県においても一定の財政的な支援が考えられないのかという強い意見をいただく場面がございます。

そうしたこともございますので、私としては、筋としては国の統一的な制度の構築を求めていくということではありますけれども、今現時点でできる対策として何があるかというふうに考えましたときに、今、新たに来年度から目標としております人口減少対策の財政的支援制度の中で、ただいま申し上げましたように一つの新しい枠組みとして、市町村の比較的判断の自由度のある人口減少対策のものについて支援をしていくというような枠組みも考えたいと思っております。

そうした枠組みを新たに設けていく中で、この子供医療費の拡充を行いたいという市町村をどういう形で支援できるのかという点については、今後この制度の設計の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会としましては、先ほども申し上げましたように、現在、働き方改革には取り組んでおるところでございますが、今後もICTのさらなる活用、そして今お話にありました教員業務支援員の配置、これについては国もやると言っておりますので、この拡充などにもさらに取り組んでいきたい、さらには働き方改革に関連する財政支援の拡充、こういったことにつきましても国のほうに求めていきたいというふうに考えております。

さらに、お話の中にありました加配に関することですが、例えば小学校の教科担任制に係る教員の配置につきましては、先ほども述べましたけれども、国の加配を55名配置して実施しております。そして、この加配配置校では、授業準備の時間が軽減されるとか、生徒と向き合う時間が確保されるとか、そういったお話も聞か

せていただいております。

そして、これは大規模校のみならず小・中規模校からもこういった加配の要望もいただいておりますので、国に対してしっかりこういった加配の増員、こういったことも要望していきたいというふうに考えております。

○33番（細木良君） 最後は質問にはしませんが、しつこいようですが、子供の医療費のことです。

議会初日に知事提案説明の中で、県財政の健全化と今後の財政収支の見通しということで報告がありました。不測の事態にも一定対応できる程度の財政調整的基金も確保できたし、今後も安定的な財政運営に一定の見通しがついているという点では、本当に0.1%未満の金額で高校卒業まで視野に入るということでいえば、各市町村の長からもお話があるように、さらに子供の貧困ということもあって、早期発見、早期治療にもつながるということでは、病気の疾患にかかる率は下がるかもしれませんが、中学生、高校生に対しても、すぐにアクセスできて早期発見、早期治療ができるという点ではやっぱり後押しになると思うので、ぜひこの点は引き続き検討していただきたいし、それと、別枠でそういうスキームがあったら市町村独自の取組がさらに加速をして、いい取組が出てくると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上で全質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩



午後3時10分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番岡田竜平議員。

(28番岡田竜平君登壇)

○28番(岡田竜平君) 議長のお許しをいただきましたので、県民の会を代表しまして岡田竜平が質問させていただきます。

それではまず、11月に実施されます知事選に2期目を目指して挑戦する意思を表明しております濱田知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。

濱田知事は、任期当初、自身の政治姿勢について、ボトムアップの要素を取り入れ、県民の目線に立つよう心がけたいとおっしゃっておりました。例えば、日本の中には社会的、経済的な不平等というものが残念ながら存在します。であれば、税の使い方というものは、最も不利で不遇な境遇にいる人たちに最大の利益になるように配分されるべきと私は考えます。そうすると、やはり弱者への行政支援の重要性を強く感じております。家庭においては、子育て、障害者、高齢者に行政支援があることで、働き盛りの世代が安心して仕事に打ち込める環境づくりができます。そうすることで、知事のおっしゃる、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を次の世代に引き継いでいけるはずでございます。

しかしながら、弱者の声は非常に小さいわけですが、その小さくても本音の声をすくい上げる役割が行政には求められております。そういった中でいいますと、住民に一番身近な行政である市町村の進める施策を県が強力にバックアップ、支援することもまた、県行政にはボトムアップの姿勢として求められております。

ここではまず、濱田知事の就任当初からのボトムアップを意識したリーダーとしての姿勢について、4年の総括を知事にお聞きいたします。

次に、子育て世帯への支援策についてお聞き

いたします。こどもまんなかの高知県を目指し、全国を先導する強い覚悟で総合的な少子化対策を抜本的に強化している濱田知事には、県内どこに住んでも同じように子供を健やかに育てやすい環境整備が求められ、先ほどは細木議員からの子供医療費に関する質問に、来年度に向けて前向きな検討をするといったお答えがあったと承知しております。そこで、私からも、そのような取組が、住民に一番身近な行政である市町村の進める施策を県が強力にバックアップすることの一つであると、さらに指摘をさせていただきます。

そういった中、知事からは、6月定例会では、2022年の本県の出生数が全国最下位との提案説明がございました。原因として、若い女性の人口流出を挙げられ、そのための対策を不退転の決意で進めるとの強い決意を今議会冒頭でも表明されております。一方で、合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しているとの説明がございました。しかしながら、そもそも全国の水準が低く、比較対象としてはふさわしくありません。

多様な生き方が尊重される現代の中では、少子化対策は婚姻率の低下より出産意欲の減退を注視すべきだとの声もございまして、本県の合計特殊出生率のさらなる上昇の取組が出生数に反映されると考えます。そして、知事のおっしゃる県民の希望の出生数をかなえる、そのことが多子世帯が増えることにもつながるわけですが、当然その部分への支援も求められております。

このように、様々な角度から少子化対策、子育て環境の充実が図られる必要がございまして、御所見を濱田知事にお聞きいたします。

続きまして、人と動物の共生社会実現に向けた質問をさせていただきます。

随分前になりますが、1973年に動物の保護及

び管理に関する法律が制定されました。その頃に動物愛護活動をされていた方の多くは団塊の世代だったと思われませんが、その後、環境保全、動物擁護、犬や猫の保護などに活動が分かれ、環境保全団体や動物愛護団体を築き上げられたと承知をしております。

それぞれの立場に動物への配慮が存在していることは共通しております。そして、それら活動への御苦労も相当なことだったと想像されるわけですが、現在、いずれの分野にいたしましても、世代交代、社会背景、世界の潮流や、国民、県民の新たな意識への変化が訪れております。現代社会において、動物に対しての考え方も多様性がある中で、人と動物との新たな共生社会実現が目指されるのは当然の流れでございます。

そのような中、高知県内では、待望の動物愛護センターが、県有地であります高須浄化センター敷地への設置に向けて具体的な検討に入るとの報告を受けたところでございます。

動物愛護センターにおきましては、まだまだ小動物管理センターのイメージそのままに、犬猫の殺処分センターと考えられている方がいらっしゃるのも事実でございます。しかしながら、動物愛護センターでの殺処分にしろ、この後触れます野生動物の有害鳥獣駆除にしろ、食肉用の畜産動物にしろ、命を奪うという現実がございます。

平成30年に策定した動物愛護センターの基本構想には、命を大切に育てる心の育てる場の検討もされているとお聞きしておりますし、県民の会からはこれまでも、高知県動物愛護推進員の方による命の授業と言われる動物愛護教室実施の取組など、議会質問で取り上げてまいりました。

動物を取り巻く現状といたしまして、愛玩動物、野生動物、畜産動物は、人との関係の中で、

それぞれの動物の位置づけや法制度が複雑に重層的となっており、人の経済活動の中で区切られております。しかしながら、センターは多様な命を学べる場になり、多様な命が共生できる社会の実現に近づく一步になり、決して迷惑施設と誤解されることがなくなることを心から願っております。そこで、関係者様の思いに十分配慮された施設の完成が望まれるわけですが、高知市と県の共同設置となりますので、2者間での丁寧な協議も必要だと思われま

す。そこで、運営面等のそろった足並みが期待されるわけですが、濱田知事には動物愛護センター設置に向けた決意をお聞きいたします。

以降、人と動物の共生社会として、詳細な内容も含まれますので、それぞれ担当部長にお聞きいたします。まず、愛玩動物についてお聞きいたします。動物愛護センターで扱うような犬や猫、いわゆる人に飼われているペットである愛玩動物と行政の関係でも、猫に関する事柄でございます。

野良猫によるトラブルでお困りの地域が県内にもたくさんございますが、そういったトラブルを防ごうと、地域ぐるみで不妊・去勢手術を施したり、餌やりだけでなく地域にトイレを設置して、ふん尿被害対策にも取り組んでいる団体が増えております。この活動は、猫に対して苦情を言う方と愛猫家が一緒になって取り組むことでさらに関心を集め、認知度も上がっていると承知をしております。

そこで、人が暮らすところに猫もいることで起こる人と人とのトラブルをなくすことも大きな目的とされており、飼い主のいない猫との共生が目指される地域猫活動に欠かせないのがTNR活動でございます。猫への不妊、去勢で、外で暮らす猫の望まない繁殖から守り、一代限りの命を全うしてもらうための活動でございま

す。そこで必要となるのがその手術費となるわけでございます。

地域猫活動で捕獲された猫について、県からは不妊1万円、去勢5,000円分のクーポンによる助成がされており、市町村によっては上乘せもされているところがございますが、その状況を家保健康政策部長にお聞きいたします。

しかしながら、近年、年度途中で県予算が足りなくなったり、クーポンが期限までに利用されない事態が起きております。それは、猫を捕獲前に申請する方、捕獲してから申請する方がいらっしゃるからなどの原因と推測され、クーポンの使いやすさが求められております。ほかにも、先ほど申しました上乘せのある市町村では、県と双方での申請が必要であり、窓口の一本化が望まれております。

御存じのように、猫の繁殖スピードは早く、1年間に複数回妊娠・出産し、1回の出産で複数匹の子猫を産み、しかも生まれた子猫は生後半年ほどで子供を産めるほど成長いたします。当然、活動が停滞することで効果は薄まり、後年の活動費はさらに膨らむこととなります。もしその手術費用をボランティアが負担するとなると、活動の継続性、そして何より活動意欲にも影響が出てきます。

県には、猫を望まない繁殖から守り、さらに人と人とのトラブルをなくす、この大きな目的を持った取組へのサポートを、命あるものを相手にしているということを十分に御配慮の上、不妊・去勢手術の助成クーポン発行における改善ができないものか、家保健康政策部長にお聞きをいたします。

続いて、野生動物についてお聞きいたします。自然保護の対象とされることもあれば、農林業被害対策や過疎化対策の文脈で語られることもございます。また、絶滅危惧種か有害鳥獣とされるかによっても、地方分権一括法施行以後、

自治体ごとに対応策は大きく異なっております。

近年では、2014年に改正された鳥獣法、正式名は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律でございます。その中で、管理といたしましての定義がされております。そこで、高知県ではニホンジカとイノシシにしまして第二種特定鳥獣管理計画が作成され、実行に移されているとお聞きしております。

そこで、私からは、狩猟圧の低下も農林業被害拡大の一因といたしまして、狩猟の担い手育成や有害鳥獣駆除についてでございますが、そもそもこれまで有害鳥獣駆除や狩猟の主要な担い手は、日本の北の地方を除き、農業を営む方々でございました。しかしながら、農業規模自体が縮小し、林業にいたしましても放置林が増え、全体として山に入る者自体が減り、現在、猟友会をはじめ狩猟に関わる方々が老齢化し引退するに従って、鹿やイノシシを狩る狩猟者が不在となりつつあります。

そこで、私からの提案は、専門的な教育と高度な専門知識を持った、狩猟を専門とした人材の育成でございます。野生鳥獣と人との関係は緊張感があるものでございます。後手に回った対症療法の感が強い現在の有害鳥獣駆除政策では、野生動物に押されているのが実情でございます。猟友会会員の方で一部生計を立てていらっしゃる方もいるとお聞きいたしますが、野生動物相手の出来高払いでは、若手参加者はなかなか望めません。例えば、農業被害額もさることながら、愛情を込めた作物の被害を目にした農家の方の怒りと落胆は計り知れません。

そこで、狩猟免許交付件数と狩猟免許登録件数の差から推測されるペーパーハンターの存在、そして登録者の実働狩猟時間などの実態を踏まえ、県の新たな施策として、専門としての狩猟の担い手育成への御所見を中村中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、錯誤捕獲されたカモシカについてお聞きいたします。先ほども申しました第二種特定鳥獣管理計画を遂行するには、捕獲をより進める必要があります。環境省や自治体は、銃猟免許ではなく、わな猟免許の取得を推進しているとお聞きいたします。

そんな中、県東部から徳島県にかけて特別天然記念物であるニホンカモシカの生息が確認されておりますが、近年、生息数を減少させているとお聞きいたします。原因の一つに挙げられるのが、ニホンジカが対象のくくりわなにニホンカモシカの錯誤捕獲があるとの報告がございますが、有害鳥獣として捕獲あるいは殺すことはできません。一方で、林業被害も確認されており、幼齢木の枝葉の摂食、一部地域ではほかの壮齢木への角こすりも発生しており、被害を受けた幼齢木は枯死したり成長を著しく阻害されているのが現状でございます。

捕獲に当たって、環境省では、くくりわなが安価で軽量なことから比較的取り扱いやすいため、農家の方などが手軽に設置して捕獲を進めることができることから推奨されておりますが、一方で、止め刺しの危険性を指摘しております。

本来駆除すべき動物とは違う動物がわなにかかった場合、先ほどの例で申しますと、ニホンジカではなくニホンカモシカがかかる錯誤捕獲の場合、生きたままわなを外す放獣は容易ではございません。麻酔薬を用いるには、法律上の獣医師の対応が必要でございます。そう考えると、錯誤捕獲動物の保護は残念ながら現実的ではございません。

ニホンカモシカの保護と食害防止の両立でございますが、生態系や農林業に大きな影響を与える大変悩ましい問題でございます。しかしながら、ニホンカモシカは、錯誤捕獲であっても死亡させると処罰の対象となり得ます。そこで、ぜひとも、錯誤捕獲したときの狩猟者

の思い、そして対応の難しさに寄り添った対応ができないのでしょうか。

現在、ニホンカモシカの捕獲に関しましては、文化財保護法と鳥獣保護管理法の二重で禁止がされております。そこで、第二種特定鳥獣管理計画に被害防除として計画的に示し、ニホンカモシカ捕獲に向けた現状変更許可申請を文化庁に届け出ることで、狩猟者が錯誤捕獲した場合でも苦悩しなくて済みますが、そのための検討ができないか、御所見を中村中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、畜産動物のアニマルウエルフェアについてでございます。近年、アニマルウエルフェア、つまり動物福祉の考え方が広がりつつありますが、この考えは、人間が動物を利用する現実を許容した上で、しかし動物も人間同様に苦痛を感じる力を持っていると考えるところからスタートしておりまして、動物の苦痛も人間のそれと同様に考慮に値するとして、動物が生きている限り、道徳的な必要性のない苦痛を最大限に除去すべきとされております。

この考えは、欧米を中心に標準的な考えとなっております。世界の流れとなりつつあり、我が国におきましては、農林水産省畜産局からアニマルウエルフェアに関する飼養管理指針が公表されております。とは申しまして、欧米との文化・宗教的背景の違いもあり、世界の流れとはいいいながらも、様々な対応において日本は後れを取っているところでございます。

まず、畜産農家での精神的な労働環境の改善についてお聞きをいたします。動物福祉に配慮した飼養がなされた場合、その動物は優しくなるので扱いやすくなることや、さらには飼養に関わる従事者の離職率が下がったという報告もでございます。精神的な労働環境の改善がなされるわけでございまして、現在言われる働き方改革の一つのアプローチともなり得ます。

しかしながら、動物福祉の向上に関しましては、動物の生活の質の改善がなされるわけですが、質の向上を求め過ぎると、今度は経営的に成立しないといったことが起こりますので、民間の畜産事業者には、現状といたしましては、将来的な浸透が望まれるのが現実的で、行政としてもそういった意識での準備、検討がなされるべきと考えます。

そこで、県には佐川町に畜産試験場がございまして、主な業務としては家畜の研究や増殖とお聞きをしておりますが、施設整備の環境におきましては、業界をリードする姿勢、お手本であるべきと考えます。しかしながら、当施設では、鶏舎、豚舎に関しましては動物福祉に配慮されていない点がございました。

動物福祉に配慮することで従事者の精神的な労働環境の改善に向けた取組について、御所見を杉村農業振興部長にお聞きをいたします。

そして、もう一つお聞きしたいのですが、理想、理念だけではなく現実問題として、畜産物の輸出対策でございます。県が産業振興計画で示しております畜産物の輸出拡大に関係もございまして、対EUに関しましては、日EUの経済連携協定が合意され、日本からEUに畜産物を輸出する際には動物福祉に関する基準が設けられ、屠畜場に関しては認定が必要となっております。現在、県内には認定された施設がないので、近いところで申しますと兵庫県や宮崎県となっております。県内の食肉センターで認定を受けるとなると、新たな施設整備が必要となります。

そこで、県内屠畜場の食肉センターが2か所ございますが、今後の畜産物のEU向け輸出への御所見を杉村農業振興部長にお聞きをいたします。

続きまして、林業振興について。

まずは、ウッドショックをどのように総括す

るのかをお聞きいたします。御承知のとおり、日本の林業界では、2021年に入り、ウッドショックという言葉を目にするようになりました。中身はと申しますと、主因はアメリカのコロナ禍対策による金融緩和政策であったと理解しております。結果、日本に大量に木材を輸出するアメリカ国内での新築住宅の建築ラッシュ、さらにコロナ禍による労働力の減少による伐採及び製材生産能力が低下、そこに害虫被害や森林火災によって同国の建築用木材の需要が逼迫し、アメリカ国内の需要を満たすだけの製材品供給ができなくなり、事業者によっては日本への木材輸出をストップ、あるいは輸出量が著しく減少したと言われております。

そして、ウッドショックが終わりを見せ始めたのは、その後の金融引締め政策の中で長期固定住宅ローン金利が引き上げられた2022年夏頃で、現在、アメリカにおいての住宅市場は縮小しております。

今後におきましては、アメリカから日本への原木や製材品の輸出量の推移、昨今の超円安、アメリカのインフレによる輸入価格の高騰、さらにはウッドショック後も日本国内の建築費は高止まりのままという状況でございます。好転に向けては、我々が願うのはウクライナ情勢が解決に向かい、原材料高の要因とされるエネルギー価格の安定も大きな要素となってこようと思われま。このように、ウッドショックでは、外材が国産材に与える影響を改めて確認したわけでございます。

そこで、林業政策として県が進める県産材の安定供給を目指す上で、ウッドショックをどのように総括するのか、武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

例えば、林業事業者が効率的な事業地を集約し、立木のままでの在庫管理をするといったやり方も一つの方法と考えます。木材需要に応じ

て原木を供給していくためにはどのように取り組んでいくのか、御所見を武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、原木増産と皆伐についてですが、第4期産業振興計画におきましては、素材生産量は未達とはいいましても増加傾向でございます。しかしながら、全産業的に人手不足の状況で、全労働人口からの林業従事者の割合を維持できたとしても、数では右肩下がりとなってまいります。

現在の林業従事者の数が横ばい状態であることを鑑みますと、増産目標実現のために効率的な施業ができる皆伐という選択がございます。そして、皆伐について、県の皆伐と更新に関する指針には、こうございます。現在の年齢構成の不均衡並びに市場が求める木材需要への対応を考えますと、一定の皆伐施業を進めて原木の安定供給と増産につなげていくことが必要ですとあり、高知県は林業振興の一つの選択として皆伐施業を推進しております。

しかしながら、森林は地方にとって貴重な資源であり、皆伐に当たっては十分に検討し、森林の多機能性も考えると、可能な限り避ける必要がございます。そして、増産をして原木の生産量を安定させるためとはいいましても、その増産計画にも落としどころが必要ではないでしょうか。あまり無理をいたしますと、従事者への危険性の増大や山の破壊など、間違いなくどこかに大きなひずみが生じます。

少し振り返りますと、高知県は平成24年を境に、森林・林業再生のため、県産材供給の担い手対策、さらに県産材市場の維持・拡大を図るよう、計画で増産に向け大きくかじを切っていました。平成24年度だけを見ても、間伐面積は1万1,541ヘクタールから6,419ヘクタールへと、前年のおよそ半分となり、伐採事業者の施業方法にも大きな影響を与えました。

そこで、第4期産業振興計画でございます令和5年原木生産量目標の79.6万立米、さらには令和7年には85万立米とされておりますが、数値設定の根拠と実現可能性の展望につきまして、間伐、皆伐の施業方法も踏まえて、御所見を武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

さらに、先ほど申しました県の皆伐と更新に関する指針は、こちらも山への大きなインパクトを与えます森林作業道作設指針と比べますと、環境への配慮に関しまして非常に寛容な指針との印象がございまして、もし増産のために皆伐を選択されるのであれば一定規律性が求められなければならないと考えます。このままでは皆伐施業が安易に進められるのではないかとの御意見も頂戴します。

皆伐と更新に関する指針の規律性への御所見を武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

続きまして、その皆伐された山の再造林についてでございます。県の実情といたしましては、皆伐された山のおよそ6割はそのまま放置されております。そもそも再造林の課題は、御存じのように採算性でございます。山の保全と林業の持続・継続性のための再造林という作業は先行投資になるわけでございますが、育林作業を経て換金した場合、現在の補助制度では元本割れを起こし、結果、再造林が進まない現状がございます。

そんな中、最近の話ではございますが、仁淀川町が再造林率100%宣言をいたしました。仁淀川町では、町内で販売目的で伐採された杉、ヒノキなどを対象に、素材生産事業者、木材加工等事業者から協力金をとの趣旨に賛同していただける方からの寄附金を原資に、再造林収支をプラスへ転換させたのでございます。

県民、町民から本来期待をされている災害防止、温暖化防止、水源涵養のそれぞれの機能を

発揮させるために身を削っての取組であり、山の公共的役割と林業従事者の責任を全うする姿勢、再造林に取り組む町と関係者の本気度を大変評価し、敬意を表するところでございます。そして、再造林推進プランにその取組がまさに反映されたと承知をしております。

その仁淀川町型の再造林に向けた協力金を集めている取組では、設立初期の基金団体は再造林実施に際して原資不足でございますので、その部分に県が補助するとお聞きをしております。そのこと自体、まず大変有意義な補助であると承知をしております。しかしながら、この取組は、結局は再造林後の下刈りや育林の部分を別のフローで関係者の善意によって負担する仕組みでございます。そうであれば、再造林の継続性を考えますと、協力金の部分であります。

そもそもの再造林から下刈り、育林を含めた場合の採算割れしている部分も含めた再造林補助が税の使い方として理想と考えるのですが、御所見を武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

このように、県民、国民の環境への意識は高まりつつあります。だからこそ、行政には、皆伐と再造林において冷静かつ慎重な判断が求められるわけでございます。そんな中、再造林推進プランは、改定することはございまして世代をまたいだ壮大な計画のスタート地点でしょうが、再造林された木が伐期を迎え、改めて同じ場所に再造林される際には、執行部も皆さん替わっていると思われま。

この林業における50年を超える資源の持続性を考慮いたしますと、プランの継続性が必要と考えますが、どのように対応していくのか、御所見を武藤林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

続きまして、グリーン化の取組を進めておられる濱田知事にお聞きをいたします。先ほども

申しましたウッドショックのときには、現場での施業方法として皆伐が増えたわけでございます。それは、間伐よりも短期間で材積を効率的に確保できるのが皆伐施業だからでございます。これは、原木市場にも当然市場原理が働いており、公共性の強いはずである立木の管理におきましても経済との切離しができていないことが改めて強調されたわけでございます。

そうした中、高知県脱炭素社会推進アクションプランには、経済と環境の好循環の創出とございます。林業においては、産業を維持するために経済的な側面は無視できませんが、こと環境に関しましては、経済と切り離して考えなくてはならない場合が多分でございます。関わりはあれど、ともにという考え方には疑問符がつくわけでございます。もう少し申しますと、経済と同時に環境課題の話をした場合、環境の悪化や資源の枯渇、持続性などを考慮されにくいということでございます。

県の進める林業振興策は、材積確保のために皆伐せねばと前のめりに進められていると感じますが、皆伐面積及び皆伐自体の抑制など、行政が森林環境へ介入、配慮することは当然と考えます。ここは冷静に、林業収支を効率的かつ安全に確保し、山の保全も意識しながら、脱炭素という観点からも、皆伐のよしあしを見定めながら御検討いただきたいと思います。

近年頻発する豪雨による皆伐地の山腹崩壊、その全てが皆伐が原因ではなくとも、崩壊の起る蓋然性は高く、注意は最上級に配慮されなければなりません。林業政策の方向性、さらには県の補助金の入れようによっては、山は保全もされますし、壊れもします。森林を破壊しても存続すべき林業など決してございませ。

しかしながら、林業も一産業でございます。林業従事者は、常に環境と経済のはざまで施業をしております。コロナ対策であれば命と経済

のバランス、林業であれば環境と経済のバランスが重要でございます。

こと公益性の高い林業におきまして、環境と経済のバランスへの御所見を濱田知事にお聞きをいたします。

続きまして、スポーツに関する質問をさせていただきます。先ほどいただきましたが、その前に、このたびはレスリング競技におきまして本県出身の桜井つぐみさんが来年のパリオリンピック日本代表として出場されることが内定をいたしましたことに、大きな喜びとともに心より御祝福を申し上げます。ぜひとも本番の日まで十分な準備をされ、大会に臨んでいただきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。スポーツ振興といたしまして、スポーツの機会の確保と拡充についてお聞きをいたします。

2011年に制定したスポーツ基本法のその前文に、こうございます。「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、「日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」。

しかしながら、10年以上たちましても個別法が一つたりとも制定されていない実情でございます。そういう現状を鑑みますと、人々の権利としてのスポーツを保障するために、今こそ地方公共団体が積極的に関与するべきと考えます。

まず、貧困家庭におけるスポーツ機会の減少についてお聞きをいたします。現在は、ほとん

どの方が経済格差という言葉を目にしたことがあると思われませんが、教育の分野同様、スポーツにおきましても、その経済格差の影響が身近に、そして深刻に感じられるようになってきております。子供の遊び、運動、スポーツをめぐる環境は、遊び場とされた空き地等の減少や、親の意識、運動に専門性が求められるなど、この50年余りの間に大きくさま変わりし、それまでは貧富の差に関係なく誰でも親しむことができたものでしたが、今ではスポーツの産業化が進み、経済活動と密接な関係へとさま変わりをしております。

そんな中、子供の多くは本来、運動や体を動かすことが好きで、親も同時に、子供にスポーツをさせたいと感じております。しかしながら、地域スポーツへは、参加費用の負担に加え、共働きにより両親ともに多忙であることでの送り迎えなどの協力ができにくいなど、家庭の経済状況と子供のスポーツ機会が関係している現状が見てとれます。このように、貧困家庭の子供のスポーツ機会が減少することで、体力、運動能力も低下するというところでございます。

体力・運動能力調査とした文部科学省の調べでも明らかになっているように、日本人の子供の体力は昭和60年頃から長期的に低下をしております。昨年3月に文部科学省から公表された第3期スポーツ基本計画では、運動をする子供としない子供で二極化が続いていると現状を説明されております。さらに、文部科学省、子供の学習費調査によれば、家計における年間スポーツ・レクリエーション活動支出は1994年以降増えているわけですが、特に私立での支出が目立っております。そして、厚生労働省の2021年の調査で、世帯ごとの所得格差が拡大していることが公表されたばかりでございますが、このことも運動の二極化と大きく関係していると想像されます。

そういった中で、国の政策としては、子供たちの体力、運動能力の全体的な引上げに注力をしており、結果、上位の子供は伸びやすく、下位の子供は苦戦を強いられる状況が続いております。これは第3期高知県スポーツ推進計画においても同様となっており、何より下位の子供へ手を差し伸べることが求められております。

さらに、幼児期運動指針では、保護者も共に体を動かす時間の確保が望まれておりますが、独り親世帯や共働き世帯等も増加している中で、国の提案を実践できる家庭ばかりではないこともまた事実でございます。だからこそ、県が実施中の子供の運動・スポーツに関する調査が、貧困問題、多忙な親のニーズに応えられるよう生かされることが望まれるわけでございます。

こういったことを勘案いたしますと、二極化の現状において必要なのは、家庭の経済状況に関わらず全ての子供に最低限のスポーツの機会を確保することと思われませんが、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、ここまでお話しいたしました地域の子供たちのスポーツ活動の身近な話題といたしまして、部活動の地域移行についてお聞きをいたします。これまで公立の中学校、高校で教員が実質的に無償で担ってきた部活動を地域のスポーツクラブなどに移行することで、教員の多忙化と疲弊を解消し、学校によってはチームスポーツに参加できないなど、生徒のニーズに応じた部活動が成り立たなくなっており、このまま何もしないと部活動は衰退そして消滅してしまうという危機感から、部活動の地域移行の議論がスタートしたと認識しております。

部活動と体力との関係性は、スポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果と、日本中学校体育連盟に登録された人数を基にしたいわゆる運動部加入率には相関関係が明確に表れており、県単位としても、運動部

加入率が高い都道府県であるということは、日常的な運動習慣があり、結果として体力の高い子供が育つ確率が高い県ということを表しております。そして、それこそ学校においては運動部活動は子供たちにとって大事なスポーツに関わる機会であり、生涯におけるスポーツへの入り口の機能も果たしていると言え、高知県としてもしっかりと力を入れていただきたい部活動であり、地域移行でございます。

これまでも総務委員会に報告があったようでございますし、柔軟に最善の形を探ってもらいたいと思っております。しかしながら、先ほども申しましたスポーツの産業化が一気に進行している中、生徒側の費用負担も気になるところではございますが、まずは国に対しても人的配置やスポーツ施設の整備に対する予算措置についてしっかり提言をしていく必要もでございます。そして、県行政にも存分に関わっていただき、十分な財政支援をしていただくことで、何より地域における指導者の安定的な質と量の確保への道が開かれると思っております。

そこで、県内都市部であっても過疎地であっても同様のスポーツ機会が提供されるよう、子供のスポーツ活動に関わる指導者の確保について、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、障害者スポーツについて、県外施設の現状や取組を視察させていただいた情報を基にお聞きをいたします。障害者スポーツというと、目が見えない、耳が聞こえない、手足が不自由といった肉体的なハンディキャップを負った方がイメージされやすいですが、近年、何かしらの精神障害を負った方が行うスポーツという側面も拡大しつつあります。精神障害をお持ちの方は、肉体的なハンディキャップをお持ちの方とは別の形で社会との障壁がございます。そんなとき、スポーツを介し体を動かすこと、そし

てコミュニケーションを円滑に進めることが症状改善の手助けになっており、障害者スポーツセンターはスポーツと福祉を併せ持つ施設とお聞きしております。

御承知のように、本県において行政での障害者スポーツ分野は、県庁組織の再編により、それまで障害保健福祉課が所管であったものがスポーツ課に移管されたとお聞きをしており、当然、継続した取組が望まれます。

そこで、障害者スポーツセンターを利用する精神障害者への福祉の取組について、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

さらに、当センターでは、利用者は一人での訪問が多く、様々な障害をお持ちの方と一緒に汗を流すスタッフが求められておりますので、当センター職員の増員についての御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

そして、ごく最近で申しますと、コロナ禍を経験し急激にニーズが高まったのが、eスポーツなどのオンラインを活用した取組でございます。障害者というのは人数が集まりづらく、さらに競技によっては希望者が1人ということになることも珍しくありません。ですが、オンラインで全国を結ぶことにより、地方施設であったり、そもそも利用者の少ない障害者施設の不利な部分が補われ、精神障害の方も肉体的なハンディキャップのある方も一緒になり楽しんでおります。そこで、障害者が多様なスタイルでスポーツに親しむとともに、より多くの方と関わりながらスポーツを楽しむことができる手段として、eスポーツなどのオンラインを活用した取組は有効と思われま

す。そこで、障害者スポーツセンターをはじめ、地域スポーツクラブなどにおけるオンラインによるスポーツ活動について、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、スポーツ科学センターについてお聞きをいたします。スポーツにおける競争という側面の中では、上を目指せる選手がさらに上を目指せる環境も必要とされております。スポーツ科学センターには、可能性を生かせる社会に向け、全ての人にその可能性を具現化する最先端の技術、知識がそこにあり、競技力向上に向けたサポートが期待をされております。

当然、県内遠方在住者であっても当施設を利用した競技力の向上が望まれますが、来所するには不便がございますので、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

そして、当施設は設置から4年が経過し、多くの利用者、関係団体とのやり取りで、今後の方向性も見えてきたのではないかと思います。

そこで、先ほど申しました部活動の地域移行に関しましても課題として挙がる指導者についてですが、当施設での育成についての御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

さらに、障害者スポーツとの地域共生社会の実現でございます。学校や地域などでの交流イベントが積極的に開催されているのは承知しております。しかし、それぞれが邪魔をしないという立場を取って実施されるスポーツに、その共生社会の実現はございません。共生社会とは、いつもそこにおいて共に学びながら関係を築く経験から実現されるのではないのでしょうか。

ここでは、当施設に限った話ではございませんが、スポーツ科学センターがそのような施設となることを望みまして、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

最後になりますが、県民の健康長寿に向けたスポーツ課の機能についてお聞きをいたします。スポーツ基本法には、健康長寿社会の実現も明記をされております。一般的に、人の体力は二十歳前後をピークに低下していくため、それま

でピーク値を向上させることが、若い頃の健康だけでなく生涯を通じた健康に影響を及ぼすことが、研究報告からも明らかにされております。さらに、少年・青年期のスポーツ習慣は、その後の壮年・老年期までの継続性も期待されやすいとお聞きいたします。

子どももスポーツの魅力を知っており、機会を求めています。行政はまだまだスポーツとの関わりが薄いというのが私の感想でございます。しかしながら、県民は望んでおります。先ほども申しました部活動の地域移行がうまくいくことによる全世代へのスポーツ機会の拡大の可能性は大きく、そこには指導者がそろうということです。低年齢のお子さんから高齢者までが専門性のある指導の下でスポーツをする環境が整うということでございます。

国の話になりますが、スポーツ庁は、文部科学省などの4つの省庁間の重複を調整して効率化を図るとともに、新たな相乗効果を生み出すものとして設置をされておまして、高知県のスポーツ課にもそのような機能が期待をされても当然だと思っております。そして、ここまで申してきましたように、貧困、障害者、健康長寿と各課横断的な取組は、県の推し進める健康長寿県づくりともリンクし、実現の鍵がここにあるようにも思われます。

そこで、県のスポーツ課についても国のスポーツ庁のようなポジションに位置づけ、組織横断的に取組を進めてはどうかと思われませんが、御所見を岡村文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

以上で、私からの1問目を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田竜平議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ボトムアップを意識したリーダーとしての姿勢に関する4年間の総括についてお尋ね

がございました。

私は、県民の皆さんとの対話を通じて共感を得ながら県政課題の解決に向けて前進していくという共感と前進の県政を進めてまいりました。県民の皆さんお一人お一人の地域からの、あるいは現場からの声を大事にするという意味で、言わばボトムアップ型の県政運営と言えるかもしれません。

特に新型コロナウイルス感染症への対応に当たりましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けまして、県民の皆さん、事業者の皆さんの声を丁寧に聞きながら、医療提供体制の確保や経済影響対策を進めてまいりました。また、県民座談会「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」として県内各地を訪問いたしまして、地域の現状、課題を丹念に伺ってまいりました。こうして得られました現場の声を生かしながら、5つの基本政策と3つの横断的な政策について取組を進めさせてまいったところであります。

例えば、若い移住者のお話を受けまして、住宅の確保に向けて空き家対策を抜本的に強化するという取組を行いました。このほか、担い手不足への対策を求める声をいただきました際には、私のほうからいわゆる特定地域づくり事業協同組合の制度の活用を提案いたしまして取り組んでいただいたというような展開もございました。

さらに、こうした取組を進める際には、施策の実効性を高めるために、お話もございましたが、県と市町村が施策の基本的な考え方、方向性を合わせることが大事でありまして、この点、意を用いてまいったところでございます。例えば新型コロナ対策におきましては、様々な取組につきまして市町村との連携を密にいたしました。中でもワクチン接種の円滑な実施に向けましては、徹底して市町村の皆さんの御

意見をお聞きして、県としてサポートに当たりました。

また、市町村長の皆さんとの意見交換を通じまして、例えば中山間地域におきます介護人材の確保に向けた支援制度の拡充について市町村長さん側から御提案をいただきまして、県としてこれを制度化したというようなこともございました。このほか、最近におきまして、例えば幡多地域におきます公認陸上競技場の確保の問題につきまして、地元の市町村長さん方と胸襟を開いて話し合いをし、県と市町村が協力して解決を図るということで合意に至るといような場面もあったわけでございます。

さらに、事務レベルで申しますと、県の地域支援企画員を市町村役場に駐在させまして、市町村と一体となって地域活性化に取り組むという体制を取ってまいりましたし、子育て支援、教育振興などの施策につきまして、人的あるいは財政的な後押しを県から市町村に行うという取組も進めてまいりました。

引き続き、こうした市町村政との連携・協調の姿勢を県政運営の柱の一つに据えまして、県勢浮揚に向けて邁進をしてまいる考えであります。

次に、少子化対策、子育て環境の充実についてお尋ねがございました。

議員からお話ございました合計特殊出生率につきましては、県におきます第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におけます分野を代表する目標として掲げまして、少子化対策の充実強化を図ってまいったところでございます。こうした取組の効果もありまして、本県では合計特殊出生率だけではございませんで、既婚者の希望する子供の数や、出生数に占めます第3子以上の割合、こういった指標も全国よりも高い水準が維持されているということでございます。

その意味で、既婚者1組当たりの出生数は全

国と比較して大変高い水準にあるという部分がございますけれども、一方で、昨年の県全体の出生数は全国47都道府県で最少という厳しい結果が示されたということもあったわけでございます。こうしたことがございましたので、出生数そのものを増加させる対策を抜本強化しなければならないと判断をいたしまして、3つの観点、1つは若年人口の増加、2つは婚姻数の増加、3つに出生率、これが合計特殊出生率に類するものというふうにお考えいただきたいと思いますが、この3つの観点から総合的な人口減少対策の検討を進めているという状況であります。

中でも、20代から30代の県内の女性人口は、令和2年までの10年間で28.2%も減少しております。若い女性の減少が出生数減少の最大の要因となっているというふうに分分析しております。こういったことがございますので、ただいま申し上げました3つの観点の中でも特に若年人口の増加に資する施策につきましては、不転の決意で抜本強化を図る考えであります。

具体的には、魅力のある仕事の創出、特に若い女性に人気の高い事務系企業などの誘致をさらに進めてまいります。また、これまで男性中心とされてまいりました建設業、1次産業におきまして、デジタル技術の導入などを通じまして、女性の進出を後押しする環境の整備に重点的に取り組んでまいる考えであります。

一方で、婚姻数に関しましても、まだまだこれは増加を図らなければいけないということでございますので、社会人交流などの出会いの機会の大幅な拡充、あるいはこうち出会いサポートセンターの機能強化などに取り組みたいというふうにご考えております。

さらに、お話がございました出生率の向上に向けましては、子育て世帯の経済的負担あるいは子育ての不安感の解消といった取組が重要だ

と考えております。そのため、国で全国一律に取り組むべき医療費、保育料などの経済的支援の充実につきまして、これは全国知事会とも連携をいたしまして、引き続き国に対して求めてまいる考えであります。

県の取組といたしましては、子育て不安の解消、希望の出生数をかなえるという目的に照らしまして、例えば産後ケアや不妊治療の利用拡大への支援でございますとか、多子世帯への保育料軽減、こういった施策の充実を検討いたしております。こうした取組を、市町村や県内企業の皆さんとの連携・協働の下、オール高知で進めていくということによりまして、少子化対策の抜本強化、そして子育て環境の充実に全力で取り組んでまいります。

次に、動物愛護センターの設置に向けた決意についてお尋ねがございました。

高知市と共同管理をいたします中央小動物管理センターが保護いたします犬や猫の収容数は、この10年間で10分の1程度にまで減少いたしましたけれども、いまだに不幸な犬や猫が収容されております。保護された動物の多くは、飼い主に返還をされる、もしくは新たな飼い主に譲渡されるということになりますけれども、やむを得ず殺処分に至る悲しいケースも現実としてはあるわけであります。

このような現状を踏まえますと、動物を捨てる行為の根絶あるいは動物愛護意識の高揚、こういった点が重要な課題であると受け止めております。このため、私は知事就任当初から、動物愛護センターの早期の整備に向けまして、候補地の選定に精力的に取り組むよう指示をしております。

新しいセンターには、第1に、命を大切に育てる心を育てる場、第2に、動物の適正飼養・終生飼養の啓発拠点、第3に、収容した動物の譲渡を推進する拠点といった機能を備えたいと考

えておりまして、高知市とともに適地を検討してまいったところでございます。紆余曲折ございましたけれども、今般ようやく高須浄化センター敷地に整備をするという点で合意を得たところでございます。

今後は、本県の動物福祉の一層の向上を図りますために、動物愛護センターの具体的な整備内容、費用負担などにつきまして高知市や関係者と協議を進めまして、早期の整備を目指してまいります。

最後に、公益性の高い林業におきます環境と経済のバランスについてお尋ねがございました。

林業は、本県の約9割を占めます中山間地域の経済の活性化、そして雇用の創出に貢献をする非常に重要な産業であります。このため産業振興計画におきましては、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指すべき将来像として掲げまして、原木生産の拡大に取り組んでおります。

一方で、森林は、水源涵養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を有しております。これらの機能は、人工林におきましては、間伐や再造林といった人の手を適切に加えながら維持・増進を図られていくという側面がございます。こうしたことから、人工林におきましては、皆伐も含めまして生産活動を行うと同時に、人の手を通じて公益的機能が発揮されるようなバランスへの配慮をするということが重要であります。

このため、県におきましては、森林整備の目標などを定めます地域森林計画の中で、木材生産機能を含めた森林の多面的機能が高度に発揮されますように、森林の伐採の方向性をお示ししております。さらに、皆伐と更新に関する指針を定めまして、皆伐後の森づくりまで考慮した上で伐採方法などを選択していただけるようお願いをいたしております。

このような取組などを通じまして、森林資源の利用と再生産という循環を太くしていくということによりまして、環境と経済のバランスを取るよう努めてまいっている考えであります。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、猫の不妊・去勢手術のクーポンによる助成状況についてお尋ねがございました。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する助成制度がある団体のうち、県と市町村いずれも助成対象となるのは20市町村となります。そのうち、県の補助金に上乘せして助成、すなわち市町村が補助する際に県の助成を受けていることを条件としている団体は5市町、それ以外の15の市町村は、市町村助成のみでもよいですし、市町村助成に加えて県の助成も併用できる仕組みということになっております。

次に、地域猫活動の継続に向けた利便性の向上についてお尋ねがございました。

不妊手術費用の助成については、クーポン券を申請したが予算の上限に達したので発券されなかったという声があった一方で、クーポン券が未使用のまま利用されず、その結果、想定していた不妊手術を達成できないなどの問題が当初ございました。

県では、こうした事態を改善するため、平成26年に、個々のグループなどの方に発行する一般枠のクーポン券に2か月間の有効期限を設定したほか、補助金申請の際に利用上の注意事項をお伝えするなどして改善を行ってまいりました。有効期限の切れた未使用のクーポン券を無効として、その分を年度途中で新たにクーポン券を発行するなどの改善によりまして、クーポン券の未使用割合は大幅に減少し、昨年度の一般枠の予算執行率は95.8%ということになっております。

加えて、地域全体での保護活動である集中枠の取組、すなわち、まず地域の猫の生息状態を把握し、その後、市町村と地域住民の方、ボランティアが協働して計画的に不妊・去勢手術を行う一連の取組を拡大しているところでございます。この集中枠の取組によって、計画的な捕獲や動物病院の予約が可能となることから、一層時宜にかなった活動に取り組み、令和4年度の県助成実績では、一般枠の助成が575件に対しまして、集中枠に対する助成は873件と、一般枠を上回っております。

県としましては、こうした改善策の成果や、参加いただく関係者の皆様の御意見などを踏まえまして、今後とも逐次、制度の改善に取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) まず、専業としての狩猟の担い手育成についてお尋ねがございました。

令和4年度末の県内の狩猟者数は4,485人で、うち60歳以上の割合は68.6%と高齢化が進行しており、また狩猟者登録を行わない、いわゆるペーパーハンターも25%ほど存在することから、新たな狩猟者の確保と育成が課題となっております。

このため、県では、その確保対策として、まず狩猟の魅力を知り関心を持っていただくためのイベントの開催や、農業大学校や林業大学校、高等学校での出前授業の実施、狩猟免許を取得する際の費用への支援などを行っており、また育成対策としても、捕獲技術講習による免許取得者の育成、ベテランハンターがマンツーマンで捕獲方法を指導する取組なども行っているところでございます。

議員からお話のありました専業としての狩猟につきましては、県内では、御夫婦で毎日、約半日かけて見回りをし、年間400頭を超えるイノ

シシを捕獲し、一定の収入を得ている方もおられますが、狩猟だけで生計を立てるに至っていないとお聞きしており、現状では、中山間地域における農業あるいは自伐林業の副業として糧を得ている方がほとんどではないかと考えております。

引き続き、こうした副業としての魅力もPRしながら、狩猟の担い手の確保や育成に努めてまいります。

他方、専門狩猟者とは違いますが、岩手県や鳥取県、広島県などでは、狩猟をミッションとする地域おこし協力隊を採用している事例があると聞いておりますので、こうした地域おこし協力隊の活用につきましても改めて市町村に周知し、さらなる狩猟者の確保につなげていきたいと考えております。

次に、ニホンカモシカについて、捕獲に向けた検討ができないかのお尋ねがございました。

四国内のニホンカモシカについては、平成30年度、令和元年度に実施した四国山地カモシカ特別調査において、四国の生息頭数は推定571頭と減少傾向にあり、また高知県のレッドリストにおいては絶滅危惧Ⅱ類とされております。

一方、お話にありました鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、野生鳥獣の保護と管理についてはそれぞれ生息数や生息地を適正な水準及び範囲とすることとされており、野生鳥獣は原則として捕獲等をしてはならない、例外として狩猟や有害捕獲、学術研究等に限って許可により捕獲ができるとされております。

仮に新たに野生鳥獣を捕獲しようとする場合には、まずこの法律で規定する第二種特定鳥獣管理計画を策定する必要がありますが、この計画は、全国的に保護を図る必要がある希少鳥獣を除く、生息数が著しく増加し、またはその生息域の範囲が拡大している鳥獣がある場合にお

いて、管理を図るため特に必要があると認めるときに策定できるとされております。

ニホンカモシカの生息数は1万頭前後と多く、農業被害額も大きい長野県や岐阜県などでは、ニホンカモシカの保護地域を設定した上で、この第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲を行っておりますが、本県におきましては被害の報告が上がっておらず、生息数も少ないことから、現状では、御提案のニホンカモシカの捕獲に向けた計画策定の検討、こちらを行う段階には至っていないのではないかと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、アニマルウェルフェアの普及に向けた畜産試験場の環境改善についてお尋ねがございました。

アニマルウェルフェアの考え方に基づいて、家畜を快適な環境で飼育することは、ストレスを減少させるとともに、家畜が扱いやすくなるということが、畜産技術協会の飼養管理指針に記載がございます。また、家畜が健康であることは、安全な畜産物の生産につながり、さらに家畜の持っている能力を適切に発揮させることで生産性の向上にも結びつくと言われております。

こうしたアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理が求められている国際動向を受け、国からは本年7月に、家畜の飼養管理等に関する技術的な指針が示されたところでございます。

県としましては、県内の畜産農家にアニマルウェルフェアを普及していくためには、畜産試験場が率先して実践していくことが重要だと考えております。そうしたことから、まずは畜産試験場において、国から示されたチェックリストを活用して点検しましたところ、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理が一定実施できていることが確認されました。

今後は、国の指針を参考に、飼養管理の工夫

や畜舎の改修などを行うことで、より一層の家畜の快適性に配慮した飼養管理を実現するとともに、職員の労働環境の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、今後の畜産物のEU向け輸出についてお尋ねがございました。

国の発表によりますと、2022年の畜産物の輸出実績は968億円で、そのうち牛肉が最大の520億円と、全体の約50%を占めており、また豚肉においては23億円と、全体の約2%となっております。このことから、本県におきまして畜産物の輸出に取り組む場合は、牛肉が候補になると考えております。県としましては、これまでにEU圏のフランスやアジア圏で和牛ニーズの高いタイでの需要調査を行ってまいりましたが、本県として積極的に増頭に取り組んでいる土佐あかうしはまだ国内需要を満たせていない状況にありますことから、輸出は将来的な対応になるのではないかと考えております。

なお、食肉の輸出を行うに当たっては、EUなどの輸出先の国ごとに、屠畜や加工を行う施設の基準が定められておりますので、国の審査を受けて、食肉輸出施設として認定を受けることが必要となります。県としましては、今後、県産牛肉の輸出を目指す機運が高まり、食肉センターが食肉輸出施設としての認定を受けようとする場合には、関係者と協議を行いながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○林業振興・環境部長(武藤信之君) まず、ウッドショックの総括についてお尋ねがございました。

令和3年春以降のウッドショックについては、アメリカにおける需要の高まりや海上輸送の混乱などにより、日本への輸入材が品薄となったことから、輸入材の代替として国産材の需要が

急激に高まったことにより生じました。これにより、県内の製材工場では、一時減少していた生産量がコロナ禍前の水準にまで回復しましたが、急激に拡大した需要に対し、原木の調達が進まない状況が生じました。また、外国産材の代替として需要が高まった乾燥材については、生産量は増加したものの、乾燥施設の処理能力の制約から、需要に対し十分に対応できない状況がありました。

原木の供給については、令和3年上半期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の減少もあり、現場では作業道の開設等に重点が置かれ、原木の生産活動が縮小していました。作業道の開設等の作業から生産活動への転換には一定の期間が必要であることから、急激な需要の拡大に十分対応できませんでした。

こうした中、本県におきましては、製材工場が素材生産業者や流通業者と協定を結び、需要が変動する中で、原木を安定的に調達しようとする動きが広がりました。また、ウッドショックを契機として、需要変動のリスクヘッジの観点から、需要者において外国産材から国産材へとシフトする動きも見られ、今後こうした需要の増加に応じていくことがますます重要になると考えております。

このような状況を踏まえますと、原木生産の拡大や高品質な製材品の供給力の強化、関係者の連携の促進などが重要であり、これらの取組を通じ、需要の変動がある中でも木材を安定的に供給できる体制づくりを進める必要があると考えております。

次に、木材需要に応じた原木供給の取組についてお尋ねがございました。

ただいま申し上げましたウッドショックの経験を考慮いたしますと、原木生産において事業者が需要の変動に備えておくことが必要となります。そのためには、事業者が一定規模で森林

を事業地として集約化し、間伐や皆伐等を適切に計画することが効果的と考えております。こうした森林の集約化には、森林所有者の特定や境界の確認、施業の同意などが必要となりますことから、県では、森林情報の収集や森林調査等の活動、森林境界の明確化、間伐など森林施業の合意形成に対し支援をしております。

こうした取組により、事業者が在庫のような形で事業地を確保することも含めまして、森林の集約化を進め、需要に応じた原木の供給体制を強化してまいります。

次に、産業振興計画における原木生産量の目標値の根拠と実現可能性の展望についてお尋ねがございました。

まず、第4期産業振興計画における原木生産の目標については、計画作成時における原木生産量に、製材施設や木質バイオマスに要する原木の需要拡大を勘案して設定したものです。これは各般の施策を講じることにより達成されるものとしております。

次に、目標となる原木生産量の実現可能性についてでございます。直近の令和4年の生産量は、過去最大まで高まりました。この要因としては、間伐に対し、より生産性の高い皆伐が牽引したのではないかと考えております。

一方で、目標には届いていないことから、原木生産の拡大に向けて、労働生産性の向上、森林資源の循環利用、施業集約化の強化にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。具体的には、労働生産性の向上では高性能林業機械の導入等の支援や作業システムの改善などを、森林資源の循環利用では皆伐の促進などを、そして施業集約化の強化では森の工場の拡大・推進による間伐の促進に取り組んでまいります。

こうした原木生産の拡大の取組と併せて、木材産業のイノベーション、木材利用の拡大、さ

らには担い手の育成・確保の取組を総合的に進めまして、目標の達成を実現してまいります。

次に、皆伐と更新に関する指針の規律性についてお尋ねがございました。

皆伐と更新に関する指針については、森林資源が充実する中、伐採を検討する際に、森林の状況に応じた経済性や適地と適木の観点、また災害防止の観点などから、森林所有者や木材生産に携わる方々が伐採や更新の方法を判断できるよう、平成24年に策定したものです。

この指針では、森林について許可等が必要な事項については森林法など関係法令に委ねることとし、そのほかに伐採等を行う際に注意すべき点等をお示ししております。関係者の方々には、可能な限り指針の運用に努めていただくことで、適切な皆伐と更新を促すものとしております。

なお、先頃公表いたしました再造林推進プランにおいて、この指針を位置づけておりますことから、プランに基づく取組を通じて、指針の活用が一層進むよう周知を図ってまいります。

次に、再造林への県の補助についてお尋ねがございました。

まず、昨年12月に、仁淀川町におきまして、再造林等を支援する基金団体が設立されました。この基金については、林業・木材産業に関わる地域の関係者が林業活動で得られる資金の一部を丸太の取扱量に応じて拠出し、再造林等への支援を行うことで山元に還元するという経済的な性格を一定有する枠組みと理解しております。このような先進的な枠組みについては、再造林を促進していく上で新たな原動力として期待されるものであり、県の再造林等への補助とは性格が異なるものであることを踏まえつつ、初期の運営を支援しているところでございます。

一方、再造林への補助につきましては、森林の有する公益的機能の発揮等の観点から、皆伐

後の再造林、下刈りや保育間伐などの育林作業につきまして、国の補助制度に加えて、県としても補助金を上乗せして支援を行っております。また、苗木の植栽本数を少なくした低密度植栽や下刈り回数を減らすなどといった低コスト造林の取組に対しても支援を行っているところでございます。

県としては、引き続きこうした支援を通じて森林所有者の負担軽減を図り、再造林の促進に取り組んでまいります。

最後に、再造林推進プランを継続するためにどのように対応していくのかとお尋ねがございました。

再造林推進プランは、令和9年度の再造林率の目標を70%と定め、再造林の推進に関する取組や工程などを定めたものでございます。また、取組ごとにその達成度合いを評価するための指標を設定しており、PDCAを回していく中で取組の進捗を確認し、プランを見直ししていくこととしています。

今後につきましては、将来的な人工林資源の確保への貢献を意識しながら再造林プランの取組を進める中で、その成果や林業を取り巻く状況の変化を捉え、継続的にプランの進化を図ってまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、全ての子供に最低限のスポーツの機会を確保することについてお尋ねがございました。

県では、本年3月に策定しました第3期高知県スポーツ推進計画におきまして、地域における子どものスポーツ環境づくりを重点施策の一つと位置づけ、市町村や民間団体などと連携して各種の取組を進めているところであります。これらの中では、子供たちが家庭の経済的な状況などにかかわらずスポーツに親しむことができる機会の確保にも取り組んでおります。

具体的には、子供たちがスポーツに出会う場としての体験教室の開催や、運動能力を高めるためのプログラムの実施などにつきまして、市町村が行う取組を支援しますとともに、県としても、子供たちが年齢に応じて様々な運動やスポーツ競技を体験できる場を県内各地で、無料で提供しております。

今後も、市町村や民間団体などと連携し、地域の実情に応じた子供のスポーツ環境づくりに向けた取組を推進し、子供たちが身近な地域でスポーツに親しめる機会を拡充してまいります。

次に、子供のスポーツ活動に関わる指導者の確保についてお尋ねがございました。

県では、県内の各地域で子供や保護者のニーズに合ったスポーツ機会が提供されるよう、高知県スポーツ協会や高知県スポーツコミッションなどと連携した講習会の実施などにより、指導者の育成に取り組んでまいりました。これにより、日本スポーツ協会公認の資格を持つ指導者が、第2期高知県スポーツ推進計画の初年度でありました平成30年度には1,240名であったのに対し、第2期計画の最終年度であります令和4年度には1,551名となるなど、成果も上がってきておりますが、地域や競技による不足や、運動部活動の地域連携、地域移行が検討されている現状に鑑み、さらなる指導者の確保が求められているものと認識しております。

このため、これまでの取組については引き続き確実に実施しつつ、早急に市町村や総合型地域スポーツクラブなどを通じて指導者の確保に係るニーズや現状、確保に際しての課題などを詳細に把握することとしております。その上で、より効果的な指導者の掘り起こしやマッチングなどの方法を検討しますとともに、その育成につきましても、子供たちにスポーツの楽しさや魅力を伝えるためのスキルを学ぶ講習会を実施するなど、新たな取組も加え、地域地域で子供

のスポーツ活動に関わる指導者の確保に努めてまいります。

次に、障害者スポーツセンターを利用する精神障害者への福祉の取組、また同センターの職員の増員についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

障害者スポーツセンターは、多様な障害種別の方々に利用されており、そのうち精神障害の方の昨年度の利用者数は延べ5,473名で、全体の約33%となっております。

そして、これらの利用者に対応するセンターの職員9名のうち8名は、障害者のスポーツ活動を支援・指導する知識や技術を有するパラスポーツ指導員の資格を取得しており、各障害種別に関する知識や障害者への指導上の配慮、また障害のある方とのコミュニケーションスキルを習得しています。また、4名は、福祉の面からの相談や支援を行う社会福祉主事の資格を取得しております。

こうした資格を有する職員が、利用者の皆様の健康の維持・増進や社会参加の促進などに寄与できるよう、卓球など相手が必要な活動へのサポート、トレーニング機器の活用補助やトレーニングメニューの指導などのほか、障害者福祉に関する情報提供や相談などについても利用者に寄り添った対応を行っております。

また、障害のある方がセンターを利用される際には、予約の段階であらかじめ必要なサポートの内容を確認し、現行の人員で対応ができておりますため、現時点では職員の増員は考えておりません。

次に、障害者スポーツセンターや地域のスポーツクラブなどにおけるオンラインによるスポーツ活動についてお尋ねがございました。

県では、障害者スポーツセンターをはじめとする県立スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブの拠点施設などに、オンラインによるスポー

ツ活動に活用するためのリモート機器を配置しております。これらの施設では、このリモート機器を活用し、福祉施設などへのスポーツプログラム配信のほか、指導者や選手向けのオンライン研修会、オンラインによるスポーツ指導など、障害者のスポーツ関連についても様々な活動が実施されております。

他方、施設や地域によって活用状況には偏りが見られるとともに、多くの団体においては、効果的に活用するためのノウハウなどが不足しているといった課題も見受けられるところであります。

県としましては、今後、より効果的な活用を行っていただくための研修会の実施や、活用に関する好事例の情報発信などにより、オンラインを活用して障害者が気軽にスポーツに参加することができる機会の拡充に取り組んでまいります。

次に、県内の遠方在住者のスポーツ科学センターを利用した競技力向上についてお尋ねがございました。

スポーツ科学センターでは、競技力の向上に向けた医科学面からの支援として、メディカルチェックや専門的な体力測定などのほか、コンディショニング、栄養、メンタルなどに関するサポートを行っております。また、こうしたサポートを遠方にお住まいの方などにも御利用いただけるよう、センターの職員による出張サポートやリモートによるサポート、また外部スタッフの協力による現場でのサポートなども実施しているところであります。

これらセンター以外の場所でのサポートを利用していただいた人数は、センターの設置年度である令和元年度の延べ606名に対し、昨年度令和4年度には約6.8倍の延べ4,097名と大幅に増加しております。

今後も引き続き、こうした取組により、遠方

にお住まいの方などにも科学的な根拠に基づく効果的なトレーニングなどを行っていただけるよう支援し、県全体の競技力の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ科学センターにおける指導者育成についてお尋ねがございました。

近年、スポーツ指導者に求められる力として、けがを未然に防ぎ、安全・安心な活動を確保するためにも、また競技力の向上を図るためにも、科学的な根拠に基づいた効果的なトレーニングや、栄養面、メンタル面への配慮なども含め、スポーツ医科学面からの指導力が重要になってきているものと認識しております。

スポーツ科学センターでは、競技団体の指導者をはじめ地域のスポーツ指導者やスポーツ施設のスタッフなどを対象として、こうした力の向上を図る研修会を実施しており、昨年度は15回開催し、延べ214名の方に受講していただいております。

今後も研修内容の充実を図るとともに、さらに多くの方々に受講していただくことで、多様なスポーツの場面でスポーツ医科学に関する知識や技術に基づいた質の高い指導を行うことができる指導者の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ科学センターが健常者と障害者が共に学び活動できる施設となることについてお尋ねがございました。

スポーツ科学センターが実施しておりますスポーツ医科学面からの支援などにつきましては、健常者、障害者ともに、その競技力の向上などに有効であると考えております。当然ながら、障害の有無にかかわらず誰もが利用できる施設として運用しておりますが、障害者の利用は少ない現状にあります。

こうした状況を踏まえ、障害者スポーツセンターとも連携し、利用者やパラアスリート、ス

ポーツ団体などの御意見をお聞きしながら、障害者が利用しやすい環境づくりなどを検討するとともに、利用拡大に向けた周知を図ってまいります。

最後に、県のスポーツ課が国のスポーツ庁のようなポジションの位置づけで組織横断的な取組を進めることについてお尋ねがございました。

県では、スポーツ関連施策を総合的、一体的に展開するため、平成29年度の組織改正により、文化生活部を文化生活スポーツ部に改称するとともに当部にスポーツ課を設置し、学校体育以外の競技スポーツ、生涯スポーツのほか、障害者スポーツ、スポーツツーリズムに関する事務を移管して、スポーツ行政の一元化を図っております。あわせて、その際には、本県のスポーツ振興施策を組織横断的に一体となって推進するため、庁内に知事を本部長とする高知県スポーツ振興推進本部を立ち上げ、以後、この本部会を通して、事務局であるスポーツ課を中心に、関係する10部局により、取組の進捗確認や情報共有などを行っております。

また、産学官民が連携・協力して本県のスポーツ振興をより強力に推進していくことを目的に、高知県スポーツ推進計画の進捗管理や検証、評価などを行う高知県スポーツ振興県民会議も設置しており、この会議の中では、スポーツ課のみならず、関連する部局の取組などにつきましても幅広く御意見をいただいているところであります。

今後とも、関係部局の連携の下、こうした会議なども活用し、スポーツの価値や魅力が、スポーツの振興のみならず、健康長寿県づくりをはじめ、共生社会の実現、観光振興などの地域活性化、教育の振興など、幅広い分野の推進に寄与するよう取り組んでまいります。

○28番（岡田竜平君） 答弁ありがとうございます。

ちょっと前後しますけれども、まず林業振興についてです。やっぱり事業者が求めるのは、収入が安定すること。利益が大きく——ウッドショックのときなんかにも施業がすごく外材の影響で大きな影響を受けたんでございますけれども、そういったときに、輸出ということも全国的には取組の一つとしてありまして、外国の市場の中で勝負していくということもぜひとも考えていただきたいと思いますと思っております。

私、先ほど皆伐の話、丁寧にお答えいただいたんですけども、事業体で働いておって皆伐を施業している方、なぜか最近よく連絡をいただきます、1人や2人じゃなく。何をしゆうがやろうというて言いまして、いい仕事やと思うたら、ちょっとあまりやりとうない、続けたくないというような心の声を御相談いただくことが1件や2件じゃなくて。そういう声があるということをもまず知っておいていただきたいという御報告でございます。

少し戻りまして、猫の不妊・去勢手術のクーポンについてなんですけれども、すいません、ちょっと私のほうが聞き取りがうまくできていなかったのであれば同じことを聞くこととなりますが、やっぱり結果につながらなければこの助成をしている意味がないとも言えませんけれども、ぜひとも結果につなげていただきたいので、そういったときに頼りになるのがボランティアの方だと思っています。ボランティアさんのやる気、継続性というところに期待がされるわけです。

そういったときに、申請のしやすさ、先ほど窓口の一本化の話もしましたけれども、デジタル技術の使い方もあるでしょうし、そういったことのお答えをいただいていたのでなければ、健康政策部長のお答えをお願いいたします。

専業の狩猟の部分の質問なんですけれども、農林業被害のことだけでなく、やっぱり市街地

のほうにもイノシシであったり猿も下りてきたりもするんです。危機意識を持つと、今のままの体制ではちょっとまずいなというのが皆さん御存じだと思うんですけども、何かほかの策もあるから特に今のままで狩猟の担い手の育成を特段やっていかないのであれば、ほかの策もしくは危機意識の持ち方という部分、中山間振興・交通部長に何かお答えいただけないでしょうか。

そして、その次の錯誤捕獲についてなんですけど、やはり錯誤捕獲はかなりの数起きていると推測しております。ニホンジカの捕獲頭数が年間で2万頭いってございまして、カモシカの生息数を考えると、県にも錯誤捕獲したよという報告があるともお聞きしますけれども、数件ということでは数としては合わないんですね。

錯誤捕獲したときの猟師さんの思いというのをどのように感じていらっしゃるのかなど、そのときに何か寄り添った対応、錯誤捕獲したときにその後の対応をこうしたほうがいいよというような案内があれば、中山間振興・交通部長、お答えとしていただけないでしょうか。

以上、2問目でお願いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 猫の不妊・去勢手術に対する申請のデジタル化のことでございます。

それにつきましては、県としては600件ぐらいのところの申請枠がございまして、一定考えたことはございます。ただ、お住まいの方がデジタルでできるのか、それからふだんからお付き合いしている保健所での申請があったりとか、市町村との絡みが出てまいります。市町村によっては、非常に頭数の少ないところをデジタルにするメリット・デメリット、いろんなところがありますので、その点についても、行政のデジタル化という観点是非常に大事だと思っておりますし、申請者の利便性を考えますと一定考えな

いといけないところですので、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） まず、專業の狩猟者ということでございますが、その危機感ということでございます。

專業の狩猟者につきましては、先ほど申しましたように、なかなか業としてなりわいは難しいということで、協力隊という方法もある、他県の事例がございますので、そういうことを増やしていきたいと。

危機感というお話がございましたが、危機感とは、担い手の確保、非常に強く持っております、先ほども申しました繰り返しになりますけれども、育成対策、確保対策に取り組んでおりますし、今後もさらに強化していきたいと考えております。

次に、錯誤捕獲の部分の狩猟者のお気持ちということでございますが、確かにお話がありましたように、仮に錯誤して放獣する際の危険というのは非常に大きいものがあるかと思っております。

先ほど申し上げましたニホンカモシカの鳥獣管理計画を策定して捕獲している県などでは、保護地域の場合の錯誤捕獲した場合の放獣のマニュアルというのを作っておるそうでございます。そうしたものも参考にしまして、狩猟者の方がより安全に放獣ができるような方法、こちらを周知してまいりたいと考えております。

○28番（岡田竜平君） まだまだお話はさせていただきたいところでございますが、御答弁いろいろとありがとうございました。

今回の私の一般質問でございますが、少子化対策、あと中山間対策という部分をすごく意識してつくらせていただいたつもりでございます。執行部の皆様におかれましては、県民の意識というのはどんどんどんどん変わっていったらいいかなと、私自身、県民の一人として

も、周りの人間の意識が変わっていったらいいかなと思っております。そういうのを皆様にはつぶさに感じ取りながら政策立案をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

これで私からの一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時47分散会

令和5年9月28日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 職務代理者 清水善弘君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局 長 山本和弘君
 事務局 次長 中島勝海君
 議事課 長 吉岡正勝君
 政策調査課長 飯田志保君
 議事課長補佐 杉本健治君
 主 幹 大川美千子君
 主 査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和5年9月28日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の

一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第13号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算

報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(3人)

午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷敏久公安委員を職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長(弘田兼一君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

22番武石利彦議員。

(22番武石利彦君登壇)

○22番(武石利彦君) 議長のお許しをいただきましたので、一燈立志の会を代表し、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

4年前、濱田知事は就任した直後から新型コロナウイルスとの闘いを強いられ、一方で中山間対策、少子高齢化、産業振興など様々な県政課題に取り組まれますなど、あっという間の4年間であったのではないかと拝察をいたします。

今定例会は、濱田知事の1期目の任期における最後の定例会となります。また、2期目に向けた決意表明もされておられますことから、1期目の総括、それに基づく2期目に対する思いを知事の肉声で広く県民の皆様に向けて発信をしていただきたいという思いで、本日私は質問をさせていただきます。

各分野にわたる質問でございますが、さきに述べました趣旨により、ほぼ全ての質問には知事に御答弁をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

知事は、本定例会冒頭の提案理由説明において、私を生み育ててくれたふるさと高知に恩返しをしたいという強い思いを胸に、県政のかじ

取り役の任に当たったと述べられました。

共感と前進を基本姿勢として運営されました1期目に点数をつけるとすれば何点だと自己評価されますのでしょうか。まず、知事にお聞きいたします。

また、知事御自身が高く評価されるのはどの点か、また道半ばはどの点か、さらに知事御自身としては県民の皆様の支持を得られているとお考えなのか、県民の支持を得ているのはどのような点なのか、知事にお聞きをいたします。

知事は、提案理由説明で、コロナ禍においてお感じになられたことを次のように述べられました。県民の皆さんの気持ちに常に寄り添い、感染状況を踏まえたメッセージや県の対策について、私自身が前面に立って積極的に情報発信や説明を行うことの重要性も改めて痛感しました。私は、この知事の姿勢は多くの県民から共感を得たのではないかと考えております。

次に、総務官僚や大阪府の副知事としての御経験から、県庁職員の皆様の仕事ぶりにどのような御所見をお持ちでしょうか。また、2期目の県政運営に向けて、知事御自身がどのようなリーダーシップを発揮されるお考えでしょうか。組織マネジメントについてのお考えと併せて知事にお聞きいたします。

次に、県職員の働き方改革についてお聞きいたします。

最近の大卒生は公務員になりたがらない傾向にあるとお聞きします。大企業に比べ、忙しい割に給料が安いという印象を持たれているようであります。

本県は、都会とは事情が違うのかもしれませんが、知事としては公務員の成り手不足が高知県庁にも及んでいるとお考えでしょうか。県職員の働き方の現状についてどうお考えでしょうか。併せて知事にお聞きいたします。

次に、このたび高知県庁では、職員の執務環

境にフリーアドレスを導入されました。他県でも先進事例が数々あり、それぞれ効果を上げているように感じます。

フリーアドレスの導入により職員同士のコミュニケーションが活性化する、固定席を廃止することにより空間を効率化でき、創出できたスペースをミーティングコーナーや集中ブースなどの多機能スペースに転換することが可能になる、またデスク上の書類や荷物が少ない状態であれば、地震などの際に物や書類が床に散乱することを最小限に抑えることができ、避難時間の短縮や、災害対策活動へのスムーズな移行が可能となりますなど、様々なメリットが期待されます。

高知県庁では、フリーアドレスを含む県庁ワークスタイル変革プロジェクトが始まっておりますが、職員の働き方改革に向けて期待される成果、留意点について、知事に御所見をお聞きいたします。

次に、奈良県をはじめ数々の地方自治体では、職員の長時間労働の抑制に向けて、終業時間になりますとパソコンを強制的に終了するシステムが導入されております。奈良県の場合、警察などは実施対象外とされ、また災害時など緊急対応が必要な場合はこのシステムは解除するそうであります。

同県によりますと、強制終了システムは、事前に通告しておけばパソコンの超過使用は可能、しかしながら強制終了システムの導入に合わせ、いかに効率的、健康的に働くかという意識の改革も進めてほしいと、働き方を考えるきっかけにしようとしてされてるようであります。パソコンを強制終了することには賛否両論あるかとは思いますが、奈良県のようにどこかで意識の改革をしなければならないことは論をまたないのではないのでしょうか。

そこで、県が取り組んでおられます職員がよ

り一層効率的かつ健康的に働くための働き方改革について、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、濱田県政の基本政策の一つでありますデジタル化に関し、自治体DX推進計画についてお聞きをいたします。

知事は、本定例会の提案理由説明で、デジタル化について次のように述べられました。行政分野では、県庁における3,000を超える手続で電子申請の導入が進んだほか、電子契約の締結件数も公共工事を中心に昨年度3,000件以上になりましたと成果を強調され、さらに今後も様々な分野の生産性向上や住民の利便性を図るため、デジタル化の取組をより一層加速しますと表明されました。

県内の市町村も自治体DXへの取組を進めております。AIの活用というよりも、現在は情報処理分野の改善が中心だと思われま。例えば、デジタル庁が推進している書かないワンストップ窓口、あるいはそもそも窓口に住民が来なくていいようなシステムづくり、さらにはペーパーレス化などの取組であります。高知県庁では、既にRPAが給与・財務計算で実績を上げていると承知をしております。

一方、DXの取組が進みます上で、デジタル人材の不足が課題として顕在化しております。自治体DXの鍵は、それを牽引するデジタル人材です。お隣の愛媛県では、県がデジタル人材を雇用し、その人材を市町村がシェアして活用しております。また、DXを5つの分野に分け、5分野の専門家をDX推進専門官として県が雇用し、市町村が活用しております。

県内の自治体DXの現状を知事はどのように評価されておられますのか、また今後の市町村支援についての御所見と併せてお聞きいたします。

次に、マイナンバーカードについてであります。私は、県民の利便性を高める上で、マイナ

ンバーカードを積極的に活用すべきだと考えます。例えば、書かないワンストップ窓口が実現すれば住民はマイナンバーカードを持つ意義をより実感できるのではないのでしょうか。

県民のマイナンバーカード保有率の現状について、またマイナンバーカード保有の意義についての御所見を知事にお聞きいたします。

次に、生成AIについてお聞きいたします。チャットGPTなど生成AIが瞬く間に注目を集め、利用者が急増しております。生成AIは、人の労力を代替するという点で大きな可能性を秘めておりますが、一方で危険性もはらんでおります。

生成AIは、既存の情報を集めてコンテンツをつくりま。よって、既存の情報にうそが混じっていたときは、虚偽のコンテンツを生み出す可能性があります。また、著作権を侵害するおそれをはらんでおります。行政分野における利活用に当たって大切なことは、どこまではオーケーで、どこからはNGだと決めておくことだと思います。

高知県では、生成AIの利用上の注意点を既に本年4月、職員に向けて周知しているとお聞きをいたします。また、東京都におきましては文章生成AIの利活用ガイドラインを策定し、去る8月23日に発表しております。東京都のガイドラインを見ますと、許可されていない生成AIを業務で使用することや、私物端末上で生成AIを用いて業務を行うことは禁止をされており、違反すると懲戒処分の対象になる場合があると、まず利活用に当たっての基本が明示されております。

また、文章生成AIは外部サービスに該当し、よってセキュリティー対策はサービス提供者に依存しますことから、機密情報や未公開情報を入力すると、万が一の場合、情報漏えいにつながるリスクが残るとの指摘がなされております。

また、著作権保護の観点からの注意点としては、以下のように記述されています。単に他人の既存著作物、作家名、作品の名称を入力するだけの行為であれば、必ずしも直ちに著作権侵害に該当するとは限らない。ただし、生成されたデータがプロンプトに入力したデータや既存の著作物と同一、類似している場合は、当該生成物の利用が当該著作物の著作権侵害になる可能性もある。特に、生成物を配信、公開する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかとの調査を行うようにすることとされています。

また、文章生成A Iが生成した回答は表現、言い回しが自然であるため、正しいと感じてしまう。しかし、最新の情報が反映されていないか、偏った価値観、アンコンシャスバイアス等が反映されてしまうこともあるなど、必ずしもその内容が正確とは限らないと指摘をしています。

ガイドラインには最後に、内容を確認した後、翻訳文や要約文等、文章生成A Iの回答を対外的にそのまま使用する場合は、文章生成A Iにより作成と記載することで、生成された文章がA Iによるものか人間によるものかを読み手に伝えることができると記述をされています。

また、神奈川県も生成A Iのガイドラインを策定し、去る8月29日に公表しています。それによりますと、企画立案のアイデア出しのほか、パワーポイントのスライド構成案、想定問答案、挨拶文案、SNSへの投稿文案の作成などで活用を目指すとしており、黒岩神奈川県知事は、業務の効率化や職員の負担軽減につながることを期待しているとコメントされているのであります。

こうした他県の直近の動向も踏まえた上で、生成A Iの利活用についての御所見を知事にお聞きいたします。

また、知事御自身は生成A Iを業務において、

また個人としてどのように活用なさるお考えか、併せてお聞きをいたします。

次に、教育分野における生成A Iについて、文部科学省から学校活用指針案が示されています。この指針案は、子供の発達段階に応じて、生成A Iを使いこなす力を育てるとの基本理念に基づいております。適切な使用としては、グループ討論で足りない視点を見つけるために使うケースが挙げられています。一方で、生成A I自体の性質や課題を学習せずに自由に使うのはよくない、また、夏休みの読書感想文やコンクールに出す作品を生成A Iに作らせ自分が作ったものとして提出するのは不正行為に当たるとの指導をされています。また、生成A Iを用いてテスト問題や保護者宛ての文書のたたき台を作ることは、長時間労働が深刻な教員の業務の効率化につながると評価しているのであります。

そこで、本県の教育分野における生成A Iの活用について、教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、物流の2024年問題についてお聞きいたします。

これは、トラック運転手の労働環境を改善するのが狙いではありますが、運転手の人手が不足になる問題、結果、物が運べなくなってしまう、運べたとしても物流コストが上がってしまうといった問題をはらんでいます。本県のように首都圏から遠い地域において、物流は生命線であります。物流コストのアップは製品の競争力を弱めますし、運べなくなってしまうと大変です。県は地産外商戦略を進めておりますが、その根幹に関わる問題になりかねないと危惧します。

先週、一燈立志の会で東洋町を訪問し、水産会社の視察をさせていただきました。私たちが訪問した時間帯は昼前でしたが、大量に水揚げ

されたマグロを氷詰めにするなどの梱包作業がなされておりました。水産会社の代表者にお聞きいたしますと、午後5時に同社のトラックが東洋町を出発し、徳島経由で午後11時に目的地の名古屋に到着するとのことでありました。名古屋では荷受業者が直ちに解体作業を行い、翌朝には販売店の鮮魚コーナーに並ぶのだとお聞きをいたしました。

代表者が懸念しておられましたのは、2024年問題の影響で運送時間が長引いてしまうと、鮮度の問題で価格が安くなってしまうとのことでありました。また、本来は大消費地の首都圏まで行きたいのだけれども、現段階においてすら、物流体制に鑑みれば既に諦めざるを得ないとのことでありました。

今年6月には、宅配大手のヤマト運輸が2024年問題をにらみ、各地への配達予定日を見直しました。5月までは、高知市から首都圏への荷物は翌日に到着していたのでありますが、それが見直され、6月からは翌々日の到着となりました。

高知市のある農業者は、長年にわたってヤマト運輸の宅配便で首都圏の販売店に生鮮野菜を届けてまいりました。朝収穫した野菜が翌日には首都圏に届く、その安定感が競争力につながっていました。しかしながら、配達日の見直しでそれが一変いたしました。最も懸念されましたのは品質の低下であります。2日間も宅配トラックに載せられていたら品質が保証できない、一度でも品質が劣化した野菜が届いたら築いてきた信用が消滅すると農業者は頭を抱えたのであります。

2024年問題により、全ての物流業者がこのような見直しを行う可能性があります。この問題へのポイントといたしましては、荷待ち時間の縮減、パレット輸送の推進、中継輸送体制の確立などが挙げられます。荷待ち時間の縮減のた

めには、市場などにおける荷下ろしに際し、荷主の理解と協力が不可欠でありますし、事前予約制を導入するなどの方策も検討されております。パレット輸送や中継輸送体制の確立に当たっては、パレットの適正な回収体制の構築、中継輸送の効率的な運用が重要となります。

先月、県議会商工農林水産委員会で視察いたしました宮崎県におきましては、農業分野における物流のDX推進協議会を設け、DXの活用を積極的に検討されておられました。

物流の2024年問題は、単に運送業者だけの問題ではありません。荷主の意識改革を含め、この問題の影響をどのように捉え、対策を講ずるお考えか、知事にお聞きをいたします。

次に、ヘルスケアモビリティについてお聞きいたします。

本県の中山間地域は、かねてより医療体制が脆弱です。都市部との医療格差は急速に拡大しています。無医地区に住む住民に対し、私はヘルスケアモビリティに希望を抱いております。要するに遠隔診療であります。

知事も本定例会の提案理由説明において、デジタル化の取組について、生活分野のうち医療については、通信・医療機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティを活用したオンライン診療を新たに開始しましたと、本年より取組が始まった宿毛市の大井田病院の事例を披露されました。

私も、今年6月に医療関係者らと大井田病院を視察させていただき、同院の院長や関係者の皆様のお話をお伺いいたしました。大井田病院の特徴は、軽自動車を遠隔医療診療車に改造したことであります。医療診療車に看護師が乗り込んで中山間地域に出向き患者さんの家まで行きます。患者さんはその車に乗り込んで、オンラインシステムで病院の医師と画面上でやり取りをする。その後、医師の指示で看護師が動き、

医師が診断を下すというシステムであります。

私は、このような取組をさらに県内の中山間地域で展開することは、実に大切なことだと思っております。しかし、その一方で、遠隔診療自体の事例がまだまだ少ないため、いろいろな問題も浮き彫りになっております。

まず1つ目の問題は、コストの問題であります。民間病院が自前の遠隔診療車を持つとなると、その負担は小さくありません。大井田病院の場合は診療車両費用の半額を県の補助で賄いましたが、それでも負担は少なくありません。

2つ目は、個人情報の問題です。遠隔診療ではパーソナル・ヘルス・レコード、いわゆるPHRと呼ばれる個人健康記録が使われます。大井田病院でも、患者の電子カルテの情報を病院とヘルスケアモビリティの間で閲覧できるようにされているとお聞きをいたしました。オンライン診療の実施に当たりましては、秘匿性の高い個人情報を扱う医療機関に対して、セキュリティー面の支援も重要だと考えます。

3つ目は、通信環境であります。離れた場所にいる医師とデータや画像をやり取りするのでありますから、通信環境の良否は大きな問題であります。山間部の通信環境を整えることが遠隔診療の将来を決める可能性もあると考えます。

4つ目は、制度上の問題です。大井田病院は、住民に集会所まで来てもらって診療しようとした。そのほうが合理的だし、少なからぬ住民がそれを望むからであります。ところが、壁になったのが制度上の問題です。今の制度では、無医地区等の集会所でしか診療は行えません。遠隔診療を進める上で、看護師ができる仕事の範囲の拡大も併せて規制緩和が急がれます。

本県におけるヘルスケアモビリティの現状と課題をどのように捉え、今後どのように対応されるお考えか、またさきに述べました4つの問題点についてはどのように対応されるお考えか、

知事の御所見をお聞きいたします。

また、先ほどは物流の2024年問題に触れさせていただきましたが、医療の2024年問題への対応も迫っております。私は、医療DXの推進は、この点においても急務だと考えております。医療DXは、電子カルテや予約システムの導入により、患者の情報管理や医師の業務が効率化され、診療時間の短縮につながることを期待されます。また、膨大な医療データを分析、活用することにより、病気の予防や早期発見、治療法の最適化が可能となります。

医療DXの推進について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、ICT活用工事についてお聞きします。

高知県の基幹産業の一つとも言える建設産業におきましても、人手不足が深刻化しております。解決のためには、建設産業に携わる魅力ややりがいについての啓発活動を積極的に展開しなければなりません。

私は、人手不足を補い、若い方々にも建設産業に参入していただくため、この分野におきましてもDXの活用を推進することが急務だと考えております。ICT、つまり情報通信技術を活用することで省力化を図るなどして、働き方改革に取り組みなければなりません。

国土交通省によりますと、現在使われているICTは、ドローンを使った3次元測量や3次元データによる設計、ICT建機の利用、3次元での施工管理、3次元データの納品を内容としております。職人が重機を動かすのではなく、3次元データに沿って機械が動いてくれます。人は補助的な役割を果たし、例えばタッチパネルを操作して重機を動かします。

同省の2020年度データでは、ICTの活用による延べ作業時間の減少は、土工及び河川のしゅんせつ工では約3割、舗装工では約4割に達したそうであります。ICT活用工事は、このよ

うに施工性が向上するだけでなく、若い人たちが女性や女性の建設産業への参入も期待できるといった傾向が見てとれるのであります。

知事は、本定例会提案理由説明において次のように述べられました。建設業や1次産業といったこれまで男性中心とされてきた職場において女性の進出を強力に後押しします、こうした職場においてこそデジタル技術の導入などを通じて女性や若者が就業しやすい環境を重点的に整備し事業の持続発展を支える人材の確保と、女性の活躍の場の拡大という2つの課題の同時解決を図ることを促してまいります。私も同感であります。私は、ICT活用工事の推進は、まさに知事のお考えに沿った取組だと考えております。

そこで、県内におけるICT活用工事の実施状況における課題や成果をどのように把握され、今後どのように展開されるお考えか、あわせて建設産業の人手不足にどのように対応されるお考えか、知事にお聞きをいたします。

次に、将来を見据えた農林水産分野における基本計画の策定についてお聞きいたします。

第4期産業振興計画が最終年度を迎えています。産業振興計画を立て、計画目標に向かって進むスタイルは、県勢によい刺激を与えてきたと思います。反面、KPIの数値達成を追うあまり、中長期的なビジョンが薄れつつあるのではないかと懸念もいたします。

1次産業は、10年、20年という長いスパンで考える必要があります。私は、決して現在の産業振興計画の取組を否定するわけではありません。しかしながら、産業振興計画とは別に、農業は農業、林業は林業、水産業は水産業と、各分野における中長期ビジョンに基づいた基本計画を策定する必要があるのではないかと考えます。

農業分野に目を転じますと、平成17年から令和2年にかけての15年で本県における農業経営

体は約4割減少しております。一方で、耕地面積も僅かに減っている中で、ナス、ピーマン、キュウリといった基幹園芸品目の生産高は増えております。これは、やる気のある経営体が規模拡大して頑張っているからだと思います。

しかしながら、昨年来の燃料費や資材価格の高騰が施設園芸に大きな影響を与えておりますし、先ほど触れました物流の2024年問題も、本県施設園芸に少なからぬ影響を与える可能性があります。施設園芸は、長年にわたり本県の基幹産業であります。燃料や資材の高騰、輸送における課題といった外圧が徐々にその体力を奪っているのではないかと危惧いたします。

農業だけではありません。本県は日本一の森林率を誇ります。しかしながら、林業に従事している就業者は約1,600人にしかすぎません。山の荒廃は、災害や環境悪化に直結します。荒廃させないためには、人工林に手を入れ続ける必要があります。まず大切なのは、約1,600人の就業者が働きやすい環境をつくることだと思います。そうしますことで新規就業者も増えるはずで、高性能な施業機械の導入を促進し、あわせて作業道を延ばせば、生産性は確実に向上いたします。施業現場における省力化は、新規参入者にも魅力的に映ると思います。

一方、川下対策も重要です。木材消費を拡大するためには、消費者に木材利用への理解を深めていただくなど、行政による施策が欠かせないと考えます。本県でも取り組んでおります県産材を使った木造建築物への補助も重要であります。木材の消費拡大にもつながっていると思います。川上から川下まで大変長いスパンの林業を持続的に活性化させるためには、やはり中長期のビジョンに立たなければなりません。

次に、水産業であります。高知県の前面には太平洋が広がっております。明治時代から本県の漁業者は、遠洋、沖合、沿岸それぞれで海の

幸を得てきました。沿岸の1人乗り漁船や大敷網の売上げは、高知県の漁村経済を支えてまいりました。その水産業も転機を迎えております。資源の減少と後継者不足であります。漁業センサスで見ますと、就業者数は平成30年で3,295人、10年前の実に7割以下であります。このペースで就業者が減っていきますと、高知県の水産業は衰退の一途をたどります。

さきに述べました東洋町の水産会社の代表者も、ここは魚がたくさん捕れる恵まれた漁場だ、しかしながら10年後、漁師がいるだろうかと担い手不足を心配しておられました。東洋町に限らず、県内各地でこのようなお話を耳にいたします。

以上述べましたように、これらの分野における就業人口の確保は喫緊の課題であります。

本県の農業、林業、水産業において10年後、20年後を見据えた基本計画を策定すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

また、本県の農林漁業の現状と、今後どのような方策で振興させるお考えか、併せて知事にお聞きいたします。

次に、畜産・酪農についてお聞きいたします。

畜産・酪農分野におけるDXは、センサーやIoTデバイスの活用により動物の健康状態や生産性をリアルタイムでモニタリングすることで、早期の問題の検出と対処が可能となり生産性が向上いたします。また、自動給餌装置や乳搾りロボットなどの自動化技術を導入し省力化することにより、人手不足の解消が可能となりますなどのメリットがうたわれております。

本県におきましても、同分野におけるDXの取組がなされていると思いますが、その成果と課題について、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、飼料の自給率についてお聞きいたしま

す。ウクライナ情勢に伴う穀物価格の高騰により、県内の畜産家や酪農家も経営環境の悪化に悩まされております。飼料価格の高騰に対処するため、農水省は緊急対策事業として生産者への補填金を交付しておりますが、あわせて飼料自給率の向上も図っております。

政策目標は、平成30年度の自給率25%を令和12年度までに34%にするとのこととあります。飼料を輸入に頼る限り国際情勢の変化が畜産農家を直撃いたします。それを防ぐ大きな手段が飼料自給率の向上であります。農水省は、遊休水田で稲WC Sを作ることや、遊休農地での牛の放牧を進めています。本県にも遊休農地はたくさんあります。

そこで、県内の飼料自給率の向上に向けての御所見を、遊休農地の利活用策と併せて知事にお聞きいたします。

次に、観光振興についてお聞きいたします。

知事は、本定例会の提案理由説明で、観光振興について次のように述べられました。新型コロナウイルス感染症の影響で本県の県外観光客入り込み数はかつてない水準まで落ち込んだ、国の支援策も活用しながら需要喚起を講ずるとともに、アウトドア施設の整備や無線LANなどの受入れ環境の充実を図った、その結果、昨年の県外観光客入り込み数は感染拡大前である令和元年の8割を超える水準まで回復したとの内容でありました。

知事が述べられましたように、本県へのインバウンドや国内旅行は増加基調にあり、県内のホテル、旅館も予約で満杯という日が増えているとお聞きをいたします。特に、春、夏の観光シーズンにはホテルの予約が取れないという話を私も何度かお聞きしたことがございます。

さらに、知事は提案理由説明において、連続テレビ小説らんまん後を見据え、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとする新たな観光キャン

ペーン、どっぴり高知旅を展開し、観光客の皆さんに長期滞在を促し、本県の魅力を深く、たっぴりと味わっていただくよう準備を進めるとの方針も表明されました。

このように、県は現在、連続テレビ小説を生かした観光振興の展開、海外に選ばれる観光地域づくり、滞在型観光の一層の促進に取り組んでおられます。朝ドラらんまんによる効果は、本県の観光振興にとって願ってもない追い風になっておりますが、今後は本県自らの力により観光戦術を構築できるかどうか課題となります。

県からは、インバウンドについては大阪・関西万博を見据えて取り組む方針が示されております。魅力的なコンテンツをつくることによって、関西万博に来られた海外旅行者に高知まで来てもらうといった図式であります。私は、海外からの誘客には、何よりこのコンテンツづくりが大切だと思っております。

お隣の徳島県祖谷地域では、再生した古民家が、日本らしい魅力を求める海外旅行者を誘引しております。コンテンツは、そこに漫然とあるものではなく、自らつくるもの、あるいは見いだすものだと思います。

高知県としては、インバウンド対策として、どのようなコンテンツをつくり上げるべきだとお考えでしょうか、知事にお聞きいたします。

次に、観光消費の裾野を広げるためには、高付加価値旅行者の誘客と、郡部に足を延ばしてもらうことがポイントになると思います。そのためには、知事が言われます「極上の田舎、高知。」をコンセプトとし、どっぴり高知旅を展開し、滞在型の観光客を増やすことは的を射た取組だと期待をいたします。

私は、滞在日数を増加させるためには、魅力ある観光地、魅力あるコンテンツ、魅力ある宿泊施設の存在が大切だと考えております。中で

も宿泊施設は重要です。宿泊施設が魅力的に機能しなければ、滞在型観光客の増加は足元から崩れてしまいます。

しかしながら、宿泊施設からは懸念の声が聞こえております。人手不足であります。ホテルや旅館の部屋が余っているのに、人手が足りないために宿泊客を受け入れられないという声であります。宿泊業界には、人件費を抑えるためにパートや外国人労働者に頼る構図があります。

しかし、高知の旅館、ホテルが安定的に外国人労働者を雇用するのは容易ではありません。最低賃金に見られますように、都会に比べて賃金が低いことも理由の一つであります。パート労働者の雇用もピンチを迎えています。年収の壁を嘆くホテル経営者もおられます。部屋はあるのに宿泊させられないといった状況や、宿泊客に行き届いたサービスが提供できないとすれば、これは本県観光を根本から覆す事態であります。県としても漫然としていることはできないと思います。

宿泊施設の人手不足をどう把握し、どのように対応されておられるのか、知事にお聞きいたします。また、その対応策として、DXの活用も考えられるのではないかと思います。併せて知事にお聞きいたします。

また、県内各地の旅館、ホテルの多くは家族経営によるものであります。高齢化とともに、後継者も見当たらず、やむを得ず廃業しなければならないケースが今後相次ぐことが懸念されております。

このようなケースにおける事業承継にどのように取り組まれるお考えか、知事にお聞きいたします。

次に、ユニバーサルツーリズムについてお聞きいたします。

今年のおさこいに、東京から車椅子ユーザーのねむりさくらさんが参加されました。こ

のことは、8月11日付の高知新聞でも報道されました。

関係者からお聞きいたしましたところ、ねむりさくらさんは、台風の影響で8月9日に乗る予定だった新幹線は運行中止、慌てて羽田から全日空機に乗ったものの、高知上空まで来て引き返しました。羽田に戻った彼女は最終の新幹線で岡山まで移動し、何とか1室だけ部屋を見つけて岡山で宿泊、翌朝始発の特急南風で高知にやってこられたそうであります。このように、ただでさえ疲れ果てるような旅をされたのにもかかわらず、8月10日の夜には元気に鳴子を握って、あったか高知踊り子隊の一員として、よさこいを踊って楽しまれたのであります。

一方、ねむりさくらさんには心強い介助役がいました。トラベルサポーターの牛山玲子さんがその方であります。長野県諏訪市の方で、さくらさんに頼まれて東京からの付添い役を務められたのであります。牛山さんは、ユニバーサル・サポートすわというユニバーサルツーリズムを推進する団体の代表者であります。我々一燈立志の会は、先月諏訪市で牛山さんにお会いし、ユニバーサルツーリズムの推進において、参考になるお話をたくさんお聞きしてまいりました。

ユニバーサルツーリズムとは、全ての人を楽しめる旅行のことであります。さきのユーチューバーねむりさくらさんは、1歳のときから車椅子で生活されておられるそうでありますが、車椅子であっても旅はしたい、踊りたい、当然だと思います。できないのが当たり前ではなく、障害者も当たり前旅行を楽しむことができる社会システムをつくるのが大切だと思います。

障害者の旅をサポートするトラベルサポーター制度が発足したのが長野県諏訪地域であります。トラベルサポーターの資格を得た人が諏訪市にはたくさんおられるとお聞きをいたしま

す。おかげで、障害者も高齢者も極めて旅行をしやすい地域になっております。障害者も楽しく旅行ができるという話が障害者のコミュニティにも伝わり、多くの障害者の方々が諏訪を訪れていると牛山さんからお聞きをいたしました。

受入れ側の体制も進み、床が沈むようにお風呂を改造したり、大正ロマン風のユニバーサルルームを造ったりするホテルが現れているのであります。諏訪地域では、ほぼ全ての旅館、ホテルが観光庁の心のバリアフリー認定を受けているのであります。施設のちょっとした改造や職員の研修で、この認定は受けることができます。障害者も高齢者も、この認定を受けた施設なら安心して宿泊できると高く評価されております。

心のバリアフリーは、今後ますます大切になると思われます。何より来年4月には改正障害者差別解消法が施行されます。私は、本県でも心のバリアフリーに対する取組を推進すべきであると考えます。

ユニバーサルツーリズムについての御所見、またトラベルサポーター制度に基づき、本県でサポーター育成する施策の推進について、及び本県における観光庁の心のバリアフリー認定を受けた施設を増やすことについて、併せて知事に御所見をお聞きいたします。

最後に、高齢者の就業支援についてお聞きいたします。

本日、私は各分野における人手不足対策について質問してまいりました。知事も本定例会の提案理由説明において、深刻さを増す各産業分野の人手不足は今後の持続的な経済成長の足かせとなりかねませんと危機感を表明され、U・Iターンの促進や外国人材の確保などの取組をさらに強化すると述べられました。まさに本県にとりましても人手不足対策は喫緊の課題であ

ります。

ここで1つ提案させていただきたいのは、働く意欲のある高齢者の活用であります。さきの日本経済新聞の報道にもありましたが、中四国各県で高齢者の活用が進んでいるようであります。2012年から22年までの10年間を見ますと、全県で65歳以上の働く高齢者の割合が上昇している、人手不足感が強まる中、企業はシニアの採用を促進し活躍の場が広がる一方、自治体は就業支援を強化しているとのことであります。高齢者の活用は人手不足対策にもなりますし、御自身の生きがいにもつながりますことから、健康維持への効果も期待できると思います。

県内における人手不足への対応のため、働く意欲のある高齢者への就業支援について知事に御所見をお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1期目を自己採点したらどうなるか、また自身がどのような点を高く評価するのか、また道半ばの点はどうか、県民の支持についてはどう考えるかといった点などにつきましてお尋ねがございました。関連をいたしますので、2問併せてお答えをいたします。

私はこの4年間、県民の皆さんとの対話を通じまして、県政に対する共感を得ながら、課題の解決に向けて確実に前進をするという共感と前進の姿勢で県政運営に当たってまいりました。

特に、この4年間で最大の課題となりました新型コロナウイルス感染症への対応では、確かな答えがない中、試行錯誤を重ねる場面もございました。そうした中でも、県民の皆さん、事業者の皆さんの様々な声を丁寧にお聞きしながら、県民の皆さんの安全・安心、そして生活を守るため、様々な判断を下してまいりました。

具体的には、県民の皆さんが感染した際の不安解消を図りますため、検査協力医療機関のいち早い公表と、その拡大に取り組みました。また、ワクチンを一刻も早く接種したいとの県民の皆さんの期待に応えるべく、県営の大規模接種会場を設けました。さらに、感染拡大による影響を受けました事業者の方々に対しましては、国に先駆けて県独自の融資制度を創設し、資金繰りをしっかりと支えをしました。加えて、幅広い給付金制度を創設し、きめ細かに事業の継続を支援いたしました。

また、県民の皆さんの気持ちに常に寄り添い、時には私自身が前面に立って的確な情報提供や説明に努めました。こうした一連の対策や姿勢につきましては、県民の皆さんから最も御支持をいただけたのではないかとこのように考えます。

一方で、例えば外国人観光客の誘致をはじめといたしますグローバル化の取組、関西圏での外商拡大など、コロナ禍によりまして、当初の予定どおりに進めることができなかった経済活性化のための取組もございます。また、南海トラフ地震対策や、立ち後れているインフラ整備などは、いまだ途上にあると考えます。これらについては、いずれも道半ばの課題であると認識をいたしております。

以上の点を踏まえ、また最近の世論調査におきます、いわゆる県政満足度の状況も考慮いたしますと、私自身といたしましては、県民の皆さんからは及第点はいただけるような評価をいただいているのではないかと、そして自己採点はこの御質問がございましたので、あえて数字で申しますと、70点程度の数字はいただけるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、中山間地域において顕著となっている若者、とりわけ若い女性の流出を要因とします人口の減少といった、本県の将来を大き

く左右する課題に現在直面をいたしております。このため、次の4年間も県政のかじ取り役として、こうした課題に正面から立ち向かいまして、県勢浮揚を私自身の手で何としても成し遂げたいという決意を強くしているところであります。

次に、県職員の仕事ぶり、県政運営におきまず組織マネジメントについてお尋ねがございました。

まず、県職員の仕事ぶりにつきまして、就任以来4年間の印象といたしましては、非常に真面目かつ誠実に仕事をしてもらえる、そしてそれぞれの職責を果たそうと日々取り組んでもらっているというふうに感じます。

特に印象深いことは、新型コロナウイルス感染症に対しまして、特に担当の部局では、感染者の方々への対応など、長期間にわたって心身ともに大きな負担がかかります中、しっかりと職責を果たしていただきました。加えて、担当部局以外の職員につきましても、多くの職員が部局の枠を超えて、業務量が増えた所属へ応援に行くという形で柔軟に対応してくれました。

加えて申しますと、令和2年度の鳥インフルエンザの発生の事例におきましては、大量の殺処分が必要になるということがございまして、まさしく全庁的に職員を動員させていただいて、これに当たっていただきましたが、こういった臨時の職務に関しても、誰一人不平や不服を申し述べることなく協力してもらったという点が印象に残っているところでございます。

こうしたことは、県民の皆さんのために何をなすべきかを考えるという使命感の表れだというふうに思いますし、職員の士気の高さを再認識し、今も大変心強く感じている次第であります。

次に、県政運営の組織マネジメントについてであります。私は、トップダウンとボトムアップのベストミックスを目指していくべきだとい

うふうに考えております。ややもしますと、職員は、これは公務員全般としてそうだと思いますが、前例踏襲に傾く嫌いがあるというふうに思います。

その際には、必要な場合には特に私のほうから時代の流れを踏まえた新たな方向性、あるいは政治的な判断としての大きな方針、これをトップダウンで示していくと。そして一方で各種事業の具体的な進め方とか改善、こういったことなどにつきましては、職員からボトムアップで具体案を上げてもらって、最終的に私が責任持って判断すると。こういった形が機能していくということによりまして、行政がスムーズに進むということはもとよりでありますけれども、職員が自ら自分の頭で考えた様々なアイデアを結集させる、そして職員の能力を引き出していくということにつながるというふうに考えます。これが幅広い多様性のある施策につながっていくのではないかと考えております。

次に、公務員の成り手不足が県庁にも及んでいるのか、また県職員の働き方の現状についてどうかというお尋ねがございました。

まず、近年の職員採用の状況についてでございますが、職員の年齢構成上50歳代の割合が高うございまして、退職者が多く見込まれるということがありますので、最近採用者数は増加傾向にあるところでございます。

一方で、少子化の進行、民間企業におきまず採用意欲の高まりによりまして、受験者数のほうは減少傾向にあります。この結果、例えば大卒者を対象といたしました行政職の採用試験の競争倍率を見ますと、10年前は10倍程度でございましたが、本年度は4倍程度まで下がっているというところでございます。

このような状況を見ますと、本県においては必要な採用者数はおおむね確保できているという状況にはあるものの、例えば土木系の技術職

はなかなか確保がままならないというような実態もございます。そういった意味で、成り手不足といった影響が一定程度この県庁にも及んでいるのではないかと認識をいたしております。

次に、県職員の働き方の現状といたしまして、時間外勤務につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、昨年度は若干増加をいたしました。近年はおおむね減少傾向でございます。

主な要因といたしましては、令和元年度に時間外勤務の上限規制が導入をされたことをきっかけといたしまして、効率的な仕事の進め方、時間外勤務に対する職員の意識改革が進んだということ。また、業務の効率化という点では、御指摘もありましたように、いわゆるRPA、業務プロセスの自動化の技術でございますとか電子申請といったデジタル技術の活用を積極的に進めてきたことなどがあるのではないかと考えております。

また、多様な働き方という観点では、コロナ禍を契機として導入したテレワーク、あるいは柔軟な早出遅出の勤務などが今や定着をしております。働きやすい環境づくりが進んでいるというふうに考えております。

次に、県庁ワークスタイル変革プロジェクトに期待する成果、留意点についてお尋ねがございました。

本県では、今後も人口減少、少子高齢化が進みまして、ますます行政課題が複雑多様化をいたします。一方、マンパワーは限られているという中にあります。そうした中で、一層効率的な業務遂行、生産性の向上が必要になります。また、コロナ感染症の拡大を契機といたしました社会変化への対応、仕事と家庭生活を両立できる多様な働き方の実現も社会的に求められているところだと考えます。

このため、県庁ワークスタイル変革プロジェ

クトといたしまして、場所や紙にとられない働き方の推進、そして抜本的な業務の再構築により職場環境や業務の改善に向けて取り組んでおります。

今月から本格稼働いたしました商工労働部3課のモデル職場におきましては、お話にありましたとおり、席を固定しない、いわゆるフリーアドレス制を導入したり、ミーティングスペースの充実を図るといった取組をしております。このことによりまして、お話しいただきましたように、職員間のコミュニケーションの活性化といった効果とともに、新たな施策の企画立案といった生産性の向上に期待をしているところでございます。

このほか、テレワーク中の職員との打合せや、民間事業者とのウェブ会議が周囲に気兼ねなくできます防音スペースを充実するといった形で、多様な働き方の実現を目指してまいります。

一方、留意点といたしましては、近年電子決裁やペーパーレス会議などのデジタル化に取り組んでおりますけれども、全庁的には依然として紙文化が根強く残っている面がございます。今後は、私自身率先してペーパーレスで協議を行うといったことを含めまして、全庁的なデジタル化に向けてさらに取り組んでまいります。

次に、県職員がより一層効率的かつ健康的に働くための働き方改革についてお尋ねがございました。

先ほどまでお答えいたしましたように、時間外勤務の縮減、多様な働き方の充実、県庁ワークスタイル変革プロジェクトの取組など、職員の働き方改革と生産性の向上に取り組んでまいりました。

また、ワーク・ライフ・バランスの観点から、近年は男性の育児休業の取組を強化しております。取得率は令和元年度18%でございましたものが、令和4年度には73.7%まで上昇いたしま

した。これは、私自身がイクボス宣言を行いますとともに、庁議の場において高い目標を共有する、そしてあらかじめ年度全体の取得計画を早期に作成するといった取組を通じて、管理職をはじめといたしまして、職員全体の意識の変化につながったことによるというふうに考えております。

さらに、本年7月には、来年度末のこの男性職員の育休取得率の目標を85%に引き上げました。今や、男性の育休取得が当たり前だという社会の実現に向けまして、県が率先して取り組んでいくこととしております。このように、働き方改革に対します職員の意識の醸成にも引き続き取り組んでまいります。

職員のワーク・ライフ・バランスや心身の健康を維持し、それぞれの能力を最大限発揮できる環境づくりを進めることは、結果として活力ある職場を生み、活気ある職場を生み、そして県勢浮揚の実現にもつながっていくというふうに考えております。今後も引き続き、私自身率先して職員の働き方改革に取り組んでまいります。

次に、県内自治体のDX——いわゆるデジタルトランスフォーメーションでございますが——の現状と市町村への支援についてお尋ねがございました。

デジタル化の恩恵を県内に広く浸透させますためには、県庁のみならず、県民の皆さんにより近くにある市町村におきますこのDXの取組が重要であります。県といたしましても、国が令和2年度に策定されました自治体DX推進計画を踏まえまして、市町村支援のためのチームの設置、アドバイザーの派遣などにより市町村の取組を支援してまいりました。こうした支援もありまして、行政手続のオンライン化、自治体情報システムの標準化、共通化などへの対応が着実に進んできていると考えております。

一方、これからの自治体DXは、単にデジタル技術を導入するというだけでなく、業務そのものの見直しが必要不可欠だと考えます。そのため、今年度は、5市町を対象に業務改革に向けた支援を実施してまいりまして、事業により得られました成果につきましては、他の市町村への横展開を図っていききたいと考えております。

また、自治体DXを進める上で重要となりますデジタル人材の確保につきましては、外部専門人材の活用と職員のスキルの底上げ、この両輪で進めていくことが必要だと考えます。従来からの支援策に加えまして、県外でのDX推進の実績のある方の派遣、職員の意識改革を促す研修会の開催などを予定しております。

今後も市町村の状況、ニーズをしっかりと把握いたしまして、業務改革の推進、専門人材の派遣、研修の実施などを通じて、いわゆるスマート自治体への転換を後押ししてまいりる考えであります。

次に、本県のマイナンバーカードの保有率と保有の意義についてお尋ねがございました。

本県におきます8月末時点の平均保有率は69%となっております。89%の四万十町をはじめ、県内5つの市町村では80%を超える保有率となっております。

お話のありました書かないワンストップ窓口は、例えば住所変更の際、年金や児童手当などに関係する全ての手続が、書類の記入なしにカード1枚で完結するといったサービスであります。住民の皆さんにとって手続に要する時間の短縮、負担の軽減につながるものでありまして、県内でも複数の市町村で導入に向けた準備が進んでおります。加えまして、図書館や公共交通におきますマイナンバーカードの活用のほか、例えば新たに幼稚園児、保育園児の登降園をリアルタイムで保護者が確認できるサービスを開始す

るといった利活用範囲の拡大に取り組む市町村もごさいます。

このようにマイナンバーカードは、子供から大人まで全世代の方々がデジタル化の利便性を享受するためのデジタル社会の言わばパスポートであるというふうに考えております。

一方で、全国で発生しましたひもづけ誤りなどによります個人情報漏えいなどの観点から、県民の皆さんが不安を感じておられるところがあります。したがって、マイナンバーカードを県民の皆さんに安心して、そして便利に使っていただけるような環境をつくっていくことが大事だと思っており、県といたしましても市町村と共に信頼回復に努めますとともに、カードの利活用範囲の拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の業務におけます生成AIの利活用につきまして、また私自身の業務、個人としての生成AIの利活用についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えいたします。

生成AIの利活用は、業務の効率化や生産性の向上、そして新たな事業の創出などの面でも、これまでの業務の在り方を変革する可能性を持つものと認識をしております。一方で、議員御指摘のとおり、生成AIによって得られる情報の正確性や適切性、そういった問題のほか、情報漏えいのリスクなどの課題があると承知をしております。そうした中でも、職員が新たな技術に触れることがデジタル化を推進する力となるということを期待いたしまして、本年4月には生成AIの利用上の注意点を職員に対して周知して、利用そのものは認めているところであります。

他県におきましては、ガイドラインの策定といった動きがあるということは御指摘のとおりでございますし、このほかにもアイデアコンテ

ストの実施、県庁ネットワーク内で生成AIを利用する仕組みの検討といった動きもごさいます。本県としましても、こうした他県の動きを参考にしながら、生成AIを業務の中で効果的に活用できる環境や手法は、引き続き検討していきたいと思っております。

また、私自身が最近使ってみました感想といたしましては、個々の知識の正誤といった、ゼロか1かが求められるような分野といったところよりも、むしろ80点程度のものを素早くつくれるというような分野での活用、こういった局面のほうが得意な技術ではないかなという感想を持っております。

知事の仕事、役割といたしましては、政策的な判断、様々な状況に応じた部局への指示といったものが中心になります。そういったことを考えますと、私の業務において生成AIを活用するというのは、必ずしも向いていないような印象を持っております。

一方、個人といたしましては、例えば最近のベストセラーはどんなものがあって、どんな評判なのかといった世間の動きを知りたいというような場合、あるいは日々の散歩コースをどういったコースを新たにできるだろうか、こういったことを考えたいといったときに、生成AIは役に立つということなのではないかというふうに感じております。

せんだって、ある専門家とお話をする機会がありました。この生成AIは日々進化をしていると。そして半年前の生成AIは全く現在のAIではない。そういう意味では、活用していくということは、何らかの形で不可避な世の中になっていくのではないかというような御意見でございました。

今後の生成AIの進化に応じまして、得意な分野などの状況は変化していくと考えておりますので、私自身も折に触れ、実際に触れてみま

して、上手に付き合いしていくということで対応していきたいと思っております。

そして、いわゆる物流の2024年問題の影響、そしてその対策についてお尋ねがございました。

この問題の本県への影響といたしましては、御指摘もありましたように、トラック事業者の側では運転手の確保、増員が必要となる、荷主の事業者の場合は、場合によっては輸送の長時間化に伴って、鮮度や品質が低下するということが懸念をされると。いずれにいたしましても、運送コストの増加に伴って、産業全体の競争力の低下につながるのではないかと、こういった様々な懸念、問題が生じているところであるというふうに認識しております。

このため、県におきましては、トラック事業者だけではなく、各産業分野の荷主側を含めました対策を部局横断的に検討しようということで、今年2月に庁内のプロジェクトチームを設置いたしました。

このチームでの検討を踏まえまして、まずトラック事業者に対しましては、物流の効率化、ドライバーの確保、処遇改善などに取り組んでいただくということを促すために、給付金によります支援制度を創設いたしました。また、荷主の事業者に対しましては、この問題への意識を高めていただくためのセミナーを7月に開催いたしましたところでございます。ただ、このセミナーへの参加が想定よりは、期待したよりは少なかつたこともございまして、今後もこの問題に対します荷主側の理解をさらに深めていく取組が必要だと痛感をいたしております。

現在、国におきましては、新たな規制的措置の法制化を検討しておりますし、組織の面でも来月から国土交通省内に、物流行政、トラック行政を一体的に行うための新たな部署を新設して取組を強化する考えを示されております。

県といたしましても、お話のありました他県

の事例なども研究をしながら、農業をはじめとする1次産業の事業者など、荷主などに対します調査も行いまして、改めてその実情を把握してまいります。その上で、国の動きも踏まえながら、荷主側への意識啓発を含めまして、さらなる対策について検討いたしたいと考えております。

次に、いわゆるヘルスケアモビリティの現状及び課題への対応についてお尋ねがございました。

県内では、大井田病院のほか、来月以降、室戸市においてこのヘルスケアモビリティによる診療が始まる予定でございます。大井田病院におきますこれまでの診療実績は40件程度と伺っておりますが、患者さんからはおおむね評価をいただいているとお聞きをしております。一方、このヘルスケアモビリティの導入に当たりましては、議員のお話にありましたような課題もございまして、対応が必要だと考えております。

まず1点目として、御指摘ありましたコスト面につきましましては、本県ではお話もありましたように、軽車両の活用によって負担軽減の工夫をしております。また、他県の事例を見ますと、市町村が車両を導入して、医療機関が共同利用するといった手法もコスト削減のための一案ではないかと考えます。

次に、情報セキュリティーにつきましては、国のガイドラインに適合した診療システムを車両とセットで導入する場合を補助対象とし、安全性を確保したいと考えています。

通信環境につきましては、現在の運用状況では支障なく診療ができているというふうにお聞きをしておりますけれども、今後オンライン診療の普及状況に応じまして、通信事業者と必要な協議をしまいる考えであります。

最後に、医療法上の問題であります。現在国におきまして、へき地等に限らず公民館など

でオンライン診療ができるように、規制緩和の検討がさらに行われている状況だというふうに伺っております。引き続き、その実現に向けまして、国に対して政策提言を重ねてまいりたいと考えております。

次に、医療DX——デジタルトランスフォーメーションの推進につきましてお尋ねがございました。

医療現場の業務の効率化、医療の質の確保を図ります点で、電子カルテの導入、あるいは医療情報のデジタル化は大変有用だと考えております。さらに、医療資源の地域偏在といった本県が抱えます医療提供体制の課題の解決に向けましても、医療分野のデジタル化には重点的に取り組まなければならないと考えております。これまで県ではICTを活用いたしました救急医療体制として、こうち医療ネットを構築するといった取組や、「高知家@ライン」、はたまるねっと、高知あんしんネットといった地域医療情報ネットワークの構築を支援してまいりました。

一方で、電子カルテの普及率は令和2年時点で40%とまだまだ低いということ、また電子カルテ情報の連携が基盤となっております地域医療情報ネットワークの加入が十分に進んでいないといった状況にある点が課題であるというふうに考えております。このため、まずはこうした医療機関におきますデジタル化の基盤の整備、そして人材の育成が重要だと、そういった段階にあると考えております。

今後、こうした課題に向けまして、専門的な立場から支援を行います外部人材を確保するといったことを含め、サポート体制の充実について検討してまいります。

次に、県内におきますICT活用工事の課題や成果、今後の展開、また建設業の人手不足への対応についてお尋ねがございました。

県におきましては、建設業における生産性の向上、人手不足への対応のために、平成29年度からICT活用工事の枠組みを導入いたしまして、建設工事のデジタル化を促してまいりました。その中で経営者の方々からは、現場作業の生産性が向上したとの声があった一方で、新しい仕事の仕方に変えていくことへの不安があるといった御意見もございました。

今後さらにデジタル化を進めていきますためには、経営者の方々にデジタル技術の導入効果を実感してもらうこと、そして新たな手法に転換をしていただくということが重要だと考えております。このため、令和3年度、4年度におきまして、デジタル技術の導入を支援するモデル事業を実施し、その実例を広く紹介いたしました結果、県内全域でデジタル技術の導入が進んでおります。また、一部の事業者においては、現実に女性や若者の雇用につながっているというふうにお聞きをしております。

今後も、建設業におきますデジタル化をしっかりと後押しいたしまして、生産性の向上を進めますとともに、女性や若者が活躍できる場の拡大に全力で取り組んでまいります。

次に、農林水産業におきます10年後、20年後を見据えた基本計画の策定についてお尋ねがございました。

高知県の産業振興計画は、それまで分野ごとに策定をされておりました計画を一本化しまして、高知県の経済を根本から元気にするというためのトータルプラン、マスタープランとして平成20年度に策定が始まりました。計画には、10年後を見据えました計画全体を貫く目標と、農林水産業などの分野を代表する目標を設定し、方向性を合わせた上で施策を総合的に展開しております。

本年度は第4期の計画の最終年度でありまして、関係者の意見もお聞きしながら、これまで

の成果などの総括も行った上で、次期計画の策定に向けた議論を現在行っております。

そうした中で、議員のほうから、数値目標を追うあまり中長期的な視点が薄れているのではないかと、そうした視点に基づいた基本計画を策定すべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。今後、人口減少がさらに加速をしていく中で、農林水産業分野などにおきます計画は、今後の長期的な展開をしっかりと見据えたものでなくてはならないという点は私も同感であります。

このため、次期計画の策定に当たりましては、次世代の担い手に農林水産業をどういう形で引き継いでいくべきかと、こういった観点も踏まえまして、長期的な展望をより一層明確にした上で、計画策定に当たっていくように努めてまいります。

次に、農林水産業の現状と今後の振興策についてお尋ねがございました。

担い手の減少、労働力の不足に加えまして、昨今の資材価格の高騰など、本県の農林水産業は非常に厳しい環境に置かれていると認識をしております。本県の基幹産業であります農林水産業を持続的に発展させますためには、議員からもお話がありました、就業者の確保がとりわけ重要であります。就業者を確保していくためには、整った労働環境の下で所得がしっかりと確保されるといった形で、農林水産業が特に女性にとってより魅力のある産業となる必要があるというふうに考えております。

このためには、デジタル化によります新しい技術の導入、グリーン化、脱炭素化によります持続可能な社会への貢献、こういった点がポイントとなると考えておまして、今後こうした取組をさらに強化したいと考えております。

具体的には、農業分野で言いますと、I o Pクラウド、SAWACHIを核といたしました

データ駆動型の農業をさらに進めまして、一層の収量増、経費削減を図ってまいります。また、省エネルギー化、有機農業の拡大などによりまして環境負荷の低減を図って、農業の持続可能性を高めていくという点に特に意を用いたいと考えます。

林業分野では、森林クラウド、Clowoodを活用して、伐採に係る調査などの省力化、お話もありましたような先端林業機械の導入や、作業道の整備などによりまして作業の効率化を進めます。

水産業分野では、情報発信システム、NABRASの海況情報の充実、利益を見える化するツールの普及などによりまして、効率的な漁業生産への転換を図ってまいります。

こうした時代の潮流に合った、あるいは先取りをした施策を展開していくことによりまして、農林水産業の持続的発展を支える担い手をしっかりと確保し、さらなる振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、畜産、酪農分野におきますDX——デジタルトランスフォーメーションの活用によります成果と課題についてお尋ねがございました。

お話にございましたように、県では畜産・酪農分野の生産性の向上、省力化を図りますために、補助事業を活用いたしましてDXの取組を支援してまいりました。

その結果、例えば一定規模の肉用牛の農家におきましては、70%に発情の発見装置が、90%に分娩の監視装置が導入されております。導入の成果といたしましては、土佐あかうしにおきましては、1年間に母牛から子牛が生まれる割合が県全体で約60%であったものが、約70%まで向上いたしております。また、機器を導入した農家からは、分娩を控えた時期に夜間も含めた牛の見回りが減るなど、省力化が図られたという評価をいただく声もお聞きをしております。

一方で、課題といたしまして、規模の小さな農家からは、機器の導入によって得られるメリットよりも、機器の更新費、通信費といったランニングコストのほうが大きいのといった声も聞かれるところでもあります。このため、このような規模の小さな農家につきましては、肉用牛繁殖データベースの活用によりまして、種つけや出産が予測される時期をお知らせして、農家のスマートフォンに通知をするといった簡便な形で、類似の機能を提供するといった試みも行っているところがございます。

今後におきましても、畜産農家の声をお聞きしながら、さらなるDXの活用を推進いたしますことで、畜産農家の所得向上、働き方の改善につなげてまいります。

次に、県内の飼料自給率の向上に向けての所見についてお尋ねがございました。

我が国は、家畜に与えます飼料の多くを輸入に依存しておりますので、今般の飼料価格高騰の影響によりまして、畜産農家の皆さんの経営は大変厳しい状況にあると認識をいたしております。このため国では、国産の飼料用米の利用拡大、あるいは稲を原料とした飼料、稲WCSと称しておりますが、この増産、放牧など、地域に適した取組を促しますことで、輸入飼料に過度に依存した畜産からの転換を推進いたしております。

県といたしましても、今年度、飼料価格高騰の影響を受けにくい畜産への構造転換を図ろうと考えまして、飼料コストの削減、生産性向上、そして経営継続をパッケージとして支援をいたしております。

中でも飼料コストの削減につきましては、飼料自給率の向上が最も効果的な対策だと考えております。そのため、稲作農家との連携も強化いたしまして、酪農家などから需要が高まっております稲を原料とした飼料、稲WCSの作付

の面積を、昨年より38ヘクタールほど多い約322ヘクタールまで拡大をいたしました。

また、お話がございました遊休農地を活用した牛の放牧につきましては、取組の意向がある農家に対しまして放牧適地を御紹介いたしましたり、放牧に必要な電気柵の整備などを支援しております。

今後も、畜産農家の皆さんが安心して経営を継続できますように、飼料自給率や生産性の向上など、畜産の構造転換を進めてまいります。

次に、観光振興に関しまして、インバウンド対策としてのコンテンツづくりについてお尋ねがございました。

観光庁が毎年行っております訪日外国人の意向調査によりますと、日本食に高い関心があるということに加えて、最近では日本の歴史、伝統文化や日常生活の体験などへの関心が高まっております。その点で申しますと、本県は豊かな自然に恵まれた豊富な食材、食文化、そして地域の伝統文化など、魅力ある素材を数多く有していると考えております。今後はこうした素材を生かし、高知ならではの魅力をじっくりと味わってもらえるようなコンテンツづくりを進めていきたいと考えます。

加えて、例えば地域の商店街や地元の人が行くお店を巡っていただくといったような、地域の人々との触れ合いですとか、日々の暮らしが感じられるような旅行商品づくりにも取り組んでまいります。そして、これらのコンテンツを通じまして、本県の地域の魅力を観光客の方にしっかりと伝えていけますように、地域の皆様と共に受入れ体制を整えていきたいと考えております。

こうした考え方の下、今後、より多くの観光客の方を県内各地に誘客し、地域に長期滞在をしていただくということによりまして、中山間地域の振興にもぜひつなげてまいりたいと考え

ております。

次に、宿泊施設の人手不足の状況、そしてこれにどう対応しているのか、またその際のDXの活用についてお尋ねがございました。

旅館、ホテルの皆さんからは、人手不足によりまして受入れに必要な体制が十分整わない、食事の提供や宴会をお断りせざるを得ないといった様々な影響が生じているというふうにお聞きをしております。観光振興を進めていく上で大変大きな課題だと認識をしております。

こうした中で、外国人材の活用は、宿泊施設の人手不足の対策に不可欠なものと考えております。このため、先月にはベトナムのラムドン省との人材交流について覚書を締結いたしました。その後、同省に経済交流のミッション団を派遣いたしてございまして、今後現地の観光学科を有する短期大学と連携をいたしました人材の受入れについて、具体的な検討を進めていくということで合意をいたしてしております。

また、今月上旬、旅館、ホテルの皆さんがインターンシップ生の派遣につきまして、台湾の複数の大学を訪問され、大変前向きな回答が先方から得られたというふうにお聞きをしております。今後はこれらに加えまして、インド、シンガポールも含めて、本県での外国人材の宿泊業におきます受入れに関して、具体的な協議を重ねてまいりたいと考えております。

あわせて、宿泊施設におきます安定的な雇用といった観点から、年間を通じて観光需要の平準化を図っていくということも大変重要な課題だと考えてございまして、閑散期の需要喚起対策にも具体的に取り組んでまいります。

加えまして、議員からお話がありました、デジタル技術を活用した省力化、生産性の向上も有効な対応策であると考えます。例えば、宿泊施設におきます電子宿帳の導入、接客日報の電子化といった先駆的な省力化の取組によりまし

て、作業時間の大幅な短縮などの成果が見られたといった事例もございます。したがって、啓発セミナーなどを通じて、他の宿泊施設にも同様の取組が広がるように努めているところであります。

引き続き、関係する皆さんの声をお聞きしながら、人手不足の解消につながりますように、県としても宿泊業界の取組を積極的に応援してまいります。

次に、宿泊事業者に対する事業承継の取組についてお尋ねがございました。

県におきましては、中小企業の事業承継につきまして、事業承継・引継ぎ支援センターなどの団体と連携をいたしまして、事業承継の重要性を周知していくことから始まり、具体的なマッチングあるいはアフターフォローまで一貫した支援に努めております。

その際には、経営者の方々が、この事業承継の必要性を認識して意欲的になっていただきますように、身近な存在であります業界団体と連携をした働きかけをすることがポイントになるというふうにご検討しております。このことから、宿泊業の事業承継につきましても、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携をいたしまして、アンケートを通じた実態把握、そして経営者の意識啓発に努めてまいっております。

宿泊業は、本県の観光産業を支えますほか、食材の仕入れや従業員の雇用など地域経済への波及効果が大きいことから、円滑な事業承継は大変重要であると考えます。今後も、関係の団体と連携を密にいたしまして、事業が円滑に承継されますように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、ユニバーサルツーリズムについてのお尋ねがございました。

高齢化やグローバル化が進みます中で、誰もが安心して旅行を楽しめるユニバーサルツーリ

ズムの普及促進を図りますことは、大変重要な視点だと思っております。また、本県の観光振興を進めます上でも、高齢の方、障害のある方、外国人の方など多様な観光客の皆さんのニーズに応えられますように、受入れ体制をしっかりと整えていかなければなりません。

議員から御紹介がありましたトラベルサポーター制度につきましては、旅先での不安を抱えている方に介護や看護の有資格者などが旅行中のサポートを行う制度であります。本県におきましては、このようなサポート体制がまだ十分ではないというふうに認識をいたしております。このため、来年1月に開催を予定しておりますバリアフリー観光に関する研修会におきましては、先進的な取組をされておきまして、ただいま議員から御紹介もありました長野県の諏訪地域から講師をお招きいたし、本県での進め方などにつきましてアドバイスをいただくことにはいたしております。

また、お尋ねがございました観光庁の心のバリアフリー認定制度につきましては、様々なバリアフリー情報を広く発信することができる有効な制度だと考えまして、制度の普及啓発に努めてまいりました。今後は、県内のより多くの事業者が心のバリアフリー認定を受けられますように、申請手続におきましてアドバイスやサポートなど、認定に向けた支援をよりきめ細かく行ってまいります。

最後に、働く意欲のある高齢者の方々への就業支援についてお尋ねがございました。

高齢者の方々に就業いただくということは、1つには現在の人手不足の緩和につながるということは効果としてございますし、何よりも高齢者の皆さん御自身の生きがいや健康の増進にもつながるといふ大変意義深いものと考えております。

このため、県におきましては、経済団体や労

働団体などと共に協議会を設置いたしまして、年齢に関わりなく働き続けられる取組を具体的に進めてまいりました。具体的には、この協議会の事業といたしまして、県内企業の事例を紹介しました冊子を配布して啓発を進めるほか、常設の相談窓口も設けて事業者と高齢者の方々とのマッチングなども行ってまいっております。こうした取組もありまして、県内におきます昨年の65歳以上の常用労働者は8,958人になりました。取組開始前でありまして平成29年の約1.4倍の水準まで増加してまいっております。

人口減少により、県内の人手不足感が増す中で、また元気な高齢者が増加をしていくということを考えますと、今後もこのような取組をさらに充実していく必要があると考えます。このため、関係団体と共に引き続き、高齢者を雇用しようとする企業の掘り起こし、そして高齢者との間のマッチングなどにしっかりと取り組みまして、高齢者の雇用のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 教育分野における生成AIの活用についてお尋ねがございました。

学習指導要領は、情報を比較、分析したり、分かりやすく発信、伝達したりするといった情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力の一つに位置づけております。あわせまして、情報技術を学習や生活に活用できるようにすることの重要性を強調しております。そうした観点から、新たな情報技術である生成AIについても、その活用を一律に禁ずるのではなく、教育効果をより高めていく道具として適切に活用していくことが重要であると考えます。

現在の生成AIについては、人と会話をするかのような応答が可能であったり、また文章や翻訳等の素案を作成する機能を備えていたりす

ることから、その活用が広がってきております。しかしその一方で、これはまだ発展途上のものであり、その回答には誤りや事実と異なる内容が含まれる可能性が指摘をされております。加えて、教育での生成AIの安易な利用につきましては、子供が自らの力で考え学習する機会を失わせ、思考力の低下や学習意欲の喪失といった影響も心配されるところであります。

こうしたメリット、デメリットを理解した上で、生成AIを学校教育で活用するに当たりましては、まず生成AIの利便性やリスク、仕組みを学ぶということ、また生成AIの学習上の効果的な使い方を学ぶということ、さらにリスクに対する対策を講じる、そういった準備が必要であると考えております。

あわせて、教員の生成AI活用に関する知識や指導力を高めることも肝要であり、活用に関する先行事例も収集しながら、教員研修の充実を図っていくことが求められております。このような段階を踏んだ対応が大変重要であるというふうに考えております。

○22番（武石利彦君） 知事には大変長い時間、御答弁いただきましてありがとうございました。多分野にわたる県政課題について肉声を語っていただけたというふうに思います。また、今日御答弁いただけなかった部長をはじめ県職員の皆さんには、また常任委員会の場などでいろいろやり取りもさせていただきたいと思います。

知事は私の第1問に対しまして、70点という自己評価をされました。この70点の持つ意味、もちろん100点満点の70点ですから、30点はどこ行ったんやというふうに思いますが、このあたりについてはまた2期目の濱田県政の在り方などを見て、知事が今日70点だとおっしゃった意味について深く考えていきたいなというふうに思っておりますし、またこれから控室へ帰って、チャットGPTで高知県の濱田知事についてど

う思うかというのをAIにも聞いてみたいなというふうに、そういう聞き方をすると、何か最近のこと分かりませんみたいな答えが返ってくるので、どういう答えが返ってくるか分かりませんが、どうもありがとうございます。

そこで、本当に1期目はコロナ禍で大変だったと思います。その中で一生懸命県民に向き合っ取り組まれたというふうに評価をさせていただきたいと思っておりますし、私も知事の県民座談会「再び、濱田が参りました」に同行させていただいて、集落活動センターで頑張っておられる皆様との知事のやり取りも間近で見せていただきました。中土佐町大野見では、イタドリの皮を剥ぐ作業まで知事がお手伝いくださったり、本当にああいう知事の姿を見たら、県民の皆さんは本当に励まされているんだなというふうに実感しております。

これから2期目に向かう中で、あるいは2期目においても「再び、濱田が参りました」を三たび参りました、四たび参りましたというふうに、県民の皆さんと本当に身近にやり取りをしていただいて、県政のかじ取りをしていただきたいというふうに思っております。

以上で、私の本日の質問、全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番寺内憲資議員。

（24番寺内憲資君登壇）

○24番（寺内憲資君） 公明党を代表して、県政の諸課題について知事並びに関係部局長にお聞きします。

初めに、県の行政経営についてお聞きします。

行政経営とは、行政運営に経営的な視点を取り入れ、行政の質的向上を図るものです。そこで、まず県の行政経営について知事の御見解をお聞きします。

また、近年コロナ禍による経済への影響、県民の健康と生活への影響、温暖化による異常気象の影響等々、県民を取り巻く生活環境は年々厳しくなっています。こうした事態に行政はどう立ち向かうのか、今その真価が問われています。今こそ行政の柔軟な運営で県民サービスの向上をきめ細かく図ることが重要であります。

そこで、行政経営の視点を生かしながら、今後どのように経済対策に取り組んでいくのか、知事の御決意をお伺いします。

次に、県職員等が築いた人脈の継承についてお聞きします。

現在、NHKの朝ドラらんまんの放送効果により、高知県全域で展開している観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」は大好評となっています。その高知県観光の追い風となっている朝ドラらんまんに坂本龍馬が登場し話題を呼びました。らんまんのチーフプロデューサーは、史実では交わらない坂本龍馬をドラマに登場させた背景には、ある意図があったと、次のように話されています。

ドラマの構想段階で、牧野博士は学者版の坂本龍馬なんですと説明をしていました。土佐出身の二人は、活躍の場こそ違えども、いちずな思いを持ち続け、常識にとらわれず生涯を駆け抜けた。我が道を行くその姿は周囲を引きつけ、愛される存在でもあったことが重なりました。だったら、坂本龍馬との出会いが幼少時代にあっ

たらいいな。佐川は龍馬が脱藩の際に通った道があったと言われており、龍馬にとって縁のある土地であり、イメージを膨らませながら作品を仕上げたと話しています。

このように、チーフプロデューサーをも魅了した坂本龍馬の生き方、龍馬スピリットがらんまんに生かされています。全国の龍馬ファンだけでなく、国外は台湾の李登輝元総統をはじめ多くの外国人を引きつけた龍馬スピリットが、昨今龍馬否定研究によりネットを通じて拡散しています。その内容は、坂本龍馬が教科書から消えるとか、実績がないとか、龍馬を否定する情報です。坂本龍馬がいなければ、あの幕末の時代の大きな潮目の最後の一押しができたでしょうか。単身江戸城の明渡しに行った勝海舟と同じような役割、時代を動かす歯車を確かに動かしたのが坂本龍馬です。それが、龍馬スピリットです。

私は、らんまん効果の波及の拡大とともに、龍馬スピリットを全国の龍馬ファンへ、また台湾をはじめ国外の龍馬ファンに改めて大きく発信し、大きく売り込むときだと強く思っています。そこで、県立坂本龍馬記念館に足かけ20年勤務し4代にわたる館長に仕えたことから、国内外の龍馬関係者との強い絆を持つ学芸員が、今年退職をいたしました。専門職としての20年間の勤務中には、全国に龍馬大ブームを起こした大河ドラマ龍馬伝の放送もあり、当時の館長と共に龍馬ブームを大いに支え、坂本龍馬記念館をこれからも支援してくれる有力な人材群の人脈を築いてこられています。

そこで、退職された外郭団体の職員や県職員などが築いた各分野の人脈の継承と活用について、県において外交専門部署を配置するなど、経済発展、文化・教育振興、技術開発、移住拡大などへとつなげていく政策や対応策があれば、県勢発展に多大な貢献が期待できますが、知事

の御所見をお伺いします。

次に、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税は全国的に毎年増加をしており、それに伴い、令和4年度の企業版ふるさと納税は、令和3年度の1.5倍の寄附額となっています。さらに、高知県内では、具体的な使い道と目標額を示した上で支援を募る、ふるさと納税型クラウドファンディングが急伸している現状にあります。

このように、ふるさと納税が増加傾向にあることから、私は今年8月に、ふるさと母校応援寄付を導入している福井県に制度調査に行ってみました。この制度は、ふるさと納税で福井の子供たちを応援する制度で、応援の対象となる学校は、基礎自治体と競合しない福井県立の高等学校、特別支援学校と、福井県内に本拠地がある私立の高等学校が対象でありました。ふるさと母校応援寄付では、寄附の5分の4を寄附者指定の学校に配分して活用してもらい、残り5分の1を県全体の高等学校教育に活用する仕組みとなっていました。

このふるさと母校応援寄付の受入れ実績は、制度を導入した平成27年度は1,396万9,000円でしたが、平成29年度には2,843万8,000円にまで増え、その後コロナ禍においても毎年1,500万円から1,800万円の寄附額となっていました。寄附を受けた学校は、トレーニング機器の購入、吹奏楽部の楽器購入、4Kビデオカメラの購入等々に活用されており、寄附を受けた学校関係者には大変喜ばれていました。福井県と同様に、ふるさと納税を使い学校を指定して寄附を行っている都道府県を調査したところ、北海道、長野県、富山県でも行われていました。

そこで、総務部長にお伺いします。高知県でも福井県と同様、基礎自治体と競合しない県立中学校、県立高校、私立高校及び特別支援学校を対象とした、学校を指定してのふるさと納税

の導入を提言しますが、総務部長の御所見をお伺いします。

次に、高知県工業用水道事業についてお聞きします。同事業には、鏡川工業用水道と香南工業用水道があります。鏡川工業用水道の内部留保資金を含めた直近における経営状況を公営企業局長にお伺いします。

今、経営状況をお聞きしたのは、鏡川工業用水道施設の耐震化、特に管路の耐震化が進んでおらず、現在高知県が進めている南海トラフ巨大地震の津波対策にも大きく影響してくるからです。高知市上下水道局は、上水道の二重線化を完了し、管路の耐震化を終えています。

国においては、国土強靱化における取組のさらなる加速化、深化を図るため、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、工業用水道事業においても重点的に取り組むべき対策として、工業用水道の施設に関する耐災害性強化対策が盛り込まれており、国の令和7年度末における基幹管路の耐震化率の達成目標は60%となっています。

令和3年度末における全国平均は46%ですが、現在高知県が経営する鏡川工業用水道における管路の法定耐用年数超過率と耐震化率を公営企業局長にお伺いします。

昭和44年の全部給水開始から54年が経過した鏡川工業用水道は、施設の老朽化が見られることから、南海トラフ巨大地震以外を原因として大規模な漏水事故が発生した場合、受水企業のみならず、周辺地域にも多大な影響が起るおそれがあります。近年、自然災害が頻発化や激甚化する中、工業用水道施設が被災し、工業用水の供給に支障を生じた事故も、全国的には直近10年間で61件発生しており、災害に備えた工業用水道施設の強靱化が急務となっています。

このため、国には工業用水道事業費補助金制

度が設けられていましたが、この補助金の見直しを前倒しし、令和3年度補正予算より、新規事業において工業用水道を建設する事業や老朽化した施設の更新については原則補助対象外とし、補助対象を強靱化事業、災害復旧事業に限定する見直しが行われています。

そこで、公営企業局長にお伺いします。今紹介しました工業用水道事業費補助金制度による令和5年度における強靱化事業への補助率は22.5%であります。

この補助金制度を活用し、老朽化著しい鏡川工業用水道の管路の耐震化率を早急に高めることを提言しますが、財源も含めて今後の管路の耐震化計画をお示しください。

これまで鏡川工業用水道の管路の耐震化についてお伺いをしてきましたが、高知県内の水道施設の耐震化についてお聞きします。

高知県は、令和5年3月に高知県水道広域化推進プランを策定していますが、これは令和2年3月に高知県が策定した高知県水道ビジョンの広域化推進方針を具体化するもので、推進方針と当面の具体的取組内容及びスケジュールが記載されています。広域化の取組内容には、高知県内市町村の人員・技術不足等を踏まえた受皿組織、広域支援組織の構築と活用が示されています。

現在この受皿組織づくりをどのように進めており、その組織をどのように活用しようとしているのか、健康政策部長にお伺いします。

高知県水道広域化推進プラン策定の背景には、高度経済成長期に建設した水道施設の更新、耐震化に加え、南海トラフ地震や豪雨災害などの災害対策の強化が急務となっていることが挙げられます。本来、水道事業は市町村の事業であります。高知県として水道事業の広域化を進める上で重要となってくることから、健康政策部長にお伺いします。高知県内の各水道事業

者は、南海トラフ巨大地震に備えるために、水道事業耐震化計画書を策定し、施設及び管路の耐震化に取り組まなければなりません。

高知県内における各水道事業者の水道事業耐震化計画書の策定状況と、施設及び基幹管路の耐震化率を健康政策部長にお伺いします。

この質問をしたのは、国においては水道行政が令和6年4月から、厚生労働省から国土交通省に移管となるため、しっかりと水道事業耐震化計画書や人員体制が必要と考えるからです。

高知県内市町村の人員・技術不足等の状況から、技術力やノウハウのある高知市の協力を仰ぎながら進めることが重要であると考えますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

次に、令和5年5月26日から施行されている宅地造成及び特定盛土等規制法についてお聞きします。

この法律は、通称盛土規制法と呼ばれていますので、以後、盛土規制法と言います。盛土規制法は、令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことを受け、これまでの危険な盛土等に関する規制が宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とする各法律によりそれぞれ開発を規制していたことから、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する法律となっています。改正内容は、隙間のない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置であります。

改正された盛土規制法の内容はどのようなものになっているのか、また県民への周知をどのように図っていくのか、併せて土木部長にお伺いします。

この盛土規制法は、規制区域を指定しないと法の効力を発することはできません。指定する規制区域は、中核市である高知市分は高知市が指定しますが、高知市以外の市町村分は高知県が規制区域を指定することとなります。現在、高知市は、令和5年度に基礎調査を実施し、令和6年度に既存盛土調査を実施して、令和7年度に規制区域を定める予定で作業を進めています。

そこで、土木部長にお伺いします。高知県が高知市以外の市町村の規制区域を定めるに当たって、高知市と足並みを合わせて規制区域を定めないと、定めていない場所、定めていない市町村に盛土が増えるおそれがあります。

高知県としてどのような計画で規制区域を定めるのか、土木部長にお伺いします。

盛土規制法が施行されたことにより、建設発生土を一時的に仮置きする場合でも許可対象となりました。盛土規制法により、ストックヤードの確保や建設発生土搬出先の確保が課題となってきます。

ストックヤードについては、建設発生土を一時的に仮置きすることなどにより、建設発生土の搬出時期と受入れ側の受入れ時期等の調整が可能となり、工事間での有効活用の拡大につながることから、今後高知県としてストックヤードを所有する必要があると考えますが、土木部長の御所見をお伺いします。

次に、足摺宇和海国立公園に関する質問を行います。

現在、足摺宇和海国立公園に指定されている鵜来島において、鵜来島第1防波堤施設機能強化工事が3期に分けて行われていますが、工事着手前に地元の漁業者、渡船業者、ダイビング事業者からの情報提供により、工事現場にサンゴが生息していることが分かり、さらに希少種のウミヒルモなどが生息しているとの情報があ

り、現在これらの生き物に配慮した工事が行われています。

そこで、水産振興部長にお伺いします。現在施工中の工事はどのような工事で、サンゴやウミヒルモなどにどのように配慮して工事を行っているのか、お伺いします。

足摺宇和海国立公園は、自然公園法により指定されており、指定された海域では、環境大臣への届出が必要な普通地域と、環境大臣の許可が必要な海域公園地区があります。今お聞きをした鵜来島での工事は、鵜来島の周辺全て、陸岸から沖合1キロの海域までが足摺宇和海国立公園に指定されていることから、当該工事現場は環境大臣への届出が必要な普通地域の指定を受けた海域でありました。

したがって、工事に際して残念なことは、地元の漁業者、渡船業者、ダイビング事業者からの待ち受けの情報入手ではなく、積極的に動いて情報を早期に入手するという、一般の海域とは異なる国立公園海域を守る積極的な姿勢で着手していれば、このたびの工事がスムーズに進んだのではないかと考えますが、水産振興部長の御見解をお伺いします。

高知県大月町には、全国から優秀な生態系学者が集まる公益財団法人黒潮生物研究所が所在しています。同研究所は、人と自然が共存する社会の実現を目指して、高緯度サンゴを含む黒潮海域の生態系に関する調査研究や、海洋生物と海洋環境に関する基礎研究の発展、普及啓発、保全等の活動を行っています。

科学的アプローチで包括的な事業を行う研究機関が地域に存在することは、まれであることから、私は今年7月に同研究所の視察調査を行いました。すると、足摺宇和海国立公園とその周辺を対象とした調査研究によると、土佐清水市から宇和島市にかけての広い範囲にサンゴが分布している一方、鵜来島のように一部の地域

ではサンゴが生息していることへの認識が低く、実際にサンゴが分布する海域と、保全活動や観光利用が実施されている地域が異なり、空間的なギャップが生じていることが明らかとなりました。

また、気候変動によって変わる高緯度サンゴ群集域の中心が四国となっており、特に高知県の沿岸はかなりのエリアがサンゴに覆われる沿岸の劇的変化が起こっているものの、調べる人がほとんどいないことから、この現象が県民に知れ渡っていませんでした。

今、四国は世界にも注目されており、気候変動の世界の影響を見るのに優れたエリアとなっていることから、同研究所はイギリスのリーズ大学と共同で研究をしており、国際研究チームや台湾の研究者も来所しているとのことでした。黒潮生物研究所は、これら紹介したことを「四国南太平洋沿岸の高緯度サンゴ群集 保全と持続可能な利活用に向けて」と題して、令和5年6月にWWF ジャパンから発行もしていました。

そこで、知事にお伺いします。今私が紹介した調査結果を作成した公益財団法人黒潮生物研究所について、知事としてどのように捉えられているのか、お伺いします。

高知県と黒潮生物研究所は令和4年2月に、事務局を黒潮生物研究所とする、こうちサンゴ沿岸生態系適応ネットワークを設立しています。そして、今年8月には環境省と黒潮生物研究所、高知県などの四国太平洋沿岸の関係団体による広域的なネットワークの立ち上げ準備会合も開いています。黒潮生物研究所は、高緯度サンゴを含む黒潮海域の生態系に関する調査研究や、海洋生物と海洋環境に関する基礎研究を科学的アプローチで包括的に行う研究機関です。

この研究機関が高知県にあり、高知県沿岸の海の変化を知り、適応していく大きな支えとなるデータを蓄積しているのですから、ネットワー

クでのつながりだけではなく、観光分野などにおける知見の活用も含め、高知県沿岸における高緯度サンゴ群集生態系の保全と持続可能な利活用に向けた連携を、黒潮生物研究所との間で強化することを提言しますが、知事の御所見をお伺いします。

私は、高知県が黒潮生物研究所との連携を強化することは、足摺宇和海国立公園の発展にも大いに貢献することになると考えています。なぜなら、同研究所は足摺宇和海国立公園を管理する土佐清水自然保護官事務所とは深い関係にあり、平成18年以降、指定区域の見直しがなされていない足摺宇和海国立公園の見直しに向けた調査にも多大な貢献をしているからです。

これまで民間の黒潮生物研究所に関してお聞きをしてきましたが、現在国は国際競争力を高めるための土台とするため、大学や研究機関の強化に取り組んでいます。

高知県にも公設の試験研究機関がありますが、これら研究機関の役割と評価について知事の御所見をお伺いします。

次に、漁業情報提供システム、NABRAS についてお聞きします。

NABRASで発信している水温や潮流の予測情報は、人工衛星が収集したデータ等に高知県の漁船など3隻が収集した海洋観測結果を加えて、国立研究開発法人海洋研究開発機構、JAMSTECが予測したものです。この予測情報は、漁業者の操業等の支援となる優れた情報ではありますが、漁船から収集するデータがもっと集まれば、より精度の高い予測が発信できると思います。調査をしたところ、鳥取県では漁業無線を使用した漁業無線システムにより、多くの漁業者が収集した海洋観測データを活用し、高精度な操業に役立つ海況予測を漁業者に提供していました。この漁業無線システムの特徴は、漁船に既に設置されている漁業無線を利用する

ため、通信費等のランニングコストが不要となり、漁業者の協力も得やすいとの特徴があり、この鳥取県の漁業無線システムを評価しているところです。

そこで、水産振興部長にお伺いします。高知県においても鳥取県のように収集データを増やし、NABRASで発信する海況予測の精度を高めることが重要であると考えますが、水産振興部長の御見解をお伺いします。

ここから福祉政策について、順次質問を行います。まず最初に、乳幼児医療費助成制度についてお聞きします。

現在、高知県の乳幼児医療費助成制度は、対象年齢を入院、通院ともに就学前までとし、県内34市町村に2分の1の医療費助成を行っています。この医療費助成の対象年齢を上げることはできないものか。通院に関して、令和3年4月時点での都道府県における乳幼児等医療費助成の実施状況を調査してみると、9歳の年度末までが2県、12歳の年度末までが4県、15歳の年度末までが9都府県、18歳の年度末までが4県となっていました。

高知県と人口規模、財政規模も近い鳥取県が18歳の年度末までであったことから、今年の8月、鳥取県庁に調査に行っていました。鳥取県の全ての市町村では、令和6年度から18歳以下の子供医療費の完全無料化を決定しており、これは鳥取県が県内全ての市町村に2分の1の医療費助成を行うことにより実現したものでした。決定した背景は、鳥取県主催で開催した県・市町村行政懇談会で鳥取県知事から、18歳以下の子供の医療費を完全無償化することを提案し、全市町村長が了承したことだそうです。一部の首長からは、本来なら国が全国一律でやるべきとの意見もあったそうですが、鳥取県知事は、全国一律に行うためにも、地方から国に求める制度をつくるべきとの強い決意から

実現したそうです。

そこで、知事にお伺いします。高知県は就学前までの医療費助成ですが、高知県内の市町村ではその対象年齢を拡大し、12歳まで無料が高知市、15歳まで無料が15の自治体、18歳まで無料が18の自治体であり、令和5年度中に室戸市、越知町、梶原町が18歳までを無料にする予定です。同じ高知県に住みながら、子供医療費が住む自治体によって異なる格差が生まれています。本来、子供医療費は住む地域に左右されず、どこでも安心して医療が受けられることが必要であります。これを直ちに国の責任において行っていただければ問題は解決するのですが、なかなかそうもいかない場合は、やはり鳥取県知事のような姿勢で、高知県内の格差解消に動くことも重要ではないでしょうか。

高知県の乳幼児医療費助成制度を子供医療費助成制度に改め、対象年齢を、入院、通院ともに15歳まで拡大することを提言しますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、手話言語条例についてお聞きします。

手話言語条例については、これまで高知県聴覚障害者協会会長から知事宛てに、高知県手話言語条例制定の要望書が提出されているところでもあります。令和5年7月14日現在、手話言語条例は47都道府県中36都道府県で制定されており、高知県内の自治体においても、高知市、南国市、土佐市、四万十市、土佐清水市、安芸市、佐川町、田野町、奈半利町、北川村でそれぞれ手話言語条例が制定されています。

このように、手話言語条例を全国に波及させたのは、全国で最初に手話言語条例を制定した鳥取県でした。鳥取県の活動を紹介すると、鳥取県は平成25年1月に全日本ろうあ連盟などから手話言語条例制定の要望を受け、条例制定に向けた研究会を立ち上げ、議論を重ね、平成25年10月8日に鳥取県手話言語条例が全会一致で

可決、成立しています。条例制定直後の知事定例記者会見に全国初の手話通訳者を配置し、県議会の本会議中継での手話通訳は条例制定前の平成24年6月定例会から行われています。

平成28年7月21日に、手話言語法の制定を国に求め、手話を使いやすい社会環境を全国に広げる目的で、手話を広める知事の会を設立し、33道府県が加盟、このとき高知県も加盟をしています。平成29年10月13日には、手話を広める知事の会に47都道府県全てが加盟をしています。他方、地方議会の動きでは、都道府県、市町村を含む全国全ての地方議会で、手話言語法制定を求める意見書が採択されています。

また、国においては、令和4年5月19日、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が衆議院本会議において全会一致で可決、成立し、この附帯決議に、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めることと明記されています。

そこで、この法律の成立意義と附帯決議の意義について知事の御所見をお伺いします。

さらに、このように都道府県知事の動き、全国地方議会及び国会の動き、そして36都道府県で手話言語条例が制定されている事実、さらには高知県の人口の約7割が住む10の自治体で手話言語条例が制定されている現状を鑑みたとき、高知県手話言語条例を制定すべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

若年がん患者の在宅療養支援制度についてお聞きします。

ここに1冊の本（現物を示す）「いつか、未来で白血病患者が伝えたいこと」があります。この本は、白血病患者の闘病生活を動画サイトで発信していた高知市の若者を紹介した本です。御家族から承諾を得ておりますので、この若者を紹介しますと、竹内蔵之介さんです。

竹内蔵之介さんは、残念ながら、本の完成を見届けるように、昨年、令和4年9月13日に亡くなられています。

竹内蔵之介さんは平成10年生まれ、5歳でステージ4の白血病と診断され、7歳で余命宣告——5年の生存率5%——を受け、当時5歳の妹から骨髄移植を行い、再発を繰り返しつつ、白血病治療の副作用に苦しみながらも学生生活を送り、1浪して大学に進学しています。一人暮らしと大学生活を始めて半年で再発し、休学し、社会と関わりたいと動画サイトへの投稿を始め、後遺症と闘いながらも、これまで自身が経験してきたこと、再発箇所が十数か所あること、現代医学で可能な急性リンパ性白血病移植法3種類を全て行ったこと、入院期間は人生24年のうち10年であること等々を発信し、高知県内だけではなく、全国のがん患者や御家族に希望と勇気を送り続け、この模様を伝えるテレビ番組が何度も放送されたところでもあります。

ここまで若年がん患者であった竹内蔵之介さんを紹介してきましたが、竹内蔵之介さんの動画サイトに励まされてきた高知県内在住のがん患者の子供を持つ保護者の皆さんからは、高知県も若年がん患者の在宅療養支援制度を導入していただきたいとの強い要望を受けています。

現在、児童福祉法により、ゼロ歳から二十歳未満までは小児慢性特定疾病医療費助成制度などのサービスがありますが、介護保険が適用とされない二十歳から39歳までの在宅治療のがん患者には何の支援もありません。

全国の都道府県を調査してみると、若年がん患者の在宅療養支援制度を導入している都道府県は、愛媛県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県の15団体が導入し、支援をしています。

高知県においても、若年がん患者の在宅療養

支援制度の導入を提言しますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

最後に、よさこい祭りについてお聞きします。

今年の夏は4年ぶりに第70回よさこい祭りが開催され、国内外から集った157チーム、1万4,000人がよさこい鳴子踊りを披露しました。

濱田知事が競演場や演舞場を積極的に回る姿を、裏方のスタッフや踊り子の皆さんが見て感激をしていましたので、第70回よさこい祭りの感想を知事にお伺いします。

高知県は、よさこい文化を世界に発信する取組として、よさこいアンバサダー認定制度を設け、よさこい鳴子踊りを支援しています。このたびの第70回よさこい祭りにも、海外からよさこい3チームが出場していました。

よさこいアンバサダー認定制度の内容と、その成果を観光振興部長にお伺いします。

以上、1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 寺内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県の行政経営についてお尋ねがございました。

県政の運営に当たりまして私が心がけておりますのは、第1に組織の目指すべき姿、方向性を事前に明示すること、第2に目標や目的とともに達成に至るプロセスを明確にし、職員一人一人までに共有をすること、第3に事業の実施に当たっては、いわゆるPDCAサイクルを回すことの3点でございます。

まず、県庁の目指すべき姿や方向性につきましては、県政運営指針を策定いたしておりまして、県民の皆さんの共感を得て成果にこだわり前進していく県庁といった姿などを掲げまして、これを職員と共有いたしております。私自身も職員への訓示などあらゆる機会を捉えまして、目指すべき姿が職員の間にはっきりと浸透いた

しますように意を用いてまいりました。

次に、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想をはじめといたします、県の基本的な計画に掲げます目標を達成するため、このプロセスを明確にし、職員と共有をすることにしております。具体的には、各所属において運営方針を決定いたしますが、その際に事業目標と達成に至ります道筋を共有することといたしております。さらに、職員一人一人の目標設定に当たりまして、それぞれの役割やスケジュールを確認することによりまして、意識づけを徹底いたしております。

その上で、具体的な事業の実施に当たりましては、いわゆるPDCAサイクルを回していくということで、成果の検証や事業の改善を絶えず行うこととしております。その際、重要な課題に対しては、人員の増強など組織体制の強化とともに、重点的な予算の配分など、資源配分の最適化も図っております。

一連の取組を毎年継続的に行ってまいりますことで、県勢浮揚に向けた施策の好循環に結びつけてまいりました。これは、行政として事業目的を達成するために、継続的、計画的に意思決定を行って実行し、事業を管理、遂行するという形となっております。これはいわゆる行政経営に該当するものという認識をいたしております。

今後とも、職員と進むべき方向性、組織目標の共有を徹底いたしますとともに、各種計画の実行に当たりましては、PDCAサイクルを回しまして、効率的、効果的な県庁経営に取り組んでまいります。

次に、こうした行政経営の視点も生かした今後の経済対策についてお尋ねがございました。

本県では、経済の活性化を推進するための羅針盤となります産業振興計画におきまして、各分野ごとに明確に数値目標を定め、毎年度の進

捗状況を検証しながらバージョンアップを図り、その達成に向けて取り組んでまいりました。先ほど申し上げました、いわゆるPDCAサイクルということでございます。

こうした取組の結果、様々な分野で成果が見えてまいっております。例えば、昨年の食品の輸出額は、令和元年と比較して1.6倍となります23億円、過去最高を記録いたしております。また、観光分野におきましては、本年の目標であります過去最高の県外観光客入り込み数460万人の達成も見えてきている、そんな段階にきております。

しかしながら、長期化いたします物価高騰は、コロナ禍からの回復途上にあります県経済に影響を及ぼし続けております。加えて、急速な人口減少、脱炭素社会への移行といった形で、社会経済情勢も大きく変化をいたしております。今後は、こうした変化にスピード感を持って対応しながら、デジタル化やグリーン化、グローバル化といった各産業の成長につながる施策を絶えず進化させていきます。また、これまで仕込んでまいりましたアンテナショップの開設など、関西圏との経済連携の取組を本格化させまして、県経済の底上げにつなげます。さらに、今後成長が期待をできます脱炭素、ヘルスケアといった分野におきまして、イノベーションによります付加価値を生み出す新たな産業の創出、育成に挑戦をしております。

こうした一連の取組を通じまして、地域における新しい挑戦によって持続的に経済が発展をしていく高知県という目指す姿が実現できますように、私自身が先頭に立って全力で挑戦をしております。

次に、退職をされました外郭団体の職員の方、あるいは県職員などが築いた各分野の人脈の継承と活用についてお尋ねがございました。

県庁など公的な職場は、組織として業務を遂

行しております。その上で、人脈は組織にとって貴重な財産だと考えます。外郭団体の職員や県職員などが業務を通じて築いてきました人脈の多くは、過去から引き継がれまして、積み重なってきたものであります。このため、人脈を組織として継承し活用するということは、業務の円滑な遂行の観点から重要なポイントであろうと考えます。

こうしたことがございますので、組織として持っております人脈の継承につきましては、現役のときにしっかりと後輩の職員に引継ぎは行っていくということが基本だというふうに考えます。

ただ、特にこうした職員の方の中には、特に高い、また卓越した経験、知見、さらには幅広い人脈を持たれる方もおられます。こうした言わば有識者、専門人材の方々には精通をした分野で、例えばアドバイザーというような形で活躍をいただくということで、現役時代に培った人脈などがより生かせるものと考えております。

議員のほうからの御提案として、いわゆる外交の専門部署を県に設けてはどうかというお話がございましたけれども、こうした専門人材の得意分野と関係が深い各部門あるいは団体で、例えば先ほど申しましたようなアドバイザーあるいは検討会の委員といった形でサポートをいただくという形が、最も活用の方法としては合理的ではないかと私としては考えます。

ただ、一方で、県庁は様々な部門がございますので、分野横断的にこうした人材を把握して、各分野が政策立案あるいは事業遂行する際に、関係する他部門の専門人材にスムーズにアクセスをして活用ができると、このこと自身は大変有意義なことではないかというふうに思います。

現在は、ある意味こうした必要が生じますと、各部門ごとが直接に交渉をするというような形になっておりますけれども、理想的な姿としま

しては、こうした様々な有識者あるいは専門人材の方々の情報を、例えば人事当局などにおいて、人財の情報として一元的に集約をしておく。そして、必要なときには庁内の各部門がスムーズに活用できると。こういった形が整えれば、最も理想的であるというふうに思います。

現状まだそこまではできておりませんので、こうした理想的な形にどういった形で近づけて、仕組みが構築できるかという点については、人事当局などに検討をさせたいというふうに思います。

次に、公益財団法人黒潮生物研究所をどのように捉えているのか、また同研究所との連携の強化についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

まず、黒潮生物研究所についてであります。大月町に拠点を置かれます黒潮生物研究所は、平成12年に設立をされまして、黒潮流域の生物、環境などの調査研究と保全に取り組まれております民間の研究機関であります。また、最近では、議員御指摘の調査結果を取りまとめるといった形で、サンゴなどの海洋生物の保全に关します知見の発信に貢献をされておるところであります。

次に、黒潮生物研究所との連携強化についてであります。地球温暖化などにより生物への影響が危惧をされる中、海水面の上昇の影響を受けやすい沿岸部の種などは、特に気候変動に脆弱であります。そのため、モニタリングなどにより海中の環境の変化を把握しておくということが重要となっております。同研究所への期待も大きくなっているというふうに考えます。

こうした中、県におきましては令和3年度にこうちサンゴ沿岸生態系適応ネットワークを設立いたしまして、同研究所にはサンゴの分布状況を把握するモニタリングなどに取り組んでい

ただいております。

加えて、最近では魅力ある観光資源として、サンゴなど美しい自然環境への関心が高まっております。こうした中で持続可能な利活用や、沿岸生態系の保全との両立を図っていくと、こうしたことが重要な課題となっております。

このため、例えば観光で訪れられたダイバーの方に、保全活動にも参加をしていただくといった要請が高まっているわけでございまして、こうした条件整備のために、例えば同研究所から簡易なモニタリング手法を提供していただくといったような形で、同研究所との間の連携を一層強化するという取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、公設の試験研究機関の役割と評価についてのお尋ねがございました。

県におきましては、各産業分野の発展や保健衛生、環境行政を支えるための技術的な試験研究を行う機関といたしまして、9つの公設の試験研究機関を設置いたしております。その中でも、工業技術センターや農業技術センターなど、産業分野に关します8つの機関は、県内事業者への技術的な支援を行いまして、1次産業、そして2次産業の下支えをいたしております。加えて、県内での事業化を視野に入れた各種テーマの研究を行うことによりまして、各産業分野を牽引する、リードしていく役割も果たすべく活動しているところであります。

これまでに、例えば工業技術センターの研究から生まれました自動車用の木製のハンドルは、革新的な製品として高級車に採用されまして、県内で100名を超える雇用の創出に貢献をいたしております。また、県独自に開発いたしました清酒酵母と、農業技術センターの研究から生まれました新たな酒米は、土佐酒が全国で高い評価を得られることに貢献をいたしております。

さらに、近年ではハウス園芸に关しますI o

Pプロジェクトの推進、さらには竹を活用したプラスチック代替素材の開発、こういった新たな時代の潮流を指し示すデジタル化、グリーン化に沿った研究も行われております。

このように、県の公設試験研究機関は、県内産業を技術的に牽引し、競争力を高めていく機関として、先ほど来申し上げております、言わばイノベーションを起こしていくという過程におきまして、重要な役割を果たしているというふうに考えます。今後もしっかりと技術的な下支えをするという役割に加えまして、先駆的な研究をさらに進めていくということにより、本県産業の活性化、県経済の発展に貢献できるように努めてまいります。

次に、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大についてお尋ねがございました。

6歳までの、いわゆる就学前の乳幼児の医療費につきましては、国におきまして、乳幼児の健康の確保という観点から全国一律の負担軽減が行われております。医療保険制度に関します本来的な、一般的な自己負担は3割負担になっているのに対しまして、6歳までは2割負担という形で、全国一律に負担軽減がされるという制度になっております。

本県におきましてもこうした考え方と足並みをそろえまして、特に6歳までは病気、発熱などで受診機会が多い乳幼児の実態がございますので、こうした乳幼児の健康を確保するという観点から、医療費の無償化に取り組まれます市町村に対しまして2分の1の財政支援を行っていると、そういう考え方で対応しております。

そして、小学校の就学後につきましては、ただいま御紹介もありましたように、県内の各市町村におきまして助成対象をさらに小学生まで、あるいは中学生まで、高校生までといった形で、独自に各市町村の判断により拡大がされているところでありますが、これは趣旨、目的として

は、主として子育て支援、子供の健康保持というよりはむしろ子育てのための経済的支援という観点から行われているものではないかというふうに私としては考えています。

こうした実情にございますけれども、子供の医療費は、お話もありましたように、本来住む地域とか市町村がどこかということによらず、特に市町村の財政力に左右されずに、全国どこでも安心して医療を受けられますように、国の責任において対応すべきものというふうに考えます。

そのため、私といたしましては、全国一律の子供の医療費助成制度を創設すべきだという立場に立ちまして、全国知事会とも連携をし、私自身が積極的に政策提言を行ってまいりましたし、今後も行っていきたいと考えております。

そして、この点につきまして、市町村長さん方と意見交換をする機会が多々ございます。多くの市町村長さんからは、子供の医療費は本来国の責任で全国一律に実施すべきという点については、その点は御理解はいただいているというふうに思います。ただ、現実にはかなりの財政負担を行って、対象年齢の拡大を各市町村が行っておられますので、国によって助成制度が措置されるまでの間、何とか県のほうでもこの子供医療費助成の財政支援の拡大ができないのかというふうなお声、切実なお声は聞いているところでございます。

これにつきましては、昨日も御答弁いたしましたとおり、来年度から市町村が地域の実情を踏まえて総合的な人口減少対策を行うという際に、これは県と一緒にやっていただくということでもありますから、新しい財政支援制度の枠組みを構築しようということで、現在検討いたしているわけでもあります。このスキームづくりの中で、子供医療費助成の拡充を図る取組につきましても、どのような形で県として支援

ができるのかという点について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律——これは法律名でございます——そしてその附帯決議の意義につきましてのお尋ねがございました。

この法律は昨年5月に施行されましたが、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の取得利用や意思疎通に係ります施策を推進するということを目的としております。障害のある方が様々な場面で直面しております情報格差、コミュニケーションの課題の解決に資する施策を総合的に推進し、共生社会の実現に寄与する重要な法律であるというふうに考えております。

また、国会で議決をされました附帯決議におきましては、全都道府県、市区町村の議会からの要望を踏まえまして、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めるということが明記をされておるわけでございます。

国におきましては、この附帯決議に込められた多くの方の思いをしっかりと受け止めまして、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実を図っていただきたいと思います。私としても考えております。そのことによりまして、手話に関する社会的な認知が高まり、手話の普及に関します社会全体の取組が一層推進される、そういう効果が期待できるというふうに考えております。

次に、高知県として手話言語条例を制定すべきではないかとのお尋ねがございました。

ただいま申し上げましたような背景も踏まえまして、この手話言語条例の制定に関しましては、県としても令和元年度に検討会を立ち上げました。この際に、障害を理由とする差別の解

消の推進に関する法律に基づく条例と一体的な条例制定、これを念頭に置いて議論を進めてまいったところでございます。

検討会の議論の中では、手話を学ぶ機会の確保などの施策を手話言語条例としての整備のためには盛り込む必要があるということ踏まえ、一体的な条例ではなくて、これを個別に制定すべきだという有力な意見がこの検討会の議論の中で出された経緯がございます。そうした中で、コロナ禍により、やむなく議論が中断をせざるを得なかったという事情も相まちまして、現在まで条例制定までには至っておらないところでございます。

ただ、本年8月にこの検討会は議論を再開していただきました。この再開された検討会におきまして、改めて手話言語条例は一体的ではなくて、別に制定をするという方針でいこうということが確認をされまして、まずは令和6年4月に施行を目指します障害者差別解消法に基づきます条例、こちらのほうが——来年4月に法律が施行されますと、いわゆる民間企業におきましても合理的配慮に関しましてトラブルが生じるというようなことが考えられますが、そうした際に県としてこのトラブルの解決に対してどういう体制を取るかということ条例で制定しておくという必要性が生じてくるわけでありまして。

そういう意味からいいますと、来年4月の法施行でありますから、こちらの条例制定のほうが、より緊急度が高い、こちらの議論を先行して行うべしという方針が検討会でも確認をされたわけでございます。

したがいまして、私といたしましては、この検討会においては、まずはこの障害者差別解消法に基づく条例の検討をお願いし——これは、ただ遅くともこの年度内には条例を整備したいと考えておりますので、その後改めて委員につ

きまして必要な見直し等も行った上で、新たな検討会の場におきまして、本年度の末までには手話言語条例の制定に向けた検討を始めていただきたいというふうに考えているところであります。

最後に、今年のおさこい祭りの感想につきましてお尋ねがございました。

4年ぶりの通常開催となりました今年は、70回目という節目の年ということもありまして、例年以上に特別感のある祭りであったと思っております。御紹介いただきましたように、私も追手筋の競演場、後夜祭などに参加いたしますとともに、13か所の競演場、演舞場の訪問をさせていただいております。

その中で特に印象に残っておりますのは、昨年はまだ特別演舞ということでしたので、踊り子さんも観客の方々もマスクをされていた方が結構多かったわけですが、今年はマスクをされていない踊り子の皆さん、観客の皆さん、大変多くございまして、特に踊り子の皆さん、マスクを外した中で輝くような笑顔で生き生きと踊っておられるという姿を拝見して、また観客の皆様が一生懸命に応援する姿を見て、感銘を受けたところでございますし、ようやく高知によさこいの夏が戻ってきたという実感をいたしましたところでございます。

また、4年ぶりの開催とありまして、祭りの運営に関わります関係者の皆様をはじめとして、各チームのスタッフ、多くのボランティアの皆様の並々ならぬ御尽力に大変胸を熱くしたところでございます。

今後、県におきましては、大阪・関西万博でよさこい踊りを披露するといった形で、よさこいをさらに国の内外に広げて、よさこい祭りのさらなる発展に貢献をしていきたい、そうした思いでおるところでございます。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 県立中学校、県立高校、私立学校及び特別支援学校を対象とした学校を指定してのふるさと納税の導入についてお尋ねがございました。

本県におきましては、これまでふるさと納税でいただいた寄附金を活用し、教育分野では県立学校の備品や図書の購入などを行ってまいりました。一方で、現在寄附金の使途として、子供や子育てへの支援、教育振興に充当するよう指定できるものの、一部のほかの県のように特定の学校を指定した寄附の仕組みは導入されておりません。このため、仮に特定の学校を指定して寄附することが制度化すれば、例えば卒業生が愛着のある母校を直接支援することなどができるようになります。また、各学校といたしましても、寄附金を活用して教育環境の充実や学校の魅力化といった取組を、より行いやすくなるものと考えられます。

一方で、卒業生の数などによって、公立学校と私立学校の間、あるいは学校間で得られる寄附金額に格差が生じるなどのおそれがございます。また、多額の寄附による県税収入への影響も懸念がされるところでございます。こうした課題を踏まえまして、先進事例も参考にし、関係部局と共に検討を行ってまいりたいと考えております。

(公営企業局長笹岡浩君登壇)

○公営企業局長(笹岡浩君) まず、鏡川工業用水道の内部留保資金を含めた直近における経営状況についてお尋ねがございました。

鏡川工業用水道は、昭和41年11月から一部給水を開始し、これまで半世紀以上にわたり、高知市の港地区や棧橋地区などの事業者の方々に工業用水を供給してまいりました。現在、47者に低廉かつ豊富な工業用水を安定的に給水し、地域の産業活動に貢献しています。

事業開始当初は単年度赤字を計上していましたが、その後の数回の料金改定や、建設当初の企業債の償還が終了したことなどから、近年は単年度黒字で推移しております。直近の令和4年度決算では約4,000万円の黒字の見込みとなっています。また、内部留保資金についても、企業債償還が終了した平成15年度以降から徐々に確保できるようになっており、令和4年度末時点で約6億4,000万円余りの見込みとなっています。

次に、管路の法定耐用年数超過率と耐震化率についてお尋ねがございました。

鏡川工業用水道の管路の総延長は約15.6キロメートルで、そのうちの約13.6キロメートルが法定耐用年数の40年を超過している状況であり、超過率は約87%となっています。また、耐震化されている管路は約3.1キロメートルであり、耐震化率は約20%となり、議員からお話のありました全国の工業用水道管路の耐震化率46%に比べ低い水準となっております。

最後に、財源も含めた今後の管路の耐震化計画についてお尋ねがございました。

公営企業局では、経営基盤の安定化と施設の老朽化対策などに対応するため、平成28年度に鏡川工業用水道事業の在り方の検討に関する報告書をまとめています。その中で、特に管路の耐震化率が低いことから、管路の耐震化に向けた今後の具体的な計画の作成を急ぐ必要があるとしています。

一方、全ての管路を更新するとした場合、現在の試算で約75億円程度が必要と見込まれるのに対し、内部留保資金は、先ほど申し上げましたとおり約6億4,000万円であり、まだまだ財源が不足する状況です。

このため、これまでの管路の劣化度合いの調査結果や、発災後の利用者への影響度合いなどを基に、優先順位の高い区間から耐震化を行う

こととしています。具体的には、まず高知市にある筆山配水池出口から竹島公園付近にありまず配水分岐地点までの約1.5キロメートル区間につきまして、令和7年度の事業着手を目指し取り組んでいるところです。事業着手に当たりましては、国の補助金などを含めた公的支援の活用や、給水料金の改定も併せて検討しまして、財源の確保に努めます。

今後も安定的に工業用水を供給していくためには、管路の耐震化を計画的に進めることが重要と考えております。したがって、本年度改定作業中の経営戦略の中で、しっかりとこのことを位置づけまして、迅速に耐震化を進めていきます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、水道事業の広域支援を念頭に置いた受皿組織づくりをどのように進めており、どのように活用しようとしているのかについてお尋ねがございました。

県内水道事業者のうち半数近くは、水道事業の担い手となる職員が1人または2人の少数体制であり、技術職員がいない事業者も約半数となっております。こうした事業者では、水道技術の継承や人材育成が困難となっております。その他の事業者でも、職員の退職と新規採用が困難な状態が続けば、近い将来、技術力の大幅な低下が懸念されます。

県では、こうした水道事業者が抱える課題に対応するため、水道業務の受皿となる広域支援組織の検討と活用を高知県水道ビジョンに位置づけるとともに、令和4年度に水道事業者と関連団体で構成する高知県水道広域支援組織検討委員会を立ち上げ、議論を開始しております。水道事業者からは、管路の設計や敷設工事の発注支援のほか、工事監理業務などの技術的なニーズ、維持管理業務などのニーズの声が上がっております。

受皿組織には、まずは水道施設の耐震化の促進につながる管路関連業務についての技術的な支援を担っていただきたいと考えており、今後も市町村の意向を確認しながら、令和6年度内の業務開始に向け、関係者と協議を進めてまいります。

次に、水道事業耐震化計画書の策定状況と、施設及び基幹管路の耐震化率についてお尋ねがございました。

まず、耐震化計画の策定状況につきましては、令和4年度末の時点において水道事業を行う33市町村のうち、30市町村で計画を策定済みであります。策定率は91%となっております。未策定の3町村のうち1町は今年度策定、2町村は次年度以降の策定を予定しております。

次に、水道施設の耐震化の状況ですが、令和4年3月末時点で浄水施設の耐震化率は64%、全国平均が39.2%、それから配水池の耐震化率は78.7%、全国平均が62.3%と、浄水施設、配水池のいずれも全国平均を上回っております。

一方、管路の耐震化ですが、本県の基幹管路の耐震適合率は23.2%と、全国平均値41.2%を下回っており、しかも基幹管路の総延長は1,578キロメートルと膨大であることから、耐震化の整備には多大な時間と予算を要します。このため市町村においては、病院や避難所などの重要な施設への管路をあらかじめ設定し、優先的に整備を行っております。県では、引き続き本県水道施設及び基幹管路の耐震化整備の促進と、これに並行した応急給水対策に取り組んでまいります。

次に、高知市の協力を得ながら、受皿組織について進めることについてのお尋ねがございました。

高知市には、水道広域支援組織検討委員会に参加いただくとともに、圏域ごとに開催しております高知県水道ビジョン推進部会において、

アドバイザーとして高知市の耐震化計画策定について事例紹介いただくなど、水道事業体職員の人材育成などにも御協力いただいております。

受皿組織を活用した広域支援におきましても、高知市が持つ技術力やノウハウは重要となりますことから、引き続き高知市の協力を得ながら、連携して取り組んでまいります。

最後に、若年がん患者の在宅療養支援制度の導入についてお尋ねがございました。

まず、竹内蔵之介さんの20年近い闘病生活では、御本人だけではなく、御家族も多くの御苦労があったことと思います。改めて心から御冥福をお祈りいたします。

議員のお話にありましてとおおり、20歳未満でがんに罹患した方の多くは、小児慢性特定疾病として医療費の助成のほか、日常生活用具給付などの福祉サービスを受けることができます。小児慢性特定疾病の認定を受けられた方は、二十歳以降は指定難病の制度へと移行になりますが、がんは指定難病の対象疾病に含まれていないため、介護保険が適用となる40歳までは、在宅療養に係る福祉サービスは受けられません。また、20代、30代でがんに罹患された方についても同様であります。

このような制度的な課題は、全国的に解決を図るべきものであると考えており、全国知事会を通じて国に提言をしてみたいと考えております。その一方で、制度の見直しを図られるまで、地方自治体として対応可能な施策を講ずることも重要と考えておりますので、他県で実施されている事業内容も参考に、本県として若年がん患者の在宅療養への支援制度の創設について検討してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、改正された宅地造成及び特定盛土等規制法の内容と、県民への周知の仕方についてお尋ねがございました。

盛土規制法の改正内容には、4つの特徴がございます。1つ目の隙間のない規制では、宅地や農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土や切土、一時的な堆積により人家等に被害を及ぼし得る区域を、都道府県知事や中核市等の長が規制区域として指定いたします。2つ目の盛土等の安全性の確保では、災害防止のために必要な許可基準を設定し、基準に沿って工事が行われていることを確認するため、中間検査や完了検査などを実施いたします。

3つ目の責任の所在の明確化では、盛土等を常時安全な状態に維持する土地所有者等の責務が明確化され、災害防止のために必要なときは、土地所有者だけでなく、工事施工者等に対しても是正措置を命令することが可能となりました。4つ目の実効性のある罰則の措置では、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例で定めることができる罰則の上限より高いものに強化されました。

規制開始後は、一定規模以上の盛土等を行う場合には、許可または届出が必要となりますが、田起こしといった営農行為や公共事業で行う圃場整備など、規制の対象とならないものもがございます。このため、法施行に合わせて実施している県のホームページでのお知らせに加え、今後は市町村単位での説明会や広報紙などを活用し、県民の皆様に対しまして、なお一層の周知を図ってまいります。

次に、県と高知市が足並みを合わせて、どのような計画で規制区域を定めるのかのお尋ねがございました。

県では盛土規制法の施行に対応するため、本年度から都市計画課内に盛土対策室を設置し、規制区域を指定するための基礎調査に着手しており、令和7年度から高知市と足並みを合わせて県内で一斉に規制区域を指定し、規制を開始する予定です。

この規制区域の指定に当たっては、高知市と隣接する市町との規制内容の整合を取る必要があります。このため、先月開催された高知県・高知市連携会議において、情報共有や協議を行いながら進めていくことを改めて確認いたしました。引き続き、令和7年度の規制開始に向け、市町村と連携し、作業を進めてまいります。

最後に、建設発生土の工事間での有効活用の拡大につながるストックヤードを所有することについてお尋ねがございました。

公共事業における建設発生土は、まずは同じ現場内で利用しておりまして、現場内で利用できない場合は50キロメートルの範囲内にある他の公共工事で有効活用することとしております。加えて、平成27年度からは、土砂の受入れを民間工事と調整する建設発生土の官民有効利用マッチングの制度を取り入れ、さらなる有効利用に努めております。

また、工事間での受入れ時期の調整がつかない場合は、状況に応じて県や市町村などが所有している土地をストックヤードとして一時的に使用し、他の工事へ搬出してまいります。今後も、現在行っております取組を継続することにより、建設発生土の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、鶴来島で施工中の漁港工事についてのお尋ねがございました。

お話のありました工事は、南海トラフ地震対策として、沖の島漁港鶴来島地区の第1防波堤の基礎部分に石材を積んで補強することにより、津波に対して倒壊しづらい、粘り強い構造へ改良を行うものです。工事は、お話にありましたように、3期に分けて実施することとしており、現在1期工事を施工中で、2期、3期については来月着手の予定となっております。

地元の事業者から情報をいただきましたサンゴにつきましては、工事着手前に確認を行ったところ、施工箇所にサンゴは生息しておりましたが、環境省のレッドリストに掲載されている希少種は確認されませんでした。希少種はなかったものの、黒潮生物研究所からお申出をいただき、研究活動の一環として、可能な範囲でのサンゴの移植を行っていただいております。

また、環境省のレッドリストに準絶滅危惧種として指定されている海草のウミヒルモなどについては、2期、3期工事の施工箇所に生息している可能性があるという情報をいただきましたので、現在調査を行っているところです。希少種が確認された場合は、専門家や学識経験者の意見を踏まえ、対応してまいります。

あわせて、周辺に生息しているサンゴなどに対して工事による影響が出ないように、施工箇所を汚濁防止フェンスで囲い、濁りの拡散を防止するとともに、施工箇所に近接しているサンゴ群集に接触することがないように、注意して石材を設置するなど慎重に施工してまいります。

次に、国立公園海域で行う工事における事前の情報収集についてお尋ねがございました。

工事の実施に当たりましては、事前に地元関係者の方々に工事内容の説明を行っております。今回の工事におきましても、発注を行う前に漁業協同組合や地元住民の代表者へ工事内容の説明を行い、組合員や住民の方々への周知をお願いするとともに、工事に対する意見や要望の提供を依頼いたしました。

今回の工事では、工事発注前には希少動植物などの情報提供はありませんでしたが、工事に着手する前に施工箇所でのサンゴやウミヒルモなどに関する情報をいただきました。いただきました情報に沿って、随時生息状況や希少種の有無などについて調査、確認を行っております。

工事の発注前のできるだけ早い時期に希少動

植物などの情報が得られることで、速やかに適切な対応ができますことから、地元関係者への事前説明に当たっては、こうした情報を提供していただけるよう、より丁寧な説明を行い、幅広く情報を収集してまいります。さらに、得られた情報について、知見を有する専門家や学識経験者などから助言を得るなど、環境の保全への配慮を行い、円滑に工事が進むよう努めてまいります。

最後に、NABRASで発信する海況予測の精度の向上についてお尋ねがございました。

NABRASで発信している本県周辺海域の水温や潮流などの海況予測情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構、JAMSTECにおいて、人工衛星などで収集したデータに、本県の3隻の漁船や調査船が本県沖合で収集した観測データを加えて予測を行っているものです。

お話のありました鳥取県で導入されている海況予測の事例は、九州大学において人工衛星などで収集したデータに漁船で収集したデータを加えて予測した結果を漁業者に発信しているものです。漁船によるデータは、既に設置されている漁業無線を利用することで、多くの漁業者の協力を得て収集し、海況予測に活用されているというふうに伺っております。

漁業生産の効率化に向けて、漁場の選択などに有効な情報となる海況予測の精度を向上させていくためには、必要なデータを継続的に収集することが重要であると考えております。このため、本県で連携をしております海洋研究開発機構と、予測精度のさらなる向上を図っていくために有効なデータの量、種類、観測位置などについて、引き続き協議を行ってまいります。その結果に基づきまして、本県が提供するデータの収集方法などについて検討してまいります。

こうしたことにより、操業の効率化に役立つ、より精度の高い海況予測情報がNABRASで

発信できるよう取り組んでまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) よさこいアンバサダー認定制度の内容と、その成果についてお尋ねがございました。

よさこいアンバサダーは、よさこいを通じた国際交流の輪を広げていくために、海外でよさこいの普及活動や情報発信を行っているよさこいチームの代表を県が認定する制度です。現在、18か国、23チーム、62名の方がよさこいアンバサダーとして海外での普及活動を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響によるそれぞれの国での活動制限もありまして、御苦労も多かったことと思いますが、現在は多くの海外チームが活動を再開しております。

今年、よさこい祭りでは、地方車の準備や当日の移動、救護対応など県内の方々の多大な御協力もありまして、フランスやベトナム、カナダの各チームの参加が実現をいたしました。初めて参加したフランスやベトナムチームのリーダーの方からは、よさこいの発祥の地、高知で踊ることができてとてもうれしいといった声や、今回のよさこい祭りで感じた熱気と感動を母国に持ち帰り、伝えていきたいという声もお聞きしておりまして、よさこいアンバサダーとしてのさらなる活動に大いに期待をしております。

今後は、よさこいアンバサダーをさらに増やしていくとともに、大阪・関西万博でのよさこい演舞など、よさこいの情報発信をさらに強化いたしまして、高知発祥のよさこいを世界に広げていきたいというふうに思います。

○24番(寺内憲資君) それぞれ御答弁ありがとうございました。2問は、1問の答弁を受けて、質問と要請を行います。

提言をいたしました学校指定のふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税は、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができない

か、そのような思いの下導入されました。ところが、現状は自治体から贈られる返礼品を目的とした寄附が多く、ふるさとへ貢献する仕組みとは言い難い、返礼品がもらえるお得な制度として認知されています。先ほど紹介をしました福井県のふるさと母校応援寄付では、返礼品はもらえるわけではなく、まさにふるさと納税の導入目的であります、ふるさとを母校を応援し貢献する仕組みの寄附となっていました。

学校指定のふるさと納税は、寄附対象校が県立高校、中学校、特別支援学校、そして私立高校であることから、県の所管が総務部、教育委員会、文化体育スポーツ部と3部署に関わります。

したがって、総務部長の答弁にあったように、検討の必要は一定理解できるのですが、実施に向けて一日でも早く結論を出していただくことを強く求めておきます。

足摺宇和海国立公園に関する質問で、黒潮生物研究所を通じて観光ダイブについても知事から答弁がありました。観光振興に向けて足摺宇和海国立公園を活用することは大変重要でありますので、再度知事にお伺いします。

今年、日本で最初の国立公園ができて90周年となります。国は、平成28年から、訪日観光客の誘致を進めるために34ある国立公園のうち8つの国立公園を選定し、ナショナルパークとしてブランディングをしてきました。現在、7年が経過し、いよいよ8つの国立公園だけではなく、これを水平展開し、昨年50周年を迎えた足摺宇和海国立公園を含めた全ての国立公園に広げていこうという流れになっています。高知県は、これらの展開を見据えて、新海洋館、環境省の国立公園ビジターセンターを中心に、広域での観光クラスター形成を進めてきました。

足摺宇和海国立公園を将来的にナショナルパークとしてブランディングするためには、沖

の島や鶴来島、柏島等を含めた足摺宇和海国立公園にある観光資源の活用が必要であると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

1問で、サンゴや希少種のウミヒルモなどが生息する中での鶴来島第1防波堤施設機能強化工事についてお伺いしました。環境省のレッドデータにはサンゴが入っていますが、高知県のレッドデータブックにはサンゴが全く入っていません。

この点については調査を進め、高知県のレッドデータブックにもサンゴを入れるべきだと考えますが、林業振興・環境部長の御見解をお伺いします。

乳幼児医療費助成制度の拡大について知事にお伺いします。確かに知事が言われるとおり、国によって統一した制度となることにこしたことはありません。しかし、まだ国としてその制度ができていないわけであります。こうした中で、現在県内の子供たちの間で、子供の医療費の助成に差が出てきている現実があります。

この、県内の子供たちに差が出ていることを知事はどのように感じているのか、お伺いします。

手話言語条例については、知事から条例制定に向けて本年度内に検討に入るとの大変前向きな答弁がありました。手話言語条例の制定については、令和2年9月定例会において自由民主党の土森議員が質問をされ、条例制定に向けて前向きな答弁もあっています。

早急に検討会を立ち上げ、実効性のある条例を制定していただけるよう要請をしておきます。

竹内蔵之介さんを紹介して、若年がん患者の在宅療養支援制度導入を求めてきましたが、答弁については、必要な制度であることから、今後導入を前提に調査検討を行っていただけると受け取りました。

そこで、ぜひ調査をしていただきたいのが、

群馬県の若年がん患者在宅療養支援事業であります。群馬県が実施する同事業には、ゼロ歳から39歳までを対象年齢とし、サービス内容に訪問介護と訪問入浴介護を取り入れています。これは、児童福祉法によるゼロ歳から二十歳未満までが利用する小児慢性特定疾病医療費助成制度では、訪問介護や訪問入浴介護サービスが使えないことから、家族が苦慮するおむつ替えや入浴サービスなどにも配慮をした事業となっているのです。

現に、高知県においてもゼロ歳から二十歳未満までの小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している、中学生以上の年齢になったお子さんの在宅におけるおむつ替えや入浴については、御両親が大変苦勞している現状があります。

健康政策部長には、若年がん患者の在宅療養支援制度導入に向けた調査の際には群馬県の事業調査を要請しておきます。

以上、2問を終わります。

○知事（濱田省司君） 寺内議員の再質問にお答えをいたします。

1点目が足摺宇和海国立公園に関します観光振興についてであります。

お話がございましたように、この足摺宇和海国立公園のエリアは、足摺岬や竜串、柏島といった、本県でもトップクラスの観光資源を有するエリアであると考えております。これまでこうした資源を生かしまして、体験プログラムづくりなどにも取り組んできたところでございます。

今後は、これに加えて、まだ知られていない観光資源の掘り起こしといったところも含めまして、国立公園エリアを一体として捉えて、情報発信をしていくということが重要であるというふうと考えております。

そうしたことがございますので、御紹介ございました黒潮生物研究所、そしてビジターセン

ターも設けていただいております環境省、こういった関係の機関などと連携を一層深めまして、さらなる観光振興を図ってまいりたいと考えております。

2点目が乳幼児医療費助成に関しまして、県内で結果として対象の年齢層に差がついていることについてどう考えるかということでございます。

これはただいま申し上げましたように、差がついていることそのものは、各市町村が、主として子育てに対する経済的支援をどこまで行っていくかということ、各市町村において財政事情あるいは政策判断、そういったものの中で決定をされた結果、差がついているということだというふうに思います。そのこと自身は、ただいま申し上げましたように、県内はもとより全国的に見ましても、結局そういった形で差がついていくということの大きな要因の一つは、各市町村の財政力いかにいうことになってまいりますので、そのこと自身が、財政力によって差がついていくということは好ましいことだとは思っておりません。

ただ、一面、今の枠組みの中で、制度として申し上げますと、国として支援をしているのは、ただいま申し上げましたように、健康保険の自己負担割合を3割を2割というところで軽減をするという点を措置しているだけということでもありますから、そこから先の部分は、地方自治体の判断によっているという部分に、制度としてはなっているということでもありますし、支援制度は各市町村が実施主体として行われているということでもありますから、各市町村の、要は地方自治の判断として行われた結果として、行政サービスに差がついていると、そうした側面もあろうかと思えます。

また、そのこと自身が好ましいかといいますと、ただいま申し上げましたように、決して好

ましいとは思っておりませんので、私としては一義的には国において全国统一の制度をつくっていただくということが望ましいと思っておりますし、現実に関しまして今この制度に関して各市町村長さんが、かなりの財政負担になっているという中で、県として何らかの支援を考えられないかという声は重く受け止めたいと思っておりますので、来年度から新たに設けます、人口減少対策に関しまして新たな財政支援制度の中で、こういった形でこれを拡充したいというときに活用できるかということについて、県としてのどういう応援ができるのかを検討していきたいというふうに思っているところであります。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） サンゴのレッドデータブックの掲載についてお尋ねがございました。

県のレッドデータブックの掲載に当たりましては、専門家から成る検討委員会を設置いたしまして、調査方法などを検討し、一定期間実態調査を行った上で、選定種を取りまとめて公表するということになっております。お話のありました県の沿岸域のサンゴにつきましては、絶滅の危険性を適正に評価するための科学的なデータが現時点では不足しておりまして、県のレッドデータブックに掲載をするという判断ができない状況になっております。

こうした状況でありますことから、まずは収集する必要のある県沿岸域のサンゴに関する情報につきまして、知見を有する専門家の御意見を伺い、調査に向けた準備に取り組んでまいりたいと考えております。

○24番（寺内憲資君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事にもう一度お聞きさせていただきます。乳幼児医療費助成制度の拡大についての件でございます。少子化対策に全力で取組をしようとしている高知県は、今こそ格差のない子供医療

費助成制度が必要であると考えます。ぜひ知事の英断を望みますが、再度知事の御答弁をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、現状で県内の市町村の差がついているというのは、ある意味、市町村におけます政策の優先順位の判断の結果という側面もございます。その意味で、これを県が一方的に一律にしていくなという類いの問題ではないというふうに思います。そこを——ただ、拡充を図りたいというときに、何らかの支援が県としてできないかという点につきまして、新しい人口減少対策の枠組みの中で検討したいということでもあります。

子供医療費の助成制度そのものに関して申し上げますと、県として特にただいま申し上げましたように、乳幼児期にお子さんの健康の保持というところが懸念をされる時期に集中をして支援をしているということでございまして、子育て支援全般ということに関して申し上げますと、確かに医療費の助成制度を拡大していくということは、プラスにはなるとは思いますけれども、ほかにも子育て支援あるいは人口減少対策、様々な必要な施策があると思います。

そうした中で、県としての施策の優先順位は何に重きを置いていくかということを考えましたときに、例えばただいま申し上げております若い女性をできるだけ増やしていくと、こういうところにも財源をしっかりと使いたい等ございます。結婚の婚姻数を増やしていくところにも使いたい。確かにこの乳幼児医療の助成が充実をしていくということは、人口減少対策にとってプラスであることは確かだと思っておりますが、これが費用対効果として、ほかの施策と比べてどうかということもございまして、また現実にもこういった人口減少対策をやる中では、今の県の財政状況を考えますと、既存の今までやってきた事業をかなりスクラップして財源をつくらな

いとイケない。

そういうこととございますので、最終的にはそうした県政全般の財源配分の優先順位と、こういったものをよく考えて、私として決断をしなければいけない問題だというふうに思っております。

○副議長（今城誠司君） 暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後3時再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番榎尾絢子議員。

（5番榎尾絢子君登壇）

○5番（榎尾絢子君） 自由民主党会派の榎尾絢子と申します。議長のお許しを得ましたので、通告のとおり順次質問させていただきます。

これからの日本の社会にとって最大の課題と言われておりますのが、少子高齢化と人口減少であります。高知県においては、昨年高齢化率は全国2位、そして出生数は3,721人、この出生数が全国で最少となったという旨のニュースは衝撃的でありました。

しかし、一方で喜ばしいニュースもありました。先日、民間企業が発表いたしました男性育休白書では、男性の家事・育児力の都道府県別ランキングで、高知県が家事・育児の時間や関与度などで2年連続全国1位となったそうです。これは、共働き世代が多いという背景はもちろんです。少子化を捉え、県や自治体が様々な施策を行ってきた結果でもあるのではないのでしょうか。

このように、全国に先駆けて少子高齢化、人

口減少問題に立ち向かわなくてはならない課題先進県である高知県が、地方から先鋭的に取り組むことは大変重要であり、濱田知事を先頭に高知県全体が丸となってこれらの問題に対し立ち向かわれていることと思います。

それでは、まず少子化について御質問させていただきます。

少子化には多くの要因が重なり、深刻化していると考えられますが、知事は所信の中でも、若い世代の女性の県外流出を一つの要因として捉えられていることと思います。若年女性の流出問題は他県でも課題とされ、取り組まれておりますが、やはり地域に学ぶ場所が少ないこと、働く場の多様性が欠けていることなどが指摘されております。

若い女性が都会への憧れ、学業の選択肢等で県外へとある一定流出することは、自己研さんの上でも、別の環境に身を置き多角的な視点を得るという点でも大変有意義であると考えられます。私自身、高校を卒業後、県外の大学で学び、家業を継ぐために高知へと戻ったため、一度外へ出ることで、改めて生まれ育った地域の持つ資源を認識し直すことができました。

このように、何年か県外で過ごし学んだ後、やはり住み慣れた家族の住む地域で暮らしていきたいと思った際、この高知県が、より女性が働きやすく、妊娠・出産が安心してでき、そして子育てがしやすくなれば、若い女性は戻ってきやすくなるのではないのでしょうか。また、少子化に歯止めをかけるのにやはり重要なのは子育て支援の充実であり、子供が暮らしやすい環境であります。

若い女性が住み慣れた地域で家族を持ち、子供を産み育てやすくなるよう、今後の高知県がより安心して子育てできる環境づくりについて知事に御所見をお伺いいたします。

次に、県内の妊娠・出産の現状について御質

問させていただきます。私自身、働きながら妊娠・出産を経験した者として、やはりいま一度、高知県の周産期医療の現状について問わせていただきたいと思います。

全国に先駆けて社会進出を果たす女性が多い高知県、それに伴い共働き世代が多く、仕事、家事、育児等と日々疲れ果てているお母さんも多いのではないのでしょうか。そのような日々で1人目は産んだけれども、仕事や第1子の世話に追われ、第2子を考える余裕がないといった同世代の声も伺います。本県の子供を産む体制がより手厚くなれば、2人目、3人目を安心して産める環境づくりになるのではないかと考えます。

少子化を抑制するのは、周産期医療をよりよくしていくことも重要なのではないのでしょうか。昨日の土居県議の代表質問にもありましたが、先日四師会にて、高知県医師会より県の周産期医療の現状と課題を伺う機会がありました。県中央圏の分娩割合が8割以上を占める中、少子化による分娩数の減少によって、出産施設の一極集中化は避けられない、それが今の高知県の現実であると理解いたしました。しかし、県内においてこのまま分娩数の減少に伴い産婦人科医の研修の機会が減ると、産婦人科医が減少し、周産期医療のサービスの低下が懸念されます。

県内においては、産婦人科医の不足を喫緊の課題と認識されていることと思いますが、今後産婦人科医の確保についてどう取り組んでいくか、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

そのような中で、特に高知県東部・西部の子供を産む体制は、分娩施設がほぼ県中央圏に固まっているため、大変厳しい状況にあります。東部の室戸市を例に挙げますと、県立あき総合病院や南国市にありますJ A高知病院に通うとなると、健診のたびに車で片道1時間程度かかってしまいます。また、公共交通を使うとなると、

県立あき総合病院であれば約1時間半、片道1,560円、J A高知病院だと2時間半、片道2,520円かかってしまいます。

妊娠中の運転は、長距離となると疲れやすく、ストレスもかかり、おなかの張りなどもあって大変ですし、個人差はありますが、つわりのある妊娠初期などは、公共交通の2時間半という拘束時間は大変つらいものがあります。予定日が近づくと、数日前から出産する医院の近くに宿泊する妊婦の方もいらっしゃいます。

このように、特に郡部に住む妊婦の方には移動リスク、またその費用負担が重なってきます。どの地域においても安心して産めるようになる第一歩といたしまして、中央圏から郡部にかけて距離が離れている本県ならではの取組をしていくべきではないでしょうか。例えば、須崎市などでは、母子ともに安全に妊娠期を過ごす環境を整えるため、妊産婦健康診査の通院助成を行っております。

県として、移動費用等への助成に対し自治体への支援を今後どう行っていくか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、意識醸成についてお伺いいたします。こども家庭庁が今年4月に発足し、その中で、共働き・共育てという一つのキーワードを掲げました。また、最近では、共家事という男性の家事参画により女性の家事負担を軽減する取組を推進する県も出てまいりました。

しかし、令和3年社会生活基本調査によりますと、6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯について、夫と妻の1日当たりの家事・育児時間を見ますと、夫は1時間54分に対し、妻は7時間28分と圧倒的に妻が多いのが現状です。

例えば、福井県では共働き率が1位でありながら、働く女性の家事・育児時間が他県の平均より長いことを受け、共家事の推進を以前より先進的に行っております。新婚向けの共家事セ

ミナーや、料理を不得意とする男性が多いことから、味の素との連携によるウェブページの作成、さらには女性の家事負担の軽減を狙った企画を実施する県内企業・団体への奨励金制度などを通し、幅広く男性の家事参画を後押ししております。

先ほど述べましたように、高知県は男性の家事・育児力が日本1位というすばらしい土台があります。本県が率先して、今も根強い固定的な性別役割分担意識から脱却することで、社会全体の意識の変革を促すことができるのではないのでしょうか。若い世代の夫婦が共に働き、子供を育て、暮らしの営みを助け合いながら生きていく、家族の絆を共につくっていく、そんな社会が今の日本には必要なビジョンなのではないのでしょうか。

そのためにも、県内に男性も子育て、家事の主体であるという意識醸成は大変重要になってくると考えますが、今後高知県における男性の家事、子育てへの参画をより高めるためには、どのような取組を行っていくか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、女性活躍推進について、その中でも働く女性に焦点を当てて質問させていただきます。

若年女性の流出問題の一因は、多様性のある職場がないということも大きな要因であります。事務系企業の誘致などといった女性に人気のある職の選択肢を増やすことも大変重要であります。人々の価値観が多様化し、特にワーク・ライフ・バランスが結婚・妊娠・出産・子育てで大幅に変更していく女性にとって、自分の生き方に沿って柔軟に働けることも大きな魅力の一つではないのでしょうか。今ある企業も、より働き手が今の時代に沿った働き方を選べるように、臨機応変に変わっていくことは、人材確保の面でも、また企業の魅力向上の上でも、今後非常に重要だと考えます。

先日発表されました仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査2023の中で、政府が推奨する共働き・共育てを実施するために効果的だと思うことの1位に育児休業給付金の増額、2位にフレックスタイム制の導入、3位にテレワーク制度の導入が挙げられており、子育て中の30代女性では、短時間勤務制度の導入の希望が高い傾向にありました。

次に、男性の育休取得の現状についての質問では、既婚または事実婚の女性480名に、自身のパートナーが産後パパ育休を取得したか聞いたところ、取得したは15.2%、取得していないは84.8%と、ほとんどの男性が育休を取得していない結果となりました。

県庁内におかれましては、男性職員の育休取得率は70%を超え、来年度末の取得率を85%とし、先進的に取り組まれていることと思います。一方で、企業における男性の育休取得が進まない背景には、1位が利用できる職場環境ではなかった、2位が所得が下がる、3位が制度があるのを知らなかったといった内容でした。

また、利用できる職場環境ではなかったと答えた方に、その理由を尋ねると、1位が代替要員がいなかった、2位が職場の理解が低かった、3位が言い出しにくかったとなりました。

2021年6月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、企業には男性が育児休業を取得しやすい環境を整備し、出産予定の申出があった従業員に対しては、育休制度の個別説明をする義務が課され、従業員が1,000人を超える企業においては、育休取得状況を公表することも義務化されておりますが、なかなか男性が育休を取得しづらいのが現状です。

そういった背景を踏まえ、国からは介護休業や男性の育休、女性の産休・育休取得時の代替要員等への支援を行う両立支援等助成金、企業

のテレワーク化等デジタル化を推進するIT導入補助金といった数多くの助成金・補助金メニューが存在します。しかし、県内企業の多くを占めているのは中小企業であり、なかなか活用できていないのが現状であります。

国の助成金メニューをより中小企業に浸透させるため、今後どのような取組を行っていくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、女性を含め誰もが働きやすい環境づくりに関してお伺いいたします。先ほど述べましたように、助成金の活用などで企業内の体制や多様な働き方の導入は整備することができると考えます。一方で、制度を使用するためには、職場内の理解といった環境整備も大変重要になってまいります。

先ほどのアンケート結果の中で、企業内に両立支援制度があったにもかかわらず、利用できる職場環境でなかったと回答した方202名に、なぜそのように思ったのか聞いたところ、代替要員がいなかった、39.6%が最も高くなり、職場の理解が低かった、33.7%、言い出しにくかった、26.2%、自分にしかできない業務を担っていた、20.3%、休業開始前の職務、職位へ復帰できるか不安だった、9.4%の順となりました。

そのような意識を解消するためにも、例えば子供の看護休暇についてや、出産後同じ境遇で働けることの明確化、希望者に対し短時間勤務の推進などを就業規則に盛り込むことも重要であると考えますが、意識できていない企業も多いのが現状であります。特に、中小企業は、このような課題を抱えながらも実例がなく、取り組めない企業が多いのではないのでしょうか。また、経営に忙しく、働き方改革にまで手が回らず、導入したくとも煩雑な助成金の事務処理に戸惑う企業も多いのではないのでしょうか。

女性を含め、誰もが働きやすい職場環境の推進をどのように行うのか、商工労働部長にお伺

いたします。

次に、農業振興についてお伺いいたします。

先日、県が主催する女性農業者との意見交換会に参加させていただきました。家族経営の一員の方、法人に雇用されている方、御家族の農業を継がれた方、県外から移住され、地域の人々に助けられながら1人で農業をされている方など、様々な立ち位置から自分の生き方、そして仕事として農業を語られている姿は、男性の仕事と思われてきた1次産業、農業を女性の職業として捉えるすばらしいきっかけでありました。

農業において、女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手であり、今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが大変重要であります。また、女性が営業、販売、6次化の分野で経営に関与すると、経常利益の増加率が高い傾向も見受けられます。それらを含めた上でも、女性が農業の分野で今後、より活躍できるようにしていくことは、大変重要であると考えます。

また、意見交換会の中では、より農業を身近に考えられるよう、実際の農業を体験できる機会をもっと増やすこと、普通高校であっても、就職、進学を考える時点で農業という選択肢も浮かぶよう、学校教育に取り組むことなどが意見として挙げられました。

先日行われました高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会でも、多様な担い手の確保・育成を柱の一つとし、その中でも女性農業者について触れられておりましたが、今後女性が農業を職業の一つとして捉えられるよう、県としてどのような方向性を持って取り組んでいくか、農業振興部長にお伺いいたします。

また、1次産業は男性の仕事といったアンコンシャスバイアスを払拭させることも重要であるといった意見も伺いました。女性特有の問題

点といたしましては、女性農業者へと様々な情報が下りてくる場所が少ないこと、農業機械を操作する機会があまりなく、運転をできる女性の少ないことなどが挙げられました。

受入れ体制側においても、女性も農業の主体であると思える意識醸成をどのように行っていくか、農業振興部長にお伺いいたします。

農業振興の最後に、高知県内におけるビール麦栽培の可能性についてお伺いいたします。近年、県内におきましても地ビールを醸造する民間企業が増加傾向にあり、国内、海外においても地ビール、いわゆるクラフトビールは大きく注目を集める商品となっております。

日本のビール生産は、1960年代までは国産大麦100%で賄っておりましたが、その後、ビール需要の高まりを受けた生産量の大幅な増加や麦芽輸入の自由化の影響を大きく受け、現在のビール生産に使用される麦の多くは輸入品に頼っている状況となっております。

現状、日本のビールの国産大麦使用量は全体生産量の1割程度まで下がっておりますが、先ほど述べましたここ数年のクラフトビールの人気の高まりもあり、国産材料にこだわるビールが続々と登場し、改めて国産大麦にも注目が集まっております。

先日、所属委員会で台湾へと海外視察に伺った際、海外において土佐酒を輸出促進し、普及しようと官民が連携し、成果を上げていることが分かりました。酒文化が色濃い高知県において、高知県のお酒イコールおいしいという構図をつくり、日本酒の中でも土佐酒の地位を確立することは大変重要であり、高知の特産品として多くの方々に認知される存在になるのではないのでしょうか。また、そのおいしい高知のお酒の中にクラフトビールが加わることで、なかなか日本酒を口にする事の少ない若年層にも知ってもらえるきっかけができるのではないでしょ

うか。

本県においては地産外商にも注力し、関西・高知経済連携強化戦略の大きな取組として、令和6年7月には大阪に新しいアンテナショップがオープンいたします。そこで、クラフトビールが地産外商商品の一つとして新たに加わることで、多くの県外客の方に知ってもらう機会が増えるのではないかと感じております。

おいしいお酒には、おいしい水とおいしい材料が必要不可欠であります。高知県は森林率も全国1位であり、その影響もあり、おいしい水もたくさんあります。そこに新しくビール麦の栽培が加わることで、高知の水、高知の麦を使った高知県産クラフトビールができ、新たな産業の創出ができるのではないかと考えております。今後、クラフトビールの販売額拡大の可能性も視野に入れた中、原材料も県内で作ろうとしている企業が増えてきております。

県内におけるビール麦栽培の可能性について県としてどうお考えか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。

先日、伊野商業高等学校で行われました、会社経営を模擬体験しながら起業について学ぶ教育プログラム、アントレプレナーシップ教育の授業現場を見学させていただきました。本年より香美市の山田高等学校と、いの町の伊野商業高等学校で始まり、生徒は3年間をかけた資金調達や販売などを通じてビジネスのノウハウを学ぶ授業内容となっております。地域産業を担う次世代の人材を育てようと、県の教育委員会が両校をモデル校にして実施されております。

ただ、決して起業を目指すことだけが目的ではないのが起業家教育です。高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造するなど、これからの時代を生きていく力の育成のために、起業家精神と起業

家的資質・能力の育成を行うものであり、今後ますます進化しているデジタル化社会を生きる若者にとって、潜在的な仕事を新しく創り出す能力を身につける起業家教育は、世界的にも注目されております。

情報社会が進む中、自立した思考を養うためにも、本県で推進していくべきと考えますが、現状普通科ではどの科目に授業として組み込むかなど問題点が多くあります。そこで、農業を学んでいる高等学校に焦点を当て、本授業を取り入れていくのはどうでしょうか。農家の高齢化や後継者不足から農業経営の大規模化や農地の集約に伴い、集落営農組織から法人化した上で農業経営を持続させる動きも高まりつつあります。また、今後は農業技術だけではなく、多くの人と触れ合い、それぞれの得意分野を生かして協働し、自身にはない強みや知恵を取り込み、新しい価値を生み出すような力が農業の現場でも求められていくのではないのでしょうか。

農業を学んでいる県内の高等学校への起業家教育の導入について教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、高等学校、小中学校における女性管理職割合についてお伺いいたします。本年策定されました女性活躍推進計画アクションプランでは、県内企業における女性の管理職割合を令和7年までに35%となるよう目標値を設定しております。本県の教育現場での校長、副校長、教頭までの管理職員数を男女で比較してみますと、例えば令和5年度に高等学校で男性82名に対し女性15名、中学校では男性139名に対し57名、小学校では男性191名に対し女性179名などとなっております。公立学校全体の女性管理職の割合は約38%となっており、全国平均と比べても高くなっていると伺っております。

先ほど起業家教育推進の中でも述べさせていたしましたが、激動する現代において多様な

価値観を学ぶこと、そして他者と協働しイノベーションを起こすことが、複雑化した社会では大変重要になってまいります。そのような観点においても、また女性活躍の面から見ても、引き続き女性管理職の登用を進めていくことが必要ではないかと考えます。

教育現場での女性管理職の登用について教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、工業振興についてお伺いいたします。

私自身、日本の物づくりは世界的に見ても細かく正確で美しい仕上がりであり、日本の産業を支える大きな根幹の部分であると考えております。しかし、現在の製造業を見ますと、技術力の支えであった人々の高齢化や若者の製造業離れといった背景から、人材・人手不足、技能継承問題が深刻となってきております。

そのような問題がある中で、IoTやDXといったデジタル化の推進が急務であり、高知県でも各企業へのデジタル化推進のサポートや普及活動が取り組まれていることと思います。その成果もあり、企業におけるデジタル化は、以前から比べると大きく前進していることが見受けられ、企業意識も少しずつではありますが、変わってきているのではないのでしょうか。

しかし、一方でまだまだデジタル化の壁は高く、部分的な導入や限定的な使用に限られているのが現状でもあります。次のステップに進むためには、部分最適なデジタル化ではなく、全体を見据えた最適化が課題となるのではないのでしょうか。

例えば、今製造業ではスマートファクトリーといった言葉も使われるようになりました。スマートファクトリーとは、ドイツ政府が提唱するインダストリー4.0を具現化した形の先進的な工場のことを指しております。工場内の基幹システム、製造実行システムや生産設備がネットワークによって接続され、工場経営の指標とな

る各種データの管理が効率化されることで、生産性の向上が実現された工場のことです。例えば、工場内に設置したIoTなどの機器で情報を収集し、設備の稼働状況を可視化したり、収集したデータをAIで分析したりすることで、作業の自動化や品質改善を図る取組が挙げられております。

デジタル技術を活用して見える化や自動化を促進し、生産性や品質の向上を目指す製造業の理想型として、株式会社日立製作所やダイキン工業、TOTO株式会社などで取り組まれております。今後も、中小製造業においても生産性向上を目指し、より企業全体のDXを促すことで、人口減少による人手不足対策や技術データの蓄積による技能継承問題の解決にもつながるのではないのでしょうか。

今は、製造業のデジタル化に向けた過渡期であると考えておりますが、製造業のさらなるデジタル化推進について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、高知県の医療について御質問させていただきます。

まず、慢性腎臓病についてお伺いいたします。新たな国民病とも言われているこの慢性腎臓病は、働き盛りである20歳以上の約8人に1人が患者とされております。推定患者数は約1,300万人とも言われ、初期には自覚症状がほとんどありません。重症化いたしますと、網膜症や腎症などの合併症を引き起こし、患者のQOLを著しく低下させるだけでなく、医療経済的にも大きな負担となり、特に人工透析に至りますと、日常生活が大きく制限され、患者の肉体的・精神的負担は大変大きいものとなります。

今年、厚生労働省が慢性腎臓病の早期発見・治療に向け、働く世代の対策を強化するモデル事業を始めることが決定いたしました。2023年度の状況を踏まえ、ほかの道府県への対策拡大

を目指しております。

本県においても、高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、糖尿病を原疾患とする糖尿病性腎症は減少傾向となっておりますが、透析患者数は全国より多いのが現状であります。今後は、糖尿病対策のみならず、広く腎臓病対策に取り組む必要があると考えます。本県では、早期に高知県慢性腎臓病対策連絡協議会を設置し、対策に取り組んでおりますが、より県民への意識醸成や対策を強化するべきではないでしょうか。

慢性腎臓病対策推進の取組について健康政策部長にお伺いいたします。

次に、薬剤師についてお伺いいたします。厚生労働省は6月、薬剤師確保計画ガイドラインと薬剤師偏在指標を公表し、薬剤師の偏在解消に向けて、また病院薬剤師の確保に向けて、3年を1期とする薬剤師確保計画を各都道府県で作成し、これに沿って計画的、戦略的に薬剤師確保を進めることが必要であるという考えを明らかにしました。

病院薬剤師においては、全ての都道府県で目標値、必要数をクリアできておりません。こうした事態を放置すれば、医療の質確保が難しくなるとともに、2024年に施行される医師働き方改革にも支障が出てまいります。

薬剤師が不足する原因は、高齢化社会による医療現場の変化、ワーク・ライフ・バランスが変化する女性薬剤師が多いこと、そして医薬分業の推進などによる影響が考えられます。中でも医薬分業は近年急速的に拡大されており、調剤薬局やドラッグストアの数が増加し、それに対して薬剤師の供給が追いつかない状況があるのも原因の一つです。

薬剤師は、勤務する場所や時間が決まっていること、出産や育児で離職した後も復帰や再就職の機会を得やすいなど、家庭と仕事を両立し

やすいことから、女性にも人気のある職種です。就業先によっては、復帰後に時短勤務やパート社員などの働き方を選択でき、柔軟なキャリアを選ぶこともできます。薬剤師の確保にしっかりと取り組んでいくことは、女性の職を増やすことにもつながるのではないのでしょうか。

県内薬剤師の現状と、薬剤師確保に向けた現在の取組について健康政策部長にお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 槇尾議員の御質問にお答えをいたします。

今後のより安心して子育てできる環境づくりについてであります。

御指摘のありましたように、より多くの女性が本県に残り、あるいは戻ってきってもらうためには、女性が働きやすい環境づくり、そして安心して子育てができる環境づくりが重要であります。

女性が働きやすい環境づくりに向けましては、まず魅力ある仕事の創出といたしまして、特に若い女性に人気が高いIT・コンテンツ系の企業や、事務系の企業などの誘致をさらに進めてまいります。また、これまで男性中心とされてきた建設業や1次産業分野におきましても、重点的にデジタル技術の導入を進めるということで、女性の進出を後押しする、そうした環境の整備にも取り組みます。さらに、ワークライフバランス推進企業の認証取得の一層の推進のほか、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業を後押しする制度を検討いたしたいと考えております。

次に、安心して子育てできる環境づくりにつきましては、子育てに係ります経済的負担の軽減と、子育て家庭の不安感の解消を図ることが重要になります。まず、経済的負担の軽減では、どこに住んでいても安心して医療や保育などを

受けられますように、全国知事会とも連携をし、積極的に国に政策提言を実施してまいりまして、国による制度的な整備を求めてまいります。

次に、子育て家庭の不安感の解消におきましては、子育て経験者による敷居の低い相談体制の整備でございますとか、地域ボランティアの参画などによる住民参加型の子育て支援の充実を図ってまいります。この住民参加型の子育て支援の効果をさらに高めるためには、地域の要であります地元の企業にも参画をいただく視点が重要だと考えます。そのため、例えば家事代行サービスの提供でありますとか、子育て家庭を優先的に案内いたしますこどもファスト・トラックなどの環境整備を後押しする、そうした施策の検討なども進めてまいります。

特に、若い女性から高知が選ばれるための重要なポイントとして、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識の解消が急がれるところであります。そのために、男性の育児休業取得も当たり前という共働き・共育での生活スタイルを率先して推進いたしまして、県民運動として社会全体の意識改革を進めてまいりたいと考えております。

こうした観点から、私自身が先頭に立ちまして、若い女性が生き生きと仕事ができ、そして生き生きと生活ができる環境の整備とともに、社会全体で子育てを応援するこどもまんなか社会の実現を目指してまいります。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、産科医師の確保についてお尋ねがございました。

産科医師の確保に向けては、本県の医師教育の中核を担う高知大学はもとより、高知医療再生機構や県内医療機関と協力・連携しながら、重点的に人材の確保と育成に取り組む必要があります。

県では、医師養成奨学貸付金制度において、産科医師を志す方には貸付金を加算しております。また、就業後の産科医師としてのキャリア形成に対して、専門医などの資格取得や研修受講などへの助成制度を設けております。加えて、分娩手当を支給する医療機関への助成を行い、産科医師の勤務環境が改善されるよう支援しております。

こうした取組により、本県の産科医師は近年増加傾向となっておりますが、まだ充足しているとは言えず、引き続き関係機関と連携した確保対策が必要と考えております。加えて、今後の産科医師の確保・育成に当たっては、医師の働き方改革や本県の現状である分娩数の減少を考慮した取組も重要と考えております。

このため、助産師など他職種と協働したタスクシフトによる医師の負担軽減を医療機関に促すとともに、分娩数が減少する中で、産科医師が研さんを積む機会を確保するための体制の在り方などについての議論を深め、産科医師の一層の確保につなげてまいります。

次に、慢性腎臓病、CKD対策の推進の取組についてお尋ねがございました。

県では、平成22年度に慢性腎臓病対策連絡協議会を設置し、腎臓機能の低下を予防し、慢性腎不全による透析導入を防止するため、県民へのCKDに関する知識の普及啓発や、かかりつけ医と腎臓専門医の連携促進などに取り組んでまいりました。こうした取組に加え、糖尿病性腎症対策の強化などにより、新たに透析を受けることとなった方の増加は抑えられておりますが、依然として全国と比べて多い状態となっております。

慢性腎臓病は、糖尿病のほか高血圧を原因とすることも多いため、議員のお話にありましたように、県民への意識醸成が重要と考えます。このため、市町村などが特定健診の結果通知の

際に御本人にお渡しする高血圧に関するチラシに、腎臓病との関連についての情報を新たに追加するなど、啓発を強化してまいります。

また、腎機能を評価するクレアチニン検査は、全国の指針では特定健診の選択項目、医師による選択で実施される項目となっておりますが、高知県では市町村国保などにおいて必須検査、全員検査することとしております。今後もその結果を活用し、より効果的な保健指導が行えるよう、市町村の保健師などの人材育成の取組を進めてまいります。

最後に、県内薬剤師の現状と確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

県内の薬剤師の総数は増加傾向にある一方で、病院に勤務する薬剤師数は横ばいにとどまっております。薬剤師の従事先には業態偏在がございます。

県内の急性期の病院に対して、今後5年間に採用したい薬剤師数をお聞きしましたところ、13病院で計64人という結果でした。また、令和5年3月に国が示した医療計画作成指針では、地域の実情に応じた薬剤師確保策の策定が新たに規定されるなど、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題であると受け止めております。

そのため、県では薬剤師確保対策の1つ目として、奨学金を受けられている薬剤師さんの返還支援などの検討を進めております。県内の病院の中には、独自の人材確保策をお持ちの病院もあることから、こうした制度と組み合わせる形により、より効果的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

また、薬剤師確保対策の2つ目として、U・Iターン就業につながるキャリア形成支援につきまして、その方策を検討してまいります。例えば、働きながら博士学位の取得が可能な社会人大学院制度がある大学と県が就職支援協定などの連携体制を構築することにより、県内の病

院に就職した後も薬剤的知識を学び続けることができるようにすることも考えております。

今後は、このような奨学金制度やキャリア形成の仕組みづくりの内容について、関係者の御意見をいただきながら、より実効性のある対策となるよう検討してまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、妊婦の通院に要する移動費などに対する今後の自治体への支援についてお尋ねがございました。

本県の周産期医療体制は、平成29年には17施設あった分娩取扱施設が令和5年には10施設に減少し、そのうち7施設は中央圏域に集中しています。お話のように、居住地が中央圏域以外の方は、妊産婦健康診査や分娩の際、長距離の移動が伴うケースが多く、経済的、身体的な負担は以前よりも大きくなっております。

このため、県では、医療機関から離れた地域にお住まいの妊産婦のための一時滞在施設の確保や、助産師等による訪問や相談支援を強化するなど、妊産婦の不安解消に向けて取り組んできたところです。また、お話のありました妊産婦健康診査を受診する際の交通費の助成制度は、県内では5市町で実施をされています。

居住地に左右されることなく、母子ともに安心・安全に妊娠期を過ごし、出産できる環境づくりは大変重要な視点です。県としましては、今後の周産期医療の体制について、県周産期医療協議会などの場において議論を深めていく必要があると考えております。

あわせて、分娩を扱う医療機関から離れた地域にお住まいの妊婦への支援方策を推進するなど、安全・安心な出産環境づくりを総合的に進めてまいります。その中で、妊婦の通院に要する移動費等への助成につきましても、他県の動向や市町村の御意見もお伺いしながら検討してまいります。

次に、男性の家事、子育てへの参画をより高めるため、今後どのような取組を行っていくのか、お尋ねがございました。

令和3年社会生活基本調査では、高知県の夫の家事関連時間は2時間27分、妻の7時間4分と比べ約3倍の開きがあるものの、全国では3番目に多い結果となっています。また、お話のように、民間企業が調査した男性の家事・育児力ランキングでは、2年連続で全国1位となっています。こうした本県の優位性をさらに伸ばしていくため、共働き・共育てを推進し、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現に向けて取組を強化してまいります。

具体的には、まず職場や家庭における意識改革に向けまして、県内企業における男性の育児休業取得率50%を目標に取り組んでまいります。従業員の仕事と家庭の両立を図ることにつながる高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の一層の取得促進や、企業版両親学級の充実を図ります。あわせて、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業向けの支援制度の検討も行ってまいります。

次に、地域社会における意識改革に向けましては、今月開催いたしました高知県少子化対策推進県民会議で、産業、医療、福祉、教育など33の関係団体の皆様が、男性の家事・育児参画の促進や、固定的な性別役割分担意識の解消に率先して取り組み、若者に選ばれる高知県を目指す宣言を行いました。今後、男女共同参画推進月間等での市町村や民間事業所の取組の発信や、男性のインフルエンサーによる情報発信の強化などにより、様々な機会を捉えて広く機運の醸成を図ってまいります。

こうした取組を市町村との協働の下、オール高知の県民運動として取り組むことで、男性の家事、子育てへの参画を高めてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、国の助成金メニューをより中小企業に浸透させるため、どのような取組を行っていくのか、お尋ねがございました。

中小零細企業が多い本県において、企業が働きやすい職場環境を整えるために、両立支援等助成金など国の有利な助成金を活用することは大変有効であると考えます。こうしたことから県では、労働局と連携し、企業への助成金の周知を図ってきたところですが、企業や関係団体からは、助成金の種類が多く内容が理解しにくい、申請手続きが煩雑で分かりにくいといった声を多くいただいていたところです。

このため、本年度、助成金の特徴や申請に当たっての注意点など、実務的な内容を理解していただくための助成金活用支援セミナーを開催いたしました。参加者からは、助成金の申請手順が理解できた、今後積極的に活用したいなどの御意見をいただいたところです。

人手不足が深刻化する中、女性や高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境を整えることは、地方の中小企業にとってこそ必要なことであると考えています。こうしたことから、引き続き労働局とも連携し、事業者の声に耳を傾け、情報発信の工夫を行っていくことで、より多くの事業者が有利な制度を活用していただけますよう取り組んでまいります。

次に、女性を含め誰もが働きやすい職場環境の推進についてお尋ねがございました。

生産年齢人口の減少が続く中、女性を含め誰もが働きやすい職場環境をつくり、全ての人が希望に応じて働ける社会をつくっていくことは、大変重要であると考えております。このため県では、経営者向けのセミナーや男性の育児取得キャンペーンの開催、ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大などに取り組んでま

いました。

こうした取組により、本年度実施した高知県労働環境等実態調査の速報では、男性の育児休業取得率は、前回2年前の調査から12.9ポイント上回る28.7%に増加いたしました。また、県独自の制度である高知県ワークライフバランス推進企業も、今月1日時点で延べ735社まで増加しており、企業の取組は一定進んでいるものと考えております。

しかしながら、県内企業全体で見ますと、取組企業の割合はまだまだ低い水準にとどまっており、より多くの企業に取組の輪を広げていく必要があると考えております。取り組みたい意向がある企業の中には、ノウハウや人材不足により、自社での対応が難しいとの理由で取り組めていない企業も多くございます。

このため、本年度から社会保険労務士などの国家資格保有者を高知県登録働き方改革コンサルタントとして養成し、企業の取組を支援する体制を強化したところであります。今後、支援する側の輪も広げていくことで、働きやすい職場環境の推進に取り組む企業の輪をさらに大きくしてまいります。

最後に、製造業のデジタル化の推進についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、高齢化と人口減少が進む中、県内の製造業においても人手不足や技能継承の問題が深刻化しております。今後、さらに人口減少が進む中で、企業が継続、発展していくためには、デジタル技術を活用した生産性向上や技能の継承が大変重要であると認識しております。

このため、県では、令和3年度から産業振興センターに専門部署を設置し伴走支援を行うほか、高知デジタルカレッジにおいてデジタル人材の育成などに取り組んでまいりました。これまでに県内企業124社、うち製造業63社の伴走支

援を行い、人材育成については企業のデジタル化を推進する中核人材を151名、うち製造業56名を育成してきたところです。

これらの支援により、県内製造業のデジタル化は一定進んできておりますが、より多くの企業に取り組んでいただく量的な拡大が必要であると考えております。また、議員の御指摘のとおり、デジタル化が工場内の部分的な取組にとどまっている企業も多いことから、全社的な取組にステップアップする質的な向上にも取り組む必要があると考えております。

このため、量的な拡大に向けては、これまでの取組で生まれてきた県内のデジタル化の好事例を横展開し、より多くの企業に取組を促してまいります。また、デジタル化が一定進み、質的向上、いわゆるDXを目指すことが可能な企業については、収集したデータを経営判断に活用している県外の先行事例も紹介するなど、部分的な取組を全社的な取組に広げていくよう、企業に寄り添った伴走支援を行ってまいります。

こうした取組により、人口減少がさらに進む中においても、多くの県内製造業が継続、発展していけますよう、しっかりと後押しをしてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、女性が農業を職業の一つとして捉えられるような県の取組についてお尋ねがございました。

本県の令和4年度の新規就農者214人のうち、女性の数は52人で、全体の24%にとどまっており、新規就農者の確保の観点からはもとより、中山間対策や人口減少対策の観点からも、女性の就農者を増やす取組を抜本的に強化する必要があります。

就職を控えている学生は、農業に対してきつい、汚いといったネガティブなイメージを持っていることに加えて、農業は男性の仕事といっ

た固定観念もあり、中でもほとんどの若い女性には、職業の選択肢の一つとして農業が捉えられていない状況にあると認識しております。

その反面、本県の女性農業者からは、都会での働き方とは違って、農業は主体性を持って仕事ができ、やりがいがあるといった声や、時間に拘束されることがなく、子育てするのによい職業であるといった、実際に就農した後に、農業の持つ魅力を実感している声もいただいているところでございます。

女性に農業を職業として選んでいただくためには、まずはこうした農業のやりがいや魅力を知っていただくことが重要であると考えております。このため、女性が農業経営者として生き生きと活躍されている場面をSNSで発信するなど、女性農業者の姿を具体的にイメージできるような取組を進めております。

また、IoT技術によって進化する施設園芸やスマート技術によって省力化などが進んでいる本県ならではの農業現場を、インターンシップなどの体験を通じて知っていただく機会も提供していきたいと考えております。あわせて、女性が働きやすいよう、トイレや更衣室の整備といった労働環境の整備に対する支援も行っておりま

す。

次に、受入れ体制側において、女性も農業の主体であると思える意識醸成をどのように行っていくのかについてお尋ねがございました。

県内では、各地域で多くの女性が農業で活躍されていますが、こうした女性からは、今までに、農業は女性に向かない、女性には力仕事や機械操作は無理、どうせ結婚や出産を機に辞めるんだろうという、女性の就農に対する否定的な言葉を受けたことがあるといった声を度々お聞きしております。

農業は男性の仕事という考えは、一部の地域のみならず、就農に関わる支援機関の中でさえ、

いまだ根強く残っており、今後新規女性就農者の増を目指す上でも、この固定観念の解消が大きな課題であると認識しております。

このため、まずは農業分野は女性が活躍できる場であるということ、市町村やJAとも連携しながら、これまで以上に広く周知していく必要があると考えております。県としましても、その一環として、県内における農業者として立派に活躍されている女性の実例を動画で紹介するなど、そのイメージを変えていく取組を進めてまいります。

さらには、新規就農者の確保の取組を進め、各地域に元気な女性の農業者を増やしていくことで、周りの意識が変わり、さらに女性が増えるという好循環につなげてまいりたいと考えております。

人の心に根深く残る固定観念を変えることは容易ではありませんが、農業は男性の仕事という考えは今や時代遅れだということを粘り強く訴えかけてまいります。

最後に、県内におけるビール麦栽培の可能性についてお尋ねがございました。

ビール麦は、ビール会社との契約によりまして、令和4年には14道府県で栽培されておりますが、これまで本県での栽培実績はございません。本県では麦の穂が出る3月以降に雨が多いため、実に付着すると出荷できない赤カビ病が発生しやすく、一般的には麦の栽培に適していないと言われております。

しかし、県内には地元の麦茶製造者と契約して、赤カビ病が発生しにくい二条大麦を栽培し、麦茶の原料として出荷している農家もおられます。ビールの原料には、麦茶の原料と同じ二条大麦を用いますので、県内でのビール麦の栽培は、一定のリスクはあるものの、可能であると考えられます。

一方、麦は米に比べて生産性が天候に左右さ

れやすいこと、取引価格が5分の1程度と安いことなどが課題と考えられます。そのため、生産に当たっては麦茶原料と同様に、地ビール製造業者に全量を安定した価格で買い取っていただけの仕組みも検討していく必要があると考えております。

今後は、県産のビール麦に関心をお持ちの地ビール製造業者のお話もお聞きしながら、必要に応じて栽培技術に関する情報提供なども行ってまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、農業を学べる県内の高等学校への起業家教育の導入についてお尋ねがございました。

起業家教育は、失敗を恐れず新たな価値やビジョンを創造できる力を育成していくという点において、これからの社会を生きる生徒にとって大変重要な教育であると考えております。

そのため、本県では今年度から3年間、商業に関する学科を設置する伊野商業高校と山田高校を指定校として、起業家教育プログラムを実施しております。このプログラムは、仮想会社の設立から資金調達、製品の企画、生産、マーケティング、販売、決算に至る一連の事業を体験するもので、起業家精神を醸成し、ビジネスの基本を身につけることができる構成となっております。

お話のありました農業を学ぶ高校では、現在農業経営という科目におきまして、経営感覚の醸成を図るために、農業における起業計画やマーケティング戦略などの理論について学習しております。こうした学習に、この起業家教育プログラムを加えることで、農業の6次産業化、ブランド化などの幅広い視点を持って、より具体的に農業経営を考えることができるのではないかと考えております。

今後は、現在実施しております2校での成果

と課題を検証しつつ、農業を学ぶ学校に対し、どのようにこのプログラムを導入すればよいか、検討を進めていきたいと考えております。

次に、教育現場での女性管理職の登用についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、教育現場における女性活躍の推進に取り組んでいるところであります。

令和3年3月には同計画を改定し、女性管理職の割合を令和7年度までに30%にすることを目標といたしました。その上で、市町村教育委員会や学校長に対しては、管理職登用の選考審査に当たって、能力はありながら管理職になることをちゅうちょされている女性教員を積極的に後押し、推薦するよう促してきたところであります。

その結果、議員のお話にもありましたように、令和5年度の本県の女性管理職の割合は、既に目標を超える約38%に達しております。また、この割合は文部科学省の調査による令和4年度の全国平均値、約22%を大きく上回っております。

教育現場において、子供たちの学びの面でも、また学校経営の面でも、女性の活躍をより一層推進し、多様な視点をしっかり生かすことが、よりよい教育につながるものと考えます。そのため、引き続きまして女性管理職の登用に意を用いてまいりたいと考えております。

○5番(槇尾絢子君) 知事をはじめ執行部の皆様には丁寧な答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

2問目はございません。

以上をもちまして、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明29日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時9分散会

令和5年9月29日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興部長 沖本健二君
- 推進部長 中村剛君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 公安委員長 古谷純代君
- 職務代理者 古谷純代君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員 高橋慎一君
- 局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局 長 山本和弘君
事務局 次長 中島勝海君
議事課 長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和5年9月29日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の

一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第13号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計歳入歳出決算

報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算

報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問

(2人)

午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、古谷純代公安委員を職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長(弘田兼一君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

4番土森正一議員。

(4番土森正一君登壇)

○4番(土森正一君) おはようございます。自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

世界の国々が様々な枠組みの中、各地で紛争がありながらも話し合い、切磋琢磨し、共存共栄し、発展してきた現在の国際秩序の中で、国連の常任理事国であるロシアのウクライナ侵攻の暴挙で、世界が一気に不安定になり、大きな影響が出ています。そのことは、どんな理由があっても許すことはできません。日本でも大きな影響が出ています。物価高騰、燃油高騰、エネルギー高騰など、資源国家ではない日本に容赦なく降りかかっております。

これまでの課題である少子高齢化、人口減少、生産年齢人口の減少、デジタル化への対応、気候変動の影響や地球温暖化、激甚化する自然災害への対応など多くの課題があります。そのような中、岸田総理は9月25日、10月中に取りまとめる経済対策、5つの柱を表明し、最優先課題は国民の生活を圧迫している物価高への対応と、コロナ禍から回復途上にある経済の活性化

を目指す姿勢を明確にしたことを評価しております。一刻も早く取りまとめ、国民の皆様に還元していただきたいと思っております。

このようなときにこそ、県民の皆様の声を聞き、県民の皆様の暮らしを守り、大きな構造の変化の波を乗り切り、高知の未来をつくっていくことができるのは、我々政治に携わる者の責任でございます。その思いを込めまして質問をさせていただきます。

高知県は、県内の中山間の地域が活力を取り戻す指針となる中山間地域再興ビジョン骨格案を9月4日に打ち出しました。県内全ての市町村が中山間地域を含んでおり、県の面積の9割が中山間地域で、そこに人口の4割がお住まいです。逆に1割の面積に6割がお住まいということで、高知市一極集中となっており、国の東京圏人口一極集中の縮図のようになっております。県人口のほうは、令和5年9月現在、66万6,793人となり、67万人を切っております。四万十市のほうでも3万1,351人となり、平成22年10月時点の国勢調査から4,582人減少と急減をしております。

そして、令和3年度集落实態調査の結果、地域や産業の担い手不足がより深刻化、住民が将来に不安を抱いているといった現状を確認した上で、濱田知事は、10年後に目指す姿と数値目標を掲げ、それを実現するために、4年間の計画として中山間地域再興ビジョンの策定を行うこととしました。このビジョンの策定は、私たちの高知県の未来のためにとっても重要なビジョンであると思っております。

これまでも県は中山間地域の浮揚のためにあらゆる施策を実行し、実現に向けて邁進してきたと思っております。濱田知事の掲げる再興ビジョンの骨格案を示す中山間地域の10年後の主な目標は、県外からの年間移住者5,000人以上、地元高校への進学率50%、20歳から34歳女

性の割合が全市町村で全国平均49%を上回ること、婚姻件数の増加、買物や移動手段100%、集落活動センター開設数95か所など、かなり挑戦的な目標が掲げられていて、知事のこのビジョンの策定に対する思いを感じます。

濱田知事の中山間地域再興ビジョン策定にかける決意をお聞かせいただきたいと思っております。

私は、人口移住の問題としては、県外の方の移住を呼んでくる前にしておくべきは、県外に出ていった若者たちが生まれ育った地元での人生を志すことが地方創生の一つの重要な要素であると思っており、その前提となるのが、子供たちのふるさと愛を育むための教育が大切だと思っています。そのことは将来、地元への貢献を志すための土壌となるはずで

今回はそのことではなく、濱田知事が様々な会合でいつもお話ししている、若い女性の流出を止めるということです。高知県中山間地域再興ビジョン検討委員会の委員である天野馨南子先生も高知新聞のインタビューで、昨年県外に流出した人口は女性が男性の2倍以上、ほとんど20代前半、そこを意識しないと県の未来は正直言って厳しいと話しております。本県には女性が選ぶ仕事が少ないということです。企画や事務職で働きたい女性が多い一方で、採用側も女性の希望に合わせて事業体制を変えることもないために、長年にわたりミスマッチが繰り返されてきました。

木下齊さん著書「まちづくり幻想 地域再生はなぜこれほど失敗するのか」の中で、宮崎県日南市では油津商店街の空き店舗にネットメディア系企業のサテライトオフィスを誘致、ライター職や事務職の採用を行ってもらったところ、私服かつフレックス勤務でテレワークも当然オーケー、そのワークスタイルは地元の若い女性たちに大きなインパクトを与え、就職希望の人たちが殺到し、翌年には地元高校卒の女性が就職

したい市内企業の2位にランクイン、その変化に地元企業の経営者が驚き、自分たちの会社改革に乗り出すことが続いたということです。そのように、業務内容を見詰め直し、内容も変更し、さらに職名を変え、女性がやりたいと思っている仕事内容にすり合わせていくことも、経営者に求められているということです。

濱田知事も、事務職、アニメ、IT関連、今までは男性の職場と言われたところに、女性も仕事ができる環境をつくりたいとお話をしており、女性の県外流出を止めるためには、民間と連携した施策が必要であると思います。

中山間地域再興ビジョンにあります、20歳から34歳までの年齢層における女性の割合が全市町村で全国平均49%を上回るという目標こそが、中山間地域再興ビジョンの要諦だと考えていますが、濱田知事の所見をお願いいたします。

また、中山間地域再興ビジョン策定に向けた地域の意見聴取も行っているとお聞きしています。集落实態調査に続いて、中山間地域のお声を直接聞き取りして再興ビジョン策定に入れるということは、大変素晴らしいことと思います。

私のほうも、地元で高知県中山間地域再興ビジョンのプレゼンを何回かさせていただきました。高知県はこんなにも多くのパッケージで振興策を考えてくれているんだねという意見もいただきました。また一方では、私のプレゼンがちょっと悪いので、力のなさもあり、補助金、助成金はあるけれど、県民に分かりにくい、また今までと変わらないのではとの意見もいただきました。

説明をしていく中で、私の中で気がついたことがありました。今回のビジョンは、10年計画の中での4年間の行動計画だと思います。そういうことであれば、もう少し地域に入っていたいて聞き取りをしていただければと思います。

例えば、四万十市の山路地区というところで

開催される山路秋祭りは、100戸ぐらいの集落で4つのみこしが出ます。ほかにこんな地域はあまりないと思います。今年は4年ぶりの開催で、みんなが楽しみにしています。その中の奉納祭りの一つに山路のコッキリコがあります。今では祭りの総称として呼ばれており、地域のお祭りとして親しまれております。また、そのお祭りには山路出身の若い世代の多くが帰ってきて、お祭りを続けていますが、もともと山路地区には若い世代も多く残っており、農業を中心に活躍しています。よく集まり、山路地区のことについて議論を活発にしております。

西土佐地域のほうでも、人口減少の中、地域コミュニティを守っております。地域の伝統的な祭りや民俗芸能が継続して開催され、地域がにぎわうことで、次の世代に引き継がれていくことになります。

今回、中山間地域再興ビジョンを検討する中で、地域の伝統的な祭りや民俗芸能に関して、どのように地域の声を聞き、どういう思いからビジョンの柱3の活力を生む取組に位置づけることとされたのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

先日、総務委員会の県外視察において、茨城県庁にてデジタルトランスフォーメーション、DXの推進について勉強する機会をいただきました。茨城県では、2017年より県庁業務のデジタル化に取り組んでおります。

その背景には、2018年7月の自治体戦略2040構想研究会第二次報告の中での、生産年齢人口、20歳から64歳は、2025年から2040年までの15年間で、6,634万人から約1,000万人減少するという深刻な労働力不足が予測されているとして、構造の変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に供給していくためには、AIやロボティクスによって処理できる事務作業は全て任せ、職員は職員でなければならない

業務に特化することが必要であると、そのためには半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体を目指し、DXの効果を県民が実感できる取組、デジタル人材の育成と、未来の茨城県庁の方向性を明確に打ち出しています。

その一方で、半分の職員数にすることを指すのではなく、デジタル化での仕事の構造が変わり、その分、職員にしかできない県民へのサービスを手厚くしていこうという戦略は、人口減少で労働力不足が予想されている高知県においても親和性のある政策だと思います。

デジタル技術を活用した未来の高知県庁をどのように描いているのか、濱田知事の御所見をお願いいたします。

高知県でも、デジタル化の充実に向けて様々な施策を行っていることは承知しておりますが、先ほどの茨城県のようなデジタル化を目指すためには、各種ICTに関する専門的な知識、経験を有する人材の活用が不可欠になるのではないかと思います。

茨城県では、庁内システム・ネットワークの適正な構築・管理運用に係る企画・計画・推進、県民・企業がDXの効果を実感できる施策の推進のため、情報化統括監、CIOを採用し、高度で専門的な知識、経験を有する人材を任期付職員として、外部から、日立製作所ですけれども、招聘しています。

高知県のデジタル化の取組においても、デジタルに精通した職員の育成の観点からも、情報化統括監、CIOを新しく配置する必要があるのではないかと思います。総務部長にお聞きをいたします。

DXを推進することで、日々の業務の変化が起これ、人材育成にも力を入れることができると思います。予算のほうを見ましても、委託や外注が多いなあといつも感じています。職員の皆様はとても優秀で、デジタル化の恩恵を受け

て、忙しかっただけのお仕事から、県民の皆様のために考えていくことのできるお仕事もできるのではないかと思います。ずっと委託、外注を続けていましたら、職員のスキルが上がるはずはありません。また、コスト面からもよいパフォーマンスではないと考えています。

そして、時代の変化が速くなっており、県民へのサービスも多様化していきます。そのためには、職員の人材育成が必要になってきます。そのコストは、委託、外注と比べてもコストパフォーマンスは雲泥の差です。例えば、都市経営プロフェッショナルスクールや土佐MBAでも採用されているグロービスなど、多角的な教育機関を持つところがあります。外注、委託やコンサルタントに依存しないように、職員の地力をつけていくことも必要ではないかと思います。

職員の皆様の人材育成は全力で支援することが、職員の皆様のスキルアップになると考えていますが、総務部長の所見をお願いいたします。

濱田知事には、任期最後の定例会となっておりますが、就任早々、新型コロナウイルス感染症の拡大で、任期の4分の3はその対応に追われた1期目となりました。県民の命と暮らしを守るため、その時々フェーズに合わせた対策は大変評価しているところであります。その中でも高知県独自の制度融資、いわゆるゼロゼロ融資ですが、高知県の事業者の事業継続に大きく貢献したことは、高知県のコロナ禍での事業者の倒産件数の少なさや、その後国が同じような制度をつくったことを見ても、うなずけます。

コロナ禍という誰も経験したことのない危機に、山であれば森林組合、農業であればJA、海、川であれば漁業組合、町なかでは商工会、商工会議所などの民間団体が県や市町村と共に力を合わせて乗り切ったおかげだと思います。

コロナ関連の給付金、補助金の申請支援、先ほどの制度融資の伴走支援など、行政が担い切れない公益的業務に対応し、いつもの業務を横に置いて、事業者の皆様のコロナ危機に対応したと聞いております。その迅速な対応をしていただいたことに心から敬意を表します。

そういう中で、30年以内には確実に来ると言われる南海トラフ地震、そして予測困難な異常気象、新型コロナウイルスの感染爆発など、メガクライシスと言われる巨大危機にも対応していかなければなりません。

そういう意味で、メガクライシス後の高知県民の暮らしの迅速な復興のためには、商工会、商工会議所などの民間団体と行政の力を合わせた取組が必要であり、そのことは高知県の地域経済社会の安定につながるものと思いますが、濱田知事の所見をお伺いいたします。

次に、メガクライシス後の復興に向けた暮らしの立ち上げについて、商工会、商工会議所について質問させていただきます。高知県内では6つの商工会議所、25の商工会がありますが、どこの会館も老朽化が進んでいます。しかしながら、どこの団体も資金面で苦しく、建て替えのための積立てを行っている団体もあると聞いており、厳しい状況だと聞いております。

災害後の立ち上げなどは、濱田知事がいつも言っているように、復興に向けては、県民の皆様様の生活の早急な立ち上げが必要になります。巨大地震が発生したときに、全国の企業数の85%を占める小規模事業者を支える商工会、商工会議所の施設が被害を受けて、生活の立ち上げとなる拠点の機能が著しく低下した状態となると、たちまち事業者が路頭に迷うことになりかねません。そのようなことは、決して起こしてはいけないと感じています。

また、会館の建て替えについては、国のほうでは尾崎衆議院議員も日本商工会議所の皆様と

意見交換し、議員連盟でも支援の仕方について中小企業庁、国交省で議論を続けていただいているところです。そのことは、民間団体単体では解決できるようなものではなく、国、県、市町村と、商工会、商工会議所である民間団体との連携がないとできないのではないかと感じております。会館の建て替えをすることで、南海トラフ地震などを見据えて、大災害後の事業者の生活となりわいの立ち上げのための安心・安全な会館ができます。

高知県においても、大災害後の県民の支援には商工会、商工会議所との連携が必要な中で、建て替えの支援についてどのように考えているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、経営指導員の在り方についてお聞きします。

商工会議所の役割は、1960年代は税務——記帳、決算——金融あっせんなど、課題解決型経営改善指導が主な役割でありましたが、今ではそれに加え、創業支援、BCP策定、デジタル化、働き方改革、賃上げなど、年々多様化、専門化する伴走型経営指導に注力するようになり、経営指導員が対応する業務量が急増しております。小規模事業者数はピーク時からいうと7割程度となっていますが、1業者当たりの業務量が増えたため、業務量の総量は変わっていないとも言われております。さらに、設置基準というものが、一定数を下回ると経営指導員が削減される状態にあります。

商工会議所の経営指導員の設置基準を見直していくことが、地域の小規模事業者の支援につながり、高知県経済の安定と向上に向かうことになると考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、教員の働き方改革についてお聞きします。

文部科学省は7月18日に、学校において質の

高い教員を確保することは必須で、教員の魅力向上と多忙解消が喫緊の課題として、長時間労働の是正は待ったなしと言明、教員の働き方改革は、何か一つをすれば解決するものではなく、特効薬のない総力戦と強調しております。

さらには8月には、スクールサポートスタッフの人件費補助を現行の約1万3,000人から、来年度は2万8,000人分に倍増させる方針を固め、児童生徒の教育活動をサポートする学習指導員も2,000人以上増やし、外部人材との連携を強化して教員の働き方改革を推進し、児童生徒の指導や授業の準備に集中する体制の構築を目指しています。

高知県においても、今定例会の9月補正において学習支援プラットフォーム高知家まなびばこの機能拡充の中で、保護者アカウントを発行できるようにして、保護者に情報提供を行いつつ、教職員の業務負担の軽減をさらに目指していこうとしています。高知県の教員の働き方改革は、専門スタッフ・外部人材の活用、業務の効率化・削減、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革の推進などで行うと承知しております。

教員の魅力向上と多忙解消に向けて、これまでの働き方改革はどこまで行われたか、また国の動向を見据えた県の働き方改革の今後の取組をどう行っていくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、教員の人事異動についてお聞きいたします。教員も教員個人、そしてまた家族にも多様化したライフプラン、ライフイベントがあります。その中には、教員自身が病気をお持ちの方、家族の介護をしている方、子育て中の方、ダブルケアをされている方、その他様々な事情を持つ方がおられると思います。そういったものを抱えておられる教員におきましては、人事異動、特に通勤範囲以外の異動時には配慮が必

要ではないかと考えます。

これからの個人に配慮した人事異動の在り方について教育長にお伺いをいたします。

次に、教員の評価についてお聞きします。先生の評価とは様々な評価があると思いますが、私は一人一人の子供に向き合っているかということだと思います。子供にとって、先生と過ごす時間は人生を決めていく上で大切な時間であり、それは授業であり部活動であり、学校の中です。現場で子供に向き合い指導している先生、またしっかり実績を残している先生は評価していくべきだと思います。また、そういった先生は次の世代の先生の育成も考えていける先生ではないでしょうか。

そのような先生の能力を評価していくことで、現場ではモチベーションが上がり、好循環が回っていく、そんな学校の環境を整えていくことができるのは、高知県教育委員会のすべきことではないかと思いますが、教育長の所見をいただきたいと思います。

次に、教員のハラスメント問題をお聞きしたいと思います。報道にあった教員のハラスメントのいずれの事案も、何が一番の問題点かといえば、県教委が問題を把握してから、ハラスメント事案だと認定したり教員の処分を決めたりするまでに、半年から1年以上かかっていることです。この事案については、第三者委員会を発足させ、問題点と改善点をまとめ、公表することとしておりますが、これまでもハラスメント事案、類似事案はあったのではないかと思います。

ハラスメント防止対策は、ハラスメントを予防、抑制する、発生したら迅速適正に対処することだと思います。先ほどの事案から浮かび上がるのは、県教委、地教委の人事登用体制、組織の問題、ハラスメント相談の実効性や復帰プログラムの改善が必要だと思います。

ハラスメント対策の抜本的な対策を図ることが必要ではないかと思いますが、教育長の御所見をお願いいたします。

次に、家族についてお聞きします。

2月定例会で、人口減少下における子育て世代の支援について、社会保障や育休などの制度のほうから、その支援について質問させていただきました。今回は、家族に焦点を当てて質問させていただきます。

霊長類学者の山極壽一先生は、家族について、家族というのは、これまでの人間が作り上げた最高の社会組織として、人間がこれほど大きな社会をつくり上げることができたのは、家族に生まれ、共感にあふれた人の輪の中で育った記憶である、見返りを求めず、自分の成長のために大きな犠牲を払って尽くしてくれた人々の記憶であると書いております。家族は、人間の生活や社会にとって不可欠なものであることが分かります。

こうした家族の価値観や意義とともに、その家族を形成する契機である結婚や出産、育児といった営みの意義を、家庭や学校で子供たちにしっかり伝えていくことが、出生数や出生率の回復に向けた大前提となると思います。

日本には、子供を産み育てる基盤である家族に焦点を当てて、その家族の機能を維持・強化するための包括的な家族政策がなかったことです。その背景には、学校教育の影響も少なからずあるのではないかと考えています。家庭科教育で行われる高校家庭科教科書の中での家族について、家族の価値と意義を教える項目が少ないように思います。事実、最近の二十歳から30代の未婚者を対象とした民間調査の中には、結婚願望がないという回答が4割を超えたのも出てきており、今や単なる未婚化を超えて非婚化の動きも起きつつあります。

そういった意味において、家族としての価値

や意義をしっかりと子供たちに学校教育の中で教えていくことが大切であると思います。家庭科教育で、どのように家族について指導をされているのか。道徳教育の中でも、家族の大切さ、価値観などを教えることができると思います。

学校教育の中で、家族について価値や意義を教えていくことが大切なことだと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

令和5年版男女共同参画白書の中で、未婚女性の理想のライフコースでは、両立34%に対し、専業主婦13.8%、再就職コース26.1%となっております。つまり、計39.9%の女性が、子供は幼いうちは自分で子育てしたいと希望しております。

中京大学の松田茂樹教授は、少なくとも子育て中の一時期は専業主婦になっている家族を典型的家族と称し、この家族に焦点を当てた少子化対策の必要性を訴えています。幼いうちは自分の手で育てたいと希望している女性のニーズを踏まえた在宅育児手当の導入の検討です。その背景には、在宅で育てている家庭に対する経済的支援が小さいことが挙げられます。

鳥取県のおうちで子育てサポート事業、和歌山県では和歌山県在宅育児支援事業、出生率の回復に成功した岡山県奈義町など、幾つかの市町村でも在宅育児手当が導入されており、母乳が継続しやすい、家族の絆が大切にできるなど、子育て世代から歓迎されていると聞いております。

こうした支援制度を高知県でも導入することが必要だと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

国旗・国歌についてお聞きします。

令和5年はバスケットボールとラグビーのダブルワールドカップの開催で大きな盛り上がりを見せています。バスケットボール日本代表が1次リーグでフィンランドに98対88で勝った試

合は、一時は18点差がつき、敗色濃厚の後半に一気に大逆転。劇的過ぎる勝利でF I B A、国際バスケットボール連盟も公式エックスで、映画になりました伝説の漫画でありますSLAM DUNKの名シーンと並べて祝福し、歴史的な勝利で感動を呼びました。その後、日本代表はパリオリンピック出場を決めております。

9月に入ると、ラグビーワールドカップが始まり、今日サモア戦で劇的な勝利を飾りましたが、日本代表が世界の強豪に勇敢に挑む姿に、多くの日本人が感動をいただいていると思います。

バスケットのホーキソン、そしてラグビーのリーチマイケル選手は、中心選手として活躍しており、どちらのチームも多様性輝くチームであります。そのチームは、国旗を見上げ、国歌を歌って戦いに挑んでいく姿があります。先ほどのリーチマイケルは、これからの日本はグローバル化にならないと、ラグビーで見本を示したいとお話されております。また、公立学校に通う外国人児童生徒も日本籍、外国籍問わず、多くの子供たちが通っています。

我が国の国旗である日章旗と国歌である君が代は、いずれも平成11年8月に法制化されました。制定されたときの内閣総理大臣の談話があります。少し話します。

本日、国旗及び国歌に関する法律が成立いたしました。国旗と国歌は、いずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとってはなくてはならないものであります。また、国旗と国歌は、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものと考えております。法制化に伴い、学校教育においても国旗と国歌に対する正しい理解が促進するものと考えています。我が国のみならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育が適切に行われることを通じて、次代を担う

子供たちが国際社会で必要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長することを期待しております。少し中略しましたが、このように談話を発表しております。

国旗と国歌は、学校教育の場において、しっかりと理解を深めていく教育が必要ではないかと考えていますが、教育長にお伺いをいたします。

次に、主権者教育についてお聞きをいたします。

先ほどの県外調査の続きとなりますが、総務省本庁にて自治行政局選挙部管理課の皆様と勉強する機会をいただきました。その前に、総務省事務次官室にて、高知県に財政課長として赴任していた御縁もあり、内藤事務次官と委員会の皆様との懇談をする時間をいただき、壁にも高知家ポスターも貼られておりました。明神委員長より総務委員会を代表して地方財政の充実について現状を報告し、事務次官もうなずきながら、高知のことを懐かしくお話しされておりました。

さて、主権者教育に戻りますが、近年、各級選挙における投票率は低く、令和5年に行われました統一地方選挙は、全国で41.85%、高知県においても41.29%と、いずれも過去最低を記録しています。その中でも特に若年層の投票率の低さは顕著で、先ほどの統一地方選挙の10代の投票率は17.37%に低下し、若者世代の投票率低下は大きな課題となっております。

投票率が全国一の山形県は、令和3年衆議院議員選挙64.34%、令和4年参議院議員選挙61.87%であります。ちなみに、高知県は同じ選挙で衆議院57.34%、参議院議員47.36%となっております。選挙部管理課は、その違いは若者世代の投票率の違いではないかと言われておりました。数字を見ますと、先ほどの衆議院選挙の10代投票率は48.58%となっております。その

背景には、子連れ投票、家族ぐるみ投票を推進していることが挙げられます。

山形県選挙管理委員会では、令和3年衆議院選挙後に高校3年生にアンケートを実施したところ、投票した生徒の9割が家族と一緒に投票し、小さい頃に親の投票についていったことがある生徒のうち8割が投票していたということです。また、山形県選挙管理委員会では、小中学校のPTA総会において選挙啓発も実施し、子連れ投票、家族ぐるみ投票を推進しています。

山形県金山町では、2年に1度、高校生による議会を招集し、選挙で選ばれた高校生議員と議長が実際に町長以下町幹部に対する質疑を行っております。実際、通学時のバス料金の負担軽減を求めた際には、助成金をすぐに予算化するなど、町の施策への反映となったものもあります。自治体の規模にもよりますが、令和4年参議院選挙の町の投票率は75.57%、18歳の投票率が70%を超えるなど、事業の成果が出ているところもあります。

高知県子どもの環境づくり推進委員会の中で、子供さんからの意見として、選挙権が持てる年齢に近づいてきたときに投票に行ってくださいと教えられても、理解ができていないので投票に行くまでにはなりません、小中学校のときから教えてほしいとの意見が出たと聞いております。

若者世代の投票率向上については、県のほうも様々な形で施策を打ち出していると思います。山形県の子連れ投票、家族ぐるみ投票の推進や——山形県遊佐町の少年議会では独自の予算、45万円を持っています。

このような全国の有効な取組事例を参考にして、高知県の若者世代の投票率向上を目指していくことは、高知県の未来のために大切なことだと思いますが、教育長にお伺いをいたします。

最後に、国土強靱化についてお聞きします。

国土強靱化について、政府はこれまで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」——平成30年度から令和2年度、おおむね7兆円程度、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」——令和3年度から7年度、おおむね15兆円程度により推進してきました。異常気象が激甚化、頻発化する中、これまでの対策で大規模な被害を抑制する効果が各地で発揮されています。

四万十市のほうでも今年6月3日の線状降水帯の発生により大雨が降り続けました。これまででしたら間違いなく浸水していた楠島地区が、国、県、市で整備した相ノ沢川総合内水対策事業の完成で浸水の被害を受けずに済んだことなど、異常気象が激甚化、頻発する中、これまでの対策により大規模な被害を抑制する効果が各地で発揮されています。

道路を例に取りますと、四国8の字ルートの整備進展に伴い、高規格道路が四万十市のほうに順調に伸びてきており、現道と高規格道路のダブルネットワークが構築され、大雨による現道の土砂崩れ、冠水により通行止めになった際にも、高規格道路により安全な通行が確保された事例が多く出てきており、県民の皆様が安心して道路を利用できるようになっています。

しかしながら、高知県の8の字ネットワークの整備率は約61%と、四国平均の76%を大きく下回っています。まだまだ整備を行わなければならない道路は高速道路をはじめ国道、地方道と多数存在しています。にもかかわらず、5か年加速化対策は、おおむね15兆円程度とされる事業規模に対し、3年間で約9.6兆円と、もう既に約7割の事業費が使われており、単純に残り2年を考えると、これまでに比べて事業規模が大きく落ちるのではないかと大変危惧をしています。

こうした中、本年6月14日に、強くしなやか

な国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律が成立し、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化され、国土強靱化の今後の継続が期待されることとなり、このことはさらなる国土強靱化の大きな一歩となると考えています。

これまでの国土強靱化のための3か年緊急対策、5か年加速化対策により、本県にとってどのような成果があったのか、また今後国土強靱化対策の継続に対してどのように取り組むのか、土木部長にお聞きしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域再興ビジョンの策定にかけます決意についてお尋ねがございました。

中山間対策につきましては、これまで暮らし、活力、仕事の3つを柱として全庁挙げて取り組みまして、例えば集落活動センターの拡大、鳥獣被害額の減少といった形で一定の成果も現れております。その一方で、若い世代、中でも若い女性の流出が進むことで、婚姻数や出生数が大幅に減少しておりまして、人口減少が若者の流出を招き、さらなる人口減少につながるという負の連鎖が加速をしております。

この負の連鎖を断ち切るためには、若者を増加させるということによって人口の若返りを図りますこと、すなわち持続可能な人口構造へと転換をするということ、これが何よりも重要であります。このためビジョンの骨格案におきましては、目指す将来像の中心に若者の増加を置きまして、少子化対策と一体となりました新たな中山間対策に取り組むということといたしました。また、新たな柱として若者を増やすという柱を加えますとともに、新たな4つの柱ごとに、例えば年間移住者数5,000人以上、居住地で

の医療の提供100%といった数値目標を掲げることといたしております。

骨格案でお示ししたこれらの目標は、議員から御指摘がありましたとおり、いずれもかなり挑戦的な、いわゆるチャレンジングな目標であるというふうに認識をしております。その一方で、これらの目標は、ビジョンに掲げた将来像を実現するためには何としても達成をしなければならない、そうした目標だと考えております。

県土の9割を占め、県民の4割が暮らす中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ないと考えます。地域の皆さん、市町村や事業者の皆さんと心をつなげて、未来を切り開き、より元気で豊かな、そして温かい高知県を次の世代に引き継ぎたいと強く考えております。私自身が先頭に立ちまして、目指す将来像の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたい決意であります。

次に、ビジョンに掲げます、20歳から34歳までの年齢層におきます女性の割合に関する目標についてお尋ねがございました。

本県の中山間地域では、若者世代の流出が顕著でありまして、特に女性の流出は男性を大きく上回っております。高知市以外の33市町村の状況ということで見ますと、平成30年から令和4年までの5年間で、15歳から34歳までの若者の転出超過数を見ますと、男性が約3,100人とどまっているのに対しまして、女性は約3,600人という形で大きく上回っているところであります。

こうした流出が積み重なってまいりました結果、県内の34市町村で見ますと、このうちの28市町村で20歳から34歳までの若い年齢層におきます女性の割合が全国平均、これは49%になっておりますが、これを下回っているという状況にございますし、特にこのうち7市町村では、女性の割合が約4割にとどまっているという大変厳しい状況にあります。専門家からは、この

男女の人口構成のアンバランスがあることが、婚姻数、出生数の減少の大きな要因の一つであると、そしてその解消が非常に重要だという指摘をいただいているところであります。

私自身、中山間地域の若者の男女比のアンバランス解消が、中山間地域の再興に向けて最も重要となる、10年後の若者の人口増加を実現するという目的に向けての要、そして肝になるというふうに感じております。このため、全ての市町村で、20歳から34歳までの若い年齢層におきます女性の割合が全国平均49%を上回るという目標を掲げまして、中山間地域の若い女性の増加に向けて取り組むということといたしたわけでありまして。

この目標の達成に向けましては、より多くの女性に本県に残り、あるいは本県に戻ってきてもらう、さらには本県を居住先として新たに選んでもらうということが重要となります。高知県が、若い女性が生き生きと仕事ができ、そして生き生きと生活ができる県であると評価されますように、必要な施策の立案とその実現に全庁挙げて全力で取り組んでまいりたい決意であります。

次に、デジタル技術を活用しました未来の県庁をどのように描いているかということについてお尋ねがございました。

私が目指しておりますのは、デジタル化により行政事務の効率化、県民サービスの向上に徹底して取り組む高知県庁という姿であります。

行政事務の効率化につきましては、議員御指摘のとおり、いわゆるRPA——業務プロセスの自動化の技術であります——やAI-OCR——人工知能を活用した光学文字認識、手書きの文字を読み取ってデータ変換ができるといった技術であります、こういったものを活用しまして、定型業務を効率化するということが可能となるわけがございます。本県におきまして

も、昨年度の年間削減時間数がRPAにおきまして5,208時間、AI-OCRにおきまして1,278時間相当というふうになっており、大きな効果を上げているというふうに考えております。

さらに、今年度はこれらのデジタル技術を業務の中で最大限活用するというを目的といたしまして、業務フローを見える化するための調査を全庁で進めております。この調査におきまして、定型的、反復的な作業などのように、デジタル化の余地がある業務を見つけ出し、洗い出しまして、デジタル技術の活用による業務の効率化を検討していくということといたしております。

これらの効率化の取組により確保した時間を、県民の皆さんとの対話、あるいは施策の立案などにも活用していく、それによって県民サービスがさらに向上するという好循環を実現したいと考えております。

また、県民と県庁の接点となります行政手続などにおきましては、電子申請や電子契約などのデジタル技術の活用によりまして、県民サービスの向上にも取り組んでおります。将来的には、県民の皆さんが役所へ足を運ぶことなく、スマートフォン一つで手続が完結するといったように、行政手続のオンライン化をさらに進めてまいりたい考えであります。

引き続き、デジタル化によります業務の効率化と県民サービスの向上を不断に行いまして、県庁のDX——デジタルトランスフォーメーションに全庁挙げて取り組んでまいります。

最後に、大規模災害、いわゆるメガクライシス後の民間団体と行政の力を合わせた取組についてお尋ねがございました。

議員から御紹介がありましたように、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりましては、商工会、商工会議所をはじめとした多くの民間団体の皆さんのお力添えをいただいたところで

あります。県内事業者の事業の継続、そして雇用の維持に多大な御貢献をいただきましたこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと存じます。

南海トラフ大地震などの大規模災害に際しましても、コロナ禍と同様に行政だけでは対応できるものではありません。民間団体の皆さんと力を合わせて復旧・復興に取り組むことが必要となります。例えば、東日本大震災では被災後、産業経済活動は大きな打撃を受けまして、生産活動に大きな支障をもたらしました。商工業の分野におきましては、企業活動の一日も早い再開、仮設事業所の整備、被災した施設や設備の復旧が課題となった、とりわけ資金力に乏しい中小企業の再建が地域経済の回復にとって急務であったというような事情だったというふうにお聞きをしております。

こうした知見を基にいたしまして、本県では先頃、高知県南海トラフ地震復興手順書をあらかじめ定めて備えているところであります。この手順書の商工業分野におきましては、発災後、市町村、国に加えまして、商工会議所などの民間団体も重要な連携先として位置づけており、事業者の早期再建支援などを行うことといたしております。

発災直後の混乱の中では、ふだんから顔見知りの方の寄り添った支援が、経済面はもちろんですが、心理面でも大変大きな支えとなるというふうに考えます。こうした地域に根づいた方々ともしっかりと連携をしながら、早期の復興に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(中山間振興・交通部長中村剛君登壇)

○中山間振興・交通部長(中村剛君) 地域の伝統的な祭りや民俗芸能に関してどのように地域の声を聞き、どういう思いから中山間地域再興ビジョンに位置づけたのかについてお尋ねがご

ざいました。

中山間地域の再興に向けては、市町村はもとより、地域の皆さん、地域の事業者の皆さんと県が一体となって取り組んでいくことが何より重要と考えております。このため、ビジョンの策定に当たっては、できる限り多くの方の声をきめ細かくお聞きし、ビジョンに反映するよう努めております。

これまでに市町村長やJAなど関係団体、県内66か所の集落活動センター、地域で活動されているグループや組織など、合わせて142団体、500人を超える皆さんから地域の実情や課題、県への御要望などについてお話を伺ってまいりました。その中で、地域のお祭りなどに関しては、何百年も続いた祭りや地域のイベントも若手がおらず後継者がいない、地域の文化や歴史を絶やしたくないといったお声をいただきました。

改めて、地域の伝統的な祭りや民俗芸能は、地域住民の自信や誇り、活力の源であると感じましたし、また若者のふるさとへの愛着を育み、地域のにぎわいを創出し、地域資源の再発見につなげるなど、他に代え難い価値があるとの思いを強くいたしました。このため、ビジョンの柱の一つ、活力を生むの中に、新たに伝統的な祭りや民俗芸能の維持・継承・活用を策として盛り込み、達成すべき数値目標も設定いたしました。

今後は、年度末のビジョン策定に向けまして、この目標の達成につながる具体的な施策の検討を進めますとともに、市町村や地域の皆さんの声を改めてお伺いし、ビジョンに反映していきたいと考えております。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、情報化統括監、いわゆるCIOの新設につきましてお尋ねがございました。

国が令和2年に策定した自治体DX推進計画

におきまして、専門的知識を持って技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要と示されております。総務省の調査によりますと、CIOなどとして外部からデジタル人材を活用しているのが、都道府県では14団体となっております。

本県におきましても、専門的知見を持つ人材の確保をデジタル化推進計画の重要な取組として位置づけているところでございます。これまでも、システムの調達やセキュリティー対策といった専門性が求められる分野におきまして、任期付職員を外部から採用するなど、デジタル人材の確保に努めてきたところでございます。

現在は、システムの調達やデジタル化推進計画の推進などにおきまして、専門的知見を有する大学教授やIT企業、コンサルタントなどからの助言、協力を受けているところでございます。また、今年度の社会人経験者採用試験におきまして、デジタルの試験区分を新設するなど、IT企業などでの勤務経験者の確保、活用を積極的に進めているところでございます。

さらに、CIOやCIO補佐官といった名称ではございませんが、本県でも副部長級のデジタル化推進監を総務部に配置し、施策の推進や部局を超えた調整を図っているところでございます。引き続き、必要に応じてアドバイザー等の外部人材の活用を行ってまいります。

また、外部人材の活用に加えまして、デジタル技術を県のような業務や県民サービスの向上に生かしていくことができるDX人材を育成することも重要でございます。今後は、業務を効率化できるデジタルツールや、県民サービスの向上と、施策立案に生かせる先進事例などを学ぶ職員研修の拡充を検討したいと考えております。

次に、人材育成のための職員に対する支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘の民間への外部委託につきまして、本県では行政改革プランなどに基づき、民間の知見やノウハウを県の業務に生かす観点などから推進をしてきました。外部委託に当たりましては、個々に事業が委託になじむか、なじまないかということを検討し判断をしております。

しかしながら、全国的にも外部委託が進む中、コスト削減などの効果がある一方、職員は実務経験を積めず、知識やノウハウなどの能力を身につける成長の機会を失うといった指摘もされているところでございます。加えて、業務多忙で研修等のスキルアップに割く時間がないといった課題も顕在化しております。

本県では、職員の能力や資質を高めるため、人材育成基本方針に基づき、各所属でのOJTや、実践的な知識などが身につく研修などを実施しておるところでございます。また、働き方改革による業務の効率化にも取り組んでおり、これによりまして、職員が研修等でスキルアップするための時間の確保につながると考えております。

現在、国においては、近年の社会情勢の変化を踏まえ、地方自治体に示す地方公務員の人材育成基本方針策定指針の改定が検討されております。平成9年の策定以降、26年間で初めての改定となっており、その検討過程では、行政に求められる能力の変化についても議論がなされております。

こうした国の動向も踏まえまして、本県においても、職員が時代のニーズや変化に対応した行政サービスを提供できるよう、さらなる人材育成に取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、商工会議所などの施設の建て替えに対する支援についてお尋ねがございました。

商工会議所などを建て替える場合の支援につ

きましては、自己資金で建て替えをいただくことが原則であること、原則に基づき会員からの寄附金や規模の見直しなどを行い、実際に建て替えや移転が行われていること、商工会議所以外にも公共的団体は数多くあり、これらに支援をしていくには相当の財源の確保が必要となることなどから、現状、県としての支援はなかなか難しい状況でございます。

こうしたことから、これまでに相談のあった団体に対しては、建て替えを希望される場合には、国の補正予算も含め活用できる助成金の有無を確認し、御紹介するなどの対応を行ってきたところであります。また、建て替えができない場合には、市町村の庁舎や関連施設への移転も検討することなどを助言してまいりました。

一方、知事からお話がありましたように、大規模災害時には、事業者身近な支援機関である商工会議所などと連携した取組が必要であり、そのためには活動の拠点がしっかりと機能していることが重要であります。県内の商工会議所などの建物の多くは、建設から相当の年数が経過しており、耐震化など何らかの対策が必要であると認識しております。

こうしたことから、今後も相談があった際には、他の取組事例なども紹介しながら、引き続き丁寧に対応してまいります。あわせて、こうした状況は本県だけではないと考えられますことから、他県の状況などもお伺いしながら、国への政策提言も含め研究をしてまいりたいと考えております。

次に、商工会議所の経営指導員の設置基準の見直しについてお尋ねがございました。

経営指導員の設置基準については、平成18年度に国の補助金から地方交付税措置に切り替わった後も、本県を含め多くの県で移譲前の国の基準で運用されてきたところであります。その後、商工会及び商工会議所による小規模事業

者の支援に関する法律の改正などにより、経営指導員に求められる役割が増加する一方で、設置基準である小規模事業者の数は減少が続き、従来の基準では求められる支援サービスの提供ができなくなりつつありました。こうしたことから、平成30年度に経営環境が厳しい地域ほど経営指導員の手厚い支援が必要であるとの考えの下、県独自で基準の見直しを行ったところでもあります。

そして、基準の見直しから5年がたった現在の状況であります。県内の事業者数はさらに減少し続けております。一方、経営指導員にはコロナ禍での様々な事業支援に加え、デジタル化や事業承継などへの対応、さらには今後本格化するコロナ融資返済への対応など、前回の見直し時よりもさらに多くの役割を担っていただいていると考えております。

こうした状況を受けまして、本年度経営指導員の設置基準について検証、再度の見直しの検討を行っているところであります。これまでに商工会議所連合会が中心となり、県も参加しながら、また日本商工会議所に他県の取組状況を御紹介いただきながら、会議を5回開催しております。会議では、商工会議所としてあるべき姿や業務の効率化、経営指導員の資質向上などについて闊達な議論がなされております。

県としましては、10月に予定されている取りまとめを受けまして、地域の小規模事業者への支援がどうあるべきか、地域の商業機能を維持していくためにはどうあるべきかなどの視点を持って、基準の見直しを行っていきたいと考えております。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、これまでの教員の働き方改革の状況と、国の動向を見据えた今後の取組についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで教育大綱や教育

振興基本計画に働き方改革の推進を位置づけ、議員からお話のありましたように、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革の推進、そして業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用の3つの柱で取り組んでまいりました。具体的には、勤務時間管理の徹底はもとより、統合型校務支援システムの導入や、研修のオンライン化といったデジタル技術による業務の効率化、さらには教員業務支援員など外部人材の活用にも取り組んできたところであります。

その結果、例えば教員業務支援員を配置している小中学校等における月平均の時間外在校等時間は、平成30年度の配置校20校で約53時間であったものが、令和4年度の配置校85校では約41時間となるなど、改善傾向が見られております。

今後は、こうした成果や国における働き方改革の取組の加速化も踏まえまして、ICTのさらなる活用や教員業務支援員の配置の拡充などに加えまして、授業時数の見直しや教員のメンタルヘルス対策の充実などにも取り組み、業務面だけでなく、心理面の負担の軽減にも意を用いてまいります。また、国に対しましても、引き続き働き方改革に関連する財政支援の拡充を求めるなど、多くの若者に教員を目指していただける環境づくりに努めてまいります。

次に、個人に配慮した人事異動の在り方についてお尋ねがございました。

教員の人事異動につきましては、学力や体力の向上、生徒指導上の諸課題の解決など、本県の教育課題に的確に対応できる学校組織を構築することを第一義として行っております。このため、まずは市町村教育委員会の次年度の方針や学校長の学校運営に関する計画をお聞きしております。

その上で、教職員一人一人が十分にその能力

を発揮できるよう、それぞれの事情に配慮することが必要と考えます。このため、教職員から人事異動調書を提出していただくとともに、市町村教育委員会や学校長から聞き取りを複数回にわたって行っております。さらに、県立学校におきましては、個別の状況を詳しく把握するため、希望する教職員に対しては、人事担当者との直接面談も実施しているところであります。

しかしながら、県全体を考え、人事異動を進めることとなりますので、全ての教職員の希望に添うということは困難な状況もございます。

県教育委員会としましては、今後も聞き取りや面談を丁寧に行い、教職員の健康や家庭の状況など、個別の事情をより詳細に把握してまいります。そして、個人の状況にも配慮しながら、教職員一人一人の適性や能力が生かされ、各校の目標が達成される教職員組織となるよう努めてまいります。

次に、子供と向き合う教員を評価するなど、現場のモチベーションを上げていく環境を整えることについてお尋ねがございました。

県教育委員会では、教職員の職業能力育成を図り、学校組織の活性化に資することを目的として、平成23年度から人事評価制度及び査定昇給制度を導入しております。

その中で、人事評価におきましては、児童生徒に寄り添い、一人一人の状況や特性、気持ちを捉えている、あるいは、児童生徒の実態や内面を共感的に理解するといった評価項目を設け、しっかりと子供に向き合っている教員、そして実績を残している教職員が適正に評価されるように制度設計をしております。さらに、人事評価結果につきましては、本人にフィードバックするとともに、査定昇給制度の導入により、子供に向き合い、優秀な勤務実績を上げている教職員を給与面でも高く評価することで、モチベーションを高めていく仕組みとしております。

今後とも適正な人事評価と適切な処遇により、現場のモチベーションが上がっていく好循環を生み出せるよう、適切な制度運用に努めてまいります。

次に、ハラスメントの抜本的な対策についてお尋ねがございました。

ハラスメント行為は、被害者の人権を無視し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、決してあってはならないことであると考えております。そのため、土佐清水市の小学校及び旧高知南高等学校で発生したハラスメント事案の検証と、今後の防止対策を一体的に検討することとしております。

現在、県教育委員会事務局内に設置した不祥事防止対策プロジェクトチームにおきまして、今月開催しました高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会からの御指摘、御意見等を踏まえ、ハラスメントを含めた不祥事防止対策の検討を始めております。具体的には、市町村教育委員会との連携や各学校での服務規律の徹底に向けた取組のさらなる強化、教職員への啓発や相談窓口の充実など、広範にわたって協議を進めているところであります。

県教育委員会としましては、ハラスメントのない安全・安心な学校づくりに向け、改めて第三者委員会の御意見を伺うことも含めて検討し、スピード感を持って対策を取りまとめ実行していきたいと考えております。

次に、学校教育の中で家族の価値や意義を教えることについてお尋ねがございました。

家族について、国が示す学習指導要領解説においては、一人一人が誰かと取り替えることができない、かけがえのない価値を有する存在とされているところであり、学校教育において児童生徒に教えることは重要なことであると考えております。

このため、道徳科の授業におきましては、教

材を基に、例えば家族を大切にすることはどういうことだろうといったことを議論し合い、考えを深め合っています。また、小中学校の家庭科におきましては、家族との触れ合いや団らんの大切さなどを理解する学習を行っております。高等学校では、親の役割や子育て支援のための制度などを理解するとともに、男女が協力して主体的に家庭を築くことの意義や重要性について考察するといった学習を行っております。

児童生徒が家族の価値や意義をしっかりと考えるためにも、こうした学習を確実に進めていくことが重要と考えております。

次に、学校教育の場で国旗・国歌の理解を深めていくことについてお尋ねがございました。

グローバル化が進展するこれからの社会においては、児童生徒が国際社会の一員として尊敬され、信頼される日本人として成長していくことが求められます。そのためには、我が国の歴史や文化をしっかりと学び、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、我が国の国旗・国歌に対する正しい認識と、それらを尊重する態度を養うことが大切です。同様に、他国の国旗と国歌を尊重する態度を養うことも重要になってまいります。

現在、学校におきましては、学習指導要領に国旗・国歌の指導が位置づけられております。例えば、社会科では、国旗や国歌にはそれぞれの国の歴史や、国民の思いが込められていることなどを学びます。音楽科では、国歌君が代の歌詞の意味を学び、これを歌えるように指導することとしております。また、小・中・高等学校全ての学校種を通じて、特別活動の入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導しております。

今後とも学習指導要領の趣旨に沿って、適切に国旗・国歌の学習が行われるよう、市町村教

育委員会と連携し、指導の徹底を図ってまいります。

最後に、本県の若者世代の投票率の向上についてお尋ねがございました。

選挙は、我が国の在り方や自分たちが生活する社会のこれからを決定する過程に参画する重要な手段の一つです。そして、未来を担う若者が投票を行うことによって社会を支える人間としての意識を持つことは、我が国、そして本県の将来にとって大変重要なことであります。

本県では、これまでも小中学校、高等学校において、社会科や地理歴史・公民科の中で、政治や選挙、社会の仕組みなどについて学習する主権者教育を系統的に行ってまいりました。しかしながら、本県の若者の投票率は依然として低い水準にとどまっている状況にあります。

若い世代が実際の選挙で投票という一歩を踏み出すためには、教育の観点からは授業等で単に知識を得るだけではなく、それを基に地域や社会の課題解決に向けて考え、行動するといった学習や経験を重ねていくことが必要であると考えます。

そのような意味において、授業で学んだことをベースに、子供たちが自治体の首長や議員の方々との意見交換の機会を持つことや、選挙管理委員会との連携による模擬投票といった体験的な学習を進めることも効果的だと考えております。さらに、他県の若者の投票実態を知り、選挙について生徒同士が議論し合うことも大変有効であると考えております。

このような取組を通しまして主権者教育を一層充実させていくことで、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 在宅で育児する家庭に対する手当などの支援制度の導入についてお尋ねがございました。

お話にありました在宅育児手当は、育児休業給付の対象とならない世帯も含め、保育所等を利用しない在宅の子育て家庭を広く支援する制度です。保護者が働いていても在宅で育児をしていても、全ての子育て家庭をひとしく支援していくということは、大変重要な視点だと考えております。

県としましては、在宅育児手当のような子育て家庭への直接的な経済支援につきましては、引き続き全国一律の制度として、国においてしっかりと対応していただきたいと考えております。本年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針におきましても、経済的支援として児童手当の拡充やパートの方などの育児休業給付の拡大、就労要件を問わずに時間単位で保育所等を利用できる新たな通園制度の創設など、在宅の子育て家庭への支援も含めた強化策が検討されています。引き続き、さらなる経済的支援の充実について国に求めてまいります。

県としましては、在宅での育児には孤立化のリスクが伴いますので、子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立しないよう、子育て家庭の不安感の解消を図る方策を強化してまいります。具体的には、母子保健と児童福祉の機能を一本化したこども家庭センターの設置や、地域子育て支援センターの機能強化など、子育て家庭の不安やニーズに寄り添う体制づくりを進めてまいります。また、子育て経験者による相談体制の仕組みづくりなど、住民参加型の子育て支援の充実を図ってまいります。

こうした取組を通じまして、在宅での子育てをしっかりと支援してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が本県にもたらした効果と、国土強靱化対策の継続へ

の取組についてお尋ねがございました。

国土強靱化の取組による成果につきましては、道路事業を例に取りますと、3か年緊急対策では、国道494号佐川・吾桑バイパスの須崎3工区が約3年前倒しで完成供用することができました。このバイパス整備により狭隘な区間が解消され、災害時における救援物資等の輸送を担う緊急輸送道路としての機能が確保されました。続く5か年加速化対策では、高規格道路の整備や老朽化対策が新たにメニューに盛り込まれたことで、四国8の字ネットワークなどの整備が加速しております。また、国道441号口屋内バイパスのトンネル工事や、県道江川崎停車場線の川崎橋などの老朽化対策も着実に進んでおります。

このように、目に見えて一定の効果は現れているものの、四国8の字ネットワークの整備や、県民の安全・安心につながる中山間地域での道路整備は、まだまだ道半ばでございます。加えまして、5か年加速化対策の残る2か年の予算配分や、対策期間終了後の施策の継続も懸念されているところです。

こうした中、県といたしましては、これまでのペースを緩めることなく施策が継続されるよう、様々な機会を通じて国などに対して働きかけてきましたところ、本年6月には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が改正され、継続的、安定的に取組を推進する枠組みができました。

今後も、強靱なインフラ整備を強力かつ継続的に進められるよう、防災・減災、国土強靱化の予算、財源の安定的な確保に向けまして、国などに訴えてまいります。あわせて、策定が法定化された国土強靱化実施中期計画が本県にとって実効性の高いものとなりますよう、国の動向を注視しながら取り組んでまいります。

○4番（土森正一君） 濱田知事以下、執行部の皆様におかれましては御丁寧な御答弁をいただき、誠にありがとうございました。教育長もありがとうございます。

2問目はいたしませんけれども、本当に中山間地域再興ビジョンの、知事のかける熱い思いが分かりまして、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

また、お祭りのことをちょっと質問したんですけれども、お祭りが強い地域は、実は共助の力が強いところでございます。あわせて、防災力の面からも非常に有効な地域でございますので、しっかりとそれを見習いまして、中山間地域再興ビジョンのほうにつなげていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、地域を守る、そしてまた家族の話もさせてもらいましたけれども、大事なものというものがあると思います。日本の文化、歴史、そして家族、そして地域のコミュニティー。今回の質問をつくる上で本当に思ったのは、変えたら変えるのではなくて、守りたいものがあるからこそ変えていく、そういう濱田知事のビジョンを前進させていくことが、高知の未来、希望につながるようになるということが分かりました。

そして、先生の働き方改革、教育のほうも充実させていくことを訴えて、大好きな高知、そして日本のためにまた精進してまいります。

これで一切の質問を終わります。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩



午後1時再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

10番下村勝幸議員。

（10番下村勝幸君登壇）

○10番（下村勝幸君） 自由民主党会派、黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思っております。

さて、濱田知事が就任されました4年前、その直後の12月議会で私は質問させていただく時間を頂戴いたしました。そのときは、これから大きく盛り上がるであろう東京オリンピック・パラリンピックの開催や、知事肝煎りの関西圏との経済連携など、私自身が期待いっぱいであり、それから発生することになるパンデミックやロシアの侵略戦争の勃発など少しも頭がなく、逆に尾崎前知事から非常によいタイミングで濱田知事は就任されたなという、非常に楽観的な思いで質問に入ったことを昨日のように思い出します。しかしながら、世界はこの4年間で激動の変革期に入ったと感じております。

そこで、今回の質問では、その変革期に入ったこの世界に、高知県としてどう立ち向かっていくのかを主眼に質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に少子化対策についてお伺いいたします。

高知県の出生数が令和4年で全国最低の3,721人であると公表されました。まさに高知県民にとっては衝撃的な数字であったと思っております。それを裏づけるように、年間の出生数が1桁台の町村が多数出現するようになってきています。しかしながら、高知県の年間合計特殊出生率は全国平均に比べ高い水準で維持できており、今回の年間出生数の全国最低という事実は、この

出生率のみにこだわることの危うさを如実に表した結果であろうと思っております。

私自身、これまでは出生率がある一定の高さで維持できていれば、それにつれて出生数も当然増えてくるものと思い込んでおりましたが、今回の結果は、出生数を増やすことのできる若い女性が、着実にこの高知に残っていただける仕組みづくりが、より重要であるという事実を突きつけたものであることがはっきりいたしました。

今回の知事の提案説明におきまして、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上といった観点から検討を進めているとの御説明もありました。今後は県内各地域での出生数を維持もしくは増加させていくことが極めて重要となります。

安心して子育てできる環境づくりを基盤とした少子化対策の充実強化において、出生数の具体的な目標設定や、今後の取組の方向性につきまして知事の御所見をお伺いいたします。

また、出生数を維持するということは、当然ながら地域にある分娩医療機関を維持していくことにつながっていくと思っております。しかしながら、現在の状況は、分娩数が減少することにより産院や産科等の分娩医療機関の維持が困難となったり、医師や助産師の研修機会が減少することによって、産婦人科医や助産師が集まらずにさらに減少し、これによって地域の周産期医療のサービス低下が加速するなど、完全に負のスパイラルに陥ってしまっていると感じております。

昨日の槇尾議員からもお話がありましたが、大手住宅建設メーカーが毎年開催している男性育休白書では、今年も昨年に続き2年連続で高知県が全国1位となりました。また、5項目で構成される指標別スコアにおいても、男性が行う家事・育児の数、男性の家事・育児幸福度、

男性の家事・育児時間の3つの項目で全国1位となっております。

今後の少子化対策におきましても、この結果は高知県の男性の育児に関する関心の高さを、全国にさらに大きくアピールできるポイントになるのではないかと感じた次第です。もともと共働き家庭が多く、このような下地を持つ本県では、安心できる周産期医療体制をしっかりと組むことができれば、必ず出産数全国最下位からの脱出は可能であると信じております。

今回、私のほうからのこれ以上の具体的な質問は行いませんが、我が会派の土居議員や槇尾議員からも御指摘がありましたように、県内のどこに住んでいても安心して出産できる周産期医療体制の確保、また充実を私からも切に要望させていただきます。

次に、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進についてお伺いたします。

市町村におきましては、国のDX推進計画に基づき、重点取組事項として、令和7年度末までに20業務における基幹システムの標準化、共通化に取り組んでいます。国はこの標準化、共通化に当たり、各市町村が独自のサーバーを設けるのではなく、国が用意したネットワーク上の領域であるガバメントクラウドを利用して、システムを稼働させることを推奨しています。これにより、どのような規模の市町村でも、比較的安価にセキュアな環境が利用できるようなものとなるものと期待されております。

そして現在、各市町村においてガバメントクラウドにどのように接続するのかについて検討がなされています。これまでの検討の中で、各市町村からLGWAN網まで、県のノードを経由して接続する方法が有力であるようなお話を伺っておりますが、県の回線帯域の増強が必要になりそうな話もあり、できるだけ市町村の持ち出し分を抑えるためにも、ガバメントクラウ

ドへ接続する際に、財政的なしわ寄せが市町村に及ばないようにしていただきたいと思います。総務部長の御所見をお伺いたします。

次に、現在黒潮町では、デジタル田園都市国家構想に基づき、様々な施策を模索しております。特に、統計データ等の合理的根拠に基づく政策立案であるEBPMの実践や、住民起点のサービスを提供するためには、このデータ連携基盤は必要不可欠と考えます。しかしながら、データ連携基盤を単独の市町村で継続運用していくことは、現実的にあまり意味が見いだせないとも感じています。また、複数の市町村でデータ連携基盤の構築を検討しようとしても、データ連携基盤の活用事例は全国でも数が少なく、データ連携基盤の意義や重要性に関する理解が十分ではない市町村も多く、議論が進まないものと見受けられます。

そのため、県として県内で統一したデータ連携基盤を構築し、活用していくことを視野に、市町村を先導すべきと考えますが、総務部長の御所見をお伺いたします。

次に、本日の土森議員、また昨日の武石議員からも同様の質問がありましたが、黒潮町役場では行政のDXが少しずつではありますが、目に見える形で進捗しています。その大きな要因は、以前私が本会議でも取り上げましたように、黒潮町では国の支援を受けながら、民間企業からデジタル専門人材をお迎えし、黒潮町のDXに積極的に指導をしていただいているからであります。彼が着任し、2年目となりましたが、その間、システムの使い方に関する指導や研修にとどまらず、業務の見直しに関する考え方など、マインド面に関する研修等も実施し、現在職員がなぜDXが必要なのかを体現するようになってきたそうであります。

このように市町村でDXを進めるためには、単にシステムを導入すればよいというものでは

なく、個々の職員の意識の変革が重要と考えます。そのためには、職員自身が気づきを得て、具体的な事例に触れることで、実践につながるのではないかと考えます。しかしながら、そういった機会を各市町村が単独で確保するのは難しく、県が積極的に関わることで、全体のDXに対するボトムアップが図れないかと考えております。

意識改革や業務改善といった市町村DXの取組において、県が率先し、気づきや事例を示しながら支援する形で後押しすべきと考えますが、総務部長の御所見をお伺いいたします。

さて、DXの推進で一番ネックとなってくるのが、様々なシステムが混在する中でのシステムの統合であります。現在、その情報連携が最も急がれるのが、冒頭に問題提起した周産期医療等も含まれる地域医療情報ネットワークのシステム統合であります。これまでもこの問題につきましては、何度も議論の俎上に上り、何年も検討する状態が続いております。高知あんしんネットや、はたまるねっとなど、エリアごとに複数のシステムが運用される今の状況を早急に改善しなければ、本当の意味でのDXの推進とは言えないと考えます。

医療システムのDX化のためにも、最終形であるこのシステム統合をいつまでに進める予定なのか、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、農業振興についてお伺いいたします。

現在、国におきましては、農業政策の憲法とも言える食料・農業・農村基本法の改正に向けた作業が進められております。そして、今月11日には、基本法の見直しに関する答申が、食料・農業・農村政策審議会から提出されました。今後は、来年の通常国会への法案提出に向けた作業や、具体的な施策の検討が進められることになるとお聞きしております。この基本法見直し

の背景には、制定から20年以上が経過し、国内市場の縮小、生産者の減少や高齢化など、産業構造の変化もありますが、何よりも世界的な人口増加や気候変動など、国際的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっていることが大きいと考えております。

現に今回のブラジル訪問時にも、現地の声として、現在の日本は世界市場で完全に買い負けの状態にある。今後は、お金を出せば何でも買うことのできる日本だという認識を改める必要があるという、大変厳しいお言葉をお聞きしました。これは、現在日本にやってくる外国人の姿を見ればよく分かると思います。多くの外国人は、日本の商品の安さに驚いています。それだけ彼らの自国通貨が強くなっていることの裏返しであると思います。この円安基調が続く中において、今の日本は数十年前に私が働いていた外国の姿を見ているようで、空恐ろしい感じがあります。自由主義経済の中では、市場価格は需要と供給のバランスによって決定されることは言うまでもありません。しかしながら、世界的なインフレが続く中では、この市場経済がうまく機能しなくなっているように感じるところもあります。

ここで私が今取り上げている農業分野においても、その状況は顕著であり、生産しても販売額で生産コストを吸収することが大変難しくなっており、農業者の生産意欲をそぐどころか、維持することが難しくなっている現状があります。フランスなどでは、その販売額を守るために法律をつくり、農業者を守ろうとしています。

私は、今後自分たちが食べる食料は自分たちできちんと確保できなければ、自国民を飢えさせることになりはしないかと大変大きな不安を感じています。今述べたように、日本の農業は、国民や県民の食料を供給する上で非常に大きな産業であります。

食料安全保障上の観点から、我が国や本県の農業を取り巻く現状をどのように認識されているのか、知事にその御所見をお伺いいたします。

また、ここで言う食料安全保障を確立するためには、当然ながら、農地とそれを守る担い手をしっかりと守り育て、そして確保していくことが必要であります。そのためには、農業者が生産意欲を持てる販売価格、すなわち生産コストが適正に反映された価格の形成が重要であります。このたびの基本法改正に向けた作業の中でも、適正な価格形成の仕組みづくりに対して、生産現場から期待や関心が集まっており、審議会における見直しをめぐる議論の中でも、価格転嫁に議論が集中したと伺っております。

さきに行われました高知県農協農政会議等による御要請の際には、JAとして農産物の適正な販売価格について、消費者への理解を求めていくこととされているとお伺いいたしましたが、現実的には、消費者の所得が上がらない今の状況において、理解を得ることはたやすいことではありません。適正な価格形成につきましては、生産から消費まで幅広い関係者の理解が必要な、非常に難しい課題ではありますが、高知県の農業者を守るためには、何としても実現せねばならないと思います。

そこで、農産物の適正な価格形成に向けた国や県、関係者の取組状況について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興についてお伺いいたします。

この9月15日に、県では再造林推進プランを公表いたしました。この中で再造林率を令和9年度目標で70%を目指すということが示されております。この目標設定は、今現在においても再造林率が40%で推移する中、かなり高い目標設定であるように感じております。

さて、この目標をクリアするためには、まず第1に、山主自身が皆伐から再造林に至るまで

の一連のプロセスに対して、実施しようという意識を持っていただくことが非常に重要であり、山主にもうけが出なくとも、少なくとも損をしない仕組みづくりが極めて重要であると考えます。

そして、2つ目に重要となるのが、実際にその再造林を行う担い手の確保であります。県では林業大学校での林業技術者の養成など、様々な担い手対策に取り組まれておりますが、さきに述べたような再造林率の目標を達成するためには、さらなる担い手の確保が必要ではないかと感じております。そこで、この分野でも頼りとなってくるのが外国人材であります。これまでも県として国に対し積極的な政策提言を行って来ておりますが、そろそろ新たな技能実習制度について、国の方針も示される時期ではないかと考えております。

そこで、お聞きいたしますが、現在林業分野での外国人材の受入れについてはどのような状況か、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

また、以前御説明いただきましたが、林業・木材産業分野では、他産業と比較して労働災害の発生率が高く、特に林業分野については、全産業平均の約10倍となっているため、受入れに当たっては、適切な安全教育及び労働環境の整備が必要であるとも伺っております。

さきに述べた国の動向や林業分野が抱える現場の現状を踏まえ、外国人材の受入れについて県としてどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、水産業振興についてお伺いいたします。

9月8日に、定置の漁業者の皆様と水産振興部との意見交換会に出席させていただきました。その意見交換会の中で、県がサポートしながら事業戦略を練る内容についての御報告がありましたが、私には少し物足りなさが残る内容でありました。県ではこれまでも様々な施策を講

しながら、漁業者の支援に当たってまいりました。しかしながら、物価が異常に高騰し、円安基調に改善の兆しが見えない中で、この高知県の沿岸漁業を取り巻く環境はさらに厳しさを増していると感じています。

さきの農業分野でも指摘してきたように、漁業を取り巻く環境も全く同様であります。諸経費が右肩上がり急増する中、魚価がそこに反映されず、経営が難しい漁業体が多数存在すると聞いています。このままでは、漁家を増やすどころか衰退に向けて追い込む状況となりかねないと、大変危惧をしているところであります。この非常に難しい問題に取り組むためには、県としても相当な覚悟と、新たな切り口でこの問題に取り組みねばならないと思います。

高知県の水産業が直面する現状をどのように認識しているのか、知事にお伺いいたします。

また、最近の異常気象によって、漁業を取り巻く環境も大きく変化してきているのは、皆様御承知のとおりであります。さらに、人口減少によって、これまで地域において漁業を支えてきたサイクルが途絶えつつあります。言い換えるなら、これまで普通に機能していた漁業を取り巻く環境が消えつつあるということです。

例えば、漁を終えて帰ってきた漁船のメンテナンスを行おうにも、造船所や鉄工所等が高齢化によって廃業に追い込まれ、遠く離れた造船所からの電話の指示で、船の修理やエンジンの調整を船主自らが行っている実態などもお聞きいたしました。また、仲買人が極端に減少したことによって市場原理が働かず、市場機能の低下を招いている実態もあります。さらには、漁協の求人を出しても応募する人がいないため、漁協の運営自体にも支障を来しております。

来年には2024年問題を抱える流通課題等、とても一漁業者が解決できる範疇を超えてきております。私は今こそ、漁業者が魚を水揚げして

から消費者に届くまでの全ての部分を俯瞰した施策が、より重要となっていると感じております。

うまくいっている部分は、さらにそこが順調に進むような支援をし、逆にうまくいかなくなっている部分については、県としても、漁業者が年間を通じて漁業を営めるような支援を、個々の課題への対応だけではなく、時には部局横断的な支援も視野に入れ、高知県の漁業全般について、持続的にどう守り育てようとしているのか、知事にお伺いいたします。

次に、グローバル化の取組についてお伺いいたします。

本年7月、私はブラジル日本移民115周年・ブラジル高知県人会創立70周年記念訪問団の一人として、ブラジルを訪問させていただきました。現地訪問地では、多くの皆様から大変温かいおもてなしを受けました。改めてこの場をお借りして、関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、このたびのブラジル訪問で現地側から要請を受けたこと、また私自身が現地で感じたことなどを中心に質問したいと思います。今からお話することは、日本人が移住していった南米全般について言えることであると思いますが、時代が進み、だんだんと世代が変わっていく中で、南米各国に存在する県人会を維持していくことが難しい状況が生まれつつあると感じております。そうした中、今は日本と南米諸国にとって非常に重要な時期に差しかかっていると感じております。

特に、ブラジル等はグローバルサウスの一角として、日本にとっても非常に重要な国の中の一つであり、その意味では、日系人が多く、また現地の皆様からも尊敬されている日系人は、我々にとっても非常に重要なファクターであり、日本には他国に比べて、こうした南米諸国に対してアプローチする上で、大きなアドバンテー

ジがあると思います。そうした観点からも、こうした周年行事には、県民の代表である知事や議長が訪問し、現地関係者と友好を深め、意思疎通を密にすることは、日本という国にとっても大変意義があることであると思います。

次回こうした周年行事の際には、ぜひ知事にも訪問していただきたいと思います。また、その際には、過去に多くの移民を送り出している地域の市町村長の皆様にもぜひ参加を要請すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、今回の訪問では、現地において多くの御意見や御要望をいただいてまいりました。その中の一つが、ブラジルの高知県人会館の老朽化の問題であります。この県人会館は、今から36年前の昭和62年にサンパウロ市内の家屋を買収し、県人会館に改築されたものであると伺っております。当時の総費用は約6,000万円かかっており、その財源内訳として、高知県や県内市町村からの補助金、そして農協や民間の寄附、さらには現地募金等で調達されたようであります。実際、私もこの会館には9年前にも一度訪れたことがありましたが、今回内部を拝見し、随分老朽化が進んだなと感じたところであります。

こうした事情もあってのことだと思いますが、今回の式典会場は、三重県人会の会館をお借りして式典が執り行われました。早速、現地の領事館において国からの支援の有無を確認したところ、そういった支援策はないとのことでありました。私は、現地日系人社会の拠点であるこうした会館は、できるだけ維持すべきものであると考えております。

今後の運営等の在り方は、現地において十分に考え、議論していただかねばなりません。高知県としても現地県人会と協議、調整した上で、高知県民や関係者にも協力を仰ぎながら、

例えばクラウドファンディングなど、こうした拠点の整備に必要な資金援助の仕組みを構築してはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、このたびのブラジル訪問では、多くの印象的な場面に立ち会うことができました。その一つが、70周年記念式典での出来事です。記念式典では、我々訪問団一行は、全員が壇上で着席しておりました。そして、ちょうど私の目の前が現地の御高齢者の皆様のお席になっておりました。そして、現地、高知県人会長の御挨拶が始まった途端に、80代や9代のおじいさんやおばあさんが、目から大粒の涙をぽろぽろこぼしながら、そのお話に聞き入っておられました。私も、当時の皆様の御苦勞の一端を、その涙の中にかいま見た思いがいたしました。

そして、こうした皆さんの当時の貴重な体験や歴史をきちんと後世に語り継いでいくことも、我々の責務ではないかと思いを強くしたところであります。そうした中、本補正予算で、南米への移住者の歴史等について映像記録をアーカイブとして残す予算が組まれております。本当に大変貴重な財産を残すためには、今がぎりぎりのタイミングであろうと思います。改めて、これまでの関係者の御努力や、知事の英断に感謝を申し上げたいと思います。

さて、ここで質問に移りたいと思いますが、さきにも触れましたが、現地でも世代が大きく変わり、現地ブラジルにおきましても、現在は3世以降の代になっており、南米移民の歴史を知る若い世代がどんどん減ってきているとのことでありました。

そこで、提案ではありますが、国際機関でもありますJICA等にも協力を仰ぎながら、こうした移民の歴史を漫画で表現してはどうかと考えます。皆様御存じのように現地でも日本の漫

画は大人気であり、こうした日本人移民の歴史を漫画で表現すれば、現地の日系人の子供たちも楽しく移民の歴史に触れることができるのではないかと考えます。さらに、吹き出し部分の言語を換えるだけで、世界中の子供たちに、日本人移民の歴史を伝えることのできるよい教材が作れるのではないかと考えます。

現代の多くの日本の子供たちは、南米移民の歴史を知る機会がほとんどないように思います。しかし、過去に自分の身近な地域から、遠く異郷の地で頑張っている日本人移民の歴史を漫画等で紹介することで、日本の子供たちにも楽しく読んでもらえ、移民の歴史に触れるよい教材が作れると思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

次に、学校事務職員の不祥事についてお伺いいたします。

今年の5月、私の母校でもある大方中学校におきまして、本当に残念でならない事務職員による不祥事が報告されました。新聞報道もありましたので、御存じの方も多いと思います。私個人にとりましても大変ショックな出来事であり、本当はこの本会議で取り上げることも恥の上塗りをしているようで嫌でたまらないのですが、この事案を他人事と思わず、教育現場で頑張っておられる全ての教職員の皆様に、自分事として真正面から捉えていただきたいという思いから、この問題を取り上げることといたしました。

さて、その不祥事の内容ですが、約2年間にわたり不適切な学校事務が行われ、そのことによって子供たちや保護者の皆様に大きな迷惑をおかけすることになっているという事案であります。その主なものを申し上げます。例えば、事務処理が適切に行われなかったために、当初予定していた学校設備の改修がなされず子供たちの教育環境の改善が図られていないこと、ま

た修学旅行のための業者発注がなされておらず、そのことが修学旅行出発予定の僅か10日前という直前まで誰一人気づけず修学旅行の日程等が急遽変更されるという事態に至ったことなど、ほかにも多くの事案が報告されております。

私はこの報告を聞いたとき、血の気が引く思いがいたしました。もし万が一、当日まで誰もそれに気づくことなく、バスの来ない集合場所で待ち続けている子供たちや見送りに来た保護者の姿、そして引率する先生方など、一体どんなことになっていたのだろうか、考えただけで体が震えました。そもそも修学旅行は学校行事の中でも特に大きな位置づけであろうと思います。私自身にとりましても今でも大切な思い出が残る貴重な行事であり、現在の中学生にとりましても3年間の中学校生活の中でも最も楽しみにしている行事の一つであろうと思います。

また、同時に金銭的に保護者の負担を伴うものであり、御家庭によっては計画的に積立てをしたりしているものと承知しております。このように大変大きな金額が動くものであり、さらには子供の安全管理にも関わる重大な行事であるからこそ、学校長をはじめとした管理職は、その安全管理に当たっては十分に気を配らなければならないのはもちろんのこと、その決定についても家庭負担を考慮するなど、細心の注意を払わなければなりません。

それが、そうした事務の一切を1人の事務職員に任していたために、こうした事態を引き起こすこととなってしまいました。この原因はその事務職員にあることは当然なのですが、私は学校組織にも重大な問題があったことも要因と考えております。これまでの大方中学校での修学旅行に関する業者選定に至る決定のプロセスでは、まず数社から見積りを取り、その見積りを机上に並べ、複数の職員による協議の中で業者が選定され、契約がなされていたと伺ってお

ります。そして最終的には、何度もその契約をした業者と綿密な打合せを行った後に修学旅行が実施されます。これはほとんどの学校で行われているプロセスではないかと思えます。

今回の事案においては、幾ら事務職員が虚偽の報告や契約書の偽造を行ったとしても、それを見抜くチャンスは何度もあったと思えます。それができなかったのはどうしてなのか、複数の職員による協議が行われることなくどのように業者が選定されたのか、出発10日前に至るまでどうして業者と引率教員等の協議がなされなかったのか、私は本当に不思議でなりません。例えば、食物アレルギーを持つ子供たちへの安全・安心を担保するためにも、ホテル側との十分な打合せも必要になるはずでありますし、さらに言うなら、業者側と綿密な打合せのないやり方を普通と考えているのであれば、そちらのほうに問題を感じます。

今回のような公務に関わる不祥事の場合は、その組織の在り方、管理職の管理監督責任が強く問われるものであると考えます。この事案においては、虚偽の報告や文書の偽造があったとはいえ、先ほど述べたように、管理職のリードの下、組織として気づき対応することができたのではないのでしょうか。

現に、現在の校長先生の下で開かれた説明会の中で、前校長の責任を問う声が保護者の間からも上がっております。私も当然だと思えます。先生方のPTA会費が未納になっていたり、事務にお願いした備品が届かないなどなど、多くの不自然な点が発生していたにもかかわらず、ここまで進んでしまったことについては、私は大変失礼ながら、前校長のマネジメント力の欠如か、管理職と教職員間の意思疎通が全く取れていなかったなど、あまりにずさんな学校運営がなされていたとしか考えられません。

今回の事案から見えてくる前学校長の管理力

や組織マネジメントについて教育長はどのように考えておられるのか、まずお伺いいたします。

また、この事案で感じるのは、学校の最高責任者である校長の在り方です。多くの場合、教員から校長になられることがほとんどであると思いますが、この事案においては、本当に失礼ながら前学校長は学校事務のことがよく分からず、完全に事務職員任せになっていたようなことがあったのではないかと考えます。

学校事務の業務については、教員の業務と異なり指導や管理面での難しさは想像できますが、学校長という立場においては、当然ながらその事務職員についても、その業務を管理し育成を図らなければならないものと考えます。ほとんどの学校では、このような事態に至ることはないと考えますが、令和の日本型教育と言われる今般、学校長の能力育成が重要であると考えます。学校長自らが事務職員への指導ができるように、そのための学校長の資質能力の向上を図る必要があると考えます。

これまで申し上げてきたように、学校長に求められる資質能力をどう捉え、今後それをどのように育成していこうと考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

また、この不祥事によって、現在も大方中学校では後処理に追われ、本来の業務以外の事務作業に忙殺されていると伺っております。しかしながら、県教委の支援によって新たな事務職員を配置していただいております。そうした御配慮には地元県議として感謝するところであります。

さて、私は過去に何らかのトラブルや問題行動のあった教職員等の情報に関しては、次の配置先の管理職等には事前に引き継ぐ必要があると考えます。

県ではこうした事案が発生した場合、該当職員の異動先の管理職に対し、どのように申し送られているのか、教育長にお伺いいたします。

最後に、県内の多くの小中学校では、学校事務を1人の職員に任せ、処理されている場合が相当数あるのではないかと思います。事務職員の能力によっては、キャパオーバーになってしまった場合などの県全体でのサポートの在り方なども検討する必要があるのではないかと考えます。今回のような事案を二度と繰り返さないためにも、この事案を十分に分析し、県内全域の地教委とも納得のいく協議を行うべきと考えます。

そして、今後は県全体としての学校事務へのサポート体制の必要性を考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

最後に、昨年10月25日に公正取引委員会が県内の測量業者など十数社に対し、談合の疑いで立入検査を行った事案についてお聞きいたします。

当初の報道によれば、今回の立入検査の10年以上前から、県が発注する地質調査業務において、事前に談合し受注業者や入札金額を調整していた疑いが持たれているとの内容でありました。10年前の平成24年といえば、公正取引委員会が国土交通省や県が発注した土木工事で入札談合があったとして、県内建設大手など37社に対し、約17億5,000万円の課徴金納付命令と排除措置命令を命じ、県などはこの公正取引委員会の処分を受け、県内建設事業者に対し大規模な指名停止を行った年であります。この談合事案を受け、県や建設業界が再発防止に取り組んでいるさなかで、談合が繰り返されていたとすれば、これは大変なゆゆしき事態であると考えます。

公正取引委員会の立入検査を受け、県では前回の談合事案の際に立ち上げました高知県談合防止対策検討委員会を再び組織し、昨年12月8日に第1回の検討委員会を開催し、入札・契約制度の見直しや、独占禁止法違反への罰則強化

などについて議論を重ねてきており、これまでに計4回の検討委員会が開催されたものと承知しております。また、本年7月には公正取引委員会が県内各社に本件についての処分案を事前通知したとの報道もありました。これを受け、県では、通知を受けた事業者などとの契約は県民の理解が得られないとして、契約を保留する措置を取っております。

知事は、今議会の提案説明の中で、公正取引委員会から正式な処分が決定された場合には速やかに指名停止措置を行うなど厳正に対処すると述べられております。

こうした中、昨日公正取引委員会からの処分が出されたとの報道がありましたが、今回の事案に関する受け止めと今後の対応について知事にお伺いをし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、少子化対策の充実強化におけます出生数の目標設定や今後の取組についてお尋ねがございました。

近年の出生数の減少の最大の要因は、若年人口の減少にあると分析をしております。特に、中山間地域の若い女性の流出が進むことが、婚姻数や出生数の減少につながっているというふうに考えております。そのため、現在、少子化対策と中山間対策を一体的に捉えまして、総合的な人口減少対策の検討を進めております。

具体的には、1つには若年人口の増加、2つには婚姻数の増加、3つには出生率の向上、この3つの観点から施策の検討を急いでおります。

中でも、出生数に関わる最大の要因であります1つ目の観点であります若年人口の増加に資する施策につきましては、不退転の決意で抜本強化を図る必要があると考えております。そのため、魅力ある仕事を創出し、若者の定着につ

なげる施策といたしまして、特に若い女性に人気が高い事務系企業などの誘致をさらに進めます。また、これまで男性中心とされてきました建設業や1次産業分野におきましても、重点的にデジタル技術の導入を進めるといったことによりまして、女性の進出を強力に後押しをしてまいります。

次に、2つ目の観点であります婚姻数の増加では、特に出会いの機会の少ない中山間地域を意識いたしまして、移住対策、地域おこしと連携した出会いの機会を大幅に拡充したいと考えます。また、こうち出会いサポートセンターでは、民間企業と連携をし、出会いから成婚まで寄り添った支援を強化いたしますとともに、東部、西部へのサテライト機能の構築を図ります。

3つ目の観点であります出生率の向上では、安心して子育てできる環境づくりとして、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子育ての不安感の解消を図ることが重要になります。そのため、医療や保育など、国で全国一律で実施すべき経済支援の充実につきまして、引き続き国に強く求めてまいります。また、子育て家庭の不安感の解消の方策といたしましては、子育て経験者によります敷居の低い相談体制の整備、あるいは地域ボランティアの参画などによります住民参加型の子育て支援の充実を図ります。

この3つの観点に共通する、これらを下支えする取組といたしまして、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別の役割分担意識の解消が急務だと考えます。そのため例えば、男性の育児休業取得を当たり前だといった共働き・共育ての生活スタイルを推進いたしまして、地域社会全体の意識変革、意識改革を進めてまいります。

その上で、こうした総合的な人口減少対策の結果として現れます出生数を、次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に数値目標として掲げ

たいと考えております。現時点では今のこの総合戦略におきまして、2060年の人口を55万7,000人に踏みとどまらせるという目標を掲げ、これを高知県人口の将来展望としてまとめておりますが、この将来展望の若年人口をベースとした上で、暫定的に令和9年度の出生数の目標を4,500人というふうに想定をいたしております。

今後、次期戦略の策定作業の中で、若年人口、婚姻数、出生率、3つの観点からそれぞれの数値を精査しまして、数値目標を改めて確定させてまいりたいと考えております。

次に、食料安全保障の観点からの農業の現状についてお尋ねがございました。

国際的な食料需要の増加と、食料生産や供給の不安定化に加えまして、国内での担い手や農地の減少により、我が国の食料安全保障上のリスクは増大をしているものと考えます。本県におきましても、過疎・高齢化の進展によります担い手不足が深刻化しておりまして、私自身も県内を回る中で、生産者の皆さんから産地の継続を不安に感じるといった声を数多くお聞きいたしております。

本県は、ナスやニラ、シシトウといった品目で全国1位の生産量を誇り、数多くの新鮮な野菜を全国に供給する役割を担う重要な産地であります。本県農業の衰退が及ぼす影響は、我が国の食料安全保障の観点からも決して小さいものではないというふうに考えております。

本県農業が今後も持続可能なものであるためには、将来を担います新たな就農者の確保と、現在頑張っておられる生産者の営農継続に向けた所得確保への支援が何よりも重要であると考えます。

そのためにも、施設園芸農業に際しますIOPクラウドを核としたデータ駆動型農業のように、新たなデジタル技術などを活用した効率化、省力化の取組を進めてまいります。また、地域

の話合いによって、将来の農地利用の姿を明確化させます地域計画を策定していく中で、農地を集約化し担い手が効率的に利用できますように取り組んでまいります。

こうした取組を関係者が一丸となって進めますことで、本県の農業を守り、我が国の食料安全保障におけます本県としての役割も果たしていきたいと考えております。

次に、本県水産業の現状認識についてお尋ねがございました。

本県の水産業は、近年の黒潮の大蛇行といった海況の変化や資源量の減少、漁業就業者の高齢化や担い手不足などにより、漁獲量は減少傾向にございまして、厳しい状況にあるというふうに認識しております。さらに、近年では燃油や資材、養殖用飼料の高騰により経費が増大をしております、コストの上昇を価格転嫁しづらい構造もあって、漁業経営の厳しさは増しております。

本県水産業が将来にわたり持続をしていくためには、こうした厳しい状況にも影響を受けにくい構造への転換を図りまして、若者などに魅力を感じてもらえる漁業となるということが重要であります。そのためには、水産業のデジタル化を進めます高知マリンイノベーションの取組により、生産性の向上を図りますとともに、働きやすい環境を整えていく必要があります。

具体的には、情報発信システム、NABRASにおきまして、海況予測などの操業に有用な情報の充実に取り組み操業のさらなる効率化を図ってまいります。また、操業ごとの利益を見える化するツールを沿岸漁業へ拡大していきますことで、利益を意識した漁業経営への転換を進めてまいります。あわせて、漁業経営体の労働環境や雇用条件の改善などによりまして、若者をはじめ女性や外国人など多様な人材が働きやすい環境を整備し、新たな担い手の確保に

つなげてまいります。

こうした取組を着実に進めながら、水産業が持続できるように取り組んでまいります。

次に、本県の漁業や関連産業を持続的にどう守り育てようとしているのかというお尋ねがございました。

水産物の生産から流通販売の過程には、漁業者はもちろんでありますけれども、市場の仲買人や漁船の修繕などを担います造船事業者など、様々な関係の事業者が関わってまいります。漁業を持続していくためには、あらゆる分野で人手不足が課題となる中でありますが、こうした関連する事業者の事業継続を図っていく必要があります。そのために、まずは先ほど申し上げましたように、デジタル化による生産性の向上などによりまして、漁業の生産力を高めていくということが何よりも重要であります。

また、水揚げされた魚の取引を行います産地の市場におきましては、お話にもありましたように、魚の買取りを行う仲買人や市場を運営する漁協職員の減少が課題となっております。このため、漁獲物を集約することで競りへの参加者を増やし競争性を高めていく、それによって魚価の向上を図っていくということと併せまして、市場へのデジタル技術の導入により、効率的な市場運営につなげていく必要があると考えます。さらに、地域での漁業の持続に必要な造船所などの関連事業者の担い手の確保につきましては、移住の施策、あるいは事業承継の取組と連動いたしまして、県の関係部局が一体となって推進をしてまいります。

こうした施策がしっかりとつながり、地域で一連のサイクルが回っていくことで、漁業と関連産業が持続できるように取り組んでまいります。

次に、南米移住地への訪問についてお尋ねがございました。

本年7月、ブラジル日本移民115周年と高知県人会創立70周年を記念いたします高知県訪問団がブラジルを訪問いたしました。私自身は残念ながら伺うことはできませんでしたが、参加された方々からは、現地で盛大な歓迎をいただき、幅広い世代との交流を一層深めることができたというふうにお伺いしております。

世界最大規模の日系社会を有する南米諸国は、経済規模も大きく、大きな潜在力を有しております。また、多くの日系人が活躍されておりまして、長年にわたり続いてきた経済・文化交流などを通じ、我が国と良好な関係を築いております。今後は、さらなる経済発展が期待をされておりまして、友好交流のみならず、様々な分野での連携強化が必要であると受け止めております。

この南米諸国の中でも、特に本県から多くの方々が移住をされたブラジル、アルゼンチン、パラグアイでは、本県と移住地を結ぶ窓口といったしまして、県人会が活発に活動を続けておられます。こうした県人会の皆さんとの交流を続けていきますことは、母県である本県と移住地との絆の継承、さらには我が国と南米諸国の連携強化の観点からも大切なことと考えております。

そのため、次の機会には私自身が訪問させていただきまして、地球の反対側にあるもう一つの高知県とも言える南米移住地の今をぜひこの目で見てみたいという思いでおります。また、日系人社会の世代交代が進みます中、これからの交流の在り方などについて、県人会の皆さんと直接お話をさせていただきたいとも考えております。その際には、これまでの絆をさらに深めまして、より活発な交流につながりますように、かつて多くの移民が南米に渡った市町村や民間企業の皆さんなどにも、訪問団への参加を呼びかけてまいります。

次に、ブラジル高知県人会館の再整備に必要な資金援助の仕組みの構築についてお尋ねがございました。

当会館は、ブラジル高知県人会の発展と会員の福祉の増進や親睦を図ることに加えまして、母県との交流の拠点とすることを目的に昭和62年に整備をされました。整備に当たりましては、御紹介がありましたが、費用の一部を県から補助いたしましたほか、県内関係団体や県民の皆さんからも寄附がなされたというふうにお聞きをしております。

当会館では、これまで県人会の総会や県人子弟を対象としたイベントの開催など様々な活動が行われまして、会員相互の親善や交流促進の場として活用されてまいりました。また、本県から訪問団がお伺いした際には、会館において記念式典や交流会が開催されるなど、母県と県人会の交流拠点としても大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、築後36年が経過した現在は、老朽化による損傷が進み、例えば今回の創立70周年の記念式典は、他県の県人会館をお借りして行われるといった状態であったということは御紹介があったとおりでございまして、そういった形で県人会活動に支障が生じている状況というふうにお伺いしているところでございます。このため、会館の再整備が必要ではないかとの声も上がっているというふうにお聞きをしております。

一方で、先ほども申しました県人会や日系人社会で世代交代が進みます中では、まずは県人会の側におきまして、今後の県人会活動の在り方や、会館整備後の活用計画などについて、十分に御議論をいただくということが必要ではないかと考えます。

その上で、県といたしましても、県人会の御議論の状況をお伺いいたしました上で、資金援助が必要な場合には、例えば御提案もありまし

たクラウドファンディングでありますとかふるさと納税といった形で、県民や関係機関の皆さんと共に支援ができる仕組みを何ができるかということを検討してまいる考えであります。

最後に、昨日、県から地質調査業務を受注しております測量業者などに、公正取引委員会からの処分が出されたことに対する受け止め、そして今後の対応についてお尋ねがございました。

平成24年に建設工事におきまして談合認定がされた事案を受け、再発防止に向けた様々な取組を進めておりましたさなかに、県発注業務において再び談合が行われていたということにつきましては、大変遺憾であります。厳正に対処してまいる考えであります。今回、独占禁止法違反が認定された事業者におかれましては、処分を重く受け止め、こうしたことを二度と繰り返さないように、信頼回復に真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

県の対応といたしましては、処分の内容を十分に確認いたしました上で、高知県の建設工事の指名停止措置要綱に基づきまして、来週末には指名停止措置を行う考えであります。その後、処分に対して命令取消しの訴えができます期間、六月が経過をし、処分が確定をいたしましたら、建設業法に基づきます営業停止処分を行います。加えて、談合が行われた案件に対しましては、契約に基づきまして賠償金及び違約金を請求いたします。

また、これに加えまして、昨年10月に立入検査を受けた今回の事案を契機に、有識者から成ります再発防止に向けました検討委員会を立ち上げているところであります。この委員会では、今回の処分決定を受けまして、談合を抑止できる入札・契約制度への見直しや、ペナルティーの強化の在り方について取りまとめていただけるものというふうに考えているところであります。

その結論を受けまして、遅くとも新年度からは新たな制度を導入できますように、再発防止に向けてしっかりと取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、ガバメントクラウドへの接続に係る市町村の費用負担についてお尋ねがございました。

市町村からガバメントクラウドへの接続につきましては、より低コストで安定的な運用となる方法を選択できるよう、県において情報の収集と分析を行ってまいりました。現時点では、L G W A Nや高知情報ハイウェイといった既存のネットワークを活用して接続する方法が、直接接続するなどの方法よりもコスト面などで最もメリットがあるとして、先日市町村に対してお示しをしたところでございます。

この方法により接続する場合、L G W A Nに接続するために県が設置している設備、いわゆる県ノードの回線帯域の増強が必要となってまいります。設備の整備費用につきましては、地方財政措置の都道府県分として積算がなされておりますが、今般の増強に係る費用につきましては、国の方針が示されていない状況でございます。

県といたしましては、国の動向を注視しつつ、市町村の財政的な負担に配慮しながら適切に対応してまいります。

次に、データ連携基盤の構築と活用に関する市町村支援についてお尋ねがございました。

データ連携基盤は、行政や民間が所有する様々なデータを集約、連携し、活用するものでございます。地域課題の解決やE B P M、いわゆるデータに基づく政策決定を実践していく土台として重要なものと認識しております。

県では、昨年度に農業分野のデータ連携基盤

であるSAWACHIの運用を開始し、生産者の方々にはハウス内の環境データをはじめ、様々なデータを営農に活用していただいているところでございます。御指摘のとおり、県内で統一したデータ連携基盤を構築することで、単独の市町村で構築する場合と比べまして、データの蓄積やコストの縮減などの利点があると思われまます。一方、構築の検討に当たりましては、どのような分野で活用するのか、またシステムをどのような仕様にするのかなど、ニーズの把握や活用を希望する市町村間での丁寧な議論が必要となります。

県といたしましては、今後市町村も参加する勉強会を開催し、他県の先進事例の紹介やデータ連携基盤の在り方などについて議論を深めてまいります。

最後に、市町村DXを進めていくための県の支援についてお尋ねがございました。

DXの推進に当たりましては、単にデジタル技術を導入するだけにとどまらず、職員一人一人がこれまでの考え方や業務を見直すなど、意識変革を図っていくことが重要でございます。

議員御指摘のとおり、外部の専門人材の活用は職員の意識変革を進める上で有効であり、県として市町村のニーズに応じた専門人材のマッチングにも取り組んでおります。また、これまでも国の講師による自治体業務の標準化、共通化の研修会であったり、引越しワンストップサービスの導入に向けた勉強会など、意識変革を促す取組を行ってまいったところでございます。

このほか、本年度は市町村の事務の作業フローを見直す業務改善を支援しているところでございます。業務改善に当たる職員は、既存業務の進め方を見直さなければならず、実践の中で意識変革につながることを期待されるものでございます。現在、モデルとして5市町での取組を支援しておりまして、年度末には取り組んだ結

果をほかの市町村に共有する報告会を開催する予定でございます。その中では、改善に向けたポイント、また工夫した点など、他の市町村の職員も気づきを得られるような形で実施してまいりたいと考えております。

今後とも、外部人材の活用や研修の充実、業務改善の支援などを通じて市町村職員の意識変革を促すことで、市町村DXの底上げを図ってまいりたいと思います。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 地域医療情報ネットワークのシステム統合の時期についてお尋ねがございました。

高知あんしんネット、はたまるねっとは、それぞれが独立性を保ちつつ運営されていることや、医療機関、薬局などの加入の割合、システムの利用頻度などに違いがあり、システム統合には、高知あんしんネットの実施主体である高知県保健医療介護福祉推進協議会と、はたまるねっの実施主体である幡多医師会において、2つのシステムの今後の運用について協議を始める必要がございます。

このため、県では昨年度、双方の代表医師による協議の場を設定し、2つのシステムを一本化する案と、2つのシステムを一体的に運用する案、すなわち2つのシステム内にある患者情報などを相互に閲覧できるように運営することにより利用者から見れば1つのシステムとして利用可能となるように改修する案を提案いたしました。協議の結果、2つのシステムを一体的に運用する相互参照方式を採用することとし、現在システムの実施主体において本年度中の運用に向けた準備が進んでおります。

一方、国においては、令和8年度を目途として、全国の医療機関が電子カルテなどの医療情報を閲覧できるようにするための基盤整備が進んでおります。この全国医療情報プラットフォーム

ムの構築に当たり、国の検討会から、従前より全国に展開している地域医療連携ネットワークとの連携なども視野に入れたシステム設計を進めるとの方向性が示されていることから、高知あんしんネット、はたまるねっとの今後の運用に当たっては、この国の動向も踏まえた対応が必要になります。

県としましては、国の医療DXの動向について、引き続き情報収集しますとともに、今後、より具体的な情報が得られ次第、関係者の間で共有し、協議を進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 農産物の適正な価格形成に向けた国や県、関係者の取組状況についてお尋ねがございました。

農産物の適正な価格形成の実現に向けましては、生産から流通、消費までの幅広い関係者の理解を醸成していくことが重要であります。このため県では、ナスやキュウリなどの生産者自らが市場関係者やバイヤーの下に赴き、急激な燃油高騰による経営の厳しさを訴える機会を設けたところでございます。市場などの関係者には、生産者がかつてない厳しい状況に置かれていることについて、一定の理解が得られたと感じております。

また、JAグループでは、国消国産運動や、おいしい作物のまぜい話の展開などを通じて、農産物の価格転嫁に向けて理解を醸成していただく取組を進めておられます。さらに、国では、適正な価格形成に向けた取組の一環として、来年度、生産コストの指標化の可能性調査を予算化することとしており、この指標化が関係者の理解を醸成していくための第一歩となるものと考えております。

県としましても、今後こうした調査により可視化された生産コストの指標を用いて、農業者

の置かれた状況を具体的に関係者にお伝えすることで、適正な価格形成に向けた消費者の理解の醸成につながるよう、JAグループとも連携して取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長武藤信之君登壇)

○**林業振興・環境部長（武藤信之君）** 林業分野における外国人材の受入れの現状と今後の取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

林業分野における外国人材、とりわけ外国人技能実習生の受入れについては、現在技能実習1号での実施が可能ですが、その場合の在留期間は最長で1年と短く、技能実習生の受入れは進んできませんでした。このため県においては、外国人の方々により長く御活躍いただけるよう、最長で3年の在留が可能となる技能実習2号や、さらに長く在留が可能となる特定技能1号への林業の職種追加などについて、令和2年度から国に政策提言を続けてまいりました。

そうした中、本年6月より厚生労働省の専門家会議において、技能実習2号への林業の追加に向けた検討が開始されたところです。このような動きと相まって、県内では2名の技能実習生が林業の現場において植付けなどの実習を始めるなど、外国人材の受入れの芽が生じつつあります。

一方、議員御指摘のとおり、林業は労働災害の発生率が高く、外国人材の受入れに当たっては安全対策が重要となってまいります。これまでも安全教育研修や職場の安全診断などへの支援を行ってきたところですが、技能実習生が異なる言語や文化的背景を持っておられることを踏まえれば、例えば現場での安全標示や指導方法などにも留意が必要と考えられます。

こうしたことから、これまでの取組に加え、外国人材にも配慮した職場環境の整備や指導者の養成についても、林業事業者の御意見をお伺

いしながら検討し、林業における外国人材の円滑な受入れにつなげてまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 日本人移民の歴史に触れる教材の作成についてお尋ねがございました。

近年、移住1世の皆様の高齢化などにより、本県をはじめ日本各地から南米に移住された方々や、その子孫である日系人の歴史を語り継ぐ機会が失われつつあります。このような中、将来にわたって母県と移住地との絆を継承していくためには、特に若い世代の方々に南米移民の歴史について理解を深めてもらうことが重要と考えております。

県では、これまでもJICAなどと連携し、移民の歴史や文化を発信する活動を行ってまいりました。また、先ほど議員から御紹介いただきましたように、今回の補正予算では、南米移民の歴史や移住1世の方々の映像を記録し、後世に残すとともに、今後学校現場などで教材として活用できる資料を作成するため、所要の予算を計上させていただいております。

こうした取組に加えまして、議員から御提案をいただきました南米移民の歴史を漫画で伝える教材の作成につきましても、世界的に人気が高く誰もが楽しめる漫画を通して、幅広い年代の方々に南米移民の歴史を知っていただくことができる有効な取組であると受け止めております。

本県は、ブラジル移民の父と言われる水野龍や、海外植民学校を創設した崎山比佐衛など南米移民に貢献した人物を多く輩出しております。このような本県ゆかりの方々の足跡などを紹介する漫画につきましても、その制作の作業の段階から教育上の意義や効果があると思われることなどにも鑑み、例えば県内の高等学校の漫画

部などと連携して制作することができないか、検討を進めてまいりたいと考えております。

併せまして、JICAなどに対し、本県だけでなく日本各地からの南米移民の歴史を題材とした漫画の制作について提案を行ってまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、黒潮町の公立中学校における不祥事に関して、前校長の管理力や組織マネジメントをどのように考えるかのお尋ねがございました。

学校教育法におきましては、校長は校務をつかさどり所属職員を監督すると規定されており、校長は学校の最高責任者として日頃から学校の業務全般を把握するとともに、所属職員を管理し、必要に応じて指導を行うなど、学校組織をマネジメントする立場にあります。

本事案は、前学校長の管理下において長期間にわたり行われた不適切な事務処理が見逃されていたものであり、管理機能が十分に働いていたとは残念ながら述べられないものと考えます。職員による隠蔽などの行為があったとはいえ、当該事務職員の勤務状況を適切に把握し、また業務の進行状況に目を配っておれば、この不祥事を未然に防ぐことができた可能性があったと考えます。また、少なくとも事案の早期発見がなされ、ここまで事態が悪化することはなかったものと思います。

また、長期間にわたり教職員の誰一人として不適切な事務処理に気づいていない、あるいは申し出ていないことを考えますと、組織の問題とも捉えられ、校長の組織マネジメントが十分機能していなかったものと考えます。

次に、校長に求められる資質能力をどう捉え、今後それをどのように育成していこうと考えているのかのお尋ねがございました。

高知県教員育成指標においては、校長に求め

られる資質能力について、トップリーダーとしての人間的魅力、強い使命感、時代を見る先見性、危機管理のできる判断力や行動力などを示しております。そして、これらの資質能力については、新規採用期から中堅、ベテランなどの発展期、また教頭などそれぞれの段階に応じて計画的に育成していく必要があると考えております。さらに、校長に登用された後も、学校教育を取り巻く社会の変化に的確に対応できるよう、その資質能力をさらに磨いていくことが必要であります。そのため、校長研修において、民間企業や専門家などの外部有識者から人材管理や民間の経営手法を学ぶ研修も実施しているところであります。

県教育委員会としましては、今後各段階における研修やチーム学校によるOJT機能を充実させるとともに、育成型人事評価制度を有効に活用して、より一層役割が大きくなる校長の資質能力の向上に危機感を持って取り組んでまいります。

次に、トラブルや問題行動があった教職員の情報は、異動先の管理職にはどのように申し送られているのかとのお尋ねがございました。

トラブルや問題行動も含めまして、人事管理上必要な個人の情報は、県教育委員会の人事担当者が市町村教育長等との人事ヒアリングで確認をし、異動先市町村の教育長などにできるだけ正確に伝えるようにしております。その後、その情報は、市町村教育長を通じて、異動先の校長に伝えられる仕組みとなっております。その上で、校長は一人一人の適性や能力を最大限に発揮できるよう校内人事に努めることとなります。

最後に、県全体としての学校事務へのサポート体制の必要性についてお尋ねがございました。

学校事務職員は、学校組織において唯一の総務、財務等に通ずる職員であり、特に学校組織

の中では公金や準公金などの予算管理を一括で任されていることから、その業務管理は非常に重要であります。

この学校事務職員の管理、育成については、校長によるマネジメントはもとより重要ではありますが、実務的には、学校の事務処理の質の向上を図り、若手事務職員の育成等を担う共同学校事務室が大きな役割を果たすものと考えます。本県では、本年度22の市町村教育委員会が共同学校事務室を設置しており、県教育委員会は、それらの市町村に対して39名の加配職員を配置しているところであります。

県教育委員会としましては、学校事務のサポート体制を充実させるために、まずは現在共同学校事務室を設置している教育委員会に対して、訪問による指導・助言などを行いチェック機能の強化を図ってまいります。加えまして、未設置の教育委員会に対しては、その効果について説明を行い設置を促進してまいります。

さらに、全ての市町村教育委員会に対して、学校事務の支援の強化や管理職による予算管理の徹底などを求めてまいりたいと考えております。

○10番（下村勝幸君） 知事はじめ教育長、また執行部の幹部の皆さん、本当に詳細な答弁をありがとうございました。私のほうから、もう2問目はいたしません。まずちょっと自分の思いを少しだけお話しさせていただこうと思います。

知事からは、先ほどの南米への訪問の、ぜひ行っていただきたいというお話の中で、ぜひ次は行ってみたいという話もございましたが、その前にはまず1つ関門もございまして、ぜひその関門も乗り越えていただいて、次は知事が参加いただけるというふうに承知いたしました。

それから、今回やはりDXの推進のお話もしましたが、例えば自治体戦略2040の中で、今後

人口が減少していく中で、そうなってくると職員数もある一定減少していくと。しかし、住民サービスを低下させずに、今の現状を維持していくということが求められるような時代が来るように、私はそのように思います。そういった視点でも、やはりこういったDXの推進において、それぞれ地方自治体が、未来はこういう将来がやってくるぞという、明確に未来図を予測しながら、だからこういうDXを推進しないといけないという、きちんとしたその根拠を持って、やはり取り組んでいくという視点が一番大事なんじゃないかなというふうに思いますので、その方向でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、農産物適正化のお話の中で、生産コストの指標化のお話もございました。しかし、私一番思うのが、例えばこの指標化をつくっていくに当たっても、大都市圏に近い、大消費地に近い農家であったり、我々のような流通コストが大きくかかるようなエリアからの農産物であったり、やはりその中で適正化を図っていくときに、価格差をどうつくっていくのかとか、いろんな部分でまだまだ検討、またこちらから要望していかないといけない、そういった事案がたくさん出てこようと思ひます。

どちらにしましても、先ほど冒頭食料安全保障のお話もしましたけれど、私たち自分たちが食べていく食料ですね、何とかこの高知県、また日本で確保していくんだ、だからこういう値段が必要なんだという、その部分を国ができるのであれば、いろんなサポートも要るようなところもあるやもしれませんが、ぜひそういった視点も入れながら、この部分については、ぜひこれからも積極的に頑張っただけければというふうに思ひます。

それから、あと高知県人会館の老朽化の問題もお話ししましたが、これについては、当然の

ことながら、現地がどういうふうにしたいかという話が一番もとになりますけれど、ぜひ現地のほうから、やはりこういうふうにしたいんだと、こんな感じで高知県もぜひ助けていただきたいという話があったときは、積極的に我が母県として、南米地域の拠点としてなっていくような、そんな県人会館を維持していただけますように、ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月30日から10月2日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、10月3日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月3日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時22分散会

令和5年10月3日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 職務代理者 刈谷敏久君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第5号)

令和5年10月3日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和

田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第13号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算
- 第2 一般質問（一問一答形式による）

午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

小田切泰禎公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、刈谷敏久公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

桑鶴太郎議員の持ち時間は40分です。

3番桑鶴太郎議員。

○3番（桑鶴太郎君） おはようございます。自由民主党の桑鶴太郎です。議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式による質問のトップバッターとして、元気に質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、農業振興についてお聞きします。

高知県の中山間地域では年々遊休農地が増えてきており、その大きな要因は農業の担い手不足にあると感じています。私の暮らす高岡郡東地域にも例に漏れず遊休農地が目立つようになっております。高齢化が進み地域に若者がいなくなったとよく耳にするようになり、50代、60代の方々が若い世代と言われる地域が多く、10代、20代の方々を見つけることが難しくなっています。

土地はあるけれど、息子らもよそに行ってしまっ、よそに家を建てたき、もうこっちにも来てこん、畑を続けるにも体力に限界もある、それと今は昔みたいに物がようけあるけ私たちが作らんでもいいろといった、半ば諦めに近い

声をお聞きしました。今まで高知の第1次産業を支えてきてくれていた方々がいなくなれば、さらに遊休農地が増え、風光明媚な地域が荒れていくのではと危惧するところであります。

第1次産業の高齢化と後継者不足、農業の魅力をどのように発信していけるのか。先日、県では第4期産業振興計画の実行3年半の取組の総括を行い、生産年齢人口の減少が続く中、担い手不足は深刻な状況であり、この担い手不足の傾向は続いていくものと予想されております。こうした中、農業分野における担い手確保のためには、全ての若者に農業で働くイメージをどのように伝えていくのが大事だと考えます。

本県では、若手農家がIOPクラウド、SAWACHIやデータ駆動型農業などに意欲的に取り組んでおり、農業のイメージが変わってきていると感じております。これらの技術の活用は、人口減少や担い手不足といった本県の抱える課題の解決方法としてはかなり有用と考えており、今後さらに必要となってくる技術と感じております。最新技術を活用した事例が多くなれば、習って取り組む方々も増えていき、相乗効果も望めるものと思います。そういった取組をさらに強化することで、農業の魅力発信につながっていくものと考えております。

そこで、このような本県ならではの農業の魅力を新たな担い手となる若者に今後どのように伝えていくお考えか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 本県におきましては、温暖な気候、そして豊富な日射量を生かしました施設園芸の生産性が全国一であります。また、天敵昆虫などを利用いたしました病虫害防除のトップランナーであるという地位にあります。こういったことを農業の魅力として今まで全国に発信してまいったところでございます。

これに加えて、今議員から御指摘ありましたような新たな魅力として、施設園芸の分野におきまして、情報連携基盤でありますIOPクラウド、SAWACHIを核としたデータ駆動型農業により、農業の経験のない方でも、キャッチフーズ的に申しますれば、もっと楽しく、もっと楽に、そしてもっともうかる、そういった仕組みが確立をしてまいったわけでありまして。

こうした魅力を東京や大阪などの就農相談会の場におきまして、パンフレットだけではなく、天敵による防除あるいはデータ駆動型農業の実践事例を、動画も活用して紹介してまいっております。また、農業に触れる機会の少なかった高校生あるいは大学生などに対しまして、IOPの入門セミナーあるいはIOP塾などをオンラインで開催するということによりまして、最先端のIOP技術を周知してまいります。

さらには、最先端の農業を実践されている農業者や、生き生きと活躍されておられます女性農業者に御協力をいただきまして、若者や女性の心に響く情報をSNSにより発信していきたいと考えております。こうしたことで、若者や女性たちが後に続こうという、そういった元気な農業を育てていきたいという思いでございます。

こうした様々な手法を活用いたしまして、新たな担い手となる若者に、本県農業の魅力をしっかりと伝えていきたいと考えます。

○3番（桑鶴太郎君） 私は、今年の7月にオランダのウェストラントに視察研修に行ってきました。農業先進国のオランダでも、若者に農業の魅力を伝えるのは難しい問題だとお聞きしましたが、今回の視察によって私なりに本県農業の担い手確保や、農業の魅力向上につながるヒントが多く得られましたので、関連して幾つか質問をさせていただきます。

オランダでは、産学官の横の連携はスピード

感があり、農業先進国と言われるゆえんを身をもって実感しました。産学官の横の連携と一言で言ってしまうとそれまでとなり、日本においても様々な事業、業種で連携していることと思いますが、私が見たオランダにおける農業分野の産学官連携は、気づきの連続でした。一つの建物に産学官が入り、技術革新や課題解決に対する取組を実践しており、共通の研究や課題に対してスピード感を持った取組となっていることと感ずることができました。これらの有用な取組を高知県においても実践することが、農業の魅力向上へとつながっていくのではないのでしょうか。

まず、産学官の横の連携に関する本県の取組についてお聞きします。オランダでは、一つの建物に産学官が入り、最新技術や課題に向けてあらゆる視点から意見を出し合える環境を整えていると感じ、本県にもこういった横のつながりがある環境があれば、課題解決に向けてスピード感が出て、他県に引けを取らない農業振興につながるのではと思いました。

ただ、一つの建物に入っただけでスピード感が持てるとは考えておりません。我々や県がスピード感を持って課題に取り組みと云ってスピード感を持たされた取組には、あまり大きな意味がありません。

同じ建物で連携が取りやすい体系づくりとしてお話しさせていただいておりますが、そこで物理的な安易な手段の話ではなく、具体的に農業分野における産学官の横の連携強化にこれまでどのように取り組んでこられたのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） オランダでは、大学での研究成果が企業によってすぐに製品化され、農家が導入できる連携体制が確立されております。

本県ではオランダの取組を参考にしまして、

平成30年に県内3大学、JA、工業会、IoT推進ラボ、それと金融機関、県で構成します高知県Next次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会を設立して、IoTプロジェクトを進めてきております。このプロジェクトの核となるIoTクラウド、SAWACHIにつきましても、県内外の企業や大学、県が連携して、ユーザーであります農業者の意見を取り入れながら開発に取り組み、昨年の9月に本格運用を開始しました。

さらに、農業者を含む産学官民で構成するIoT農業研究会を立ち上げ、高知大学と県が開発した、世界初となります光合成速度や蒸散速度などを見える化した生理生態AIエンジンを、農業者の日々の営農に役立つ技術として普及できますように、今取り組んでおるところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） また、農業分野の産学官連携について、今後の取組や構想について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農業分野のデジタル化を進めるためには、最先端のデジタル技術を有する人材の育成と、ものづくり企業やIT関連企業などの様々なスキルを有する企業間の連携を強化することが必要だと考えております。

そのため、県では、昨年度県内外の企業や県内大学とIoT技術者コミュニティを設立しまして、現在38社に参画いただき、生産現場が直面しております課題の共有やデジタル技術講座、企業間連携による技術交流に取り組んでいるところでございます。

今後は、商工労働部や関係団体と連携しまして、このコミュニティへの参画企業をさらに増やして、高いデジタル技術を持つ人材を育成しますとともに、新たな製品やサービスの開発につなげてまいりたいと思っております。

○3番（桑鶴太郎君） オランダのようなモデルを目指して、農業者の所得アップにつなげていくためにも、環境制御技術は欠かせないと思われれます。施設園芸では可能なことがたくさんありますが、一方で露地と言われる屋外で育てられる農作物にとっても、自然が相手になるわけで、気候変動による生産の影響も多くあり、気温の上昇や幅広い農作物に品質低下や収穫量減少が見られています。また、頻発する集中豪雨による甚大な被害も起きています。本県のような気候に合わせ、高温に適応した品種の改良など、地域の実情に応じた対策の充実が必要だと感じます。

そこで、環境制御技術を露地栽培にも活用し、露地作物の生産量を上げていくためにどのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 露地栽培におきましても、品種の改良や、気象データと土壌中の環境データを活用しながら環境制御を行うことで、生産量の増加につなげることが可能だと考えております。

品種改良につきましては、これまでに果樹試験場で梨の龍水を、それと農業技術センターでは水稻のよさ恋美人など、高温に強い品種を育成して、農家に栽培していただいております。これからも収量や品質の安定化に向けて高温に強い品種の育成にも取り組んでまいりますし、また環境制御技術のほうなんですけれども、現在ショウガやブント、オクラなどで土壌中の水分や温度、肥料濃度を計測できるセンサーを設置しまして、水や肥料を適正に与えていくことで生産量の増加につなげるための実証を進めております。

今後は、実証結果を基に増収技術を確立しますとともに、計測したデータに応じて自動でかん水できる装置の開発にも取り組んで、省力的

に安定生産ができる増収技術の早期の普及に取り組んでいきたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） オランダの訪問先の経営者の方々に共通して感じたことですが、皆さん明確なビジョンと取引先の幸せを願って経営されており、人を引きつける力、事業を成功させようとする意欲を感じました。オランダの気候や地理的条件、栽培品種など、本県農業との様々な違いがありますが、農作物の栽培者としてだけでなく、農業を経営していくという視点を持てるよう、農業者への支援をしていくことが大事ではないかと感じました。

折しも、県では次期産業振興計画において、これまでの地産外商に加えて、新たな価値を生み出すイノベーションを戦略の柱として捉えられているところです。本県の農業にどのように付加価値をつけ、若者がやってみたいと思える農業にしていくのか。まさにイノベーションにより、これまでにない新たな価値が生み出され、本県の中山間地域であっても夢のある農業経営ができるよう期待をしているところです。

そこで、農業分野のイノベーションについて、どのようなものが考えられるのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県農業が若者に魅力ある産業として持続的に発展していくためには、変化する自然環境や社会状況に応じて、常にイノベーションし続けることが重要ではないかと考えております。そのため、デジタル化、グリーン化におけるイノベーションを、生産から流通・販売に至るまでをトータルで推進する必要があります。

生産面では、データ駆動型農業による一層の収量の増や、最適な栽培管理による低コスト化、半自動・自動化などの省力化技術の導入、脱炭素化に対するエネルギーの代替技術の実証などが重要だと考えておるところでございます。あ

と、流通・販売面では、多様化する消費者ニーズに、産地が出荷規格や量、包装方法などを柔軟に対応して出荷する仕組みなど、時代の潮流に合った取組が必要であると考えているところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） これまでも、県では農業生産物の付加価値向上に向けて様々な取組をされてきたと思います。農産物の中には出荷できないものもできます。一般的に、農作物は全体の3割から4割が非正規物となっており、スーパー等の店頭で並ぶA級・B級品とはならず、廃棄されたり、加工されたり、正規のルートを通るものではないのです。加工業者さんや飲食店さんに直接ルートが構築されている農家さんは問題ないと思いますが、農業をされている多くの農家さんは、自家消費や廃棄といった手段を取られています。

私は、ふだん購入して食している高知県内の農作物は、どれもおいしく全国に出ていっても引けを取らない、大事な地域食材だと感じております。そのような大事な地域食材、生産物が、少しばかり形が異なるからといって世に出回らずに消えていることに、非常にもったいないと思うと同時に、外貨を稼ぐチャンスをロスしているのではと感じています。

そういった出荷できないものも、加工することで商品に生まれ変わり、付加価値をつけて販売していくことで、農家さんの収益につなげていくといったように、元商売人としての私の見解はどうしても製造・販売に偏ってしましますが、本来で言えば、加工せずに販売できることが最適だと思います。

ピーマンやトマト、ナスといった農作物は何種類もの品種があり、一つ一つ違う種類なのですが、大きくまとめて販売されることが多く、差別化が図られていないのではと感じております。そのためにも、県内外へのPRはもちろん

ですが、こだわりのある農作物を地域で売れる場として最も身近なものが直売所だと思います。新鮮な農作物を適正な価格で売れるのであれば売りたいと思っている生産者さんはまだまだいると思いますし、そうした場を確保することで、農業を継続していける環境づくりにもつながると思います。

そこで、意欲ある生産者さんが作った農作物を売ることができる直売所への支援策について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では直販所を支援するため、専門知識を持ったアドバイザーを派遣し、魅力ある売場づくりに向けた具体的な指導や、多くの集客効果が望めるイベント開催方法などの助言を行っておるところでございます。

また、山間部と沿岸部といった異なるエリアの直販所間において、農産物などを交互に供給し合う仕組みを整えて、各直販所が豊富な品ぞろえを実現できるよう支援も行っております。

こうした取組は、直販所の経営力の向上につながると同時に、生産者にとっては、販売先となる直販所が増えることで、売上げの増加や生産意欲の向上につながるものと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） そういった取組の先に、担い手不足の解消や、新たな雇用場所の確保といった、高知県を代表する農業事業者さんや、家族を守る取組につながると考えております。

先ほども少し触れましたが、出荷できない農作物の加工にはかなり手間がかかります。私も加工品を製造していた観点から、農作物を加工するには多くの時間が必要であり、失敗も繰り返すので、忍耐力も必要になります。天候によって左右される生産量の増減にも苦慮されているところですよ。

地元のほうでは、若いショウガ農家さんたちが、ショウガの値段も下がり、取引先も在庫を

抱えているため、コロナ前と異なり予定どおり購入してくれないことに大変困っておられ、自ら加工して販売しようと努力をされております。こういった6次化加工品を手がけられる農家さんは今も少なくはないと思いますが、その一方でどのような方法で加工すればいいのか、誰に相談していいのか分からない農家さんも少なくないと思います。

そういった考えを持った農家さんが、気軽に相談できる窓口となり得る先があるのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 6次産業化に関する相談窓口としましては、1つは各農業振興センターに担当者を配置し、相談を受け付けております。また、県が設置しております高知農山漁村発イノベーションサポートセンターというのがありますけれども、そこで税理士や食品衛生責任者といった各分野の専門家を18人、プランナーとして置いておりますので、そこで、より専門的な相談に対応しております。

○3番（桑鶴太郎君） また、そういった相談を経て、実際に6次化加工品の商品化に意欲的に取り組もうとする生産者さんに対して、補助も含めてどのような支援を実施されているのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県では、6次の加工品の商品化に意欲のある方を対象に、6次産業化セミナーを開催しております。セミナーでは、商品づくりを始める際に必要な知識などが得られるスタートアップコースを皮切りにしまして、原価計算の仕組みや、パッケージデザインの磨き上げなどが習得できるアップグレードコースまで、レベルに応じたコースを設定しております。さらには、セミナーの一環としまして、とさのさとAGRI COLLETO内でテストマーケティングができる機会も提供するなど、商品化に至るまでの各段階ごとに支援を実施してお

ります。

これと、こうした加工品の新たな商品化に向けた取組につきましては、高知県特産農畜産物販売拡大総合支援事業費補助金というのを御用意していますので、それも活用できるようになっております。

○3番（桑鶴太郎君） 私は、前職で食品の製造・販売を手がけており、外貨を稼ぐためには、町外にはもとより、県外まで車で販売に行っていました。そういった自身の経験も踏まえ、中小零細事業者は様々な努力を重ねておりますが、大手と言われる企業にはかないません。どんなに利益を減らし、固定費を下げたとしても、大手の大量生産の商品に、価格面や知名度でかないようがありません。だからといって、商売をやめるという話ではなく、対抗する手段を講じて取り組んでおります。

その際、どのような商品づくりを行うかが重要になります。本県の食品加工業者さんは中小零細企業が多く、自社による新たな商品づくりを行おうと思ってもなかなか前に進みません。

そこで、そうしたチャレンジを行う事業者さんに対しては、県による支援が必要だと思いますが、産業振興推進部長の御所見をお聞きします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） お話ありがとうございましたように、中小零細企業が多い本県の食品加工事業者が、自社で新たな商品を研究開発するという事は、なかなか難しい状況にあると思います。

現在、意欲ある事業者に対しましては、売れ筋商品の情報や、消費者ニーズに沿った商品づくりの手法などを学びますセミナーなどを実施しております。さらに、新商品づくりが具体化した場合には、工業技術センターにおけます技術支援や、専門家による伴走支援を行いますことで、個性的な商品開発を支援することとして

おります。

しかしながら、こうした取組に参加する事業者はまだまだ少ないというのが現状でございます。今後は、支援制度の周知徹底を図りますことで、国内外商から輸出まで、事業者の目指すレベルに応じた学びの機会を拡充したいというふうに考えておりますし、専門家等によります伴走支援を一層強化したいというふうに考えております。

○3番（桑鶴太郎君） 次に、将来本県の農業を担う若者の育成策として、高知農業高校について触れさせていただきます。私の母校でもある高知農業高校では、多くの学生が農業の未来に希望を持ち、将来農業の担い手となるべく学業に励んでおります。校内では多くの動物も飼われており、学生が代わる代わる世話をし、動物の育成方法や習性、特性を生かし、生き物や作物の大切さを学んでおります。

そこで、まず高知農業高校の中でも畜産総合科の魅力化にどのように取り組まれているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君） 高知農業高校の畜産総合科では、地元食材を利用した商品開発や販売実習、畜産加工品のPRなど、地域に密着した特色ある活動を行うことで魅力化を図ってまいりました。

また、本年度中にICTを活用し、乳牛の発情や体調変化などの兆候をリアルタイムで把握できるシステムを導入するなど、最適な飼育管理ができる畜産のデジタル化を進めていくこととしております。

これら地域と密接に関連した教育と畜産のデジタル化という2つの側面から、この畜産総合科の魅力化を図ってまいりたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） その中で、牛、豚、鳥が同じ厩舎で飼育されていることに非常に危険を

感じているところであります。牛や豚、鳥には、それぞれに豚熱や鳥インフルエンザをはじめとする感染症があり、同じ厩舎で一緒に飼育されていることに、感染症対策の観点からもリスクが高くなると感じております。

そこで、感染症に対応する農業高校における教育現場の危機管理、リスク回避を具体的にどのように行っているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県の農業高校での感染症の対応としましては、法で定められました管理基準に基づき管理マニュアルを作成し、野生動物の侵入防止とか消毒液の設置、畜種別の専用作業服の着用などの対策を行っているところであります。

議員御指摘のように、高知農業高校では牛、豚、鳥を同じ建物内の畜舎で飼育しておりますことから、家畜保健衛生所の指導をいただき、種類ごとに入り口を分け、鳥は2階で飼育し、1階にある豚舎と牛舎は密閉性のあるカーテンで区分することで、感染症への対応をしているところであります。このような対応をしっかりと行って、リスク管理を行ってまいりたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） 豚熱や鳥インフルをはじめとする感染症が発症した場合、学生の学ぶ場が失われることにつながりかねませんので、こうした対策も含めた農業高校の教育環境の充実を強く要請いたします。

この項の最後に、農業のグリーン化について質問をさせていただきます。農業分野においても環境負荷を低減する取組は大変重要な課題だと思います。例えば、農薬や化学肥料も適切に使用することにより、水質保全や土壌保全につながると思います。

そこで、環境に配慮した農業や有機農業など、農業における環境負荷軽減の取組の方向性につ

いて農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県におけます環境負荷を軽減する取組としましては、天敵昆虫を活用した総合的病害虫管理技術——いわゆるIPM技術と言われていますが——の普及に生産者や関係機関が一丸となって取り組みまして、化学農薬の大幅な低減を実現してまいりました。今後もこの流れを止めることなく、取組内容をさらにレベルアップして、一層の化学農薬の低減につなげていきたいと考えております。

また、化学農薬の低減の取組に加えて、国のみどりの食料システム戦略に基づきまして、化学肥料の低減や有機農業の拡大、化石燃料の低減などに取り組んでまいります。例えば、化学肥料の低減は家畜ふん堆肥の利用促進を、有機農業の拡大は需要の期待ができる水稻やユズでの取組拡大を図ってまいりますとともに、化石燃料の低減では地下水や太陽光などの自然エネルギーの活用を検討してまいります。

こうした取組を生産者、農業団体、農業機械メーカーなどと一緒になってオール高知で進めていきたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） そして、農業分野においても再生可能なエネルギーがあるのではないのでしょうか。例えば、動物から出るふん尿と言われる排せつ物などから発生するメタンガスを利用して、再生可能エネルギーに活用できるのではないかと考えます。群馬県の八ッ場ダムで有名な長野原町では、家畜の排せつ物などから発生するメタンガスを活用し、再生エネルギーとして利用されております。

本県でも家畜の排せつ物などから発生するメタンガスを再生可能エネルギーとして活用していくことができないのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 家畜の排せつ物の利用につきましては、国は家畜排せつ物の利

用の促進を図るための基本方針を策定しております。その中で資源循環のため、まずは堆肥化して耕地に還元することを第一とする、次に堆肥利用が困難な場合には、収益性なども見極めた上で、エネルギー利用をすることも有効という方向性を示しておられます。本県におきましても、この方針に沿って、家畜排せつ物は、まず堆肥として利用を推進しております。

現在、肥料価格が高騰している中で、家畜ふん堆肥は化学肥料の使用量の低減につながる有効な資源でありますので、今後もしっかりとそちらのほうの利用をしていきたいと考えているところでございます。

○3番（桑鶴太郎君） 続いて、再生可能なエネルギーについてお聞きします。

自然の力を利用して生成されるエネルギーとして、持続可能なエネルギーだと思っております。どのような再生エネルギーをお考えか。本年4月に日高村が国の脱炭素先行地域として選定されており、ほかに須崎市、北川村、黒潮町も選定されております。このように市町村単位でもカーボンニュートラルに向けた積極的な取組が展開されつつあります。

日高村や須崎市が出資する地域新電力会社が電力販売契約に太陽光発電、蓄電池の導入を主導することで、再生エネルギー電力の地産地消を促進し、津波災害が及ばない高台エリアでも自然災害に強い安心・安全で、脱炭素な住宅エリアづくりを推進されております。

農業分野では、日高村のトマト栽培用の農業ハウスにおいて、エネルギーを消費する施設を一定の範囲でまとめることで、再生エネルギー——太陽光発電・蓄電池を活用した温水蓄熱によって夜間の熱供給を行うほか、須崎市のミョウガ等栽培用の農業ハウスでは、地下水熱利用空調設備を導入することで、重油加温機の燃料使用量を大幅に削減し、農業におけるエネルギー

コストの抑制と脱炭素化を実現されようとしております。

このように、脱炭素化に積極的に取り組む市町村が増えてきておりますが、県内全ての市町村が地域の脱炭素化に向けて取り組めるよう、県としてどのようにサポートしていかれるのか、知事に御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御紹介のございました国の脱炭素先行地域と申しますのは、選定された地域におきます家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴いますCO₂の排出量につきまして、2030年度までに実質ゼロを目指すという野心的な取組を行う地域でございます。

市町村がこうした取組を進めるに当たりましては、脱炭素に関します計画策定のノウハウが不足している、あるいは専門人材が少ないといったことなど、様々な課題があるものと考えております。このため、先行地域への応募を検討しておられます市町村につきましては、既に選定された市町村との情報交換を行う場を設定する、あるいは計画検討段階から県が関わって助言を行うといったような形で支援をいたしております。

また、県内には先行地域の検討にまで至っていない市町村もあるわけでございます。そうした市町村に対しましては、目標の設定、あるいは具体的な施策に関します情報提供も行いまして、地域の脱炭素化を進めていくための基本となります地球温暖化対策実行計画、いわゆるアクションプランの策定を行うことを支援させていただいております。

これら市町村のステージに合わせたサポートによりまして、県内市町村の脱炭素化に向けた行動を広げてまいります。

○3番（桑鶴太郎君） 最後に、小水力発電についてお聞きします。県内でも何件か小水力発電に取り組まれておりますが、水利権や採算性、

そして維持管理といった様々な課題はあるものの、中山間地域の多い本県にとって有効活用できるものではないかと思われまます。

そこで、本県の小水力発電の取組状況を林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 発電出力が1,000キロワット未満のいわゆる小水力発電は、本県の自然資源を生かすことができる再生可能エネルギーでございます。このため、再生エネルギーの導入拡大において小水力発電は、水利権の調整などが前提となるため適地が限られておりますけれども、有力な選択肢の一つだと考えております。今年8月時点では、県内で15か所に設置されておまして、その発電出力は合計4,053キロワット程度と承知しております。

一方で、利用できる水量が発電量に大きく影響しますことから、年間を通じた利用可能な水量を把握することが不可欠であるなど、十分な事前調査が必要となります。このため県におきましては、電気技術者を多く抱えます公営企業局におきまして、市町村等が行う小水力発電等の実施に向けた適地調査及び事業採算性の検討、基本設計や詳細設計に係る費用を支援しております。

今回、脱炭素先行地域に採択されました北川村におきましても、こうした支援を活用し、小水力発電などの導入を進め、村全体で脱炭素化を目指す取組がスタートいたしました。こうした事例を他の市町村に共有することを含めまして、引き続き関係部局と連携して、市町村等の小水力発電の検討を支援してまいりたいと考えております。

○3番（桑鶴太郎君） それぞれに丁寧な御答弁をありがとうございました。

今回、農業分野に特化しておりましたが、県内の小規模な事業者や農業者であっても、新し

いことにチャレンジしながら、かつ限りある資源を有効に活用し、持続可能なエネルギーへの転換としていくことが、魅力ある将来の県経済の発展へとつながることだと思っており、願っております。

これで私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(弘田兼一君) 以上をもって、桑鶴太郎議員の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時40分休憩



午前10時45分再開

○議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡本和也議員の持ち時間は50分です。

35番岡本和也議員。

○35番(岡本和也君) 日本共産党の岡本和也でございます。ざんじ質問に入らせていただきます。

まず、高知県中山間地域再興ビジョンに関連して質問いたします。

骨格案が発表されました。最終的に知事協議を行った上で、来年3月に中山間地域再興ビジョンが策定されます。骨格案を読みました。中山間地域に生活する者として、中山間を昔のように元気にしたいと思うことから策定に期待をしています。しかし、これまでも歴代の知事により中山間地域対策については取り組んできました。中山間の方たちも必死に頑張っています。

ところが、現実には少子高齢化が進み、学校がなくなり、廃屋や休耕田が増え、中山間が寂れていく現場に出くわします。

そこで、中山間が寂れていった根本原因は何だったのか、知事のお考えをお聞きします。

○知事(濱田省司君) 中山間地域がこれまで活力を失ってまいった最も大きな原因は、人口の減少にあると考えます。中山間地域の人口は、データを確認できます昭和35年から令和2年までの60年間を見ますと、当時の人口の48.9%まで減少しております。半減以下ということでございます。

これは、高度経済成長期を経まして、第2次産業、第3次産業におきます雇用の吸収力が爆発的に拡大をしたこと、これに伴い、第1次産業から第2次、第3次産業へ、言い換えますと、中山間地域から大都市部へと人口が流出をする経済構造が固定化をしたことにあると考えます。加えまして、経済のグローバル化が近年では進むにつれて、経済面での東京一極集中が進行してまいったことなどによりまして、さらに多くの若者が首都圏を中心に流出をしているということが要因であろうと考えます。

そして、この急激な人口減少によりまして地域の活力が奪われ、産業も衰退をする、暮らしも不便になる、このことがさらに若者の人口が減少することにつながるという形で、いわゆる負の連鎖に陥っているという状況であるというふうに考えております。

○35番(岡本和也君) 答弁いただきました。やっぱりその根底には、輸出産業を尊重して、その影響で農産物などを輸入すると、そういうところから地域の衰退が出てきたと私は思っております。そういう部分についてもしっかりと検証していただきたい、そのことを申したいと思います。そのことを申し添えた上で、次の質問に入らせていただきます。

今回の柱の中で、若者を増やす、若者の定住、増加と人づくりに取り組んでいくとあります。私も賛成です。そこで、具体的な方策について

4点質問します。

まず、若者が中山間に定住するためには、収入源となる仕事が必要です。その中心は林業や農業になると考えます。そこで、林業について。特に高知県は日本一の森林県です。ここにこだわるべきです。中山間地域の仕事づくりには豊富な森林資源を有効に活用し、林業振興を図っていくことが重要です。そのためには、県が再造林推進プランを策定し取り組む再造林をはじめ、下刈り、間伐や作業道の作設といった林業の仕事を魅力あるものにして、若者が意欲を持って働けるようにすることが必要です。

そこで、林業において若者が活躍するために、どのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお聞きします。

○知事（濱田省司君） 豊富な森林資源を持ちます本県の中山間地域におきまして、林業は基幹産業の一つであると考えます。若者が意欲を持ち、将来にわたって働き続けるためには、林業の振興は大変重要な要素であると考えます。

一方で、林業は足場の悪い山の中での伐採木などの重量物を取り扱いますために、労働負荷が高いこと、あるいは労働災害の発生率が高いといった特徴がございます。こうしたことから、林業におきましては労働負荷の軽減、省力化を進めまして、若者にとって魅力のある職場に進化をしていくということが、ぜひとも必要だと考えます。具体的には、若者が操作可能な苗木運搬用のドローンでございますとか、自動下刈り機などを導入していく、さらにはデジタル機器によります森林調査といった新しい技術の導入を推進していくということが不可欠だと考えます。

さらに、若い就業者へのアンケートの結果からは、林業分野では特に安全対策、あるいは休暇など福利厚生への関心も高いという傾向がございます。このため事業者が行います安全教育

などの取組、そして福利厚生の充実に向けた就業規則の見直しなどへの支援を通じまして、若者に魅力のある労働環境の整備を後押ししてまいります。

○35番（岡本和也君） ぜひ林業にはこだわっていただきたいと思います。

次に農業です。農業での所得確保も農産物の価格変動や肥料など資材の高騰で大変です。農業で生活できる仕組みづくりが求められます。小規模農家でも経営が成り立つように、農家への所得補償や農産物への価格保障で、若い人たちが農業に参入しやすい制度が必要であると考えます。

若者が中山間で暮らしていけるためにも、国に対して積極的に政策提言を行うべきですけれども、知事のお考えをお聞きします。

○知事（濱田省司君） 現在、国におきましては、農業者が安心して営農ができますように、中山間地域等直接支払など、いわゆる日本型直接支払いといった農家への直接的な支援も実施をいたしております。また、特に最近では様々な価格高騰に伴います農家の厳しい経営状況の解消に向けまして、現在農産物の適正な価格形成に向けた仕組みづくり、適正に転嫁が受け入れていただけるような、そういった仕組みづくりが検討されており、県としてもその早期実現に取り組んでまいります。

特に、今喫緊の課題でございますこの仕組みが、本県の実情にも合ったものになりますように、必要に応じまして国に対してさらに政策提言を行ってまいります。

○35番（岡本和也君） ぜひ食料を守る、農業を守る、そういう観点で積極的に国に提言をしていただきたいと思います。

次に、中山間で人口を増やすためには、中山間の魅力をつくり出し、若い人たちが中山間に入ってきやすい環境をつくることです。そこで、

出産し子育てしやすい環境をつくるには、可能な限り中山間の学校は残すこと、そのことを再興ビジョンの位置づけにする必要があります。私の住んでいる四万十市では、移住者の移住の条件に、地域に学校があることだと言っています。

中山間での学校の存続について知事の考えをお聞かせください。

○知事（濱田省司君） お話しございましたように、学校は地域の重要な生活基盤の一つであります。中山間地域におきます様々な地域活動の拠点としての意味も大きいというふうに認識をいたしております。他方で、子供たちの成長のためには、仲間と切磋琢磨して学び、社会性を身につけるといことも重要でありまして、こうしたことができる集団規模も確保されるということが、学校においては必要だという面もございます。

学校の存続、あるいは統廃合の問題に関しましては、こうした観点から設置者、小中学校であれば市町村という場合が多うございますが、この学校の設置者におきまして、地域の方々の御意見なども十分に聞きながら、しっかりと検討がされるべきものというふうに考えております。

○35番（岡本和也君） やっぱり学校がなくなると、一気に地域が寂れます。そのことはぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。

次に、ビジョンでは中山間に人が残り、住み続け、増加させる強化ポイントの一つに結婚が取り上げられています。県内でも結婚を望んでいる人たちのサポートを行うボランティア活動が行われており、85人の婚活サポーターの方たちが連絡を取り合って活動しています。全て手弁当だそうで、大変な活動だと聞いています。

その方たちは高知県婚活サポーター連絡協議会に所属し、地域で活動する6団体で組織され

ています。この組織のある団体の方から、令和5年5月25日、協議会に対して交通費の負担軽減など具体的な支援を求める10項目の質問状が出されています。

この方たちの要望に県としても可能な限り応え、ボランティアの方たちの活動しやすい環境をつくるべきと考えますが、子ども・福祉政策部長の考えをお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 婚活サポーターの皆様には、それぞれの地域で出会いの支援を希望する独身者をボランティアで応援をいただいております。婚活サポーター制度がスタートした平成22年から令和4年度末までに約1,800件の交際成立につながっており、皆様の熱意の籠もった活動に支えられております。

本年5月に高知県婚活サポーター連絡協議会の構成団体から、出会いの支援活動に伴う交通費の負担軽減や婚活サポーター連絡協議会の開催日程、県の人事異動に関することなどの御要望をいただきました。交通費の負担軽減につきましては、昨年度の婚活サポーター連絡協議会におきまして、事務局の県から変更案を提案しましたが、結論に至らず、現在も協議を重ねているところです。協議会の開催日程につきましては、サポーターの皆様のご負担とならないよう工夫してまいります。また、県の人事異動に伴う担当者の変更により、サポーターの皆様のご活動に支障がないよう、事務の引継ぎ等を徹底してまいります。

引き続き、サポーターの皆様のお声をしっかりと受け止めながら、婚活サポーターが活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○35番（岡本和也君） ぜひお願いいたします。

次に、貴重な税金を投入したにもかかわらず、建設途中で挫折した四万十市下田看護大学誘致について、県の関与と責任、そして今後県として取るべき姿について質問します。

下田看護大学誘致は、令和2年3月四万十市議会で市長が、下田中学校校舎を活用して、京都看護大学看護学部を開設すると発表したことからです。このとき下田中学校では学校再編計画が議論されており、市と保護者や地域との合意ができていませんでした。大学が来るとなれば、下田中学校はその場所では存続できないことから、保護者や地域にとって大問題になりました。

そうした混乱の中で県の関与が始まります。令和2年7月7日、四万十市長が知事に大学誘致の報告に来庁します。そのときの出張復命書によると、市長より大学誘致は中村の長年の悲願であるとし、京都看護大学四万十看護学部の状況について説明、それに対して知事より、幡多に大学ができるのは夢のよう、できる限りの応援はさせていただきたいと、県も積極的に関わる話となっています。

このとき、知事の発言は、下田中学校統廃合問題の混乱の実情を知った上だったのか、知事の答弁を求めます。

○知事（濱田省司君） 御指摘がありました面会の時点では、報道等もされておりましたので、地元におきまして、この問題について賛否の声があるということは認識をいたしておりました。この点につきましては、市として引き続き地元への説明に誠意を持って取り組むお考えだというふうにお聞きをしたところでございます。

その上で、私の発言といたしましては、私自身小学校4年まで中村で住んでいたということがございます。その頃の常識としては、大学に行くとなれば幡多を離れなければいけないという思いもございましたので、大学誘致によりまして、地域の活性化が大いに進むのではないかと私の期待を率直に述べたものであります。

○35番（岡本和也君） そこで、県の関わりについて確認します。その一つに、空き家対策総合

支援事業補助金への関与です。四万十市議会でのやり取りでは、令和4年2月総務常任委員会で、空き家対策事業については、この補助金を使えるのではないかと県からの話があった、令和4年3月定例会では、市から県を経由して国へ申請するとの市執行部の答弁があります。

県としての関わりについては、この答弁の中身で間違いはないのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 空き家対策事業に関する県としての関わりについてでございますが、四万十市から空き家となっている旧中医学研究所の改修について相談があったのに対しまして、国の空き家対策総合支援事業による補助金が活用できる可能性があることをアドバイスしたところでございます。また、この補助金の交付申請書は、要領に基づきまして、市から県を経由して国に提出しているところでございます。

○35番（岡本和也君） そこで、今回頓挫した原因の一つであります学生確保について確認します。令和4年8月と9月の2回、その補助金を中医学研究所の改修に使うのは適切ではないと、地元の関係者から知事宛てに文書で指摘されました。県からも回答がされています。指摘の中に、学生確保の見通しについては、幡多看護専門学校を吸収合併できればなおよい、共倒れになっては困るとの看護大学理事長の話を紹介して、学生確保に困難があるのではないかと疑問を投げかけています。

しかし、土木部長からの回答には、この件に関しての記述がありません。この事業には10年以上事業が活用される要件がついております。そのことから四万十市議会では、長年にわたる学生確保が困難であることを何度も指摘されてきました。

これらの経過を踏まえて、県として、四万十市が空き家対策総合支援事業を申請するに当た

り、学生確保のことは何ら問題にならなかったのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（荻野宏之君） 国の空き家対策総合支援事業につきましては、県では交付申請書の金額に算定誤りがないか、記載事項に不備がないかなどについて審査することになっておりまして、学生の確保といった計画の詳細までは確認していないところでございます。

○35番（岡本和也君） 次に、地方創生拠点整備交付金についてお聞きします。この事業の交付申請に当たり、令和4年8月、四万十市議会総務常任委員会の議事録では、下田中学校を部分的に他団体へ有償で貸与する予定であり高知県教育委員会と調整済みとあり、県が関与しています。

そこで、確認します。この補助事業費の要綱では、交付決定について第5条第2項に、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事は交付申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査などを行った上で、審査などの結果を大臣に報告するものとなっています。

県として現地調査、審査など行い、大臣に報告したのか、総務部長の答弁を求めます。

○総務部長（徳重覚君） 本件は交付金の要綱に沿った事業でございまして、不備もなかったことから、現地調査は行ってはおりません。一方、審査は施設の整備計画が国の交付金の目的や内容に合致しているか、また申請書類に不備がないかなどを確認するものでございまして、今回は四万十市から提出された申請書類につきまして審査を行ったところでございます。

○35番（岡本和也君） 県の関与について、一通り確認をさせていただきました。そういう形で県として関与してきましたけれども、結果的に頓挫してしまいました。頓挫した看護大学誘致事業に関して、学生の確保ができないことは四万十市議会等では指摘されていました。

しかし、強引に進めてきた四万十市長、十分な調査をしないで積極的に支援した県にも責任があります。知事の思いをお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 今回の大学の誘致に関しましては、地域振興を目指されます市長や、あるいは市議会の決定に加えまして、幡多地域の市町村の賛同があり、推進をされてきたものであります。県といたしましても、こうした地元の御判断を尊重して、地域振興を後押しするという観点から、できる限りの支援を行うという考えに立ちまして、活用の可能性のある補助制度などを御紹介してきたということでございます。

先ほど各部長から説明をいたしました補助金の申請が具体的にあったわけですが、いずれもそれぞれの補助金などの交付要綱、要領に基づきまして、申請内容あるいは補助目的に合致をしているか、申請書類に不備がないかといった点について審査をしており、この点において適正に事務は実施できているというふうに考えております。

○35番（岡本和也君） しかし、結果的には頓挫して、市民に対して約7億円近い損害を与えた結果になっていますので、ここのあたりの総括はしっかりと県としてもやっていただきたい、そのことを申し添えておきたいと思えます。

これからのことについて議論を移していきたいと思えます。完成したものや、完成途中での施設については、現在検討会がつくられ、2年後をめどに利用方法についての検討が行われています。地元の区長会は、あったものを返してほしいだけと、避難施設の早期復活などを要望書として市に提出しています。

また、看護大学建設のために中学校を失い、低地の小学校に移った子供たちも行動していました。今年6月12日、子供の意見表明権を行使するため、知事に手紙を持って来庁しました。

その後も8月17日、文科省とこども家庭庁に、8月29日、四万十市長、教育長にそれぞれ手紙と署名を持って出向いています。文科省とこども家庭庁を訪問した子供たちに対して、後日文科省とこども家庭庁から感想が寄せられています。紹介します。

文科省からは、「大変貴重な機会でありがたかった。印象に残ったのは、登校拒否になった子供が、大規模校でつまらなかった、小規模校で学校が楽しいと言えるまでになったという生の声は本当に印象深かった。中学生たちが、私たちは災害が起こったときに助ける側でありたいと決意を語られたのが本当に驚いた。聞いてよかった」。こども家庭庁からは、「子供の意見を聞くことが省庁発足の意義、あるいは使命みたいなところがある。機会をつくってくれて本当にありがたかった」などです。そして、その上に利用できる交付金などの情報も寄せていただいていた。

下田中学校統廃合の中で翻弄され、統廃合の期日まで下田中学校に残りたいと、小学生と一緒に過ごしている中学生たちの手紙には、「大人の事情で津波が来たら水没してしまう場所に移された。早く高台の安全な場所に戻してほしい」と大人への抗議の中に「小中一緒に学校生活を過ごしてみて、家族みたいでお互いに成長できる温かい空間だと思ったので、小中一貫校として新たな学校をつくってほしいです」大人への切実な願いが書かれていました。

この短い思いを聞いた文科省の方からは、日本の学校は子供一人でもいれば先生を配置する。モデルづくり、地域づくり、学校づくり、特色ある事例づくりに期待をしている。子供の権利で子供が声を上げているので国が期待しているとのコメントをしています。

今後、地元の関係者は、子供たちの思いをかなえるために具体的な行動を起こすと言ってい

ます。子供たちからの提案で、新しい小中一貫校が実現すれば、特色ある取組として国からも期待されているところです。

県としても積極的に支援するべきと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君） 市町村立学校の設置や統廃合につきましては、当該市町村におきまして、地域の方々の意見もお聞きしながら十分に議論し、検討、判断されていくものと考えております。県教育委員会としましては、その判断を尊重して対応していくことが重要と考えております。

○35番（岡本和也君） ぜひ中山間地域、これから活性化させていくという方針が出されていますので、こういうことも視野に入れながら取り組んでいただきたい、そのことを切にお願いしておきたいと思います。

次に、国内の食料自給率向上の意義、そしてそれと関連して、四万十市新食肉センター整備の意義について質問します。

まず、食料自給率向上の意義についてお聞きします。近年、異常気象、コロナ禍とロシアのウクライナ侵略によって、油脂・肥料・原油価格が高騰し、これにアベノミクスの負の遺産である異常な円安が加わって、日本の農業と食料は危機的な状況に直面しています。国連は、世界でも戦後最大の食料危機、肥料危機に見舞われていると警告しています。御存じのように、日本の食料自給率はカロリーベースで38%、濃厚飼料自給率13%、また肥料と原油のほとんどを輸入に依存しています。

そのような状況下、食料・農業・農村政策審議会が来年の食料・農業・農村基本法改定に向けた答申を農水相に提出しました。しかし、食料自給率については目標の一つに格下げされたと評価されています。

国民の食料を確保する自給率を高めることは

絶対に必要と思いますが、知事の見解をお聞きします。

○知事（濱田省司君） 国民生活に不可欠であります食料を将来にわたって安定的に供給をし続けますために、食料自給率の向上を図っていくこと、これは大変重要な政策課題だというふうに認識をいたしております。

また、国際的な食料需要の増加に伴います輸入食料の減少など、安定的な食料供給に対する懸念の高まりとともに、食料自給率の重要性はますます高まっている、これが現在の状況であるというふうに考えております。

○35番（岡本和也君） 今議会で下村議員が質問しましたヨーロッパでの取組、フランスの取組ですよね、このことが例に出されました。食料自給率を高めるという観点で、政治がいかに関与しているかということが明らかです。ぜひ、最初にも申しましたように、国に提言をお願いして、食料自給率を高めていただきたいと思います。

そこで、畜産振興についてお聞きします。昭和40年代に90%だった肉類の自給率は、1991年の牛肉の自由化や1995年にWTO協定が発効されて以降、直近の令和3年度には53%に落ち込んでいます。私は、商工農林水産委員会で畜産の状況について、宮崎県と鹿児島県に調査に行きました。特に豚肉生産日本一の鹿児島県の調査では、後継者不足、飼料などの高騰、2024年物流問題などで課題が山積して、危機感を抱いているとの説明を受け、日本の畜産業界の危機的状況を痛感してきました。

高知県としても、日本の食料自給率向上のために畜産振興に真剣に取り組むべきと思いますが、知事の見解をお聞きします。

○知事（濱田省司君） 我が国は家畜の飼料、餌でございますが、これの多くを輸入に依存しております。このことが食料自給率低下の要因の

一つになっているというふうに認識をしております。

国は、食料・農業・農村基本計画におきまして食料自給率の目標を設定いたしまして、国産の飼料の生産を推進しております。計画の中で、畜産の持続的発展を図っていく上で、飼料自給率の向上だけでなく国内生産の維持拡大が必要であり、そのためには国産畜産物の消費を促すことも必要というふうに明記がされているところでございます。

県といたしましても、輸入飼料に過度に依存をした畜産からの構造転換を推進したいと考えておりまして、今年度、稲を原料とした飼料、稲WCSと称しておりますが、その生産拡大、そして生産性向上、さらには経営継続、これらをパッケージとして支援する枠組みの中で後押しをしております。

今後も、例えば土佐あかうしや土佐ジロー、四万十ポークといった本県の畜産物の生産の拡大、そして担い手の確保、地消、そして外商によります消費拡大、こういった点にしっかりと取り組みまして、畜産振興を推進してまいり所存であります。

○35番（岡本和也君） 今のままでいきますと、外国から肉が入らなくなったら、半分の国民が肉を食べられなくなるということですので、ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、高知県でも畜産振興の立場から、四万十市新食肉センターの整備が計画されています。この食肉センターでは、これまで愛媛県も含んで四国の養豚業振興に貢献しています。経済効果も大きく、食肉センターの資料によると、約150人の雇用を創出し、年間88億円の経済効果を生み出しているそうです。この施設は昭和42年に建設され、50年以上が経過し、施設や機械の老朽化が進み、屠畜作業に支障を来すことと、

食品衛生管理への対応から現在建て替え準備中です。

県としても、日本の食料自給率を高める観点からも、この施設整備を積極的に支援する必要があると思いますが、知事の決意をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 食肉センターは、県民の皆さんに安全・安心な食肉を供給するなど、本県の畜産振興におきます重要な役割を担う施設というふうを考えております。このため、老朽化が進みました四万十市営食肉センターを建て替えたという四万十市の御意向を受けまして、平成30年に市が設置をした整備検討委員会に参画をするという形で、県もこの問題に当初から深く関与いたしているところでございます。

四万十市は平成31年3月に、国の交付金を見込んだ新センターの基本計画を策定し、令和5年度の本格稼働を目指しておりましたけれども、計画の精査の過程で交付金の活用を断念されたという経緯がございます。その後、事業計画を再考した結果、豚のみを扱う施設に転換をするという方針を決定されまして、令和4年4月に基本計画を修正されました。この新施設の整備に向けましては、県と四万十市によります協議会を設立しまして、現在両方で協働する形で基本設計を実施いたしております。設計費用の2分の1を県が負担するという形で、市と連携して取組を進めているところでございます。

今後も引き続きまして、事業主体であります市の意向を踏まえながら、施設の整備に対しまずできる限りの支援を県としてもしてまいる考えであります。

○35番（岡本和也君） ぜひ日本の食料自給率を向上する立場からも、この事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、具体的に施設整備についてお聞きします。当初51億円を見込んでいた整備費の縮減

を目指して、現在県と四万十市による協議会において基本設計を行っています。これまでの話合いでは、整備費は県と関係する6市町村に加えて、四万十市は四万十町にも負担を求めたい考えです。高知市で今年開設された牛専門の新食肉センターについては、屠畜部分の整備費の約27億円は県と28市町村が人口と飼育頭数の比率によって負担割合を決めています。今回の四万十市新食肉センター整備費を県と7市町村で負担するには、市町村の負担が大き過ぎます。

高知県として、高知市の施設は牛専門、四万十市の施設は豚専門で役割分担をしています。この2つの施設を県の畜産振興として一体に考え、施設整備についても一体に進めるべきと考えますが、知事の見解を求めます。

○知事（濱田省司君） 高知市の食肉センターにつきましては、県内の28市町村で構成をいたします事務組合の運営によります旧施設の廃止が決定をされましたことを受けまして、県と28市町村が応分の費用を負担して新センターを整備いたしましたものであります。一方、現在の四万十市営食肉センターは市が整備をされ、特別会計の中で運営をしている施設でございまして、施設整備に当たっては市が事業主体となるものであります。

しかしながら、市単独では費用の負担も大きいというのは、御指摘もありましたとおりでございまして、県も、畜産振興の観点から、できる限りの支援は行う、そういう方針で対応してまいります。その際には、県内の他の施設整備におきます県の負担割合なども参考として判断をしていくという形で、対応していきたいと考えております。

○35番（岡本和也君） いろんな資材が上がりまして、当初の51億円以上の整備費がかかるというふうに言われています。それを、例えば高知県が半分、あと7市町村で半分ということにな

りまして、大変自治体の負担が大きくなるというふうに思います。

財政負担が大変大きくなると思いますので、ぜひ高知県としては畜産振興の観点から、なるべく多く出していただけるようお願いしたいと思っておりますけれども、再度知事の見解を求めます。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございましたように、畜産振興の観点からこの食肉センターの整備をしていく大変重要な事業であると思っております。まさしく県内でこの高知市の食肉センター、そして四万十市の食肉センター、2つある意味同じような環境の中での整備が進んでいるということでございますので、当然県としてできる限りの支援はとは考えておりますが、両者のバランスといったものも、対市町村との関係では御納得をいただく上では大事な要素ではないかと考えまして、その点は両者のバランスが説明できるような水準の中で、できる限りの支援を四万十市に対しても考えたいと考えております。

○35番（岡本和也君） ぜひ市町村の負担が軽減されるよう取組を期待しております。

次に、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫保護活動への支援について質問します。

待ち望まれていました動物愛護センターの建設も具体化し、関係者から期待の声が上がっています。猫は人々にとって最も身近であるとともに、その愛らしい姿からペットとしても人気の高い動物です。しかし、令和3年度の環境省の統計によると、日本では年間3万4,805頭の猫が自治体によって引き取られ、そのうち1万1,718頭が殺処分され、そのうち7,407頭はまだ離乳もしていない幼齢個体で、その大半は野良猫が生み落とした個体だと考えられています。県内でも野良猫問題は深刻で、その対策が求められています。

そんな状況の中、県下でも生き物の命を大切

にしたい、その一念から野良猫の保護活動が民間ボランティアの方たちによって積極的に行われています。その主な活動はTNRと呼ばれ、猫たちを捕まえ、そして不妊・去勢手術を実施し、元の生活環境に戻すことなどです。

高知県としても民間ボランティアの方や自治体とも協力しながら、具体的な取組を行っています。その対策の一つとして、飼い主のいない猫不妊手術等推進事業実施要綱を作成し、要綱に基づいた不妊手術などを実施し、令和5年度には年間不妊手術等1,600頭を目標に予算化しています。

このような取組の成果でしょうか。平成22年度から令和4年度までの高知県での猫の収容数及び殺処分の数字に変化が現れています。収容数が平成22年度4,413頭であったのが、令和4年度には322頭に、また殺処分も4,409頭であったのが284頭と大きく減少しています。

この数字の推移をどのように分析しているのか、健康政策部長のお考えをお聞かせください。

○健康政策部長（家保英隆君） これまで、飼い主の適正飼養、適正な飼い方の啓発や地域猫活動の支援など保護される猫を減らす取組と、保護された猫の譲渡に取り組んでまいりました。具体的には、平成24年度に不妊手術助成を開始したほか、平成28年度には生後間もない猫にミルクを与えるボランティア制度を創設しました。また、令和元年度に地域の保護活動である集中枠の取組を開始するなど、累次にわたり対策を強化してまいりました。

こうした行政の取組と、あとボランティアの皆様の方々の精力的な活動、また県民の皆さんの動物愛護意識の向上なども相まって、これに比例する形で猫の殺処分数が減少したものと考えております。

○35番（岡本和也君） ボランティアの方たちの活動は本当に大きいものだという事、部長の

答弁で実感したところでございます。ぜひ今後ボランティアの方たちの支援も積極的に行っていただきたいことを申したいと思っております。

そこで、飼い主のいない猫不妊手術等推進事業の資料を見ると、令和4年度から飼い猫のクーポンが廃止されました。その代わりに飼い主のいない猫の集中的手術の予算上限枠が、前年の300頭から1,000頭に一気に増えています。この理由と事業効果についてどのように考えているのか、その考えを健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 増加の理由は、クラウドファンディングを活用した地域猫の保護活動を開始したことに併せまして、飼い主がいる猫については、動物愛護管理法に規定されました飼い主に対する繁殖制限の義務化を類推適用し、地域活動のほうに予算を重点化したものでございます。その際、保護活動の関係者の方から要望のありました雄猫の去勢手術を新たに支援することとし、大幅に拡充したものでございます。

事業効果としましては、集中枠で実施した手術数が、事業を開始した令和元年度の320件から、令和4年度は873件に拡大いたしております。また、参考ではございますけれども、猫の収容件数がこの間減少し、令和元年度が622匹であったものが、令和4年度は329匹というふうに半減しております。

○35番（岡本和也君） 積極的な取組を求めたいと思っております。

そこで、環境省の資料によりますと、雌猫は生後4ないし12か月から子猫を産めるようになり、年に2ないし4回の発情期があり、1回に4ないし8頭の子猫を産むことから、1頭の妊娠猫が3年後には計算上2,000頭以上の猫になるというふうに言われています。中途半端な取組は元の木阿弥になると思っております。野良猫保護団

体などの要請も受け入れながら、しっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。今後の取組について健康政策部長のお考えをお聞かせください。

○健康政策部長（家保英隆君） これまでの取組の見直しも関係者の皆さん方、ボランティアの皆様方の御意見を踏まえて取り組んでまいりましたので、引き続き取組の改善も行っていききたいと思います。

猫の収容数が減少傾向にあることや、集中枠の取組の効果が見られることから、引き続き取組を強化して、逐次必要に応じた改善も努めていきたいと思っております。

○35番（岡本和也君） ぜひ取組を強めていただきたいと思っております。私も実は避妊手術など、去勢も含めてですけれども、現場に立ち合わせていただきました。尾首先生が手術をしている現場に立ち会いました。そこにボランティアの方たちが10名、そして猫が22頭おりましたけれども、本当にボランティアの方たちのそういう熱心な活動のおかげで、こういうものが成り立っているなというふうに思うところでございますので、そういう人たちの声を、繰り返しになりますけれども、聞いていただきたいというふうに思います。

今朝も実は私のところに電話がありまして、この質問に取り組むことに対してですけれども、ぜひ言うてくれということで、保健所単位でやられているものを、市町村単位にしてもらえないかという要望、それと動物愛護法があるにもかかわらず、県は民間に委ね過ぎではないかという怒りの声も県民の方から寄せられました、今朝。

これに対して、通告はいたしていませんけれども、健康政策部長のお考えをお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） 野良猫の問題は、やはり地域の住民の方にとって非常に大切なこととございます。身近な地域ごとに対応すると

ということが必要ですので、県下の中には市町村で不妊・去勢手術に助成をしている地域もございます。

また、県が推進しております集中枠というもの、あくまでも申込みは保健所単位ですが、やっぱり地元の自治体と連携してということですので、そのあたり、市町村のお話もよく聞きながら、また関連する、協力いただいているボランティアのお話も聞きながら取り組んでいきたいと思っております。

○35番（岡本和也君） ぜひ取組を行っていただきたいと思っております。いろいろ御答弁ありがとうございました。これで私の一切の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、岡本和也議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田所裕介議員の持ち時間は35分です。

29番田所裕介議員。

○29番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問に入ります。

まず初めに、観光振興についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息に向け一定の方向性が見え始め、コロナ以前のように国境をまたいだ往來が可能となりました。今だからこそ、ポストコロナ社会の新しい時代のグロー

バル化を推し進めるチャンスとなります。本日は、本県の主要政策の一つであるグローバル化について、観光と貿易の視点から質問をさせていただきたいと思っております。

平成28年、明日の日本を支える観光ビジョンに基づき取組を進め、令和元年、訪日外国人旅行者数は3,188万人、訪日外国人旅行消費額は4.8兆円まで増加しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行によりインバウンド需要は激減し、観光業は大きな影響を受けました。新型コロナウイルス感染症の終息が見え始めた本年3月、ポストコロナ社会における新たな観光の在り方として、観光立国推進基本計画が閣議決定されました。

観光立国推進基本計画は、ポストコロナ社会で観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する持続可能な観光、消費額拡大、そして地方誘客促進の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むことを柱としています。コロナ前とポストコロナ社会の観光はある種異なるものとし、コロナ前からの課題も踏まえた上で、違った形での観光復活に努める必要があるとし、単なるコロナ前への復旧ではなく、コロナ前とは少し違った持続可能な形での復活を図ることが求められるとしています。

コロナ前の課題としては、日本全体のインバウンド増加の一方、首都圏と地方のギャップが顕著であったことを挙げられます。訪日外国人旅行者の8割が首都圏を含む10都道府県に集中し、地方は誘客や1人当たり消費額単価が伸び悩んでいました。

また、観光産業は裾野が極めて広く、我が国の基幹産業へと成長するポテンシャルを有する総合産業であり、観光産業の付加価値を示す観光GDPは令和元年GDPの約2%、令和元年

の旅行・観光消費は、生産波及効果が約56兆円、雇用誘発効果が456万人に上っていたにもかかわらず、収益力の高い稼げる産業にうまく転換できていなかったという課題もあります。

観光立国推進基本計画で示されているように、コロナ前の課題も踏まえ、ポストコロナ社会の新たな観光振興が求められます。

そこでまずお伺いします。関西連携によってどのように高知県の観光を活性化させていくのか、これまでの実績も踏まえ、知事に展望をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 令和7年におきます大阪・関西万博の開催を見据えまして、県経済の起爆剤とすべく、関西戦略に取り組んでいるところであります。観光分野におきましては、これまで大阪観光局などとの連携の下で、本県の豊かな自然環境を生かした観光商品のセールスとプロモーションを行ってまいりました。こうした活動により、例えばシンガポールやタイ、オーストラリアなどから関西経由の団体旅行が催行されるなど成果が現れております。

また、本県との距離の近さを生かしまして、スポーツツーリズムを推進してまいりました。その結果、ラグビートップリーグのチームや、野球、サッカー、陸上競技、バスケットボール、自転車競技、カヌーなど、関西圏から多くのスポーツ合宿が本県において実現をしているところでございます。

来年の7月には、大阪の梅田エリアに本県の新しいアンテナショップを開設する予定といたしております。このエリアは、関西空港からのアクセスが大幅に充実するということが近々見込まれておるところでございます。このアンテナショップには多くの訪日外国人の方の来店も期待できるわけでありまして、

今後、このアンテナショップを拠点といたしました外国人観光客への情報発信をしっかりと

行いまして、関西経由の本県へのインバウンド観光客の誘致をさらに推進してまいります。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。本当に成果にこだわった取組をぜひとも期待するところでございます。どうもありがとうございます。

続いて、本県において観光業を収益力の高い産業に転換するためにどのような施策を講じていくのか、観光振興部長に具体的にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 本県観光業の収益力を高めるといった点で、やはりまず1つは本県での滞在日数を増やしていくこと、そして旅先での消費単価を上げていくこと、大きくはこの2つではないかと思っております。このため、これまで周遊の促進やそれぞれの観光商品の付加価値を高めるような取組を進めてきたところであります。

今後、新たなキャンペーンの下、地域ならではの魅力や価値を観光客の方にしっかりと伝えていけるような観光商品づくりを進めることで、より付加価値を高めていきたいと思っております。また、長期滞在型の観光を推進するために、その拠点ともなります宿泊施設の魅力の向上や、周遊促進策などをさらに強化していきたいというふうに考えております。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。ぜひよろしくお伺いをいたします。

日本政府は、企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関、団体、学会等が行う国際会議、展示会、見本市、イベント、つまりMICE開催地としての存在感を向上させ、令和7年までにアジア主要国における最大の開催国となることを目指しています。本県もMICEの開催地として魅力があると考えております。

本県が国内外におけるMICEの誘致に今後取り組む考えについて観光振興部長にお伺いを

いたします。

○観光振興部長（山脇深君） 学会や国際会議、商談会などのいわゆるMICEは、一般的な観光とは異なりますものの、経済効果が大きく、また観光の閑散期や平日における宿泊需要を下支えするといった意味でも重要だと考えております。このため、本県へのMICE誘致に継続的に取り組んできたところであります。

さらに、今後例えば梶原町で開催された全国棚田サミット、あるいは黒潮町で開催された「世界津波の日」高校生サミットや、高知工科大学で開催された圧入工学に関する国際会議のように、本県ならではのテーマといたしますか、本県だからこそ開催地にふさわしいようなテーマに合わせたMICEの誘致にも、関係者と協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

観光業を収益力の高い稼げる産業に転換するに当たり、観光旅行者と地域住民の双方にとって一定のメリットのある観光地マネジメントが重要となります。そのため、観光立国推進基本計画にも示されている持続可能な観光を目指す必要があります。

持続可能な観光とは、地域づくりに重要な経済、社会、環境の正の循環の仕組みにつながる観光の基本的な在り方を指します。持続可能な観光の実現に向け、地方公共団体に加え、大きな役割を担うと期待されているのが観光地域づくり法人、DMOであります。

令和元年の観光庁の報告書、持続可能な観光先進国に向けてでも言及されていますが、DMOは地域の多様な関係者を巻き込みながら、科学的アプローチに基づいた観光地域づくりの司令塔としての役割を期待されています。DMOは、広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMOと分類されますが、今後特に地域DMOの

さらなる発展が必要となります。

そこでお伺いをいたしますが、本県では地域DMOに対し、持続的な観光を推進するに当たり、どのような役割を期待するのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 地域の様々な関係者が一体となって、面的に観光振興を進めていくDMOの役割は、持続的な地域観光を進める上で大変重要だと認識しております。

県では、これまで県内の複数の市町村で構成する広域的な、いわゆる地域連携DMOの設立を支援してまいりました。現在、県内で5か所の地域連携DMOが設立をされているところであります。

また、議員からお話のありました地域DMO、市町村単位が一番小さな単位のDMOでございますけれども、こちらは県内では黒潮町で1つございます。この地域DMOというのは、エリアの特徴や強みをより打ち出しやすいといった利点がありますことから、地域内の具体的な周遊プランの作成ですとかセールス活動など、各地域の観光推進の中心的役割を担っていただくことを期待しております。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。

続きまして、地方自治体は、地域内の多様な関係者との連携を図るとともに、DMOに対し積極的な参画、連携、支援を行うことが求められています。

そこで伺いますが、本県で地域DMOを増やしていくために、どのような支援や連携を行っていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 地域DMOを増やしていく上での課題といたしまして、地域DMOのメリットがまだ十分に地域の観光事業者に理解されていないといったようなことや、設立に向けた戦略策定などの負担、そして中心とな

る人材の確保といったようなことが挙げられるのではないかと思います。

県としましては、研修会などを通じて成功事例を紹介したり、戦略策定のためのアドバイザーの派遣や、地域おこし協力隊の活用などを通じました組織体制づくりなどによりまして、地域DMOを目指す団体を後押ししていく考えであります。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

続きまして、地方誘客促進や消費額の増加に向けては、本県独自の魅力による本県独自のブランディングにより付加価値をつけることが必要です。世界的な旅行ガイドブック、ロンリープラネット、2022年お勧めの旅行先のランキング、ベストイントラベル2022地域編で、アイスランドの西部フィヨルドなどと並び、日本から唯一四国が6位に選ばれました。

本県からは大岐の浜が掲載されています。お遍路など地域固有の文化やアート、食、自然などの多彩な観光の魅力が評価されています。自然以外にも、食文化やそのストーリーに触れるガストロノミーツーリズム、また酒蔵自体を観光化していく酒蔵ツーリズムなど、本県だからこそできるブランディングは多く、潜在的可能性が高いと考えています。

そこでお伺いをいたします。他県ではなく、本県を旅行先を選んでもらい、消費を促すために、本県をどのようにブランディングし、付加価値をつけていくのか、観光振興部長に具体的にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 本県は、豊富な食材や食文化、地域の伝統文化など魅力ある素材を数多く有しており、それらは本県をブランディングしていく上での大きな強みであると認識しております。また、観光庁の訪日外国人の意向調査でも、食や歴史、伝統文化、そして旅先で

の日常生活の体験への関心の高まりが示されております。

このため、今後は高知の食、歴史文化、自然についてその成り立ちや背景などの価値をしっかりと伝えていくことで、じっくりと深く高知の魅力を体感していただくような観光を進めていくこととしております。こうしたことによりまして、本県独自のブランディングを進め、付加価値を高めていく考えであります。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。

次に、持続可能な観光の促進において、レスポンスブルツーリズム、責任ある観光の推進も重要となります。国連世界観光機関も概念の周知に取り組んでいます。

レスポンスブルツーリズムは、観光客と地元との関係や、観光客の自立的な関与を重視する考え方であり、観光客が自身をツーリズムを構成する重要要素の一つと捉え、責任ある観光を通じて、よりよい観光地をつくり上げようという動きです。レスポンスブルツーリズムの考え方を取り入れた観光業の発展を目指すことで、オーバーツーリズムの解消、環境資源の保護、より満足度の高い観光の提供につながることを期待をされています。

そこで伺いますが、環境資源を付加価値の一つとして売りにする本県において、レスポンスブルツーリズムの考え方も非常に重要になると思いますが、今後どのように観光施策に取り入れていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 本県の豊かな自然は観光振興を進める上で欠かせない要素でありまして、レスポンスブルツーリズムの考え方は大変大事な視点だと思っております。この考え方は世界的な潮流ともなりつつあり、今後観光客が旅先を選定する際の判断材料にもなり得ると考えております。

現在開催中の博覧会でも、旅行者に対して草花の生育環境の保全について配慮を求めるなど、旅行者としての責任ある行動を促してきたところでもあります。

レスポンシブルツーリズムの考え方を県全体で定着させていくためには、観光客と受入れ側となる観光関係者それぞれの理解が広がっていくことが重要だと思います。今後、国内外の先進事例を参考にしながら、本県において実効性のある取組が進められますように、関係者と共に検討してまいります。

○29番（田所裕介君） どうもありがとうございました。

ここまで観光について様々お伺いをしてきましたが、観光振興、特にインバウンドの促進として、国際相互交流の推進等による双方向の交流拡大、ツーウエーツーリズムの推進も重要になります。

そこで伺いますが、どのようにツーウエーツーリズムを促進し、観光振興へつなげていくのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） インバウンド観光を持続的に進めていく点で、海外からの誘客を進めるだけではなくて、相互に交流を図っていくこと、そして交流する人口を拡大していくことが基本であるというふうに考えております。

まずは、台湾路線の定期便化に向けまして、台湾との双方向の交流の拡大に全庁挙げて取り組んでいきたいと考えております。今後、教育旅行をはじめ様々な分野での交流を深めることで、人の往来を活性化させ、台湾との交流のパイプを太めていきたいと考えております。

また、高知県民の方が海外に行く、いわゆるアウトバウンドにつきましても、県内の旅行会社とも連携をいたしまして、促進をしていきたいと思っております。

○29番（田所裕介君） 非常に前向きな答弁をあ

りがとうございました。本当に観光振興を盛り上げていくんだという本気度のうかがえる、非常に前向きな答弁であったと感じているところでございます。

様々御質問させていただきましたが、ポストコロナ社会の観光振興においては、単なるコロナ前の観光の復活ではなく、ある種異なる新たなものとしての観光を促進していく必要があると考えております。そのような中で、本県は自然や食、様々な魅力があつて、そのブランディングや付加価値のつけ方という点では、様々な可能性があると感じています。

また、さきに述べましたが、観光業は非常に裾野の広い産業であり、まずは観光業が収益を継続的に上げ続けられる産業になるように取組を進めていただければと思うところでございます。

また、今日は質問はさせていただいておりませんが、観光業のDX推進、働き手の確保ということも観光業では非常に、言いますと課題になっているとお聞きをしているところでございます。今後とも、より一層の観光振興への取組を進めていただきますよう要請をいたします。よろしく願いいたします。

続いて、本県における貿易についてお伺いをいたします。

観光振興とともに本県のグローバル化促進の中心となるのが貿易、特に県産品の輸出であります。観光振興や貿易推進といったグローバル化を推進する上で、当然ながら国際社会の一員としてのルールを守る必要があります。その中でも、ビジネスにおける人権遵守は特に重要となります。

令和4年2月議会において、ビジネスと人権について質問させていただきました。国では、令和2年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）」が策定され、今後政府が取

り組む各種施策や企業活動における人権デューデリジェンス、人権DDの導入が促進され、大企業のみでなく、中小企業も人権遵守の対象となることも明記をされたところでもあります。

本年7月、国連ビジネスと人権の作業部会が、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、日本政府と日本企業の人権上の義務と責任の履行の取組について調査を行いました。作業部会は、国家人権機関の設置の必要性、ビジネス関連の人権侵害を取り扱う明示的な任務、民事救済を提供することの重要性などを指摘しました。

また、人権リスクにさらされているステークホルダー集団として、女性、LGBTQI+、障害者、先住民族、部落、労働組合が挙げられたところでもあります。日本では現在、これまで以上にビジネスと人権への注目が高まりつつあり、国際社会の一員として取組の促進が求められます。

そこで伺いますが、前回に質問させていただいてから現在に至るまで、本県における人権DDの取組の進捗について、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 人権デューデリジェンスの取組の進捗状況につきましては、貿易協会などの関係団体と連携し、県内企業向けのセミナー等の機会を捉えて周知・啓発に取り組んでおります。

令和4年9月に国から企業向けのガイドラインが示されたことから、令和5年2月に貿易協会がジェトロと連携して開催した貿易関連企業を対象とした講演会において、参加した24社と関係団体に、ガイドラインのポイントや人権デューデリジェンスの必要性を周知いたしました。

また、県が主催するセミナーでは、令和5年3月に20社が参加した外国人材確保セミナーや、17社が参加した海外展開セミナーの中で周知を

行いました。

さらに、高知県人権啓発センターが実施をした企業向け人権啓発研修会で、企業の社会的責任とともに、人権デューデリジェンスの必要性について周知を行っており、令和4年度は研修会を4回開催し、154社が参加、令和5年度は9月末までに2回開催し、95社が参加をしています。

引き続き、関係団体とも連携し、様々な機会を捉えて人権デューデリジェンスの周知・啓発に努めてまいります。

○29番(田所裕介君) ありがとうございます。

この人権DDについてでありますけれども、前回質問させていただいたのが約1年半前、この1年半の間で様々に取組を進めていただいているというところでありました。本当にそれはうれしく感じているところでございます。

本県がグローバル化するに当たって、観光もそうでありまして、貿易においてもやはりルールを守るということは非常に重要であります。その中でもビジネスにおける人権については、今後今以上に重要になると私は考えているところであります。人権侵害が明らかになった時点で取引ができないという事態にも陥ることが容易に想像できます。

ビジネスと人権においては、最終的には取引をする各企業の責任という部分もなきにしもあらずだと思いますが、企業という垣根を越えて概念を周知していただきまして、一体となって取り組んでいくということは、やはり県という地方自治体であるからこそできることであろうと考えているところでございます。今後も、引き続きの取組をどうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、2022年の食料品の輸出額は、前年比22.1%増となりました。本県では、土佐酒やユズなどの食料品を主力な輸出品として位置づけ、

販路開拓や輸出に取り組んでいます。そのため、既に武石議員からも御質問がございましたが、2024年問題による本県の農産物や水産物の輸送への影響を考慮し、備えなければなりません。

国土交通・農林水産・経済産業省が開催した2022年第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会におきまして、2024年問題によって不足する輸送能力について、業界別に、農産・水産品出荷団体が32.5%で最も多いことが示されました。建設業、建材、製造業が10.1%であることから、農水産業の受ける影響の大きさが分かります。

2024年問題の影響を考慮し、地方自治体も輸送体制の強化を進めています。例えば、熊本県ではJAなどと連携しながら、農作物の効率的な輸送体制の整備を目指しています。愛媛県では、水揚げされた魚をその日のうちに空輸する実証実験が行われているところであります。2024年問題は、本県の農産・水産物の外商活動に大きく関わってくると考えられ、影響を考慮し、対策を取ることが重要です。

そこで伺います。本県において、2024年問題が農作物の輸送に与える影響についての現状を農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） いわゆる2024年問題における本県農産物の輸送に関しまして、旧園芸連を中心に、運送業者やJAへの聞き取りを行った結果、これまでどおりの運行を前提とすると、新たな規制の下では、東北方面への輸送の一部では連続運転時間が超過し、九州方面へは、中国方面を経由していることで、ドライバーの拘束時間が超過することが判明いたしました。

これらの地域には、経由地から別便を運行させるといった輸送方法の変更などによって対応が可能であること、またこれらの地域以外の大消費地である関東、関西、中京方面は、新たな

規制が適用されてもこれまでどおりの運行が可能であり、現時点では本県農産物が滞留するといった問題は生じないというふうに確認が取れているところでございます。

○29番（田所裕介君） 本県において、2024年問題が水産物の輸送に与える影響についての現状を水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（松村晃充君） 2024年問題の影響につきまして、特に首都圏への輸送に支障が出るのではないかと懸念をいたしまして、県内の主な荷主事業者や運送事業者から聞き取りを行いました。

荷主事業者からは、大手宅配事業者との交渉により従来どおりの荷物の到着日が維持できる、また運送事業者からは、ドライバーの増員によりこれまでどおりの輸送量と到着日は維持できる見込みであると伺っており、各事業者の取組によって現状が維持されるものと考えておるところでございます。

ただ、一方で運送事業者からは、ドライバーの増員によるコストアップは避けられず、その費用負担については、今後荷主側と協議を進めるということで伺っておりますので、引き続き各事業者の状況を注視していきたいと考えております。

○29番（田所裕介君） それでは、運送業者と生産者双方も含め、県として農産物、水産物の2024年問題に対する協議をする場、またワーキンググループや協議会などを設けるといったような方法もありますが、どのように運送業者や生産者双方の声を本県の政策に生かしていくのか、まずは農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 先ほどお答えしましたとおり、現時点では農産物の輸送に大きな問題はないとお話をお聞きしておりますけれども、来年4月の規制強化後の見直した輸送方法の下で課題が生じた場合には、関係者のお話

をお聞きしながら、必要な支援策を講じていきたいと考えております。

○29番（田所裕介君） 次に、水産振興部長にお伺いをします。

○水産振興部長（松村晃充君） 水産業分野では、宅配便による個別店舗への配送、運送会社を使った輸送、さらには自社のトラックでの輸送と、輸送形態が様々であります。それで、対応状況はそれぞれ異なりますことから、事業者ごとの状況をしっかりと把握する必要があると考えております。

引き続き、それぞれの事業者の取組状況や実情などをお伺いしながら、必要な対策を検討していきたいと考えております。

○29番（田所裕介君） ありがとうございます。

今のところは、それぞれ農水とまた違う状況かとは思いますが、これから状況も注視しながら、必要な対策を検討してまいり、それとやっぱり僕がちょっと提案的に、そういう協議体を持ったかどうかという提案型の質問ではございましたけれども、自分が業者さん——業者さんも様々な状況があるかと思えますけれども、運送業者さん、生産者さんの話を聞くと、とてもその影響がなくいけるだろうというような実感は、ちょっと自分としては乖離しているのかなと感じるところがあります。

これから状況も変わってくることも想定されますけれども、ぜひともまた業者、そして生産者さんとしてしっかり情報収集して、意見交換をしていただいて、必要な施策を講じていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

本県の2022年の輸出品目別構成比を見ると、金属製品が37.5%を占めており、紙・同製品が20%、化学窯業製品が17.2%、船舶13.9%と続きます。本県は食料品に加え、様々な分野の商品や技術が輸出をされており、貿易に対して潜在的な可能性が高いと考えます。

一方で、貿易は非常にその時々の世界情勢の影響を受けやすいものであり、実際、本年度の本県の貿易赤字の要因として、円安やウクライナ侵攻に伴う輸入先の変更などが挙げられています。また、喫緊ですと、中国政府の日本産水産物の輸入停止措置により、8月の貿易統計によると、本国の中国向けの食料品輸出が前年同月比で4割以上減少したとされています。

私も、議会でこれまでコロナ禍での木材や部品の調達、サプライチェーンについて質問をしましたが、輸出についても同様のことが言え、販路や販売先が限定的であると、その販売先に輸出ができなくなった場合影響を受けます。今は水産物が注目されがちですが、他の品目、特にものづくり分野においても同様であり、販路拡大は課題となります。

県では、ものづくり分野においては、本年度タイとベトナムにビジネスサポートデスクを設置し、主にアジア地域をターゲットとしているものと思います。輸出戦略としてターゲットとする地域は必要かと思いますが、その一方、特定地域に偏らない販路の確保も一定重要になるかと思えます。

そこでお伺いいたしますが、輸出を促進していくに当たり、このような予測不能な事態へのリスクヘッジの観点からも、特定地域に偏らない販路の確保をどのように進めていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） お話のように、海外との取引では、相手国の突然の法規制の変更や、紛争による物流の停止、加えて為替相場の変動など、国内での取引とは違って様々なリスクがございます。

本県では中小零細の事業者が多いことから、一度に複数の国への展開が難しいこともあり、まずは海外との取引を開始する際に、こうした海外取引特有のリスクや、それぞれの国におけ

るリスクを御理解いただくことが大切です。このため、これまでもセミナーの開催やコーディネーターによる助言を行ってきており、中にはドイツやフランスでの展開を図っている事業者もごさいます。

お尋ねのありました特定地域に偏らない販路の確保については、当初の相手国とのビジネスが軌道に乗ってきた段階で、事業拡大とリスク分散の意味を込めて他の国での展開を助言し、また支援も行っているところであります。

今後も、海外取引でのリスクもしっかりと念頭に置きながら、より多くの県内企業の海外展開が広く行われますよう取り組んでまいります。

○29番（田所裕介君） 御回答ありがとうございました。

本県は、先ほど申しましたけれども、ユズや土佐酒といった食料品というのがやはり注目を浴びやすいということもありますけれども、それ以外にも様々な輸出品がごさいます。それらについても本県の魅力として発信していただきたいと思うところであるのと、またそれに加えて、先ほど質問をさせていただきました貿易においては、常にやっぱり世界情勢に左右をされるということがあります。販路の多角化ということも一定は念頭に置いておく必要があるという思いで質問させていただいたところごさいます。

このことが、やはり近年の新型コロナウイルス感染症の拡大、それとウクライナの侵攻などを経験して、私たちが考えたことと違いますか、学んだことになるのではないかと思います。

ものづくり産業の分野でも、今後も販路開拓に取り組んでいかれるということで、引き続き取り組んでいただきたいということと、今回の質問ではものづくり産業に特化して質問しましたが、これはほかの産業についても言えることだと思っておりますので、高知県全体として常

にリスクを想定した上で、販路拡大に取り組んでいただきたいと思いますところごさいます。

以上をもちまして、今日は準備をさせていただいた質問を全て完了することができました。非常に前向きな答弁、課題も聞かせていただきながら、これからしっかり取り組んでいくんだという前向きな御答弁もいただいたところごさいます。これからの取組に非常に期待を申し上げております。

本日は本当にありがとうございました。私の一切の質問を終わります。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、田所裕介議員の質問は終わりました。

ここで午後1時40分まで休憩といたします。

午後1時33分休憩



午後1時40分再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大石宗議員の持ち時間は40分です。

21番大石宗議員。

○21番（大石宗君） ただいま議長から発言の許可をいただきました一燈立志の会の大石ごさいます。

本日、様々これまで県議会で、さきに同僚議員の皆様からいろいろお話がありました。すばらしい議論もありましたけれども、できるだけ重複しないように質問もさせていただきたいというふうに思います。

まず、この9月の補正予算が提出をされまして、この数年間は本当に、予算といいますとコロナ対策というのが本当に中心でありましたけれども、春に類型が変わりましてから、今度の

補正予算はまさにコロナ明けでフェーズが変わってきた、そして中長期的にこのコロナの後の高知県をどうしていくのかと、こういった本場に骨太な議論が交わされているんだというふうに改めて思っているところでもあります。

そういった意味で、この数年間、コロナ対策に全力を挙げてきたわけでありますけれども、今コロナが一旦少しフェーズが変わりまして、この間に我が国、日本の立ち位置といいますか、特に経済的な構造というのが、気がつけば大きく変化をしているというふうに思います。

2日の外国為替市場では、円は149円77銭ということで、これも去年10月以来の円安水準ということで、構造的な円安がずっと進んでいると、さらにはそういった中で物価も上がっている。もちろん、総理もそういった中で賃金を上げようと努力はされておりますけれども、諸外国の賃金上昇あるいは物価上昇に比べると、我が国は非常にそういった意味では厳しい環境にあると言っても過言ではないというふうに思います。

そういった中で今の現状を考えますと、米国などを中心として賃金も上がっている、今正社員も含めた数値でありますけれども、平均時給が約4,700円というふうに言われておりますし、とうとう最低賃金は韓国にも抜かれてしまったというのが我が国の現状であります。そういった意味で考えると、我が国はもう本当にこの数年間で、明らかに諸外国と差がついて、安い国になったというふうに言えると思います。

しかしながら、この円安を抜本的に打開しようとしても、その根本的な政策は利上げになるかと思っておりますけれども、政府の今の姿勢では、利上げをするということは考えられないというふうに思いますし、さらにはこの利上げの与える影響というのは、国家財政のみならず、私たち地方政府の財政にも大きな影響を与えるというふうに思いますので、この経済構造とい

うのはしばらく続くというふうに思わなければならないというふうに思っております。

そういった中で、今議会でも多くの経済政策について議論がありましたけれども、この円安の状況の中を、私たちもチャンスというふうに捉えていかなければなりません。これまで強い円を背景に、食料やエネルギー、これを通商して買い入れてきたわけでありますけれども、こういったものが、今回武石議員からも質問の中で飼料の国産化というお話がありました。例えば、こういった政策や、そして地産地消、さらには輸出の拡大、そして何より日本は安い国になったわけでありますから、これから国内の観光、これから海外旅行というものなかなか日本の一般の国民が海外に出て行って、どんどん旅行するというのも厳しくなってくるというふうに考えれば、国内外の観光需要の取り込み、こういったものがやはり高知県の経済をこれから支えていく成長のエンジンに私はなろうかというふうに考えているところでもあります。

そういった中で、飼料の国産化や地産地消、あるいは今日本酒を中心に、食料品の輸出では過去最高額を記録していますし、県の取組もあって輸出の拡大というのは、私は本当に大いに評価をするところでありますけれども、今日はそういった中で、先頃同僚議員の皆さんがこの2つの点については議論もいただきましたので、3つ目の国内外の観光需要の取り込み、その中でインバウンドについて少し質問をまずさせていただきたいと思います。

インバウンドの観光客、高知県の今の目標は、これからまた産業振興計画の中で当然見直していかれるとは思いますが、今の目標につきましては、令和11年に20万人を目指すというのが現在の設定している目標値であります。そういった中で、観光客を呼び込むということにつきましては、さきの武石議員とのやり取りの

中でも、中山間地域の皆さんを中心に滞在をしてもらって呼び込んでいくと、こういう御答弁もあったところでありますけれども、経済という観点で言いますと、大事なことは、それで呼び込んだ観光客にいかにお金を使ってもらおうかということ、つまり消費額をいかに上げていくかというのが、経済にとって最も即効性のある重要な取組であろうかと思えます。

そういった中で、少し調べさせていただきますと、台湾のタイガーエア台湾が就航していただきまして、このチャーター客、高知県内でどれだけ買物をしていただいているのかなというふうに思いましたら、大体1人当たり約1万5,000円消費をいただいているということでありまして。そして、フェリーですね、このフェリーのこれは宿泊しないわけでありまして、フェリーで来た観光客の皆さんは、1人約5,000円消費を買物でしていただいていると、こういうデータがございますけれども、国のデータに基づきますと、インバウンド観光消費額、これが一人頭大体1万8,000円ということでありまして。延べ20万人に対してこの1万8,000円を掛け合わせてみますと、金額としては36億円になるわけでありまして。

令和11年に36億円のインバウンド観光客の消費を、高知県内でも言わばこれは見込んでいるということになりますけれども、これをいかにこの36億円をしっかりと達成するというのみならず、さらに伸ばしていくという取組が非常に重要だというふうに私は考えております。

そういった中で、インバウンド観光客の消費拡大、この消費拡大に関する戦略をしっかりと立てていく必要があるかと思えますけれども、この戦略の構築について、知事に現在の考えをお伺いしたいと思います。

○知事（瀧田省司君） お話がございましたように、本県へのインバウンド観光客を増やしてい

くということはもとよりであります。それに併せまして、こうしたインバウンドの観光客の方々が県内で多くのお金を落としていただくと、消費額を大きく伸ばしていくということが、経済効果を求める上で非常に重要な課題であるというふうに考えております。この点同感でございます。

この消費額を拡大していくために、具体的に取り組むべきテーマといたしましては、1つは長期滞在を推進することによりまして、宿泊日数自身を増やしていただくということ、そして旅行商品の高付加価値化、さらには国ごとの嗜好あるいは持込み規制なども意識をした上で、外国人の方に売れる土産物づくりを進めていくといったこと、こういった様々な施策を総合的に進めていくことが重要だというふうに考えております。

したがって、このような観点にも立ち、インバウンドの観光客の消費拡大につきましては、産業振興計画の中にもその取組をしっかりと位置づけ、関係部局で戦略的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

○21番（大石宗君） ぜひ、多様な取組が今おっしゃられたようにあろうかと思えますけれども、戦略をしっかりと構築するということが第一に大事だというふうに思いますし、そして加えまして、多様な取組がありますけれども、これは多くのステークホルダーといいますか、関係者がいるわけがございます。飲食店の皆さんもそうかもしれませんし、お土産物屋さんもそうかもしれない。一方で、足元を考えると、高知県というのは中小の事業者の皆さんが大変多いわけでありまして。

そういった皆さんにこういった取組を意欲的に行っていただくためには、事業者の皆さんに対する支援策というのが非常に重要だというふうに思いますけれども、この点についても知事

のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、観光の産業はもともといろいろな産業分野への波及効果がある、裾野が広い分野だという側面がございます。おっしゃいましたように、ただいま申し上げました土産物等に限らず、飲食でありましたり、様々なエンターテインメントの関連の産業なども、この波及先として想定される大きな分野だと思いますので、こういった関連する幅広い産業の方々に、この効果も実感をいただけるような施策、取組が必要だと思っております。

そのためにどういった形でこの促進策が取れるかという点も、産振計画を具体化していく中で検討し、実行に移してまいりたいと考えております。

○21番（大石宗君） 必要性は十分御理解をいただいているというふうに理解をいたしましたけれども、本当に今年、来年、右肩上がりですらなくインバウンドの観光客が増えていくのではないかというふうに思います。そういった意味では、今日始めても、やはり商品が出来上がるまで、あるいはいろいろなものを導入するまでに時間がかかるわけですから、できるだけ迅速に、強力に支援を進めていただいて、36億円と言わずに、令和11年には50億円、100億円、しっかりこの観光消費額を上げていくという気持ちで取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういった中で、これから、先ほど輸出の話もさせていただきましたけれども、食料品の輸出が高知県の中では重要だと思いますけれども、それを足元で支えているのは1次産業であります。そして、先ほどのインバウンドの話は観光でありますけれども、この1次産業と観光の担い手不足というのが大変深刻化をしているというのは、同僚議員からも、るるお話があったと

ころであります。

そういった中で、観光については武石議員の質問の中で、外国人材を活用していくという御答弁がありましたけれども、もちろんこれも大事ではありますけれども、例えば観光においては、企画などをする、あるいは営業する中核人材というのも非常に重要であります。そういった意味では、地元の若者にこういった仕事に就いてもらうということも非常に重要だと考えますし、これは1次産業もしかりであります。

そういった中で、この人材の供給源として、やはりこれからもますます存在感が大きくなっていくのが、私は県立高校であろうかと思いません。具体的に言いますと、1次産業では高知農業高校、そして幡多農業高校、そして高知海洋高校、そして観光という意味では伊野商業高校、この4つの学校につきましては、専門人材を育成するために県も投資をしているわけでありませぬけれども、そういった中で、これまでこういった専門科のある県立高校の業界への人材供給が、私は必ずしも十分ではなかったというふうに思っております。

過去13年間で高知農業高校卒業生数2,325人中、農業への就業者というのは25名、幡多農業におきましては、就職367名中19名、高知海洋高校につきましては、漁業でありますけれども、就職者274名中20名ということで、進学でそれぞれの専門にそのまま進まれた方も含めて、進学、就職合わせてそれぞれの業界に入った人が過去13年間のトータルで、高知農業12.6%、幡多農業7.8%、高知海洋高校5.8%というふうになっております。

そういった意味では、当初の設置目的、あるいは業界から期待されている機能を私は十分発揮していないと、再度これは訴えさせていただきたいというふうに思いますけれども、これまでの県立高校の取組の総括につきまして教育長

にお伺いしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 専門高校では、専門的な知識や技術の習得に加えまして、職場体験などを通して仕事への理解を深め、関連業種への就職につなげる取組も行ってまいりました。しかし、今議員おっしゃられたように、結果として本県の農業高校や海洋高校の1次産業への就職率、及び商業高校からの観光分野である宿泊業、飲食サービス業への就職率は、全国平均と比べると高いものの、その就職者数は他の産業に比べて非常に少ない状況でございます。

この要因としましては、1次産業や観光分野は求人が少ないという社会的な要因はあると思われるのですが、学校の役割として、専門的な知識を習得する現在の学校の学びにおきまして、本県の1次産業等についての関心や思いを十分に高めることができている点や、点が挙げられると考えております。

○21番（大石宗君） 今、少し本当に厳しめの総括をいただいたというふうに受け止めますけれども、そういった意味では、この状況ではいけないということは今共有したように思います。

そういった意味では、今後本当にこの待たなしの1次産業、観光の業界に対して、いかにこの高校の卒業生がその業界に入ってもらえるかということや、目標をしっかりと設定するということが重要だというふうに考えますけれども、将来の目標につきまして教育長の考えを伺いたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 1次産業・観光分野における人材確保については、本県の活性化を図る上で大変重要なことであると考えております。農業高校や海洋高校、また商業高校において、それぞれの産業についての専門的な知識の獲得に加え、それらの職業に対しての興味、関心、さらには志を持つような生徒を多く育てていくことが重要であり、この点が目指すところとい

うふうに考えております。

○21番（大石宗君） ありがとうございます。ぜひともその目標を達成していただくために、加えて本来は、数値目標も私は持つべきではないかなというふうに思いますけれども、こうした目標を達成していくために、具体的にどういった取組を進めていかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 今後は、関係部局と連携をしまして、実際に働いている方の体験を聞く機会を持つことや、インターンシップなどの体験活動を充実させ理論と社会をより関連づけるなど、1次産業についての興味、関心を高めるような授業改善を進めてまいります。また、専門高校で学んだ知識や技術を進路につなげられるよう、担い手不足等の県の課題を自分事として考えることができる探究的な学びの充実を図ってまいります。

さらに、デジタル化を基盤とした次世代型産業を教育内容に取り入れるなど、各専門高校における教育を充実していきたいというふうに考えております。

○21番（大石宗君） ありがとうございます。今の御答弁も、これまで議会で議論してきたときにお答えいただいた答弁の域を、私は脱していないというふうに正直思いますけれども、ただ、今生徒さんが自分事のように考えるというお話がありましたけれども、ぜひ教育委員会の皆さんもこの1次産業の皆さんの本当に声にならない声、思いというのを自分事として考えて、ぜひともこういった高校生の皆さんに期待を大いにしているわけですから、ぜひとも取組を強力に進めていただきたいというふうに要請をさせていただきます。

そこで、加えましてもう一点、人材確保という面で、実は私もこの議会で、昨年のこの一問一答でも取り上げましたけれど、地域みらい留

学というものがございます。中山間の県立高校を中心に、都市圏の高校生、中学校3年生に呼びかけて、高校生に高知の高校に来ていただいているわけであります。嶺北高校や四万十高校、多くの成果も出ているというふうに承知をしておりますけれども、高知農業や海洋高校、幡多農業、伊野商業も、こういった専門科のある高校はどこもこれに取り組んでおりません。

しかしながら、考えてみれば、18歳以上の例えば移住の呼び込み、就農の呼び込み、漁業の呼び込みは、一生懸命、今高知県UIターンサポートセンターを中心にやっているわけであります。なぜこの地域みらい留学を活用して、必ず都市圏には農業に将来就きたい、あるいは漁業に就きたい、あるいは観光の仕事をしたい、こういった子供が私は必ずいるはずだというふうに思いますけれども、特に、また住むところも問題ですけれども、高知農業なんかたしか寮もまだ空き部屋があるように承知をしています。

この取組をぜひともこういった専門科のある学校でも進めていただきたいというふうに思いますけれども、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、全国の高等学校が一堂に会し、組織的に県外生徒募集を行う地域みらい留学につきましては、本県は本年度、中山間地域の普通科高等学校を中心に6校が参加をしております。また、それ以外の高知海洋高等学校など3校は、地域みらい留学には参加していないものの、県外からの生徒募集を行っている状況はございます。

県教育委員会としましては、こういう農業高校などにつきましても地域みらい留学への参加も含めまして、県外からの生徒募集を拡大していきたいというふうに考えております。

○21番（大石宗君） ぜひとも意欲的に、やはり人材確保ということでもありますから、取り組ん

でいただきたいというふうに思います。

ここで少し観点が変わりますけれども、1次産業や、あるいは観光という面で、実は重要なのがタクシーの存在だと私は思っております。先日も、タクシーの運転手さんからお話を聞く機会がありまして、10年たったら高知にタクシーに乗る人はいなくなるんじゃないかと、こういう危機感を抱かれておりました。あれということで、私も数字を調べてみますと、過去10年の記録を見ますと、平成24年に2,000人を超えていたタクシードライバーの数が、令和3年度で1,240人と約半減をしております。

令和5年、あれから2年たっていますから、またこれよりも減っているんじゃないか、ひょっとしたら1,000人を切るぐらいの水準になっているんじゃないかというふうに思いますけれども、このタクシーというのは、地域の交通の足のみならず、観光面でも、これは今観光客も、例えば高齢の方が高知に来たときに、貸切りでタクシーを借りていく、あるいはインバウンドで来た方が、なかなか公共交通を使って観光で巡ることができないから貸切りタクシーを利用する、こういったこともあります。

多くの面でタクシーというのは実は私たちの生活や経済を支えていただいていると思いますけれども、このドライバーの急減を受けて、私はこのタクシーそのものの位置づけについて、少し考える必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、中山間振興・交通部長の現在の御所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） タクシーは観光振興の観点におきましては、県外あるいは国外の観光客にとって非常に利便性の高い、重要な移動手段と考えております。また、その際にドライバーの人柄に触れたり会話を交わす中で、観光客の本県の印象、これを大きく左右するという大変重い役割も担っていただい

ります。また、地域交通の観点におきましても、もちろんいわゆる公共交通空白地と呼ばれる、バスや鉄道といった公共交通がない地域、こうしたところで住民の生活を支える大変重要な交通手段と考えております。

御指摘のように、都市部においてすらタクシーの運転手さんの減少、あるいは高齢化というのが進んでおりまして、特に中山間地域、観光面でも、生活の足としましても、タクシー事業者、大変重い役割を担いながら、将来の事業継続が担えないという状況と考えております。

国のほうも運転手確保ということで、二種免許の年齢制限の引下げでありましたり、過疎地域、中山間地域等での法人タクシーの開業許可の要件緩和、個人タクシーの営業を可能とする取組などもしておりますが、こうした大事に位置づけられるタクシーでございまして、県としましてもビジョンの中で、まずタクシーというものを移動手段確保あるいは観光振興の強化ポイントに位置づける、そもそもその大前提となる運転手さんの確保、これにしっかり取り組んでいきたい。

場合によっては、バスでマッチングの仕組みというのをやっておりまして、非常に効果が出ておると言われております。タクシーにつきましても、そうした全国の希望者の方とのマッチングの場に出ていく、あるいは特定地域づくり協同組合の仕組みなんかも活用するなどして、しっかりと確保に努めていきたいと考えているところでございます。

○21番（大石宗君） 中村部長の御答弁で、非常に大事に扱っていく位置づけというのを伺いましたけれども、やはりこれは賃金の問題、所得の問題もセットであろうかというふうに思います。今現状は、ほぼ年金とセットで運行しているというのが現状でありますけれども、よりそういった意味で、観光とか含めて専門化を

していくということであれば、例えば個人タクシーのほうで所得が上がっていくのであれば、それをどうするのかとか、これは10年という期間が例えばあるわけですけれども、こういったものも国と話をするのであれば、いろんなことでまたお話もいただけたらなというふうに思います。市町村によってはもう既にタクシー事業者ゼロというところも出てきておりますので、ぜひともまた目配りをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、グローバル化についてであります。

グローバル化はこの議会でも随分いろいろとお話が出ました。知事の提案説明でもグローバル化のお話がありましたけれども、主に県の語るグローバル化というのは、提案説明でもありましたように、輸出の拡大、インバウンド、外国人材確保と、この3本柱であります。もちろん大変重要なことではありますけれども、本来グローバル化というのは、経済のみならず、文化や教育なども中心とした多層的な関係を構築していく、そしてそこでやはり理念がなければいけないというふうに私は思っているところであります。そして、何より具体的な取組であります。

そういった中で、ブラジルとの交流について、先頃は下村議員からいろいろとお話がありましたけれども、ブラジルの高知県人会のお話がこの議場でも取り上げられました。こういった県人会は南米にも幾つかありますし、そして南加高知県人会、アメリカにもございます。そして、県人会ではありませんけれども、例えば姉妹都市提携をしています中国の安徽省、フィリピンのベンゲット州、そして韓国の全羅南道、多くの地域がありますけれども、全羅南道こそ新しい交流ではありますけれども、ほかの地域あるいは県人会というのは、設立してから随分時間

がたっていたり、協約を締結してからまた時間がたったりということがあります。

こういった中で、時間がたっていく中で、やはり薄れていくのではなくて、より発展していかなければならない、こういうことを考えたときに非常に重要なのが、次代を担う若者世代同士の私は交流であろうかというふうに思います。そういった中で、この若者世代の交流、経済、文化、教育、あらゆる面で方法が考えられないかというふうに思いますけれども、文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 将来にわたり友好交流先との文化や教育などを含めた絆を継承していくためには、特に若い世代において、国や言語の壁を越えた友好関係を育めるよう、相互交流を積極的に進めていくことが重要であるという考えの下、これまでも姉妹友好交流関係にあります韓国全羅南道や中国安徽省とは、高校生が相互訪問を行う青少年交流や、大学生交流を実施してまいりました。

また、南米移住地からは、県人会の子弟を海外技術研修員として受け入れ、様々な分野で技術を学んでいただくとともに、県民との交流を通じて相互理解を深めてきたところでもあります。さらに、本県の若い世代が友好交流先の歴史や文化の理解を深めるための取組も、学校現場などと連携して進めてきております。

今後もこうした若い世代同士の交流を進め、友好交流先との連携を深めてまいりたいと考えております。

○21番（大石宗君） そこで、歴史と文化というお話が今出ましたけれども、そういった意味で、これまでの歴史をしっかりと踏まえていくというのは非常に重要なことだというふうに思います。そういった観点で言いますと、今県史の編さんが始まっておりまして、これは今、県内のいろいろな歴史資料を調査しております。悉皆調査

ということで、これはもう本当に大変すばらしいことだというふうに大いに評価をするところでありますけれども、ここに実は、海外という観点が今のところ付け加えられておりません。

しかしながら、南米の歴史や、あるいは特に現代におきましては、私も実際オーストラリアの国立戦争記念館を訪問したことがありますけれども、高知の144連隊、ニューギニアで玉砕をしたわけでありまして、そのときの陣地に残された公式資料、あるいは兵士の記録などが海外の資料館に存在すると、こういった例は様々あるかと思えます。

こういった重要な、しかも散逸しかけている資料の収集あるいは調査につきましては、国内、県内に限らず、必要なものがあれば、海外までしっかり設定をすべきだというふうに思いますけれども、文化生活スポーツ部長の考えをお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 県史編さんに活用し得る高知県関係の資料は、国内のみならず、海外にも少なからず所在しているものと認識をしております。議員からお話のありましたオーストラリア戦争記念館の事例のほかにも、例えばアメリカのメリーランド大学には、戦後の占領統治の時期に検閲目的で収集した資料群が保管され、本県関係の新聞、雑誌など貴重な資料も存在しているものと承知をしております。

また、本県から南米諸国に移住された方々が現地に残された貴重な資料や記録の存在も確認されており、県では南米に移住された方々の体験談などを映像記録として残す取組も実施することとしております。

こうした海外に所在する本県関連の資料などの県史編さんへの活用につきましては、まずは現地の県人会の方々などの御協力をいただき情報収集を実施した上で、県史編さんの関係専門

部会を中心に、活用に向けた対応方策などを協議し、必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○21番（大石宗君） 県史編さんは半世紀に一度の大事業でありますけれども、言い換えれば、次50年後ということでもありますから、今回やらなければならないことについては、ぜひとも今回やっていただきたいというふうに要請をさせていただきます。

続きまして、高知ユナイテッドスポーツクラブ、そして高知ファイティングドッグスについてであります。

先日も高知ユナイテッド、天皇杯で大活躍したところは、県民も本当に喜んだところでもありますけれども、この2つのチームというのが、様々な面で私は高知県の社会に影響を与えたというふうに思っております。

この2つの団体の持つ社会的意義についてどうお考えか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） お話しございましたように、高知ユナイテッドスポーツクラブは、今年の夏にサッカー天皇杯でJ1チームを連破するというような活躍がございました。また、高知ファイティングドッグスも、昨年13年ぶりに四国アイランドリーグplusを制し総合優勝を果たしたというようなすばらしい成果を上げていただきました。

この両チームの活躍は、本県の知名度やイメージの向上ということもございますが、県民の皆さんがチームの応援を通じて感動を共有して、地域への愛着、一体感を高めるということに大変寄与していただいていると、高知県民の言わばアイデンティティーを高めていくという面で、大変貢献度が高いというふうに思っております。

また、選手の卓越したプレーを身近に観戦できますことは、子供たちに夢や希望を与えまして、本県の競技人口の拡大、競技力向上、こう

したスポーツ振興にもつながるといふふうに考えます。さらに、選手の皆さんは、地域のイベントへの参加、清掃活動、スポーツ教室の開催といった形で、地域の活性化などにも大いに貢献をいただいております。このように、両チームの活躍、活動は、様々な社会的意義があるというふうに考えております。

今後とも両チームが勝利を重ねますとともに、地域に密着した活動を展開していただくことを期待いたしております。

○21番（大石宗君） 知事から、社会的意義があるという御答弁をいただいたところでありますけれども、そういった意味では、継続して経営が安定化するというのは非常に大事だというふうに思います。

これまでも支援策についてはいろいろと議論がされてきたところでありますけれども、今後の支援について文化体育スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化体育スポーツ部長（岡村昭一君） 県におきましては、これまでも両チームに対する各種の支援を行ってまいりました。まず、予算を伴う支援といたしましては、両チームの観客誘致や広告宣伝を支援するため、両チームに対し合計で年間約1,200万円を支出しております。また、関係機関との連携による試合会場や練習場所の確保、県のウェブサイトやSNSを活用した試合情報の発信、さらには県庁の庁舎内での観戦チケットや応援グッズの販売に対する協力なども行っているところであり、今後も引き続きこうした支援を実施してまいりたいと考えております。

また、特に高知ユナイテッドSCにつきましては、天皇杯でJ1チームを破るなど、J3昇格に向けた県民の期待も高まってきているものと認識をしております。今後チームがJ3に昇格するためには、JFLで上位2チームに入る

ことに加え、ホーム戦の1試合当たりの平均観客数が1,000人以上であることが条件となり、県民挙げての支援、盛り上がりが不可欠であります。

県といたしましては、先ほど申し上げたこれまでの支援に加えまして、市町村や関係機関、地元企業、県民が一丸となって、オール高知でチームを支援していく新たな仕組みをつくることできないか、まずは関係者との協議を行ってまいりたいと考えております。

○21番（大石宗君） 続きまして、高知南中・高校の跡地についてであります。

今年から、ここは教育委員会が所管をしておりますけれども、まず現在の取扱いについて教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 高知南中・高等学校の跡地につきましては、津波被害想定を踏まえ、原則教育目的では利用しないことを前提に、統合が完了した本年4月から具体的な活用策の検討を開始いたしました。

当初、本年度中に活用方針を定めることを想定し、7月には知事部局等の利用希望を調査したところ、スポーツ施設としての活用などの提案とともに、全庁的な議論が必要ではないかとの意見があり、知事部局とも議論をしているところであります。

また、現在は一般の方からの利用希望に対し、教育委員会においてその内容に応じて個別に利用を許可している状況でございますが、手続上、許可までに一定の時間がかからざるを得ない状況もございます。

教育委員会としまして、県有財産の有効利用は重要なことと認識しており、現在の利用方法が当面続く場合でも、より柔軟な手続で利用していただくことができないか、知事部局とも相談しながら検討していくこととしております。

○21番（大石宗君） ぜひ大きな方向性が決まる

まではそういった簡素化など、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

この南のことにつきまして、私も本会議でこれまで2回ほど質問を尾崎知事、濱田知事にさせていただきまして、わんぱく一こうちが立地していたり、あるいは港はにぎわいの場所として国土交通省も考えていたり、大変重要な地域ですから、高知市と連携して再開発、にぎわいの場所というのも考えたらどうかということで、前向きな御答弁もこれまでいただいていたところであります。

そういった中で、これからの方向性でありませうけれども、今現在、教育委員会が所管をしておりますけれども、ぜひとも私は事務部局で引き受けて、知事のリーダーシップで、これはもちろん選挙の後になろうかと思っておりますけれども、この大胆な使い方といいますか、方向性をぜひとも進めていっていただきたいというふうな思いがありますけれども、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） この高知南中・高校の跡地は、高知市の中心街からも近いところでもございますし、路面電車などの公共交通機関も利用できます。その意味で、行政から民間まで様々な利活用が期待できる県有地であります。こうした跡地の活用方法の検討に当たりましては、お話もありましたように、高知市、関係機関とも密に連携を図ることが重要だと考えます。現在、土地、建物を所管しております教育委員会だけではなく、御指摘がありましたように知事部局も一緒になりまして、幅広い活用方法を検討してまいりたいと思います。

そうした中では、今教育長から答弁ございました、今のところ県庁内の各部局での活用意向調査を行いましたところ、用地全体の活用方法として目立ったところでは、現時点でということでございますけれども、例えばスポーツ施設

の用地として活用してはどうかといったような意見もございました。この点、一方では県立のスポーツ施設全般の今後の5年、10年をにらんだ整備の在り方について、年度内に大まかな方向性を整備しようという作業もしているところがございます。

その上で、特に老朽化が著しい県民体育館などを中心に、具体的な計画の策定に順次着手をしようというような方針で臨んでいるということもございますので、こうした県立のスポーツ施設の在り方の検討と併せまして、当該跡地の利活用につきましても、これはスポーツ施設用地としての利用の可能性があるのかないのかというような点の見極めも併せてしていきたいというふうに考えております。

○21番（大石宗君） 最後に、ハンセン病についてであります。

ハンセン病の歴史につきましては、これまでも本会議で幾つかの議員さんが取り上げてきました。国も県も間違った認識に基づいた隔離、そして差別政策を行ってきたと。これにつきましては、平成13年、小泉総理が謝罪をして以降、この高知県議会でも決議も行ったりしてきた経緯がございます。

そういった中で、私も決算特別委員会などでこのハンセン病、質問をしてきましたけれども、本当に患者さんの数が急速に減っております。2010年には50名を超えていたものが、今現在聞くと、最後10名になっていると。

そういった中で、先日高知新聞に、四万十町志和出身の中野鹿尾さんの話が掲載をされました。これは、室戸台風で被災をして、命を落とされた看護師さんの話でありますけれども、21日当日、彼女は早く重病棟に出勤し、風雨におびえる病人たちを励まし、身動きもできない病人を背負い手を引いて堤防へと急いだ。3度にも及んだ。ほかの人が制止する中、病棟に戻り、

また1人を背負い、別の盲目の患者の手を引き、堤防に上ろうとしたときに濁流にのまれた。盲目の患者は助かり、背負っていた病人は22日、彼女は23日に遺体で発見されたと、こういう記録が残っておりますけれども、彼女がこの外島保養院に行ったきっかけは、院長に誘われたというふうに載っていました。新聞には院長の名前はありませんでしたけれども、恐らく時代を照合すると、以前、桑名龍吾県議の親戚でもあります村田正太先生、野市に碑がありますけれども、恐らくこの方がこの中野さんを誘ったんじゃないかというふうに思います。高知県は非常にそういった意味ではハンセン病といろいろなこれまで歴史がございます。

風化をさせてはならないと、そういう思いがありますけれども、これまでの記録をしっかりと整理をし、残していくべきではないかと考えますが、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） ハンセン病をめぐっては、かつて重大な人権侵害があったことを後世に伝えることは行政の責務だと考えております。これまで県では、県庁本庁舎内でのパネル展示や、県内の中高生を対象としたハンセン病療養所への訪問活動など、ハンセン病の歴史や正しい知識について啓発を行ってまいりました。

お話のありましたように、本県出身の元患者さんは現在10名と年々減少しております。御提案の本県出身者の元患者さんの証言などを記録することについては、現在療養所に入所されている方々に説明し、御了解を得た上で作成することとしたいと思います。

○21番（大石宗君） そういった中で、これ教育に関しても重要だというふうに思います。コロナのときも非常に差別のようなことが起きましたし、関東大震災の話が今議場でも出ましたけれども、私のひいじいさんも実は関東大震災の

とき、朝鮮人に間違われて殺されかけたという日記に残っておりまして、いろいろな本当に流言飛語とか、こういったものは本当に憎まないとはいけないんですけれども、教育の場での活用、今数字を見ますと、令和4年、令和5年、小学校では4.3%、2.7%など活用されているという状況は見受けられません。

教育委員会、ぜひしっかりこういったものも人権教育の中で取り入れていただきたいと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） ハンセン病に関する人権学習用教材につきましては、国から児童生徒、また教職員向けのもは配付されており、県としてもその活用を働きかけているところでございます。しかし、現在本県出身の元患者さんや、関係者の体験や記録を基にした教材はほとんどない状況でございます。

こうしたことから、今後健康政策部が作成する記録等を活用させていただきながら、児童生徒対象の本県の事実に基づいた教材化についても検討していきたいと思っております。

○21番（大石宗君） 最後になりますけれども、平成13年にこういった県議会でも議決をしたり、いろいろな動きがある中で、当時の橋本知事は療養所を訪問しております。そして、尾崎知事も訪問したいという意思があったということをお伺いしました。

ぜひ次の任期中になろうかと思っておりますけれども、残り10人という、こういった状況の中で、ぜひ濱田知事にも訪問を検討していただきたいというふうに思いますけれども、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） このハンセン病に罹患された方々、その他関係の方々には、大変なお苦しみを抱えてこられたというふうに思っております。

お話しございましたが、今後機会がございま

したら、私自身も回復者の方々ともお会いをし、御苦勞のお話もお聞きをいたしまして、偏見、差別のない社会を目指していく決意を新たにしていきたいというふうに考えております。

○21番（大石宗君） ありがとうございます。今日高知県政の構造的な課題について、いろいろと議論をさせていただきましたけれども、ぜひまた県政を共に進めていけるように、私たち議会も研さんを積んでいきますので、よろしくお願ひいたしまして、私の一切の質問をこれで終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、大石宗議員の質問は終わりました。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時20分休憩



午後2時30分再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森美和議員の持ち時間は50分です。

23番西森美和議員。

○23番（西森美和君） 公明党の西森美和でございます。議長のお許しをいただきましたので、6月議会に引き続き質問に立たせていただきます。

今議会では、大きなテーマとして風水害対策、いじめ重大事態への対応について一問一答方式で質問を行います。よろしくお願ひいたします。

風水害の対策について、まず南海トラフ地震対策推進地域本部から名称が変わりました総合防災対策推進地域本部についてお尋ねをいたします。本県は2014年4月に、南海トラフ地震対

策を推進するために南海トラフ地震対策推進地域本部を県内5つの場所に設置いたしまして、平時には市町村の災害対策の支援や災害対策支部の運営体制の強化を推進してまいりました。そして、災害発生時には、災害対策支部の運営の体制を整えてまいりました。

私は、6月議会におきまして、危機管理文化厚生委員会の調査を踏まえ、頻発化、激甚化する風水害に備え、南海トラフ地震対策推進地域本部の風水害への体制強化を求めたところであり、濱田知事より、南海トラフ地震対策のみを名前に冠した地域本部の在り方というのは見直しが必要ではないかという問題意識を持っており、必要な見直しに着手すると御答弁をいただきました。

その御答弁のとおり、早速8月上旬には南海トラフ地震対策地域本部の名称と在り方が見直されましたので、まずはその概要について濱田知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、南海トラフ地震対策推進地域本部につきましては、近年風水害が激甚化、頻発化をしていること、そしてこれまでの地域本部におきます活動の実態、こういったものを踏まえまして、8月1日に総合防災対策推進地域本部に名称変更させていただきました。

あわせまして、県の本庁レベルの横断組織でございます高知県豪雨災害対策推進本部の下に、新たにこの地域本部を位置づけるという形で、関係規定を改定いたしましたところがございます。その上で、市町村の地域防災計画への積極的な関わりを平常時の役割として追加をする、明記をいたしますとともに、地域本部職員の動員体制、連絡員の派遣、こういった災害発生時の対応を明確化するという改正をいたしましたところでございます。

○23番（西森美和君） この一連の迅速な御対応

に、濱田知事の風水害に対する本当に御決意を感じたところでございます。本当にありがとうございます。

さて、新しくなりましたこの総合防災対策推進地域本部であります、地震とともにこの風水害の対策、明確に位置づけられまして、またここも2つテーマがあり、風水害の発生時と平常時の対応に分けられますので、それぞれお示しをいただきたいと思っております。

まず、風水害発生時には、災害対策支部としてどのように機能が強化をされたのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県の災害対策本部の運営を定めた規程では、迅速、確実な災害応急対策を実施するため、必要に応じて災害対策支部を設置するということになってございます。しかしながら、支部の運営を定めました要綱では、どのような状況の場合に支部を設置するのかという基準が明確になっておりませんでしたので、今回見直しをしまして、そこをしっかりと明記してございます。

具体的には、各地域本部の管内の市町村に対しまして自衛隊の災害派遣を要請した場合でありますとか、市町村から警戒レベル5の緊急安全確保が発表された場合などに、災害対策支部を設置するということにしてございます。加えまして、これまで運用で行ってまいりました地域本部の職員の配備体制についても明確化したということでございます。

○23番（西森美和君） ただいま部長のほうから御答弁がございましたが、これまでは判断設置ということで、その状況に応じて設置をするかどうかということでありましたので、この基準が明確になったということは、そこに勤務をされる職員の皆様にとっても大事なことであつたと思っております。例えば、県の災害対策本部が第2配備になったとき、これは警戒本部体制でありま

すが、そのときには地域本部のほうでは第1配備体制になるということで、職員もきちんと着任をされると、そういった強化になっていると思います。

次に、総合防災対策推進地域本部の平常時の風水害対策について、新たに追加をされたものもありますので、その内容について危機管理部長にお尋ねをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） これまで風水害対策としましては、補助金によります自主防災組織の資機材の整備でありますとか、避難所の運営体制の充実、そういったもので市町村を支援するというようにしてございました。今回、こういう取組に加えまして、県の豪雨災害対策推進本部で進捗を確認してございます市町村の地域防災計画の修正支援でありますとか、それから要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援、そういった業務をしっかり追加したということでございます。

○23番（西森美和君） この先ほど部長がおっしゃいました——浸水や土砂災害等の危険を踏まえまして法律で義務づけられている要配慮者利用施設の避難訓練の実施、県の調査を拝見いたしますと、3割に満たない、27.1%となっていると思います。この一連の役割分担の中にも、先ほど部長が言われたように、この要配慮者の利用施設の避難訓練とか避難確保計画の作成の支援、これはもうしっかりやっていたかなくてはいけない項目であると思いますので、進捗管理をお願いしたいと思います。

また、6月議会におきまして、知事のほうから災害時に市町村が何を求めているのか、また新たな課題はないか、いま一度想像力を働かせて市町村のサポートに当たるように改めて指示をしたいと、そういうお話もありました。

今回の地域本部の体制の見直しについて、各市町村にはどのように情報共有をされたのか、

危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 見直しを行いました8月以降、上旬から8月中にかけてでございますけれども、各地域本部、それぞれの市町村などと担当者会なり課長会なりを開催してございますので、その場におきまして、今回の見直しの経緯でありますとか、新たに追加されました業務でありますとか明確化した業務などについてしっかり説明してございます。また、課長会が十分に日程調整が合わなかった部分につきましては、直接市町村に訪問をいたしまして、内容について説明をさせていただいております。あわせて、担当課からは市町村に対しまして文書で通知をしているという状況でございます。

○23番（西森美和君） 体制が強化をされました直後に、8月には台風6号の接近などもあり、県内の一部市町村には災害対策本部が設置をされまして、避難所も開設をされましたので、この総合防災対策推進地域本部の配備体制の実績について、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 8月の台風第6号の際には、県は風水害の第2配備、警戒本部体制——これ、警戒本部は私、危機管理部長がトップに立ちまして、全体の配備といたしますか、対応するというものでございますが、それを取りまして、県内の人的・住家被害の情報収集、それから道路の被害状況とか通行止めの対応など、そういうようなものをやりました。適時、被害情報を取りまとめまして、知事にも報告してきたということでございます。

お尋ねありました地域本部につきましては、災害対策本部を設置した市町村を管内に持つ中央東、それから中央西、須崎の各地域本部職員が、市町村からの支援要請があった場合に動けるように、それに備えまして、職場あるいはその近傍待機をしてございます宿舎において待機をしたという状況でございます。

○23番（西森美和君） 初めてのことだったと思いますが、ちょっと気になることがあるので、確かめさせていただきたいと思います。

今回は、8月9日から11日まで、県内各地の市町村で、高齢者避難情報でありますとか避難指示も発令をされたところであります。先ほど、災害対策本部が県で第2配備になった場合は、第1配備で地域本部も立ち上げられるというお話でありましたが、例えば須崎地域本部の場合は8月10日、第2配備を県の災害対策本部が0時50分に立ち上げられていますが、第1配備に地域本部になったのは、その50分後の1時40分、その前日から実は梶原町、津野町では災害対策本部が設置をされまして、高齢者等の避難情報が、警戒レベル3が発令をされております。

そして、中央東地域本部に関しては8月10日、これは夜中でした。0時39分に高知県中部に線状降水帯が発生をしたということで、ここの管内であります土佐町、大川村に避難指示が出されました。この際に県の災害対策本部では0時50分に第2配備になりましたが、1時間以上ちょっと遅れた形で、2時に第1配備になっております。南国市、それから香南市、香美市も前日からずっと災害対策本部が設置をされまして、警戒レベル3の高齢者等避難が発令をされていたところでありまして、同じく大川村、土佐町も避難指示が発令をされております。

このタイムラグがこれほどあるのは、ひょっとしたら、県の災害対策本部からいろんな情報を受けたときに、気象庁との連携などで受けたときに、地域本部のほうへの連携がちょっと不十分だったのではないかと、そういった課題も見受けられるところでもあります。

そして、中央西の地域本部につきましても同じことが言えます。線状降水帯が発生をいたしまして、いの町が避難指示を出した、その後に第1配備になっていることも、ちょっと指摘を

させていただきたいと思います。

そして、一番問題であると私が感じたのは、8月11日、中央西地域本部におきまして、県の災害対策本部の第2配備体制は7時45分でした。地域本部の場合は8時15分に第1配備になりましたが、そのとき仁淀川町も越知町も避難指示が出されておりますが、その真ただ中に第1配備体制が解除をされまして、準備態勢へととなっております。これは、ちょっと検証が必要なのではないかと思っておりますので、どんどん検証しながら一番いい形で——そして、現場で恐らくいろんな判断があつてこういうことになったのかなと推察もするところなんですけれど、そのことも含めて、今後の在り方はちょっと見直しが必要ではないかと思っております。これは質問にはいたしません、しっかり御検討をお願いしたいと思います。

私は、6月議会におきましても、地方自治法にある市町村優先の原則、それから災害対策基本法などの各種法令に基づく県と市の役割分担、これはもう絶対に踏まえなくてはいけないと思っておりますが、市町村をどういうふうバックアップができるかということ、これは県にとってとても大事だと思うんです。

でも、この半年間職員の皆様の業務に対する姿勢を拝見しながら、実施主体である市町村の業務も大変である、これはよくよく承知をしておりますが、それぞれの市町村の考えを尊重しながら、支えて助言をしていく、これはもっと大変な難しい作業でもありますし、大切な作業であると思っております。けれど、知事が言われたように、この顔が見える体制をつくっておくこと、日頃の信頼関係を構築していることが、見えない力が見える力に変わるのが災害時やと思いますので、そういった観点からしっかり見直しをしていただきたい、そのことを要請しておきたいと思っております。

続きまして、気象防災アドバイザーの活用についてお伺いをいたします。気象防災アドバイザーの活用について、行政間のネットワークとともに、専門性を持った人材の活用が全国で進められております。その一つである気象防災アドバイザーについて、8月に国に出向き、各自治体の取組を学んでまいりましたので、活用を求めて提案をさせていただきます。

気象防災アドバイザーとは、自然災害の対応に不可欠な防災と気象の両方の知識に精通した専門人材であります。その要件は、気象庁の育成研修を修了した気象予報士もしくは気象台のOB、OGといった方です。

この気象防災アドバイザーにおけるこれまでの経緯を整理してみますと、2015年1月に国交省から公表されました新たなステージに対応した防災・減災のあり方について、平時から防災の専門家が市町村を支援できる体制を構築する必要性が指摘をされまして、2016年度に気象予報士を活用したモデル事業が実施をされました。

2017年度からの本格運用後、本年8月時点では全国で190人が国土交通大臣からの委嘱を受けまして、全国的に活躍をされているところであります。そのうち気象庁の退職者は84名、気象予報士は106名ということで、自治体での配置状況は32団体、37名となっております。

ここで、先進自治体の例を紹介してみますと、新潟県三条市では会計年度任用職員として採用し、三条市行政課に週5回、フルタイムで勤務をされております。報酬につきましては、一般行政職員と同様に、市の条例に基づきまして、月額29万円を支給されております。島根県の飯南町ではアドバイザーとして登録をされまして、年間を通じて必要なときに招聘し、飯南町気象防災アドバイザー設置要綱に基づき、日額6,000円が支給されるなど、雇用の形態はそれぞれ異なっているようであります。

また、都道府県の状況を紹介いたします。岐阜県ではアドバイザーとして登録をし、年間を通じて必要なときに招聘する任用形態が取られておりますが、どんな業務を担っているかと申しますと、災害対応時におけるアドバイスの実施として、災害の発生が見込まれる場合に、県災害情報集約センターまたは市町村災害対策本部に出向き、専門的な見地から助言を行うといったものであります。また、県が主催する避難情報発令研修の講師として地域の気象情報や防災に関する解説を行い、さらには出水期前の県主催のワークショップやスキルアップ研修等で、防災気象情報の読み解きに関する解説やアドバイスを行っております。予算につきましては、避難指示のタイミングやエリアについて市町村の発令支援を行うなどのことを目的に、年間100万円が計上されておりました。

その他、鹿児島県では出前講座の講師として、県内市町村や自主防災組織、自治会、PTA、学校など、そういった団体に防災意識の向上を目的に派遣をされておりました。

そこでお聞きをしたいと思います。各市町村でも、また都道府県でも推進が図られようとしておりますこの気象防災アドバイザー、高知県の現状について危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 高知地方気象台に確認をいたしました。現時点で委嘱している気象防災アドバイザーのうち、県内在住の方が1名、また他県の在住で、県内で活動の可能な方が23名ということで、高知地方気象台の管内でいきますと、24名の方が対応可能ということになってございます。

こうした方々を、県はもちろんそうなんですけれども、市町村で会計年度任用職員として採用する、またアドバイザーとして登録して活用するというのは、現時点では実績はございませ

ん。

○23番（西森美和君） 県内にはお一人いらっしゃって、そして23名登録というか、全国的な公表の数字ではそうになっていたと思います。

私は、様々な雇用形態がありますが、全国どこでも行きますという方を招聘してということも防災の研修には大変有意義であると思います。けれど、さらに大事なのは、それぞれの市町村とか地域地域、現場に足を運んでいただいて、そのエリアに合った気象のアドバイス、そして自分たちの身を守るための避難情報の入手の仕方であるとか読み解き方とか、そういうものを研修していただくことが、高知県にとっては一番大事なのではないかと思っております。その両面で今後検討していただけたらと思っております。

知事にお聞きをしたいと思います。国では2025年を目指しまして、各都道府県に5名程度の配置をすることを目標としております。高知県でも積極的に気象防災アドバイザーの配置をして活用するべきではないかと考えておりますが、知事のお考えをお聞きします。

○知事（濱田省司君） 現在、大雨あるいは台風の影響が発生が想定される際には、高知地方気象台から県や市町村に対しまして、今後の予想雨量あるいは土砂災害への警戒などについてのアドバイスを直接いただいております。また、その際には県にリエゾン、連絡員を直接派遣いただくという形で、24時間体制でサポートをしていただいているという関係でございます。

そういう意味では、災害対応の現場におきましては、気象庁、気象台が直接スタッフを派遣していただくということも含めて対応いただいておりますので、お話がありました気象防災アドバイザーにお力をお借りするという必要性は、現時点では特に感じておらないところでございます。

ただ一方、県民の皆さんの中には、豪雨災害を経験していない世代あるいは移住者の方々も増えておりますので、本県の気象や災害の特性、さらには適切な避難行動などについての啓発を行っていく、このことの重要性は非常に大きいというふうに思っておりますので、県が主催する地域防災セミナーあるいは自主防災組織での研修会などにおきまして、豪雨災害をテーマにするという際には、お話しありました気象防災アドバイザーの方に講師をお願いするといったようなことも検討させていただきたいと思っております。

○23番（西森美和君） 知事から前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

高知県の場合は気象台との連携がとても活発というか、いい形で進められておりますので、そのことについては気象台の皆様にも感謝を申し上げたいところでございます。

知事もおっしゃいましたように、住民の皆様への啓発という意味では、大変全国的にも期待が寄せられているのが気象防災アドバイザーでありますので、どうぞ配置を検討していただきまして、速やかな活用をお願いしておきたいと思っております。

次に、防災情報の活用の周知と情報取得支援についてお聞きをしたいと思います。先日、オーテピアで高知気象予報士会が主催をするサイエンストークに参加をしてみました。そこには国土交通大臣から委嘱を受けられました気象防災アドバイザーの方が、スマホを使った防災情報、避難情報の入手の仕方や、避難に関する言葉について解説をしてくださってありました。とても分かりやすい研修でありました。

避難情報も新しくなりましたが、避難勧告が廃止をされたということなど、やっぱりまだまだ、緊急安全確保とかレベル5、レベル4とかということもまだまだ御存じない住民の方も多

いように感じますので、そういった中でも速やかに自分の命を守れる避難行動が取れるように、周知や啓発が大事であるかと思えます。そういった意味から、情報をまず自分の手で入手ができること、空振りを恐れず避難をすること、避難できない最悪の状況下でも、リスクをできるだけ軽減させる対処法を知ること、これは住民の皆様にとってとても大事であると思えます。

私も実は台風や大雨の際にいつも活用させていただいているのが、県で情報発信をさせていただいておりますこうち防災情報や高知県防災アプリなんです。先ほど部長にも提案をさせていただいた、避難情報がどこで何時に発令されたかということは、全部この県から情報発信してくださっているものから入手をさせていただきまして、すぐに現地には行けませんが、その現地の方と連携を取ったりするために、とても便利なツールであると私自身も感謝をしているところであります。

この防災アプリにつきましては、雨量やダムの水位、また潮位、河川の水位をカメラで捉えた映像とか土砂災害の危険度に加えて、リアルタイムで避難情報や警戒体制を確認することができます。一方で、この高知県防災アプリに関連する経費を見てもみますと、2019年度に開発費として3,272万5,000円が計上されておまして、2022年度には約2,000万円、2023年度には約1,000万円の改修費用をかけて機能が追加をされております。さらに、2020年度から2023年度の保守経費として、毎年132万円が費やされており、現在のダウンロードの実績は約6万件と聞いております。

このせっきくの防災アプリ、もっともっと周知をして啓発をして、ダウンロードしていただくことが大事ではないかと思えます。高知県にお住まいの方ももちろんですが、遠く離れて、高知にいらっしゃるお父さん、お母さんを心配

されているお子さんがこの情報を入手して、お母さん、お父さんと声をかけることもあると思いますので、幅広く活用ができる優れたものだと思っております。

ですから、自主防災組織や関係団体の研修会などを通じて、この高知県防災アプリを県民の皆様にも広く周知して、積極的に活用していただきたい。このことについて危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 防災アプリでございますが、これまで電車や新聞での広告、あと動画を作成したウェブCMなどでその普及ということに努めてまいりました。加えて、県庁職員が地域へ出向いて意見交換や講座などを行います県政出前講座、これは県民の方々から要望があって出向いていくものなんですけれども、その場においてアプリの使い方を通じて、防災情報やその活用法を学んでいただくと、大雨や台風のとときに適切な避難行動を取っていただけるように啓発をしてございます。

ただ、これまでの実績を見ますと、出前講座、割と学校とか企業、団体からの依頼が中心でございます。地域の住民からの依頼というのはちょっと限定的でございます。今後、アプリの周知、利用促進はもちろんですけれども、防災意識の向上のためにも、啓発ツール、これ今ちょっと検討中でございますが、それを作成いたしまして、自主防災組織など地域での啓発を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○23番（西森美和君） 高知県が今まで、この10年間かけて地域本部が地震対策に特化してやられて、成果を上げてこられたと同じように、自主防災組織も今どちらかというと、巨大地震の対策に足場を置いているように見受けられます。ただ、大雨であったり、地域の住民の方が避難所に避難をされる場合は、自主防災組織の会長

などは、その避難所に駆けつけてくださっているんです。なので、風水害についてももっともっと情報発信をしてもらいたい、研修会とかも取ってもらいたいということは、現場の皆様からのお声でもありますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

このサイエンストークのイベントに視覚障害者の方が参加をされておりました。間近でやり取りをお聞きすると、私ではちょっと想像できなかったような様々な困難があることもよく分かりました。現在、多様なアプリも開発をされておられますので、情報を読み上げるものなどもあります。表示画面の色合いも、ユニバーサルデザインにしていくことも大事ですし、必要な情報が全ての方に届けられるように、そういう配慮が必要ではないかと痛感をしております。

そこで、視覚障害者への情報取得支援について子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 視覚に障害のある方への災害時の情報提供につきましては、防災行政無線やラジオに加えまして、県のこうち防災情報や高知県防災アプリでは、音声読み上げ機能を用いまして、必要な情報を発信しております。また、災害時に視覚障害者の方がパソコンやスマートフォンから情報取得を円滑にできるよう、平時から専門員が御自宅を訪問し、スマートフォンなどの操作方法の習得支援や避難経路の確認などを行っております。

一方で、災害時の避難では、視覚障害者の方は周囲の被害状況を目で確認できず、1人で避難することが困難となるため、周りの方から情報を伝え、避難の誘導やサポートを行うことが大切となってまいります。このため県では、災害時要配慮者の避難支援の手引きを作成いたしまして、普及啓発イベント等で広く周知を図るとともに、関係団体を通じまして視覚障害者の

方に地域の防災訓練への参加を促すなど、県民一人一人の視覚障害者への理解の促進に取り組んでいるところでございます。

また、昨年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、国及び地方公共団体は、緊急時における多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進などが位置づけられたところです。

引き続き、法の趣旨も踏まえまして、視覚障害者の方が緊急時に迅速かつ確実に情報取得を行えるよう、当事者の方の声もお聞きしながら、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○23番（西森美和君） どうぞよろしくお願いたします。

県の防災アプリでは、ジュニアモードとかシニアモードもありますが、障害者の方へのモードというのができないものかなと考えたりもしております。この防災アプリだけではありませんので、先ほど部長が言われたように、様々なネットワークを駆使してそういう情報取得の支援をしっかりと行っていくことも大事でありますので、アプリのほうもぜひ御検討をいただきたいと思っております。

それでは、風水害対策の最後に、高知市街地浸水対策、特に今回は紅水川流域の浸水対策についてお尋ねをしたいと思います。高知市街地では、2014年に江ノ口川、久万川、紅水川の流域において浸水被害が発生をいたしました。深刻なのは、このエリアの住民の皆様は、30年以上にわたり浸水被害に悩まされ続けてきたという事実であります。

高知県と高知市では、高知市街地浸水対策調整会議を設置し、県市で取り組んでまいりましたが、特に県が管理する紅水川では、次のステージに上がる検討をしなくてはならない時期を迎

えているのではないかという強い思いを持って、質問に移らせていただきたいと思います。

また、この紅水川流域の浸水対策につきましては、先ほど御登壇をされました大石宗県議や田所裕介県議が、万々商店街をはじめ地域住民の皆様と共に取り組んでおられますし、勇退をされました県議会議員の皆さんも、現場で作業を着て活動されていること、私も本当に市議会議員として感銘を受けたところでありました。私も、住民の皆様と共にこの問題の解決に向かって取り組めるように、役割を果たしてまいりたいと決意をしております。

まず、県民の皆様にとって、なじみのない方もおられると思いますので、紅水川についてまず説明をさせていただきたいと思います。(スクリーンを示す) 高知市の浦戸湾がこちら辺にあります。国分川と鏡川、この紅水川というのは国分川水系に位置する川になっております。ここが浦戸湾でございます。そして、これは流域治水プロジェクトの一覧でございますが、ここを見ていただきますと、浦戸湾に流れ込む川は7河川ありまして、東から下田川、それから舟入川、それから国分川、西からは久万川、これが久万川でございます。そして、江ノ口川、鏡川、新川川となっております。

この紅水川というのは、久万川の上流域、ここで久万川と分岐をしておりますが、このエリアが紅水川となっております。これ御承知のとおり、浦戸湾というのは大きな池のようなものでもありますので、潮位が上がってきますと、バックウォーター現象も出てきてしまいまして、とても困難な状況を抱えているのが高知市街地でもあると思います。

これが平成26年8月の洪水、8月3日、台風12号の浸水の実績であります。これが紅水川、そして北のほうに北環状線がありまして、万々商店街を抜けていく道がここにあります。これ

が県道弘瀬高知線であります。

この8月3日、どんなことが起きたかといいますと、これは当時県が行った氾濫解析であります。まず、この久万川の外水氾濫が起きて、ここから真南にこの県道を伝って南下をしてきた、そして福井東町のほうから、ここは内水氾濫でありましたが、浸水が広がっていった。そして、石神橋という、ダイソーのすぐ南側にありますこの石神橋からも越流をいたしまして、ここも大きな被害を受けました。そして、久万川から氾濫をしまして、南万々、南久万もこういう形で、もう広範囲に大変な被害があったのが平成26年8月の豪雨でありました。

特に、この商店街の中のところは、すり鉢状になっておりまして、先ほど申し上げましたように北からも水が来て、石神橋からも来て、すり鉢状で一番大変な被害であったと承知をしております。これが紅水川の北側、左岸、北岸になります。ここは初月排水分区といいまして、ここがポンプ場になっておりまして、ここに向けて雨水が排水されるようになっております。

けれど、これまでの体制で、どんな取組が行われてきたかといいますと、県のほうは、まずこの久万川のほうのパラペットのかさ上げをしまして、水が漏れないように、南下をしないように対策をしてくださいました。そして、石神橋でちょっと対策をしましたが、抜本的な対策にはなっていないので、とてもとてもアナログ的なソフト対策で終わっている。これも、県の方も十分ではないと思われると思います。そして、下流域の掘削を行っていただきました。

高知市におきましては様々な検討をされまして、2つのゲートポンプを設置いたしました。この左岸のほうから、一番効果のあるところ2つに限定をしまして、これは内水シミュレーションの結果を基に行ったものですが、2つゲート

ポンプが設置されました。

けれど、石神橋の課題がとても大きくて、ここで見ても分かりますように、紅水川はこの石神橋から上流域と下流域で随分広さが違うんです。この浸水被害のときには、上流と下流で50センチから80センチぐらい水位が違って、水位差があったと言われるぐらいでありますので、大変課題の大きいところでもあります。そして、この設置をされましたゲートポンプにつきましても、雨が降り始めたときに即座に住宅地の水を流してしまおうという、初動態勢のポンプでありますので、紅水川の水位が上がってしまうと制限を受けてしまいます。

そして、この南側にも同じようにこの紅水川の容量の小さいことで課題となっているのが、ここは福井団地といいまして、とても深刻な被害があります。この近くの福井第二排水機場が増強されて、これも早いところを出して、住宅地の水をはかしてしまおうということですが、ここもやはり紅水川の容量が小さ過ぎるので、すぐに排出の制限も受けてしまいます。

また、高知市でやっております、管理運営しております南万々排水機場も、ちょうど石神橋のたもとのところでもありますので、なかなか出すに至らない、こういった課題があるのが紅水川を取り巻く環境であります。

一番深刻であった左岸、北、西のほうで、ここに県立の高知ろう学校がありまして、ここに――商業高校や様々な施設で雨水貯留施設を造ってきた実績が県にもありますので、この県立ろう学校にも設置ができないか、そしたら随分緩和されるのではないかという住民の皆様の御要望もいただきまして、これについては担当課のほうで協議をさせていただいていたと思いますので、その結果について、土木部長にまずお聞きをしたいと思います。

○土木部長（荻野宏之君） 県立高知ろう学校へ

の雨水貯留施設の整備につきましては、グラウンドの周囲に壁を造り、地表に水をためる方法と、地下に貯留空間を設け、ためる方法の2つの方法を検討いたしました。

地表にためる方法につきましては、グラウンドの面積が狭いことや、地盤高が周囲と比べて高く、グラウンド表面に降った雨しかためることができないことから、浸水軽減効果は僅かであることが分かりました。他方、地下にためる方法につきましては、より広い範囲の雨水を貯留できるため、一定の浸水軽減効果を確認いたしました。

しかしながら、聴覚に障害のある児童生徒の音の聞き取りを支援する補聴支援システムがグラウンド地下全面に埋設されておりまして、工事の際に、学校生活に大きな支障が生じることが判明いたしました。このため、同校での施設の整備は困難と判断しているところでございます。

○23番（西森美和君） 部長、調査をしていただきましてありがとうございます。やっぱり流域で何とか一気に負担が増えないように、ピークカットをしなくてはいけないということで、雨水の貯留施設を様々なところで検討していただいていると思います。まずは、ろう学校に関しては、もう選択の中には入らないと、子供たちへの配慮も行っていただいて、それだったら、ほかの対策を考えていかなければならないと思っております。

実は、8月に国土交通省の国土技術政策総合研究所、国総研に行っていました。以後、国総研と申します。国総研ではこの2014年の浸水被害の後、このエリアの被害の実態を聞き取り調査を行っており、大変驚いたことに、高知に縁のある方もたくさんいらっしゃいまして、高知の独特の地形にも精通されており、心強い思いがいたしました。

雨量が1割増えると、川を流れる水量は2割増え、氾濫などの災害が2倍に増加すると言われております。国も流域治水に取り組んでおりますので、高知県におきましてもこの紅水川の流域治水についてしっかり考えていっていただきたいと、私は強く強く願っております。

万々商店街を含め、周辺住宅地におけるこの浸水被害は、平成26年だけではなく、もう30年以上にもわたっておりますので、国の機関の知見も積極的に生かしながら、総合的な対策を考えていただきたい。このことを強く要請したいと思っておりますが、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介いただきましたように、紅水川を含みます国分川水系におきましては、県、高知市などの流域の関係者で組織をいたします豪雨に強い地域づくり推進会議におきまして、氾濫を未然に防止、軽減する対策などを検討してまいりました。これらを取りまとめました流域治水プロジェクトを令和4年3月に策定いたしまして、河床の掘削、排水機場の能力増強といった対策に取り組んでいることは、既に御紹介いただいたとおりでございます。

この流域治水プロジェクトでございますが、次の段階にバージョンアップをしていくということを来年度から予定いたしております。その際には、今議員から御紹介いただきました国の研究機関などにも御相談をし、新たな手法が何とか見いだせないかということも研究をいたしまして、その検討の結果に基づき、効果的な対策を追加してまいりたいというふうに考えております。

○23番（西森美和君） ぜひ前向きに御検討ください。よろしく願いいたします。

最後に、いじめ重大事態への対応についてお伺いをいたします。

2013年9月28日にいじめ防止対策推進法が施

行されました。その後、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されない場合があるなどといった課題を重く受け止めまして、2017年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが作成をされております。そして、2023年、今年7月7日には、文科省より、いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストが全国で配布をされました。

今回、重ねてこのチェックリストが配布されたことに対して、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○教育長（長岡幹泰君） お話にございましたチェックリストは、やはり法で定める対応が適切に行われていなかった事例の発生を踏まえまして、国から配布されたものと認識をしております。県教育委員会としましてもこのチェックリスト等を活用し、いじめの重大事態についての対応は遺漏なく行われるよう、今後も緊張感を持って臨んでいかなければならないと考えております。

○23番（西森美和君） 教育長、本県でいじめ重大事態が発生した後の対応について、お示しをいただきたいと思っております。

○教育長（長岡幹泰君） 県立学校におけるいじめ重大事態への対応につきましては、まずいじめの疑いも含め、県教育委員会に報告をするよう求めております。その上で、発生した場合には、学校に対し速やかに被害生徒の安全確認と必要な支援を行うよう指示を行います。

また、県教育委員会は、知事に報告をするともに、事案に応じて被害生徒の安全のために、スクールカウンセラーや事務局職員等を学校に派遣し、支援も行います。

さらに、県教育委員会は、学校と共に詳細な調査を実施し、その結果を被害生徒、保護者及

び加害生徒、保護者に対し説明を行うと同時に、公表について検討することとしております。

○23番（西森美和君） もう一つお聞きしたいのは、ガイドラインには公表についてもかなり踏み込んだ記述があります。適切に判断しなくてはいけないけれども、特段の支障がなければ公表することが望ましいと——今まではあまり公表に対しては積極的ではなかったというか、慎重であったと思いますが、このガイドラインで、あえてこの支障がなければ公表することが望ましいとあります。

様々な配慮もあった上でのことではありますが、この公表について、教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○教育長（長岡幹泰君） 調査結果の公表につきましては、再発防止の観点から公表することが望ましいと国からも示されており、県としても同じ認識を持っております。ただ、事案によりましては、児童生徒や学校への影響を考慮して、公表しない場合もあるものとは考えております。

県教育委員会としましては、県立学校でいじめの重大事態の調査が行われた際には、被害児童生徒と保護者の意向をしっかりと確認し、その事案に応じて公表の仕方を判断することとしております。

○23番（西森美和君） 教育長がおっしゃるとおりだと思います。しっかり配意をしながら、子供たちのことも、そして保護者のことも様々な影響があるかもしれませんので、総合的に勘案して判断をされることはとても大事である、これは慎重でなくてはならないというのは言うまでもありませんが、このガイドラインには、たとえば関係者の皆様が公表を望まない場合でも、学校や教育委員会は、調査結果で明らかとなった事実、そして学校の対応について検証を行い、再発防止の取組を講じなければならないとあります。

やはり重要なのは再発防止であると思いますので、教育長に再発防止について、取組をお聞きしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） いじめの重大事態が発生した場合には、調査により明らかにされた問題に向き合い、再発防止の対応策を作成し、これに着実に取り組んでいくことが重要となってまいります。

県教育委員会では、事案が発生した学校において、再発防止策が確実に実行されているのか、定期的に出向いて確認したり、不十分な点がある場合には指導・助言を行うこととしております。また、県立校長会等を通じて、その再発防止策を共有し、各学校の取組を再点検するように求めています。

○23番（西森美和君） 県のほうでは、このガイドラインを遵守して、しっかり対応していただいているということも、よくよく承知をしております。一方で、市町村の中には逆に被害児童生徒や保護者の側が強く公表を求めているケースがあると聞いております。

これはどんな背景があるのかといいますと、事案が発生したときの初動態勢の遅れが著しかった、公表も含め、事前にいろんな情報が提供されていない、調査がどのように行われているのか、途中の報告もない、そして学校現場の対応が追いついていないのに、関係機関への支援を求めている、そんな形で公表を求めているという事例があることを大変遺憾に思っております。

県の対策をしっかり進めていただくとともに、ガイドラインやチェックリストが正しく認識をされて対応されるように、市町村の教育委員会への働きかけについて最後に教育長にお伺いをしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会では、これまでも各学校や市町村においては、いじめの

重大事態に対して法やガイドライン等にとった対応がなされるよう、必要な指導・助言または援助を行ってまいりました。今後もいじめ事案に対し市町村教育委員会が適切に対応できるように、いじめ防止等の体制について定期的にチェックし、見直すことなどを機会を捉えて求めてまいります。

なお、法で定める対応が適切に行われていない場合は、当該学校を所管します教育委員会に直接私どもが出向きまして、指導・助言を行っていくこととしております。

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、西森美和議員の質問は終わりました。

ここで午後3時40分まで休憩といたします。

午後3時20分休憩



午後3時40分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

樋口秀洋議員の持ち時間は20分です。

27番樋口秀洋議員。

○27番（樋口秀洋君） 私もかつては高知新聞に県議会の速射砲と書かれたわけなんです、来年、後期高齢者医療を前にしまして、火縄銃になっていますから、少々の脱線は御容赦をお願いしたいと思います。

まず第1問、ここ数年、コロナ禍やウクライナ戦争のせいもありますが、県民から一層生活が厳しいとの声が上がって、高知市をはじめ県内の隅々まで活気がありません。その厳しい現実を見るにつけ、長年にわたって県と県議会の取ってきた政策が、果たして正しかったのかと考へ、心を悩ますときがあります。

各県の経済状況の指標を示す主なものに、製造品出荷額と農業産出額があり、ともに高知県の落ち込みが大きい。知事の9月議会提案説明では、製造品出荷額等が上昇に転じるなど、回復傾向がより鮮明になってきたとされるが、全国の中で製造品出荷額等が極めて低い、四国4県だけで比較しても、回復数値は圧倒的に低い。前年比で見れば、愛媛県がプラス1兆4,000億円で、前年比のプラス分だけで何と高知県の年間出荷額の2倍以上という驚異的な回復であります。ちなみに、徳島県はプラス6,000億円、香川県もプラス4,000億円、単年度だけ見ると、愛媛県が何と4兆7,000億円、香川県が2兆8,000億円、徳島県が2兆600億円、高知県は年間僅か6,000億円、それも驚くことに、30年前の製造品出荷額と変わらないのです。

この工業化の遅れは、優良な県民の働く場所をなくし、また知事の目指す女性の働く場所、特に事務系をなくすというマイナススパイラルに陥ってしまい、中山間の衰退にもつながっていくのです。会社勤務者が少ないということは、多くの県民は国民年金で、その老後生活の厳しさがますます経済力を落とします。

また、園芸王国と自称しますが、農業産出額でさえ愛媛県に170億円も負けて、1,000億円ぎりぎり、全国順位は31番です。ここまで近隣県と大差が開いてくると、何十年にもわたる県の大局的な政策が本当に正しかったのかと考へ込んでしまいます。

他県の県都を見るたびに、本県の衰えを強く感じ、ましてや政令指定都市を訪れるたび、日本はこんなに発展しているのかと落胆します。田舎のよさと言ったらそれまでですが、地域経済はもちろん、県経済がシステムの他県のスピードに追いついていけないもどかしさとともに、数十年先には高知県は潰れるのではないかと悪夢さえ感じる時があります。

戦後の高知県の政策は正しかったのか、知事にお聞きします。

○知事（濱田省司君） 戦後の高度経済成長期におきましては、我が国全体を見ました場合に、特に太平洋ベルト地帯を中心に重化学工業化が進みました。一方、本県は地理的に太平洋ベルト地帯から離れていると、遠隔地にあるといった要因がありまして、その流れには乗れなかったと、そういった構図にあるというふうに考えます。

こうしたこともありまして、大都市部への人口流出が進み、本県では全国に先行して少子高齢化あるいは人口減少の波にさらされてまいりました。さらには、度重なる台風、豪雨などの自然災害への対応にも追われ続けたというのが実情であったと存じます。

このように、全国を見ました場合、他の地域に比べて厳しい条件があります中でも、本県では県民の皆さんの健康と生活を守るという観点から、産業振興、健康福祉、そしてインフラ整備といった政策を時々の社会情勢に応じて進めてまいったというふうに認識をいたしております。

ただ、一方で平成の時代に入りまして以降の県経済の活性化という局面では、特に議員から御指摘ございましたように、本県におきましては平成初期から人口の自然減の状態に陥りました。特に平成10年代には、人口減少に伴いまして県の経済規模も同時に縮んでいくという、言わば負の連鎖をたどるというような状況にあったわけでございます。

こうした状況も踏まえまして、平成21年には地産外商を柱といたします産業振興計画の策定をはじめまして、現在では人口減少下にありましても拡大をする経済へと構造の転換を図りつつあると、そういった形で一定の対策は取ってきているところではないかというふうに考えて

おります。

○27番（樋口秀洋君） 知事は、中山間の復興こそ県経済を盛り上げ、人口増になるのお考えのようです。それはそれで正しいのですが、分かりやすく動物で例えると、愛情を持って元気なカメさんを育てているうち、他県はi P S細胞でスーパーウサギをつくっていると感じます。

確かに、先ほど知事が言われたように地理的ハンディキャップは大きく、昭和30年代の工業化政策に乗れなかった、農林漁業で県民が満足していたなど、抜き難い大きな理由があります。

しかし、ここに至って、県政には10年どころじゃなく、30年、50年スパンの本当の意味でのビッグプロジェクトを考えるべきではないでしょうか、知事。

○知事（濱田省司君） 現在、本県におきましては若年人口、とりわけ若い女性の流出に伴いまして人口減少が進んでおります。この状況を何としても反転させたいということで、人口減少社会への挑戦に不退転の覚悟で取り組む決意でございます。

そして、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げますとおり、約40年先になります2060年には、本県の人口を55万7,000人を確保し、さらに2070年以降は、人口減少から逆に人口増に転じるというような姿をこの戦略に掲げているところでございます。その実現を図ることが、御指摘ありました本県にとっての30年、50年スパンでのビッグプロジェクトそのものではないかというふうに考えております。

今、地球温暖化の進行に伴いまして、脱炭素により持続可能な社会の構築が全世界の潮流になっております。また、アフターコロナの時代におきまして、脱都市とでも言うべき生活や働き方の多様化、分散化が進んでいるという状況であります。こうしたことを考えますと、まさにこれからが高知県の時代、高知県の出番

ではないかと考えます。加えて、デジタル化の進行は、距離的なハンディを克服するという意味で、本県の経済発展にとって大きな追い風でもあると思います。

こうした時代の流れを的確に捉えまして、また先取りをして、県民の皆さんと共に本県の自然、文化といった資源をさらに磨き上げまして、国内外に打って出る、このことによりまして人口減少を克服し、県経済あるいは社会を将来にわたって持続可能なものとしていく、そうした道筋をしっかりと明らかにしていきたいと考えております。

○27番（樋口秀洋君） 知事の真摯な性格から推察しますと、本県の格段に厳しい数値に相当悩まれていると思います。しかし、以前に私は知事にこう述べました。政治家は県民に夢を語るべき、そして夢を与えるべきだと。夢とは耐えて努力すれば実現することです。知事はあと10年以上は現職でいられると断言できますから、ぜひとも大胆な政策を打ってほしいと思います。

第2問、子育ては息の長い総合的な政策と膨大な予算が必要です。その意味では、この質問を県に投げかけるのも酷な面もあるのですが、国にも訴えてほしいとの意味を込めての質問です。

第一生命経済研究所が仮定でまとめた国の加速化プランなどでは、社会保険料負担者などと農家など自営業者とには、育児休業の充実、拡充の点で歴然とした格差があります。当然といえば当然ですが、国の食料確保を守っていく1次産業従事者が安定して子育てするためには、あえて無理な声を上げなければなりません。

私の体験、つまり新聞記者と県会議員として40年間、農家に関心を持ってきたのですが、あの重労働を知れば知るほど、特に女性、その中でも子育て中の農家女性の労働は、私の感覚で多くの職種の中で最も厳しいと断言できます。

内閣府や総務省などの調査では、農家では男性より女性が1時間半も労働時間が多い上、ほかの職種と比べても農家男性は家事をやっても、育児はあまりしない数値が出ています。それに加えて、伝統的なしきたりから、体の不自由な祖父母の世話も子育て女性に負担がかかるものです。この模範嫁さんという美辞麗句でどれだけの子育て農家女性が泣かされ続けてきたのか、御存じでしょうか。

全国の自治体から、農家など自営業やフリーランスには国民健康保険料免除を要望する動きがあります。しかし、それが実現されたとしても、やっぱり農家女性の子育て負担は変わらないと思います。育児の時間を確保する現実の労働軽減を支援する政策が求められています。

一気に全国的な予算措置は無理ですので、園芸立県の高知県が国に対して、私が勝手に政策化したのですが、いわゆる農村子育てモデル地区に名乗りを上げることができないか、知事にお聞きしたい。

○知事（濱田省司君） 農業に従事をされます子育て世帯が、安心して子育てができる環境づくりということが中山間対策、あるいは県全体の人口減少対策の観点からも焦眉の急にあるというふうに考えます。

そうした認識に立ちまして、本県では来年度女性農業者への支援を抜本強化したいと考えます。具体的な事業といたしましては、例えばJA無料職業紹介所の機能強化によって、パートの労働機会を確保するといったことのほか、女性用トイレ、更衣室の整備といった労働環境の整備、こういった取組なども検討を現在しているところでございます。

議員から農村子育てモデル地区の指定を求めているかどうかという御提案がございました。この趣旨は、こうした事業を進めるに当たって、国からの財政的な支援をしっかりと引き出すべきだ

というふうに理解をいたしまして、この趣旨は大いに賛同いたすところでございます。

このため、議員御提案の御趣旨も踏まえまして、国にこうした事業に対する財政支援が行われるようにしっかりと働きかけて、効果的な事業ができるように努めてまいります。

○27番（樋口秀洋君） 3問目です。今年の7月31日に、吾川郡いの町の県立農業大学校で重大事故が発生しました。学校行事として体育館内でよさこい踊りの練習をしていた女生徒が、座って休んでいたところ、思わぬ方向から猛スピードのバレーボールを当てられ、激痛に一時失神、嘔吐しました。その後、今日までおよそ2か月も入院中です。

これは重大事故に当たるのですが、学校はしるべきところに連絡をいつしたのか、農業振興部長。

○農業振興部長（杉村充孝君） 県立農業大学校の所管課である農業担い手支援課への事故の報告は8月28日です。私には翌日の8月29日に校長から報告がありました。

○27番（樋口秀洋君） あまりにも遅過ぎと思います。そこらあたりの連絡体制をしっかりとしなきゃ駄目ですよ、対策ができないから。校長が保護者に初対面したのは9月14日、事故から45日もたってからです。それも、長期の入院を休学にするか公休にするかの話合いに行ったら、突然校長室に呼ばれて、慌てたような謝罪となったのですが、この誠意のない学校側に保護者は、謝罪を受けたと思っていません。

このような謝罪形式をどう思うのか、農業振興部長。

○農業振興部長（杉村充孝君） まず、今回の農業大学校内で発生した事故において、校長の謝罪の遅れや謝罪の仕方につきましては適切ではなかったと認識しております。また、学校の初期対応の遅れなどで、事故に遭われた学生と保

護者には心証を害し、不信感を与えてしまったことに対し、深くおわびを申し上げます。

本来、早い段階で保護者に事故の調査結果の説明と謝罪を行うべきところですが、学校側の認識不足により適切な対応が行われておりませんでした。事故に遭われた学生と保護者には、校長から改めてきちんとした形で謝罪させていただくとともに、学生への心のケアなども含め、誠意を持って対応させていただきます。

○27番（樋口秀洋君） 教育長に聞きます。簡単な答弁をお願いします。県内の小中学校や県立高校でも年間およそ4,000件もの事故があります、大小含めて。文部科学省の指導どおり、公立学校の重大事故は速やかに県教委に届けられていますか。

○教育長（長岡幹泰君） 文部科学省の指針を踏まえまして、本県では重大事故の発生後、10日以内に県教育委員会へ報告をしてもらうこととしております。ただ、令和元年度以降、本県では重大事故が16件発生しておりますが、報告が遅れた案件が2件ございます。

○27番（樋口秀洋君） これは質問じゃないんですが、そのように速やかに報告しなければならないんですよ。そういうことをせずにおったということは、責任逃れをしようとして逃げたんじゃないかと思います。あまりにも遅過ぎる。今後こういうことが繰り返されないように、よろしくお願いします。

そして、この女生徒は、当初はもうベッドから起き上がれない体になると言われていたんですよ。本人も泣いて親に謝っていたんですよ。素早い対処、よろしくお願いします。

そして、次は沿岸漁業の質問です。沿岸漁業の不振の中で、沿岸漁民が税金の納付をしておれば、国の政策を受けて県の軽油引取税が免除されます。1リットル160円の軽油から32円も安くなるため、この減免措置によって年間で20万

円から30万円ものコストダウンとなり、弱小沿岸漁民にやっと利益が出ているのが実際のところ。減免措置がなければ、本県の沿岸漁業の経営は相当に困難なのです。

減免の条件には、当然ながら納税義務の遂行がうたわれています。ところが、ここ10年来のひどい不漁のゆえに、税金の納付が滞り、減免措置が受けられなくなった漁民が少なくないのです。中には横着な漁民もいるか分かりませんが、大多数の沿岸漁民が不漁、低所得ゆえに各種の納税には大変な苦勞をしています。県内の漁船では、毎年八、九隻が税金未納による滞納処分によって、軽油引取税の免除が取り消されています。この10年間で90件もあり、少ない数だと言えます。

もともと漁がないから生活困窮状態で納付がきつい。せめて免除で燃油のコストダウンをしようとしても、納税できなかつたので免除が受けられず、コストが上昇して一層収入が減り、一段と生活苦となる。納税義務者が義務を果たさなければ免税対象にならないのは分かります。しかし、これでは死に至る人を目前にパンを奪うようなものです。まさに苛斂誅求です。

本人の責任といえばそれまでですが、借金をして数日後に完納したり、けがで出漁できなかった生活苦の沿岸漁民を救済する方法はないのでしょうか、水産振興部長。

○水産振興部長（松村晃充君） 海況の変化や資源量の減少などによる漁獲量の減少、さらには燃油や資材の高騰などにより、漁業経営は厳しさを増しております。

県では、デジタル技術の活用による操業の効率化など、漁業者の所得の向上に向けて取組を行っているところでございますが、それぞれの漁業者によって置かれた環境や経営状況は異なりますことから、漁協と連携しまして、営漁指導などを通じて水揚げ額の減少に対するリスク

対策としての漁業共済への加入や、複数での漁業種類での操業などによる収入の確保など、経営改善に向けたサポートを行ってまいります。

○27番（樋口秀洋君） 次に、中山間問題です。

中山間対策、知事の議案説明では、本県への移住者数は4年間の累計で6,237人ですが、うち定住者について、県は2年後に郵送などのアンケートを行った。その結果、回収率55%で、定住は87%でした。最も重要な数値は定住者数です。

今後は移住者数だけでなく、同時に定住者数も示すべきです、中山間振興・交通部長。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 御指摘のように、移住促進の取組の最終的な成果は、移住者に長く住み続けていただくこと、定住していただくことだと考えております。このため市町村に移住サポーターを配置して相談事に対応するなど、定住支援を行っておりますし、お話にあったように、毎年移住して3年度目を迎える方の定着状況について調査を行い、その状況を確認しているところでございます。

ただ、この調査、回答率5割から6割台にとどまっており、回答されなかつた方の中には県外へ転出された方も一定数いると思われまして、回答率の向上が課題と考えております。

今後、御提案のありました定着率につきましても、移住者数と併せて公表してまいります。あわせて、より正確な実態が把握できるよう、回答率向上のための工夫についても市町村と相談しながら検討してまいります。

○27番（樋口秀洋君） もう質問はありませんが、総務部長に指摘しておきます。免税にならない漁民の中に、滞納処分を受けていない漁民がいるのではないかと疑問に思い、担当課で2回尋ねて調査しましたが、あり得ないとの回答でした。このため総務部長への質問を中止しました。この処分は権力の行使です。漁民には十分に税制度を説明してほしいと思います。

それでは、最後に知事です。基本的な経済力の低い高知県の知事として、背中を丸めて懸命に仕事をする姿を近くで見ると、何か気の毒です。しかし、県民はその真剣な取組を大きく評価しております。自信を持って大胆に政策を進めてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、樋口秀洋議員の質問は終わりました。

ここで午後4時5分まで休憩といたします。

午後4時休憩



午後4時5分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

久保博道議員の持ち時間は50分です。

6番久保博道議員。

○6番（久保博道君） 自由民主党会派の久保博道でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に移りたいと思います。

まず最初に、高齢者の福祉、とりわけ健康寿命と介護予防を取り上げたいと思います。

御承知のとおり、高知県は高齢化が大変進んでいまして、秋田県に次いで全国で2番目に高い高齢化県と言われております。そこで、まず子ども・福祉政策部長に、現在の高知県の人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合、いわゆる高齢化率についてお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和5年9月1日現在における高知県の推計人口は66万6,793人で、そのうち65歳以上は24万2,249人、高齢化率は36.3%となっております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。

36.3%ということは、もう3人に1人以上が高知県の場合高齢者というふうなことになるのかなと思います。ありがとうございます。

次に、10年前、平成25年の同じく高知県の人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合、いわゆる高齢化率を子ども・福祉政策部長に改めてお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 平成25年9月1日現在における高知県の推計人口は74万2,902人で、そのうち65歳以上は22万8,799人、高齢化率は30.8%となっております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。ということは、大体5ポイントくらいこの10年で高齢化率が進んだというふうなことだと思います。だんだん高齢化率が進んでいくと思います。

そうしましたら、次に本年度の県の当初予算に占める高齢者の医療・介護予算の割合を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和5年度の一般会計当初予算額は約4,784億5,700万円です。そのうち75歳以上の後期高齢者の医療に係る予算額と65歳以上の高齢者の介護に係る予算額を合算した予算額は約301億4,000万円となり、一般会計当初予算に占める割合は6.3%です。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。6.3%ということで、次に、同じく10年前、平成25年度の県の当初予算に占める高齢者の医療・介護予算の割合を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 平成25年度の一般会計当初予算額は約4,456億3,200万円です。そのうち75歳以上の後期高齢者の医療に係る予算額と65歳以上の高齢者の介護に係る予算額を合算した予算額は約275億4,600万円となり、一般会計当初予算に占める割合は6.2%と

なっております。

○6番（久保博道君） 6.2%ということで、現在とほとんどその比率は変わらないということですけれども、金額にしましたら約25億円程度、現在医療とか介護の予算が増えているというふうなことだと思います。これもこれからだんだんと増えていくんじゃないかなというふうに思います。

御承知のとおり、高齢化社会への対応が急務とされる日本では、今後2030年代から2040年代にかけて高齢化が一層進行することが予想されております。そして、高齢者人口の増加に伴い、医療ニーズや介護ニーズが増え、そのことによって医療や介護に要する費用が確実に増加していきます。

また、問題なのは、介護される側だけでなく、介護する側の高齢化の問題も出始めております。日本全体の高齢化が進む中で、高知県は全国に10年先駆けて高齢化が進んでおります。そんなことから、これまでも高齢化対策に取り組んできたところでございます。

一方、高知県では13年前の平成22年に日本一の健康長寿県構想を策定して、保健・医療・福祉の課題解決に真正面から取り組んできております。その副題、サブタイトルは、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられるために」とのことです。私は、自立しながら、住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることこそ健康寿命だと思います。

ここで、健康寿命について興味深いデータが厚生労働省から公表されていますので、お聞きをしたいと思います。最新の令和3年12月公表の高知県の男性の健康寿命は何歳であり、全国の順位はいかがでしょうか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 令和3年12月に

厚生労働省から公表されましたのは令和元年の健康寿命です。本県の男性の健康寿命は71.63年で、残念ながら全国43位となっております。

○6番（久保博道君） 47都道府県中43位ということで、本当に残念な結果だというふうに思います。

次に、一方高知県の女性の健康寿命は何歳であり、全国の順位はいかがでしょうか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 本県の女性の健康寿命は76.32年で全国8位でございます。

○6番（久保博道君） 8位ということで、男性の健康寿命が43位と比べて、私はすばらしい順位じゃないかなというふうに思いますし、ちょっとその前のデータを遡って調べてみても、男性も女性もそれくらいの順位が大体固定をしています。女性の場合はだんだんと上がってきており、今回は8位というふうなことでございます。

このように、同じ高知県に住みながらも、男性と女性で健康寿命の全国順位が大きく違っています。このため県では、特に男性の健康寿命の延伸に重点を置き、壮年期である40歳から64歳をターゲットにした対策を検討するとお聞きをしています。

この男女間の順位が違う要因について、様々なことが考えられますので、単純には言えないと思いますが、私はそこに健康寿命を延伸するヒントが何か隠されているような気がします。このヒントについて健康政策部長の御見解をお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 平成22年から日本一の健康長寿県構想に取り組み始めまして、女性の健康寿命は大幅に延伸する一方で、男性は低迷しております。健康寿命には様々な要因が影響いたしますが、これまでのデータから読み取りますと、特に本県の女性は健康意識の高まりを背景に、健康的な食生活や運動習慣が定

着するなど、一定の行動変容が進んでいるものと考えられます。

例えば、この間の男女間の相違を示す特徴的なデータとしまして、健康意識の物差しともなる高知家健康パスポートの取得割合については、女性が男性の倍になっております。BMI 25以上の肥満者の割合は、女性は大幅に減少していることに対しまして男性は横ばいのまま、それから女性については特定健診やがん検診の受診率の伸びが著しい、運動と社会参加の観点から効果のありますいきいき百歳体操などの参加者は圧倒的に女性が多いことなどが挙げられます。

今後は、こうした男女間の違いをヒントに男性の健康意識を高め、生活習慣を改善するための効果的なアプローチを検討したいと考えております。

○6番（久保博道君） どうもありがとうございます。本当にいろいろな要因がありますけれども、いろいろ女性のほうが交流ですとか、そういう健康パスポートを含めて参加されている機会が多いというふうなことでございます。

そして、この健康寿命を健康長寿にまで延伸するには、先ほども御答弁がありましたように、いろいろ要因があると思いますが、私はその中で肝は何ととっても、先ほど部長がおっしゃったような習慣、日々の習慣ではないかというふうに思います。

バランスの取れた良質な食事や適度な運動、十分な睡眠、人との交流の機会、ストレスの解消等によって、生活習慣病にならないように気をつけること、そしてそれらの生活習慣病対策の取組は、介護の必要性を減少させたり介護を遅らせたりする、介護予防の一環だと言われております。

そこで、子ども・福祉政策部長に、介護予防とはどのようなものであるか、改めて専門的な見地から内容についてお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護予防の定義につきましては、要介護状態の発生をできるだけ防ぐこと、また遅らせること、そして要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこととされております。

介護予防は、単に運動機能や栄養状態など特定の機能や状態の改善を目指すものではなく、心身の機能全体の改善を通じて、高齢者が自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的としております。高齢者の生活機能の向上や地域社会活動への参加を通じまして、生きがいのある生活や自己実現を図ることにより、生活の質、いわゆるQOLの向上を目指すものでございます。

○6番（久保博道君） どうも御丁寧にありがとうございます。私も同感です。

私なりに整理をしますと、介護予防は、高齢者や要支援、要介護の人々が、生活習慣の改善や会話などのコミュニケーションを通じて、認知症や身体機能の低下などを予防し、高齢者自身のQOL、いわゆる生活の質を向上させ、自立した生活である健康寿命を延ばすことにつながる取組だと思っております。そんなことから、介護予防と健康寿命は密接な関係があると言われております。

そこで、現在高知県ではどのような介護予防の取組が行われているのか、県と市町村に分けて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、住民主体の介護予防活動を展開する場として、あつたかふれあいセンターを31市町村、309か所で整備するとともに、市町村の介護予防事業がより効果的に実施できるよう、アドバイザーや専門職の派遣等により後押しをしております。また、県内の地域の通いの場をオンラインでつないだ介護予防教室の開催や、健康パスポート

アプリを活用した介護予防に係る意識の醸成、啓発を実施しております。

市町村では介護保険制度に基づき、要支援者等に訪問や通所、配食などの生活支援サービスを実施するとともに、あったかふれあいセンター等の地域の資源等を活用し、いきいき百歳体操やフレイル予防など、様々な介護予防教室を開催しております。加えて、フレイルチェックなどの活動をサポートするフレイルサポーターを養成し、住民主体のフレイル予防の取組を推進しております。県と市町村で役割分担をした上で、連携をしながら介護予防を推進しているところです。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。本当にいろいろな様々な取組を行われているということが分かりました。

私が住んでいます春野町でも、介護予防に長年にわたり取り組んでいるNPO法人があります。その施設を現在利用されている方は、男性は20名で平均年齢は82.4歳、一方女性は155名で平均年齢は80.4歳でして、圧倒的に女性の利用者が多いことが分かります。

利用の目的は、フレイル予防や認知症の予防、友達づくりが主なところです。私も機会を見つけてお伺いをするのですが、いつも皆さんのお顔は笑顔でいっぱいです。介護予防の取組の大切さを実感しています。

知事も昨年、仁淀川町で御自身もフレイルチェックを受けて、住民主体の介護予防の広がりを見学されたとお聞きをしています。

そこで、健康寿命を延伸する上で、介護予防の取組の効用について知事の御見解をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 健康寿命と申しましたのは、先ほど来お話がありますように、平均寿命から日常生活に制限のある不健康な期間を除いた期間をいいます。したがって、健康寿命

を延伸するためには、日常生活に制限のあるような期間が短くなりますように、お話がありましたようによい生活習慣を身につけていくと、その取組が何よりも重要ではないかと考えます。これまでの知見あるいは経験から、介護予防の取組は、高齢者の運動機能や栄養状態の維持・改善、さらには人との交流の活性化と生きがいづくりにつながりまして、ひいては日常生活に制限のある期間の短縮が期待できると、こういった関係にあるのではないかと考えます。

お話がありました春野町での取組、あるいは仁淀川町などのフレイル予防の活動は、介護予防として健康寿命の延伸に寄与すると考えますし、私自身、仁淀川町の活動に当たっている方々からお聞きしたところで感銘を受けましたのは、住民の皆さんのフレイル予防を進めようということで御自身たちサポーターが走り回っているうちに、自分自身が健康になったというような話をお聞きしまして、私自身大変うれしく思いましたし、そういった形で地域のフレイル予防が進んでいくということが望ましいことだと思っております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。

そしたら、介護予防の取組は、先ほど申しましたように、早期の段階で適切なケアやサポートを提供することで、高齢者や要支援者、要介護者の医療や介護の必要性を減少させたり、遅らせたりすることから、医療や介護に要する費用の財政負担を軽減すると言われております。また、高齢化の進展に伴い介護する側も高齢化が進み、人材が不足することから、住民自らが主体となって介護予防に取り組むところも出てきており、特に県内の高齢化率の高い市町村では、既に積極的な介護予防の取組が始まっております。先ほど、知事が行かれた仁淀川町もその取組だと思います。

そんなことから、介護予防の取組の重要性を

広く県民や県内の市町村の皆様に見える化して知っていただくためにも、県庁の組織の中に、私は介護予防を一元的に取り扱う旗振り役としての課室があれば浸透しやすいのではないかと考えます。この組織は、各地域の実情に応じた取組の情報共有を行いながら、介護予防を横展開する役割を果たすと同時に、さらには新たな介護予防プログラムの開発なども期待されます。

そこで、知事に御提案ですけれども、全国に高齢化が10年先行しており、全国で2番目に高齢化率の高い高知県において、介護予防の見える化の意味からも、子ども・福祉政策部に介護予防を一元的に取り扱う介護予防課または介護予防室の創設の御検討をしてみればいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 介護予防の取組につきましては、それぞれの専門性を生かして市町村支援を行うという観点に立ちまして、子ども・福祉政策部と健康政策部の両部で役割分担をし、連携しながら施策を推進しているというのが現在の姿でございます。

具体的には、介護予防の活動を支えます専門職や事業所の育成、支援といった介護保険制度の基盤づくりにつながる施策は子ども・福祉政策部で所管をいたしております。一方、健康政策部におきましては、フレイル予防や栄養改善、認知機能の低下防止など、医療や保健と密接に関連する施策について所管をしているということでございます。

一方、今後の高齢化社会の進展と地域力の弱まりを見据えて、近年地域共生社会の推進が求められており、認知症やフレイルの予防におきまして住民主体の介護予防の重要性が高まっているという環境でございます。そのため、現在日本一の健康長寿県構想の改定作業の中におきまして、高知型地域共生社会を分野横断の柱に据えて、介護予防の強化策、そして両部の役割

分担の在り方について検討を進めております。

こうした議論を深める中で、御提言のありました課室の設置も含めまして、より効果的な事業展開に必要な推進体制の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○6番（久保博道君） 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

次に、農業を取り巻く様々な課題についてお聞きをいたします。

私の住んでいます春野町は農業が基幹産業として、キュウリやトマトなどの施設園芸が盛んであり、環境制御装置を整えている生産性の高い園芸農家の方も多くいらっしゃいます。そして、ここに来まして、ロシアのウクライナへの侵略が始まった後の燃料代や肥料代、飼料代が高騰する中、多くの農家の方々とお会いをして、困窮している実情をお聞きする機会をいただきました。

その中で、農家の方々が最も困っていることは、燃料代や肥料代等の物価の高騰分を適正に農産物の価格に転嫁できていないことであります。もちろん政府のほうで、それらの生産資材の高騰分を補うため、農家の方々に補助をしていますが、農家の方々がおっしゃることは、補助金はもちろんありがたい、ありがたいが、それよりも今の農産物の価格の決定の仕組みを何とか変えてほしいというふうな切実なことでした。そうでないと、農業にやりがいを感じないし、農業が好きとか嫌いとかは別にして、子供に農業を継がせたくないということでした。

そこで、まず本県の過去30年間の農業従事者数の推移について農業振興部長にお聞きをします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農林業センサスによりますと、農業従事者数は1990年に8万7,496人であったものが、2020年には2万6,993人になっており、この30年間で約7割減少しており

ます。

○6番（久保博道君） 7割ということで、本当にすごい数字だと思います。ありがとうございます。

次に、同じく本県の過去30年間の農業従事者における世代の推移について農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農業従事者数の推移を世代で見ると、30代までの若い世代が占める割合は、1990年には23%であったものが、2020年には9%となっております。逆に、65歳以上は1990年には23%であったものが、2020年には56%と大きく高齢化が進んでおります。

○6番（久保博道君） 現在は本当に高齢者の方が主に担っていて、働き盛りの方は1割にも満たないというふうなことでございます。

一方、過去30年間の本県の農業産出額の推移について農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 本県の農業産出額は、30年前の平成3年が1,424億円、直近値の令和3年が1,069億円で、24.9%の減少となっております。この間の大まかな推移を申し上げますと、平成5年の1,453億円をピークに、平成16年に初めて1,000億円を下回って以降、平成27年まで約10年、ほぼ横ばいでしたが、環境制御技術の普及拡大などによりまして、平成28年以降は増加傾向に転じて、再び1,000億円を上回っている状態でございます。

○6番（久保博道君） 農業従事者が7割も減っていますんで、もっと私、産出額が減少しているかと思いましたが、やっぱり生産性の高い環境制御技術等で持ち直しているというふうなことだと思います。

次に、同じく過去30年間の本県の農地面積の推移について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農林水産省の耕地面積調査によりますと、耕地面積については

1992年に3万5,700ヘクタールでしたが、2022年には2万5,800ヘクタールと、この30年間で約3割減少しております。

○6番（久保博道君） 3割の減少ということでございます。ありがとうございました。

また、そんな中、今日午前中に我が会派の桑鶴県議からもお話がありましたが、高知県が友好園芸農業協定を締結しています環境制御先進地のオランダのウェストラント市へこの夏、技術研修に行く機会があり、県立農業大学校生、春野高校生、農業振興部、そして我々県議会議員、総勢18名で行ってまいりました。

この研修の目的は、世界で最も進んでいます環境制御のノウハウを学んだり、肌で感じるのですが、私の目的はもう一つあって、ロシアのウクライナ侵略以降、エネルギー源である天然ガスや電気代の高騰に対しての農業生産者の対処の仕方や、政府からの支援の内容についてお聞きをすることでした。

そして、研修のために訪問先を回りながら感じたことは、オランダの農業と日本の多くの農業の違いは、あえてシンプルに言えば、オランダの農業は個人の情熱や経験や勘に頼るのではなく、農業や経営のデジタルデータを冷静に分析、活用するビジネスであるということでした。今後は、日本の農業のよいところはもちろん残した上で、オランダのような面も必要だと思いました。

そして、私は本県の農業の将来を考えたとき、キーワードは、一緒に研修に参加した農大生や高校生などの学生さんや若者だと感じました。今回の技術研修で訪問先を回りながら、学生たちは大いに刺激を受けて、目が輝いていました。

そこで、今回の研修制度は続けながら、これとは別に、多くの学生が交流や研修ができる交換留学制度のような取組を提案したいと思いますが、知事の御見解をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 平成21年に本県とオランダのウェストラント市が友好園芸農業協定を締結したことを機に、農業大学校とレンティス校との学生交流が始まりまして、これまでに22人の農大生が留学をしております。農大生にとりましては、オランダの環境制御技術をはじめとする生産性の高い栽培技術、そしてお話にありました会社の経営手法など、農業の知識やグローバルな視野を広げる貴重な機会となったところでもあります。

留学した学生は、卒業後に環境制御技術を取り入れた次世代型農業を実践する農業者、あるいはJAの営農指導員などとして、県内各地で本県農業の牽引役として活躍をしております。このように農業大学校の留学制度は、地域農業の核となる農業者と、農業者の経営発展を支えます指導者の両方の人材育成の面で大きな成果を上げてきたというふうに評価をいたしております。

現在、留学研修は語学力などが課題となりまして、中断をしておる状態でありますけれども、農業大学校におきまして、留学を希望する学生への英語の授業を強化いたしますことで、できるだけ早く再開をさせたいというふうに考えております。

農業大学校がレンティス校との相互交流で信頼関係を深めた上で、本県農業の将来を担います高校生、大学生などの若者や女性の留学研修の実現につなげてまいりたいと考えております。

○6番（久保博道君） 御丁寧にありがとうございます。新たな交流制度のところには言及がなかったと思いますけれども。

さて、国のほうでは現在、農政の憲法と言われております食料・農業・農村基本法の改正が約20年ぶりに行われようとしています。これらの質問につきましては、一部我が会派の土居県議、そして下村県議の質問と重複するところがある

と思いますが、御容赦願いたいと思います。

この基本法が約20年前に制定されたときには想定しなかった、また想定した以上のことが現在起きています。例えば、発展途上国を中心とした急激な人口の増加や、気候変動によって頻発する異常気象の発生、また地域紛争などによって食料の生産と供給が不安定になっています。あわせて、日本の相対的な経済的地位の低下によって、食料や生産資材なども容易に輸入できない状況になりつつあります。

一方、国内に目を向けると、先ほど高知県についてお答えをさせていただいたのですが、日本全体でも農業者の減少や高齢化によって、持続可能な農業が厳しくなっています。

ここで食料自給率ですとか目標値を農業振興部長にお聞きするつもりでしたけれども、すみません、ちょっと時間の関係で、この2問割愛をさせていただきます。御答弁申し訳ございません。

さて、我が国のカロリーベースの食料自給率は、目標値が45%であり、それに対して現状では38%だということです。そして、約20年前に現行の基本法ができたときから、まだ一度も目標値に届いていないと言われております。そして、この数字は、日本が外国に半分以上の食料を依存しているということを示しており、先ほど申しました昨今の食料を取り巻く世界的な不安定な状況を考えたときに、食料安全保障の観点から、食料自給率のアップや目標達成が強く求められているところです。

しかし、近年の燃料や肥料、飼料などの生産物資材の高騰が農産物の販売価格に適正に転嫁をされていない現状が続いており、このままだと農業従事者は一層減少し、食料自給率は上がるどころか、下がる方向に行くのではないかとされています。

そんな中、農林水産省において、8月29日に

適正な価格形成に関する協議会がスタートしました。まずは、この協議会の内容について農業振興部長にお聞きをいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 適正な価格形成に関する協議会は、フードチェーン全体で適正取引が推進される仕組みを構築するため、生産者、卸売市場、食品産業、消費者の代表など18人で構成されております。

実際に第1回のほうでは、まだ——開催されたんですけどもまだ入り口の段階ではございますが、会合の中では、農業団体のほうからは、再生産の可能な価格による食料の安定供給を目指すべきなどの意見が多く、また食品産業団体からは、消費者は価格に敏感であるといった御意見が出されておりました。

○**6番（久保博道君）** ありがとうございます。

私は、今後はこの適正な価格形成に関する協議会の議論の中身を注視しなければならないと思いますし、推移につきましてもきっちり追わえていかなければならないというふうに感じます。今後はこの協議会を通じて、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みづくりが検討されると思います。

しかし、一方では価格形成は市場原理に任せるのが原則であるとの意見もありますが、このことについて知事の御見解をお願いいたします。

○**知事（濱田省司君）** 現在のエネルギー価格あるいは資材価格の高騰を受けて、食品分野のうち加工品では、生産・流通・販売に至るコスト上昇分の転嫁が一定程度進みまして、多くの商品で値上がりが起こっているということだと考えます。一方、農産物は卸売市場を介した競り取引などが中心であること、また消費者はより安い品物を望む傾向があるということから、価格転嫁が進んでいない状況にあるというふうに考えます。

食料の安全保障の観点からも、我が国の農業

が持続可能なものとなるためには、生産コストを農産物の価格に安定して転嫁できる、こういったことが必要であると考えます。そのためには、消費者の理解が何よりも重要ではないかというふうに考えます。

○**6番（久保博道君）** ありがとうございます。私も全く同じような考えでございます。

今後は、先ほど申しました農政の憲法と言われております基本法が20年ぶりに改正されようとしており、それに向けて農林水産省の審議会が検証、見直しの検討についての最終答申を先月、9月11日に行いました。その内容について農業振興部長にお聞きをいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 最終答申には、1つ、国民一人一人の食料安全保障の確立、2つ目としまして、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、3つ目としまして、食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成と確保、4つ目としまして、農村への移住、関係人口の増加、地域コミュニティーの維持のような機能の確保の4つの基本理念が示されております。

この基本理念のうち、1つ目の国民の一人一人の食料安全保障の確立の中に、食料の安定供給のため総合的に取り組むことや、農産物の適正な価格形成に向けた仕組みを構築するという考え方が盛り込まれております。

○**6番（久保博道君）** ありがとうございます。適正な価格の形成も含めて、やっぱり20年後の基本方針ですんで、様々な内容の答申がなされているということがよく分かります。

そして、この最終の答申をまとめるに当たりまして、審議会の基本法検証部会が全国11か所で7月から8月にかけて、地方で意見交換会を開催しております。その中で最も多かった意見はどのようなものだったのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 多かった意見としまして、適正な価格形成に向け、生産から消費までの食料システム全体での仕組みの構築を望む声、それには食育等を通じた国民の理解醸成が必要といった意見が最も多かったと承知しております。

○6番（久保博道君） やはりどこの地方においても同じように、適正な価格、そして消費者の御理解をいただくということの御意見が一番多かったというふうなことでございます。ありがとうございます。

知事も本年5月には国に対して、農産物の適正な価格形成の実現に向けての政策提言をなされているところです。そして、先ほど部長も御答弁いただいたように、全国の地方における意見交換会でも、農産物の適正な価格形成に関する意見が最も多かったとのことですが、このことについて知事の御見解をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 適正な価格の形成に対する御意見は、中でも特に農業団体や農家の方々から多く出されたというふうに承知をしております。このことは、近年の資材高騰などによります生産コストの増加分を農産物価格に転嫁できずに、非常に厳しい状況に置かれている全国農家の切実な声の表れというふうに思いますし、冒頭議員から御指摘ございましたように、やはり若い方々が農業を継いで永続的に仕事をしていくというためには、この価格形成の部分というのは本当に肝になるという思いが皆様共通していたということではないかというふうに考えます。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。今後は、先ほどの9月11日の最終答申を踏まえて、また政府・与党の御意見をお聞きした上で、来年の通常国会において農政の憲法と云われています基本法が改正をされる見通しです。そして、適正な価格形成の仕組みについては、

改正基本法に則して来年度本格的な作業が始まると思います。その作業は大きく分けて、まず1番目、食料システムの各段階の関係者の議論を踏まえながら、生産コストの指標化の可能性や、その指標を使った取引の効果や課題の検証、2点目、円滑な価格転嫁に向けての消費者等の理解醸成のための環境整備の2つだと考えます。

先ほど知事に御見解をいただいた農産物の適正な価格形成の実現につきましては、このようにこれからが本番だと思います。このため、知事を先頭に、JAはじめ農業関係者の皆様が一体となって、粘り強く取り組まなければならないと考えます。

私は、特に生産コストの指標につきましては、本県の実情に合った指標となるよう、まずは機会あるごとに国や関係者の皆様に対して提言をしなければならないと思います。このことについて知事の決意をお聞かせ願いたいと思います。

○知事（濱田省司君） 農産物の適正な価格形成の実現に向けましては、消費者理解の醸成が必要不可欠でありまして、生産コストの指標化は、この理解醸成のための第一歩となる取組だと考えます。国は、令和6年度予算の概算要求におきまして、指標化に向けました調査費を計上しております。県としてもJAや農家の皆さんと協力しながら、早期の指標化に向けて取り組みます。

今後、国はこの指標を農産物ごとに全国一律なものとするのか、またあるいは地域単位で設定するのかといった詳細な点が現時点では不明な部分がございます。したがって、国のこれからの動きも注視をしながら、指標化も含めまして、農産物の適正な価格形成に向けた仕組みづくりが、本県の農業者にとって有益なものとなりますように、機会あるごとに政策提言を行ってまいりたいと考えております。

○6番（久保博道君） ありがとうございます。

私は、この指標というのは、今の時点ではまだどのように使われるかというのは決まっていないと思いますけれども、この指標が一つのキーになるのではないかなというふうに思っていますんで、高知県の実情に合った指標になるようによろしくをお願いします。農家の皆様が本当に知事に大変御期待をしているところでございます。

次に、観光振興について取り上げたいと思います。

我々県議会の産業振興土木委員会は、現在就航しています台湾からの週2便のチャーター便の定期便化の要望や、県内産業の台湾での市場調査のために、8月末から3泊4日で台北に出張してきました。その際に、定期便化に向けての航空会社や旅行会社からいただいた御要望は、高知龍馬空港の国際線ターミナルの早期整備でした。

そこで、大阪・関西万博が開催される2025年度に国際線ターミナルを完成させる見通しとのことですが、それまでのスケジュールについて、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の会長であります井上副知事にお聞きをいたします。

○副知事（井上浩之君） 現在、台湾からの定期チャーター便につきましては、今年4月に設置をしました仮施設で入国の審査を行いまして、今のターミナルビルのほうで出国の手続を行うという、施設を併用した形で受入れを行っております。ただ、出国の際に、今のターミナルビルのカウンターや保安検査場が混雑をするといった課題も生じており、受入れの継続に向けて、出国の機能も備えました新たな仮施設を整備することによりまして、今議会に必要な予算を提案させていただいております。

新たな仮施設の整備のスケジュールといた

しましては、年末年始に多くの方々が国内線を利用されるということもありまして、12月には定期チャーター便専用のチケットカウンター施設の供用をまず先行して始めて、その後3月までに入国審査や保安検査場などの施設の供用を始めるという段階的な整備を予定しております。これによりまして、まずは将来の定期便の就航を見据えた定期チャーター便の運航の継続、こちらにつなげてまいりたいと考えております。

一方で、新たなターミナルビルの整備につきましては、今年6月に開催をいたしました高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議におきまして、以前策定しました基本構想をベースにしながら、面積の縮小あるいは仕様を見直したコンパクトなビルの整備案と、もう一つ、現ターミナルビルの改修とセットにした、さらにコンパクトな整備案、この2つの整備手法、それから機能面としては、国際線を主としつつも国内線も利用可能な、すなわち内際共用の施設とすること、そうした考え方が了承されたというところでございます。

現在、その2つの整備手法の下、国内外のお客様の利便性あるいは快適性に優れ、かつ航空会社のスムーズなオペレーションが可能な施設となりますよう、建設のコスト、それからランニングコストの試算も含めまして複数の案を作成し、関係者と協議を重ねております。今後、今月30日に開催を予定しております検討会議のほうで御議論いただきまして、最終案として取りまとめて、万博期間中の令和7年度の完成を目指して準備を進めてまいります。

○6番（久保博道君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。県民の皆様は大変心待ちにしていると思いますんで、どうかよろしくお願いをいたします。

また、今後国際線ターミナルが整備されると、台湾のみならず、他の外国からのチャーター

便や定期便も受け入れることが可能となります。

そこで、現在どのような外国の航空会社と接触をしているのか、観光振興部長にお聞きをしたいと思います。お願いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 台湾以外で申しますと、本県への観光客の割合が多く、そして過去にも高知龍馬空港へのチャーター便を就航した実績もあります香港、そして韓国・ソウルの航空会社、それぞれ複数の社に対してこれまで接触をしてきたところであります。今後も高知龍馬空港におけます受入れ機能強化の状況を見据えながらということにはなりますけれども、こうした航空会社との接触を続けまして、海外からの直行便の誘致に取り組んでまいります。

○6番（久保博道君） 今から台湾以外も楽しみですんで、よろしく願いをいたします。

今後、このようにインバウンドが進むと、これまでの昼の観光と併せて、夜の観光の充実が求められることになると思います。そのことは宿泊の延泊につながり、経済的な効果が大きなものになります。高知県観光の現在の平均滞在は2.1日でして、今後は長期滞在を目指す滞在型観光が求められています。

御承知のとおり、台湾のみならず観光立国では夜を楽しむ観光が充実しており、そのことが滞在型観光につながっています。本県でも単発的に夜の植物園や動物園、また夜の高知城などの取組がありますが、今後はそれに加えて、例えば竹林寺をはじめとして四国八十八か所での夜の座禅や夜の写経、また各地の蛍狩りやお月見、スターウォッチング、夜の屋形船、ナイター競馬、土佐のお座敷遊び、そしておしゃれな世界共通のジャズのライブなどの、県内各地でそれぞれの特色に応じた一年を通しての夜の観光の磨き上げと充実が望まれます。

このように、インバウンドや女性をターゲットにした滞在型の高知観光を目指す上からも、

まずは夜の観光の素材を洗い出してそれを磨き上げて、県内各地の特色を生かし、一年を通じた夜の観光の充実を御提案したいと思いますが、知事の御見解をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、夜の観光の充実は宿泊に直結をいたしますので、長期滞在の観光を進める上で大変重要だと思っておりますし、観光消費額の拡大にもつながることだと思っております。

県といたしましても、例えば高知光のフェスタと銘打ちまして、高知城でのナイトイベント、そして地域で行われるイルミネーションイベントを一体的にPRするというような形で、夜の観光を意識した取組を進めているところでございますが、今後さらなる充実を図るために、まずは議員から御提案もありました観光施設の夜間ツアーであったり、夜間の自然体験といった夜の観光素材の洗い出しを行ってまいりたいと考えております。

○6番（久保博道君） 大変前向きな御答弁をありがとうございます。

また、今後夜の観光が盛んになりますと、気をつけなければならないのは安心・安全面です。地元の我々をはじめ、観光客の方々が安心して夜の高知を楽しんでいただくためにも、このことに気を遣わなければなりません。過去において、特に高知市の夜の街で違法な客引きがあり、客引きが高知の観光のイメージを下げかねないとして、平成25年に、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例を改正しています。

そこで、高知市の夜の街の違法な客引きの取締りの現状を踏まえた今後の対策について警察本部長にお聞きをいたします。

○警察本部長（高清水善弘君） 高知市内の繁華街における夜間の客引き行為につきましては、県民の皆様からの通報や電話相談などから承知

をしているところでございます。

県警察では昨年中、複数回にわたり悪質な客引きに対する取締りを行った結果、3件、3名を検挙し、本年も8月末までに1件、1名を検挙しており、今後とも引き続いて取締りを行うこととしております。また、高額な料金請求などの相談がありました飲食店経営者を検挙の上、閉店に追い込むなど、客引き以外の風俗事犯の取締りも併せて行ったところであります。

今後とも、集中的な取締りのほか、関係機関と連携しながら、街頭パトロールや飲食店等に対する法令遵守の指導を継続的に実施いたしまして、県民や観光客の方々が安心して楽しんでいただくことができる良好な風俗環境の醸成に努めていく所存でございます。

○6番（久保博道君） どうかよろしくお願いをいたします。

観光の最後に、台湾への出張で感じたことをもう一つ御提案したいと思います。出張は8月末でしたので、台湾でも日本と同時進行で、NHKの連続テレビ小説らんまんが、NHKの国際放送で流れていました。しかし、NHKの国際放送ですので字幕はなく、視聴者は日本人か日本語が分かる一部の台湾の方だと思います。そして、先週放送が終了しましたので、今後は台湾で台湾語の字幕つきのらんまんが放送されるのではないかと期待をしているところでございます。

そこで、もし台湾語の字幕つきのらんまんが放送されることになれば、放送に合わせて、らんまんの舞台は高知県であるとのCMを制作し、牧野富太郎博士に扮した知事に御出演していただいて、高知県の観光や地場製品のPRを流してはどうでしょうか。現に、牧野博士も台湾へ草花の調査に行っていますし、佐川の生家は造り酒屋ということで、CEL-24をはじめとして、土佐酒の人气が台湾で出始めているちょうどの

タイミングだと思います。このことについて知事の御見解をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 今後、お話がありましたように台湾で字幕つきの連続テレビ小説らんまんが放送されることになりましたら、台湾からの誘客にさらに弾みがつくと考えます。その際には、高知と台湾を関連づけたプロモーションを、県としてもしっかりとやっていきたいと思っておりますし、私自身これまで直接台湾に出向きまして、記者会見あるいは旅行会社へのプレゼンテーションなども行ってまいりましたので、今後も私自身が先頭に立って高知県のPRを行ってまいります。

○6番（久保博道君） どうかよろしくお願います。

これで一切の質問を終わらせていただきます。

（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、久保博道議員の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

令和5年10月4日（水曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興・推進部長 沖本健二君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会局長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
 事務局次長 中島勝海君
 議事課長 吉岡正勝君
 政策調査課長 飯田志保君
 議事課長補佐 杉本健治君
 主 幹 大川美千子君
 主 査 宮崎由妃君



議 事 日 程 (第6号)

令和5年10月4日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和

田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第13号 令和4年度高知県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第14号 令和4年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第15号 令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 報第1号 令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- 報第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第7号 令和4年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 報第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 報第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計決算
- 報第21号 令和4年度高知県電気事業会計決算
- 報第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計決算
- 報第23号 令和4年度高知県病院事業会計決算

第2 一般質問（一問一答形式による）

第3 決算特別委員会設置の件



午前10時開議

○議長（弘田兼一君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（弘田兼一君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和4年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関

する議案」まで及び報第1号「令和4年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第23号「令和4年度高知県病院事業会計決算」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

中根佐知議員の持ち時間は50分です。

36番中根佐知議員。

○36番（中根佐知君） おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回、私はパワハラ・セクハラ問題について教育長にお伺いをいたします。

日本共産党県議団は、この間、高知南高校での教育実習生へのパワハラ問題や、土佐清水市で起こった教頭による女性臨時教員へのセクハラ問題などについて、被害者からの相談を受けて、被害者の声が正しく教育委員会に届き、納得のいく結果が生まれるようにと被害者に寄り添ってきました。私たちのところに相談が来た段階で、それぞれの被害者とその家族は、被害を告発した後の県教育委員会の対応に何度も傷つき、不信感を抱き、高知県で教育者として働くことに見切りをつけました。問題解決のため、今日まで南高校のパワハラ問題で約2年、土佐清水市のセクハラ問題で1年、被害者と御家族は体調を崩しながらも必死で被害を訴えてきました。

2021年10月11日から11月5日、教育実習生は教育指導の一環として、ペンで机をばんばんたたきながら威圧され、1週間に11もの指導案作成を要求しながらまともには指導されず、言い返すな、はい、すみませんって言えと強要するなどのパワハラが続きました。実習中から体調を崩した娘の状況に、御家族は翌年の2022年1月7日、副校長に申入れをし、その後校長もパ

ワハラとして指導すると明言し、1月19日には県教育委員会に報告をいたしました。ところが、その途端に学校の姿勢は豹変し、2月に校長と会うと、校長がパワハラを判断するものではない、本人の話が聞けず、記録が見れないので判断できない、成績評価は客観的な事実に基づくもので校長の考え一つで変わらないなど県教委から指導されたと家族に伝えています。

どうしても納得できない教育実習生の家族は、3月中旬に吉良県議に相談をしたことによって、やっと事態が動き出しました。この年の暮れになって、12月23日に教育委員会と面会をしたときに対応した課長は、指導担当教諭のパワハラについては確認が取れていないと発言し、翌年、2023年2月の学校長との面会時には、お断りをおきますがパワハラとは言っていないと発言。しかし、今年の3月1日の県議会で、吉良県議の追及でパワハラ認定をしたことを確認いたしました。

その後、前年の12月16日にパワハラ認定を行ったという事実を知ります。認定したはずの教育委員会課長の12月23日の発言や、2月の学校長の発言と大きく矛盾しています。学校長は、3月29日この県議会の後で、パワハラが認定されたことを知ったのは県議会本会議で教育長が答弁した3月1日だったと述べています。被害者は、いまだに、いつどこで誰がパワハラと認定したのかについて納得できないままです。

土佐清水市の事例では、県教委小中学校課は12月9日の段階で教頭のハラスメント行為を認識していたにもかかわらず、どれだけの処分になるかは不明で、メールのやり取りだけでは証拠にならない、体に触られてなければ問題と言えるのかどうかなどという県教委の問題意識の甘さによって、ただ待たされる状況の中で苦しさを募らせていました。2人の被害者もその家族も、心が折れそうになりながらも決して諦

めずに、教育委員会に訴え続けた結果が今の到達です。

教育委員会がきれいごとで、しっかり対応してきたなどと言えるものではありません。私たち県議団が相談に乗るまで、2つの事例とも問題に取り組むイロハのイである本人からの直接の聞き取りもせず、被害者の立場に立って誠実に問題を解決する意思または見識がなかった証拠です。

被害者は、これらの対応によって県教育委員会自身がもう一人の加害者であるとの認識を持っています。加害者の認識がないから不十分な形で第三者委員会をつくることになっているとの思いに立って、以下質問をしていきたいと思えます。

被害者の必死の思いを置き去りにして、相談を受けた議員の追及でやっと対応してきたこの間の県教育委員会の姿勢をどう反省するのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 2事案とも、結果として、被害者の方が教員になることを諦められたことを大変重く受け止めるとともに、申し訳なく思うところであります。

その上で、今回の事案において県教育委員会として、ハラスメント事案の発覚後の対応や被害者の方への対応には不十分さがあり、反省すべき点も多くあると考えております。

○36番（中根佐知君） 県教育委員会の加害者としての認識がなかったから、今回の検証する高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会に被害者の声を直接聞き取るという場を設定していなかったのではないですか。

この間、県教委事務局の電話や面会時の対応内容に被害者は傷ついてきました。例えば、南高校の事案では、県教委に報告した途端に校長の対応が豹変したことや、また処分について説明を求めると、食い違いは伝え抜かりだった、

説明が不十分だった、校長に連絡が行っていなかったのは教育委員会の落ち度などなど。また、土佐清水市では、児童ではなく職員に対するセクハラなので加害者をそのまま勤務させている、誰が読んでも気分が悪くなる交際を迫るライン文については、ラインではわいせつな文言がなくセクハラと認定しにくい、セクハラの判断は本人が嫌な思いをしたからという感情で認定はできないことを理解してほしいなど。これらの一連の発言、これは県教育委員会事務局のセクハラ、パワハラに対する認識があまりにも勉強不足で、不十分なことの裏づけであったことを物語っています。

直接のパワハラ、セクハラに苦しんだことにとどまらず、適切な対応がされないばかりか、県教委の対応で深く傷つき、被害者は高知県での教職に、先ほど言われたように見切りをつけることになったのです。

第2の加害者となってしまったことの検証は県教育委員会としてしっかりとすべきですが、いかがですか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 被害者側とのやり取りの文脈の中で、正確にどのような発言をしたのか定かでないところはございますが、一連の発言により被害者の方に精神的な負担となるような受け止めをさせてしまったことについては、申し訳なく、反省しなければならないと考えております。

今後、事務局職員に対して、ハラスメントに対する正しい認識と、被害者側にしっかりと寄り添う姿勢を徹底させていきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） 教育長は、この9月の本会議で、今後被害者の意見を教育長が聞いて、そして第三者委員会に報告する趣旨の発言をされました。なぜ教育委員会のフィルターをかけようとするのでしょうか。そこは教育長のフィ

ルターをかけずに、被害者から直接第三者委員会に、管理職や市教委、さらには県教委の対応がどのようなものであったのか、話をすることが検証の大前提ではないですか。これだけの苦しみを被害者に与えながら被害者の声が聞き取られていない教育委員会のつくった検証に、第三者委員会が意見を言うことは、本物の検証にはならないと考えます。

第三者委員会での被害者の直接の聞き取りを求めるものですが、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会は、ハラスメント事案が発生し、関係者の証言にそごがある場合の事実認定の客観性を高めること、またハラスメント対策を適切に進めることを目的に設置したものであります。

県教育委員会としましては、この2事案について、県教育委員会の対応等に課題があったものと認識しており、被害者への対応も含め、県教育委員会自らがしっかりと検証し反省し、今後の対策についても検討していくことが重要だと考えているところであります。一方で、県教育委員会内部の対応だけで完結させるのではなく、外部の客観的な目を入れる必要があるとの考え方から、今回第1回目の第三者委員会でも検証いただいたものであります。

○36番（中根佐知君） 実はハラスメントへの教育委員会の対応がとても感度が悪くて不十分だった、このことを認められた上でというふうにおっしゃいますけれども、パワハラ・セクハラ行為だとの認識の低さ、その下で、第三者委員会で本人たちの意見聴取をしないということは、やはり問題だと思うんです。その感度の低さをそのままにしておくことはできません。

今回、2つの事件を教育委員会が重大なハラスメント事案だと認識したのは、それぞれ一体いつの時点だったのか、教育長にお伺いしたい

と思います。

○教育長（長岡幹泰君） 高知南高校の事案では、令和4年1月19日に校長より一報を受けて以降、ハラスメントが疑われる事案であると認識し、学校に対して事実確認の指示を行っております。しかし、双方の主張に食い違いがあり、県教育委員会としても調査を行いました。事実認定には至らない状況が続きました。その後、被害者側から新しい情報が提供され、それを基に改めて調査を行い、12月16日に事実認定を行ったものであります。

土佐清水市の事案につきましては、令和4年12月1日に市教育長から、臨時講師の病休取得について、教頭から交際を迫られていたことがその要因となった可能性がある旨の一報はございました。直ちに詳細な報告の提出を求めましたところ、12月6日に市教育長から、被害者と加害者とのやり取りの記録が資料として提出され、その時点でハラスメント事案であることを認識したものであります。

○36番（中根佐知君） ハラスメントをそのように認定された、被害者からの新たな資料提供によって認定をされたというお話がありました。その後、被害者に対してどのような対応を行ったのか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 高知南高校の事案につきましては、令和4年12月23日に被害者側と担当課が面談を行い、関係教員への聞き取り結果を報告しております。その後も被害者側と電話や面談を通してやり取りを行い、本年5月2日には被害者とその御家族にお会いし、私から謝罪と今後の教育実習の対応について説明をさせていただきました。

土佐清水市の事案につきましては、県教育委員会がハラスメントと認識後、服務監督権者である市教育委員会に被害者の方からも事情を伺うように求めましたが、被害者の方の体調面の

状況もあって直接聞き取りは行えておりません。その後、被害者の御家族から新たな情報提供があり、県教育委員会が懲戒処分権者として事実確認を行うため、被害者の御家族と直接面談をし、お話を聞かせていただきました。

○36番（中根佐知君） 結局、被害者からの聞き取りをしっかりとせず、そして加害者側の聞き取りを最優先し、そして事実認定を確実にしてこなかった。先ほどの南高校の事例でも、その新たな事案を提供された被害者の家族の方とお会いしたときは、もう既に1年たっている時点ですよね。結果的にこういうことで、処分を行うまでに必要以上の時間を費やしました。南高校の事案では、加害教員は処分の前に退職をしており処分の対象にならず、処分なしです。

そして、土佐清水市の事案では、加害者の書いたてんまつ書を被害者に確認させようとし、それよりもなぜ被害者からの聞き取りをしないのですかと大きな怒りを買いました。被害者の事実、抱える疑問や不満についての聞き取りがされずに、加害者に振り回される中で、本人の降格申請を受け入れて、そして4月から児童の担任とし、その後懲戒免職処分になったことで子供たちや保護者に動揺が走るなど、新たな被害を広げることにもなりました。

被害の訴えがあった段階で、被害者からの要望を聞き取って、適切な対応を講じるという当然の対応がなされなかった原因と責任はどこにあるのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 不祥事が発生した場合、まずは学校や市町村教育委員会が事実確認のため、被害者及び加害者の両者から、直接事案に関する聞き取りを行うことを基本としてきております。

高知南高校の事案では、学校は被害者にとって話をしたいと申し出ておりますが、結果的には会うことができず、その後、令和4年3月21

日に県教育委員会の職員が被害者への聞き取りを実施しております。この初期対応を学校に任せしていたこと、学校任せにしていたことについては、反省すべき点であると考えております。

そして、土佐清水市の事案では、被害者の方から事情を伺うよう市教育委員会に求めておりますが、被害者の方の体調面の状況もあり、聞き取りが行えていない状況でありました。被害者の方と会えないのであれば、御家族の方から被害の状況やいろいろな思い、要望等を聞き取るなど柔軟な対応について市教育委員会に助言したり、また協議をすべきであったと思います。この点についても反省すべき点と考えております。

○36番（中根佐知君） パワハラ、セクハラ、こうしたハラスメント問題というのは、受けた側が体調を崩す、そして心身が本当に立ち上がることができないような状況になるというのは、当然の理です。ここにどのように聞き取りを行っていくのか、御家族の方たちは本当に資料を一生懸命作って、そして対応しようとしてきました。こういう観点、視点がやっぱり県教委に欠けていたということを私は強く指摘しておきたいと思います。

今回、それ以外に、教育委員会の中に身内を守ろうとする体質があったと指摘せざるを得ません。土佐清水市の教育委員会の加害者を守ろうとした対応、これは県教育委員会から見てもおかしいと考えて、対応に当たることが常識だったと考えます。南高校の事件も、ハラスメントへの見識をしっかり持った県教育委員会が直ちに調査に入るべきでした。教育委員会の甘さが被害を広げたとの声は、どうしても拭うことはできません。

ハラスメントへの調査、検証、対応について身内意識を持っていたのではないかと、こういうことについて認識を教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） そもそも県教育委員会が身内をかばう意識を持って対応するなどということはございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、今回の事案において、初期対応を学校任せにしたことや、市町村教育委員会に適切な助言ができなかったこと、また協議が行えていなかったことは反省すべき点であり、この点については第三者委員会からも御指摘をいただいております。

○36番（中根佐知君） どちらの事件も被害者の訴えに何の報告もせずに長期間放置をして、たまりかねて被害者側が教育委員会に連絡を取る、こういうことの繰り返しが長く続きました。

6月の県議会のはた議員の質問で、土佐清水市のパワハラ事案について問われた教育長は、処分の検討を進める中で、数回にわたって弁護士と相談を行い、任命権者として直接被害者の方にお会いするなど、適切に対応してきたものと考えておりますと述べました。しかし、被害者が県教委から初めて事件確認をされたのが今年の6月6日です。事件発生以来、土佐清水市教育委員会と県教委から被害者への検証は何もありませんでした。

何をもって適切な対応というのか、今の時点での教育長の認識を伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 本来、県教育委員会は服務監督権のある市の教育委員会の調査を待つて対応していくこととなります。本事案につきましても、市町村教育委員会に対し必要な対応を求めております。その上で、懲戒処分権者である県教育委員会が被害者の御家族に直接会って、事実確認を行ってきたところがございます。さらに、複数回にわたって弁護士に法的な見地からの意見を求め、処分量定の検討を進めてまいりました。こうした懲戒処分権者としての一連の対応は取ってきたものであり、その趣旨で

申し上げたものであります。

○36番（中根佐知君） たとえそういう趣旨で認識をされて、行動されていたとしても、被害者、家族にはそのことが全く伝わらず、そして本当に苦しい思いをさせ続けてきた。また、市の教育委員会などとの役割分担、これは大切にしながらも、あまりにも遅過ぎれば県教委がしっかりと目を配る、こういうことがこうしたパワハラ問題、セクハラ問題については第一に大切なことだと考えています。猛省を促したいと思えます。

教職員・福利課が作成をした高知家ハラスメント対策ガイドブックのパワハラの実例に沿って、教育実習生は自分の受けた行為を書き込んでいます。それを見るだけでも、ここまでのパワハラを容認し、教育の場で人間をおとしめる行為が1人の教員だけではなくて集団で行われたことに戦慄を覚えます。それでも学校は、県教委による指導もあって、パワハラがあったということをきちんと認めることができませんでした。

それぞれの現場への意識改善、それはその後どのように行われたのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 県教育委員会では、本年4月に教育実習を実施する際に遵守すべきルールを定め、各校長に対して、実習が開始される前の5月中旬までに全教職員に周知し、徹底することを求めています。また、6月には人事担当者が全学校を訪問し、校長との協議の中で、通知したルールの徹底を改めて求めたところであります。

さらに、この秋には本年度の教育実習が終了する予定でありますことから、教育実習を行った全ての学校に対し、ルールに基づいた対応が適切に行われたのか確認することとしております。その際、不十分な対応が見られた場合には、原因の分析と改善策の策定を求めるなど、指導

を行っていくこととしております。

○36番（中根佐知君） おっしゃったように、今ちょうど教育実習の時期になりました。教育実習生に対して、以前は、朝は誰よりも早く出勤をし、教職員のお茶やコーヒーの砂糖の数まで覚えさせ、教員がみんな帰ってから帰ることができる、こういう指導がされていたわけです。こうした指導がもうなくなっているという、その確認を今後もしっかりしていただきたいと思えます。どちらの事件も、一見普通に見える学校現場で起こっていることに深刻さを感じます。ハラスメント行為に遭った被害者をなぜ守れなかったのか、徹底検証することが大事だと思います。

土佐清水の件です。一旦収まったかに見えた加害教員のハラスメントに、被害者は突発性難聴を発症して出勤できなくなりました。ハラスメントが再び始まった直後にすべきであった、加害者を隔離し、被害者の就労環境を整える手だてなどが一切されていません。被害者を病休、年休の期限が切れたからと退職に追い込み、加害者はそのまま教頭として現場に残した学校と教育委員会の対応はあまりにもひどいものでした。

ここでなぜ県教委が被害者を守れなかったのか、何をすべきだったのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 土佐清水市の事案につきましては、最初のハラスメント行為を市町村教育委員会の指導の範疇として県に報告されず、また再度のハラスメント行為につきましても、被害者が病休に入るまで県には報告されておりました。そして、結果として被害者が退職に至っております。この間の市町村教育委員会におけるハラスメントの認識と対応には問題があったと言わざるを得ないものと考えます。

そして、県教育委員会としましては、任命権者としてハラスメントを含め、不祥事の発生時

における服務監督権を有する市町村教育委員会の対応力の向上などについて、これまで以上に積極的に関わっていかねばならないと考えているところであります。また、この点につきましても第三者委員会からも指摘をされたところであります。

○36番（中根佐知君） 本当に、教員をするなら高知県でやりたい、そして夢を持って子供たちと対応していきたいと頑張っていた2人の若い人たちのその将来を無残に打ち砕く形になったこの事件、本当に悲しい事件だと思うし、被害者が心から納得できる解決の上で、再発防止につなげていかねばならない、こう考えます。

まずは聞き取り調査をきちんとすること、この間の経過をしっかりと報告して被害者に謝罪をすること、再びこうした事件を起こさない対策の方向を示すことは早急にすべきことです。ハラスメント事案は解決したとお考えでしょうか。被害者には何の報告もなく、まだ事件は終わってない、こういう段階だと思っています。

きちんとした納得できる対応をすべきだと思いますが、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 今回のハラスメント事案が解決したなどとは考えておりません。県教育委員会としましては、今回の事案の検証を行い、今後の対策につなげ、ハラスメントのない学校をつくっていくことが、本当の解決に向けた道筋であると考えております。

そして、現在、事案の検証と今後の対策については、一体的に検討していくこととしており、その過程において対策の実効性をより高める観点から、改めて被害者からの御意見を聞くことや、第三者委員会を開催することも含め、対応を検討しているところであります。

○36番（中根佐知君） 本当に最初に立ち戻って、解決のためにしなければならぬことがまだまだ残っている、そこにきちんと第三者委員会の

声も入れていく、こういうお話をされたと感じています。ぜひ真摯に向き合っていただきたいと思います。

9月4日に第1回第三者委員会が開かれました。出された意見を教育委員会内部で検討する不祥事防止対策プロジェクトチームをつくって、ハラスメント防止対策も含めて検討に当たるという教育長答弁がありました。しかし、これまでのハラスメント対応の教育委員会の不十分さ、指摘した加害の責任を考えると、同じメンバーでの検討チームはあり得ない判断です。

2019年9月に神戸市で教員間のハラスメント事案が発覚をし、神戸市教育委員会が行った内容について少し御説明したいと思います。神戸市教育委員会は、10月に神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会を弁護士だけで構成しました。そして、そこで事実認定を行っています。それだけではなくて、それを受けて、事案の原因や再発防止策については、その弁護士がつくった調査委員会の事実認定を基にして、さらに多面的な観点から分析をし、調査委員会の意見を補足するために教員間ハラスメント事案に係る再発防止検討委員会をつくり、そこには法律家、臨床心理士、社会保険労務士、労働行政担当者、労働組合代表、教員代表が関わっています。

こうした皆さんで構成されていて、審議は公開が原則、県民に報告書の形で公開をしています。これは、こうしたハラスメントはどこにでも起こり得ることだという、そういう認定の下で、皆さんにも結果を公開し、そしてしっかりとこの検証にも関わっていただく、こういう思いで報告書の形で公開していると言われてい

今後、高知県でも調査権限を持つ外部の専門家によって、被害者の声に基づく徹底的な検証を行うことができる専門機関をつくることを求

めますが、いかがでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 第1回目の第三者委員会では、多岐にわたって厳しい御指摘も含め、様々な御意見、御助言をいただいたところがあります。委員の皆様は、それぞれの御専門の立場から、客観性を持って発言されたと認識しております。したがって、今後とも第三者委員会の皆様の御意見等を真摯に受け止めながら、適切に対応していきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） その真摯に受け止めて対策をつくる、それが今までと同じメンバーの教育委員会のメンバーであることに私は問題を感じています。

また、今つくられている第三者委員会は、原則非公開とされています。これは、県の審議会等の会議の公開に関する指針に書かれた原則公開に背くものであり、不適切でないでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 審議会等の会議の公開に関する指針では、個人情報について審議を行う場合などは非公開にできるとされているところでもあります。第三者委員会は、主たる目的がハラスメント事案の事実認定という、極めて配慮を要する個人情報を取り扱うものであることから、あらかじめ非公開としているものであり、指針に沿った対応であると考えております。

○36番（中根佐知君） そうお答えになりましたが、第三者委員会など審議会を設置するときに、県の指針をしっかりと認識されておりましたか。そのことについて教育長にお伺いしておきたいと思えます。

○教育長（長岡幹泰君） そのように認識はしておりました。

○36番（中根佐知君） 次に、急ごしらえで県教委のハラスメント対応マニュアルが7月に通知されました。教育長は、8月1日の総務委員会

で、検証後に必要ならマニュアルを見直すこともあり得ると発言をされています。7月のマニュアルについては、既に教職員の皆さんからも、管理職が相談窓口では相談しにくい、当事者への対応の不十分さ、不透明な認定システム、不服申立て制度の不備など、少なからず問題が指摘をされています。

ハラスメント対応マニュアルについては、マニュアル検討委員会を立ち上げ、専門家や職員団体とも十分な話し合いを持ち、より実効性の高いものに見直していくことが必要だと思いますが、教育長の見解をお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） ハラスメント事案等への対応マニュアルは、事案への適切な対応に向けて、まずは迅速な対応が必要との考えから策定をして配布したものであります。マニュアルも含めまして、ハラスメント対策につきましても、第三者委員会の御意見も伺いながら、継続的に必要な見直しを行っていく考えであります。

○36番（中根佐知君） 高知県の現行の外部相談窓口、これは相談員は弁護士と公認心理師の二人です。ここに教員専門に対応できる人の追加配置が、このマニュアルをしっかりと作られるまでまずは必要だと考えますが、いかがでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 外部相談窓口に限らず、教職員の相談体制の充実は必要であると考えております。そして、現在それについて検討を進めているところであります。

○36番（中根佐知君） ぜひ早い検討実施をお願いしたいと思います。

これらの県教育委員会が背負っている課題をどのような日程で今後見直していくのか、こうした具体的な点を教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 教職員の不祥事が相次ぐ事態を受けまして、現在不祥事防止対策プロジェクトチームを設置し、ハラスメントを含め

たさらなる取組の強化策を検討しているところ
であります。今後、スピード感を持って対策を
取りまとめ、事案の検証と併せて公表し、実行
に移していきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） ハラスメントとは何か、
加害者だけではなくて、教育委員会と現場の認
識が被害者を守るどころか逆に追い詰めたとい
う自覚を持って、これらの対応に当たっていただ
きたいと思うんです。被害者を置き去りにし
ない解決策を求めるものです。今回のパワハラ・
セクハラ事案の徹底的な検証と解決が行われる
こと、対策が今後に生かされるよう強く求めて
おきたいと思います。

続いて、特別支援教育の体制についてお伺い
をしたいと思います。

医療的ケア児について、2月の県議会で米田
前県議の質問で詳しく取り上げました。そして、
県の重要施策の一つとして取組を進めていくべ
きとの問いかけに、知事が、医療的ケア児、そ
の家族の皆さんと直接話をし、改めて心身の負
担の重さ、大きさということを実感したことにも
触れて、一連の取組を日本一の健康長寿県構
想の中に明確に位置づけをいたしまして、医療
的ケア児と御家族が安心して生活を送ることが
できるように進めていくと決意を述べられてい
ます。そのことを踏まえて、この間寄せられた
新たな県民の願いについてお聞きをいたします。

看護職員の確保について、2月県議会の質問
で、配置の状況と今後の取組については丁寧な
答弁をいただきましたが、特別支援学校の現場
では安定的な看護師確保のために、正採用の看
護師を増やしてほしいとの声が上がっています。

看護師の数と、その中の正規雇用の看護師数、
会計年度任用職員、パートとしての看護職員、
この人数はそれぞれどのようになっているでしょ
うか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 本年度、県立特別支援

学校では、医療的ケアが必要な児童生徒が8校
に23名通学をしております。この23名の児童生
徒に対して必要な医療的ケア看護職員数につ
きましては、前年度に各校が児童生徒の実態を見
つつ検討し、それを基に県教育委員会と学校が
協議を行い、決定をしております。

本年度必要な看護職員数は19名となっており、
現在19名の予算枠で33名雇用をしております。
この中に正規雇用はならず、全員がパートタイ
ムの会計年度任用職員として、ローテーション
を組んで対応している状況であります。

○36番（中根佐知君） 全員が会計年度任用職員
ということで、少し驚きました。

今年、2023年度の学校に配置されているその
看護師は欠員なく、必要な人数が配置されて
いるかどうか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 先ほど申し上げました
とおり、この医療的ケア看護職員数につきまし
ては、学校と十分に協議を行って決定したもの
であり、本年度は欠員もなく、必要な人数は配
置できていると認識しております。

○36番（中根佐知君） 本年度は本当によかった
んだと、場合によっては大変看護師を確保す
るために苦労しているというお話を伺っています。
現場では、必要な看護師の人数が確保できな
ければ、採用されている看護師が希望の範囲を
超えた働き方をすることでその年度をしのいだり、
保護者の付添いによる登校が不可能なときには
児童が欠席せざるを得ない状況が生じること
になったり、苦慮することがあるという声をお
聞きしました。

安定的な看護師の確保のために、まず必要な
人数を正規採用とすること、そして年度の終わ
りにぎりぎりに行っているパート職員などの採
用時期を今より早めることなど、新たな手だて
が必要ではないかと思えます。多様な障害に向
き合って、発達を促して、そして命を守る看護

師の仕事が、年度ごとの雇用となる会計年度任用職員の形では、継続した研修や育成、資質向上につながりにくいとの声もあります。

また、常時児童のそばに看護師がいなければならない学校では、看護師同士の打合せ、話し合い、マニュアル作成の時間などが、6時間勤務時間内の現在では全く取れないと悲鳴が上がっています。児童生徒に対応する時間以外の勤務時間の保障として、今の6時間勤務を7時間勤務にしてほしい、そのことでもっとトータルで、みんなで話し合いもしながらの介助ができるようにしたい、こういう声なんです。

対象児童生徒の実態が違うために、それぞれの業務や雇用条件は変わるにしても、現場の状況をよく聞き、巡回看護師の配置も含め、正規雇用で臨機応変に対応できるゆとりを現場につくることが求められています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律から見ても、これまでの在り方を教育委員会として見直す必要があるのではないのでしょうか。この現場の声をどう受け止めるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 勤務時間の延長を求める声などにつきましては、私も聞いているところであり、その勤務実態がどうであるのか、またほかに工夫すべきところはないのか調べるように指示を出しているところであります。この調査の結果も見ながら、出てきた課題につきましては、各学校の校長とも協議を行い、必要に応じて対応を検討していきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） 医療的ケアの看護師全てを会計年度任用職員に頼るというその中の矛盾がある、こういう点は本当に改善しなければいけない、こんなふうに考えます。

必要とする医療的ケア看護師を全て正規職員として採用することが、安定した児童への対応

に直結すると思いますけれども、この点での教育長の考えはいかがでしょうか、お聞きします。

○教育長（長岡幹泰君） 看護職員は、児童生徒の医療的ケアに従事することが主な業務であり、従事が必要な時間帯等を踏まえたと、必ずしもフルタイム勤務である必要性は高くはないと考えております。また、現在は一定の人数を確保し、休暇取得等の場合にはシフトを変更するなど、柔軟な対応を行うこともできている状況であります。これらのことから、現在の体制については一定合理性があるものと考えております。

なお、医療的ケアが必要な児童生徒の状態や人数、また看護職員の業務内容や勤務状況等によっては、勤務形態の在り方を検討することも必要であると考えております。

○36番（中根佐知君） 根本的に人と時間を十分に確保し、ゆとりある教育体制をつくっていくことが各方面で求められている中です。ぜひとも検討をよろしく願いいたします。

次に、特別支援学校の宿泊を伴う学校行事への保護者の参加体制についてお伺いします。学校教育の場での様々な取組は、児童生徒の興味や関心、発達を促すと同時に、親と離れる時間は成長にもつながると言われています。特に、修学旅行は子供たちの楽しみな行事の一つですし、学びにとっても重要です。

特別支援学校の学校行事を学校や県教育委員会が責任を持って対応することが基本だと考えていますが、保護者の皆さんから、この修学旅行について、特別支援学校修学旅行介助者取扱要綱にある介助者選定方法に、修学旅行の介助者は保護者を原則とし、介助業務の経験などを考慮し、修学旅行の目的に合致する適任者を校長が要請すると記されていることに疑問の声が上がっています。この要綱はいつどこが作成したものなのか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 特別支援学校修学旅行

介助者取扱要綱は、国の特別支援教育就学奨励費の修学旅行付添人経費で支払いきれない部分を補うもので、この要綱につきましては県教育委員会が作成し、平成11年10月1日に施行されたものであります。

○36番（中根佐知君） 修学旅行に仕事の都合や様々な事情で付添介助ができない保護者は、必死で適任者を探さなくてはなりません。宿泊介助を伴いますから、療育手帳を持って、1人につき介助者1人を配置する場合には、女兒には女性介助者を、男児には男性介助者を探します。

これまで仕事が休めない、介助者が見つからないなどで修学旅行に行けなかった事例はあったでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 令和2年度から現在までの時点で、仕事が休めないなどの理由で修学旅行に行けなかったという報告は、県教育委員会のほうには上がってきていないと承知しております。

○36番（中根佐知君） 保護者だけでなく、学校も一生懸命、その保護者が行けない場合には人を探しているというのが現実です。修学旅行だけでなく、宿泊学習なども取組の中には含まれていますが、宿泊合宿に保護者の都合がつかず行けなかった実態があると聞いています。障害の状況が多様であるために、保護者が行くことが必要な場合もあり、それは介助者として保護者にも参加してもらうことはもちろん大切なことですが、柔軟な対応をしながらも、学校行事は基本的には先生を中心にして行っていくことが教育行政の責任であり、保護者の負担を前提にすべきではないというふうに考えるんです。

修学旅行は親ありきではなく、先生に担っていただく教育実践と捉え、介助者は保護者を原則としという、この、原則としという部分は削除すべきではありませんか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 修学旅行における介助

者は、引率教員に加えて、児童生徒の障害の実態に応じて、より適切な支援を行うために1名から2名配置をしております。その際に、児童生徒の障害の状態を最もよく把握している保護者の方に介助者をお願いすることは、子供に安心感を与えるためにも適切ではないかと考えるところであります。

しかし、家庭の事情や児童生徒の障害の状況はそれぞれ異なりますために、介助者は保護者を原則としつつも、仕事が休めないなど同行が困難な場合は、学校が適切な介助者を確保するなど柔軟な対応を行っており、今後もこうした対応を継続していきたいと考えております。

○36番（中根佐知君） 本当に医療が必要、そして障害を持つ子供たちの保護者というのは、先の見通しをなかなか持てない、到達をどこまで持っていくかということで、日々子供の命と向き合いながら必死になって介助に当たっている、こういう方たちです。この方たちに学校行事に参加することをまず原則にするという、この考え方は改めることが、現在の医療的ケア児の支援法などについても大事な部分ではないでしょうか。

また、先生方からは、高知県立学校修学旅行及び海外研修旅行について、通知ですけれども、この引率教員が特別支援学校の場合、参加児童生徒数を3で除した数としているところを担任教員全員として、加えて重度重複など子供の実態に応じて教員数を柔軟に対応できるようにしてほしいという声が上がっています。

引率教員についても見直しができないのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君） 重複障害の児童生徒で編制する学級が、児童生徒数3人で1学級を標準としていることから、特別支援学校の修学旅行引率人数を、参加児童生徒数を3で除した数としたものであり、この考えは一定適切なもの

であると考えております。

なお、障害の状態等により、規定人数では安全な旅行の実施が困難と考えられる場合には、学校との協議を基に増員の対応をすることとしているものであります。

○36番（中根佐知君） 特別支援教育の中でも、保護者の負担を子供の実態に合わせてながら軽減する、このことを今考える時代だということで、改めて現場の声を基に改善していただけるよう要請をしまして、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、中根佐知議員の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時51分休憩



午前10時55分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男議員の持ち時間は30分です。

30番橋本敏男議員。

○30番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。一問一答形式で質問に移らせていただきます。

今年3月の記者会見で、岸田総理は少子化対策に関し、時間との闘いと強調いたしました。政府が少子化対策に乗り出してから、はや30年、何も有効な手を打たずに少子化は加速し続け、昨年の出生数は見込みより11年も早く、統計開始以来初の80万人割れとなってしまいました。このままでは、近い将来人口が激減する社会が到来するのは避けられず、専門家は少子化対策

とともに社会機能を維持する対策の必要性を指摘しています。日本の人口は2022年9月現在で約1億2,500万人ですが、国立社会保障・人口問題研究所が示した将来人口推計は、標準的なシナリオでは2056年に1億人を割り込んで、2110年には約5,500万人と半分以下にまで落ち込むと言われております。

知事の提案理由説明の人口減少対策でもあったように、本県の人口は減少の一途をたどっており、先月1日時点の推計人口は、国勢調査の開始以来最少の66万6,000人で、令和4年の県内の出生数が全国ワーストという衝撃的な結果が示されたところでございます。

高知県における社人研のシナリオ推移に準拠した推計では、2060年には39万4,000人にまで減少することになっています。しかしながら、本県独自のシナリオでは55万7,000人と示されていますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に挙げる将来展望の算定根拠を産業振興推進部長に示していただきたいと思っております。

○産業振興推進部長（沖本健二君） まず、国立社会保障人口問題研究所の推計でございますが、このまま何もしなかった場合に、本県の人口は2060年に40万人を切るというものでございます。

一方、平成27年に策定をいたしました高知県人口の将来展望は、今後人口の自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることによりまして、2060年の本県人口を55万7,000人とどめおこうとする目標を定めたものでございます。

自然増減のうち、出生率は国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと同じく、2040年までは人口置換水準とされる2.07まで回復するをいたしまして、その後2050年までに2.27まで段階的に上昇するシナリオとなっております。また、社会増減に関しましては、本年度において社会増減が均衡し、2040年には年間1,000人の社会増を目指したシナリオとなっております。

○30番（橋本敏男君） 部長からの答弁がございました。社人研のシナリオについては、何もしなかった場合こうなるというふうな答弁でありました。

でも、そのシナリオの差というのは、何と16万3,000人、それは、先ほど部長のほうからも話がありましたように、人口置換水準の2.07まで上昇して、全期間社会減が均衡したと仮定して算定した結果であると思います。すなわち、このシナリオは県外への人口流出がなくなり、合計特殊出生率が上昇することが前提になります。

専門家は、出生数の減少は最低でも100年は止めることができないと言われており、悠長な話ではございません。現在の合計特殊出生率も、人口置換水準の2.07まで程遠い1.36、しかも人口問題の救世主のように現れた、まち・ひと・しごと創生総合戦略も、はや10年、その間に出生率や出生数は減少の一途をたどっています。人口が減っていく要因は、自然減と社会減の2つ、社会減については様々な政策を駆使して止めることはできたとしても、出生率や出生数の自然減を止めることは厳しいと言わざるを得ないと思います。

このシナリオは、人口置換水準2.07をベースに算定されており、疑問を感じずにはいられません。このシナリオの実現可能性について、もう一度産業振興推進部長の答弁を求めます。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 現在のシナリオは、大変意欲的かつ挑戦的なものでございまして、現在の出生率や人口構造から見ても高い目標であることは承知をしております。しかしながら、将来にわたって活力ある持続可能な高知県としますためには、若年人口を増加させ、人口構造を若返らせる画期的な対策が必要となります。今のシナリオは、そのことを県民の皆さんに御理解いただき、一人一人の意識や行動につなげますことで、その実現を目指して一丸

となって取り組む、言わばメルクマールでございまして、今後の状況に応じて随時見直していくべきと考えます。

今年度中には、先ほどお話しございました社人研の人口推計が新たに示される予定でございまして、国におきましても長期ビジョンを見直しますことから、そうした動きを踏まえ、本県におきましても来年度見直しを行う予定となっております。

○30番（橋本敏男君） 部長のほうからは、意欲的で高い目標というような答弁がございました。本県のシナリオは待望なのか、願望なのか、希望論なのか分かりませんが、人口動態が私たちの暮らしに直結するということは言うまでもありません。人口の将来推移を見誤ってしまうと、政策効果も薄れて、社会の維持、県民の暮らしにも大きな影響を与えてしまうのではないかとこのように思います。

知事の所信表明でも、人口減少については若年層、婚姻数、出生率の増加を挙げ、出生数アップに不退転の決意で臨むと決意が示されました。本県のシナリオは、2040年までに出生率を2.07に回復され、さらに2050年までには2.27に上昇されることが前提です。その信憑性については、まち・ひと・しごと創生総合戦略で出生率向上の目標を挙げながらも、現在は1.36と乖離があり、出生数は減少の一途をたどっていることを考えれば、実現の可能性に不安を覚えてしまうのは当たり前のことではないかというふうに思います。

絵空事、無責任なシナリオとならないよう、出生率の向上に向けたこの10年間の取組の総括、結果を踏まえた上で、その認識について知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（濱田省司君） まず、全国におきます状況の検証でございまして、

直近で目標値が明示されております令和2年

の出生率の目標は、全国で1.6程度まで上げていくという目標が掲げられておりましたが、実績は1.33ということでございまして、0.27ポイント目標を下回っているという状況にあります。この点、国におきましては、要因として、ライフスタイルの変化に伴います未婚化や晩婚化の進展、さらには近年では新型コロナウイルス感染症に伴う不安感など、もろもろの要因があるというふうな分析がされております。

これに対しまして県の状況を見ますと、本県におきましては同じ令和2年の出生率の目標は1.62まで引き上げるというところでございました。実績は1.43ということでございまして、こちらも目標に対しては0.19ポイント下回っているという状況ではございますが、全国のマイナス幅と比べますと、0.08ポイント、マイナス幅は少ないということでございまして、目標への到達度という面で見ますと、全国よりは、やや高い水準にあるという事は言えるかと思いません。

この要因につきましては、これまで本県では官民協働で、出会い・子育て支援を行いましたほか、不妊治療への上乗せ支援といった形で、本県独自の少子化対策を展開してまいったと、こういったことの効果が一定程度あったのではないかというふうに分析をいたしております。

なお、最近の数値で判明しております令和4年度の出生率は、全国が1.26に対しまして本県は1.36、0.1ポイント上回っており、これも先ほど申し上げましたような本県独自の取組の努力の効果もあって、全国よりは高い水準を維持できているというふうに分析をしております。ただ、これを47都道府県別の数値で見ますと、1.36という本県の水準は、47都道府県中の24位、中位にあるということでございまして、今後は、より高い出生率が達成できております他県の取組も十分研究をいたしまして、本県におきま

ても新たな取組の拡充を検討してまいりたいと考えております。

○30番（橋本敏男君） おっしゃるとおり、今からも少子化対策を講じていくことは無論ですけれども、人口減少が進むことを前提にして、社会をどう機能させるかの対策は即座に求められ、急務であるというふうに考えます。

人口減少対策総合研究所の河合理事長は、2042年までは65歳以上の高齢者が増え続ける一方で、15歳から64歳の生産年齢人口が急減し、一番きつい20年になると言い放ち、出生数はシナリオより悪い減少幅で推移していると指摘しています。さらに、このままいけば恐ろしいほど減り、90年後には年間出生数は18万人になってしまう、と危機感をあらわに近未来を、人口激減社会と表現をしています。

もしそうであるなら、全国で最も出生数が低い本県にとって、そのスピードは、我々が考えているよりもはるかにすさまじい勢いでやってくることになると思いますが、目標に挙げる出生数、出生率の実現に向け、新たにどういった対策を講じていくのか、知事の答弁を求めます。

○知事（濱田省司君） 出生率を向上させていくためには、国、地方が役割分担をしながら、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること、そして子育ての不安感の解消を図ること、こういったことが重要となります。

国におきましては、所得の再配分機能を持つような経済的支援について、責任を持って充実を図ることが期待される役割だと考えます。具体的には、6月に策定されましたこども未来戦略方針に掲げます、例えば児童手当の拡充、育児休業給付率の引上げといった、3.5兆円規模の対策を早期に具体化し、着実に実施をしていただくということが何よりも求められると考えます。

県におきましては、子育ての不安感の解消と

いった、よりきめ細かな対策を講じていくのが、なすべき役割だと考えます。具体的には、産後ケアの利用拡大への支援、社会全体で子育てを応援するための企業向けの支援制度の創設、こういったことにつきましての検討を今進めているところでございます。

こうした国と地方との役割分担の下で、新たな対策も講じていくということで、出生率の目標達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えますし、特に本県におきましては、出生率もさることながら、若年女性の近年の減少が出生数減少の最大の要因だというふうに分析をいたしておりますので、この若年人口の増加、特に女性の増加に関しましては、不退転の決意で抜本強化を図ってまいる決意であります。

○30番（橋本敏男君） 答弁をいただきました。地方と国の役割分担が大事というような答弁の中身ではなかったかなというふうに思います。

人口激減社会では労働力が減って、内需や経済が縮小し、生活サービスや社会保障の量や質が著しく低下するおそれがあり、我々の暮らしを直撃することになります。このような社会状況がリアルに迫ってきており、待ち構えているのは、高齢化が進んだ先の多死社会に突入することになります。国内の年間死亡者数は2040年にピークの167万に達すると、近い将来の姿が見えているにもかかわらず、これまで政府や国会が十分に対応してきたとは言い難いというふうに思います。

本県にとっても政府や国会の対応だけでは人口減少スピードを抑えられないという、極めて不都合な真実を正面から受け止めて、政策を考えなければならないというふうに思います。今議会において、多くの議員から子供の医療費の無償化など、人口減少に関わる子育て支援の質問がありました。

知事は、全国一律、国頼み、国頼りの答弁を

繰り返していましたが、地方自治体のトップリーダーとして、県民の命、暮らし、地域が危機的な状況にあるとしたら、国よりも先んじて取り組む政策の決断が私にはあっているのではないかとこのように思いますが、知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（濱田省司君） 我が国におきましては、国が税制などの経済財政運営の方針、あるいは福祉、教育などの内政の基本的な枠組みを定めまして、その実現のために必要な地方の財源を保障するという仕組みが取られております。一方、地方はこうした枠組みの下で、住民生活に身近な事務事業を実施していく、そして地域の実情に即した政策を展開するという形での役割分担をしているわけでございます。

こうしたことから、少子化対策の部門におきましても、児童手当の拡充といった子育て世帯への所得の再配分機能を持つような経済的な支援でありますとか、労働法制の整備といった基本的な制度設計の部分につきましては、国において責任を持ってなされるべき施策であるというふうに考えます。

一方、地方は各地域におきます総合的な行政実施主体であります。国の縦割り行政や画一的な基準では行き届かない部分につきまして、地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開することこそが、地方に期待される役割だというふうに考えております。

特に、財政基盤が脆弱な本県におきましては、国の制度や施策を最大限活用して事業を実施することが必要であると考えます。その際には、国が施策を準備するのを待つ、あるいは国の指示を待つということではなく、本県の課題解決に向けて必要な施策を国に先んじて立案をいたします。その上で、政策提言などを通じて国を動かして、その実現を図る、そういった考え方で今までも対応してまいったというふう

に自負をいたしておりますし、今後も引き続きこうした方針の下でしっかりと取り組んでまいります。

○30番（橋本敏男君） 知事の答弁を今聞いています。8年少し前、私が一番最初にこの県議会で登壇をして知事に質問をしたことがちょっとよみがえってまいりました。当時の知事は今の尾崎代議士でございました。

そのときには、2・4・5 T 枯葉剤という、林野庁がその2・4・5 T 枯葉剤を処分するのに全国の山の中に埋めた、それが高知県でもたくさんある、清水にもあった、それに対して、一応私は林野庁に対して強力に、知事これを調査し、撤去してくれという話をさせていただきました。そのとき知事は、尾崎知事ですよ、分かりましたと言っていました。私も2問目の問いでどういうふうに言ったかという、もし国がスピード感がなく、やらなかったら、あんたどうするっていう話をしました。そうすると、そのときにこう答えたんです。国がやらなければ県単でもやりますというふうに答えました。私は長い間、議員をやっている、ああいう答弁をいただいたのは初めてだったんです。すごいなって率直に思いました。

それから5年間、尾崎知事を支えてきました。尾崎知事とはいろいろありましたけれども、今こういう状態にはなっているんですが、そのことを思い出しました。そういうリーダーとしての判断も必要なきもあるのではないかというふうに言い添えておきたいというふうに思います。

次、ドローンについてお尋ねをしたいと思えます。2022年、警察庁は全国約30の警察本部で運用してきた災害対策用のドローンを全都道府県警に配備する方針を決めました。災害時の初動対応を強化するのが狙いで、一部は強風などの悪条件でも飛行できる最新鋭の機体も含まれ、

既にある警察本部への追加配備も進めるとしてあります。

既に、ドローンは事件、事故の捜査、交通管理、災害救助、パトロール、広報活動など警察業務に様々な形で活用されております。富山県警では市内の交番勤務中に警察官が襲われ死亡したほか、長野県で警察官が猟銃を持った男に襲われ死亡するなどの事案が全国で相次いで起こっているのを受け、警察官の安全確保を図るためドローンを導入し、初動捜査に利用する方針を固めたそうでございます。

警察官の安全を守りつつ、初動対応を強化し、県民の安全を守るドローンの必要性の認識について警察本部長に答弁を求めたいと思います。

○警察本部長（高清水善弘君） 県警察では、災害警備活動の現場や事件、事故の現場においてドローンを飛行させて上空から撮影し、現場の状況を確認するなど、救出救助活動や捜査活動等に活用することとしております。

中でも、災害発生時、災害警備活動を迅速・効率的に実施するためには、早期に状況を把握することが重要であり、その方法の一つとして、ドローンの活用は有効かつ必要であると認識しております。

○30番（橋本敏男君） ドローンの活用の必要性の認識はあるという答弁だったというふうに思います。

ドローンは、高所からの撮影や長距離間の移動が可能であるため、警察業務の効率化と効果向上に大きく貢献すると考えます。例えば、事件、事故の捜査では、ドローンを使って現場の状況を撮影したり、行方不明者の捜索を行ったりすることができます。また、交通管理では、ドローンを使って交通量を監視したり、違反車両を検挙したり。災害救助では、ドローンを使って被災地の状況を把握したり、救助活動を行ったりすることもできます。さらに、パトロール

では、ドローンを使って広い範囲を監視したり、密猟者や不審者を発見したりすることができます。広報活動では、ドローンを使って警察活動をPRしたり、県民に安全な生活を呼びかけたりすることもできます。ドローンは、警察業務の効率化と効果向上に大きく貢献する可能性を秘めています。

今後は、ますますドローンの警察業務への活用は拡大していくと考えられますが、現在までの本県におけるドローン利用実績について警察本部長の答弁を求めます。

○警察本部長（高清水善弘君） まず、災害対応につきましては、令和元年7月の大雨の際、行方不明者の捜索においてドローンを活用して、捜索を実施したところであります。

また、捜査活動につきましては、年間数回程度、事件現場等の実況見分等を実施する際、広範囲な現場の状況把握や、証拠保全のためにドローンを活用しているところであります。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

続いて、ドローン配備の現状について、県警の保有するドローンの数や、ドローン操縦技術者など、警察本部長に具体的な数字を示していただければありがたいというふうに思います。

○警察本部長（高清水善弘君） まず、ドローンの配備につきましては、平成27年度に捜査活用用として1台、平成29年度に災害対策用として1台、合計2台を県費で配備しているところでございます。

○30番（橋本敏男君） そのドローンを扱う技術者についての質問もいたしたんですが。

○警察本部長（高清水善弘君） また、ドローンを適切に操縦できる技術者については、県警察内に10人ほどおります。

○30番（橋本敏男君） ドローン2台、扱える方10人ということが示されました。

今は、そのドローン配備、県警の一部に配備

をされているだけだろうというふうに思いますけれども、それを県下の警察署全てに配備するつもりはないか、警察本部長の答弁を求めます。

○警察本部長（高清水善弘君） 現在、県警察におきましては、上空からの状況把握は、撮影能力等に優れた警察用航空機、いわゆるヘリコプターによるところが大きく、また現場の直近においては、警察署に配備している、映像を撮影し送信可能な端末を利用した情報収集等を主にやっているところであります。

ドローンにつきましては、地理的条件により、ヘリコプターからの俯瞰や車両での到達が困難な場面等での運用を考えておりまして、そういった場面におきましてはドローンは有効だと認識しておるところでございます。

警察署への配備につきましては、今後ドローンを操縦できる人材の育成や予算面も含めまして、検討してまいりたいと思います。

○30番（橋本敏男君） そこで、ドローンは日々進化を続けておりまして、最新の機体の購入や追加配備についても、まずは対応しなければならないのではないかなというふうに思います。また、ドローンを有効に活用するためには、航空法の絡みがあるというふうに聞いていますし、国家資格取得や、一定の研修を受けた技術者でなければ、都市部などでは飛ばせないというふうにも聞いています。

したがって、ドローンの利便性は分かっている一長一短で、ドローンによる有益な警察活動ができるわけではありません。ドローン機体の導入と同時に、技術者の養成に要する時間とお金は必須でございます。そのための費用負担についてもしっかり求めていただきたいというふうには思います。

この議会が終われば、来年度予算に向けて本格的なヒアリングが始まることになろうと思います。ドローンがこれからの警察活動において

県民の暮らし、命、そして安全と安心を担保するアイテムであると認識しているのであれば、本格的にドローン関係予算の獲得のための作業を急ぐべきではないかと思いますが、来年度予算要求に向き合う姿勢について警察本部長の答弁を求めたいと思います。

○警察本部長（高清水善弘君） まずは、現在整備されているドローンを有効活用することが重要だと考えておまして、そのためにドローンを配備している所属において、ドローン操縦技術者の育成に努めているところであります。

来年度の予算要求に向けましては、職員の民間講習機関への派遣、国家資格の取得、訓練環境の整備等、ドローン操縦技術者の技術向上及びドローンの増強配備に向けた取組について検討してまいり所存でございます。

○30番（橋本敏男君） ありがとうございます。

次に、共同漁業権に関わる採捕禁止について質問をさせていただきます。

共同漁業権は、漁業協同組合が一定の水域を共同で利用して特定の漁業を営む権利です。この権利を有する漁協の組合員は、その水域で特定の漁業を行うことができる一方で、他の者がその漁業を行うことを排除することができます。共同漁業権による採捕禁止問題とは、この権利を拡大解釈し、特定の漁業の範囲を超えて、他の者の漁業活動を不当に制限しているのではないかという問題です。

例えば、イセエビの共同漁業権を有する漁協の組合員が、その水域でアジやサバなどを釣る漁業を行うことを禁止した場合、本来の権利を超えて不当に制限をしていることとなります。また、私たちの地域では、伝統的な地域のコミュニケーションツールとして、4月の大潮のときに、遊山と言われる浜遊びの慣習があり、そのときには集落総出で磯に入るのが習わしとなっていますが、それさえも遠慮がちになっている

というふうに聞きます。

共同漁業権による採捕禁止問題を解決するためには、共同漁業権を有する漁協と組合員以外の漁業者との間で、漁業活動を行うための協議を行う必要があります。また、共同漁業権の範囲や漁業活動を行うための条件を漁協の組合員や組合員以外の漁業者に知っていただくことも重要です。

共同漁業権は、漁業者の権利を保護するために必要な制度ですが、ほかの者の漁業活動を不当に制限することのないように、適切に運用することが重要だと思いますが、水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長（松村晃充君） 御指摘のとおり、免許を受けた漁業権の範囲を超えて、他の者の漁業活動を制限することはできません。引き続き、漁協やその組合員に漁業権の制度についてしっかり周知を行っていきたいと思います。

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、橋本敏男議員の質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩といたします。

午前11時25分休憩



午前11時30分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光美代子議員の持ち時間は25分です。

20番依光美代子議員。

○20番（依光美代子君） 一燈立志の会、依光美代子でございます。通告に従って質問させていただきます。

最初に、県内市町村の今後についてお伺いいたします。

高知県内の複数の市町村では、受験者数の減少などにより、近い将来、職員が不足する状況に陥ると聞いております。各市町村役場は地域の暮らしを支える重要な基盤であり、その職員は地域再興を進める上で核となる存在であります。各市町村が移住人口や関係人口を増やそうにも、役場の職員がいなければできません。

特に懸念されるのが災害時です。いざというときに役場の職員が不足していたら、防災マニュアルが十二分に機能を発揮できない危険性も出てきます。各市町村が採用試験の応募者を増やす努力をしても十分な改善に至っていない状況だと聞いております。私は、これは非常に深刻な問題だと受け止めております。

高知県として、市町村役場の職員の確保が困難となっている実態を把握されておられますか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（徳重覚君） 行政課題が複雑化、困難化する中で、職員不足が懸念されているところでございます。例えば、高齢化に伴います社会保障や、保健分野をはじめとする行政ニーズが高まる中、多くの市町村では、分野、職種によっては採用者数が採用予定者数を下回っているなど、厳しい状況にあるということを認識しております。

職員募集をしても応募者が少ない、また応募がゼロであったり、合格を出しても採用を辞退されるなど、職員の確保に各市町村とも苦慮している状況と聞いております。特に、土木職や保健師などの技術職を中心にこうした状況が顕著でございます。

以上です。

○20番（依光美代子君） この問題がますます厳しい状況になれば、市町村役場の機能が十分に果たせなくなるおそれがございます。知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 市町村がそれぞれの実情

に応じまして、自主的かつ継続的に地方創生や人口減少対策、さらに御指摘ありましたような災害対応などに取り組むに当たり、担い手となります職員の将来的な不足は深刻な問題であると考えます。とりわけ人口減少が深刻化をし、高齢者人口がピークを迎えます2040年頃には、地域の医療・介護・福祉サービスが果たす役割はより一層重要となる中で、職員不足によりサービスの提供が困難になりまして、住み慣れた地域におきます安全・安心な暮らしに影響を及ぼす、そういった事態に陥ることを懸念がされるところでございます。

こうした将来を見据えまして、限られた職員数で多様なニーズに応えていくために、まずはデジタル技術を活用した業務の効率化の取組を迅速に進めるということが不可欠だと考えております。また、デジタル人材など中核を担う職員の個々の能力向上へ研修の充実を図る、こういった取組も必要であろうと考えます。

さらに、それぞれの市町村におきまして、人口減少の進行が想定される中で、将来的に必要な行政サービスがどのぐらいか、またこれに必要な職員数がどのぐらいなのかと、十分な議論や検討を行うことが必要ではないかと考えます。その上で、魅力的で働きがいのある職場環境を目指して働き方改革を進めるといった努力も行いまして、職員の確保につなげていくことが重要ではないかと考えます。

県といたしましても、引き続き市町村に対しまして必要な助言、支援を行ってまいります。

○20番（依光美代子君） 県としてこの課題を受け止めてくださっているということがよく分かりました。このことは本当にこれからますます厳しい状況が続くと思いますので、引き続き支援をお願いしたいと思います。また、この状況を国のほうへも声を上げていただきたいと思います。

そしたら、次の富山型デイサービスについてお伺いをいたします。

私たち危機管理文化厚生委員会は、富山市にある、このゆびと一まれという小規模共生型デイサービスを視察しました。住宅街の中にある民営デイケアハウスです。必要なときに誰でも利用できる施設として、赤ちゃんからお年寄りまで、障害があってもなくても、一つの屋根の下で家族のように過ごしております。私たちの話合いをしている横で、障害のある赤ちゃんが経管栄養のケアを穏やかに受けておりました。そのそばで寝転がっている人がいて、お年寄りの方が洗濯物を畳んでいます。みんなそれぞれできることをやっておられます。障害がある方も、掃除や食事の補助、食器洗いなどを手伝っております。

この施設は、65歳以上になっても利用できます。高齢者施設へ移る必要はなく、継続して通所ができ、希望があれば、みとりまで行ってくれます。障害のある子供さんが成長するうちに親が認知症になり、親子で通う家族もいるそうです。親にとって、障害のある子供の行く末は何より心配です。ここでは、高齢の親が認知症になった後も一緒に過ごすことができるのです。障害のある子と暮らす親にとって、これは何よりの安心材料だと思います。

障害があってもなくても、みんなが一緒にごちゃ混ぜで暮らす。お互いに刺激を受け、支え合いながら、普通の日常生活を送る。これが富山型デイサービスです。富山型デイサービスを見て、私は、ごちゃ混ぜの幸せづくりという言葉が頭から離れなくなりました。人は人であり、子供や高齢者や障害者を施設ごとに分ける必要はありません。むしろ一緒に過ごしたほうが合理的で、幸せな面が多いのではないかと考えます。

高知県は高齢化率が高く、独居や認知症の方

も増加傾向であり、障害者施設もたくさんあります。高知でもごちゃ混ぜの幸せづくりを実現できないでしょうか。本県では、オール高知で高知型地域共生社会の実現を目指しております。富山でできていることが高知でできないわけがありません。

ぜひ、このような地域密着の新しい福祉スタイルを前向きに考えることはできないか、子ども・福祉政策部長に御所見をお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話しのこのゆびと一まれは、誰も排除しないを理念に運営されており、平成28年度に国が創設をしました共生型サービスのモデルとなるなど、大変素晴らしい取組だと思っております。

本県における国の共生型サービスを活用した事業所は徐々に広がっておりますが、令和4年度末で、高知市を中心に21か所にとどまっております。引き続き市町村と連携し、事業所や関係団体に対しまして共生型サービスの趣旨や効果等の周知を行うことなど、富山型デイサービスのような共生型サービスがさらに拡大していくよう取り組んでまいります。

加えまして、本県では年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集うことができる拠点としまして、あつたかふれあいセンターを展開しております。センターは、31市町村、309か所で整備がされておりますが、人員基準は3名としており、認知症の方や医療的ケア児など、専門的ケアが必要な方の受入れ体制は十分とは言えない状況となっております。このため、あつたかふれあいセンターにおきましても、専門職による十分なケアが提供できるよう、地域の交流拠点であるあつたかふれあいセンターと、国の共生型サービスなどの制度サービスとの融合を促進したいと考えております。

議員のお話にありました、ごちゃ混ぜの幸せづくりのスキームも参考にしながら、本県の地

域資源も活用した、新しい地域密着型の福祉スタイルを検討してまいります。

○20番（依光美代子君） ぜひその検討をお願いしたいと思います。これを参考に、高知県であったかふれあいセンター事業を始められたということで、県下に309か所ある。だけど、当初は本当に元気に活動していた方が高齢者になったり、だんだんだんだん寂れていっている、活用が十分にできていないところもありますので、ぜひ県としてそこへの支援をお願いしたいと思います。大変そのことに期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の脱炭素社会を目指した取組についてお伺いをいたします。

高知県は脱炭素社会を目指して、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比47%以上の削減と、さらに2050年のゼロカーボン達成をオール高知で取り組んでおります。今年の夏は観測史上最も暑かったと発表がありました。国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した、今すぐ対策の強化に取り組まなければ、世界の平均気温は上昇し続け、地球の気候崩壊が始まったと警告しております。近年、日本各地で多発している線状降水帯による集中豪雨も温暖化によるものと考えられています。本県でも温室効果ガス削減は待ったなしだと考えます。

現状のペースで2030年度の削減目標達成や、2050年のゼロカーボン達成ができるとお考えでしょうか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 脱炭素社会推進アクションプランでは、170のKPIにより各施策の進捗を管理しており、本年8月末時点で、その約8割で本年度末の目標の達成を見込んでおります。こうした状況も踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量削減の目標に対する

進捗率は、同じく本年度末時点で約6割になると予測しており、全体としては順調に削減が進んでいると考えております。

一方、個別の部門で見ますと、家庭やオフィスなどの部門は目標のペースを下回っている状況です。また、削減が進んでいる産業部門などに関しても、アフターコロナの需要回復に伴い、今後の排出量の増加が懸念されます。そのため、産業、家庭、行政などのあらゆる分野において、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進といった脱炭素に向けた取組を、より一層強力に推進していくことが必要です。

こうした認識の下、本年度中に改定するアクションプランにおいて、各般の施策を強化し、2030年度の目標達成を可能としたいと考えております。そして、新たな技術革新などを取り入れながら、その先の2050年のカーボンニュートラルが実現できるよう取り組んでまいります。

○20番（依光美代子君） 今、御答弁の中にもあったように、家庭やオフィスでの取組が十分でないということ、それはやっぱり県民一人一人に意識づけということはすごく大事ではないかと思います。家庭での取組が遅れているということは、県民が温暖化という認識はあっても、削減の行動ができていないのです。県民一人一人が意識して実行しないことには、温室効果ガス削減となりません。無理なくできることから行動に移していくのです。

例えば、毎日の生活から発生する可燃ごみの削減です。各世帯で1週間に手のひら1杯のごみ削減、このように簡単にできること、このような県民運動が実施できれば、焼却時の温室効果ガスの大きな削減と焼却経費も軽減できます。県民が意識して行動すれば、それが実現できます。県が先頭に立って真剣に旗を振ってこそ、県民も動いてくれ、意識も変わります。

このような県民運動をつくれなものでしょ

うか。予算はほとんど要りません。必要なのはやる気だけです。林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 地球温暖化の防止に向けては、県民一人一人の行動変容を促し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図っていくことが重要と考えております。

その旗振り役として、高知県地球温暖化防止県民会議を平成20年に設立し、環境にやさしい買い物キャンペーンなど、県民総参加の様々な運動を展開しているところでございます。また、県民会議の活動と連携を図りながら、県におきましてもウェブ版環境パスポートにおいて、マイボトルの利用促進キャンペーンなどを実施しております。

今後とも、県民の皆さんが地球温暖化の影響について考え、具体的な行動に移していただけるよう、誰もが楽しみながら参加できる運動をさらに広げてまいります。

○20番（依光美代子君） 本当にそうですよね。一人一人のやっぱり行動変容を促していくということがすごい大事、そのためにはやっぱり誰かが言い続ける、啓発し続けるということがすごく大事だと思います。

高知県地球温暖化防止県民会議のメンバーが議論し、そして行動に移し地域へ出てという、その活動もすごく活発に10年ぐらい続いていたと思う。最近あまり活発に行動しているという声を、私が忙しくて聞けないのかも分かりませんが。やはりああして地域でそういう声を上げていく活動、すごく大事なんで、そこに対してのやっぱり県としての支援も必要だと思いますので、今度見直しをして改定されるといったときに、やはり県民の意識をどう上げていくか、その辺ですごく議論をして、それを盛り込んでいただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。生ごみの堆

肥化による温室効果ガス削減の可能性についてお聞きをいたします。この生ごみの削減を私が言うのも、毎日の生活で出て、それほど無理なくできる、その削減によって温室効果ガスが削減を大きくできる。これ県下全域で取り組むことで随分違ってくると思って、お聞きをいたします。

先月、一燈立志の会で視察に伺った諏訪市では、キューロというごみ処理機を見ました。ごみ処理機といっても、透明の蓋がついた単なる木の箱です。木箱に黒土を入れ、それに生ごみを入れるだけで生ごみが消えるのです。県下では、コンポストやボカシ容器による堆肥化による生ごみ削減もあります。全国にはこのような取組がたくさんあるはずですが、中山間の多い高知県こそ、全国に先駆けて生ごみをごみでなく資源に変え、生ごみの堆肥化による温室効果ガス削減の推進ができませんでしょうか。

生ごみを堆肥にして楽しみに変えようと、このような取組を高知県で広げることはできないか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 家庭ごみの排出量を減らす取組は、運搬や焼却による温室効果ガスの発生を抑えることができ、温暖化の防止にもつながるものと考えております。中でも、生ごみの堆肥化は、家庭で無理なくできる取組の一つだと考えております。

こうした生ごみの堆肥化の取組について、例えば先ほど申し上げました県民会議が取り組む啓発事業の場や、家庭ごみを所管する市町村の担当者会などの機会を捉えて紹介し、温暖化防止の意識啓発につなげていきたいと考えております。

○20番（依光美代子君） ぜひ県が率先して、各自治体の説明会などのときにお話をしてみてください。

それでは、最後の質問に移らせていただき

ます。防災対策についてお伺いをいたします。

本県では、南海トラフ地震発生に備えて、高知県南海トラフ地震対策行動計画を策定しています。昨年度から第5期行動計画がスタートし、大切なのは、いざというときの体制です。発災時には恐らく行政職員だけでは対応できません。地域住民や防災士、自主防災組織との連携が欠かせません。そのためには、日頃からの人づくりが必要です。

特に、自主防災組織の充実強化を図るためにも防災士の育成が重要となります。防災士は、自主防災活動や発災時にリーダーシップを発揮して、共助の要となってくれます。第5期行動計画には、毎年度の防災士の数値目標を掲げております。もちろん防災士が多いことは歓迎できます。

高知県として、防災士を増やすためにはどのような取組をしておられますか、危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 防災士の資格を県内でも取得ができるように、県と高知市などでは無料の養成講座を開催してございます。県では土日2日間で防災士の試験を受験できる講座を県内4か所で実施しておりまして、毎年約300名程度の防災士を養成してございます。また、高知市では、平日の夜間に毎年160名程度が受講できる講座を実施しております。県市が連携して講座を実施することで、より多くの方が参加しやすい日程の確保ができていると思っております。こうした取組によりまして、養成講座開始前の平成25年は県全体で286名であった防災士が、現時点で5,932名に増加してございます。

今後も、幅広い世代の方が資格を取得できるように、市町村と連携して養成に努めてまいりたいと思っております。

○20番（依光美代子君） 平成25年に286名だったのが、現在5,932名と増えているということで、

すごく災害時に備えて、地震だけでなく、いろんな豪雨だとかいろんな災害時に力を発揮していただけたと思います。

防災士は、防災士の資格を取得することが決して終わりではなく、始まりです。防災士の資格取得者に対して、翌年度には初任者研修、そしてスキルアップのための研修を定期的に行って、質の向上を図る必要があると考えますが、危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 防災士の資格を取得される方には、積極的に防災活動を行っていくために取得するという方もおりますし、単に資格を取得しておこうという方もいらっしゃいます。防災活動を積極的に行いたい方々が、それぞれの立場で地域や事業所などの防災活動に取り組んでいただくためには、やはり研修や訓練などを通じたスキルアップが必要だというふうに思います。

県では、防災士や自主防災組織、防災に関心のある方を対象にした地域防災セミナーというものを実施しておりますが、防災士の方への周知に当たっては、現在はちょっと十分と言えない状況がございます。このため、まずは県が開設してございますラインを活用しまして、防災に関する研修や訓練、イベントなどのお知らせを強化いたしまして、それらへの参加を通じて、防災士のスキルアップにつなげていきたいと思っております。

○20番（依光美代子君） 防災士への地域セミナーがあるけれど、周知が十分でないということ、県のほうも理解してくださっています。ぜひその周知をすることで——やはり資格を取っただけでは、いざというときに役に立たない。やはり繰り返し巻き返し研修を受けたり実施することで力がついていくので、ぜひその辺引き続いてお願いしたいと思っております。

そしたら、最後の質問に移らせていただき

ます。防災士連絡協議会の各市町村への設置については、令和2年度や令和3年度は設置ができておりません。令和7年度以降の数値目標は22市町村で設置となっております。

令和4年度の状況を踏まえた今後の課題、対策について危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（中岡誠二君） 県では、防災士間の情報共有を図るということと、地域の防災活動に参画しやすい環境を整備するために、市町村における防災士連絡協議会の設置を推奨してございます。現在9市町で設置ができております。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、令和4年度も含めまして新たに設置された市町村はございませんが、現在幾つかの市町村では、設置に向けた調整を行っているというふうに承知してございます。

設置が済んでいない市町村では、なかなか関係者間との調整に難航しているといったことなども理由として挙げられておりますが、今後取組が進んでいる市町村の事例を紹介するなど、市町村の後押しをしますとともに、先ほどお答えしました情報発信も行いながら、防災士が連携して、そして地域で活躍できるような環境づくりというのに取り組んでまいりたいと思っています。

○20番（依光美代子君） よく分かりました。令和2年度、3年度はやっぱりコロナの関係で設置が前に進まなかったということで。一つの例ですが、防災士連絡協議会、本当に私たち、香美市にできて、やっぱり防災士同士がお互いに意見交換したり研修したりで、すごくいいつながりができてやっています。自主的に防災士同士がやるというような活動もできるので、やはりこういうのを各地域増やすことで、随分災害時に行政の職員さん、それから地域の方も力になっていただける。ただ、行政が仕事が忙しく

てできない、あまりそういう新たな組織をつくることを警戒するとか、余分に仕事ができる、もう、1つ自主防災組織があるからいいじゃないかという市町村もあつたりするので、その辺のところ、また県としてぜひ支援をお願いしたいと思います。

それと、さっきですが、防災士も五千何人とすごくたくさん増えてきて心強いと思いますが、やはり偏って、いい地域にたくさん何十人もおるとかというところもできていますので、そこら辺を、やはり最低、地域に1人ぐらいとか、避難所には女性防災士が1人とか、そういうのを将来的に見ながら、また取り組んでいただけたらということをお願いし、以上で私の質問を終わります。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、依光美代子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩



午後1時再開

○副議長（今城誠司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時議員の持ち時間は50分です。

9番金岡佳時議員。

○9番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、ただいまから一問一答による一般質問を行います。

昨年から続いております一連のいわゆる不祥事について、若干お聞きをしたいと思います。一連の不祥事につきましては、教員同士のコミュニケーション不足、あるいは長時間労働などによることと、多くの原因と思われることが挙げ

られておりますけれども、長時間労働につきましては以前から問題となり、対策が取られてきました。

そこで、現在進められている部活動の地域連携、地域移行について、まず現状について教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 現在、県では、高知県における部活動地域連携・地域移行検討会議を設置し、部活動の地域連携、地域移行について、具体的な課題や対応等について検討をしているところであります。また、地域連携の取組の一つであります部活動指導員を配置する市町村に対し、財政的な支援も行っているところであります。

また、多くの市町村では、地域移行等に関する協議会を設置し、地域の実情に応じた部活動の在り方などについて検討しております。なお、4つの市町において、国の実証事業を活用し、地域移行における課題の洗い出しなどを現在行っているところであります。

○9番（金岡佳時君） 4つの学校ということですが、特に長時間労働について、現在までに現れている効果について教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 効果につきまして、顧問の教員に代わって指導や大会への引率ができる部活動指導員の配置や、実証事業による地域クラブへの移行によって、教員の負担軽減につながっていると考えております。また、生徒にとっても、より専門性を持つ指導者から指導を受けられるなどのメリットがあると考えております。

○9番（金岡佳時君） さらに、その中で出てきた課題について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 課題につきまして、まず地域移行につきましては、部活動の教育的意義をしっかりと踏まえた対応をしていくことが根

本的な課題として挙げられます。さらに、そもそも地域によっては受皿となる組織自体がないことや、保護者の費用負担の増加といったことを課題として捉えております。

また、地域連携、地域移行に共通して、指導者の確保が課題と考えるところであります。

○9番（金岡佳時君） 課題も多くありそうですが、もう効果も大きいということで、今後進めたいというふうに思います。

また、業務の効率化や教育効果を上げるために生成AIの導入が進められておりますけれども、使い方によりましては、全く逆の結果が出る可能性があります。文科省のガイドラインには、対話型生成AIを使いこなすには、指示文への習熟が必要となるほか、回答は誤りを含むこともあり、あくまでも参考の一つにすぎないことを十分に認識し、最後は自分で判断するという基本姿勢が必要になること、さらに回答を批判的に修正するためには、対象分野に関する一定の知識や自分なりの問題意識とともに、真偽を判断する能力が必要となる、またAIに自我や人格はなく、あくまでも人間が発明した道具であるということを十分に認識する必要があります。

AIに任せて結果を求めるのではなく、学びに向かい合う力や人間性などの涵養が今まで以上に重要になることは必然であります。教職員にはこれまで以上に強い自制心と的確な判断力が求められます。生徒についても同様のことが言えると思います。

AIの活用について御所見を聞こうと思ったところでありますけれども、これは先日、武石議員の質問と重複しますし、丁寧な答弁をいただいておりますので、生成AIの導入に対して教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 学校での生成AIの活用につきましては、一定のメリットはあるもの

の、議員の御指摘のように、回答には誤りや事実と異なる内容が含まれる可能性があるなどのデメリットもございます。このようなことから、何より最後は人間が判断するというを十分に踏まえまして、情報の真偽を判断するなどの情報活用能力を育む教育活動を一層充実させていく必要があるものと認識をしております。

○9番（金岡佳時君） 慎重に適切に判断をして進めていただきたいというふうに思います。

教職員が不祥事を起こさないようにするためにはどうしたらいいのか、何が必要なのか、そしてこれから教育現場に深く入ってくると思われる生成AIに対してどのように対応していかなければならないかを考えますと、これから特に求められますのが人間力であります。

人間力をいかに高めていくというのが教育に求められると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 生成AIの発展など、社会が急速に変化する中、自立した一人の人間として社会を構成し、他者と協力しながら力強く未来を切り開いていける力を育むことは、教育の大きな役割であり、議員の言われる人間力の育成にも通じるものと考えております。また、そうした力を育むことは、不祥事も含め、規範を逸脱したり他人を傷つけるような言動をしないような大人に成長していくことにもつながると考えております。

このためにも、子供の学びの充実と教職員の資質能力の向上に県教育委員会としてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） 非常に難しい問題ではあると思いますが。人間力をどうやって高めていくのかということについて、これをやったら人間力が高まるというようなものはなかなか見つけられないかもしれません。しかし、それぞれの人と人との付き合いの中で、これは育まれる

というふうに私は考えております。

そこで、教員の皆様方にはそれぞれの赴任地域の一員として、地域に溶け込んでいただくことが重要であると思います。それによって得られるものは数多くあるのではないのでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 教員が勤務する地域のよさを知り、地域の方々とよりよい関係性を築くことは大変重要なことであると考えております。そのことによって、地域での子供たちの状況をより深く理解し、地域の方々の思いにも触れることができ、その地域の特色に応じた魅力ある教育活動の創造につながっていくものと考えております。また、学校と地域との関わりが深められ、ひいては協働的な学校運営を可能とするものであると思います。

このような意味からも、地域との関係づくりは非常に大切なものと考えております。

○9番（金岡佳時君） 人と人とのつながりというものが、私はそれぞれの人間力を高めていく——先ほども申し上げましたけれども——と思います。やはり本当に社会との関わりをいっぱい持っていくということが、それぞれの自己研さんにもつながり、人間力を高めていくことになろうかと思っておりますので、ぜひもっともっと地域へ入って行っていただきたい。特に、過疎地においては、それこそ人がおりませんので、一人一人が非常に貴重な人材になるわけです。ですから、先生も赴任されたところへぜひとも定着していただいて、赴任期間中は、その地域で皆さんと一緒に活動するというような、地域の一員になっていただくというようなことで、取り組んでいただきたいと要望しておきます。

長時間労働の原因に教員不足があり、社会問題化をしております。文科省の発表によれば、全国の小中学校における年度当初の不足率は0.35%、実数にすると2,086人に上るとあります。

高知県は、採用充足率が小学校で72%、中学校で104%、高等学校で100%となっております。小学校の教員不足が危惧されておるわけであります。

文科省は、教員に求められる資質能力として、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を挙げております。これを考えますと、小中学校の臨時席講師が394人いるわけでありますが、これらの方々は、求められる資質能力があるからこそ臨時席講師をやられているものと思います。

現在、直近4年間のうち、24月以上の臨時教員経験者については、第1次審査の一部が免除されることとなっておりますが、経験年数を検討しながら、第1次審査の全部を免除するような審査の工夫が必要ではないかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県では、議員からお話のありました、24月以上の勤務経験を有する場合に教職・一般教養審査を免除することに加えまして、前年度に1次審査を合格した臨時教員につきましては1次審査の全部を免除しているところであります。

既に学校現場において実践を積み、必要な専門性を持った臨時教員を適正に評価し、採用につなげていくことは大変重要なことだと考えております。そのため、来年度に向けて、より臨時教員の経験を適正に評価できる採用審査の在り方などについて、現在検討を進めているところであります。

○9番（金岡佳時君） 臨時教員の方々、私もたくさん見てきましたけれども、非常に優秀な臨時教員の方が多いです。その方々が途中で、もう教員になることを諦めるというような場面も数多く見てきました。非常にもったいない話です。

先ほど申し上げましたように、情熱や、ある

いは力量、人間力がありながら、それがいわゆる採用試験の中ではじかれて、そして教員を諦めるということは、私は本当に、今教員不足ということの中で大きな損失だと思います。ぜひそこら辺は周りの先生方も見ていらっしゃるわけですから、先ほど申し上げましたように、1次審査の全部を免除してでも、残っていただくということが必要だと思います。

もう一回教育長、その件について、どこまで前に踏み込めるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○教育長（長岡幹泰君） 現在検討中のところでありまして、まだ具体的にお答えできる段階にはございませんが、一定の現場経験があることの評価や、臨時教員をしながら1次審査に向けた準備をすることの困難性、あるいは面接、模擬授業だけで評価することの是非などの観点から検討を進めていきたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） そういうような状況とか、あるいは私の申し上げたこと、重々分かっていただけだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県立高等学校再編振興計画についてお伺いをいたします。これは、生徒数の減少、社会性の育成と進路保障、南海トラフ地震への対応といった現状課題に対応し、10年間の県立高等学校の在り方と方向性を示した計画であります。取組については、生徒数減少に伴う適正な学校規模と適切な配置、南海トラフ地震への対応を挙げております。特例校として1学級20人以上、そしてICTの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実、1人1台タブレット整備、遠隔授業配信センターからの授業配信など多くの取組がなされております。

しかし、その間、高知南高校と高知西高校の統合が行われ、高知国際高等学校が発足しました。また、これとは別に私学学校への補助も行

われ、授業料がほぼ要らない状況になっております。これは、子供たちにとって選択肢が増えるという意味では、大変喜ばしいことでありますけれども、中山間地域にとっては生徒が確実に減るということになります。

そうした政策を取りながら、生徒数は20名以上、さらには域内進学率を50%以上にという目標が立てられました。それぞれの学校を充実させ、子供たちの選択肢を増やすことについては異論はございませんけれども、市内校と郡部校の比較となります。すなわち、高知国際高等学校や市内の私立校と同様に、郡部の学校も充実させなければ比較にはなりません。

まず、高知国際高等学校をはじめとする市内校と郡部の学校に、教育環境や教育内容に差がないのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 中山間地域の小規模学校は、大規模校と比べ教員数は限られ、選択できる授業が少ないなど、多様な生徒のニーズへの対応という点において限界も見られるところでもあります。しかし、こうしたデメリットを克服するため、遠隔授業システムや、少人数を生かした個別指導により、生徒の進路希望などに応える教育活動に努めてきているところであります。

また、地域の人々と連携・協働し、地域の資源を生かした探究的な学びを実践できることは、中山間地域の学校の強みでもあります。このためにも地域の思いや期待をしっかりと受け止め、さらに地域との連携を強化していくことが重要であると考えております。

○9番（金岡佳時君） いずれにしても、子供たちが見て市内校がいいのか、あるいは郡部校がいいのかというところの比較判断がどのようにされるのかということを考えながらやっていただきたいと思っております。郡部校のやはり充実をさせなければ、恐らく高知市内へと生徒は流れて

いきます。そうすると、50%以上というような話とか、あるいはさらに進めば、20名を切るということも考えられるわけですから、それをそのまま置いておくわけには、私はいけないと思っております。ですから、ぜひとも郡部校の充実ということも考えて、進めていただきたいと思っております。

生徒数の減少に伴う学校統廃合などについて、公立小・中・高等学校の数は、生徒数ですが、令和9年度には約4万8,000人まで減少することが予測をされております。これは、随分前から予測をされておりました。だからこそ、入学者数20名以下になると統廃合という方針が立てられたわけでご覧いただけますけれども、そこに書かれているのは、市部の学校の統合について書かれ、中山間地域の学校の振興策を推進していますとしか書かれていないわけですね。

高知県の教育を考えたとき、人口5割を占める高知市を中心に考えることは、これは致し方がないものだと思いますが、市部の利便性や人数だけで考えるのではなく、それぞれの学校や地域を中心に、高知県全体の教育を考えてみるべきではないでしょうか、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君） 高等学校は、地域における教育の重要な拠点であり、また地域活性化の観点からも、その存在意義は大きいものと考えております。

そのため、それぞれの地域において、学校の魅力化や中高が連携した特色ある取組などについて、地域と学校が一体となって考えていく必要があると考えております。そして、地域と学校が一緒になって学校の魅力化や生徒の力を高め、ニーズに応える学校づくりを進めること、そしてそれぞれの高校が切磋琢磨していくことで、県全体の教育力も向上するものと考えております。

○9番（金岡佳時君） いずれにしても、これもよろしくお願ひしたいと思ひます。地域の学校のこともしっかりと考えていただきたいということでございます。

次に、学力についてお伺ひします。令和5年度全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、小学校の国語では、県平均と全国平均との差が2.1ポイント、算数では、いずれもプラスですが、2.2ポイントとなっており、引き続き全国上位に位置をしております。

中学校国語については、全国平均との差がマイナス1.3ポイント、数学ではマイナス2.4ポイントとなっております。それぞれ、まだ全国平均には達していないものの、特に数学は昨年度の結果から大きな改善が見られております。英語はマイナス6.4ポイントと全国平均を大きく下回る結果となっております。

小学校の結果については良好で、中学校については改善傾向にあるということではありますが、少し気になる報道がありましたので、お伺ひしたいと思います。

まず1つは、8月23日の山陰中央新報の報道で、島根県の丸山知事が、正答率が全国平均で5割しかない設問があり、子供たちが置き去りになっているとし、義務教育の体をなしていない可能性があるとして国を批判いたしました。この丸山知事が例に挙げた設問は、小学校6年算数で、椅子4脚の重さは7キロ、この椅子48脚の重さは何キロですかという内容で、正答率が全国で55.5%だったとしております。これぐらいの数字を扱う能力を身につけさせられずに義務教育を終わらせたり、社会に出す教育は無責任だと述べ、原因の分析や児童へのフォローが必要としたという報道であります。

そして、いま一つは、自然科学分野で研究内容が注目されて多く引用される論文数で、日本は世界13位に後退した、20年前は世界4位だっ

たのが年々順位を下げているという報道であります。

これらの報道を見たとき、直接その相関関係があるかどうか、私も分かっていませんけれども、本当に学力は大丈夫なのかと心配されるわけですが、教育長の御所見をお伺ひいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本年度の全国学力・学習状況調査の結果は、今議員からお話しいただきましたように、本県は小学校は高い学力を維持し、中学校も改善が進んでいる状況でございます。しかし、より細かく詳細に結果を分析しますと、例えば比較的によくできていると言われるこの小学校の算数でも、例えば図形の問題に課題が見られます。中学校数学においては、依然として証明の問題に弱さが見られております。当然、よくなってきたとはいっても、全てが大丈夫というレベルに至ってはいないというふうに認識しております。

そして、こうした一つ一つのつまずきは、小学校から中学校へ、さらに高等学校の学習に影響を及ぼすものであります。よって、各校種の段階段階で、どこに弱みがあるのかを把握し、課題に的確に対応して学力を身につけ、積み重ねていくことが大切であると考えております。

○9番（金岡佳時君） 全体を注視しながらやっていただきたいと思ひますけれども、先ほどまで申し上げてきたこと、それぞれ考えてみますと、今の教育の在り方などを根本的なところから見直してみる必要があるのではないかとこのように思ひますけれども、教育長の御所見をお伺ひいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 本県の教育には、学力や不登校をはじめ、依然として多くの課題が残されております。また、生成AIなどデジタル化の急速な進展や、グローバル化といった社会の変化に的確に対応していく必要があります。そのような意味で、現在、来年度から4年間の

本県教育の在り方を示す次期の教育振興基本計画の策定作業を進めているところであります。

これまでの取組で見た課題や社会の動きを適切に踏まえるとともに、これまで申し上げた考え方を基本に、見直すべきところはちゅうちょなく見直した上で、目標を明確にした計画を策定していきたいと考えております。その上で、計画の実行段階におきましては目標の達成に向け、私が先頭に立って全力を尽くしてまいり所存であります。

○9番（金岡佳時君） いろいろな課題を申し上げますけれども、適切に、的確に対処いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年の高知県の出生数は3,721人で、全国最下位であるとのショッキングな報告がありました。原因として若者流出があること、特に中山間地域の若い世代、特に女性の流出が顕著であることで、婚姻数や出生数が大幅に減少したとしています。

そんな中、コロナ禍の影響で帝王切開で出産をした私の地域の女性から、子供はたくさん欲しいけれども、たくさん産むには専門の産婦人科医の適切な管理が必要であるから高知県では産むことができないと言われたそうであります。これでは、子供を増やしたいといっても、はなから無理な話となります。

先日、高知県の周産期医療について聞く機会がありました。現在の分娩取扱施設は、公的病院が7施設、医院が3施設で、合計10施設だそうです。分娩数の減少は、研修機会の減少と経営困難を引き起こし、産婦人科医の減少と医師、助産師の確保を困難にし、周産期医療サービスの低下を引き起こしていますとのことでありました。

現在、高知県の周産期医療の状況についてどのような御所見をお持ちなのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 本県の周産期医療については、医師確保の面では、産婦人科医の数は近年増加傾向にあるものの、まだ十分とは言えない状態にあること、医療体制の面では、産科施設の減少と地域偏在により、本来ハイリスクの妊婦に対応する高次の医療機関においても、正常分娩を取り扱っている状態にあること、産科医師の勤務環境の面では、医師の働き方改革やキャリア形成も考慮した就労環境の整備が求められていることというような現状にございます。

県としては、これらの現状を踏まえ、地域における安全・安心な妊娠・出産の環境の維持を最優先事項としながらも、今後の周産期医療のあるべき姿について、関係機関の皆様と共に議論しているところでございます。

○9番（金岡佳時君） そういうことなのですが、今後も分娩取扱施設は、当然高知市に集中していくものと思います。そこで、問題となるのが各地域と病院の距離であります。

その対応として何ができるのかということですが、オンライン健診によって距離の問題の解決ができるわけであります。具体的には、モバイル胎児モニター、iCTGを使った周産期遠隔医療システムが北海道弟子屈地区で運用開始されております。これは、弟子屈町内には産婦人科がなく、妊婦は70キロから80キロ離れた釧路赤十字病院や網走厚生病院に1時間以上かけて通院しているようであります。

オンラインシステムは、分娩監視装置iCTGと、医療用の映像通信システムを連携し、インターネット回線を使用して運用するもので、釧路や網走の病院に通っている弟子屈町内の疾病のない妊婦を対象とし、26週、30週、34週の妊婦健診で実施するもので、北海道庁、それからそれぞれの自治体、産婦人科非標榜医療機関が妊婦健診に関する契約を締結し、産婦人科医

のいない医療機関で妊婦健診を実施した場合でも、遠隔妊婦健診の費用が当該医療機関に支払われる仕組みで、今後遠隔妊婦健診に関わる費用が保険収載されるように、日本産婦人科学会などと連携して国に働きかけていることで、より恒久的に運用できる仕組みを目指していますということでもあります。

これに倣って、周産期遠隔医療システムを導入すべきだと思いますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 産科施設の偏在のある本県におきましては、地域における妊娠・出産環境を守っていくためには、対面診察を原則としつつも、妊産婦健診などでは遠隔技術の活用も有用だと考えております。

お話のあった分娩監視システムは、一定評価されたようではございますが、引き続き母体搬送中の妊婦やハイリスク妊婦などについて研究中であり、日本産婦人科医会などが2025年3月までに実証研究を行っているところでございます。

一方で、遠隔技術は安定性や安全性が担保され、かつ利用者である妊婦さんや医療従事者の習熟が容易なものでないと、取り返しのつかない事故となるおそれもあるということで、慎重な議論が不可欠という声もございます。

お話にもあった遠隔医療システムを含めまして、産科施設の偏在対策に有効な遠隔医療システムの姿について、高知県周産期医療協議会などの場で産科医師をはじめとする関係者の御意見を聞きながら、今後協議してまいりたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。2020年から始まっておりまして、2025年ということでもありますので、もう間もなくその結果も出てくるわけでございますし、現実に今行われておるわけでございますの

で、導入するには、やりやすいものだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中山間地域再興ビジョンについてお伺ひいたします。まず、暮らしを支えるについてお伺ひいたします。統計高知9月号によりますと、高知県の8月1日現在の人口は、自然減が569人、社会減が57人、合計で前月比626人減で、66万7,546人となっております。自然減は年齢構成上致し方がないものとし、社会減を少なくしなければならないということで、移住者を増やすことなど、人口減少対策に懸命に取り組んできましたが、その結果、社会減は数が減少してきましたけれども、移住者の増えることによって計算上での減少であつて、中山間地域から若者流出は止まっておりません。

若者が地域でとどまっていたくための就労対策についてどのような御所見をお持ちなのか、知事にお伺ひいたします。

○知事（濱田省司君） 中山間地域再興ビジョンに掲げます若者の増加に向けましては、お話もありましたように、移住の促進はもとよりであります。今県内にいる若者に、とどまって、また定着をしていただくということが大事であります。

そのための対策としては、第1には県内の若い方々の給料を上げると、端的にはそういうことでございまして、本県の強みである1次産業を中心として、デジタル技術の活用などを通じて生産性の向上を図っていく、このことによりまして、若者に魅力があり、より高い所得が得られるものにしていくということが第1であろうと考えます。

第2に、あわせまして教育機関と連携をして、地域の若者に県内企業の魅力をPRする、県内にもすばらしい企業があるということをもっと県内の若者に知っていただく、そういった努力

をし、県内就職を促進していくということがあろうかと思えます。

さらに、第3には、本県出身の若者をターゲットといたしまして、中山間地域の仕事とのマッチングも図り、いわゆるUターン就職を促進する、こういったものも広い意味での若者が地域にとどまるための就労対策と考えていいのではないかと考えます。

こうした対策を中山間地域再興ビジョンにしっかりと位置づけまして、多くの若者に地元に残り、あるいは帰ってきて働いていただけますように、全庁挙げて取り組みたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） よろしくお願ひします。

その中で、生活環境づくりについてということで、少し懸念をされることが多くありますので、ちょっと申し上げたいと思ひます。職人と言われる方がたくさんいらっしゃいますけれども、その方々についてであります。

大工さんや左官さんなど建築関係の職人さんや、鍛冶屋さんや建具屋さんあるいは家具職人、それぞれ地域で暮らし続けるためには必要な職業の方々に、そして農業、林業の達人、現役で事業を続けておられる方々のほとんどの方、事業承継ができない状況になっております。

それは、ほとんどの皆さんが個人事業主であり、事業の承継には技術の継承がどうしても必要であるということであります。技術を継承しなければ、ほとんどの業種が失われてしまいます。それは、その地域で暮らし続けることを諦めることにつながっていくと思ひます。どうやって技術を継承するのかというと、昔の徒弟制度のような形でしか職人の技術を体得することは難しいのではないのでしょうかね、そういうふうには私には思ひます。学校で学べばという考え方もあると思ひますけれども、体で覚える技術というものは、簡単に得られるものではありません。

そこで、現在活躍されている方々の下で修業するという制度を設けたらということであります。具体的には、地域おこし協力隊の皆さんにそれぞれの事業所で勤めていただくということも考えられますが、その前に、地域の若い方々にも、協力隊の制度と同様に3年間程度、それぞれの事業所で勤めていただく制度が必要であると思ひます。中山間振興・交通部長の御所見をお伺ひいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 職人の仕事など、地域で暮らし続けるために必要な職業の事業承継は、非常に重要な問題であると思ひております。この対応としては、議員からお話のありました地域おこし協力隊の制度を活用し、任期中にそれぞれの事業所で働き、技術を学び、その後、事業を承継していく方法が効果的と考えます。

四万十町では、協力隊員が鍛冶職人の下で技術を学び開業された事例、津野町では家具の製作などをミッションとしまして技術を学んだ後、現在本業の傍ら家具製作に携わっている事例もあると聞いております。こうした事例を市町村へ周知し、地域に必要な職業の維持に向けた取組の横展開を図っていきたくと思ひております。

また、御提案のあった地域の若者による事業承継支援につきましては、特定地域づくり事業協同組合制度の活用が考えられるところでございます。御承知のように、この制度、年間を通じた仕事がないために一定の給与水準を確保できず、通年では常時雇用ができない小規模な事業者の仕事を複数組み合わせることで通年の仕事量とした上で、それぞれの事業者へ組合が雇用した職員を派遣する制度でございます。職員の居住地要件がないため、地域の若者を職員として雇用できますし、またその運営経費の半分を公費で賄える仕組みでございます。組合から一定の給与を得ながら、それぞれの事業者の下で技術

を学び、将来的にはその事業を承継してもらうことも期待されます。

この特定地域づくり事業協同組合は、中山間地域再興ビジョンにも位置づけ、次年度以降も引き続き強力に推進していく考えでございます。議員の御提案、その趣旨、非常に大事な視点と考えられますので、この制度を地域の若者に残っていただき、地域の事業を継承する取組として活用すること、及びそのための支援策につきまして検討していきたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） いずれにいたしましても、地域に若者が残っていただけるような施策を強力に打っていただかなければならないということでもあります。特に、もう時間があまりございません。恐らく5年、10年というような時間の間にやらなければならないというふうに思いますので、スピード感を持ってよろしく願いしたいと思います。

次に、活力を生むであります。今、中山間地域では、御承知のように集落が消滅しようとしております。地域の伝統的な民俗芸能の維持・継承・活用はもちろんのこと、地域の歴史文化の掘り起こしがどうしても必要であります。高齢化の波によって、地域の歴史や文化を語ることができる人も極端に少なくなってまいりました。地域の歴史や文化について調査し、記録として未来に残していかなければ、何百年も営々と営まれてきた地域そのものが記憶の中からも消滅してしまいます。

これは、単に掘り起こすということではなく、インバウンドに対する観光資源や学校教材として生かせるものになると思います。また、地域の特産品の開発にもつながります。もちろん、市町村のやるべきことだとは思いますが、ノウハウも人員もないということで、積極的に取り組まれているのが現状であります。

幸い、高知城歴史博物館が、立川川流域の歴

史や文化をまとめたすばらしい冊子を作っております。これに倣って市町村と協力し、地域の歴史や文化を掘り起こし、未来に伝えられるものをつくるべきだと思いますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 中山間地域の貴重な歴史や文化を、市町村や関係機関との連携の下、しっかりと調査し、記録として保存するとともに、地域振興などへの活用を図っていくことは、大変重要であると考えております。

現在進めております県史編さん事業におきましても、市町村などと連携して、まさに地域の歴史資料などについての調査を行っているところであります。この調査の成果につきましては、県史の内容として後世に伝えていくこととなりますし、また県史の刊行に先じて、その時々までの調査結果をまとめた冊子を定期的に発行するなどして、早期に県民の皆様にお示ししたいと考えております。

また、多くの方々にお読みをいただいております県の文化情報誌とさぶしなどに、市町村との連携・協力の下、地域の歴史や文化を分かりやすくまとめた内容を掲載する取組や、県立の博物館施設などにおきまして、デジタル技術を活用して、地域の歴史や文化に関わる記録の作成や、公開を行う取組などについても検討してまいりたいと考えております。

今後、こうした一連の取組により、中山間地域の歴史や文化の確実な維持・継承・活用を図り、中山間地域の活力の創出にも寄与してまいりたいと考えております。

○9番（金岡佳時君） 先ほど挙げました高知城歴史博物館が作った立川川流域の冊子なんです。すが、すばらしいものです。私が全然知らないこともたくさん載っておりました。そういうものをやはり作って、そして学校教材としても使っ

ていただいて、子供たちにも理解をしていただき、そして未来へつないでいただくということを、ぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、しごとを生み出すであります、第4期産業振興計画が皆様方の努力によって進められ、結果を出しているということについては評価をいたしたいと思ひます。その中で、地域アクションプランについて少し気になるところがありますので、申し上げたいと思ひます。

それは、数値目標の5段階評価についてであります。留意点として5段階評価は、一つ一つの取組の進展を確認し、その改善を図っていくために実施するものであるが、産業振興計画の目指すところは地産外商を進め、産業全体の底上げを図ることで、地域の若者が誇りと志を持って働ける高知県をつくっていくことにあり、この実現に向けて計画全体としてどういう成果が上がったかが、むしろ重要であると。したがって、計画全体の総括及び各分野の総括と併せて見ていくことが必要であるとあります。

そのとおりでありますけれども、この地域アクションプランの中には、ふるさと納税の返礼品にと期待されるものも数多くあります。ですから、それぞれの結果も極めて重要であります。しかしながら、342の数値目標の中でCとD、そして判断が困難なものが合わせて178件あります。それぞれ懸命の努力をされておりますけれども、コロナ禍のこともあり、あまり成果が上がっておりません。

特に気になるのが、令和4年の計画と令和5年の計画が全く同じ文言であったり、促進とか推進とか拡大とか検討などの文言が並んでいることあります。このような文言だけでは目標達成は到底不可能だと思われまふ。

市町村や事業者と一緒に、具体的に事

業への投資をしなければ、何年やっても目標の達成はできないと思ひますが、産業振興推進部長の御所見をお伺ひいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 地域アクションプランは、特に中山間地域において、雇用の創出や所得の向上を目指す重要な取組ですけれども、217のアクションプランの中には、取組開始から15年が経過をいたしまして、十分な動きが見られないものも正直ございませふ。

そのため、次期計画に向けましては、中山間地域の活性化及び再興を図る観点からも、取組内容の抜本的な見直しと新たなアクションプランの掘り起こしを地域本部に対し指示いたしまして、現在鋭意進めているところでございませふ。

現在のアクションプランのうち、順調なものを見てみますと、コロナ禍にあつても、変化する消費者ニーズに合わせた商品開発や磨き上げ、海外への販路拡大などに積極的に取り組むなど、常に動きが見られます。例えば、土佐町の酒蔵では、海外への販路拡大を見据え、生産設備の増強や冷蔵施設を新たに整備したことによりまして、売上げを大幅に伸ばしております。

このように、成果につなげるためには一定の資金の投入が必要となりますことから、主体となる事業者が資金面を含めて適切な事業計画を立てた上で、投資を行っていくことが重要になるかと思ひます。

そのため、県といたしましては、まずはアドバイザー派遣により、将来を見据えた事業計画の策定を積極的に支援いたしたいと考えております。そうした上で、県の補助金のみならず、市町村の財政支援や事業者の取組内容に適した補助制度を紹介しますなど、適切な投資を促していきたいというふうに考えております。

○9番（金岡佳時君） 土佐町の事例を挙げただきましてありがとうございます。

いずれにいたしましても、もはや地域経済を

活性化させるという方法は、省力化や省エネルギー、さらには再生可能エネルギーなどへの投資以外ないわけですね。ぜひともの確な投資をしていただいて、地域経済の活性化に結びつけてほしいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

今回は、いずれにいたしましても、中山間地域の喫緊の課題について申し上げました。今後、かなりもっと厳しくなっていく状況にあります。もう少し、もう少しということで、一段一段ステップアップしていくような、今後施策をスピード感を持って進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

以上で私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(今城誠司君) 以上をもって、金岡佳時議員の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時50分休憩



午後1時55分再開

○副議長(今城誠司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田貢太郎議員の持ち時間は60分です。

7番上田貢太郎議員。

○7番(上田貢太郎君) 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。執行部の皆様よろしく願いいたします。

まずは、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

濱田知事の任期も残すところあと2か月となり、このところ県内の識者の方々とお話をすると、濱田知事の2期目に向けての姿勢に関する話題が増えてまいりました。

1期目は、尾崎県政で軸足を置いていた産業振興計画を継承しつつ、関西圏と連携し高知県の経済活動を強化する新たな戦略を、濱田知事の温かな人柄の下、推し進めてこられました。これに関しては、皆さん一様に評価されており、2期目となった際には、さらにギアチェンジしていくものと思っています。

次期産業振興計画ではどのように濱田カラーを打ち出して取組を進めようとしているのか、知事の御所見をお聞かせください。

○知事(濱田省司君) 今後も人口減少が避けられない中にありまして、県経済が持続的に成長を続けていくというためには、いわゆるアフターコロナあるいは脱炭素といった時代の変化にスピード感を持って対応していく、このことが何よりも必要だと考えます。このため、次期の産振計画におきましては、戦略の柱にこれまでの地産外商に加えて、新たにイノベーションを据えまして、官民協働により新たな価値を生み出す、そうした挑戦を重ねてまいる考えであります。

とりわけ、デジタル化を軸にいたしました産業の育成、そして今や地産外商の主戦場とも言えます海外市場への輸出やインバウンド観光、こういったグローバル化の取組をもう一段強化したいと考えます。

さらに、グリーン化、いわゆる脱炭素化に関しましては、本県の豊かな自然資源を生かしました再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくこと、そして再造林などにより持続可能な林業を実現していくということ、さらには紙の技術、あるいは里山の竹などの活用によってプラスチック代替素材の開発を進めていく、

こういった本県の特色あるいは強みを生かした新たな産業の育成に大いに力を入れていきたいというふうに考えます。これによりまして、新たな経済成長の原動力をこの分野で生み出して、まさしく経済と環境の好循環を実現していくと、このことをぜひ目指していきたいと考えております。

こうした取組が本県の進むべき方向と考えておりまして、社会や経済の情勢が変化する中にありましても、新しい挑戦を継続的に行っていく、そのことによって持続的に経済が発展する、そんな高知県の姿を目指しまして、全力を挙げてまいります。

○7番（上田貢太郎君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

濱田知事におかれましては、就任間もなく悪夢のようなコロナに振り回されたこの4年間であったと思います。本県の基幹産業である観光関連業界は壊滅的な打撃を受け、加えて2021年3月頃から発生したウッドショックや、アメリカの超低金利政策からの物価高騰など、本県には大きな経済ダメージの中での県政運営だったことは、不運の一言では済まされません。

しかし、まだまだ気を抜くことはできず、この秋からはゼロゼロ融資の償還が始まり、サービス業を中心に倒産の2文字が聞かれ始めました。また、本県は潜在的な人材不足や高齢化、人口減少などの問題も抱えており、そうした意味でも、産業振興計画は新たなステージに向けて再スタートする必要性が極めて高まっていると感じております。県民からすれば、今の足元も大切ですが、やはりその先の5年後、10年後を濱田知事はどのように描こうとお考えなのか、どれほど大きなグランドデザインを描いてくれるのか、極めて興味深いところだと思います。

地球温暖化、CO₂問題にしても、今や避けて通れない課題の一つです。しかし、環境対策は

もはや経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出すその鍵となるものです。

今後は、デジタル化、グローバル化も含め、大きなグランドデザインを描くためには、本県の英知をいかに結集させるかが不可避でありますし、県立大学や高知大学との協働は必要不可欠です。私は、そうしたことを考え合わせていくと、調査研究、分析を行い、その時々に対応できる政策立案、戦略などをメインに行う頭脳集団、シンクタンクを本県でも発足させるタイミングに来たのではと考えております。このことは強く要請しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、順天湾国際庭園博覧会についてお伺いいたします。

この9月上旬、副知事は県議やよさこい関係者ら総勢27名で訪韓されたとお聞きいたしました。目的は、前回の2013年から10年ぶりに開催された順天湾国際庭園博覧会の視察と、主催者から設定いただいた高知県の日でのよさこい披露だったと伺っております。

私も日韓友好促進議員連盟の委員であり、お誘いはいただいておりますが、どうしても都合がつかず、同行することができませんでしたが、この博覧会は、前回開催でも400万人の入場数を達成しており、今回は世界30か国余りが参加する大規模な博覧会だったと聞いております。

本県と韓国全羅南道との結びつきは、木浦の母と慕われた田内千鶴子さんが高知市出身であったことから深い交流が始まり、全羅南道とは姉妹交流協定書も締結されております。

また、連続テレビ小説らんまんでおなじみになった牧野博士が名づけ、愛した仙台屋という桜でも新たな交流が始まっていると聞いておりますし、森林県の本県としては羨ましいほど広

大な敷地を有する全羅南道森林資源研究所もあるようです。加えて、高知県立大学と木浦大学校との大学交流や、高校生の交流も盛んに行われているとお聞きしております。

そこで、順天湾国際庭園博覧会の感想を踏まえた全羅南道との今後の交流について副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） まず、順天湾国際庭園博覧会の感想でございますけれども、その美しさはもちろんですが、庭園の面積が約193万平方メートル、東京ドーム約41個分ということで、そのスケール感に非常に圧倒されました。加えて、自然との共生、あるいは生命の貴さなどのメッセージが庭園の至るところで、様々な形で発信をされているということに感銘を受けました。また、会場に設けられました高知庭園は、県内の優れた造園技術を駆使し、本県ゆかりの草花の植栽や、太平洋、四万十川の清流をイメージした造りがなされておりまして、本県の魅力を世界に発信するすばらしい庭園だなというふうに感じたところでございます。

今回の訪問では、この高知庭園の造園はもとより、高知県の日を設けていただくなど、これまでの関係の皆様が長年にわたる交流の積み重ねによりまして、お互いの信頼関係と絆がより深まっているということを感じました。私自身、各所で本当に温かいおもてなしを受けまして、全羅南道の皆様には改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後は、県内の関係者の皆様と共に、これまで築いてまいりました全羅南道との絆を大切にしながら、道民、県民の皆様による草の根の交流、とりわけ次の時代を担う若い世代の交流などをさらに広げていきたいというふうに考えております。

また、お話にございました全羅南道森林資源研究所でございますけれども、今回私は訪問で

きませんでしたけれども、研究所を訪問されました武石議員から、研究所は特用林産とか薬用植物の栽培の研究で大きな成果を上げられておるといふふうにお伺いをいたしました。今後、本県の林業分野あるいは牧野植物園との交流、共同研究といったことができないか、その可能性につきましても、これから探っていききたいというふうに考えております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

今回の博覧会で高知県の日を設定していただいたように、今後高知県と全羅南道の絆をお示しできる催しができないか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 全羅南道との交流は、県民の皆様と共に深めていくべきものと考えておりまして、多くの方に全羅南道のことをもっと知っていただいて、親しみを感じていただくことが大変重要だと思っております。そのため、過去には姉妹交流協定締結を記念いたしまして、全羅南道の御協力をいただき、県内で2日間にわたって高知・全羅南道デーを開催いたしまして、韓国伝統芸能の公演とか、田内千鶴子先生の映画、愛の黙示録の上映会などを実施したところでございます。

令和8年には、姉妹交流協定締結10周年を迎えることとなります。先ほど申し上げました草の根の交流をさらに広げてまいりますためにも、こうした節目の年などに合わせまして、県民の皆様が全羅南道を深く知ってもらえる機会をつくっていききたいというふうに考えております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。韓国と我が国は、竹島問題や第7鉱区問題、歴史教育と歴史認識のそごなどによって、これまでも度々摩擦が生じてまいりました。国と国との問題があるときだからこそ、こうした人と人との文化交流を大切にしていかなければなりません。ぜひよろしくお伺いをいたします。

次に、人口減少問題についてお伺いいたします。

今年6月、厚生労働省は去年の人口動態統計の概数を公表いたしました。それによると、去年1年間に高知県内で生まれた子供の数は3,721人で全国最下位でした。加えて、高知県内女性の50歳時未婚率は、2020年の国勢調査を基に、昨年高知新聞が従来の計算方式ではじくと、20.3%となり、これも最下位とのことです。さらに、男性の未婚率も全国5位の28%ということで、その要因には本県の離婚率の高さも挙げられますが、未婚率の高さには結婚適齢期男性の所得の低さも挙げられます。

また、収入が安定してからとの考えから、晩婚化、晩産化によって妊娠の適期を逃し、子供が欲しくてもできない夫婦が増えていることや、出生意欲の低下と呼ばれる現象が生じている可能性も考えられ、これらは有配偶出生率の低下を見れば明らかです。

県ホームページ、子育て支援課のページには様々な少子化対策が示されておりますが、こうした状況を打開し、人口減少に歯止めをかけるためには、若者の収入を拡大していくことが重要と考えます。

そこで、若年層の収入拡大に向けた対策について産業振興推進部長のお考えをお聞かせください。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 若年層の収入の拡大は、若者の定着やU・Iターン促進の観点からも有効でありますことから、現在検討を進めております人口減少対策の中で、若年層の収入拡大に向けた対策の強化を図ることとしております。

具体的に申し上げますと、県内企業に対しましては、継続した賃上げの促進及び収益増加につながる労働生産性の向上への支援を強化しますとともに、第1次産業におきましては法人化

の推進などに取り組んでまいります。あわせて、若者に人気があり、他の産業と比べても給与水準が高い傾向がございますIT関連企業や、企業のエンジニア部門の誘致を積極的に推進してまいりたいと考えております。

このほか、3年で年商1億以上10社、5年で新たに1,000人以上の雇用を県内で生み出すことを目標に昨年設立をされました民間支援団体と連携をしながら、事業のスケールアップを目指します若手起業家の発掘や成長への支援を強化したいと考えております。こうした取組によりまして、若年層の収入拡大を目指してまいります。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。私も若いときに真剣に結婚を考えたときに、やはり所得が低かったために諦めざるを得なかったという経験がございます。ぜひそういった意味でも、時間は多少かかるとは思いますが、よろしくお願いをいたします。

次に、不妊治療についてお伺いいたします。さきの質問で、晩婚、晩産のことに少し触れましたが、WHOによりますと、精子も卵子も老化するようで、男性で35歳、女性も32歳を過ぎると妊娠の確率は下がり始めるそうです。先日、あるテレビで、キャリア女性が将来の妊娠に備え、卵子凍結を行う番組が放送されておりました。結婚している女性であっても、社会に進出すれば、キャリアアップのためには早期の妊娠を望まないケースも多いと聞きますし、独身キャリア女性ならなおさらです。

一昨年、東京都での卵子凍結は1,135件あったそうで、東京都は従業員の卵子凍結補助を行う会社を増やすべく、従業員の卵子凍結に関する制度整備を行う企業に対する助成事業をこの9月15日からスタートさせましたし、東京都に住む18歳から39歳までの女性を対象に、採卵時上限20万円、保存費として1年ごとに一律2万

円、最大5年間の直接助成の受付をスタートさせるそうです。

実は、卵子凍結は費用も高く、診察料、薬剤料、採卵、凍結、保存・保管料などで約五、六十万円ほどかかります。しかし、テレビショッピングのジャパネットグループでは、40歳未満の全女性従業員、正社員、契約社員やパート社員を対象に、最大40万円の補助を行っておりますし、ほかにも数社あるようです。本県の今年の人口減少率がワースト6位であることを考えますと、子供を持つことを切望される方の希望をかなえることも、人口減少対策として重要ではないでしょうか。

県内でも不妊に悩む方は多いと思いますが、県としてそうした方々をどのように支えているのか、子ども・福祉政策部長の御所見をお聞かせください。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県が不妊治療を実施している施設に行った調査では、令和4年9月時点で約2,000人の人が不妊治療を実施しており、多くの方が子供を切望しながら治療に臨まれております。不妊治療は身体的、精神的な負担、また治療費用などの経済的な負担が伴うこと、また仕事を持つ方が多いため、不妊治療と仕事の両立も大きな課題となっております。

そのため、県では、高知医療センターに不妊専門相談センター「ここから相談室」を設置し、医師や助産師による相談支援を行いますとともに、不妊治療費への県独自の助成を行っているところです。また、不妊治療と仕事との両立支援では、職場の理解が重要となることから、企業経営者向けのセミナーにおける周知や、高知家の出会い・結婚・子育て応援団登録企業等への不妊治療に関する周知・啓発を行っているところでございます。

引き続き、日本一の健康長寿県構想におきま

して、不妊治療に関する施策の強化を掲げ、不妊に悩む方への支援のさらなる充実を図ってまいります。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。実は私も、もう一人子供が欲しかったんですが、妻の年齢を考えて諦めました。子供は未来の高知を託す大切な宝です。今議会、同僚議員からもお話がありましたが、先日の医師会などとの意見交換会で、本県の周産期医療の現状をお伺いしましたが、その中で本県の分娩取扱いの減少が危機的状況にあることを知りました。いざ子供を産もうと思っても、分娩取扱施設がないでは困ります。こうした問題こそ、県が積極的かつ主体的に関わるべきだと思いますので、ぜひ私からもお願いしておきます。

次に、高知県アニメプロジェクトについてお伺いいたします。

本県を舞台に、2021年夏に公開されたアニメ映画竜とそばかすの姫は世界的な大ヒットとなりました。アニメ業界は2010年代から一気に急成長を遂げ、さらに成長が続いており、2017年にはアニメ産業市場規模は2兆円を突破し、市場規模は拡大し続けています。

本県では、高知県アニメプロジェクトを産業振興計画の連携テーマの一つと位置づけ、県内にアニメクリエイターやアニメ関連企業を呼び込むことで、アニメ産業の集積を図り、雇用の創出や地域産業の活性化につなげる取組を進めております。

本県と漫画、アニメの関わりは戦前にまで遡り、風刺漫画が主流だった戦前において、簡略な絵柄と明快なギャグを取り入れたナンセンス漫画の横山隆一氏も本県の出身です。また、横山氏は昭和31年には、おとぎプロダクションというアニメーション制作会社を設立しており、我が国の現代アニメの草分け的存在で、横山氏以後も本県からは数多くの漫画家やアニメ

ターを輩出しており、平成4年からはまんが甲子園も開催し、全国の漫画家、アニメーターを目指す高校生の聖地でもあります。そうした意味でも高知県アニメプロジェクトは、まんが王国である本県が取り組むにふさわしい事業であると考えております。

高知県アニメプロジェクトの推進に向けては、昨年10月に高知県アニメプロジェクト推進会議が立ち上がり、第1回の会合が開催されました。この議事要旨を読ませていただきましたが、御意見の多くはポジティブなもので、この事業に対する各界の期待の大きさを感じました。

しかしながら、現在アニメ制作会社の8割以上が都内に立地しており、地方進出を検討している企業は、まださほど多くないと聞いています。また、アニメクリエイターの多くが低賃金、長時間労働など、苛酷な労働環境の下での作業を強いられていると耳にしております。そのため、本県のような地方にアニメクリエイターやアニメ関連企業を誘致することが可能なのか、誘致した企業の持続的な発展が期待できるのか、アニメ関連産業が本県の若者にとって良質な雇用や就業の場となり得るのかなど、非常に懸念をしているところでございます。

そこで、まず本県へのアニメクリエイターやアニメ関連企業の誘致の手応えについて産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 首都圏で働きますアニメクリエイターは、お話にもございましたように苛酷な労働条件の上、比較的 low賃金ということもありまして、家賃など高い生活費の中で仕事を続けることが困難なことから、離職者が多く、慢性的な人員不足に陥っているというふうに言われております。

近年、アニメ制作において、コンピューターグラフィックスを活用するなどデジタル化が進展しておりますこと、そして作画工程が分業化

されているということもございまして、地方進出や地方での分業を検討しているアニメ制作会社は、近年増加傾向にあるというふうに伺っております。

本県は、地元金融機関の支援もいただきながら誘致に取り組んでおりますが、これまで進出のあったアニメ関連企業は5社あります。今後、高知市中心部にアニメ関連産業の拠点となります近代的なインテリジェントビルの建設が予定されておりまして、受入れ体制の準備が着々と進んでおります。さらに、大手出版社が本県の取組に御賛同くださりまして、支援の動きが出ておりますことから、今後も本県への進出は増えるものと期待をしております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

既に本県に移住されたアニメクリエイターや、本県に立地しているアニメ関連企業は、実際どのような状況なのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 2年前に設立されましたアニメスタジオでは、県内の請負業務のみならず、最近では、すずめの戸締まり、SLAM DUNKといった著名なアニメ映画や、ドラえもん、ポケットモンスターといった人気テレビアニメの制作にも関わるなど、都心部からの仕事の受注も増加をしております。着実に実績を積み重ねているというふうに伺っております。2年前と比べますと隔世の感があるというふう感じております。

驚くべきは、設立以来一人も離職者が出ていない、先ほどの東京の首都圏の状況とは全く違う、出ていないということでございます。これは、住環境や物価、通勤時間といった面で、アニメクリエイターにとって高知は働きやすい環境にあるのではないかと思います。

この会社は、今後アニメ制作の請負だけでなく、長編のオリジナル作品の制作に挑戦するた

め、事業を拡大させていく予定でございまして、令和8年度末には100名体制を目指しております。現在、社員31名のうち4分の3以上となります24名が女性で、しかもそのほとんどが20代でございますことから、若い女性の雇用の受皿として大いに期待をするところでございます。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。高知県アニメプロジェクトは息の長い活動になるかと思いますが、しかし続けた先には、かなり裾野の広い産業になっていくと私も考えておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、観光振興についてお伺いたします。

まずは、フィルムコミッションについて御質問いたします。私たちの暮らす高知県、食べ物はおいしく、豊かな自然、おせっかいとも取られますが面倒見がよく豪快な高知県人。ひろめ市場が受けているのも、そんな高知県人が、毎日県外から訪れた初めて会う人々にまるで家族か親戚かのように振る舞い、世話を焼いているからじゃないでしょうか。高知は県外に熱狂的なファンがいます。南海キャンディーズの山ちゃん、dancyu編集長の植野広生さんなど、著名人をもとりこにしているのが我が高知県です。

来てさえもらえばファンになってもらえる可能性が高い。こんなにすばらしい、我々が暮らす高知県ですが、日本の抱える諸問題を10年先取りしていることも事実です。そんな中、移住に関して、2033年には5,000人という目標が掲げられました。この数字、お隣の愛媛県は昨年達成されている数字です。決して愛媛に引けを取らない魅力ある高知なのに何が違うのかと考えたところ、やはり魅力の認知ではと考えました。

では、いかに知ってもらおうか。やはり、一度訪れていただくほかありません。移住の専門家の方からこんなことを伺いました。移住に大切なことは経験値を増やすことです、どうやって

経験値を増やすのか、それは聖地巡礼と観光です。では、どうやってそのきっかけをつくるのか、今こそそこに注力すべきではないでしょうか。

ドラマや映画、アニメーションが作られ、公開され、ヒットすると、舞台となった場所にファンが訪れ、聖地化することは今や当たり前と認識されています。私と同年代や上の方々なら、誰もが覚えている東京ラブストーリー、織田裕二さんと鈴木保奈美さんが主演の32年前に放送された大人気ドラマです。その愛媛ロケが行われた最終回、視聴率は32.3%、別れの手紙を出したポストや名前を書いたあの小学校の柱は今も保存されており、30年以上経過した今でもたくさんの方が全国から訪れ、SNSやYouTubeで数多く配信されています。

このような事例から、積極的なロケ誘致、フィルムコミッションの拡充が今こそ急務だと思われれます。先ほどの移住専門家の方は、フィルムコミッションの元気なところと移住者数との関連性は大きいにある、ロケ誘致はなくてはならないものでもとっております。

私としては、アニメクリエイターの聖地事業の積み上げと、さらなる盛り上がりをつくるためにも、攻めのフィルムコミッションに内容をブラッシュアップし、ロケ誘致活動を活発化させることは必要不可欠だと感じています。今までの枠にとらわれることなく、高知県の魅力を国内外に存分に発信することが重要だと思います。観光振興部長いかがでしょうか、お伺いたします。

○観光振興部長（山脇深君） ロケの誘致を成功させますためには、制作側の意向に沿ったロケ地を積極的に提案すること、そしてロケ地との調整やフォローを丁寧に行っていくといったことが重要だと考えております。

例えば、連続テレビ小説らんまんでは、制作

側のリクエストに応じまして、撮影の候補地などを幅広く、また数多く提案をしてまいりました。その結果、佐川町や越知町、仁淀川や伊尾木洞はもとよりですが、前半のクライマックスであり、多くの感動を呼んだ桜のシーンなども追加をされ、高知県で撮影をされたところであり、また、撮影に際しましては、ロケ地の関係者との調整やエキストラの手配など丁寧な対応を行い、制作者側からは充実したロケが実施をできたとの高い評価をいただいたところがあります。

らんまん以外につきましても、本県を舞台にした映画の制作やCMの撮影が現在も進んでおりまして、フィルムコミッションの対応がこれまでの実績にもつながっているものと考えております。今後も、観光コンベンション協会内のフィルムコミッションを窓口、支援のボリュームや内容に応じまして臨機応変に全庁で対応することで、ロケ誘致へとつなげていく考えであります。

○7番（上田貢太郎君）ありがとうございます。NHKの朝ドラ効果は絶大なもので、放送開始の4月から8月までの前年比で、牧野植物園で約2.5倍、佐川町の旧浜口家住宅で約7倍と大きく上回り、その他関連施設、観光地なども軒並み来訪者は上回っており、映像コンテンツの持つ力を改めて思い知らされました。

今、全国どこの自治体もこのロケ誘致に県を挙げて取り組んでおります。竜とそばかすの姫も今回のらんまんも、私はある意味ラッキーだったと思います。しかし、こんなことはいつまでも続くとは思いません。観光キャンペーンもやらないといけないんですが、ただ、キャンペーンは一部にしか届かないんです。旅行しようと思っ
ている方はいいですが、そのもう一つ手前の方にどうやって高知に興味を持ってもらうのか。知事は若者の定住に取り組んでいくとあります

が、5,000人の移住を目指すなら、もっと間口を広げないといけないと私は思っています。交流人口は将来の移住者です。ぜひ攻めの姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

次に、よさこい祭りの今後の在り方について御質問いたします。ここ3年ほどはコロナの影響で中止や縮小開催でしたが、今年は悪天候が予想される中、70回目の節目、4年ぶりの通常開催とあって、関係者の御努力と願いが天に届いたのか、無事に開催することができました。県内外から157チーム、約1万4,000人の踊り子が集まり、笑顔が輝き、町に歓声が広がった4日間でした。改めてよさこい祭振興会の皆さんをはじめ、関係者の方々には本当にありがとう、そしてお疲れさまでしたと心からお礼を申し上げたいと思います。

ただ、盛り上がりの裏で、チーム関係者からは様々な声も聞かれました。8月13日の高知新聞でも、私が昨年の9月議会で危惧した踊り子の減少や桟敷席の問題などが、大きく紙面を割いて報じられましたが、今回多くの皆様から様々な改善点や御指摘をいただいておりますので、昨年とかぶる質問もごさいますが、改めて御質問させていただきます。

まずは知事にお伺いいたします。よさこい祭りは昭和29年、戦後経済復興の足がかりとなることを目指し、高知商工会議所青年団により商店街が中心となって始まりました。さらに、平成4年に始まった北海道のYOSAKOIソーラン祭りを契機に、よさこいDNAの祭りは全国に広がり、インターネットで検索すると北海道から九州まで約70か所を上回る地域に広がり、今や全国区と言っても過言ではありません。経済効果100億円とも言われるよさこい祭りは、まだまだ伸び代があるという方もいらっしゃると思います。高知県産業振興計画の地域アクション

ンプランにも観光面イベントとして、よさこい祭りは本県を代表する観光資源として明記されております。

現在の高知市民祭としてのよさこい祭りは、県の観光資源としてどれくらいの位置づけと捉えているのか、まずは知事のお考えをお聞かせください。

○知事（濱田省司君） よさこい祭りは、競演場などを運営されます商店街の皆さん方、あるいは踊り子の方々、チームのスタッフの皆さんなどなど、多くの関係者の方々によって支えられてまいりました。皆さんの長年にわたります御尽力によりまして70年の歴史を重ね発展してまいりましたよさこい祭りは、今や日本を代表するお祭りと言えまして、世界に通用する本県の重要な観光資源であるというふうに考えます。

県といたしまして、国内外へさらに発信をし、よさこいを世界に広げていきますとともに、よさこいを通じた国際交流の輪を広げていくということで、将来に向けたよさこいの発展に貢献をしていきたいというふうに考えております。

○7番（上田貢太郎君） 先日、よさこいに関わりを持つ方々から、今のよさこいが抱える問題点、改善すべき点を伺う機会がありまして、そこで様々な裏事情もお聞かせいただきました。その中で出た主な課題が、やはりチーム、踊り子の減少、県外チームへの対応、そして運営側に対する疑念や不満、またこれまでも御指摘のあった本部競演場の栈敷席の問題、さらには賞に対する賛否や、練習場や地方車を組み立てる場所の問題、そしてルールを無視し進行の妨げを行う、また必要以上に大音響で競演場、演舞場に入るチームのモラルの問題など、多くの御指摘をいただきましたが、そうした中でもやはり一番危惧されていたのがチームや踊り子の減少です。

今年は、ピークだった第60回と比較しますと

57チーム、約6,000人が減りました。また、チームも157チームのうち踊り子の100人超えは僅か60チーム、踊り子集めにチームを主催、運営している皆さんは本当に苦勞したと聞いております。特に、今年は次代を担うジュニアが、60回と比較しますと2,500人ほど減っており、帯屋町筋ジュニア隊も今年で解散しました。

これは、3年間のブランクやコロナなどいろんな要因があると考えますが、しかし一番が、やはり経済的な部分が大きいのではないかと思います。物価の高騰でバスや衣装代も高くなり、参加費を上げざるを得なく、それが原因で踊り子が集まらず、参加を見合わせたチームも少なくないはずで

す。そこで、チームの支出を減らすことを本気で考えないといけない時期に来ているのではないかと思います。例えば、前回も申しましたが、移動のバスは公共交通や借り上げバスによる有料巡回バスを運行させ、踊り子も観客も競演場の移動を容易にする、また県外チームに限って利用できる共同使用の地方車を増やす。加えて、ホテル、旅館がシーズン価格では、県外チームの経済的負担は計り知れません。やはり、近隣市町村の宿泊可能な施設や体育館を開放し、レンタル寝具やレンタル扇風機などで対応する、そのことで観光客にホテルを利用していただければ、さらなる経済高につながります。

これは、遠征費がかさむ県外チームには朗報だと思います。チャーターバスと地方車の支出がなくなれば、それだけでも200万円程度は予算が圧縮できます。地元チームですら、財政面から出場を見合わせるチームが増えている昨今、県外チームはなおさらです。先日、岡崎市長にお会いした際に、今年は70回の節目ということで参加したが、来年からは参加は難しいと既に多くの県外チームから告げられたそうであります。

今こそ本気でよさこい改革を行わないと、土佐の伝統の先が見えてこないように思えてなりません。観光振興部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（山脇深君） よさこい祭りの継続を考えていく上で、チームやそれぞれの踊り子が参加しやすい環境を整えていくということは重要な視点だと考えております。

これまでも県では、よさこいの練習場所として利用できる県有施設などの紹介や、初めて参加する海外チームの宿泊先の紹介なども行ってきました。今後も、参加者の負担軽減に向けまして、県としても改めて取り得る施策を検討していきたいと考えております。

また、関係者の皆様とこうした課題を共有いたしまして、祭りの運営に当たりますよさこい祭振興会の場におきましても、この点について協議をしていきたいと考えております。

○7番（上田貢太郎君） 私の地元、秦のイオン演舞場では、ルールの変更やチームの減少が原因で、次のチームが来るまで1時間以上待つことが度々ありまして、わざわざ県外から来ていただいたお客さんに本当に申し訳なく思った次第です。ぜひその点の部分も検証をお願いしたいと思います。

そんな中、恥ずかしいと指摘されたのが栈敷席の問題で、このことは前回にも触れさせていただきましたが、あの空席だらけの栈敷席がライブ配信で世界に流れていると思うと、よさこい発祥の地の高知県民としては残念でなりません。

ただ、よさこい祭振興会に伺いますと、今年の栈敷席のチケットは8割強売っていたそうで、ではなぜがら空きなのか。炎天下で昼の1時から5時までの4時間も何の対策もない栈敷席では、ただただ暑いだけです。よさこい祭振興会でも対策は話し合われているようで、例えばよ

り細かく時間割で販売したり、昼間は思い切って無料開放してはどうかという話もあるようですが、最低でも日よけを備えて、ミストを噴霧することで少しは涼を感じていただく、背負い式ビアサーバーでビールを売って、ポータブル冷蔵ワゴンを押してソフトドリンクも売るなど、考えられる集客策は全て行うべきです。過去にボランティアで歩き売りをされた方がいらっしやったそうですが、1日で50万円以上の売上げがあったそうです。ということは、それだけの観客がいたということです。

よさこい祭振興会としても、追手筋本部競演場の在り方を全面的に考え直す旨をお聞きしておりますが、観光振興部長としてアドバイスできる案がございましたら、ぜひ助言をしてはとありますが、部長の御所見をお聞かせください。

○観光振興部長（山脇深君） 県では、これまでも栈敷席の利用促進を図るために、栈敷席を運営する高知市観光協会に対しまして、暑さ対策や入替え回数の増加などを提案してまいりました。今年は第70回記念企画ということで、暑さ対策を施しましたグループ席を販売するなど、新たな試みも行われたところです。

私は、この今年のよさこい本祭の2日間、栈敷席のすぐ間近に終日おりましたので、栈敷席の状況を詳しく見てまいりました。観客の皆さんは、ほかの会場に移動したり、暑さをしのぐために町なかで休憩したりと、出入りを繰り返しながら観覧を楽しむ方が大変多いように見受けました。やはりあの猛暑の中で、また周辺にもよさこい演舞を間近に見られる会場があることなどを踏まえますと、栈敷席で長時間、また連続して観覧するというそのスタイルは、今の観客のニーズに合わなくなっているのではないかという課題認識を持ちました。

今年度から高知市観光協会がよさこい祭振興会の部会に加わり、全体で協議する場も整った

こともありまして、そうした場でも関係者の方々と共に、栈敷席の課題について議論していきたいと考えております。

○7番（上田貢太郎君） 御意見の中にもあった、競演場の近隣住民からうるさいとのクレームが絶えない大音響の問題もございましたが、これは本県条例の高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例で対応できると考えていますので、関係各所と御検討いただきたいと思っております。

この項の最後に、よさこい甲子園について伺いたいします。先日、約半世紀ほどよさこい祭りに関わってこられた大先輩に、よさこい祭りの歴史を伺う機会をいただきました。先輩に、よさこいの心はと問いかけますと、答えは、自由と返されました。何を意味するかを重ねて聞くと、土佐人の気質だと答えられました。これからのよさこいがどうあるべきかと問いかけますと、若者による自由なよさこいと返ってきました。

御存じの方は少ないかと思いますが、今から20年ほど前に高知市主催でよさこい甲子園が1度だけ開催されました。県外5府県9チーム、県内9チーム、合わせて18チームの中高生約900人が高知市でパフォーマンスを繰り広げました。先輩いわく、県として全く新しい形でよさこいダンス甲子園として、教育の一環で復活させてはどうかというのです。音楽も自由、衣装も自由、人数も自由、運営は若者に任せる、大人はサポートを行うというものであります。

実は、教育的パフォーマンスで知られるものに南中ソーランがあります。昭和59年、北海道の北の端、稚内市立稚内南中学校は、授業崩壊、校内暴力やいじめ、生徒の犯罪が勃発するといった状況下にありました。そこで、北海道民謡であるソーラン節をアップテンポにアレンジした曲を用いたパフォーマンスを教員と生徒が考案

し、学校再生を行ったのです。これが全国に広がり、テレビのドキュメンタリー番組などで取り上げられたり、稚内発学び座として映画化もされました。また、3年B組金八先生やNHK紅白歌合戦でも取り上げられ、40年近くたった今でも教育委員会主催で、南中ソーラン全国交流祭in稚内として歴史を刻んでおります。

私は、土佐人の気質、自由をテーマに、よさこいダンス甲子園をスタートさせてはと考えておりますが、実際に若者が主役となるよさこいイベントを立ち上げようとする動きもあります。こうした若者を対象としたよさこいイベントを県教育委員会が支援するようなことはできないか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 子供たちが主体となるよさこいダンス甲子園のようなイベントは、高知を盛り上げることとともに、未来のよさこい祭りを担う若者の育成につながることを期待されます。また、企画運営に子供たちが参画することは、主体的に考え行動する力を育成することにもつながるものと考えます。

今後、子供たちが主人公となるよさこいのイベントが企画される場合には、例えば県教育委員会としての後援や各学校への周知、また子供たちへの参加呼びかけなど、どのようなことができるのか、検討してまいりたいと考えます。

○7番（上田貢太郎君） よろしくお願ひします。実は、よさこい祭振興会も、よさこいの継承問題には危機感があつたようで、約10年前にみんなでよさこいというCDを幼稚園から高校生まですべての子供たちに配つたことがあるそうです。このCDが生かせるように、タレント事務所や学校教員の方々に利用をお願いしているようですが、指導者の問題などからあまり生かされていないようです。今後は指導者の派遣なども含め、よさこいを伝統教育と捉えて、一つ一つ進めていく必要性を感じておりますので、ぜひ教

育面からの取組をお願いしたいと思います。

新しいルールをつくり、公平・公正な、老若男女、県民みんなで楽しめる、世界から観光客も押し寄せる、そんな聖地のよさこいにつくり直しましょう。そのためにも、次回行われる知事と市長とのカウンターパートの議論では、私が以前から御提案申し上げ、多くの県民も待望しております、高知市と高知県によるよさこい祭り共同開催決定の報を期待しておりますので、知事、よろしく願いをいたします。

次に、インバウンドとアドベンチャーツーリズムの可能性についてお伺いいたします。アドベンチャーツーリズムは、2018年頃から国交省観光庁を中心に、次世代インバウンドモデルの位置づけで推進を行っています。私も過去3回ほどアドベンチャーツーリズムの質問を行いました。アドベンチャーツーリズムの本質を調べていくと、自然、アクティビティー、文化体験の3要素のうち2つ以上で構成される旅行とありますから、新たにアクティビティー開発を行うのではなく、これまで県民が自然とともに培ってきた仕事や生活を提供しても、立派なアドベンチャーツーリズムと言えるのではないのでしょうか。

それらをツアー会社などに少人数パッケージとして売り込むBツーB——ビジネス・ツー・ビジネスではなく、個人消費者にアプローチをかけるBツーC——ビジネス・ツー・コンシューマー、つまり消費者に直接かつ積極的にアプローチを行うことで、新たなインバウンド需要が確立するのではないかと考えます。

先日の質問に対する答弁では、まだまだBツーBの拡大を望んでおられるように聞かせていただきましたが、次世代観光であるアドベンチャーツーリズムのBツーCへの取組を今後どのように進めていくおつもりなのか、観光振興部長のお考えをお聞かせください。

○観光振興部長（山脇深君） このアドベンチャーツーリズムは、本県の強みであります食や歴史文化、自然体験を生かすことができる旅行形態でありまして、今後の本県観光を進めていくべき方向でもありと考えております。

ただ、このアドベンチャーツーリズムにつきましては、進めるに当たって専門的な商品づくりのノウハウや、海外での販売ネットワークが重要でありますことから、そうしたノウハウを持つ旅行会社と連携して現在取り組んでいるところであります。

まずは、このような専門性を有した旅行会社と共に、本県での旅行商品を増やし、誘客の拡大を図っていくということに重点を置いて取り組んでいく考えでありまして、その上で一般の旅行者に対しても直接発信していくことを検討していきたいと考えております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

先日、県内でリバーアクティビティーを軸にアドベンチャーツーリズムを実践されている佐々木さんという青年と意見交換を行いました。佐々木さんは、留学経験もあり世界を旅されたことから、海外10か国以上に親しい友人がいるようで、その友人たちの多くがインバウンダーとして来日し、高知にも来られているそうです。彼はこれまでに国内各地で数々のインバウンド施策に参加され、実績を上げてこられた方ですが、それらの地は数年たつとオーバーツーリズムに悩まされているようです。

彼との話の中で感じたことは、本県が目指すアドベンチャーツーリズムは、構えて何か新しいことを起こすより、日々の営みをそのまま提供する、例えて言えば、旅の良心市、スローツーリズムのようなもののほうが喜ばれるのではないかとのことです。ちょうど今議会の知事提案にもあるどっぷり高知旅がまさにそれだと思います。オーバーツーリズムエリアを旅したイン

バウンダーは総じて人に酔い、疲れを感じているようで、帰国の前に心を癒やしたい方が多いようです。私はそんな彼らをセカンド・インバウンダーと名づけ、のんびりゆっくりとしたチルアウトな時間を提供するツアーを企画すべきではと考えます。そんなツアーであれば、県下34市町村のどこでも商品化が可能ではと考えます。

ただ、これらをインバウンドに結びつけるとなると、言葉の壁が立ち塞がります。最近、ポケトークなどの翻訳機も普及しておりますが、基本的にこれらは方言には対応しておらず、ネイティブな土佐弁では誤訳で使えないと考えられます。

来高した外国人観光客との間の言葉の壁をどのような手段で乗り越えて、コミュニケーションを行えばいいのか、観光振興部長に策がございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○観光振興部長（山脇深君） 使用する言語が違う観光客の円滑な受入れを進めるために、これまで地域通訳案内士の育成や翻訳機の導入、案内板やチラシの多言語化などへの支援を行ってきたところであります。今後、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとして、地域の魅力を外国人に深く味わっていただくためには、受入れ側が地域のよさを十分理解した上で、そのことを伝えていくことが大切だと考えております。

このため、例えば地域通訳案内士の育成の際に、地域に残っている伝統文化や食文化などを研修素材として盛り込むなど、どっぷり高知旅を実感いただけるよう、受入れ体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。本県のようなローカル地域では、英語圏の壁は何とかクリアできても、世界各国となると対応は皆無ではと考えます。また、様々なインバウンダーの様々なリクエストに対応するとすると、

さらに難易度は高くなります。

先ほどの佐々木さんは、この解消には多言語のプラットフォームシステムの開発が不可欠だと言っていました。彼には既に構想があるようで、グローバルIT企業を通じて、インバウンダーがPCやタブレットでアプリを使って観光、飲食、宿泊などを自由に探し予約できる、そんなシステムを構築させたいと話していました。

本県も彼らのような人材に協力を仰いで、高知独自のインバウンダー入り込み策を講じる必要があると考えますが、観光振興部長には何か思われる策をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○観光振興部長（山脇深君） 本県では、多言語化に対応した高知県観光情報サイト、VISIT KOCHI JAPANを運営しております。その中では、観光地だけでなく、アクティビティー、飲食店、交通、旅行商品など多岐にわたる情報を集約して発信をしております。また、宿泊やアクティビティー、旅行商品につきましては、大手オンライン旅行サイトと連動させておりまして、本サイトを通じた予約も可能となっております。

今後も、観光事業者からも御意見をいただきながら、この観光情報サイトの改善と充実を図っていく考えであります。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

9月25日の夜、須崎市安和海岸で、県外から移住してきた若者たちのビジネスコンテストと題する起業プレゼンテーションに参加してきました。プレゼンターの中に東京出身の一人の若者が、滞在型インバウンドを来年からスタートさせるとの発表がありました。彼は台湾に多くの仲間がいて、その仲間たちと現地のリタイア富裕層を須崎に呼び込む計画を立てているようで、やはりローカルエリアのインバウンドは、アドベンチャー・アンド・スローツーリズムをメインで推すほうがいいのだろうと思いつつも、

今のチャーター便から県が望む台湾定期便の就航を知っていたかのような企画に驚きを感じた夜でした。

今日はその方が傍聴に来ると言う——来ていませんけれども。これまで我が国政府が期待してきたインバウンドは、かなりのウエートで爆買い中国人でした。ただ、指導者の思惑一つで渡航や輸出入が禁止されるような国に依存したインバウンド施策はリスクが高過ぎます。そのためにも、まず訪日国籍の分散が大切です。人気観光地は人手不足で、インバウンド顧客が戻ってきてても受入れが困難ですから、地方に分散していく流れをつくらなければなりません。

本県の海外向けユーチューブチャンネル、VISIT KOCHI JAPANを見させていただきましたが、すばらしい出来栄で、最高のイメージ動画ができております。皆さんも御覧いただきたいと思いますが、これらをうまく活用して、ぜひ高知の魅力を国内外に積極的に発信していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後に、今や若い方はほとんど知らないのではないかと思います。本県の観光資源、国の特別天然記念物であります土佐のオナガドリについてお伺いいたします。

土佐のオナガドリは大正12年に天然記念物となり、その後昭和27年3月29日に特別天然記念物に指定されました。特別天然記念物とは、文化財保護法によって指定された天然記念物のうち、世界的にも国家的にも価値が極めて高く、保護、保存がより徹底され、特に重要なものを文部科学大臣が指定します。

2代土佐藩主山内忠義公の頃、土佐の国大籾村、現在の南国市籾原で、ちょんまげを結う仕事をしていた武市利右衛門が飼っていた小国という種のおんどりの中で、たまたま尾羽が切れず、生え変わらない種を見つけ、尾羽を伸ばす

ための工夫を凝らされ、以来その遺伝子をずっと守り続けた種が土佐のオナガドリです。昭和初期には、高知県内全体で飼育量500羽以上に増えていましたが、太平洋戦争が始まり、9羽まで激減していたものの、現在県内には7軒のお宅と、長尾鶏センターで合わせて300羽ほどが飼われております。

一時は近親交配などの問題から、尾羽が伸びない現象などもあったようですが、現在は回復に向かっていると聞いています。また、県外でも個人の方が特別天然記念物土佐のオナガドリ関東愛好会なるものを発足させ、積極的なオナガドリの保護活動を行う事例なども見られます。

そもそもオナガドリは、幸せや商売などに縁起を取り込む縁起物とされており、そのためパリコレクションのウエディングドレスにオナガドリの羽を使ってみようとか、新しい学校のリーダーズのデザイナーが大変興味を示してくれているとか、いろいろお話はあるようですが、いかに全国、世界にアピールするかですし、より多くの個体が飼われれば、おのずと種の保存につながるかと考えております。

私は、文部科学大臣が指定した特別天然記念物ですから、県が積極的に関わり、土佐のオナガドリの伝統と種の保存を図るべきだと考えています。そのための具体的な対策を南国市と共に模索していく必要があるかと考えますが、文化生活スポーツ部長のお考えをお聞かせください。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 我が国を代表する特別天然記念物、土佐のオナガドリが、飼育者の皆様をはじめ多くの方々の御努力により今日まで保存されてきたことに、まず深く敬意を表するものであります。

この土佐のオナガドリの保存につきましては、文化財保護法に基づき、管理団体に指定されている南国市が主体となって対応しているところ

であります。県としましても、餌代や人工授精に係る費用などに対し、南国市を通じまして飼育者の皆様への補助を行いますとともに、高知県文化財保護審議会の委員によります人工授精に関する指導を実施いたしますなど、飼育技術の向上にも努めているところであります。

今後も、引き続き南国市と連携をいたしまして、こうした飼育者の皆様に対する餌代などへの経済面での支援や、専門家による技術指導などを行ってまいりたいと考えております。

あわせて、オナガドリの価値や、その歴史と現状などを広く県民の皆様にご存知いただくとともに、種の保存に取り組まれる飼育者の増加につなげるための普及啓発などの取組に対しましても、南国市と連携して支援策などを検討してまいりたいと考えております。

○7番（上田貢太郎君） ありがとうございます。先ほども触れました、オナガドリの保護と飼育をされている皆さんの高齢化は、かなり危機的な問題だと聞いております。オナガドリ好きが高じて南国市に移住してきた、長尾鶏センターでも働く漫画家の方もいらっしゃいますが、こうした若手を応援するのも必要なことではないでしょうか。また、若手地元有志や広告代理店なども関わって、土産物の開発や着ぐるみ作成など、オナガドリのPR作戦も動き始めたようです。畜養動物でありながら特別天然記念物に指定されることは他に類を見ない土佐のオナガドリですから、県がもっと支援を行うべきだと私は考えます。

オナガドリのPRには、広報大使の任命も有効な手段ではと考えます。静岡大学教育学部准教授で、ユーチューブチャンネル、生物ハンター加藤英明を運営している加藤さんという方がおられます。ユーチューブでオナガドリを検索すると、加藤さんが長尾鶏センターを訪れた動画を見ることができますから、皆さんもぜひ一度

御覧いただきたいと思います。加藤さんはテレビ番組「クレイジージャーニー」や、「ザ！鉄腕！DASH!!」、「緊急SOS！池の水ぜんぶ抜く大作戦」などにも出演され、影響力をお持ちの方ですから、ぜひ検討してみても申し加えておきます。お願いいたします。

以上で予定していた質問は終わりますが、最後に、今議会は観光を主題に、本県の抱える様々な問題を御質問させていただきましたが、執行部の皆様方にはそれぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。この難局を乗り越えるための知事はじめ執行部の皆さんの決意のようなものを感じた次第です。これからも議会と執行部が一丸となって、県勢浮揚に向け全力で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で全ての質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（今城誠司君） 以上をもって、上田貢太郎議員の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。
午後2時53分休憩



午後3時15分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田中徹議員の持ち時間は30分です。

11番田中徹議員。

○11番（田中徹君） 自由民主党の田中徹です。4月の選挙におきまして、県民の皆様から3度目の負託をいただきました。今任期初めての質問の機会をいただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

私は、これからも県民の皆様の気持ちに応えられる政治活動を心がけてまいる所存ですので、どうか知事はじめ執行部の皆様方、そしてまた同僚議員の皆様には引き続き御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

さて、今定例会での私の質問項目は、前任期からの課題、そしてコロナ禍を経て新たに直面する課題などを取り上げさせていただきました。これまでの質問と重複する分野もあろうかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、原油価格や株価高騰による影響と対策についてです。

ロシアによるウクライナ侵攻以来、度重なる食料品の値上げやガソリン価格の高騰などにより、家計への負担が増大しています。質問初日には、我が会派代表の土居央議員の質問において、原油価格・物価高騰の長期化による影響を踏まえた今後の事業者支援の方針について議論がなされていましたが、私は生活者支援、とりわけガソリン価格の高騰が続くことによる県民生活への影響についてお伺いします。

本県は、中山間地域も多いことから、移動手段として、また生きるすべとして車を利用する方が多いのは周知の事実です。全国的にも、公共交通機関の脆弱な地方ほどガソリンの使用量が多いのではないかと推察いたします。

また、輸送コストの問題から、本県のガソリン価格は他県に比べ高い水準で推移しています。度重なる食料品の値上げなど、家計への負担感が増す中で、昨今のガソリン価格の高値が続く状況は、県民生活への影響も甚大だと感じます。

そこで、原油価格や物価高騰が長期化する中で、ガソリン価格の高騰に対する県民の負担感をどのように捉えられていらっしゃるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありましたように、ウクライナ情勢などを背景といたしました世界的な燃油価格の高騰に伴いまして、本県におきましてもガソリンの平均価格は1リットル当たりで180円を超えると、歴史的な高騰が継続をしております。従来から本県のガソリン価格は、物流にかかるコストでございますとか、販売量の相対的な少なさなどから、全国と比べて高い状況にあるというふうに認識をしております。

加えまして、御指摘もございましたように、都市部に比べて公共交通網が脆弱であり、集落が点在しております本県のような地域におきましては、日常的に自動車を使う機会が多いという事情もございます。

このため、本県では1次産業や運送業などの事業者はもとよりであります。一般家庭におきましてもガソリン価格の高騰に伴います負担感は大変大きいものがあるというふうに考えます。

○11番（田中徹君） 先ほど知事からも御認識といたしますか、今の県民の皆様の負担感ということでお答えいただきましたけれども、私も先ほど述べましたように、やはり車がなくては生活ができない県民が多くいることや、全国的にもガソリン価格が高い本県において、やはり国の対策のみならず、何らかの独自の対策が必要ではないかと考えています。

そこで、国においては、今月中に新たな経済対策を取りまとめることが表明されていますが、県としては今後どのような対策を考えられていらっしゃるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） ガソリン価格の高騰によりまして、多くの県民の皆さんがお困りになっているという事情は重々承知をいたしております。しかしながら、民間の事業者の間におきまして適正な輸送コストなどを反映して合理的な根拠に基づいて形成をされた価格に対しまして、

県がいたずらに介入するという形になるのは、慎重でなければならないのではないかという思いもございます。また、価格の引下げに対する支援には多額の財源も必要でございまして、一義的には国全体の経済政策の一環として国で対応を考えていただくと、これが基本であろうかと思っております。

そういった中で、県といたしましては、さきの6月補正予算の例では、ガソリン価格を含みます物価高騰への対策といたしまして、省エネルギー性能の高い家電製品の購入の促進、あるいは子育て世帯へのデジタルクーポンの付与、こういった生活者向けの支援策も講じるということといたしました。

国におきましては、ガソリン価格を抑制する措置を今年末まで延長されます。加えて、月内には総合経済対策も取りまとめることとされておりまして、この中では地方向けの交付金の追加も盛り込まれる見通しとなっております。

引き続き、国の動向の情報収集、そして県民生活への影響の把握を行いながら、全国知事会と連携をいたしました政策提言を通じまして、まずは経済対策を県として行うに対して必要な財源の確保に努めてまいりたいというふうに存じます。

その上で、ガソリン価格の高騰への影響も含めまして、物価高騰により影響を受けます県民の皆さん、さらには事業者の皆さんへの支援として、どういった措置が取れるのかということをよく検討してまいりたいと考えます。

○11番（田中徹君） 御答弁ありがとうございます。

先ほど知事から、その財源の確保という面と、そしてまたその上で確保ができれば、県民の皆さん、また事業者の皆さんにこれから何らかの検討をしていきたいというような前向きな御答弁があったと思っておりますけれども、なかなか今の現

時点で知事も答えにくいかもしれませんが、もし頭の中で、もう思い描いておられる対策等ありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○知事（濱田省司君） 率直に申し上げまして、特にガソリン高騰対策ということでの具体的なイメージというのは、いまだ持っておられないわけでございますが、基本的な哲学とございますか、考え方といたしましては、6月補正のときもそうございました。もちろん当座の物価高騰で困っておられる事業者の方々、あるいは生活困窮されているの方々への影響緩和というのもございますけれども、そういった類いの影響緩和策を今未来永劫講じていくということは、現実問題難しいわけでありまして、構造転換といえますか、中長期的に効果が及ぶような、例えば家庭でも省エネ家電を購入いただいて、将来の電気代が安く済むといった対策、こういったようなものに象徴されますような構造転換に貢献できる対策というのをメインに、何が考えられるかということを検討したいという思いを持っております。

○11番（田中徹君） 大変難しい時期に御答弁をいただきましてありがとうございます。

まさにおっしゃっていただいたように、今脱炭素社会に向けて取り組まれているところでもありますし、先を見据えた、そういった社会構造変化に対応できる対策をぜひ今からも考えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次の項として、中山間地域の振興について伺いたいと思います。

今議会でも中山間地域再興ビジョンの策定に向けて、中山間地域の課題に対して活発に議論が行われているところです。私は、コロナ禍を経て、これからの中山間地域を維持・活性化するための起爆剤として、キッチンカーの積極的な活用ができないものかと考えています。

私自身も県内でもキッチンカーを見る機会が増えてきたと感じていますが、まず県内におけるキッチンカーの許可状況について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） キッチンカーの営業には、食品衛生法に基づく飲食店営業（自動車）の許可が必要で、高知市内で営業する際には高知市の、高知市以外の県域で営業する場合は高知県の許可が必要となり、1台の車で県下全域を営業する際には両方の許可が必要になります。

コロナ前の平成31年3月末の時点で、高知市で12件、県で16件、それから県内でのコロナの感染直後の令和2年3月末時点で、高知市で25件、それから県で29件、以後増加傾向になっておりまして、直近の令和5年9月末の時点で、高知市で133件、県が123件と急増しております。

○11番（田中徹君） 非常にコロナ前といいますか、最近急増しているということだと思います。その中で、特に中山間地域では、高齢化の進展や感染症への対策などから、集う機会や場所が少なくなっているのではないかと感じています。報道によりますと、県外ではコロナ禍で打撃を受けた居酒屋がキッチンカーを導入し、イベントへの参加のみならず、高齢者が多く暮らす過疎地域で、総菜の移動販売も行っているとのこと。

そこで、今後地域のコミュニティーを再構築する上でも、中山間地域の振興のためには、キッチンカーを活用することが有意だと考えますが、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） コロナ禍前は集落活動センターにおいて、地域のコミュニティーの維持あるいは再構築を図るために居酒屋やビアガーデン、喫茶といった飲食を伴う集いの場づくりを行っている地域が多くござい

ました。今年度実施しているセンターの再始動事業などによりまして復活したものもございしますが、そうでない地域もございしますし、またセンターがなくそうした取組がもともとない地域もございします。

キッチンカーがそうした地域を訪れば、そこに集落の方々が集い、にぎわいが生まれます。こうした形でキッチンカーを活用することは、コミュニティーの場づくりにも大きな効果があると考えております。

○11番（田中徹君） 部長からは本当に有意義なというか、キッチンカーの優位性というものを御答弁いただいたと認識をしました。

では、具体的にこれから例えば中山間地域に入っていくとなるとどのような取組が考えられるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（中村剛君） 例えば、日高村では地域おこし協力隊の活動のために公用のキッチンカーを導入し、協力隊が使わないときは、他の希望者に貸し出すという取組をしております。また、愛知県の東三河地域では、キッチンカーを出店したい事業者と、出店を募集したいイベント主催者などを結ぶマッチングサイトを開設するという取組もあると聞いております。

それぞれの運用方法や活用方法、効果などをさらに確認する必要があるとは思いますが、まずこうした事例を参考としながら、あわせて利用者側となる中山間地域の声、ニーズなどもお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○11番（田中徹君） これまで中山間地域のコミュニティーの再構築といいますか、集落の維持、にぎわいという部分でお伺いをさせていただきましたけれども、少し観光面でもお伺いをさせていただきたいと思っております。

本県では、ポスト牧野博に向けて「極上の田舎、高知。」をコンセプトに、知る人ぞ知る観光名所や中山間地域での楽しみ方などを積極的に発信することで、県内を広域的に周遊していただく、そんな観光戦略を考えられていると承知しています。そして、これまでも本県では自然や食などを強みに、観光振興を行ってきたことと思います。

そこで、今後の中山間地域の観光振興に向けて、キッチンカーを活用できないかと考えますが、観光振興部長にお伺いをいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 新たな観光キャンペーンでは、観光客の方に中山間地域でゆっくりと滞在をし、地元の方々との触れ合いを通じて、地域ならではの魅力を感じていただきたいと考えております。そうした場合に、近くに飲食店がないなど、飲食を提供する機能がない可能性もありますため、キッチンカーによる食の提供は、それを補う有効な手段だというふうに思います。

また、中山間地域で食事を取ることは、そこでの滞在時間の延長にもつながりますし、テークアウトですので、一緒に食を取りながら地域の方々と観光客との交流が生まれる機会にもなるのではないかとというふうに思います。

今後、地域の方々と地元の事業者とも連携をしながら、キッチンカーの効果的な活用方法を具体的に検討していきたいと思っております。

○11番（田中徹君） 部長が御答弁いただいたとおり、有意な活用の方法は様々考えられると思っておりますので、ぜひ中山間地域の観光振興の面においても、キッチンカーの活用というものも具体的に考えていただきたいと思っております。

次に、お米についてお伺いいたします。

このお米について、ちょうど2年前の令和3年の9月定例会、そして昨年9月定例会、そして今回で3年連続での質問となります。

これまで県としても様々な分野で取り組んできていただきましたが、農業者の高齢化や肥料の高騰など資材が高騰する中で、水田農業を取り巻く環境は厳しさが増えています。特に、早期米の取引価格、概算払い金などは適正な価格とは言えない状況です。ここ数年の米価の状況では、水稻をやめる農家の増加に拍車をかけ、耕作者も減少し、必然的に遊休地や耕作放棄地が増えることが推測されます。しかしながら、中山間地も含め多面的な機能を併せ持つ農地は、今後もしっかり守っていかなければならないと考えます。

そこで、まず県産米の現状をどのように認識なされていらっしゃるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 県産米の令和4年の相対取引価格を見ますと、主要品種でございましてコシヒカリ、ヒノヒカリともに5年前の約90%、10年前の約75%に価格が低下をしているというふうに承知をしております。加えまして、近年は肥料や軽油などの価格の高騰により生産コストが上昇しております。稲作農家の経営は非常に厳しい状況に追い込まれているというふうに承知をしております。

この厳しい現状を打開するためには、一層のコスト削減ももとよりでありますけれども、栽培方法の転換も含めて、販売価格の単価を上げます売れる米作り、消費者に嗜好がされる売れる米作りといった視点が、より重要になっているのではないかとというふうに考えております。

○11番（田中徹君） まさに私も、知事が先ほど御答弁いただきましたように、売れるお米でなければ、なかなかこれからの消費拡大というものにもつながっていかないんだろうというふうに考えています。今後、農地を守り、米価を適正な価格に戻すためにも、やはり売れる米作りと、さらなる消費拡大に向けた取組が重要と考

えています。そのためには、協議体を設置し、5年や10年先を見据えた将来的なビジョンを策定することなど、産地の努力も必要になってくると思います。

そこで、売れる米作りについて、今後どのような支援が考えられ、取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 日本穀物検定協会のお米の食味ランキングや、全国的な食味コンテストで入賞したお米に消費者の注目が集まり、高値で販売されている現状を見ますと、売れる米には食味のよさが求められていると言えます。また、売れる米は、年度や圃場による品質のばらつきを少なくすることで、消費者の信頼を高めることも重要となってまいります。ほかにも、実需者ニーズがあり安定した価格が期待できる酒米や、今後新たな付加価値として需要が見込まれる有機栽培のお米なども売れるお米ではないかと考えております。

県内には、国や県の支援策を活用して、全国的な食味コンテストでの入賞を機に、高値で販売している仁井田米や土佐天空の郷、地元の酒造メーカーに供給する酒米作りに取り組む土佐市の事例などもございます。

県としましては、こうした事例も参考に、産地ごとにJAや市町村、稲作農家などと売れる米作りに向けた検討会の開催を呼びかけてまいります。その検討の場において、現在の田植の時期や栽培管理方法、品種などについて、今よりおいしくて品質の良い米を安定生産するために見直すことはないのか、しっかりと検証し、できることから実施していきたいと考えておりますし、必要な施策も検討してまいります。

○**11番（田中徹君）** 非常に前向きな御答弁だったと思います。また、そのさらなる消費拡大に向けては、やはりお米の持つ機能や魅力、県産米のおいしさを発信するとともに、県民運動を

展開することが急務であると私は考えています。

ここで少し御紹介したいことがございます。先日、お米ってすごいとキーワードを入力し、グーグルで検索をしますと、何とトップに香川県庁のホームページが表示されました。お米にはすてきな魅力が詰まっていますというページで、日本の食習慣が危ない、日本の食習慣が乱れています、栄養バランスのよい御飯食で健全な食生活をという見出しとともに、お米の魅力について記載されています。皆さん、驚きませんか、うどん県を標榜する讃岐うどんで有名な香川県のホームページで、お米の魅力が記載され、栄養バランスのよい御飯食で健全な食生活をと呼びかけているのです。

このように本県でも消費者への意識変容を促す取組や、県民運動の展開が急務だと考えます。そこで、県産米の消費拡大について、今後どのように取り組まれるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 県産米の消費拡大の取組としまして、県では本年度、本県出身の元関脇豊ノ島さんを起用したCMを制作、放映するなど、広く県民の皆様にも県産米の良さをイメージしていただけるようなPR活動を展開しているところでございます。

また、民間が主体となった取組としましては、JAグループと県内の米卸3社による高知県県産米消費拡大推進協議会が本年7月に設立されて、本来はお米の販売でのライバル関係にある方々がタグを組んで、消費拡大の活動に乗り出しております。この協議会では、まずは消費者の口に県産米を運んでもらうことでそのおいしさを改めて実感していただくことが効果的ではないかということで、積極的に量販店における試食販売などを行っていくこととしております。

また、お米以外の取組ではありますが、県内

での成功事例の一つであります土佐茶における取組事例では、これまで県内の商工団体などと連携し、企業活動における土佐茶の利用を促していく土佐茶プロジェクトを展開したところ、高知市における緑茶の消費量は、プロジェクトを開始してから3年間で約3割も増加いたしました。

このプロジェクトを行った高知県農商工連携協議会とも連携し、また経済団体の協力もいただきながら、新米を買うなら高知県産といったような新たなキャンペーンも企画していきたいと考えているところでございます。

先ほど答弁いたしました売れる米作りの取組も積極的に進めるとともに、生産者の皆様のおいしいお米作りの努力に応えられるよう、官民が一体となって様々な取組を展開することで、今後県産米の消費拡大に向けた動きが広く県民運動につながるよう努めてまいります。

○11番（田中徹君） 非常に前向きなというか、御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。また、その消費拡大に向けて、先ほど中山間地域でも少しお話をしましたけれども、本県の強みである自然や食を生かした観光戦略づくりにおいて、県産米の消費拡大につながる取組についても大いに期待を寄せています。

そこで、観光を通じた県産米の消費拡大について、観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

○観光振興部長（山脇深君） 県では、カツオ、アメゴ、土佐あかうしなどの海、山、川の素材を生かした御当地丼を土佐井王国と銘打ち、PRをしているところであります。これまで県内で約40種類の御当地丼がこの取組に参加いただいております。地域ならではの食材とともに、本県のおいしいお米を多くの観光客に味わっていただいております。

また、来年度以降の観光キャンペーンでは、例えば田舎ずしなどの伝統の食や美しい棚田の紹介、生産者との交流などを進めることによりまして、県産米の消費拡大をしっかりと意識してキャンペーンを展開してまいります。

○11番（田中徹君） どうもそれぞれありがとうございました。私も本当に3年続けての質問になるんですが、このお米と申しますか、この米価というものに対しても、引き続き関心も持っていていきたいと思っておりますし、やはり県知事はトップとして、県庁挙げてこのお米についての取組というものをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後の項になりますが、こども食堂についてお伺いをいたします。

この、こども食堂については、平成28年9月定例会において私も取り上げさせていただきましたが、あれから7年が経過し、当時とは状況も変わってきていると思います。

そこで、まず県内のこども食堂の設置状況について、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県が把握しているこども食堂の設置数は、本年8月末時点で23市町村、102か所となっております。設置状況につきましては、高知市に約半数の49か所が設置されており、また11の町村ではこども食堂が設置されていないなど、地域の偏在があります。引き続き、未設置の地域を中心に、市町村や社会福祉協議会等と連携をして、こども食堂の設置に取り組んでまいります。

○11番（田中徹君） 先ほどの御答弁ですと、やはり高知市が半数近くということで地域偏在があったり、数的には昔に比べると、かなり設置数としては増えてきているのではないかなというふうに感じました。

では、県としてこのこども食堂についてどう

いった目的を持って、こども食堂を支援されているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） こども食堂に対しましては、地域の交流の場としての役割や、課題を抱える子供や保護者の居場所としての役割を十分に発揮していただくことを目的に支援をしております。

地域の交流の場としてのこども食堂への支援では、高知県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、こども食堂の立ち上げ段階から活動までをサポートしております。課題を抱える子供や保護者の居場所への支援では、今年度からこども食堂の関係者を対象に、気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修を実施するなど、課題を抱える子供や家庭に気づくためのスキルアップを支援しております。

引き続き、人と人とのつながりの再生に向けまして、地域交流拠点や、子供や保護者の居場所としてのこども食堂の活動が拡大していくことを目的に支援をしております。

○11番（田中徹君） これから、その子供の貧困対策を進める上で、こども食堂だけでは課題解決には至らないと考えますが、できるだけ早い段階で子供や保護者の課題に気づき、必要な支援につなげることも重要だと考えています。

そこで、子供の貧困対策を進める上で、こども食堂の役割というものをどのように考えられておられるのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 子供の貧困対策を進める上で、こども食堂に期待する役割は、1つは、できるだけ早い段階で子供や保護者の貧困状態などの困り事に気づくこと、2つ目は、必要な支援につなぐことだと考えております。

例えば、何となく元気がないなど、こども食

堂の方が気づいても、それだけでは市町村や社会福祉協議会などの専門職への相談は敷居が高く、相談をちゅうちょするケースもあるかと思いますが、それが困難等のサインである可能性もあります。そのため、こども食堂において小さな気づきも見逃さず、必要な支援につながる仕組み、例えば経験豊富なこども食堂の関係者や福祉専門職などをそれぞれのこども食堂の相談窓口として位置づけることで、こども食堂の皆さんが小さな気づきでも気軽に相談できる体制づくりを進めてまいります。

こども食堂が、子供や保護者の困窮等のサインを見逃さず、必要な支援につなぐ役割を担っていただけるよう後押しをしております。

○11番（田中徹君） この項最後に、知事にお伺いをさせていただきますが、このこども食堂の取組に対して、知事はどのような期待を寄せられていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話にもございましたように、今やこども食堂は食事の提供だけではなく、子供や保護者が安心して過ごして、子育ての孤立感、不安感を解消できる地域の居場所という意味も含めて、県内に広く展開しているというふうに考えます。地域のつながりの希薄化、核家族化の進展によりまして、子育て家庭が孤立化をするリスクが一層高まっている中でありますので、人と人とのつながりが実感できます地域のこども食堂の取組は、ますます重要だと思っております。

こうしたこども食堂の取組は大変心強いものだと思っております。いわゆる高知型地域共生社会の実現を目指す上でも、大きな役割、中核的な役割を果たしていただけるのではないかとこのように期待いたしているところでございます。

私自身も県民座談会「再び、濱田が参りました」の中で、高知市内の旭地区のアテラーノ旭

という名前のこども食堂を中心とした福祉施設にお邪魔しましたけれども、まさしく地域共生社会の拠点という機能を果たしていただけていると実感いたしました、その重要な意義を再認識して、しっかりとサポートしていきたいと思っております。

○11番（田中徹君） 非常に最後知事から思いの籠もったといえますか、御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

時間も限られていますけれども、知事におかれましては、この9月定例会が終わられましたら、いよいよ秋の戦いに向けて準備を加速されることだと思えます。私も引き続き濱田知事とこの場で再び議論をさせていただきたいと大いに期待をしておりますので、お体には十分御留意をされまして、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、田中徹議員の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩といたします。

午後3時45分休憩



午後3時50分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内隆純議員の持ち時間は40分です。

14番西内隆純議員。

○14番（西内隆純君） 自由民主党会派の西内隆純でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に移らせていただきます。

今定例会においては、中山間対策と中山間に

おける人口流出兼ねて少子化対策について多くの議員から質問がありました。重複いたしますが、私も同様に強い危機感、課題意識を抱いておりますので、取り上げさせていただきます。

人口流出について考える中で、2つのことを思い出しました。1つ目は、私の出身校、吾北村立清水第二小学校の校歌についてです。全校生徒12人の小学校で、私の卒業1年後に休校となりました。そして、その学校の校歌の一節に「吾北の土を守るべく」とありました。当時の自分にとっては何の変哲もないフレーズでありましたが、自身も故郷を離れ、人も減りに減った今となつては、寂寥感と申し訳なさを惹起させるフレーズとなりました。

故郷を離れた理由が何かと問われれば、中学校の丸坊主が嫌だったからと、思えば本当にささいな理由でありました。これに加えて、地元に残ってほしいとは直接に言われたことがなかったことも挙げられます。もし、あの頃の自分が親や周囲に、地元に残ればどうかと声をかけられ、考える機会が与えられていれば、結果は分かりませんが、少なからず選択肢にはなり得たのだろうと思えます。

思い出したことのもう一つは、世界で最も貧しい地域と言われるネパールのムスタン、稲作を定着させるべく活躍された近藤亨さんと村人とのやり取りの一コマです。農業をするにはあまりにも厳しい環境であったことから、近藤さんは村人に低地へ移住するように勧めます。敬けんな仏教徒である彼らは、ここは先祖が亡くなった土地です、私たちの代でふるさとを捨てるわけにはいかないと答えました。少し極端な例かもしれませんが、先祖や親からの教えがあればこそ、ムスタンは地図から消えることはなかったわけです。

これらの事項から思うことは、あれこれ策を講ずることも必要ですが、まずは率直に、未来

を担う子供たちに故郷にも残ってもらえないかと声がけすべきなのではないかということです。もちろん、子供らの選択を強制するものではありません。彼らに考えるきっかけを与え、心のどこかで選択肢としてとどめてもらうことが、中山間、ひいては高知県全体の人口対策、中山間振興のため、小さくはあるが、とても大切な第一歩になると考えます。

子供たちに、故郷の土を守るために地元に残ることも選択肢として残してもらえるよう、自治体や各家庭による声がけ、その後押しの県民運動を行うべきと考えますが、この項、残念ながら知事への要請といたします。答弁したかったかもしれませんが、すみません。

中山間の人口流出対策、少子化対策の肝は、ここの今話しました内容と、次の質問にあると申し上げたいと存じます。次の結婚及び出産についてお尋ねいたします。昨今の未婚化、そして少子化の背景の一つには、結婚・出産に対する価値観の変化があります。その問題点を歯にきぬを着せずに申し上げれば、結婚と出産が当人間の問題に矮小化されていることに尽きるんだらうと思います。かつての日本人の平均寿命は、鎌倉時代20歳、室町時代は16歳、江戸時代は38歳でした。余談にはなりますが、およそ乳幼児の死亡率が高かったことが引下げの要因の一つで、七五三祭りが今日まで受け継がれている理由もここにあらうと拝察いたします。

今よりもはるかに死はありふれたものであり、生死が隣接した結果、いかに生きるかということと、いかに死ぬかということが同義であると見なされたのでありました。したがって、彼らにとって最も重要なことは、必定、子孫を残し命のバトンをつなぐことにありました。命をつなぐためには多子多産はもちろんのこと、家族や地域といった共同体の協力が不可欠でありました。そのようにしてつながれた命は、やがて

新しい命を支える共同体の構成員となります。ですから、結婚し出産することは当人の問題でもあり、家族や共同体の問題でもあるわけです。

しかし、劇的なスピードで平均寿命が100歳に達しようかという今日では、死があまりにも身近でなくなってしまうました。ゆえに、これはあってはならないことですが、結婚し、出産して命をつなぐことの大切さが、今を生きる人々から見えにくくなってしまいました。そういったことの結果として、結婚するのも、子供を産むも産まないも自由という考え方が芽吹いたのも無理からぬことと思います。

しかし、結婚し、出産し、命のバトンをつなぐことの重要性は、今日においてもいささかも変わっておりません。個人的な面で言えば、成長や幸福、家族の結束の強化の源泉であることは言をまちません。社会的な面では、人口の再生産がなければ、一定の人口規模や相互扶助を前提とした経済や社会保障、安全保障などの社会システムの維持が立ち行かなくなるのはもちろんのこと、地方都市や中山間は言うに及ばず、国家の存続も危ぶまれることでしょう。

したがって、我々が未婚と少子化の問題の解決に向けて可及的速やかに取り組むべきは、結婚と出産が持つ多くの意義、とりわけ社会的意義を改めて評価し、これからを担う世代に周知していくことと考えます。

未来を担う子供たちには、祖先や両親が命をつないでくれたからこそその今がある、陰になりひなたになり支えてくれた家族や友達、地域社会があってこそその今がある、それらのことに思いを致す中で結婚し、出産し、そして命をつなぐことの意義について考える機会を持ってもらいたいと切に願います。誤解のないように申し上げておけば、彼らの選択を強制する意図は毛頭ございません。

教育において、結婚し、出産することの意義

について学ぶ機会を設けてはどうかと考えますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君） 結婚や出産に関わる学習として、現在小中学校の道徳科では、例えば家族が深い愛情と信頼の絆で結ばれていることや、命は支え合い、受け継がれていることについて学習を行っております。また、高等学校の家庭科では、親の役割や、男女が協力して主体的に家庭を築くことの意義や重要性について考察するなどの学習を実施しております。

今後こうした学習を通して、結婚や出産について主体的に考え、適切な行動選択ができる力を育んでいくことが必要と考えております。

○14番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございます。

なかなか教育委員会としましては、学習指導要領等、幅がありますけれども、私の思いとしては今ある述べたとおりで、もっとできれば大きなマクロな観点から、社会的意義というところに重点を置いた教育をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。これは、県というよりも国のほうに言っていかなければ、課題ということであろうと思っておりますので、我々もしっかり汗をかいてまいりたいと存じます。

それでは、次に移りたいと存じます。日本経済の見通しについてお尋ねいたします。

昨今の日本では、ロシア・ウクライナ戦争や、アフターコロナの特需、半導体不足、円安等の複合的な要因をトリガーとして、刈り込み平均値が2022年9月より11か月連続2%超えを続けています。刈り込み平均値とは、消費者物価指数を基に上昇率と下落率の上位10%の品目を除いて算出した値のことで、日本銀行が基調的なインフレ率を捕捉するために用いる3つの指標の一つです。

さて、日用品や電気代の高騰により家計が圧迫されれば、厳しいとか大変なといった形容詞

から始まるネガティブな話題になりがちですが、それだけで終わっては、事態の正確な把握ができません。現在のインフレがいつまで続くか、どういう性質かというところの見極めが、日本経済の正確なかじ取りを行う上で非常に重要と考えます。政府や日銀は、そもそもデフレ脱却、好ましい持続的なインフレ状態を目標としていたはずで、好ましい持続的なインフレと判断するためには、給与、賃金が持続的に上昇するとの期待を十分に高める必要があり、政府はその実現に必死に取り組んでいるところです。

また、コストプッシュ型との見立てで始まったインフレではありますが、長期化する中で、時折よいニュースも耳にいたします。株式会社東京商工リサーチによると、2023年度賃上げをした企業は過去最大の84.8%、賃上げ率5%以上を達成した企業は中小企業において37%で、大企業を上回ったとのことでした。

また、各種統計やプレスリリース等によると、設備投資は堅調で、さらに円安により輸出額の増大や、海外工場の国内回帰が進みつつあります。足元の経済状況や賃金を見る限り、まだトンネルの中という状態ではありますが、景気の好循環に至るために必要とされる前提条件は整いつつあるように見えます。

現下のインフレの日本経済への影響をどのように評価されるか、知事にお尋ねいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘もございましたように、政府及び日本銀行におきましては、ここ10年間余り、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、2%の物価安定目標も定めまして、その実現を目指してきたというふうに承知しております。こうした中、これもお話がございました、昨年来のエネルギー価格高騰などを契機といたしまして、物価と賃金は動き始めているということだと思います。

今般の物価上昇の下で、今年の春闘におきま

して30年ぶりの高水準の賃上げとなったのは、明るい兆しであるということについては同感でございます。このような賃金の上昇が今後持続的なものとなっていくこと、そして企業が生産コストを適切に価格転嫁する流れが定着をしまして、安定的に物価が上昇し、経済が成長軌道に乗っていくと、このことが最も望ましい姿であるというふうに考えます。

その実現に向けまして、今月中には国が新たな経済対策を取りまとめるとされており、その中では持続的賃上げ、所得の向上と地方の成長などが主な柱として盛り込まれる予定ということと聞いておりまして、まさに時宜を得たものであるというふうに考えます。

経済対策の後押しも受け、デフレから脱却をいたしまして、岸田内閣がかねて掲げておられます成長と分配の好循環の実現につながっていくことを期待したいと考えます。

○14番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございます。

知事からもありましたけれども、今政府のほうではしっかり必要な取組を進めておるわけにあります。昨日の報道でアメリカの雇用が堅調であるという発表がある中で、アメリカにおける金利の引下げがしばらく見送られるのではないかと、もとい利上げが行われる可能性があるのではないかとということで、またちょっと円安のほうが進行了いたしました。そういった中で、予断のできない状況ではありますけれども、しっかりと良好なインフレ状態が継続できるよう、我々、責任与党として安定的な政権運営ができるよう、頑張ってまいりたいと思います。また、県のほうにも一緒に頑張りたいと思います。

それでは、次、林業についてお尋ねいたします。

本県では、2050年までに二酸化炭素など温室

効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を実質ゼロに抑えるカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会推進アクションプランによる取組を進めているところです。

化石燃料等の利用により排出した二酸化炭素に対して価格づけを行い、排出者に負担を求める仕組みをカーボンプライシングと呼びます。諸外国では、EUのEU-ETSに代表されるように、二酸化炭素の排出量取引が積極的に実施されています。また、日本では3年後の2026年、令和8年、本格的なカーボンプライシングを導入し、日本での排出量取引を本格化させる予定です。

これを見越した動きとして、SBIホールディングス、アスエネが共同設立した合弁会社Carbon EXと、東京証券取引所のそれぞれがカーボンクレジット市場の開設を予定しています。なお、東京証券取引所の市場開設日は、今日から1週間後の10月11日です。

さて、ここからは二酸化炭素排出取引が本県にもたらすものを、杉林を例にとって御説明申し上げます。現在、日本の脱炭素の取組に必要なコストから炭素価格について様々な推計が行われています。一例では、2030年の温室効果ガス削減目標45%と、2050年のカーボンニュートラル、つまり排出量実質ゼロに必要な炭素価格は、それぞれ二酸化炭素トン当たり215ドルと670ドルとの予測があります。これは、現在の為替レートでそれぞれ約3万円と約10万円となります。

高知の山林の三等地に植えられた樹齢50年の杉は、幹材積がヘクタール当たり553.7立方メートルです。伐採し販売した場合、直近の杉丸太価格が立方メートル当たりおよそ1万3,000円ですから、約720万円の販売価格となります。この杉林1ヘクタールが全量二酸化炭素の吸収源と認められた場合、その固定量は約500トンであり、

二酸化炭素トン当たり3万円で取引されると計算しますと、約1,500万円で吸収量を販売できます。

以上2つを足し合わせれば、杉1ヘクタール当たりで都合2,220万円であり、杉の丸太価格に換算すると、立方メートル当たり約4万円相当と、製材後の製品価格と遜色ない価格となります。

根拠とした炭素価格が推計値ですので、少し厳しく見積もって、スウェーデンの現在の炭素税率相当となる二酸化炭素トン当たり1万5,000円を採用したとしても、杉の丸太価格換算で立方メートル当たり2万6,540円と現在の倍額になります。インパクトのある数字と思われそうですが、いかがでしょうか。

本県の脱炭素社会推進協議会の資料、グリーン化、各種アクションプランでは、二酸化炭素の吸収固定に関する取組として、森林吸収源対策の強化、間伐や協働の森づくり事業が挙げられています。ここに海外の排出量取引市場や2026年の政府によるカーボンプライシング導入を念頭に置いた、従来の環境林を経済林化させる、言い換えれば、高知県の森林に新たな価値を付加する攻めの取組を加えていただきたいと思います。取組が進めば、商社や投資機関による積極的な資本投下が行われ、それによって森林整備が進み、吸収源対策がさらに加速化いたします。再造林はおのずと進み、緑の雇用が拡大し、山が潤うことが期待されます。森林整備公社の長年の課題も解決するかもしれません。

本県の森林資源を活用し、持続可能な林業、脱炭素社会の推進、中山間振興を実現するために、海外の排出量取引市場や2026年の政府によるカーボンプライシング導入を念頭に置いた林業政策を展開していくべきと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） まず、海

外の方が購入できる森林吸収クレジットにはJ-クレジットがあり、購入者がCSR活動のPRなどに活用することができます。これを各国でオフセットに活用できるかは、その国の取扱いによるものでありまして、現時点で活用の事例は確認できませんでした。

一方、国内では将来的な排出量取引を念頭に、温室効果ガス排出量の4割以上を占める企業が参画したGXリーグにより、本年度からJ-クレジットによる排出量の試行取引が行われると聞いております。

こうした中、今後カーボンプライシングの枠組みにおいて、森林吸収クレジットへの関心が高まれば、例えば植林活動におけるCO₂吸収による副次的な収入も考えられます。

一方、クレジットにつきましては、林業に要する経費のみならず、クレジットの創出やその後の維持管理にかかるコスト、排出削減の目標への影響などを考慮する必要があります。こうしたことから、まずは企業等に対してCO₂吸収証書を発行している協働の森づくり事業において、企業等のニーズをお聞きしながら、クレジットの創出につながる取組について検討してまいりたいと考えております。

○14番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございました。

それぞれの国の事情による、ルールによるということでもあります。まず、カーボンニュートラルを掲げる濱田県政においては、高知県の排出する二酸化炭素を実質ゼロにするというところに向けて、この資源を使うということが第一義的なところになるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった中でも海外、日本でももちろんその取引市場というものが開設されますが、海外と比べたときに、海外のほうが高い状況、取引価格が高い状況というのも想定されるわけでありまして。ぜひ今後、実際にそういった海外

との取引が発生するのかもしれないのか、そういったことも見守りながら、活用できる国はないのかと、そういった調査も行っていただきたいというふうをお願いいたします。

太陽光発電の二の舞にならないよう、開発利益が県内にもしっかりと還流される仕組みについて研究しておくことが極めて肝要と存じます。

これから次に移ります。次に、二酸化炭素固定量の最大化、つまり排出量取引による利益を最大化させる再生林の在り方についてお話をします。過日、県から公表された再生林推進プランにも、カーボンニュートラルに加えカーボンプライシング、さらには国内外への排出量取引市場へのアクセスについての視座を盛り込んではいかがでしょうか。

加えて、カーボンプライシングを考慮した再生林を進めるに際しては、ぜひとも二酸化炭素固定量の最大化と、それに伴う排出量取引による利益の最大化を図っていただきたいと思えます。

例えば、ある樹種は樹齢25年で伐期を迎え、さらに杉が30年で伐期を迎えるわけですが、すけれども、その時点で10倍近い炭素を吸収固定することができます。海外では建材として利用されております。この樹種について研究を行い、高知県の山間でも周辺環境を乱すことなく育成できるということであれば、本県の再生林に用いてはどうでしょうか。同じ面積で杉林の10倍の排出量取引が可能となります。こういった視点を持って、再生林や森林整備が進めば、人々はこぞって中山間に定住し、日々熱心に山に仕事に行くのではないかと妄想いたします。

杉、ヒノキにこだわらず、二酸化炭素固定量の多い早生の樹種による再生林について検討を行ってどうか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 早生樹を

新たに造林樹種とするには、県内の気候、土壌などの生育条件に応じた成長状況、植栽密度や保育の方法や、生態系など環境への影響を調査していくことが必要となります。

これまで20年から30年という比較的短い期間で伐採できる早生樹については、建築用材としての利用が可能であり、また伐採後の更新が比較的容易なコウヨウザンについて、技術指針を作成するなどの取組を行ってきたところです。

また、昨年より、早生樹でありますユーカリやアカシアについて、その実証栽培に取り組む企業に対して、成長調査などの技術支援を開始したところです。

このように造林樹種として有用な樹種につきましては、技術的な支援を通じ、再生林などに必要な知見を集積してまいりたいと考えております。

○14番（西内隆純君） 従来からのコウヨウザンに加え、昨年度からユーカリ等も、アカシアなんかも研究を始めたということでありました。ちなみに、私が申し上げました樹種は、またこれとは違うものでございますけれども、その樹種については民間のほうでかなり前から先を見越して樹種の研究をされておりました。そういった事例というのは、県下探せば幾つかあるかと思っておりますので、そういったものもしっかり吸収しながら、2026年度にはカーボンプライシングが始まって市場が日本国内でも大きく動き始めますので、初動対応を機動的に迅速にできるよう取組を進めていただければとお願い申し上げます。

林業適地についてお尋ねいたします。再生林推進プランには、施業の効率化のため、森林クラウドを活用して林業適地を提示する取組を進めることとなっております。林業適地を提示した際、表裏の関係で林業適地として掲示されなかった区域が生じます。

林業適地指定により林業適地に指定されなかった区域を、林業政策上どう取り扱おうとしているのか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 9月に公表いたしました再造林推進プランにおいては、効率的に林業が行える林業適地として、傾斜が比較的緩やかであるなどの要件をお示しました。この林業適地において、再造林の促進に関する取組を集中的に実施していくこととしております。

一方、林業適地に設定されない森林は、厳しい地形条件などから、効率的に林業を行うことが容易ではないものの、森林の有する公益的機能の維持・増進を念頭として適切に管理していくことが重要となります。このため、このような森林につきましては、間伐の繰り返しによる長伐期化や広葉樹の導入、針葉樹と広葉樹が混じった針広混交林化により、多様な森づくりを進めてまいりたいと考えております。

○14番（西内隆純君） 今の答弁を聞く中で、すみません。通告にはないんですけども、例えば熱心な山主さんがその林業適地に指定されなかった場所を皆伐なり、あるいは搬出間伐をしたり、様々な何かしら山に対して取組をしようとした場合に、県の政策上、林業の政策上、例えば補助金事業の将来において対象にならないといったような、そういう条件づけがされる可能性があるのかどうか、その点お分かりになりましたら、林業振興・環境部長の御答弁をお願いいたします。

○林業振興・環境部長（武藤信之君） 補助金の取扱いにつきましては、かなりケース・バイ・ケースの部分がございます。最終的にはそのお持ちの森林をどのように取り扱っていくかというところは、森林所有者のお考えによるところが多分でございますので、個別のニーズをお聞

きしながら対応してまいりたいと考えております。

○14番（西内隆純君） なかなか答えるのが難しい質問だったとは思いますが、いずれにしても、いろんな山主さんの意向があると思いますので、山主さんの大きな不利益にならないように、慎重な運用をよろしくお願い申し上げます。

一方で、林業適地を指定することによって持続可能な林業を担保するというのも重要で、その重要性も重々理解しておるところでございますので、そのバランスをしっかりと見極めながら、運用をお願いいたします。

最後に、高知城と地震災害についてお尋ねいたします。平成28年の熊本地震では、熊本城石垣が複数箇所で崩壊し、その修復工事が2052年まで実施される予定となっております。地震以前、崩壊箇所の幾つかには樹齢50年から100年ほどの樹木が立っていたそうです。大きな樹木が地震に見舞われた場合、地上部位の揺れによるモーメントが非常に大きくなるため、樹木の根側は、このモーメントを逃がす反作用により、周囲の土壌や石に大きな圧力を与えます。熊本地震の石垣の崩壊の一部は、このような樹木の揺れによって引き起こされたとの専門家の指摘がありました。

本県にも立派な石垣を備えた高知城が県庁北の斜面上に屹立しております。近い将来、本県が大きな地震に見舞われると予測されていますが、そこで高知城の石垣に影響を与える樹木の状況について文化スポーツ部長にお尋ねいたします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 高知城の石垣周辺の樹木につきましては、地震はもとより、台風などによりましても石垣に影響を与え得るものと考えております。こうしたことに鑑みまして、県におきましては、議員の

お話にありました熊本地震の発生以前から、高知城の石垣周辺の樹木の状況についての調査の実施と、その結果に基づく伐採や剪定などの対策を講じてきているところであります。

さらに、令和2年度には、高知城の防災設備の整備工事に係る設計業務の一環といたしまして、改めて調査を実施しております。その結果、石垣付近に生えている樹木224本のうち110本は、石垣に影響を与える可能性が高いことを確認しております。

県におきましては、この結果を基に造園学の専門家の指導を受けながら、対策の必要性についての優先度などを判断いたしまして、毎年度伐採や剪定などの対策を実施しております。

他方で、県民の皆様からは、高知城の自然豊かな景観を維持してもらいたいといった樹木の保存を望む御意見もいただいている状況であります。このため、県といたしましては、樹木を伐採した後は、比較的石垣への影響が少ないツツジなどの低木に植え替えるなど、高知城の風格や景観の維持などにも配慮しながら、対策を進めているところであります。

今後も文化財の保護や安全面の確保と景観の維持などとの総合的なバランスを図りながら、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

○14番（西内隆純君） 高知城の樹木を含めた景観を、自然にあふれる景観を愛する県民の方が多数いらっしゃるおあって、過去にも樹木の剪定等において、いろいろと難しい状況があったということは存じております。一方で、地震が万が一到来した場合に石垣が倒壊をして、高知県民あるいは観光等で訪問していた方のけがや、あるいは命に関わるような状況があってもならないわけでありますから、非常に難しいところであります。丁寧な説明を差し上げて、周りの理解も得ながら、必要な措置、先ほど申しまし

た石垣に影響を与えない植栽への変更等、ぜひこれからも進めていただければと思います。私の質問は以上になります。

今定例会が終わりましたら、田中議員も申しましたけれども、知事は選挙が控えておるわけであります。次回には1問目の質問聞けませんでしたが、また何かしらの機会に聞かせていただきたいと思っておりますので、ぜひこの選挙戦を乗り切って、2期目またこの場でお会いできることを楽しみにしております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、西内隆純議員の質問は終わりました。

ここで午後4時30分まで休憩といたします。

午後4時24分休憩



午後4時30分再開

○議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤漠議員の持ち時間は30分です。

15番加藤漠議員。

○15番（加藤漠君） 自由民主党会派の加藤漠でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

いよいよ質問戦も私で最後となりました。今定例会、濱田知事任期最後の議会ということで、最後の質問者ということになりました。思えば濱田知事が4年前に就任されまして、一番最初の一般質問も私が務めさせていただいたことを思い出しました。御縁を感じながら、月日の流れ、4年間というのは早いなと思ひながら、今日は質問に立たせていただきます。

本来であれば、濱田県政1期目の振り返りや、あるいは成果を中心にお聞きすべきところかもしれませんが、2期目の決意表明もされていらっしゃると思いますので、今後の取組について、特に人口減少に関連してそれぞれの観点からお伺いをさせていただきたいというふうに思っております。30分のお時間をいただきましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、女性活躍についてお聞きいたします。

総務省が発表した昨年の住民基本台帳人口移動報告によりますと、36の道府県で転出超過、つまり人口が流出している状況でございました。そのうち高知県を含む30の道県で、男性より女性の流出が多いということがございます。

高知県は、これまでも進学や就職をきっかけとした若い世代の県外流出が続いており、中でも特に10代後半から20代にかけての女性の減少率が高い状況となっています。コロナ禍においては特にその傾向が顕著であり、令和3年には男性の転出超過が468人に対して女性は948人と、男性の約2倍、およそ1,000人近い女性が県外へ流出しています。

昨年に県内で生まれた子供の数が3,721人となり、全国で最も少なくなったことは、今議会でも多くの議論がなされたところでございますが、今後も地域から女性の流出が続き、男女比に偏りが生じますと、さらに人口減少が加速化するのではないかと危機感を強くしています。県では、これまでも移住の促進や、新卒者への県内定着などの取組を進めてきていますが、女性の県内定着という視点が、より重要性を増してきているのだと思います。

知事は、若年女性の県外流出に歯止めをかけるためにも、女性の活躍の場の拡大を不退転の決意で進めていくとの強い決意を示されておられますが、どのように取組を進めていくのか、

まず冒頭にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、人口減少対策、今後の対策の核といたしまして、若い女性の減少に何としても歯止めをかけたいと考えております。そのために、女性が活躍できる環境づくりを強力に進める必要があると考えます。

具体的な取組といたしましては、女性の就職が多い事務系企業の誘致でございますとか、女性がIT・コンテンツ企業に就職するためのデジタル技術のいわゆるリスキリングに向けた支援などを強化したいと考えます。

また、これまで男性中心とされてまいりました建設業や1次産業へのデジタル技術の重点的な導入などによりまして、こうした分野への女性の進出を後押ししたいと考えますし、加えまして、女性の活躍に向けた働きやすい環境整備に取り組む企業向けの新たな支援制度、例えば女性用のトイレ、更衣室の整備などということでございますが、こういったものに対する新たな支援制度を検討していきたいというふうに考えております。

さらに、こうした、女性が生き生きと働くための環境を下支えし、より効果的なものとするためには、男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別の役割分担意識の解消が急務であるというふうに考えます。このため、まずは隗より始めよという考え方の下、県庁の男性職員の育児休業取得の取組を進めておりまして、昨年度の取得率は70%を超えたところでございます。来年度末には、この目標を85%に引き上げまして、男性の育休休暇の取得は当たり前だという地域社会の実現をリードしていく、そうした覚悟でございます。

そして、こうした取組を市町村や民間企業にもぜひ波及をさせてきまして、社会全体の意識改革を進めます県民運動の原動力としたいとい

うふうに考えます。県民運動と申しますと、とかくセミナーの開催、チラシの配布、SNSの発信、こういったものもやらなければいけませんけれども、やはり若い女性、県内の若い女性が、高知も変わったねというふうにも実感していただくためには、それぞれの職場で男性の育休取得が当たり前になると、これが最も象徴的で分かりやすい姿ではないかという思いがございますので、この取組はぜひ力を入れて、重点的に実施をしたいというふうに考えております。

そのためにも、私自身が先頭に立ちまして、共働き・共育ての生活スタイルを推進していくということを通じて、女性が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍ができる、そうした高知県の実現を目指してまいります。

○15番（加藤渚君） 大変力強い御答弁をいただきました。それぞれの取組が大変重要な視点だと思いますので、力強く進めていっていただきたいというふうに思います。

女性に選ばれる地域となるためには、女性が働きやすい地域を目指していくということが欠かせないものというふうに考えております。高知県は、女性の就業率が全国8位、また管理職の割合も全国2位と、いずれも他県と比較すれば非常に高い水準にございます。しかし、一方では、20代から60代の女性有業者のうち3割以上を非正規雇用が占めていることや、女性管理職が2割に満たない業種も多く、企業内の意思決定に女性が関わっている業種と、そうでない業種の差が大きいといった現状もございます。

中でも、建設業については管理職に占める女性の割合は9.3%と最も低く、また女性従事者の割合についてもまだまだ低水準にあります。一方で、建設業の現場では、担い手の確保が喫緊の課題となっており、積極的に女性を採用していくことが、業界の活性化にもつながる取組となるのではないかと思います。県においても建

設業への女性入職者を増やす取組を進めてきておりますが、雇用環境の改善や学校などの教育機関と連携を図るなど、幅広い取組をさらに進めていくことで人材確保につながり、女性の人口流出にも寄与できるものと考えます。

建設産業の担い手の確保に向け、女性活躍につながる取組をどのように進めていくのか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（荻野宏之君） 県では、現在建設分野におけるデジタル技術の導入や、週休2日制の普及など、女性や若者が活躍できる場を拡大し、建設業の担い手を確保する取組を進めております。

あわせて、次世代の担い手確保のため、小中学校や高校、大学などの教育機関と連携して実施しております出前授業等におきまして、デジタル技術の活用により建設現場が進化している事例を紹介するなど、建設業のイメージアップと魅力発信に努めております。また、女性が活躍しやすい職場環境を整備した企業を厚生労働大臣が認定する制度、えるぼしにつきまして、本年度の入札参加審査から新たな加点項目いたしました。

今後も女性が建設業の事務だけでなく、現場でも活躍できるビジネスモデルの事例を紹介し、経営者の意識を変えていくセミナーの開催など、さらに女性活躍につながる取組を進めてまいります。

○15番（加藤渚君） 建設業が象徴的な分野ということで、今回は取り上げさせていただいたところでございます。建設業に限らずではございますが、男女問わず、誰もが働きやすい環境整備を積み重ねていくことが、県内の人材確保、また若い世代の女性にも高知を選んでもらう第一歩だと思いますので、さらに力強い後押しをお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、企業誘致についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルスの影響により働き方の多様化が進んだことで、テレワークやワーケーションが普及したほか、企業の地方移転やサテライトオフィスの設立など、働く場所についても見直しが進められてきました。

高知県では、こうしたことも追い風に、若い世代からもニーズの高いIT・コンテンツ関連企業や事務系職場などの誘致に取り組んでまいりました。これまでに関連企業35社の県内立地が実現し、新たに500人を超える雇用の創出につながってきているなど、着実に成果も上がっています。人口減少に歯止めがかからない中で、これらの取組が若い世代の地元定着や、都市部からの移住促進につながる機会となることを期待したいと思います。

また、IT業界などは福利厚生が充実している企業も多く、リモートワークもしやすいことなどから、女性の従事者の多い業種でもあり、女性活躍の推進の観点からも重要な取組だと考えております。

若い世代や女性の県内定着を図るため、IT関連企業や事務系企業などのさらなる誘致に向けて今後どのように取り組むのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 本県では、若者に人気の高いクリエイティブな働く場や、女性の正社員を増やすために、IT・コンテンツ系や事務系の企業の誘致に取り組んでまいりました。こうした結果、御紹介いただいたような結果も上げることができてきたところであります。

本県の若い世代が県内においても都会と変わらず生き生きと活躍できますよう、今後もさらに企業誘致を進めていかなければならないと考えております。これらの企業は一定のスキルを持つ人材を求めて地方に進出する傾向がございますので、高知デジタルカレッジにおける人材育成や企業説明会の開催などによりまして、人

材確保をしっかりとサポートしていく、そういうことでさらなる企業の誘致の実現を目指してまいります。

○15番（加藤漠君） よろしくお話をしたいと思います。先ほど知事からの御答弁にもありましたけれども、本当にこの分野というのは今後期待ができる業界だというふうに思いますので、また積極的な取組の強化をお願いしてまいりたいというふうに思います。

また、製造業について、国内の製造業は、地政学的なリスクの高まりや円安、労働者の賃金上昇などを背景に、生産拠点などの国内回帰、または国産品への切替えの動きが現れてきています。

経済産業省の調査によりますと、日本国内での工場や研究所の建設を目的とした用地取得が増加傾向にあります。また、全国の分譲可能な産業用地面積の推移を見ると、新たな産業用地が造成されている一方で、用地のストックは減少しており、産業用地の造成が分譲のスピードに追いついていない状況となっています。

県内を見ても、令和2年度から令和4年度までの間、製造業は23件の企業立地の成果が上がっており、県内の立地企業が行う規模拡大などの増設も含めて、企業誘致は順調に進んできているものと承知をいたしております。現在も、仮称高知布師田団地が年内の完成を目指して団地造成が進められているところでございますが、企業の立地が好調に進んできた結果、団地のストックが徐々に不足してきているのではないかと危惧しております。

企業の移転や増設などの需要に対応できるよう、分譲可能な工業団地の用地ストックが必要であると考えますが、現状をどのように認識されているのか、商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 分譲可能な工業

団地の用地ストックにつきましては、高知テクノパークで1区画、約0.6ヘクタール、南国日章産業団地で3区画、約3.1ヘクタール、またお話のありましたように、年度内に分譲開始予定の仮称高知布師田団地は6区画、約7.5ヘクタールで、合計10区画、約11.2ヘクタールでございます。現在開発中の団地はほかにはないことから、これらの用地の分譲が完了いたしました後はストックがなくなります。こうしたことから、今後スピード感を持って工業団地の開発に取り組まなければならないと認識しております。

○15番（加藤漠君） 県の流通団地及び工業団地造成事業経営計画を拝見しますと、今部長から御答弁がありましたように、だんだんと用地のストックが減少してきていると。計画どおりに団地の造成と分譲が進んだ場合は、令和8年度以降、団地のストックが枯渇している状況も想定されていると、こういうような状況になっております。

団地の開発には、条件の調査から分譲開始までおおむね8年の期間が必要とされております。これは県の実施計画によるとということですが、しかし企業側は、顧客の需要に応じて増設や拡張を行うため、タイムリーに企業が希望する用地を提案できることが重要となります。そのため、企業ニーズに対応するには、分譲中の団地がある状態でも、計画的に新たな団地開発を実施していくことが求められてくることではございますが、団地の開発候補地をできる限り多く確保していくことも課題となってきているのではないかとこのように思います。

県外企業の誘致や県内企業の留置の機会を失うことのないよう、工業団地を安定して供給していくことが重要と考えますが、今後の取組について商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では計画的に工業団地の開発を行うため、これまでも市町

村に働きかけまして、意向のあった市町で、まずは複数の候補地を抽出し比較検討する候補地選定調査、こちらを行い、その後候補地を絞り込んだ上で、次の段階として用地調査や地質調査などを行う条件調査、こちらを実施しているところであります。

令和3年度には、第2段階である条件調査に進んだ案件が1件ございましたが、地権者などの地元の皆様の理解が得られず、断念した事例がございます。このため、昨年度に第1段階の候補地選定調査を追加で実施し、本年度には2つの市において、第2段階である条件調査を行うこととしております。

新たな団地開発には、地形や交通アクセスなど様々な条件に加えまして、何より地元の皆様の御理解が必要となります。このため、今後も市町村と連携しまして、団地開発によるメリットなどを丁寧に御説明していくことで、より多くの候補地を確保していきたいと考えております。その上で、開発に着手できた場合には、工程の短縮など工夫を図ることで早期の完成につなげ、工業団地の安定供給に努めてまいります。

○15番（加藤漠君） 御答弁ありがとうございます。

経営計画を再度御検討することも必要になってきているんじゃないかなというふうに思っております。少し再質問で御答弁をいただきたいと思うんですけれども、現在調査に着手をされているというお話をいただいたところではございますけれども、当初の計画でいきますと、令和3年に次の工業団地の調査を完了いたしまして、令和4年度からは設計、用地取得ということでの計画でございました。現時点で2年間遅れが生じてきているというような状況でございます。

先ほど申し上げましたけれども、令和8年度から団地のストックが枯渇してくることも想定

されていて、約3年間にわたってそういう状況が続くという見通しの中で、既に2年間遅れが生じてきているということは、現時点でも5年間ぐらい用地のストックがちょっと厳しい状況が想定をされるということになってくるわけでございます。

例えば、経済産業省が行った日本立地センターへのヒアリング調査によりますと、産業団地の開発に要する期間は、法規制や開発規模によって異なりますが、一般的には3年から6年程度とされているところでございます。県の計画では、先ほど申し上げましたように8年としているところでございますけれども、こうした造成期間を前倒しするなど、また複数の候補地をさらに確保していくことなど、そういう計画を検討していくことも重要になってくるのではないかと思います。商工労働部長にもう一度御答弁をお願いいたします。

○**商工労働部長（松岡孝和君）** 実際に現在その開発の計画の見直しも部内で協議しておるところでございます。高知県の過去の実績でいっても6年で完成した事例もございますので、工法などもさらに短縮しながら、できるだけ間を空けないような開発の計画を、しっかりと固めていきたいと考えております。

○**15番（加藤渚君）** よろしくお願いを申し上げます。

企業誘致は雇用の創出につながることはもとよりですが、進出した企業が地域の企業と協力関係を築くことによって相乗効果も期待できるなど、地域の振興策としての意義は大変大きいものがございます。

特に、若者の流出が深刻な中山間地域にとっては、新たな雇用を生み、複数の選択肢から仕事を選べる環境を整えていくことは重要な取組となってまいります。例えば、私の地元で申し上げても、縣市連携で誘致が実現した事務系職

場をはじめ、工業団地に立地している企業のほか、バイオマス発電施設や水産加工施設、さらにはオランダ型の高軒高ハウスなど、農林水産業に関連する企業も含めて、地域の雇用創出に大きな効果を上げています。

また、どの施設にお伺いしても、若い世代の方々が活躍されている姿が印象的であります。人口減少対策や、さらには中山間地域を振興していく観点からも企業誘致は効果的であり、今後も積極的に推進していただきたいと思いますが、企業誘致に対する知事のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○**知事（濱田省司君）** 県外からの企業誘致は、お話がありましたように、本県産業の競争力の強化、雇用の場の創出に加えまして、人口の流出防止や中山間地域振興にも資することから、積極的に推進をしてまいりました。産業振興計画を策定いたしました平成21年度からの県外からの新たな企業誘致、そして企業の増設などの合計は103件、3,383人の雇用につながっております。

内訳を見ますと、部品加工などの取引を通じた県内企業への波及や、雇用創出の面で効果が大きい製造業におきましては41件、1,848人の雇用を創出しております。また、女性の雇用が多い事務系企業では28件、1,144人の雇用を創出しております。このうち実際に約7割、811人は女性の雇用につながっているというところでございます。若者に人気がございますIT・コンテンツ企業では27件、256人の新規雇用が創出をされております。中山間地域の事例といたしましては、四万十町に誘致をいたしましたコールセンターの例では、現在44名が勤務をさせていただいております。中山間地域の雇用創出に貢献しているところでございます。

以上述べましたように、県外からの企業誘致は即効性がありまして、また効果も大きいわけ

でございますので、引き続き積極的に推進をしてまいります。その際には、中山間地域にも広く効果が及びますように、地元市町村と連携をして取組を進めてまいります。

○15番（加藤 漠君） 力強い御答弁をいただきました。ありがとうございました。

やはり企業が増設をする、あるいは拡張するというのは、景気の動向と表裏一体というところがあるんだというふうに思います。そういう意味では、先ほど西内議員からもお話がありましたように、円安が進行しているだとか、あるいはインフレが進行している、あるいは海外の物価も非常に日本と比較すると大幅に上昇してきて労働のコストが上がっていく中で、やはり国内回帰の動きが出てきている。こういう今までの景気動向と明らかに変わってきたということを、今後の企業誘致においては前提に考えて、取組も進めていくべきなんだろうというふうに思います。

確かにインフラ面であるとか、いろんな条件の面で、高知県が厳しい状況にあるということはあろうかと思えますけれども、できる取組をしっかりとやっていくということが肝要だと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、四国新幹線の整備についてお聞きいたします。

四国新幹線は、今からちょうど50年前、昭和48年に策定された高速鉄道の基本計画路線に位置づけられています。いわゆるゴーサインと言える整備計画への昇格は、いまだに果たされていない状況でございます。四国新幹線の整備が実現すれば、高知と徳島、松山、高松の各県庁所在地間の移動時間は約3分の1以下となり、1時間圏内へと短縮いたします。さらに、高知から新大阪までは約1時間半で結ばれることが想定されているなど、まさに異次元の時間短縮効果が期待されます。

四国新幹線をめぐっては、これまで徳島県以外の四国3県が岡山からのルートをサポートし、徳島県は大阪から淡路島を経由して徳島に入る淡路ルート希望されておりました。しかし、このたびの6月に開催された四国知事会議では、新たに徳島県知事に就任された後藤田正純知事が瀬戸大橋を使う岡山ルートに賛同され、4県の知事が初めて一致したルート案で、先般国に対する要望活動等も実施されたものと承知しております。

私は、高知県の人口減少社会への対応、様々な取組が考えられる中で、四国の新幹線の早期実現こそが地方創生の起爆剤となり得るのではないかと大きな期待を抱いております。

四国新幹線の整備は、高知県にとって大きな経済効果が期待できると思えますが、実現に向けたお考えを知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 現在、四国は全国の各ブロックの中で唯一新幹線の空白地帯という状況にあります。観光、移住促進などの地域振興を図るに当たりまして、ほかの地域と同じスタートラインで地域間競争に立ち向かうことができているというふうに言えます。そして、この状況は何としても早く解消してもらわなければならないと考えます。

お話もございましたように、将来四国の新幹線が整備をされますと、本県から新大阪まで約1時間半で結ばれます。本県と関西圏との経済交流がより活発化をし、大変大きな経済効果が期待できると考えます。また、2037年にはリニア中央新幹線と北陸新幹線が大阪に乗り入れる計画となっております。新大阪が高速交通の一大拠点となる中でございますので、これに合わせて早期に四国の新幹線を整備すれば、交流圏のさらなる拡大も見込まれるところであります。加えまして、新幹線は災害に対して強靱であり、南海トラフ地震発生後の迅速な復旧にも大きく

寄与するといった形で、本県及び四国の発展に必要な社会インフラだと考えております。

御紹介ございましたように、今年の春の徳島県知事の交代もありまして、岡山経由のルートを念頭とした新幹線整備の早期の実現に向けてこれまで以上に四国一丸となって取り組む体制が整ったわけでございます。8月に東京で開催をされました四国新幹線整備促進期成会東京大会には、4県の知事を含めまして600人以上が参加をいたしました。かつてない盛り上がりとなりまして、四国の新幹線実現に向けました機運の高まりを実感したところでございます。

本県としましても、4県の足並みがそろった今を好機といたしまして、期成会などと連携をしながら、整備計画への格上げに向けました法定調査の早期の実施を国に強く働きかけてまいります。

○15番（加藤漠君） 四国新幹線については、私自身も、まだまだ地域の方々のお声の中には、本当に実現するのか、まずは高速道路が優先ではないか、こういった新幹線の実現に対する御心配の声も少なくないというふうにも感じております。したがって、四国が一つになっての結束力と併せて、県民の皆様と連携した取組の強化、そして山陽新幹線と接続をいたします岡山県との連携を深めるということが重要となってくるものと思っております。

今後とも、関係の皆さんと連携をしながら、国への政策提言、機運醸成のための取組を継続し、国による法定調査の実施に向けて取り組まれることをお願い申し上げます。

以上で、私の質問の一切とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、加藤漠議員の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（弘田兼一君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。令和4年度の決算を審査するため、この際、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第13号から第15号まで及び報第1号から報第23号まで、以上26件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第13号から第15号まで及び報第1号から報第23号まで、以上26件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、4番土森正一議員、6番久保博道議員、10番下村勝幸議員、14番西内隆純議員、18番三石文隆議員、21番大石宗議員、24番寺内憲資議員、30番橋本敏男議員、32番はた愛議員、36番中根佐知議員、以上10名の議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の議員を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（弘田兼一君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（弘田兼一君） ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第12号まで、以上12件の議案を、お手元にお配りいたしてあります。議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末373ページに掲載〕

————— ∞ ∞ ∞ —————

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明5日から12日までの8日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月13日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月13日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時4分散会

令和5年10月13日（金曜日） 開議第7日

出席議員

- 1番 戸田宗崇君
- 2番 上治堂司君
- 3番 桑鶴太朗君
- 4番 土森正一君
- 5番 榎尾絢子君
- 6番 久保博道君
- 7番 上田貢太郎君
- 8番 今城誠司君
- 9番 金岡佳時君
- 10番 下村勝幸君
- 11番 田中徹君
- 12番 土居央君
- 13番 横山文人君
- 14番 西内隆純君
- 15番 加藤漠君
- 16番 弘田兼一君
- 17番 明神健夫君
- 18番 三石文隆君
- 19番 畠中拓馬君
- 20番 依光美代子君
- 21番 大石宗君
- 22番 武石利彦君
- 23番 西森美和君
- 24番 寺内憲資君
- 25番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総務部長 徳重覚君
- 危機管理部長 中岡誠二君
- 健康政策部長 家保英隆君
- 子ども・福祉政策部長 山地和君
- 文化・生活部長 岡村昭一君
- スポーツ部長 岡村昭一君
- 産業振興部長 沖本健二君
- 推進部長 中村剛君
- 中山間振興・交通部長 中村剛君
- 商工労働部長 松岡孝和君
- 観光振興部長 山脇深君
- 農業振興部長 杉村充孝君
- 林業振興・環境部長 武藤信之君
- 水産振興部長 松村晃充君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 池上香君
- 公営企業局長 笹岡浩君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 澤田博睦君
- 公安委員長 小田切泰禎君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員長 高橋慎一君

事務局職員出席者

事務局長 山本和弘君
事務局次長 中島勝海君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 飯田志保君
議事課長補佐 杉本健治君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第7号)

令和5年10月13日午前10時開議

第1

- 第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和5年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第3号 令和5年度高知県電気事業会計補正予算
- 第4号 令和5年度高知県病院事業会計補正予算
- 第5号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 県有財産(教学機器)の取得に関する議案
- 第9号 国道493号(北川道路・柏木1号橋上部工)道路改築工事請負契約の締結に関する議案
- 第10号 宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第11号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(Ⅱ))工事請負契約の

一部を変更する契約の締結に関する議案

- 第12号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

修正動議

- 議発第2号 第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

追加

- 第16号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

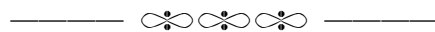
第2

- 議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

追加

- 議発第3号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案
- 議発第4号 ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書議案
- 議発第5号 脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進を求める意見書議案
- 議発第6号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長(弘田兼一君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。
さきに設置されました決算特別委員会から、

委員長に三石文隆委員、副委員長に大石宗委員をそれぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末395ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（弘田兼一君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第12号まで、以上12件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

金岡佳時危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長金岡佳時君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（金岡佳時君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案から第7号議案、第12号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、国庫支出金精算返納金について、執行部から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した医療機関の病床確保料への補助について、他県において当該補助金の過大

交付に対する会計検査院の指摘があったため、厚生労働省が令和2年度及び3年度の実績について医療機関に自主点検を依頼した。その結果、県内の10医療機関で過大交付が判明したため返納を行うものであるとの説明がありました。

委員から、返納金約5,000万円は令和2年度分だけなのかとの質疑がありました。執行部からは、今回予算計上しているのは令和2年度相当分である。令和3年度分においても同様の事例があるが、令和3年度事業に充てる国費について県全体の実績額が未確定であり、国への返納方法が決定していない。決定後は、国が検討している精算の仕組みに合わせて対応するとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、出産・子育て応援給付金共通基盤システム構築委託料について、執行部から、国のメニューである出産・子育て応援給付金について、国が推奨する電子カタログギフトにより支給する共通基盤システムを県が構築し、希望する県内市町村が利用できる体制づくりを行うものであるとの説明がありました。

委員から、子育て世帯のニーズとしては現金支給があると思うが、なぜカタログギフトとするのかとの質疑がありました。執行部からは、国の考え方では、現金支給は広域的なシステムが整うまでの間の暫定的な形と整理されている。今回の仕組みとすることで、子育て目的に用途を限定することや有効期限を設定して消費につなげていくこと、また広域での連携により効率的に実施することができるため、県としても市町村と検討の上、取り組むこととしたものであるとの答弁がありました。

別の委員から、カタログギフトの商品はニーズに合ったものになるのか、また地域で公平に

サービスが受けられるのかとの質疑がありました。執行部からは、掲載する商品は、家事、育児に係るサービスや妊産婦の用品など300点以上を想定している。また、県が広域的にシステムを構築することで、事業者の対応が可能であれば、近隣の市町村のサービスも利用可能となると考えているとの答弁がありました。

委員から、子育て関連のサービスとはどういうものを想定しているかとの質疑がありました。執行部からは、これから募集していくが、産後ケアサービスやベビーシッター、家事代行、配食サービスなどを考えているとの答弁がありました。

別の委員から、現金支給では他の用途に使われてしまい子育て用品に使用できないという場合もあるが、この仕組みであれば、出産や子育てのための物やサービスがきちんと給付されることになる。子育て世帯が喜ぶような事業にしていってほしいとの意見がありました。

次に、施設整備工事請負費について、執行部から、本年度から着手する旧中央児童相談所の解体工事について、実施設計の結果、当初の見込みを上回る作業とそれに伴う工期延長の必要が生じたため、予算の増額と債務負担行為の追加を行うものであるとの説明がありました。

委員から、跡地の活用についてはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、明確には決まっていないが、県庁内において活用の見込みを確認した上で、売却についても検討することが考えられるとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金について、執行部から、宿毛市陸上競技場の第3種公認継続に要する改修工事に向けた測量設計に係る委託費に対する補助金を計

上するものである。工事費に係る補助金については、12月議会で債務負担行為を計上する予定であるとの説明がありました。

委員から、改修工事が令和6年11月までの予定で、公認の更新認定が令和6年12月6日までとタイトなスケジュールとなっているが、その点は担保されているかとの質疑がありました。執行部からは、11月末には工事が完了する予定であることを、専門業者に確認をしているとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第3号「令和5年度高知県電気事業会計補正予算」のうち、甫喜ヶ峰風力発電所撤去工事の債務負担行為について、執行部から、甫喜ヶ峰風力発電所における風車本体等の撤去工事に係る経費を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、本体を撤去しそのまま廃棄するのではなく、例えばブレードを間近で見て触れられるような環境教材として活用するなどできればと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、有効活用の可能性について検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第4号「令和5年度高知県病院事業会計補正予算」のうち、過年度損益修正損について、執行部から、高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金において空床補償の対象とならない退院日を対象として計上していたため、これに相当する補助金を返還するものである。今後は適切な事務の執行に努めていくとの説明がありました。

委員から、補助要綱を十分に理解していれば今回のことは起きなかったのではないかとの質疑がありました。執行部からは、大変重く受け止めており、今後このようなことがないよう、特に注意して事務の執行に当たってほしいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、健康政策部についてであります。

動物愛護センターの設置について、執行部から、中央小動物管理センターの施設の老朽化等に伴い、新たに動物愛護センターの設置を検討している。このたび最終候補地とした高知市にある高須浄化センターの敷地は、面積が3,000平方メートル以上確保でき、長期浸水地域内ではあるものの、盛土造成により対応可能であること、電車、バスのアクセスがよく、周辺に民家がないことから選考した。今後、市や関係者と協議を進め、早期の整備を目指していくとの説明がありました。

委員から、浸水エリアとのことだが、浸水予測はどれぐらいかとの質問がありました。執行部からは、ハザードマップによると1メートルから2メートルという予測になっている。現在の土地の高さを測量する必要があるが、現時点では2メートル以内を想定しているとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標3の少子化対策と女性の活躍の促進の、実行3年半の取組の総括について、執行部から、分野を代表する2つの目標である合計特殊出生率と、高知県が安心して結婚・妊娠・出産・子育てでできるような社会になっていると考える人の割合については、どちらも目標達成は厳しい状況となっている。次期計画において、若者の流出防止や女性の活躍を後押しする施策、仕事と子育てのバランスを取るための支援、子育ての安心感を高める施策などを強化していくとの説明がありました。

委員から、出会いの機会が減っているが、イベント開催への支援はあるかとの質問がありました。執行部からは、出会い・結婚・子育て応

援団という仕組みがあり、団体などが主催する、いわゆる婚活のイベントについて一定の助成をしているとの答弁がありました。

委員から、婚活と言われると敬遠する人もいるが、地域の魅力あるイベントを出会いの場につなげていくことはできないかとの質問がありました。執行部からは、今年度事業で新たに婚活を直接の目的としていない交流の場を設け、好評を得ている。結婚につなげるのは直接的には難しいかもしれないが、今後の新しい方向性として、関係機関とも連携した交流機会の拡充を検討しているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 下村勝幸商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長下村勝幸君登壇）

○商工農林水産委員長（下村勝幸君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

農業振興部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、経営体育成基盤整備事業費の繰越明許費について、執行部から、区画整理工事の施工箇所の決定など、関係者との協議に不測の日数を要し、完成が翌年度になることが見込まれることから、繰越しをお願いするものであるとの説明がありました。

委員から、公共工事に関連して、ため池の改修工事や圃場整備の工事において、不調、不落が相次いだ時期もあったが、現在は改善されて

いるのかとの質疑がありました。執行部からは、ため池の改修工事は一定改善されているものの、圃場整備の工事についてはまだ不調が解消された状況にはなっていないとの答弁がありました。

別の委員から、不落となる要因の分析と対策を行うことが必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、標準積算と現場条件が合わないことと、人手不足が要因と考える。積算の問題は見積りを活用する方法を採用し、人手不足についてはICTの活用ができるような設計を心がけて改善していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、ICTの活用は重要であるが、国の進めるICT活用工事は、大規模な工事に適用されるようになってきている。山間地域などの規模の小さな工事には当てはまりにくい部分もあるため、本県に合ったICT活用工事の在り方を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

第4期産業振興計画の商工業、農業、林業、水産業の各分野における実行3年半の取組の総括について、各部から報告がありました。

まず、商工業分野についてであります。

委員から、イノベーションの創出に向けた製品開発補助の拡充について、そうした補助も重要であると思うが、製品開発を担う人材の育成に焦点を当てた制度も必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、ものづくり分野の人材育成では、工業技術センターで様々な研修を行っている。来年度は、AIなど、デジタルトランスフォーメーションを意識した人材育成に焦点を当てたプログラムを検討しているとの答弁がありました。

別の委員から、防災関連認定製品の売上高が令和元年度から令和4年度にかけて倍増している要因は何かとの質問がありました。執行部か

らは、金額の大きな工法関係が伸びていることと、公共工事に使われる大型の機械が新たに認定され加わったことが主な要因であるとの答弁がありました。

委員から、防災関連認定製品の売上高の今後の目標値について質問がありました。執行部からは、次期計画においては、現状をベースにして一段高い目標を設定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、農業分野についてであります。

委員から、農産物の適正価格での取引の推進について、生産者や農業団体による生産コストの見える化の取組は、国の適正な価格形成に関する協議会の議論の中での指標化が本県に合ったものになるように活用していくことを考えているのかとの質問がありました。執行部からは、その指標を使って消費者にアピールできるようにしっかり取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、国の適正な価格形成に関する協議会は既に進行しており、来年まで待っていたら国の議論に乗り遅れてしまう。生産コストの見える化は、いつ頃どのように行うのかとの質問がありました。執行部からは、JAの中で既に主要品目についてはデータの整理をしており、国の調査があればデータを一定出せるよう取組を進めていると伺っているとの答弁がありました。

委員から、そのようなデータは国だけでなく、地元のサプライチェーンの中でも必要になってくるのではないかとの質問がありました。執行部からは、今回の価格転嫁については消費者の理解が重要である。消費者も理解して物を買うということが今回の価格転嫁の大きなポイントになるので、中身を精査した上で消費者にPRしていきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、令和4年の農業産出額はどれくらいになる見通しかとの質問がありました。執行部からは、令和4年の目標は1,210億円であるが、販売単価は回復しているものの、まだ元に戻っていない品目がある。また、生産量も伸びているが目標には達していない状況であるので、目標達成は難しいのではないかと考えているとの答弁がありました。

委員から、農業産出額のみを目標にするこの是非も含めて次期計画を考えていただきたいがどうかとの質問がありました。執行部からは、生産量そのものを目標にし、例えば新規就農者も人数ではなくて、生産量に連動させた目標を考えていくなど、今までとは違った形を考えていかなければならないと議論しているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 上治堂司産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長上治堂司君登壇）

○産業振興土木委員長（上治堂司君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第5号議案、第9号議案、第11号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、酒米用精米設備等整備事業費補助金について、執行部から、土佐酒の振興に向けて、J A高知県の精米事業を引き継ぐ株式会社地域商社こうち、高知県酒造協同組合、J A高知県

及び県による高知県内における酒米の精米事業に関する協定を締結し、土佐酒の輸出拡大や県産酒米の生産拡大に向けて、県内精米態勢の構築に必要な精米機等の機器の導入等を支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、精米機が導入されることによって、精米機の使用量や県産酒米の生産が拡大する可能性はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在県外で精米を行っている酒蔵から、最新の精米機であれば使いたいという話もあり、精米機の使用量の増加が見込まれる。また、酒米の生産を増やしていこうと動いている地域もあることから、今後農業振興部、J A高知県とも連携して生産を拡大していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、酒米が多少増産されたとして、経営が成り立つ見通しはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、酒造協同組合と地域商社こうちとの間で、精米料金の一定の値上げについて合意が調ったところである。地域商社こうちは、日常的に県内事業者の経営指導をしている高知銀行が出資する会社なので、そのノウハウを生かしながら運営に携わっていただけると考えているとの答弁がありました。

次に、関西・高知経済連携強化事業費について、執行部から、関西圏アンテナショップの内装工事や什器の設置等に係る予算を計上しており、本年12月から来年2月にかけてテナントの内装工事を行い、3月に竣工、引渡しの予定であるとの説明がありました。

委員から、アンテナショップにはコンシェルジュを継続的に配置するのかとの質疑がありました。執行部からは、スペースの関係でコンシェルジュの常駐は考えていないが、生産者や事業者によるリアルな食文化を発信する催事や観光PR、移住フェアなどを行っていく予定なので、反響を見ながら取組を強化していきたいとの答

弁がありました。

別の委員から、コンシェルジュの常駐が難しいのであれば、アンテナショップに設置した観光や移住のパンフレットを見た方に高知をPRできるよう、アンテナショップに勤める方のスキルアップに取り組んでいただきたいとの要請がありました。

別の委員から、アンテナショップに置く商品の選定については、地域の事業者から広く応募してもらうためにどのような工夫をしているかとの質疑がありました。執行部からは、事業者への周知はもとより、市町村、商工会及び金融機関等に声かけを行っている。今月から県内4か所で商品募集の説明会を開催し、一部の会場ではオンライン視聴での参加も可能にすることにより、事業者の皆様から幅広く様々な商品を募集したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、商品募集の説明会は今後も定期的で開催していくのかとの質疑がありました。執行部からは、当面はアンテナショップのオープンから3か月程度置く商品を募集していきたいと考えているが、売行き等で随時商品の入替えを行いながら店づくりをしていくので、定期的で開催している、まるごと高知商談会などで募集していきたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金について、執行部から、国際チャーター便の受入れに当たっては、入国審査を行うための仮設施設を設置しているが、国内線施設を使って対応しているカウンターや保安検査場で混雑するなどの課題がある。このため新ターミナルビルが完成するまでの間、国際チャーター便の継続的な受入れに必要となる出入国施設を整備することとし、高知空港ビル株式会社に対して、

新たな仮設施設の整備等に要する経費を支援しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、新たな仮設施設の供用期間終了の令和7年10月までに、新ターミナルビルの完成は間に合うのかとの質疑がありました。執行部からは、新ターミナルビルについては高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の御意見を受けて、簡素な最小限のレベルの施設とし、関西万博のある年度中に整備する方向で進めたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国際チャーター便を定期便につなげるための取組のスケジュールをどのように見込んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、仮設施設では定期便の受入れに必要な要件を満たすことができないので、定期便化は新ターミナルビルの完成後になる。また、航空会社からは、個人の利用が一定見込めないと定期便に発展できないという話もあるので、全庁的な台湾交流促進プロジェクトチームをつくって台湾との交流を深めていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

産業振興推進部についてであります。

第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略における総合的な人口減少対策の方向性について、執行部から、令和4年の人口の自然増減数はマイナス7,751人で過去最大の減少となり、大変厳しい状況である。本県の人口減少の要因の一つは、若年人口、特に女性が減少していることであるとの説明がありました。

委員から、若年層の女性の人口が減少している原因をどのように分析しているかとの質問がありました。執行部からは、県外への転出者数は男性も女性も同じくらいだが、男性は女性に比べ県外へ転出しても県内に戻ってくる割合が高い傾向にある。若い女性を県内にとどめるためには、女性にとって魅力の高い仕事を県内に

つくり、都会に比べて賃金が安いという問題を変えていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

高知県中山間地域再興ビジョン骨格案について、執行部から、これまでの中山間対策の取組により一定の成果は出ているものの、人口減少や少子高齢化には歯止めがかかっておらず、若者世代、特に女性の流出が顕著であり、人口減少が若者の流出や、さらなる人口減少につながっていくという負の連鎖が加速しつつある。負の連鎖を断ち切り、地域で頑張っている皆さんと共に未来を切り開いていくための道しるべとして、中山間地域再興ビジョンを策定しようとするものであるとの報告がありました。

委員から、4年後に年間移住者数3,000人以上といった大きな目標を掲げており、期待するところであるが、これまで移住などに取り組んできた高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略や高知県産業振興計画と重なる部分が多いと思うので、どのように整理していくのかとの質問がありました。執行部からは、中山間対策は高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の一つであり、中山間地域再興ビジョンでは、総合戦略の中の中山間対策に関する施策を議論していくものであるとの答弁がありました。

別の委員から、県内の小規模事業者の半数以上がデジタル化は必要ないと回答している調査報告がある中で、小規模事業者が多い中山間地域でデジタルの活用を推進するためには何が必要なのかとの質問がありました。執行部からは、現在実施している中山間地域でのデジタル化の実証事業により、実際に見て、触れていただく機会を設けることでデジタル化の便利さを知っていただくことが必要だと考えているとの答弁がありました。

次に、とさでん交通の経営状況について、執行部から、とさでん交通株式会社では運転士不足が深刻化しており、貸切りバスの依頼に対応できないことや高速バスの臨時便が運行できないなど、収益の上積みが厳しい状況であるとの報告がありました。

委員から、以前、県では運転士確保に取り組む事業者と一緒に東京や大阪で運転士の就職イベントに出展しているとの答弁があったが、その後の状況はどうなっているかとの質問がありました。執行部からは、イベント参加者に、実際に会社の事業所に来てもらい見学してもらっている。ただ、移住を伴うことになるので就職に至るまでには時間を要する。全国的に運転士不足が起きている中で、本県は先駆的に取り組んでいるところであり、これまでの取組の成果やノウハウを多くの事業者に展開し、県内全域の運転士確保に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

執行部から、県が発注する地質調査業務における公正取引委員会の処分を受けての県の対応について、県が発注する地質調査業務において、独占禁止法第3条の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令もしくは課徴金納付命令または違反者として認定を受けた14事業者に対し、県として指名停止等を行うこととしているとの報告がありました。

委員から、平成23年の談合事案があり、官民挙げてコンプライアンスの徹底を図るなど、再発防止に取り組んでいるであろう中、またも談合事案が発生したことについて、県民から非常に厳しい目が向けられている。談合防止対策検討委員会において、入札制度の改善等を議論しているが、発生した事案に対し、県としての厳正な総括が必要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、公正取引委員会の処

分が出た後は業者への聞き取りを実施し、事実関係を確認して、再発防止につなげていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県が具体的にどう対応していくのか、県民は非常に注目している。しっかりと検証を行い、十分な対策を練ってもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（弘田兼一君） 明神健夫総務委員長。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。続いて、第5号議案、第8号議案、第10号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、学習支援プラットフォーム構築等委託料について、執行部から、学習支援プラットフォーム高知家まなびばこの機能を拡充し、またその運用保守を行うものである。県版学力調査の結果等のスタディーログを高知家まなびばこに集約し、指導改善や主体的、自主的な学習に活用するとともに、それらのデータを保護者とも共有できるようにするなどのバージョンアップを図るとの説明がありました。

委員から、高知家まなびばこでは、スタディー

ログのほか、生徒自らが心理面の状態を送信する、きもちメーターの情報なども蓄積され、例えば私立学校や学習塾、児童相談所など多方面での活用が期待できるが、個人情報所有権等について明確なルールがないことが今後の課題と考える。関係団体との連携を踏まえた情報の取扱いについて議論を進めてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、今後の課題として関係部署と検討していくとの答弁がありました。

別の委員から、教員が個々の児童生徒と向き合って様々な問題について考えることが重要であり、生徒の状態を機器が判断するということが懸念を感じるとともに、教員の働き方改革にもつながらないと考える。教育現場で本当にこのシステムが必要とされているか、十分な検証をしているのかとの質疑がありました。執行部からは、高知家まなびばこは、本来教員に求められる業務や個別の対処について、デジタル技術によって判断材料を提供するなど、個々の生徒への対応を手助けするためのツールであり、従前のおり最後の判断は教員が行うものである。また、昨年度に一部県立学校で実証を行った結果、教員の負担が軽減され、生徒にとっても学習の動機づけになったとの成果が確認されており、全県的に展開すべきと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、生徒の習熟度に合わせて学習内容の個別最適化を図るための機能は付与されているのかとの質疑がありました。執行部からは、デジタルドリル等には、学習においてつまずいた箇所や苦手分野に応じて出題内容を変えるなどの機能が付与されているとの答弁がありました。

委員から、それぞれの生徒に行き届いた学習を提供する上でのサポートとなるすばらしいものである。各教員においては、デジタル技術の

活用によって確保できた時間を、しっかり生徒に向き合うことに費やしてほしいとの意見がありました。

別の委員から、保護者や生徒とのコミュニケーションの促進を図る上で素晴らしい取組である。一方で、生徒の自主的な学びを促すに当たり、端末機器の持ち帰り学習の促進について、各市町村の教育委員会への働きかけを進めてほしいとの意見がありました。

続いて、報告事項についてであります。

まず、総務部についてであります。

今後の財政収支の見通しについて、執行部から、県債残高は、国の3か年緊急対策や5か年加速化対策の活用により増加しているものの、地方交付税措置率の高い加速化対策分等を除くと横ばいで推移しており、中長期的に近年の水準を維持できる見込みであるとの報告がありました。

委員から、国の加速化対策が終わる令和7年度をピークに県債残高が減る見込みとなっているが、加速化対策分等を除く県債残高が横ばいになっているのはなぜか。また、県債残高が減った場合の新たな投資についてどう考えているかとの質問がありました。執行部からは、県内の様々な施設の老朽化が進んでいることや、道路整備に要する経費など、不可欠な整備投資をする必要があり、加速化対策分等を除く部分については横ばいになると見込んでいる。そのため、新たな投資については、事業の効率化や平準化の観点も踏まえて判断していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

教職員の不祥事について、執行部から、虚偽の報告や文書偽造等の不適切な事務処理を繰り返し行った黒潮町立大方中学校の事務職員に対して、本年8月16日付で停職12月の懲戒処分を行った。今後こうした事案が発生することのな

いよう、事務職員の資質、能力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市町村教育委員会に対して、校内のチェック体制や組織体制の見直しについて要請するとの報告がありました。

委員から、今回の事案は有印公文書偽造や私文書偽造などの犯罪に当たると思うが、刑事訴訟法第239条第2項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定められていることに関して、県教育委員会としてはどう判断しているかとの質問がありました。執行部からは、服務監督権者である黒潮町教育委員会が警察に相談をしている。顧問弁護士の見解では、本事案は既に警察の知るところとなっていることから、同一事案について県教育委員会から重ねての告発が必要とは言えないとのことであったとの答弁がありました。

別の委員から、これまでの勤務において不適切な事務などはなかったのか、職場のサポート体制は十分だったのかとの質問がありました。執行部からは、採用当初から事務処理において不適切な部分が見られた。勤務先の市町村の総括主任と協力してサポートを行い、また本人の資質、能力の向上にも努めてきたが、不十分であったと認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、こうした教職員の不祥事の防止対策については、平成30年度第2回高知県総合教育会議において徹底的に議論をしたはずであるが、いまだに不祥事が止まらない。もう一度、知事及び知事部局を含めた総合教育会議において対策を考えるべきであると思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、現在県教育委員会の中でも原因や対策などについて協議を進めているところであるが、今後の総合教育会議の場においても、教職員の不祥事の防止について具体的な方法等を協議し、今後の方針について決定後、総務委員会において報

告するとの答弁がありました。

次に、令和5年度全国中学校体育大会高知県開催競技等について、執行部から、本年8月18日から25日にかけて、高知市及び安芸市において軟式野球、卓球、バドミントン及び相撲の4競技が開催され、1,800名以上の出場者による熱戦が繰り広げられた。また、県内外の競技役員や生徒役員、延べ3,404名の方々に大会運営への御協力をいただいたとの報告がありました。

委員から、関係者等に提供する飲物等については入札によって購入しているが、全国から多数の出場者や関係者が集う機会に本県のPRを行うという観点から、高知県産品に限定して入札を行うなどの議論はなかったのかとの質問がありました。執行部からは、大会の……

○議長（弘田兼一君） 止めてください。

（「議事進行」、「体調がちょっと悪そう」、「退席」、「整理をしてください」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 退席をされますか。ちょっと誰かお手伝いしてあげてください。

（体調不良の議員が同僚議員に支えられて退場）

○議長（弘田兼一君） 再開いたします。

○総務委員長（明神健夫君） 執行部からは、大会のオフィシャルスポンサーとの関係や経費的な制約から、今大会に関してはそのような議論は行われていなかったとの答弁がありました。

委員から、今後こうした大会等で大量の物品を購入し、提供する機会がある場合は、高知県産品を扱うことによりPRを後押しするという観点を取り入れてほしいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



修正動議、提出者の説明（議発第2号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」に対し、塚地佐智議員ほか5名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末377ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） ただいま御報告いたしました第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党のはた愛です。私は、今議会に計上されています議発第2号「第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」について、修正案理由説明を行います。

補正予算中、教育の充実に関わる学習支援プラットフォーム構築等委託料785万4,000円について削除の提案をいたします。

この事業は、令和6年から令和8年の3か年で1億9,608万6,000円の債務負担行為を設定しており、総事業費のうち県費は83.2%で、国費の割合は16.8%の事業です。

事業目的について県教委の説明では、県独自の学力テストやデジタルドリルでの学習結果などを教員の指導向上や子供たちの自主的な学習に生かし、また、きもちメーターによる児童生徒の気持ちを教員がデジタルで把握するシステムや、保護者もアクセスできるシステム、教員の業務負担の軽減にもつながる事業とのことです。

議案質疑の中で明らかになったのは、タブレットの持ち帰りにより、授業以外での学習行動の管理が強化されるということです。私たちはデジタル化の全てを否定しているわけではありません。時代に即した環境の変化として、情報共

有の面や事務処理の効率化などメリットがあるとの声も認識しています。

しかし、なぜ子供たちはデジタル化の中で、疲れるという声を寄せているのでしょうか。例えば、今回の補正予算によってバージョンアップされる一つに、児童生徒の気持ちをデジタルでつかむ、きもちメーターがあります。笑顔のマーク、悲しい等のマークがありますが、悲しいマークを押すと先生が来る、だからもう押さない、いじめに遭っていても悲しいマークは押さないとの声が寄せられています。

ほかには、高知市内の小学校の授業中に実際に起きていることを紹介しますが、高学年ではユーチューブの動画サイトに接続し閲覧する、R18指定のアニメを見ている、ひたすらゲームをする、これらは担任が聞き取りで履歴を確認して分かったことで、教育委員会が把握しているわけではありませんと現場の先生は話します。さらに、先生は、小学生がタブレットを持ち帰ることでこのようなことになるのは想定できるし、それを毎回調べることなどできません、恐らく今後も続くのではないのでしょうかと危惧を話してくれました。

また、保護者の話では、子供は持ち帰ったタブレットに向かって本読みを録音し、夜9時まで送信しなければならず、できなければ、先生から本読みを再度送るように連絡が来る、そこまでデジタル化をする必要があるのかという声が寄せられています。これらは、デジタル化がそぐわない現場の実態の数々です。

県教委に対し、このような学校現場や子供たちの声をどう把握されているのかと問いましたが、御指摘の意見は聞いていないとの答弁がされました。1人1台タブレットは県内では令和3年度から運用されていますが、メリットだけではなく、紹介したような問題点も存在しています。

この間の活用実態について、県教委からは、検証に必要な当事者への聞き取りなど、十分な調査がされたとの報告はなく、また持ち帰り仕事も減っておらず、教員の働き方改革につながっているとは言い難いことも分かりました。今後、継続して多額の経費を必要とするにもかかわらず、十分な議論と検証がされずにバージョンアップするのは非常に問題です。

本来、学校は先生が子供たち一人一人に向き合い、人間的な信頼関係を深めながら、また子供たち同士で励まし合い、学び合う環境が大切にされる場所ではないでしょうか。子供をデータで管理していく教育への懸念は、県内だけではなく全国的にも広がっています。

全日本教職員組合が今年9月6日に発表した2024年度文部科学省概算要求についての談話の中で、教育DXの予算が前年度から大きく増やされているが、端末使用による健康・学習面での影響や、子供や教員の情報収集とひもづけ、個人情報漏えいの懸念などが山積している。その中で、教育の市場化が一層進められている。また、教員の持ち帰り仕事を是認することにつながりかねず、働き方改革も在校時間の縮減にとどまる懸念があると指摘をしています。

私たち日本共産党は、教育的な観点よりも、経産省が主導する教育の市場化の流れが優先され、子供の視点や先生の視点からの問題の指摘が軽視されている現状や、根本的な教育課題の解決につながっていない点などからも、安易に進めることを認めることはできません。

まず県政がすべきは、デジタル化の検証ではないでしょうか。そして、一人一人の子供たちの個性を受け止め、向き合える適切な人員確保や、自ら考え、判断し、行動できる主権者の育成、また地域の社会と共に人間的関係性を育める、温かい学校づくりではないでしょうか。

教育の質につながる教員は、非正規ではなく

正規で採用し、真に教育が目指す人格の形成、つまり一人一人の自由で独立した精神、多様性が尊重される学校づくりの予算を確保することが教育委員会の責務だと考えます。

以上の点から、学習支援プラットフォーム構築等委託料を削除する修正案の提案理由といたします。(拍手)



討 論

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番西内隆純議員。

（14番西内隆純君登壇）

○14番（西内隆純君） 私は、自由民主党を代表いたしまして、議発第2号「第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」に反対する立場で討論を行います。

まず、冒頭に申し上げたいのは、我々大人は急速に変化する社会を力強く生き抜いていくための力、そうした力を子供たちに育む責任があるということです。今日、仕事でも家庭でもICTを活用することが日常となっております。この流れは今後ますます加速していくことが容易に想像されます。その中で、これからを担う子供たちがICTを当たり前に使って、課題の解決や新たな価値の創造を図っていくことのできる力を養うことは極めて重要であります。ま

さに学校こそデジタル技術を積極的に導入し、有効に活用することで、子供たちの可能性を大いに広げる場所でなければならないと考えます。

また、デジタル技術の活用が様々な業務の負担軽減や効率化に寄与することも疑いがないことです。教職員の多忙化が指摘される昨今、デジタルの力によって業務の改善が図られることは、教職員が本来やるべきだったけれどやれなかったこと、やりたかったけれどやれなかったことを実現させることにもつながります。

しかし、一方でこうしたことに否定的な声があります。1つには、教員が端末に向き合うばかりで、児童生徒と向き合う時間が減ってしまうという声であります。なぜデジタル技術を活用することが児童生徒と向き合う時間の減少に結びつくのでしょうか。教職員が一人一人の児童生徒と直接向き合い、その成長に深く関わることが極めて重要であることは言うまでもありません。その上で、極めて重要である一人一人と向き合うことを実現するための前提として、教職員に必要な業務の遂行をデジタル技術でサポートしていくという話ではないのでしょうか。

2つ目は、デジタル技術による業務の効率化よりも、ほかにやるべき働き方の改善の取組があるのではないかという声であります。教職員の働き方の改善に向けた取組が必要であることは、これまた言うまでもなく、様々な手だてを講じていかなければなりません。デジタル技術による業務の効率化も、その他の働き方の改善に向けた取組も、併せて実施をしていくべきものであり、片方は必要で片方は不要であるという話ではないと考えます。

将来にわたって児童生徒に必要なICTに向き合う力を身につけてもらうこと、そして教職員の業務の負担軽減や効率化をデジタル技術により図ること、これらを実現するために、いわゆるGIGAスクール構想が全国的に進め

られており、本県においても令和2年度には全市町村立学校において、令和3年度には県立学校において1人1台端末の配備が進められるなどの取組が進められております。

本年度の全国学力・学習状況調査によると、児童生徒に対して一人一人に配備された端末を授業でどの程度活用したかという問いに対して、ほぼ毎日と回答した学校の割合は、小学校では高知県で63.6%、全国で65.2%、中学校では高知県で72.4%、全国で62.6%、週3回以上と回答した割合も合わせると、いずれも約9割を占めます。もう既に本県においても全国においても、学校でのICT機器の活用は日常になりつつあると言えます。

そうした中、本県の1人1台端末の導入、展開を支える重要なツールとなり、コロナ禍のオンライン対応においても大きな役割を果たしたのが、本県独自の学習支援プラットフォームである高知家まなびばこです。県教育委員会によると、高知家まなびばこは1日1万2,000件ものアクセスがあり、多くの児童生徒や教職員が活用しています。児童生徒向けの教材や学習支援動画、教員向けの授業支援ツールといった学びの教材の提供はもとより、児童生徒がその日の自分の気持ちを入力する、きもちメーターという機能も搭載しています。

このきもちメーターは、児童生徒の心身の状況変化に教職員がいち早く気づき、迅速、適切な対応につなげることができるもので、不登校への対応など、様々な児童生徒が抱える課題の未然防止、早期把握に寄与するものとなっております。もとより様々な児童生徒の兆候を把握した際に、教職員が直接対応する必要があることは当然であります。しかし、その兆候を児童生徒の姿を目で見るのみでつかむのではなく、このきもちメーターが加わることで、より兆候に気づく場面が広がったという意味におい

て、学級運営等にも大いに貢献するものと考えます。まさに冒頭申し上げた、教職員が本来やるべきだったけれどやれなかったこと、やりたかったけれどやれなかったことを、デジタルの力で実現させる一つの代表例ではないでしょうか。

今回の補正予算で新たに学習支援プラットフォームに追加予定のスタディーログの機能にも同様のことが言えます。個々の児童生徒一人一人の学力の状況に応じて最適な指導を行うことが必要であることは、誰も否定はできないのではないのでしょうか。しかし、それを教員が実現しようとする、児童生徒の学力調査の結果や教材の進捗状況を集積し、それぞれの得意不得意な分野等を把握することが必要となります。そして、それを教員が一人一人手作業で行うことは多くの時間を要し、非常に困難を伴うことは容易に想像できます。

今回追加する機能は、高知家まなびばこにおいて、学力調査の結果やデジタル教材の学習結果等であるスタディーログを自動的に取得、蓄積し、児童生徒一人一人の得意不得意な分野や成長推移等の様々なデータを容易に分析し把握できるようにするものです。教員が個々の児童生徒に適した指導を行うための前提となる膨大な業務を、まさにデジタルの力で支援するものであります。

また、スタディーログは児童生徒にも有用な効果を発揮するものです。児童生徒がこれまでの自身の学習経過や現在の状況等を把握しやすくすることで、自主的、主体的な学びを一層深めることにつながるものと考えます。学力調査の結果やデジタル教材の学習の成果は、現在でも学校や児童生徒本人がそれぞれおのおの把握できるものです。しかし、今回導入するスタディーログ機能は、デジタルの力でそれら全体を集積し、児童生徒一人一人の強みや弱みを明

瞭に整理した形でフィードバックすることができ、教職員の業務負担を軽減した上で、まさに個別最適な学習を具現化するものであります。

以上のことから、今議会に執行部が提出しております本県独自の学習支援プラットフォーム高知家まなびはこの機能拡充等に関する予算につきましても、提案どおり認めるべきだと強く求め、議発第2号「第1号令和5年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」への反対討論といたします。何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)



採 決

○議長（弘田兼一君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する塚地佐智議員ほか5名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（弘田兼一君） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第12号議案まで、以上11件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、以上11件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第16号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末379ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第16号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田省司知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

第16号議案は、高知県人事委員会委員の高橋重一氏の任期が今年19日をもって満了いたしますため、新たに成瀬洋氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第16号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末380ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） 日程第2、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議

会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（弘田兼一君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第3号—議発第6号 意見書議案）

○議長（弘田兼一君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号から議発第6号 巻末382～391ページに掲載〕

○議長（弘田兼一君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第6号「下水サーベイランス事業の実施を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（弘田兼一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案」から議発第6号「下水サーベイランス事業の実施を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(弘田兼一君) 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



継続審査の件

○議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末393ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付する

ことに決しました。



○議長(弘田兼一君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(弘田兼一君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、経済の活性化をはじめとする基本政策など、着実に推進するための令和5年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。

議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方にも、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、この夏、4年ぶりの通常開催となるよさこい祭りが、70回目の節目の大会として盛大に行われました。また、先月末で放送が終了した連続テレビ小説らんまんによる効果もあり、県内にはにぎわいが戻ってきていると日々実感しております。一方、ロシアのウクライナ侵略などを原因とする物価高騰の県経済への影響は長期化が懸念され、大きな不安を抱く県民、事業者の方々もいらっしゃることと推察いたします。

執行部におかれましては、引き続き経済の活性化に加え、少子化対策と一体となった中山間対策など、県勢浮揚に向けた様々な取組に挑戦

し続けていただきますようお願いを申し上げます。

また、濱田知事におかれましては、この議会がこの任期最後の議会となったわけでございます。令和元年に知事に就任以来、新型コロナウイルス感染拡大というこれまでに経験したことのない状況の中で、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど、県勢浮揚に向けて終始精力的に取り組んでこられました。こうした知事の御努力、御功績に対しまして心から感謝を申し上げます。

さて、日ごとに秋の気配を感じる季節となっております。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様におかれましては、どうか健康に十分留意をされまして、県勢発展のため引き続き御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和5年9月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和5年度一般会計補正予算や知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ、中山間地域の再興や少子化対策、農林水産業の振興、教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。特に、今議会は県民の皆様から信託を受けた知事としての任期4年間における最後の議会であり、これまでの4年間の取組に対して様々な御意見や御提言を賜りました。厚く御礼を申し上げます。御審議の過程でいた

だきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で今後の県政の運営に努めてまいります。

本県を取り巻く状況は依然として厳しく、課題も山積をしており、県勢浮揚にはまだ道半ばであります。中でも人口減少対策については、今最も早急に取り組まなければならない課題だと考えております。そのため、若年人口の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、この3つの観点から若者にとって魅力のある仕事の確保、出会いの機会の拡充、子育て支援の充実といった幅広い施策を強化し、総合的に展開をしてまいります。

また、こうした取組が最大限に効果を上げていくためには、市町村や事業者の皆さんと連携をし協働をすること、共に働くという意味で協働することが何より重要であります。そのため、オール高知による政策展開を図っていくことによりまして、人口減少の負の連鎖を克服し、若者の希望がかなう、魅力あふれる高知県の実現を目指してまいります。

こうした人口減少対策をはじめとする県政課題に対しまして、正面から立ち向かうかじ取り役として、第1に、いきいきと仕事ができる高知、第2に、いきいきと生活ができる高知、そして第3に、安全・安心な高知という3つの姿の実現を目指しまして、県民の皆さんの御支持をいただけるのであれば、次の4年間も私自身が先頭に立って県勢浮揚を成し遂げたいと考えております。

改めまして、議員各位にはこの4年間、一方ならぬ御高配を賜りました。これまでの御指導、御鞭撻に対しまして心から御礼を申し上げます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員各位におかれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。私の閉会の御挨拶とさせていただきます。

令和5年10月13日

誠にありがとうございました。



○議長（弘田兼一君） これをもちまして、令和
5年9月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会